

18～19世紀仙台藩の災害と社会  
別所万右衛門記録

佐藤大介 編著

---

東北アジア研究センター叢書 第38号

---

東北大学東北アジア研究センター

At the Nexus of the Society of Sendai Domain under Disasters in the 18th to 19th Centuries  
The Analysis and Materials of Bessho Man'emon's Personal Records  
(CNEAS Monograph Series No.38)

Edited by SATO Daisuke

---

Copyright © 2010 by Center for Northeast Asian Studies, Tohoku University  
Kawauchi 41, Aoba-ku, Sendai City, Japan 980-8576

All rights reserved

<http://www.cneas.tohoku.ac.jp>

---

# 目次

刊行にあたって 佐藤 大介	1
<b>■解題・解説 佐藤 大介</b>	
解題 「天明三癸卯年凶作留」・「天保凶歳日記」と仙台藩士別所万右衛門	3
解説1 災害下の社会と人々―別所万右衛門「天保凶歳日記」を中心に	13
解説2 災害と政治―仙台藩 12代藩主・伊達斉邦の動向と人事から見る	31
附録1 天保4年～12年 仙台藩奉行・出入司・郡奉行任免表	56
附録2 天保4年～12年 仙台藩奉行・出入司・郡奉行就任者一覧	60
<b>■史料編 別所万右衛門記録 佐藤 大介編</b>	
凡例	
史料1 「天明三癸卯年凶作留」	(右) 1
史料2-1 「天保凶歳日記」一	(右) 28
史料2-2 「天保凶歳日記」二	(右) 74
史料2-3 「天保凶歳日記」三	(右) 140
史料2-4 「天保凶歳日記」四	(右) 183
史料2-5 「天保凶歳日記」五	(右) 246



## 刊行にあたって

佐藤 大介

近年、大規模な災害が頻発する中で、それに直面した人々がどのように危機に対応したか、また、被災から社会がどのような復旧・復興過程をたどり、新たな社会システムを築いていったのか、さまざまな学問分野で関心が高まる状況にある。

東北大学東北アジア研究センターでは、2007年度より「災害時の歴史資料保全における地域連携」研究プロジェクトを立ち上げている。ここでは主として宮城県および岩手県南の旧仙台藩領において、地震などの災害「前」に、地域に残された古文書などの歴史資料の所在を把握し、行政や地域住民と連携してその長期的な保存体制を構築するための実践と理論の体系化を通じた新たな学問体系の構築に取り組んでいる。この間、2008年6月14日には岩手・宮城内陸地震が発生し、被災地域における資料保全活動を通じて、多くの貴重な歴史資料を保全することが出来た。その一方、活動の中で保全された古文書資料の内容や、実際の保全活動に際して行政および資料の所蔵者、地域の方々との関係を積み重ねる中で、必然的に過去の災害における人々の対応についても問題関心を喚起させられることになった。

このような問題意識を踏まえ、本書では日本の近世社会に生きた人々が作成した災害記録の一つとして、日本近世の幕藩体制下での有力大藩であった仙台藩領における18～19世紀の災害記録を紹介することとした。そのことにより、本センターが所在する宮城県・東北地方の人々が、災害とどのように向き合ってきたかを明らかにするための基礎史料について利用の便を図ることが第一の目的である。

一方、近世の奥羽地域は、数度の飢饉など社会基盤そのものが揺るがされるほどの大災害を経験してきた。その地域に直接関連する史料を紹介することは、一地域の事例にとどまらず、日本列島における災害と社会との関係史を考察する上でも有益だと考えている。

本書では、今後の史料利用の便を図るため、冒頭に記録の伝来と筆者についての解題を付した。さらに、史料の記載内容について日本近世史学の視点から検討した解説二編を収録した。本書全体の内容が、災害と社会との関係について考察するための手がかりを多少なりとも提供できていれば幸いである。ぜひ多くの方々に利用していただきたい。

本書の刊行については、東北大学東北アジア研究センターにおける地域連携をふまえた研究活動を通じて実現することが出来た。プロジェクト研究代表の平川新教授を始め、スタッフ一同に心から感謝申しあげたい。原史料を所蔵する東北大学附属図書館には史料利用の便宜を図

っていただいた。仙台市博物館と仙台市史編さん室の両機関には原史料の解読や図版の掲載について御協力をいただいた。解読や解題・解説の執筆については仙台北下町研究会の皆様から貴重な御助言を頂戴した。史料編の校正には天野真志さんのお手を煩わせた。記して御礼申し上げます。

(付記)

本書は平成 20 ～ 22 年度文部科学省科学研究費・若手研究 B (課題番号 20720165) 「18 ～ 19 世紀における奥羽両国の地域間交流と地域形成」(研究代表者・佐藤大介) による研究成果の一部である。

## 解題

### 「天明三癸卯年凶作留」・「天保凶歳日記」と仙台藩士別所万右衛門

佐藤 大介

#### はじめに

本解題では、「仙台藩士別所万右衛門記録」として本書史料編で紹介する「天明三癸卯年凶作留」・「天保凶歳日記」の二種類の記録の伝来を確認した上で、記録者である別所万右衛門の来歴や社会的立場を確認する。その上で、両記録の概要についてのべることにしたい。

なお、以下の文章において、「天明三癸卯年凶作留」および「天保凶歳日記」からの引用は、記事の年月日のみを記して注記を略している。

## 1 記録の伝来と筆者

### 記録の伝来

本書で紹介するのは、東北大学附属図書館古典文庫所蔵の「天明三癸卯年凶作留」（請求記号丙A 1-11-14／史料1）および「天保凶歳日記」（同 丙A 1-11-15／史料2-1～5）の2種類の記録である。

各記録には、1929（昭和4）年11月29日付の、東北大学の前身である東北帝国大学附属図書館の受入印がある。各記録の見開き1丁目には、東北帝国大学の蔵書印とともに「菊田氏図書館」の蔵書印があり、「天明癸卯年凶作留」および「天保凶歳日記」五の最末尾には「仙台・任天堂書店」の印がそれぞれ押されている。ここから、記録は『仙台人名大辞典』（仙台郷土史研究会 1933年）の編者である菊田定郷氏（1868-1934）からの寄贈ないしは購入により東北帝国大学の蔵書となったと考えられる。菊田氏は「奥羽新聞」などの記者の後、1905年（明治38）前後に仙台新伝馬町（現・仙台市青葉区中央）で任天堂書店を開業し、その後1921（大正10）年より1929年（昭和4）までの2期仙台市議会議員を務めている<sup>(1)</sup>。

史料の現状について、いずれも元の記録本体に表紙および裏表紙が追加されたのち、東北帝国大学附属図書館への受入の際にさらに表紙が追加され、現在は現在は紙秩により保存されている。元々の史料に表紙を追加し、題箋を付したのは菊田氏である可能性が高い。

表題については、前者については元の史料本体の表紙および小口の部分に上述した表題が記されている。一方後者については「天保凶歳日記」一（史料2-1）の冒頭に示したとおり、「天保四癸巳年凶歳ニ附土用入ヨリ同五甲午歳作毛気候并天気附 同六年不作 同七年凶年 同八年不作 同九戌年」という長大な表題が記されている。「天保凶歳日記」という表題は、東北帝国大学への受入以前に付されていたと思われる表紙の題箋に、それぞれ「無範翁御直筆」という記録者の情報とともに記されたものである。その一方、各記録の小口部分には「天保日記 一（～五）」との記載も見られる。「天保凶歳日記」については、原題は「天保日記」であった可能性もあるが、小口への記載がどの段階で行われたかは不明である。本書での各記録名については、原本との対照の便を図るという点も考慮して、『東北大学所蔵和漢書古典分類目録』上巻（東北大学附属図書館 1976年）の登録名として採用された「天明三癸卯年凶作留」、「天保凶歳日記」を採用することとした。

一連の記録については、戦前から終戦直後にかけて旧仙台藩領の飢饉記録を精力的に調査・刊行した阿刀田令造氏がすでに所在を指摘していた<sup>(2)</sup>。しかし阿刀田氏自身がこの記録を利用することはなく、さらに戦後の『宮城県史』をはじめとする旧仙台藩領域の自治体史のなかでも活用されることはなかった。現時点では、菊池勇夫氏による近世飢饉史研究の中で、天明飢饉時の領主層による救済策を検討する素材として「天明三癸卯年凶作留」が利用されるにとどまっている<sup>(3)</sup>。記録量の多さに加え、史料の破損が著しいことも要因だと考えられる。特に仙台藩における天保飢饉のピークに当たる天保7年（1836）11月から12月にかけての部分については判読が困難な箇所が多い。しかし、全体的にはこれまでの仙台藩における関係史料で知られていなかった基本的な事実に関する記載が豊富に含まれている。本書で全文翻刻を行うのは、原史料の状態を考慮し、その保全を計りながら記載内容の利活用を計ることも目的としている。

### 記録の筆者

「天明三癸卯年凶作留」および「天保凶歳日記」については、口絵でも示したように筆跡が同一だと考えられる。すなわち、前者についても天保期に記載されたと考えられる。一方、「天明三癸卯年凶作留」の表紙には、「別所蔵図書印」との蔵書印があり、「天保凶歳日記」の記載の中に、「別所万右衛門」が藩に提出した届書や、万右衛門宛の達や御用状の写しが散見される。また、万右衛門が天保11年（1840）10月29日に「痘之症」を発症し、その後3ヶ月間生死の境をさまよい、翌年閏正月にようやく「本復」となったという個人的な情報も記されている。ここから、両記録に記された情報の収集と、特に「天保凶歳日記」にみられる社会情勢への論評を行った史料の記録者は、仙台藩士の別所万右衛門だと考えられる。

別所万右衛門家は、元和9年（1623）に大阪浪人から知行30貫文（300石）で召し出され

た別所蔵人家の七代孫左衛門が、延享元年（1744）にその弟・柳之丞へ知行5貫文を分与して別家立とした家である<sup>(4)</sup>。知行高について、文化10年（1813）時点での禄高ごとの分布を示した表1によれば、献金などで知行を与えられた百姓層である「凡下扶持人」を除くと下から4番目の階層に分類される。知行地については、天保4年（1833）9月21日条および同13年（1842）11月に提出した禄高書上から、5貫文のうち2貫717文分が磐井郡烏海村（岩手県一関市／旧大東町）に所在していた。このほかに知行所の所在に関わる記述はなく、残りの禄高については扶持米として得ていた可能性もある。現時点で仙台藩の禄高100石以下の下級武士の状況を知りうる数少ない史料である「仙台府諸士版籍」<sup>(5)</sup>および「伊達家世臣禄」<sup>(6)</sup>には、禄高50石の大番士（平士）として「別所万右衛門」の名が見られる。別所万右衛門家は、分家後も禄高を増減させることなく幕末期に至ったと考えられる。

（表1）文化10年「伊達家世臣」

知行	人数	備考
10000石～	8名	
1000石～	69名	
500石～	123名	
300石～	256名	
200石～	167名	
100石～	584名	
50石～	775名	別所万右衛門（50石・平士）
30石～	826名	
～30石	592名	
諸組士	912名	
凡下扶持人	5250名	百姓のうち知行を許された者
合計	9562名	

（注）『源貞氏耳袋』2より

大番士としての万右衛門は十番組に所属している（天保4年8月25日条など）。屋敷地は仙台北城下町の中にあったことが、天保7年（1836）1月に小人目付らから濁酒の密造改めを受けている記事からわかる。

万右衛門の家族構成については、天保4年8月25日に藩に提出した仙台藩士層に対する備蓄米調に対する届書（「天保凶歳日記」一）に、「家内上下十一人」との記載が見られる。この中には妻子と奉公人が含まれていると考えられるが、記録からはその具体像をうかがうことは出来ない。一方、同じ史料には「本家実兄」として「別所秀治」が、また「次男」矢野七右衛門家の「家内上下三人」を「幼少」であることを理由に後見しているとの記載が見られる。別所秀治は別所蔵人家の九代目であるが<sup>(7)</sup>、現存する家譜書上<sup>(8)</sup>によれば、文化3年（1806）12

月 3 日に父である栄治信昌の病死にともない家督相続を許可され、家譜を提出した文政 8 年（1825）時点で藩官僚としての役職経験はなかったことがわかる。万右衛門はもともと別所蔵人家の生まれで、何らかの事情で分家の別所家を継いだということであろう。一方、矢野七右衛門家については前述の「伊達家世臣録」に禄高 71 石の大番士として名前が見える。万右衛門の年齢については記録からは分からないが、文化年間に家督を相続する年齢にあった人物の弟で、天保四年時点で「幼少」ながらも他の藩士家の相続者となりうる年齢の子息も含め 2 人の子息があったという事実を指摘することができる。

万右衛門の役職については、天保 4 年 10 月 23 日の時点で「養賢堂倍合方御用主立」として、仙台藩校養賢堂の「御教育料」の家中への貸付に関わっていたことがわかる。養賢堂では、文化 6 年（1809）に学頭に就任した大槻平泉による改革の中で、経営基盤として学田 1 万 2000 石が附され、そこからの収入が運営費とされた<sup>9)</sup>。万右衛門は、養賢堂の経営や資金運用に関わっていたということであろう。

また天保 7 年（1836）10 月 20 日時点で、養賢堂の「算術指南役」にあったこともわかる。養賢堂での算術教育については、文化 8 年（1811）12 月より算法が課され、その際に算術指南役が設置されている<sup>10)</sup>。「算術指南役」とはこの算法指南役を指すと考えられる。この点と関連して、「無範軒」こと万右衛門が作成した算術書四点が、日本学士院に所蔵されている（表 2）。いずれも幾何や測量についての問題と解答を示したものであるが、中でも「無範軒算法考物下書」については、万右衛門が活動した時期を知る上で注目される。同書には文化 12 年（1815）5 月と翌 13 年 4 月に万右衛門が考案したと見られる設問について、「天保五年三月廿五日 屋形様養賢堂江被 入候節入 御覧ニ候考物下書」および「天保十四年八月廿三日 屋形様 養賢堂ニ被 入候節入 御覧ニ考物下書」と、「屋形様」すなわち仙台藩主の上覧に供したことが記されている。天保 5 年（1834）3 月 25 日の 12 代藩主・伊達斉邦の養賢堂訪問については万右衛門の「天保凶歳日記」にも記載があるが、万右衛門自身も算術書を献上していたのであった。天保 14 年（1843）については 13 代藩主・伊達慶邦に献上されたものである。万右衛門は文化 12 年以降算術家としての活動を行っており、天保年間には養賢堂算術指南役として、伊達斉邦、慶邦の 2 人の藩主へ進講を行うほどの学識を備えていたのであった。

なお、日本学士院所蔵の万右衛門算術書には全て昭和 4 年度（1929～30）の整理ラベルと新たな表紙が追加されているが、「無範軒別所万右衛門解草」の表紙には、典拠は不明ながら「仙台藩士戸板保佑門人」との追記がある。戸板保佑（1708-84）は幕府と朝廷による宝暦の改暦に参加し、西洋暦の研究にもあたった仙台藩の天文学者である<sup>11)</sup>。特に「天保凶歳日記」には日々の詳細な天候や暦の記述が見られ、万右衛門と仙台藩天文方との交流を推測することもできるが、この点については今後の課題としておきたい。

(表2) 日本学士院所蔵 別所万右衛門の算術書

目録番号	表題	備考
3440	括術術解 大尾 四十一問	別所万右衛門考之
5496	無範軒算法考物下書 乾・坤	別所万右衛門考之 <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化十二年五月十三日考</li> <li>・同 十三年四月下旬考</li> <li>・天保五年三月廿五日入 御覽考</li> <li>・同十四年八月廿三日入 御覽考</li> </ul>
5497	無範軒別所万右衛門解草	

(備考) 目録番号は『日本学士院所蔵 和算書総目録』(岩波書店 2002年)による。

万右衛門の人間関係については、化政期から天保期における仙台藩の儒学者である桜田欽斎(周輔・虎門/1774-1840)との関係も、「天保凶歳日記」の断片的な記載からうかがえる。天保5年6月21日に出された12代藩主伊達斉邦による「学問一統御引立」の若老触を、万右衛門は桜田周輔より廻状をうけ「社中之衆」への回覧を依頼されている。翌天保6年8月には、「桜田欽斎先生」からの情報として、鎌先温泉(宮城県白石市)での入湯の帰路、岩沼宿(宮城県岩沼市)で伝聞したという、前の月に発生した領内の大洪水予知に関する風聞を記している。桜田欽斎は文化4年(1807)に儒官に登用されたが、養賢堂の教育方針をめぐる大槻平泉と対立し、文化9年(1812)に下野して結社を盟約している<sup>(12)</sup>。「社中」という表現からすれば、万右衛門が欽斎の門人であった可能性もあろう。

万右衛門と藩の行政運営に関する役職との関係については、天保7年(1836)10月21日条に「考役仮役」として「御救助方引切」と、飢饉救済への専任職としての勤務を命じられたとの記載がある。ところが、2ヶ月足らず後の同年12月9日には、他領米買付のためと思われる越後行きを差し止められ、直後に職を免じられている。以上の記載のほかには役職への就任に関わる記載は確認できない。18世紀後半以降の仙台藩において、特に小禄の給人層や扶持米取りの藩士たちが藩の財政難や飢饉による収入減に直面し、役職への就任にともなう役料の確保が生存に直結したという指摘<sup>(13)</sup>をふまえれば、万右衛門は飢饉時において生存を脅かされる藩士たちと意識を共有しうる立場にあったと考えられる。このような無役の武士層の動向については、従来の飢饉研究では必ずしも十分に位置づけられてきたとはいえない。18世紀末以降の仙台藩においてはこのような武士層の生存維持が藩政に大きな規定性を持ったとする指摘<sup>(14)</sup>もふまえ、下級武士にとっての飢饉という視角から分析する上での格好の素材だとい

える。

ところで、菊田定郷氏が付したと思われる代箋に「無範翁御直筆」と記されていることは前述した通りである。この「無範翁」が万右衛門を指すことは、現存する4冊の算術書からも確実である。一方で「無範」について菊田氏編の『仙台人名大辞典』では、「別所直栗（ベッシヨ・ナオノリ）」に比定している。同人の項は次の通りである。

「藩士・字は子寛、忠左衛門と称し、櫻田鼓缶子（仙台藩儒者桜田欽斎／筆者注）の高弟にして無範翁と称す、養賢堂に学び、書生主立となり、後ち奉行物書役より御刀奉行に累進す、明治十七年六月十日没す、享年六十四、仙台半子町寿徳寺に葬る。（「仙台風藻」）  
（傍線佐藤）

この記述について、没年から逆算すると逆算すると別所忠左衛門直栗は文政3年（1820）生まれ、天保4年（1833）時点では13歳ということになる。「無範」を別所忠左衛門に比定することは、前述した文化12年の算術書の存在、さらに前述した2人の子息の存在を考えれば誤りだと考えられる。辞書項目は、典拠として示されている今泉寅四郎（篁州）編による旧仙台藩士層の漢詩集『仙台風藻』（1912年）の「別所直栗」に関する記事をほぼそのまま引用したものであるが、ここには「別所直栗」が「無範翁」であるとする記述はない。「無範」を別所忠左衛門に比定した論拠は今のところ不明であるが、桜田欽斎や養賢堂との関係などについては、おそらくは万右衛門と忠左衛門の事項が混同されているとも考えられる。

別所忠左衛門については、安政3（1856）～6（1859）年頃の仙台城下町を描いたとされる『安政補正改革仙府絵図』<sup>(45)</sup>の中では、北一番丁横町に「別所忠左衛門」の屋敷が確認できる。万右衛門と忠左衛門が同じ「別所」姓であること、前述したように万右衛門には矢野家に養子に出した「次男」のほかに、嫡子と考えられる男子がいると考えられることから、両者は親子関係にあることも推測される。その場合、安政3年以前に家督が交替したことが絵図の記載に反映しているということになるだろう。

以上の考察を踏まえ、本書では一連の記録を「別所万右衛門記録」と称することとした。

## 2 別所万右衛門記録の概要

ここでは、「天明三癸卯年凶作留」および「天保凶歳日記」の概要について確認する。

### 「天明三癸卯年凶作留」（史料1）

前述の通り、仙台藩における天明3年（1783）から翌4年にかけての飢饉に関する記録であ

る。

この記録については、大まかに二つの部分から成り立っている。前半は仙台北下町の大町商人方（名前の記載はない）に伝来した記録を「後世子孫凶年之節」の心得のために筆写したものである。ここでは寛永14年（1637）および同18年（1641）の「大飢死」と、宝暦6年（1756）の「凶年」と天明3年の「大凶年」に伴う仙台東照宮祭礼での「渡しもの」（山車）の巡行中止について触れる形で、仙台藩領における飢饉発生年について概観される。続けて天明3年9月から翌年7月までの期間に藩や城下町役人から出された触書、この期間の米穀および諸品の相場がおおよそ1ヶ月に1～2回の頻度で記されている。また、天明3年10月以降に城下町商人が実施した手当銭支給と思われる「引銭」の各町ごとの実施主体と金額についての詳細な記載も見られる。

その一方で、この部分には朱書での追記が多く見られる。触書や相場情報、飢饉下での社会状況など、大町商人による元の記録の情報を補ったり、新たに書き加えられた内容が含まれている。一例として、天明3年9月16日に発生した、城下町商人で藩財政の責任者たる出入司に登用されていた安倍清右衛門宅の打ちこわしについての記事が挙げられる。大町商人による元の記録には「押込」が発生した事実が簡潔に記されているのに対し、追記部分では安倍清右衛門邸の屋敷や塀、長屋、門が破壊され、翌日から「三四日」の間に見物人が「群集」したこと、さらには城下北一番町木町通角（仙台市青葉区）の安倍屋敷での打ちこわしの騒音が、現在の距離で2キロほど離れた小田原町（仙台市宮城野区）まで聞こえたという具体的な様子が明らかになる。一方、打ちこわし後に安倍清右衛門の弟惣兵衛より800両の献金がなされ、それにより下級藩士への「御切米」（扶持米）支給を何とかまかなうことが出来た、という内容も記されている。

また、菊池勇夫氏が本史料などから天明飢饉時の仙台藩七代藩主伊達重村の正室年子（惇姫・観心院）による救済手当の支給について明らかにしている<sup>(16)</sup>。その点についての記載内容を確認すると、元の大町商人の記録には天明3年10月27日付で触出された「御心痛」と救済への一致協力を求める触と、翌4年1月15日の「窮民御救」の割り当てに関する触が書き留められる。一方追記部分では、天明3年12月29日夜の「姫君様」による「軽き者」に対する手当粥支給の実施について、当時の奉行職であった中村日向から「何様ニ被相通候ハハ、早ク不残相通可申」と、救済実施を迅速に通達するための方法を諮問する「御談」をうけ、城下の各町ごとへ「一丁触」で通達する旨の議論がなされたとある。翌1月10日には「別段之思召」により手当が実施されるため、「渴命ニ相及」者を藩まで届け出るように触れ出されたことも追記から判明する。

このほか、朱書部分では「此節倒死人、首縊り人、川流等所々在之、世上大騒動也」（天明3年12月の項）といった飢饉状況や、「宿守其外町屋極貧之者」への救済（天明4年正月の項）

のような町方での救済の実態についての記載も見られる。とはいえ、全般的には藩からの触出や城下町での穀改、さらには扶持米の支給状況に関する記載など、藩士層の視点や利害に関わる点の記載が多い。朱書については、元々町方に残されていた記録を筆写する中で、万右衛門が仙台藩士としての立場から、特に藩士層の生活に関連する情報を補足したものだと考えられる。

この推測を裏付けると考えられるのが、大町商人記録の筆写箇所が続く部分である。最初に「天明三年十月ヨリ同四年六月迄 御扶持方被相渡候調」の表題がある記録が記されるが、ここでは天明3年10月から翌4年12月までの藩士に対する扶持米支給の状況が各月ごとに記されている。これに続けて、仙台藩が幕府の許可を得て翌4年3月から通用を開始した銀札および銅銭「仙通通宝」<sup>(17)</sup>の発行に伴う物価変動、天明4年4月10日の知行借上といった記事がある。いずれの内容も、扶持米取を中心とする下級の仙台藩士にとっては生存に関する重大な関心事であったことはいうまでもない。記録の末尾には、破損のため解読できない部分もあるが、「餓除法」と称する飢饉に際しての非常食の製法が記されている。この記事も、飢饉状況に陥った際、無役の下級武士の生命が危機にさらされること、その中で生命を繋ぐための手段に関する情報に関心を寄せていたことを示唆するものであろう。

万右衛門による追記部分については、このほかにも天明4年3月から4月の状況として、「悪風」(流行病)の発生、死人の処理、小泉河原(仙台市若林区)での施粥への群集といった飢饉の被害状況も記されている。しかし、記録全体としては、このような被害状況を記すというよりは、物価変動や藩による救済策、藩士への扶持米支給の状況といった、下級藩士層の生活や利害に関する情報の記録により力点が置かれていると考えられる。

なお、本記録の冒頭には「附録」と記されている。この記載は大町商人の記録に元々記されていた可能性もあるが、万右衛門が天保飢饉を経験する中で、「天保凶歳日記」の「附録」として、天保飢饉時に自らが置かれた状況をふまえ、現状と比較するために藩士層の生命維持に関する情報を中心に記録を編集したとみることもできよう。

### 「天保凶歳日記」(史料2—1～2—5)

本記録は5分冊になっている。時期は天保4年(1833)正月から、天保15年(1844)2月に出された仙台領における「禁字」規定(原本は破損、年代は『源貞氏耳袋』2所収の同触にて確認)までが記されている。ここから、「天明三癸卯年凶作留」も含めた記録の成立時期は天保15年(弘化元年)以降だと考えられる。

表題については、前述したとおり、5分冊の最初の1冊目に「天保四癸巳年凶歳ニ附、土用入ヨリ同五甲午歳作毛氣候并天気附 同六年不作 同七年凶年 同八年不作 同九戌年」と長大な表題が付されており、2分冊目以降には表題はない。原本を見ると、小口部分が切りそろ

えられた痕跡が確認できる。元々 1 冊だった記録が、5 つに分割されて製本されたという可能性も指摘できる。

また、原題の「作毛気候并天気附」という内容からは、一連の記録が元々は作柄や気象の変化を記録することを目的として作成されたということをおうかがわせる。その記述通り、全般に気候に関する記述がきわめて詳細である。特に天保 4 年夏以降から天保 10 年（1839）については、毎日の気象が、一日の中での変化も含めて記録されている。天保飢饉時の気候変動に関して、詳細なデータを提供する内容だといえよう。

そのことに加えて重要なのが、天保飢饉下の社会状況や藩政の動向に関する記載、さらには「世評」や「私日」などという形で、万右衛門や藩士層、城下町を中心とする領民たちによる当時の藩政への論評も記されていることである。時に手厳しい内容が含まれていることから、一連の記録が公開を前提に作成されたものではないことをうかがわせる。

仙台藩では、藩の正史たる『伊達治家記録』が、6 代藩主伊達宗村（1718 — 86）の事績を記した「忠山公治家記録」以降、藩の事業としては編纂が行われなかった。さらに戦災により藩庁文書の大半が失われたため、特に近世中後期の藩政の動向については、いまだに史実の発掘を積み重ねてゆく段階にあるといえる。万右衛門の記録は、仮に藩庁文書などの公的記録が残っていたとしても知りえなかったような記載も豊富に含まれており、天保期仙台藩の政治状況を解明するための手がかりを提供する史料だと考えられる。

また、万右衛門の屋敷があった仙台城下町の出来事に関する記載も多い。仙台城下町に関する記録も戦災で多くが失われており、下級藩士の視点からではあるが、天保期の城下町の人々の動向もある程度具体的に明らかにできる史料としても貴重だと考えられる。

## むすびに

以上、仙台藩士別所万右衛門が残した 2 種類の記録について概観してきた。いずれも 18 ～ 19 世紀の仙台藩における災害と社会との関係を考察する上で重要な内容が含まれているといえる。特に「天保凶歳日記」の内容については、筆者の別所万右衛門が、養賢堂の算術指南役として、さらには 50 石の禄高をもつ下級藩士としての生活を送っていた同時代の社会状況を記録したと考えられる点で注目される。そこで、稿を改めてその内容をさらに詳しく検討することとしたい。

## 注

- (1) 『宮城県図書館和古書目録』宮城県図書館、1991年。
- (2) 阿刀田令造『天明天保における仙台の飢饉記録』無一文館書店、1932年。
- (3) 菊池勇夫『飢饉の社会史』(校倉書房 1993年)。
- (4) 『伊達世臣家譜』(復刻版 宝文堂 1975年)、坂田啓『私家版仙台藩士事典』(共栄出版、1996年)より検索した。
- (5) 『仙台叢書』6(復刻版 宝文堂 1971年)所収。
- (6) 『仙台藩歴史事典』(仙台郷土研究会 2002年)所収。
- (7) 前掲坂田注(4)書。
- (8) 「家譜書上 別所秀治直良」、宮城県図書館所蔵。
- (9) 鶴飼幸子「大槻家の人々」(『宮城の研究』5 清文堂出版 1983年)。
- (10) 「養賢堂沿革年表」『仙台市史』(旧版)4 別編2(仙台市 1951年)。
- (11) 黒須潔「戸板保佑の一代記」(前編)、「同」(後編)『仙台郷土研究』269-270、2004-5年)。
- (12) 平重道「仙台藩の勤王家桜田良佐について」(『宮城県根白石村史』根白石村 1957年、のち同著『伊達政宗・戊辰戦争』宝文堂 1969年所収)。
- (13) J.F.モリス『近世武士の「公」と「私」 仙台藩士玉蟲十蔵のキャリアと挫折』清文堂出版 2009年)。
- (14) 前掲注(13)モリス著書。
- (15) 高倉淳ほか編『絵図・地図で見る仙台』(今野印刷 1994年所収)。
- (16) 前掲注(3)菊池著書。
- (17) 伊東信雄『仙台郷土史の研究』(宝文堂出版、1979年)

### \*追記：仙台藩士・別所万右衛門について

別所万右衛門については、2010年2月の出版後、その末裔である別所直紀氏より、生没年や家系図についての教示を得た。万右衛門の実名は直寛で、寛政7年(1795)生まれ、弘化元年(1844)没。ここから、天保4年(1833)の時点では満37歳で、その死の前年・天保14年(1843)まで記録を付けていたということになる。また、別所忠左衛門直栗は、万右衛門直寛の嫡子ということであった。『仙台人名大辞典』の記載は、両者の事績を混同したという可能性もあろう。(2020年7月 佐藤大介)

## 解説 1

### 災害下の社会と人々―別所万右衛門「天保凶歳日記」を中心に

佐藤 大介

#### はじめに

解題でも述べたように、別所万右衛門の記録にはこれまで具体的に考察されることがなかった、19世紀仙台藩政の動向を解明するための手がかりとなる記述が豊富に含まれている。

ここでは、「天保凶歳日記」の内容を紹介しながら、災害の具体像と、それに直面した社会の対応という観点から藩政の動向を明らかにしてゆく。そのことで、従来正面から取り上げられることのなかった天保期の仙台藩政について考察を進める上での手がかりを提示することを目指すこととしたい。なお、本稿での史料引用については注記のないものはすべて「天保凶歳日記」一～五の当該記事からの引用である。

#### 1 天保期仙台藩領での災害の諸相

万右衛門の記録には、天保年間に仙台領内外で発生したさまざまな災害についての記録が見られる。ここではその中から天保4年および7年夏の気候と、天保6年6月28日の大地震についてその内容を概観する。

##### 天保4年・7年夏の気候

天保飢饉に際しての仙台藩の気候については、天保4年（1833）および天保7年（1836）に長雨や、現在「やませ」と呼ばれる北東風を原因とする冷夏の状況が明らかにされている<sup>(1)</sup>。天保飢饉については、近世の同時代において天保3年から同10年までの長期間におよぶ凶作との認識があったとされる<sup>(2)</sup>。この期間の全体をカバーする別所万右衛門の「天保凶歳日記」にも気候の変化が詳細に記されている。ここではこれまでの研究にも学びつつ、天保4年および同7年の4月から9月までの晴・曇・雨の日数を表3にまとめた。

前述したように、「天保凶歳日記」の元々の目的は気候の把握にあったと考えられる。万右衛門の一日の時間認識は、おおむね「朝（未明も含む）」、「昼」、「夕方・晩」、「夜（夜中、暁

も含む)」の4つに区分されている。天候や風向の変化は、この4区分、さらには時刻ごとに記録されている。あわせて、気温の変化についても綿入、裕（気温が冷涼なとき）と単物、帷子（気温が温暖な時）の着脱の状況から把握できる。天候については、1日ごとの変化が前述の4つの区分で記されていることが多いが、ここでは1日の中でもっとも長時間を占めた天候とした。また、1日の中の気候がおおむね同時間と考えられる場合には悪い方を採用している。

表からは、いずれの年においても日照不足と長期間の雨という天候不順が改めて確認される。特に天保7年6月は晴天がわずか2日であった。また稲の出穂期にあたる（旧暦）7月も、いずれの年も月の3分の2以上が曇ないし雨という状況であった。

このような天候をもたらす要因として、現在では「やませ」と呼ばれる北東風に求める認識が、すでに近世期にあったことも明らかにされている<sup>(3)</sup>。当該期における「東風」あるいは「北風」、「東北風（北東風）」の出現回数は表4の通りである。この風が寒冷をもたらすことについては、天保7年8月2日の記事に「二日朝天気よし、暑も御座候処、昼後より俄東北風ニ相成、寒風相催」と、暑気から一転して寒風が吹く様子を描写していることから、万右衛門自身も認識していたと考えられる。なお「東風」の呼び名について、夏の天候ではないが、天保4年12月24日条には「北東風甚々敷<sup>こち</sup>」のように読み仮名が振られている。仙台城下町における呼称が、岩手県から三陸沿岸地域と同様<sup>(4)</sup>、「北こち」、「こち」であったことを示している。

天候不順に関する認識については、後述する稲の生育状況に加え、動植物の発生状況に関する記載からもうかがうことができる。植物については、桔梗や萩など秋の草花の発生の早さ（天保4年6月18日、7年9月29日、9年6月2日など）が記される。また、天保4年11月には黒川郡と加美郡の「山路」に「餓死草」が発生したり、竹が実を付けたことを「凶年之兆」として、両郡の村々で騒動状況に陥っていたという。

(表3) 天保4年・天保7年夏の天候

年	晴	曇	雨	備考
天保4年6月	5	14	5	
7月	5	18	7	
8月	14	9	6	
9月	12	13	5	
天保7年4月	13	4	10	記載なし3
5月	9	11	5	記載なし5
6月	2	17	11	
7月	8	8	14	
8月	10	11	5	記載なし3
9月	11	13	6	

(表4) 天保4年・7年夏「東風」の記録

年	「東風」「北東風」の日				
天保4年6月	12	14	15	23	24
7月	1	2	3		
8月	1	12			
9月	1	11	13		
天保7年6月	17	18	21		
7月					
8月	2	7			
9月	6				

動物については「夜ハ蚊も不足、蠅も不足、蟬一円鳴キ不申」（天保7年6月16日）のような夏の昆虫の少なさを指摘している。天保7年8月1日には「鈴虫八月朔日<sup>(欠字)</sup> 公義御献上も、不生候ニ付相止候」とある。仙台藩が八朔に合わせ、歌枕でもある「宮城野の萩」にちなんで鈴虫を幕府に献上していたことがわかるが、天候不順は鈴虫を通じた幕藩間の儀礼関係にも影響を及ぼしていたのであった。

### 作柄と万右衛門の認識

飢饉の原因は複合的な側面があるとはいえ、その大きな要因が米の不作であることは疑いない。記録にも当然のことながら稲の作柄に関する記載が多く含まれている。

作柄情報は、万右衛門の知行地のあった磐井郡鳥海村で、給人領主の年貢徴収業務を担当する地肝入からの直接情報を得ている。それに加え、城下町に伝わる領内各地の状況、さらには万右衛門が自ら城下町周辺の農村を廻り、農民からの聞き取りや、稲の生育状況を直接観察して把握に努めている。万右衛門は天保6年閏7月16日の田畑検分では「穂先長キ所弐百餘、粒短キ所百五十六粒<sup>(虫損)</sup>」もの等在之候」と、稲穂についての実の数までも観察して作柄を判断していた。知行主としての収入に直結するという点に加え、解題で述べた学田1万2000石を有する養賢堂の財務担当と考えられる「倍合主立」としての関心も反映していたとも考えられよう。

ここでは上記の各年についての作況に関する記述を確認しておきたい。

#### ①天保4年

天保4年については、土用入の6月4日を経ても曇の日が続き、栗原郡金成より「先々」の地域、特に胆沢郡では作柄の悪化が予想されていた。7月3日には「世上飢渴ノ憂アリ」と、飢饉の発生が憂慮される世情になったという。

稲の生育については、当初は百姓の間で「稲草生よる敷」（7月11日）という観察であった。しかし、万右衛門はその後自ら城下町近在の田地を観察して、稲の不作状況を記録している。8月4日に見分した宮城郡国分近辺の田地については、「稲一円花かけ不申」ため中稲と晩稲には「実入」のない状態であった。同月15日の名取郡では「青立皆無」の地が多かったという。さらに8月21日には万右衛門の知行地がある磐井郡鳥海村からの飛脚で、同所では「種・夫喰も無之程」であり、天明3年よりも「遙ニ不作」だという「老人」の話を記している。そのため、万右衛門の知行高2貫718文は、「苗代地」の77文分を除き「一円青立皆無」と、事実上収穫がないという大不作に陥っていたのであった。磐井郡東山では穀類を一切食することが出来ず、栄養失調の症状を示す「人色青ク」なった人々が出たという情報も記している。

万右衛門が8月28日に訪れた黒川郡の村々では「三四分」から「半分」の作柄であり、富

谷新町（宮城県富谷町）では新穀を食していた。また、9月4日に前述した宮城郡国分の田地を採訪したところ、8月時点よりは実入りが「忒三分」ほど増していたという。領内でも凶作の度合いが様々であったようだが、藩領北部を中心とする不作で、同年の損亡高は75万9300石余り<sup>(5)</sup>に至ったのであった。

ところで、万右衛門は同年11月ごろの風聞として、「来年も不作」になるという「御百姓共」の「申出」を書き留めている。それによれば、奥郡を指すと考えられる領内「奥在」では種籾が確保できず、「南方之種」が移入されていた。しかしそれでは「土地不習レ」のために収穫が見込めず「一統食物なし」となって「働キ不丈夫」になると、農作業を行うための体力維持が出来ない状況に陥るとする。その上、米穀確保のため年貢を「強ク御取立」るだろうから、百姓衆は「弥増人氣あしく」なるという「三ヶ條之不揃」のため翌年も不作になり「兩年之飢饉」となるだろうということであった。広大な仙台藩領内部で、地域ごとに異なる品種の作付けが行われており、その品種に応じた地域ごとの農業技術が確立していたことを示唆する内容である。あわせて、百姓たちが不作を天候不順だけではなく、不適な品種の移入、そのことによる食料不足の発生と栄養状態の悪化にともなう労働維持の困難、さらには収入確保を目指す藩農政に対する百姓衆の反発という、人為的な要因に起因すると認識している様子が端的に示されている。このような状況をもたらす背景について、19世紀仙台藩農政の状況を具体的に解明する必要があるが、万右衛門は「扱氣之毒之唱」と百姓衆の置かれた状況に同情を寄せるのであった。

## ②天保7年

天保7年は5月に入り天候不順が続いた。6月6日の土用入でも「呼吸之息ミヘル」ほどの低温であり、万右衛門は「天保四巳ノ年凶年よりも不気候、恐入候事ニ御座候」（同11日）と気候不順を憂慮していた。低温と長雨は7月下旬まで続き、人々の間では「誠に以凶年」との憂慮が広がっていた。同月28日には「世間凶年決定、天明之飢饉より増ニ成可申」と、天明飢饉以上の被害となるとの予測が共通認識となっていたのであった。

万右衛門は7月29日には苦竹（仙台市宮城野区）、8月2日には「嵐もよふ」の天候をおして伊勢堂下（仙台市青葉区八幡・国見）の田地を検分している。苦竹では出穂が「三分の一」から「五分の一」となる一方、「雨朽ニ相成、腐」った稲の様子を記すとともに、「天気計を待居」る百姓達の様子に「心痛恐入」と同情している。伊勢堂下では全く出穂を確認できず、万右衛門も「始而当時頃出穂無之田を見申候」と記すほど、これまで経験したことのない生育状況であった。ここから「天保四年之凶作ハ、凶年ニ無之もの」と、天保4年以上の不作を予測している。8月7日には再び苦竹を訪れた万右衛門は、「暑氣無之、不気候」と冷涼な気候が原因で、開花した稲でも実を結ばなかった旨を「百姓衆」から聞き、万右衛門は「真に餓死

ニ至」るであろうと「悲歎」している。同月 10 日には、万右衛門の知行地より「青立皆無」と、天保 4 年に続き収穫が全く見込めないという状況が伝えられたのであった。

天保 4 年および 7 年の天候不順における万右衛門の認識は、基本的には米穀生産者の側に立ち、彼らの生業と生活の維持に対する危機意識を共有していると考えられる。万右衛門は知行主として、知行地の百姓層の生業と生活を保障する立場にあった。さらに、天保 4 年 11 月の不作をもたらす人為的な要因に関する百姓衆からの聞き取りなどから、万右衛門は凶作が武士と領民との関係に及ぼす影響を構造的に認識していたと考えられる。万右衛門ら下級武士の収入は、知行地の年貢や扶持米の給付など、領内の米穀生産者たちに支えられていた。万右衛門は、凶作に伴う万右衛門ら藩士層の生活を維持するための対応が、結果的に米穀生産者の負担に直結し、両者の対立を招くという当時の政治状況を認識した上での憂慮であったと考えられよう。

### 天候不順と人々—天気祈願の諸相

凶作をもたらす天候不順を解消する試みとして、様々な形での祈願がなされたことが明らかにされている<sup>6)</sup>。天保期の状況について、万右衛門の記録からいくつか記事を確認しておこう。

天保 4 年夏の気候不順に対し、藩により 6 月 14 日より晴天祈願が行われている。領内 9 か所の寺社で実施するというもので、19 日には白石領主片倉小十郎（一家・1 万 8000 石）や出入司（他藩の勘定奉行に相当）が「一ノ宮」（塩竈神社）に藩主の代参として下向する一方、郡奉行衆が加茂神社（仙台市泉区）で「御膳献上」を実施したとある。この祈祷は 22 日まで続けられた。天保 9 年には国許に下向した藩主伊達斉邦自らが各地の寺社を参詣しているが、この点については解説 2 で述べることにする。

天保 7 年には、国分白髭山（仙台市青葉区）での流木が不気候の原因だとして、農民たちによる争いがあったことが知られる。万右衛門の記録にも、6 月 18 日から 20 日にかけての白髭山および柴田郡千人沢における流木の差し止めを巡る動向が記されている。

一方、これに先立つ 6 月 12 日には、城下町で「天気祭り」と称した行列が行われている。山伏の先導により、老若男女が裸に禪の姿で、辻々で法螺貝を鳴らし「ヤアヤア」と鬨の声を挙げながら練り歩いた。大町五丁目からは天狗、南町からは米俵、二日町からは蝉、荒町からは「たい」の練り物が出され、「アツノアツノ」と声を出して往還を通行したという。仙台城下町においては、各町を単位に住民が結集して天気祭りが実施されていたのである。

天保 9 年（1838）の夏も気候不順となったが、7 月 16 日には亀岡八幡宮（仙台市青葉区）の社家頭であった山田土佐守を筆頭として、社家衆が総出で「自分入用」、すなわち自費での祈祷を実施している。山田は翌日より晴天になるという「神霊御告」を受けたという。山田家では天明飢饉時の同 3 年 8 月に祈祷を行い、翌日から天候が回復したことによって、結果的に

は祈祷が成功したという評価を得ていたという<sup>7)</sup>。万右衛門の日記にも「天明之度」において祈祷が奏功し知行1貫文の加増を得たことが記されており、この度も天明飢饉時と同様の「其術」を用いると主張していたという。万右衛門はこの動きに対して「此度ハ如何様被成下候哉」との認識を示している。万右衛門が毎日の天候記載や、稲穂の粒の詳細な観察による作況判断など科学的な視点を持ちつつも、神仏への祈願によって気候制御を実現することに対して一定度の期待をよせていたことがうかがえよう。

### 天保6年の大地震

天保6年(1835)6月25日(旧暦)に仙台領などで発生したことが確認されている大地震については、地震調査研究本部により、三陸沖を震源に約30年周期で発生する「宮城県沖地震」だとされている。この天保6年大地震について、万右衛門の記録には次のように描写されている。

一、六月廿五日辰四刻、土用入、朝大曇ニ冷氣ニテ、裕着用、又ハ単物着用之者半アリ、尤朝之内呼吸息(イキ)少々ミユルナリ、昼九ツ時より雨降相止、昼七ツ時後、雨少し晴、大地震五六動、当時之人無覚大地震と云、据エ釜湯六七分目迄ユレコホル、道路之人、不能歩行、土蔵不残損破ニ及フ、或壁ワレ、或ハ鉢巻落、或ハ腰瓶破ル、家作曲リ、又ハ損シノタメ、戸障子不明也、普請丈夫程破損多し、小家又ハ破家之類無大破、所々石垣之分石抜、破損多し、所々怪我人多し、諸々銘々家々破損計無限リ、御城辺御蔵不残破損、石垣之分所々大破、〔寛政五丑年正月七〔<sup>(虫損)</sup>〕〕四十三年前正月七〔 〕震、御破損之調ニ、大略御上向同断と云、

これによれば、当日は「昼七つ時後」(午後4～5時)に数度の激しい揺れが発生した。万右衛門ら当時の人々にとっては全く未経験の振動であったという。揺れにより据え置き釜に入っていた湯がこぼれたり、路上の人々が歩けなくなるほどの大きな揺れであったことが記される。地震により城下町では全ての土蔵が壁のひび割れ、鉢巻の剥落など何らかの破損を受けた。人の居住する建物も、その多くが戸や障子が開閉できなくなるほどゆがんだという。被害は仙台城と同様で、場内の土蔵が残らず被害を受け、石垣も大破していた。その後も余震と思われる地震が続いており、閏7月18日には「六月廿五日以後之強き大地震」があり、棚の上の物が落下するなどしたという。

万右衛門は天保6年の地震について、寛政5年(1793)1月7日以来の大地震であったと記している。この地震についても、現時点でいわゆる「宮城県沖地震」とされている地震である。42年前に発生した大地震の記憶が共有されていたことを示唆する記載であろう。

あわせて注目されるのは、「普請丈夫」な建物ほど破損が激しく、「小家」や「破家」の被害は大破はなかったという記載である。仙台城下町においては、武家屋敷は幕末期に至っても

柿葺が中心であったという<sup>(8)</sup>。また土蔵造りの町家は 18 世紀半ば以降も城下町の中心である大町一～四丁目を中心とする限られた地域で建てられ、幕末期に至っても土蔵造の建築はかなり限定されていたとの指摘もある<sup>(9)</sup>。万右衛門の記録からは、土蔵造りの多い中心部で被害が大きく、それ以外では結果的には被害が押さえられたということが推測される。藩の建築規制に加え、大地震の経験が、幕末期にかけての仙台城下町での景観形成に影響を与えたのかどうか、検討する余地があるのではないだろうか。

なお、「天保凶歳日記」中で万右衛門が地震を記録した日時を表 5 にまとめた。これらの記載は、天保 6 年 6 月地震の余震やその他の歴史地震に関して貴重な情報を提供している。

(表 5) 「天保凶歳日記」中の地震記事

年	地震が記録された日(月/日)
天保 4 年	7/22、8/28、10/26、12/2
天保 5 年	3/15、4/9、4/10、6/7、6/16、7/23、8/20、10/3、11/13
天保 6 年	2/21、6/26、6/27、7/9、7/12、7/16、閏 7/1、閏 7/2、閏 7/18、閏 7/19、閏 7/24、8/5、8/10、8/11、8/15、8/16、8/17、8/27、8/30、9/17、9/21、9/22、9/25、10/5、10/15、10/16、10/17、11/4、11/20、11/21、12/9 (カ)、12/21、12/30
天保 7 年	1/15、2/29、2/30、3/28、3/29、5/1、5/27、7/6、7/17、7/19、7/27、8/13、8/25、8/26、8/28、9/26、10/19
天保 8 年	5/30、6/10、7/1、7/20、8/11、11/20、12/9
天保 9 年	1/15、2/25、4/28、閏 4/9、閏 4/10、閏 4/15、閏 4/16、5/20、6/14、7/22、8/10、8/27、8/28、11/9
天保 10 年	1/27、1/29、2/1、2/9、3/25、5/15、8/2、8/5、8/7、10/29、12/25、12/27

### 天保 6 年 7 月の水害

天保 6 年 6 月 26 日大地震のはぼ 1 ヶ月後の閏 7 月 7 日、仙台城下町では大雨と洪水により、広瀬川に架けられた仙台城と城下町を大橋の流失とともに、角五郎や大工町など広瀬川兩岸の各町で武家屋敷及び町家の流失や石垣の破損、さらに死者も出る大きな被害となった。万右衛門の記録には地震と洪水による農村部の被害状況の記載はないが、志田郡では地震により田地が「大海」の様に冠水したことや、洪水で堤防が決壊したとの被害も記録されている<sup>(10)</sup>。

万右衛門は日記中で「大地震後、大洪水有事、往古よりためし多シ、其後火事有と云」という認識を示し、具体例として寛永 14 年 (1637)、正徳 2 年 (1712)、寛政 5 年の事例を挙げている。地震により気候が一変するという指摘は万右衛門の記録の中に散見するが、たとえば天保 4 年 6 月 23 日の記事として、「一説ニ、雷ニテアシクナリシヲ、地震ニテ雨晴レルト云ナリ」といった記載からは、当時の社会において一般的な認識だったとも考えられる。

一方、洪水の被害の被害については、大地震の直後で堤防などの破損が生じていた可能性が高いことが指摘できる。加えて、前述した国分白髭山では、すでに文政 12 年（1829）7 月に流木のための山林伐採を天候不順の原因とする騒動が発生していた<sup>(11)</sup>。天保期に代官などを勤めた下級藩士の荒井東吾（後述）は、天保 5 年（1834）5 月と 6 月に相次いで提出した藩への献策書（『翻刻荒井宣昭選集』所収）で、家作や燃料確保のための過剰な伐採で山林が荒廃し、河川への土砂の流入により洪水が頻発して田地が被害を受けていると指摘している。

天保 6 年 6 月の大地震と、その後の天保 7 年の凶作との関わりについてはこれまでほとんど注目されていない。一方で一連の流れからすれば、19 世紀以降の山林や土地の利用をめぐる問題が、大地震とその後の洪水による二次災害を契機にさらに深刻化し、農業基盤に大きく影響を与えた、という視点からも検討する必要がある。

## 2 災害下の人々—天保飢饉に見る

災害の発生により人々の生活はどのように影響を受けたのか、本章では万右衛門の記録から天保飢饉下での人々の状況を明らかにすると共に、危機的な状況に対して社会がどのような対応を行ったかという点について確認してゆきたい。

なお、天保飢饉時の仙台城下町での様子や救済の状況については、すでに概要が明らかにされている<sup>(12)</sup>。万右衛門の記録についても、ここで明らかにされた事実に関する記載も多い。結果として重複する内容も多いが、万右衛門のような下級藩士がどのような状況におかれたかという点について、天明飢饉から寛政期の状況として明らかにされた下級藩士の生活基盤に関する論点提示<sup>(13)</sup>もふまえながら概観してゆくことにしたい。

### （1）天保 4～5 年の飢饉

#### 米価対策と藩士・領民

天保 4 年 6 月に入ってから不気候により、城下町では 6 月 23 日には早くも米穀不足となって米価が上昇し、「騒動」となっていたという。ここでの「騒動」とは打ちこわしなどの直接行動ではなく、米価上昇に対する不安感が広がったということであろう。これをうけて、7 月 6 日には藩から 2000 俵の払米が実施されている。ところが、そのことで逆に 1 升当たりの小売米価が上昇し、城下町の「小舞之者」たちが逆に「迷惑」する状況になった。払米政策の責任者である出入司の小松新治と、その「上ノ方」である奉行の芝多対馬に対し強い批判が向けられたという。藩では同月 19 日に若林にあった米蔵から再度 5000 俵の御払米を実施し、同

時に 1 升当たり米価を 70 文とするよう通達した。しかし「弥増大笑、出入司失作」と、出入司への批判はさらに高まったのである。

一方、払米により城下町の米市場に対する米の供給量が一時的に増加したようだが、そのことが逆に志田郡古川（大崎市）など在外からの販売をとどこおらせたという。7 月下旬には「在々ヨリ一円出米なし」と、城下町への米供給が途絶える状況になっていた。8 月 9 日にはそれまでの天候不順もあって、仙台北下町の町人達の間には「飢饉凶歳」となるとの観測が広がってさらに不穏な状況になった。ところが、そのなかで出入司の小松新治により 1 万 6000 俵もの江戸廻米が実施された。城下町の町人の中には、小松と奉行職の芝多対馬への「大うらみ」が広がっていたのであった。

8 月にはいり、藩では米穀の買い占めや酒造の禁止など次々と触を出して米価の安定に努めている。しかし、城下町での食糧確保の状況は緊迫の度を増していった。11 日には藩から城下で米穀の専売権を与えられていた二日町、立町、新伝馬町、穀町の四穀町に再び 2000 俵もの御払米がなされたが、同時にこれ以上の御払米が不可である旨の通達がなされた。御払米は城下に 200 軒近くあったという搗米屋に対し行われたが、1 人当たりの販売量が 5 合に限られ、13 日には米を求める群衆が搗米屋に殺到したのであった。

そのような中で、8 月 14 日には城下町検断より「御町方先年備置候」1 万俵が町方に払い下げられている。これは文政年間に藩の命によって富裕町人から米穀を供出させ、藩の蔵に備蓄していたという「町方備石」のことである<sup>(14)</sup>。万右衛門の記録によれば、町方検断たちによって支給された貯穀により翌日には搗米屋に人々が押し寄せる状況が緩和されたという。続けて 8 月 19 日には、今泉御蔵に備蓄されていたという「正山様御土産米」が、知行高の上下に関わらず家中の武士たち、さらには町方にも支給されたの趣旨の記載がある。「正山」とは、文政 10 年（1827）に 30 才で没した 11 代藩主伊達斉義のことであり、文政 3 年（1820）の入部に際し、家中への手当金支給に代わって、分限に応じた備荒貯蓄のために米が下賜されていた<sup>(15)</sup>。前藩主の「遺産」という名目で備蓄されていた穀物も救済に当てることで、城下町に生活する下級藩士と町人たちの動揺を押さえようとしたのであった。とはいえ、危機的な状況はなお続いていた。藩の備蓄米が早くも底をつく中で、7 月末から 8 月にかけて城下や領内の富裕者により米の安売りが行われた。8 月 24 日には、困米をしており「打破」るべしとの風説が立った商人による施米がなされている。

一方、万右衛門は 8 月 24 日、十番組頭の片平数馬を通じて備蓄米改めを受けている。これは備蓄米不足に陥る中で、小前の騒動状況を鎮めるため、当時の奉行職だった芝多対馬の発案で行われたものとされる。万右衛門は文政 8 年（1825）以来備蓄米を行っており、天保 4 年時点で 97 俵を所持していた。この時、万右衛門も含め 19 名の大番士が所持米改めを受けているが、他者へ貸付を行っているかどうかは改めの対象となる基準となっていた。万右衛門は知

行所からの年貢収入などを運用し、ある程度の備蓄を確保していたことがうかがえる。備蓄米の供出を求められた万右衛門は、当初は自家および親戚分の飯料を除いた 17 俵を払米とする旨を申し出た。ところが藩役人からは不足だとされて上積みを求められ、20 俵を救済米として藩に売却することとなった。値段はいくらでも構わない、と願っていることから、事実上の提供だったとみてよいだろう。この件については、同年 12 月の芝多対馬の罷免により沙汰止みとなったようである。とはいえ、ここからは城下町住民の救済を優先させる中で、下級藩士の生活が圧迫されるという構造を見て取ることが出来る。万右衛門はこの記事とあわせて、米穀不足のため来年の新穀までは食いつなげないだろうという悲観的な見通しを示していたのである。

このような状況を受けて、藩ではさらなる対策を進めている。すでに 8 月 14 日には国分町と大町商人に対する備蓄米改めが実施されていたが、9 月 25 日には当時の町奉行伊東泰助の屋敷において、城下町の係り検断により富裕者からの御用金調達が行われている。検断から富裕者に御用金調達が進められる中、町奉行の伊東は別の部屋に控え、所定の御用金の供出に応じるまで帰宅を許さないという強硬なものであった。御用金についてはその後も町奉行を通じて命じられており、12 月 16 日には大町の中井新三郎や佐藤助五郎（助右衛門）ら 4 名の商人に「御意」として 5000 両ずつの御用金借り受けが求められた。しかしいずれの商人も承諾せず、町奉行と商人との間で「もめ合」が起こっていたという。これと同じ頃、米の買い占めを行ったとして目付衆により城下町商人数名が摘発され、投獄された者もあり、万右衛門は「すはら敷事」と評価している。富裕者の不正に対する万右衛門の厳しい視線は、おそらく城下町住民の意識とも一定度の共通するものだったと考えられる。逆に言えばそのような認識が広がっていたことが、藩側の強気な対応の背景にあったとも指摘できよう。

### 飢饉下の米穀流通と備荒貯蓄

ところで、天保 4 年 8 月 26 日の項には、万右衛門が領内を廻村して仙台に戻った郡村締め役から入手した、領内北部の中奥・奥の両郡の状況が記されている。両郡では食料が尽きて 60 人ほどの餓死者が出ていたが、各郡の備蔵では、ぬかなどを詰めた「偽俵」の備蓄が見られたという。凶作以前から危機対策は脆弱な状況になっていたのがあった。これと関連して、同年 9 月下旬の記事から、米穀流通の中で城下町がおかれていた立場をうかがうことが出来る。それによれば、藩では 1 升当たり 66 文など米価を公定する触を出していたが、そのことで城下町への米穀流入が逆に減少し、町方から在方へ「無心買」と記されるような米穀取引が広がったという。百姓達は、「居りながら高直に売」れるとして、相対で米穀を売却販売を行い、ますます市中への販売量が減少し、城下町での騒動を引き起こしていたという。「市中」とは、仙台藩で年貢以外の余剰米を藩が独占的に買い上げる買米制を前提に統制されていた領内の米穀

市場を指すと考えられる<sup>(16)</sup>。飢饉下で従来の統制を乗り越えて新たな米穀市場が築かれ、そのなかで米持層が利益を追求していたのであった。備荒貯蓄もこのような動きの中で不正な運用が行われたということであろう。災害を契機とした新たな経済関係の成立とも評価できるが、一方では城下町の人々への食糧供給を脅かすような事態をも生み出していたのであった。

天保4年から5年の飢饉の被害状況について、万右衛門は天保4年12月の状況として、在方で多くの死者が出たこと、城下町では食料自体の不足よりも、「金餓死」の者が多かったとしている。金銭を持ちながら命を失った人々については、備荒貯蓄策の問題とともに、米価による利益追求の結果という点からも検討する必要がある。翌天保5年3月初旬には城下の四穀町に在方から多くの米が入荷したため米価が下落したという。在方でも米価が下落することを、万右衛門は「銭餓死」で買い手がつかなくなったことを原因だと推測しつつ、市場動向を理解しかねている。都市の住民の生命を危険にさらしながら、なお米穀販売の利益を追求しようとする動きが広がっていたのである。また同年6月上旬の記事には、天明飢饉時と異なり「半年分位之困」の販売により市場が飽和したため米価が下落したとの万右衛門の観察が記される。ここでは「糶の如く」に痛んだ給人領主の備蓄米を詐取し、品質の悪い「下米」だとして販売し利益を得ようとする多くの百姓たちの存在についても記録される。百姓たちのしたたかな利益追求の動きに、万右衛門ら藩士達は翻弄されていたのであった。

### 救済策をめぐる下級藩士の認識

天保4年飢饉における町方での救済策として、武家屋敷を預かる宿守にトコロヤワラビの根を掘らせて城下町商人方で米と交換させたり、亀岡八幡宮での新宮造営や城下町道路の御救普請を実施したことが指摘されている<sup>(17)</sup>。万右衛門の記録にも、8月下旬に河原町の沢口安左衛門と北山の菊田家（記録では「又兵衛」とあり）が差配人に任命されたことが記される。道路普請については10月中旬から三手に分かれて実施され、藩の外に普請を行った道路に面した屋敷主からも手当米が支給されたという。さらに道普請に出られない老人や15歳以下の者には、城下近在でタニシを拾わせ、三浦忠兵衛なる者を差配人に命じて1升あたり23文で購入するという救済策を取っている。また女性には「糸綿取方」を行わせていたという。万右衛門は、城下町で町奉行と係検断が連携して実施している城下町住民向けの救荒対策を高く評価していた。その一方で、「諸士計御救之御手段無之候事」と、万右衛門ら下級武士に対する救済を怠っているとして不満を募らせたのであった。

前述したように、家中に対しても備蓄米の払い下げが行われていた。しかし、前述したように城下町住民の救済を理由に備蓄米の供出を指示されるなど、藩は城下町の秩序維持を優先していた。家中に対する対応としては、8月14日の知行所最寄りの御蔵と城下町との為替米許可に関する触や、翌15日の知行・扶持方に応じた米穀の勝手買付許可令が挙げられる。しか

し、基本的には凶作にもかかわらず年貢米収入が確保されることを前提としたものであったり、藩士自身の自助努力に依存したものであった。天保4年の万右衛門の知行地の状況については天候の部分で述べたが、知行地からの収入が得られず、備蓄も供出対象とされる中で、生命の維持に対する危機感を抱いたのだといえよう。万右衛門ら下級藩士と城下町住民との間には、生存をめぐる利害対立の側面もあったのである。12月14日と22日には、藩役人による御蔵米の不正流用が摘発されているが、これについては天明から寛政期の状況<sup>(18)</sup>と同様、役職に就いた武士が飢饉下での生存を確保するために利得を得ようとしたという評価も可能であろう。

仙台藩では、天保5年11月、同6年7月および10月の三度にわたり藩士層の借金についての返済猶予を通達している。また天保6年10月26日には、凶作および同年の大地震・洪水による収入減を理由に、禄高と役職に応じて一定額の扶持米および役料の借上げが実施されている。禄高支給の元手となる収入増が天候不順や地震により果たせない中では、役料の支給を抑制しつつ下級武士の生活維持を図るため、返済猶予が数少ない政策対応となっていたのである。このような中で、天保7年の凶作を迎えるのであった。

## (2) 天保7・8年の飢饉

### 天候不順と米価高騰

前述したように、天保7年の夏も天候不順が続いた。その中で、5月末には早くも在郷から仙台北下町への米穀移入が滞っていたという。飢饉年への不安が広がる中で、5月27日には四穀町に4000俵の御払米が行われ、搗米屋にて1升あたり88文で販売するよう指示がなされた。城下町住民の混乱を避けるため、藩では備蓄米投入と価格統制を通じて早期に市場への介入が計られたのである。その一方、6月1日の記事として、一年分の貯穀を所持している家はほとんどないとされる。貯穀としての消費、あるいは高米価に際しての販売の双方が考えられるが、社会全体として凶作への対処が対策が不十分な状況であったことがうかがえる。

一方、これに先立つ4月15日頃の状況として、「世間金談不通用」のため、「非常之無心、或ハかたり同様」の行為をする諸士が多く見られたという。藩士層を対象とした借財の返済猶予が、逆に藩士層に対する金融を滞らせ、藩士の生活を圧迫していたのである。

6月6日の土用入後も雨天と冷気が続いたため、城下町では天気と豊作祈願の祭礼が催されたことについては前述した。その後、町方からの願い出により6月22日には追加で2000俵の御払米が実施されている。1升88文の価格だったというが、町方ではこの頃「日雇」や「手間取」、「商」の場が縮小する不景気にあつたため、購入に差し支える者が多かった。その後、「真之凶年」との観測が広がった7月5日には、人々が御払米の購入のため搗米屋に殺到し、その中には「諸士」たちも含まれたという。扶持米の支給が滞る中で、町方住民向けの安米販

売に藩士層が加わって、食料を取り合う状況が生まれていたのである。一方、家内 8 人に対し 1 升 5 合に販売量が限られていたようで、少しでも多くの食糧確保を目指す人々と搗米屋との間に争いが起こり、城下町は騒然とした様相を呈するようになっていたのである。

藩では、その後 7 月 18 日に知行取の武士と町方住民のそれぞれに対して救済米の販売を実施している。しかし、いずれもの救済の対象となる人々は限定されていた。知行取りの者については、家内の人数を所属する大番組の頭に届け出させた上で、知行分の米を販売するというものであったが、「能々米不足」でなければ「御知行ノ分」の米は支給されなかった。町方への販売は 1 人あたり玄米 1 盃（4 合）を販売するものだったが、ここでも「少々荒物売」などを行ってれば対象から除外され、「誠ニ喰兼」ねる者かどうか検断が判断して販売していたという。万右衛門はこれでは人々に生存を維持できるような「猶予」が出来ないとして、一連の対応を「御恵之不足なる御払米」と批判していた。藩側としては、備蓄米の限界もあり、武士および町民の中でもっとも困窮している人々に対する救済をを優先しようとしたのであろう。しかし、万右衛門も含め救済対象から除外された人々の間に不満が広がる結果になったのであった。

### 他領米の購入と地域間関係

このような状況の中で、7 月 26 日には中井新三郎、岩井作兵衛、錦織万右衛門、佐藤助五郎の城下町商人 4 名に対して他国での米穀買入れが命じられている。岩井作兵衛には国分町検断の米川十右衛門が同道していた。引き続き 7 月 30 日には、大町三・四・五丁目の青山五左衛門ら城下町の検断衆に対し、「手筋」での米穀移入が指示されている。この触に際して、万右衛門は藩による御払米は 9 月までしか行えず、もはや来年の収穫まで町方への救助米を確保できる見込みがないとの情報を記している。このような観測は町方にも広がっていたようで、「借家」の者たちが最上（村山郡）や秋田に越境していったことが記されている。

他領米の買付について、開始直後の 7 月末には早くも羽州酒田（山形県酒田市）の豪商本間家より米 2 万俵を確保している。しかし、このような順調な結果ばかりではなかった。8 月 5 日条では、羽州村山郡（山形県村山地方）においては、仙台に通じる「最上道筋」に番所を建て、米や「小山酒」の仙台への移出を阻止していた事が記される。村山郡側での取締は、抜け荷が発覚した場合には「打擲」を受けるという実力行使をも用いたものであった。同月 15 日条にはより詳細な状況が記されると共に、その理由も記されている。すなわち、仙台領での不作にともなう村山郡での米価高騰に加え、去る天保 4 年の「最上餓死」に際して、仙台から米の融通を受けられなかったことが嚴重な穀留の動機となっているというものであった。この記事については、羽州村山郡の村役人たちが、郡中議定に結集して自主的に行っていた地域管理体制<sup>(19)</sup>が、実際に米穀抜け荷の抑止力として機能している実態を示すものとして注目される。

天保4年の仙台藩、および天保7年の村山郡での穀留が、それぞれの地域住民の生存を確保するための機能を果たす一方、保護の対象外となる地域の人々の生命を危険にさらすという側面があったことは、当該期の地域運営のもつ「地域主義」的な側面<sup>(20)</sup>の指摘という点からも留意すべき事実であろう。

それとともに、天保7年の事例では、村山郡の人々に天保4年飢饉時における仙台藩側からの米穀融通が不十分だったことに対する遺恨があったという認識も興味深い。日本海側の地域でより被害が大きかったとされる天保4年飢饉<sup>(21)</sup>に際しての仙台藩の対応については、羽州最上郡の飢饉記録に羽州諸藩からの米穀融通の依頼に対し、手当を拒否しようとする出入司・小松新治と、「奥羽の旗頭」として相応の役割を主張する白石領主片倉小十郎との間で意見対立があったとの指摘がある<sup>(22)</sup>。仙台藩からの諸藩への手当米は天保5年に実施されたようだが、前述した天保4年の小松新治による米穀政策をふまえれば、仙台藩からの手当支給が遅れたことが、羽州側での飢饉被害に影響を及ぼした可能性が推測される。自主的な地域運営を行ったとされる村山郡の人々は、危機下においては隣接する大藩である仙台藩に対し一定の役割を期待する意識を持っていたのである。

### 城下町商人の登用と下級藩士

この間、城下では「詩狂」と題する漢詩に見立てた落書が見られ、武士や領民が「少々たる救助」により生命の危機に瀕していると救済策に対する批判が提起されていた。このような中で、8月16日は藩主直書により、儉約と役職や身分を超えた議論の活発化が指示された。この詳細については解説2で検討したいが、同時に扶持米取りの藩士に対しては、扶持米の支給量が元高の1割から3割に削減されることとなった。9月1日には町方に対する糶室・濁酒製造の禁止とあわせ、藩役所における賄いが粥に切り替えられ、役料も半額が金子渡しとされるにいたった。前述のような状況の中で、9月2日には、城下大町一丁目の呉服・太物商であった佐藤助右衛門が勘定奉行仮役に任じられたのであった。

佐藤助右衛門の登用について、万右衛門は飢饉に対する救済策の実務、特に7月から開始されていた他領米購入の差配を行っていたことを理由として記している。しかし、その一方で勘定所の役人たちが「町人成揚」の配下にされてしまうと、「無抛、気之毒」と複雑な心境を吐露している。領民だけではなく、万右衛門のような下級藩士層も城下町商人による他領米購入の成否にその生命の維持が左右される状況の中、実務に精通した人物を登用する必要性は認識していたと考えられる。しかし、それでもなお商人が士分を獲得するだけではなく、役職にまで登用されることについて強い抵抗感をもっていたのである。その後、10月中旬に行われた城下町および家中への御払米に際して、万右衛門は高直である理由を、佐藤助右衛門が他領で買い求めた米をあてたためだとしている。佐藤助右衛門が私利を追求をもくろんでいる、とい

った趣旨の批判であろうが、金上侍である佐藤が主導する政策の僅かなほころびをも批判に結びつけようとする万右衛門の意識が強く現れている。

佐藤については、その後 12 月に企画した、領内の有力者から富くじ方式で資金を調達する万人講の発起や、救荒食として松皮餅の製法を普及させるなどの手腕を発揮し、領民から「お助け様」と称されるほどの名望を得ていたとされる<sup>(23)</sup>。しかし、万右衛門は佐藤が天保 8 年 3 月 2 月には勘定奉行の本役に昇進した際にも「奇妙之仕合、金之威」と、金に物をいわせた身分獲得であると痛烈に批判している。万右衛門の佐藤助右衛門についての一連の記述は、特に近世後期における身分を超えた人材登用の活発化にともなう、役職に就けない武士たちの鬱屈という指摘<sup>(24)</sup>を典型的に示す認識だといえよう。

とはいえ、他領米の購入については、城下町商人や領内有力者からの資金調達が必要不可欠であった。城下町商人に対しては藩が強制力を発揮して徴募したことは前述したが、天保 7 年飢饉時においても、他領米買い付けが開始された直後の 8 月 4 日に、城下町の富裕者数十名が町奉行宅に呼び出され、救済のため「御割付調達」を命じられている。その一方で、見返りに様々な特権を与える献金も実施されていた。天保 8 年 2 月上旬の記事には、城下町や在方で献金による苗字御免、知行地の獲得、さらには「組拔」や「御番外侍」といった士分を獲得する人々が現れたことについて、能の番組に見立てた風刺が記されている。「なりあかりの高砂」や「郡村の為ニハ芦刈」、「御国家ハ猩々乱」という記載からは、佐藤助右衛門の登用に対する万右衛門の認識と共通するような、藩の献金制度に対する批判が見られる。とはいえ、この時点で仙台藩では、解説 2 で述べるように、出入司から郡奉行や代官衆に救済のための資金を使い果たしたことを宣言する事態に陥っていた。万右衛門の記録は、献金による身分秩序の動揺を批判しつつ、実際には献金者たちの力量に依存しなければ生存が維持できない事に対する複雑な意識が広がっていることを示しているのである。

### 混乱と他国米の到着

天保 7 年については、11 月以降の記事について原史料の破損が激しく判読が困難だが、秋以降の食糧不足の中で、危機的な状況がさらに進む様子が記される。藩士層に対しては扶持米および役料の貸上に続き、9 月 26 日には家中の難渋者に対して救助願を提出するよう通達されている。万右衛門の知行地も皆無作となっていた。10 月には知行地から城下への米駄送が許可されるとともに、知行地最寄の御蔵場と城下の蔵場との間での為替米が許可され、藩士層の食料の確保が図られた。しかし、万右衛門の知行地の状況から推測すれば、一般の下級藩士層が現物の食糧を確保することは困難がともなったと考えられよう。

仙台城下町では 10 月初めには城下町周辺の山林が解放され、雑木などの採取が許可された。しかし、大町の中心部である芭蕉の辻で餓死者が出るなど、この時期から諸方に「乞食、非人、

餓死之者」が出始めたという。城下町では食料をめぐって騒動状況が広がる中で、同月 11 日には城下北目町で芝居興行が行われている。万右衛門によれば、この時期他国からは「仙台餓死二而、馬牛を喰候由」との風聞があり、また「人気不穩」を押さえるために許可されたものだという。しかし、興行が行われた周辺には数人の餓死者が放置されており、「不訳り興行」であると厳しい視線を向けていた。

翌天保 8 年 2 月に入ると、城下及び在方では強盗や放火が多発していた。食糧不足の中で、沿岸部や山間地では「犬猫之類」を食料に充てたとの風聞もあったという。沼のかと根（コウホネの茎）を食事にしたとの記載も見られる。時期は下るが、6 月には沿岸部で「人之肉」を食したとの代官からの報告も記されている。

一方、扶持米の支給が滞ったため扶持米取りの藩士たちの間で騒動が起こり、急遽 2 月 26 日から 28 日の間にかけて不足分が支給されたという。在村の状況に比べれば、米穀の支給が受けられる扶持米取りの藩士層はまだ恵まれた状況にあったともとれようが、この時期の仙台藩では、領民だけではなく下級藩士層も生命の危機に瀕していたのであった。その一方、4 月 26 日には、御扶持方役人の一部が、他国米からの扶持米支給に際して升数を減じて支給し、そこで生じた余剰分を塩釜に駄送するという一件が発覚している。売却による利益確保が目的だったと考えられる。役付の藩士にとっても生存維持のため不可欠だったという役得の追求<sup>(25)</sup>により、扶持米取りの藩士の生存が脅かされていたのである。

このような状況は、前年夏から行われていた他領米の移入により一応の改善を見る。3 月 22 日に酒田の伊東屋伝助の廻船 2 艘により「北海大廻し」（津軽海峡経由）で米と酒が寒風沢に着岸した。さらに 4 月下旬から 5 月にかけては、越後新発田の一島（市島次郎八）家からの米 8000 俵が寒風沢に入港するとともに、福島より阿武隈川経由での輸送分も到着したという。この米穀到着の報に接した万右衛門は、ようやく町方や諸士に対する救助米を確保できたと安堵している。他領米の購入により天保 7・8 年飢饉の危機を脱したことはこれまでも指摘があるが<sup>(26)</sup>、万右衛門の記録には前述した酒田の本間家も含め、仙台藩が米穀移入を交渉した相手側の具体名が記されているのも重要である。これを手がかりにした仙台藩役人・城下町商人による他地域での交渉の具体像と、そこから浮かび上がってくる地域間関係についてさらに考察を深める必要があろう。

### 天保 8 年秋以後の状況

天保 8 年の作柄についてはある程度持ち直した。しかし、領内は深刻な被害を受けていた。4 月 14 日に桃生郡鹿又（石巻市）に下向した万右衛門は、桃生郡深谷地方の田地の荒廃状況や栄養失調状態にある人々の様子を目にしている。その後、9 月上旬の状況として、万右衛門は城下町や在町で空き家や家屋の破損が多く、在方でも死亡や退転者が続出する状況を「目ノア

テラレヌ有様」と悲嘆していた。城下町には依然として「流民」が多く存在していたが、寒気に向かうなかで「横死」するものも多かったという。そのような中で、10月1日には救助策の終了が触れ出されたのであった。一方、11月には「江戸御借財」返済のための江戸廻米が実施されている。天保8年の作柄がある程度持ち直し、自力での生活維持が可能だと判断される中で、収支を度外視した他領米の移入により発生した負債への対応に早くも追われることになったのである。

その中で、領民に加え藩士層の生活も引き続き危機に直面していた。天保7・8年飢饉による耕作者の減少および生存者の栄養不足は、田地の荒廃状況を引き起こしていた。その中で、翌天保9年も天候不順となった。米価が高騰する中、天保9年8月28日の記事には、町々や諸士の食事は1日1度の粥となる一方、城下町への「新流民」の中には「帯刀之流民」も含まれていたという。「帯刀之流民」については、献金で帯刀御免を獲得するような地域有力者というよりは、わずかな知行地が凶作に見舞われ、収入を失った下級藩士層である可能性が高い。

天保飢饉後の仙台藩においては、他領米購入にともなう正金流失による悪性インフレが発生したという指摘があり<sup>(27)</sup>、万右衛門の記録にもその状況が詳細に描写されている。藩では農村復興による領民の生活再建と、藩士層の生命維持の両者に配慮するという政策課題に直面することになったのである。

## おわりに

天保期の仙台藩は、天保4年に天候不順と凶作に直面し、大きな被害に見舞われた。気候不順に直面した人々は、天候回復のための祈祷を実施し、収獲確保に期待していた。その一方、気候不順による凶作の中で、人々は利潤獲得を追求して「金餓死」と記されるような事態を招いたり、危機対策のためにこそ備蓄された食糧を売却して、自ら生命を危険にさらしていた。その後、天保6年の大地震と洪水により田地などの生産基盤が大きな被害を受けた。人的要因と自然災害が複合する形で災害に対し脆弱な状況になる中で、天保4年を上回る天候不順と凶作により、天保7年から8年の飢饉被害がさらに拡大したのである。

一方、万右衛門の記録からは、このような状況が当該期の仙台藩の政治運営に大きな影響をおよぼしていたことも読み取ることが出来る。そのことをふまえ、次に災害状況の中での藩政運営の状況を概観してみることにしたい。

注

- (1) 近藤純正「東北地方に大飢饉をもたらした天保年間の異常冷夏」(『気象』37-5 1985年)、菊池勇夫『近世の飢饉』(吉川弘文館 1996年)。
- (2) 菊池前掲注(1) 著書。
- (3) 菊池勇夫『飢饉の社会史』(校倉書房 1994年)。
- (4) 菊池前掲注(4) 著書。
- (5) 『仙台市史』通史編5近世3(仙台市 2004年)、110頁。
- (6) 菊池前掲注(4) 著書。
- (7) 菊池前掲注(4) 著書。
- (8) 『仙台市史』通史編4近世2(仙台市 2003年)、168-172頁。
- (9) 前掲注(8) 書、173-80頁。
- (10) 「新沼村郁右衛門記録」(『志田郡沿革史』宮城県志田郡 1912年所収)。
- (11) 『仙台市史』通史編4近世2(仙台市 2003年)、437頁。
- (12) 『仙台市史』通史編5近世3(仙台市 2004年)、114 - 121頁。
- (13) J. F. モリス『近世武士の「公」と「私」 仙台藩士玉蟲十蔵のキャリアと挫折』(清文堂出版 2009年)。
- (14) 『仙台市史』通史編5近世3(仙台市 2004年)、271頁。
- (15) 『大日本古文書 家わけ第三 伊達家文書之八』、史料番号2996。
- (16) 難波信雄「仙台藩国産統制機構の成立と機能」(『宮城の研究』4、清文堂出版 1983年)。
- (17) 『仙台市史』通史編5近世3(仙台市 2004年)、112 - 3頁。
- (18) モリス前掲注(13) 著書。
- (19) 青木美智男『近世非領国地域の民衆運動と郡中議定』(ゆまに書房、2004年)。
- (20) 菊池前掲注(1) 著書。
- (21) 菊池勇夫「天保四年の奥羽飢饉聞書について」(宮城学院女子大学附属キリスト教文化研究所『研究年報』36、2003年)。
- (22) 平川新「郡中議定と権力」(『日本史研究』211、2005年)。
- (23) 菊池前掲注(1) 著書、『仙台市史』通史編5近世3(仙台市 2004年)、117-8頁。
- (24) 平川新「武士と役人」(『歴史評論』581 1998年)。
- (25) モリス前掲注(13) 著書。
- (26) 『仙台市史』通史編5近世3(仙台市 2004年)、115-120頁。
- (27) 『仙台市史』通史編5近世3(仙台市 2004年)、120-121頁。

## 解説 2

### 災害と政治—仙台藩 12 代藩主・伊達斉邦の動向と人事から見る

佐藤 大介

#### はじめに

別所万右衛門の記録の特筆すべき点として、前述した飢饉状況とも関連しながら、天保飢饉下における藩役人の人事とその評判が記録されている。さらにこの人事と関連しつつ「屋形様」、すなわち伊達家 12 代藩主・伊達斉邦（1817-43）の動向と、それに対する万右衛門や藩士・領民層の認識についても詳細な記載が見られる。このうち、万右衛門の記録に見られる人事関連記事の内、奉行（他藩の家老に相当）、財政の総責任者である出入司（同・勘定奉行）、地方行政を統括する郡奉行の就任者の変遷と履歴を、本稿末の附録 1 にまとめた。あわせて、関連する人物の略歴についても附録 2 にまとめた。天保期の官僚個人の動向については、前述したような史料状況もあり、現時点では主として二次的な編纂物を利用する形になってはいるが、大まかな傾向を把握することは可能であろう。

仙台藩の官僚人事については、齋藤鋭雄氏が近世前期について<sup>(1)</sup>、天明 3 年（1783）から寛政九年（1797）のいわゆる仙台藩寛政改革期について J.F.モリス氏<sup>(2)</sup> がその変遷を明らかにしている。しかし、19 世紀以降については、『伊達治家記録』が前述したような編纂状況であることに加え、禄高 100 石以上の藩士について家譜を編纂した『伊達家世臣家譜』についても、寛政 6 年（1794）に成立した正編の補遺にあたる『伊達家世臣家譜続編』の下限が文政 7 年（1827）であることもあり、天保期以降については断片的に残された史料から復元してゆく必要がある。

また、仙台藩伊達家では 8 代藩主斉村（寛政 8 年 22 歳没）、9 代・周宗（文化 9 年 17 歳没）、10 代・斉宗（文政 2 年 24 歳没）、11 代・斉義（文政 10 年 30 歳没）、さらに本稿で検討する 12 代斉邦（天保 12 年 24 歳没）も含め早世が続いた。治世の短さに加え、近世後期藩政の一般的な状況として指摘される藩官僚制の進展というイメージが先行しているためか、藩主の動向についても具体的な検討はなされていない。

万右衛門が記載した関連情報は、このような天保期仙台藩政史における問題を解明する手がかりとして示唆を含んだ内容を有している。ここでは特に藩主・伊達斉邦の動向を軸にしながら、人事の変遷とその背景について考察してみることにしたい。

なお、本稿での史料についても、注記のないものはすべて「天保凶歳日記」からの引用である。

## 1 若き藩主の登場—天保4・5年飢饉と仙台藩政

### 天保4年の藩主下向と芝多の罷免

伊達家一門の登米伊達家・伊達長門宗充の嫡子であった幸五郎は、文政10年(1827)、斉義の病にともない、幕府との交渉を経て、斉義の庶子とされて藩主を継ぐこととなった。同年11月27日、斉義が30歳で没すると、翌12月には遺領の相続を認められている。文政11年(1828)年2月には將軍徳川家斉から一字を与えられて「斉邦」と称したのである<sup>(3)</sup>。

仙台藩伊達家相続者としての地位が確定した当時、斉邦は10歳であり、当初は6代藩主伊達宗村の9男で、8代藩主周宗の後見役も務めた幕府若年寄・堀田正敦(近江堅田藩主)が後見人として政治を補佐することとされた。天保2年(1831)の従四位・左近衛中将への昇進は、仙台藩側の幕府への働きかけと堀田正敦の存在が大きかったとされる<sup>(4)</sup>。しかし、堀田が天保3年(1832)6月に死去すると、斉邦は自ら藩主としての政務を志向するようになる。翌4年3月には「諸士へ自今以後自ら国政を聴き、儉約を令し精勤すべきを命」じたのであった<sup>(5)</sup>。この点はこれまで全く注目されていなかったが、斉邦が親政への志向を示した直後に訪れたのが天保4年の天候不順であった。

凶作が確実視されつつあった同年6月時点で江戸に参勤していた斉邦は、解説1で述べたように、領内の寺社に祈祷を命じていた。一方、領内では秋の米穀不足を見越した形で米価が高騰、それに対する出入司・小松新治と芝多対馬による米価対策も失敗し、藩執行部への批判が高まる状況にあった。そのような中、10月12日には奉行の芝多対馬が斉邦に江戸出府を命じられている。その理由について万右衛門は、国元での不作状況に関する報告が不十分なため、芝多が藩主の不興を買ったためだとしている。さらに斉邦がこれとは別に、佐々布伊織(伊達家着座・伊具郡金山の佐々伊織を指すか)を国元に遣わして「諸事聞届」させ、伊織が10月下旬に出府したという風聞もあったという。伊織の派遣についても斉邦へ「実事」を報告しなかったためだとされ、道中では芝多対馬の人足と出会って「脇道」して国許の様子を把握しようとしたという風聞であった。藩主による政治刷新への期待が高まっていたのであった。

斉邦は、10月20日付で、自ら今後3年間の儉約令と、それによって捻出した資金など1万1300両を「四民御救助」のため下賜する旨を通達している。凶作と米価高騰に動揺する人心を、自ら儉約の範を示し、さらに手当支給で和らげようとしたのであった。

斉邦下向が伝わった同年 11 月 15 日、万右衛門は仙台北城下の落文を記している。「御奉行 藪目 評ニ曰、にらみ所諸事見当か違フ」、「出入司 近目 よふよふ近所利ハ見得候へ共 遠所利ハ不見得故多万人ヲ殺」などと、芝多、小松も含めた藩執行部に対する批判が高まる状況であった。そのような状況を踏まえ、斉邦は入国直前の 11 月 18 日付で手当金支給と向こう 3 ヶ年の儉約令を改めて触れ出している。同時に、「御大切之御時節」であるので、藩政に関して「心付」があれば遠慮なく「存寄之旨」を申し上げ、家中が一致して「御国家御静謐」を目指して精勤すべき旨を触れだしている。目下の危機に際し、斉邦は家中の広範な議論を通じて解決策を模索しようとしたのであった。

斉邦が 10 泊 11 日の行程で国元に下向し、仙台北城下町に入国したのは同年 11 月 25 日のことであった。万右衛門は行列の長さが「常年」の 3 分の 1 ほどであるという世評や、4～5 分の 1 ほどしかいない見物人、さらに疲労の色が濃く勢いにかける足軽や旗本衆の様子を記している。斉邦の入国については、江戸で発した儉約令を実践していることを示すべく、あえて万右衛門が記したような印象を与える形で対応したものだということであろうか。

斉邦の入国について、万右衛門は同日の項で「四民御救助」のためだとして、「御国民一統」が歓迎したと評価している。万右衛門が「四民」と「御国民」を同義で用いていることは、寛政改革期に登場したとされる、藩士と領民の身分を越えて一体的な存在にとらえようとする認識<sup>6)</sup>が、化政期を経て天保の凶作下という危機的な状況で再度登場するという一例として注目される。その一方で、万右衛門は「当時執権之御奉行衆」や、「出入司之小松新治」が、「諸事」を「小商人之腹中」のように取り計らっており、藩主の思い通りに事は進まないだろうと悲観していたのであった。斉邦への期待の一方、これまで藩政を取り仕切ってきた芝多対馬ら奉行衆や小松新治に対して、若年の藩主がどのような対応をするか、期待と不安の入り交じった心情でその動向を注視していたことがうかがえる。

そのような中で、天保 4 年 12 月 1 日、芝多と小松に罷免が言い渡された。翌 2 日朝に情報を得た仙台北城下町では、「市中之童子」までもが情報を知り、このような状況は始めて見たと万右衛門が描写するほど喜びを爆発させたのであった。芝多の政治運営は領民からは「民をしゐるだけ、私欲之取行、絶言語申候」ととらえられていた。若き藩主・斉邦は、芝多と小松を批判する領内の世論に応えたのであった。

### 藩主家と世論—斉邦の和歌

万右衛門は、天保 5 年正月に斉邦および「大御前様」、前藩主斉義の正室だった真明院（芝姫）による和歌を記している。1 月 13 日に仙台北城で披露された斉邦の和歌は 2 首で、領民の困苦を憂い、米穀の確保を待望するという内容に、居合わせた人々が感涙したと万右衛門に伝わっている。真明院の 2 首は江戸で詠まれたもので、原史料の虫損で詞書に判読不明があるが、

ここでも領民への労りともに、「若けれど、さかさか敷、ミつからまつりことして、蔵を開き、民をにきわし」していると、若年ながら才知ある斉邦が自ら領民救済を主導していると高く評価されているのであった。

これと関連して、志田郡新沼村（宮城県大崎市）の天保飢饉記録<sup>(7)</sup>の天保4年11月下旬の事項として、同年8月の在府中に斉邦が詠んだという「古郷の 秋を思えば 長月の 照るかけさへも 見る空そなき」という一首が記されている。これについては、国元の凶作に「御心痛し、夜ごとに「御快寝」出来なくなった斉邦が、十三夜の月を見て詠み、「江戸中大に広まり候由」と、江戸市中で評判を呼んでいたとされる。この和歌に触れた領民たちが、「当御十七歳」ながら「御家中」や「民間」をいたわり、下向するやいなや「下々民間の者」までも救済が行き届いているとして「誠に民の父母」というべき「賢君」であるとの評判が立ったという。万右衛門ら下級藩士と領民の双方とも、和歌を通じて斉邦の親政に対する意識に触れて、心服していくという受容の構造を指摘することが出来よう。

斉邦の和歌について注目したいのが、和歌が流布した時期と斉邦の政治動向との関連性である。天保4年8月の和歌は、11月28日の斉邦下向と軌を一にするような形で、江戸市中で評判となっているとの情報と共に伝わってきている。また天保5年正月の和歌については年始儀礼ということもあろうが、後述するように同月11日に諸事を5年間10万石の格式で取り扱う旨の儉約令が斉邦より「御直筆」で通達された直後の出来事であった。斉邦の親政志向という視点からは、斉邦への下級藩士や領民の期待が高まる中で、斉邦自身も具体的な政策とあわせ、自らの心情を和歌に託して披露することで信頼の確保を試みた。そのことを背景に、奉行衆ら藩官僚たちに対峙しようとした、と解釈することも可能であろう。

### 郡方役人の刷新

天保5年2月15日には、郡奉行などの大きな異動があった。前述したように1月28日に郡奉行に任命された伊東泰輔（太輔）、若林三郎左衛門が奉行への直訴を理由に罷免されたのを皮切りに、1月17日に「郡方吟味役」に指名された古山七左衛門、四竈勝三郎、荒井東吾、白石升の四名の内、白石を除く4名が罷免または病気逼塞を命じられている。一方、伊東らと同時に郡奉行に就任した服部伊左衛門については、「若林等之吟味同意」しながらも、城下町周辺地域の担当を指すと思われる「城下取切」の郡奉行に転任する形で留任するというものであった。

万右衛門の記録に記された状況との関連で注目されるのが、天保5年3月に斉邦が奉行衆に示した6か条の挨拶書である<sup>(8)</sup>。冒頭で斉邦は、自ら「若輩不徳之身」であることを認めつつも、芝多対馬の罷免を機に、「去春」の通達通り「撰挙等を始、御国務」は「我等（斉邦・筆者注）直々世話」と、改めて親政への志向を明示した。そのため、意見書の提出も積極的に求

めている。提出に際しては「順」を経て奉行衆から提出する場合でも「印封」のままとする一方、「順ヲ以難差出分」は、奉行衆が忌避感を示していた近習目付経由での提出も認めるとした。そのことで「言路も開」けて藩内での議論が活発化し、斉邦が直接「下情」に通じることのできるこの上ない方法だと主張したのである（第 1 条）。さらに、服部伊左衛門の留任にも斉邦の意向が大きく影響していた。（第 2 条）。斉邦の「内意」による服部の慰留について、奉行衆は彼らを頂点とする藩政機構と、藩主の内意という形で意思形成過程が「内外政治二別」に分裂するとの懸念を示していた。これに対し斉邦は、服部を「手元」で使い「人物之程」を試したところ「郡村之義委敷心得」と領内在村の事情に精通していたため、奉行衆も同意の上で「撰挙」したと主張した。その上で「内意」による慰留は奉行衆も行っており、懸念には全く及ばないとしたのであった。

斉邦の挨拶書からは、これに先立って奉行衆が「別人取替候様致度」（第 7 条）と、辞職をちらつかせながら意見書を提出した状況があった（第 6 条）。斉邦はこれを叱責する一方で、冒頭では奉行衆を初めとする役々の「職分」までも「我等自身執行」するわけではなく、藩主と藩官僚の間での「分段」を重視して「職分」を明確化するとしていた。藩政運営における官僚機構の存在は不可欠な前提としており、その中で腹藏なく議論することで「一和」することができるという認識を示していたのであった。とはいえ、斉邦は意見書の取扱や人事について、奉行衆の意見を事実上拒否している。斉邦の強い親政志向は、奉行衆との緊張関係を引き起こしていたのであった。

斉邦の挨拶書に対しては、同月に奉行衆が提出した請書が残されている<sup>9)</sup>。藩主親政を受け入れたということだろうが、万右衛門の記録には近習目付の矢野甚左衛門（500 石 平士）をめぐる興味深い動向が記される。天保 5 年 2 月 1 日の時点で斉邦に対する「上訴」の取次を積極的に行っていた矢野は、同年 5 月 1 日には罷免された。その理由として、万右衛門は家中が「力落」するとともに、矢野が斉邦に「忠信」に仕えたことで、終に「上ノ間御奉行衆より、そねみを受」けたと、奉行衆の意向によるものだと評価していた。万右衛門の評価や斉邦と奉行衆との関係をふまえれば、藩官僚機構を通さずに積極的な意見徴集を計る斉邦に対し、奉行衆の抵抗がなお続いていたことを示す事例として注目される。

### 人事刷新の背景－芝多対馬と「芝多派」官僚たち

ところで、城下町住民に加え万右衛門ら下級藩士からも厳しく批判されていた芝多や小松はどのような人物であったのだろうか。この時期の藩政を把握するためには、批判の対象となった両者の政治的立場をも把握しておくことが不可欠である。附録 2 にまとめた役人衆の履歴も参照しながら確認してゆくことにする。

まず芝多対馬（附録 2 / 6 番、以下数字のみ示す）であるが、10 代藩主伊達斉宗、11 代伊

達斉義の 2 人の藩主と密接な関係を築いていたことがわかる。文政 5 年（1822）11 月に奉行職に就任した後、翌 6 年には幕府からの御手伝普請の惣奉行として功績を挙げ、将軍から褒賞を受けている。その結果、伊達斉義から「財用及郡村之事」を委任されるに至っていた。藩主の早世が続く中で、芝多は藩主からの信頼を得て行政を総括する立場にあったのである。天保 4 年時点で藩政の指揮を執っていたのは芝多だと認識されていたことが、彼への激しい批判の背景であった。

一方で注目されるのが、芝多対馬の任免と密接に関連して異動していた役人たちの存在である。具体艇には、前述した出入司の小松新治（11）に加え、若林三郎左衛門（26）、伊東太輔（27）、荒井東吾（37）、古山七左衛門（38）、白石升（39）といった人々が挙げられる。附録 1 には現れていない人事も含めて確認すると、天保 5 年 1 月 15 日に若林と伊東が郡奉行を任命された直後の同月 21 日には、荒井東吾、古山七左衛門、白石升および四竈勝三郎（「伊達家世臣録」では大番士・禄高 42 石）とともに郡方吟味役に任命されている。彼らは、同年 2 月 1 日の若林・伊東の罷免に伴い、白石升を除いて役を免じられているが、芝多が奉行職に復帰後の天保 11 年（1840）10 月 28 日には荒井、古山、白石の三名がそろって「芝多大夫之存慮」により郡奉行に就任していた（後述）。彼らの禄高は、若林を除き全員 100 石以下であり、小松については俸禄取りから出入司にまで累進したと考えられる。

禄高とともに注目されるのが、彼らの多くが民政や地方行政に意を尽くした存在としての人物像が伝えられている点である。このうち、万右衛門の記録からは伊東太輔の天保 4 年から 5 年にかけての活動と世評を明らかにすることが出来る<sup>(10)</sup>。天保 4 年時点で町奉行を務めていた伊東は、城下町商人たちからの御用金調達に関わっている。同年 8 月 25 日の記事に記された伊東の御用金調達は、役宅となっていた伊東の屋敷で町役人から商人たちへの御用金が要請される様子を「一間置」の部屋でうかがい、割付られた金額の調達を渋る商人は受諾するまで帰宅させないという強硬なものであった。天保 4 年 9 月の項には「少しも金子持居候ものハ、咎人之様ニ被取拵、痛迷惑ニ相成、借金沢山難渋之人々ハ、大悦ニ而、粥も不食善政ノ事ニ相成申候」と、少しでも金子を所持していれば「咎人」のように取り扱い、その「痛迷惑」に関わらず没収する政策が歓迎されていたことが記される。伊東は、小松と芝多が罷免されたのと同じ 12 月 1 日に罷免されているが、町方では「大ニ力落ニ相聞得申候」と転役を惜しむ声が多かったという。翌 5 年 1 月 15 日に郡奉行に任命された伊東は、今度は郡村百姓救済のため、若林三郎左衛門とともに奉行の石田定之丞に夜を徹して直接談判し、2 月 1 日に若林とともに罷免されていた。伊東については、伊達家一族の中島播磨（意時、1682 石）が、天保 9 年頃の意見書<sup>(11)</sup>でその能力を高く評価し、小録ではあるが藩主の「御側」、出入司、やがては「執政」（奉行）にまで登用すべき人物として挙げられている。その後、安政 2 年（1855）8 月には、中島と芝多対馬常則の強い推挙で出入司にまで登用されている。この際には「他所町人相

手ニ付、町々寄合を企金主引付、大金御借入相弁候由」と、詳細は不明だが他領商人からの調達金確保をめぐる失政を追求され、わずかの期間で罷免されていた。この際、中島と芝多も責任を問われ蟄居を命じられている<sup>(12)</sup>。

また、荒井東吾については、藩の赤子養育仕法の実務や代官として地方行政に関わっていたことが確認される。その中で、現存が確認されているだけで 21 通の意見書を作成しており、このうち天保 7・8 年飢饉下においては、代官として領内の復興に従事しつつ、藩官僚として求められる藩主家財政への貢献と、飢饉からの復興のための地域振興との両立を、儒教の「均の理念」を援用して、領主と領民間での適切な富の配分を実現することを提案した人物であった<sup>(13)</sup>。荒井も安政元年（1854）8 月には出入司に昇進している。

また、前述した人々の間には相互の交流もあったことがうかがえる。この点で注目されるのが、小松新治が天保 5 年に作成した意見書「古伝秘録」<sup>(14)</sup>である。仙台藩の買米専売制の概要を記した史料として利用されることの多かったこの意見書は、本質的には買米制立て直しのため本金（現金）確保について献策したものであった。この「古伝秘録」は、芝多の登用した人々の間で引き継がれていったことが同書の奥書から判明する。天保 4 年 12 月 1 日に小松が出入司を罷免された後、藩主の近習目付であった矢野甚左衛門（前述）は内容を評価して伊達斉邦の上覧に供そうとした。しかし矢野も天保 5 年（1834）5 月 1 日に罷免されたため、廃棄しようとしたところを古山七左衛門が引き継いだという。現存する「古伝秘録」（宮城県図書館所蔵）は、耕地復興に関する一連の経緯に関して古山が「自己之勘弁」（後述）を書き加えたものを、「己未年」（安政 6 年・1859）に若林輔（友輔／三郎左衛門）が筆写したものであった。

内容の詳細については別稿<sup>(15)</sup>に譲るが、「古伝秘録」の中で小松は江戸廻米による利益減少の補填を、領内でのさらなる買米強化で乗り切ろうとする文化文政期までの政策を批判していた。その一方、小松は天保 2 年（1831）以降、刈田郡黒森鉾山の開発を実施している。投機的なイメージの強い鉾山開発ではあるが、米穀確保をめぐる領主・領民の利害対立を回避しながら正金を確保しようとする一つ的手段としては合理的だともいえる。とすれば、天保 4 年 8 月に小松新治が実施した買米についても、安米販売による窮民対策を行っていることとも合わせ、単に藩財政を潤すための飢餓移出であったと評価することはできない。藩財政の再建と領民保護の両方を追求しようとする対応の一つということであろう。「古伝秘録」の伝来は、天保飢饉以前からの重要な政策課題であった藩財政の立て直しを、郡村の実情をふまえて実施しようとする意識が「芝多派」官僚の間で共有され、幕末期まで影響を及ぼしていったことを示唆するものだといえよう。

以上の事実からは、藩主の委任を受けた芝多が、家格や禄高にとらわれず有能な役人を積極的に登用していたことをうかがわせる。仙台藩の官僚機構およびその人材登用については、十分な実証研究のないまま、幕末の政局や戊辰戦争における仙台藩の動向を念頭に門閥官僚が支

配する停滞的な藩政像が描かれてきた<sup>(16)</sup>。しかし、18世紀末には出入司以下の要職について家格・禄高にとられない人事が実現していたことが明らかにされ、このようなイメージは払拭されつつある<sup>(17)</sup>。とはいえ、仙台藩寛政改革期に官僚の能力でもっとも重視されていたのは藩主家財政への貢献であり、たとえ領内の混乱をもたらしても、逆に加増などで評価される場合もあったという。これに対し、19世紀前半には、登用された役人たちの事跡からの推測ではあるが、領内の民政と財政との両立に配慮した政治運営が模索されていたと考えられる。その中で、伊東太輔のような微禄の下級藩士を、藩官僚制の頂点である奉行職に押しあげようとする動きも見られたのである。幕末の雄藩となる西南諸藩とも共通するような人材登用の状況であり、天保期の仙台藩政が、固有の政治課題をふまえ新たな政治運営のあり方を模索していたことを一連の人事動向は示唆しているといえよう。

そのような動向とは裏腹に、芝多対馬は万右衛門ら家中、さらには領民から激しい批判を受け、奉行の座から降りることになった。このことは、天保期の仙台藩政が、その政策運営において世論への対応を不可欠な要素としていたことを示している。芝多対馬と小松新治の罷免から始まる一連の人事については、親政を志向する斉邦が世論を背景にしながら、前藩主以来の芝多対馬の影響排除を目指した動きだとみてよいだろう。その過程で、伊東太輔のように町奉行や郡奉行として領民の救済に尽力し、城下町住民からも信頼を得ていながら罷免される役人もいた。とはいえ、伊東の罷免はあくまで芝多との関係が問題にされたということであろう。斉邦による服部伊左衛門の慰留に関する事情からは、いかなる政治路線であろうとも、飢饉下の危機に直面する中で民政の実情に通じた有能な役人は必要不可欠な存在になっていたことを示している。いいかえれば、仙台藩では1830年代の時点で、いかなる政策路線を採用しようとも対応しうるだけの実務官僚層が形成されていたのであった。

## 2 「改革」と災害—天保7・8年飢饉前後の人事と藩政

### 天保5年儉約令と蔵元商人の交代

天保5年1月11日、斉邦は「御直書」により、向こう五年間諸事を10万石の格式で取り扱い、役料や諸入料を削減する旨の儉約令を発している。この儉約令については、藩主家の文書に残された同内容の控文書<sup>(18)</sup>から布達をめぐる政治的背景の一端を知ることが出来る。それによれば、当時の出入司であった森儀兵衛が斉邦に「郡村等之儀」を献策するなかで、「財用向儉ニ儉約」すること、それを斉邦の「内存」に基づくものだとして発令すべき事を献策していた。斉邦も「尤至極」と賛意を示したのであった。ここでの「郡村之儀」とは飢饉状況に対

処する地方行政の事であり、「財用」とは藩主家や家中の扶持米や役料などを指すと考えられる。倭約令の目的は、武士層の出費を抑え、在村救助の資金を確保することにあつたのである。

この倭約令と関わって注目されるのが、天保4年12月8日付の出入司吟味書である<sup>(19)</sup>。それによれば、「郡村係り」であつた森儀兵衛が飢饉状況を踏まえ、「是非郡村御財用と両輪」にすべく意見書を提出し、斉邦はこれを受け入れ天保四年の本金買米を免除したという。それを受けて出入司衆は、今後とも本金買米を免除し、領内での米穀流通を自由化して、そこで成立した市場価格に基づいて買米を行うことを主張した。そのことにより、かつて「獅山様」（伊達吉村）の時代に領民から「御恵金」と呼ばれていたような「古法」に復することが出来ると主張したのであつた。森ら出入司衆は、藩主家の儀礼や公儀役の出費が増大し、大坂商人等から買米を担保とした借財を行うことで、買米を割り付けられた領民の負担が増大していると指摘していた。郡村立て直しのため、「七ヶ壺八ヶ壺」の利益となつても、郡村の利益を確保することを主張したのであつた。

森らの献策が、芝多対馬と小松新治が罷免された直後に議論されていることは、財政をめぐる藩内での政策対立を示唆しており興味深い。一方、斉邦はその後、前述した天保5年3月の挨拶書で「財用」を「古法」に復することを宣言していた（第5条）。ここでの「古法」とは、森ら出入司衆の買米制度改革論をふまえたものである可能性は高い。仙台藩財政の根幹をなす買米制度の天保期における展開については今後本格的に検討される必要があるが、斉邦が飢饉状況を踏まえ、藩官僚たちとの議論を通じて財政改革に取り組もうとしている状況がうかがえよう。

ところで、万右衛門の記録には、天保5年から6年にかけて森儀兵衛と増田菊之助（主計）が中心となつて、大坂で蔵元商人に関する交渉を行ったことが記されている。天保5年10月6日、増田と森ら役人衆の大坂表出立について、万右衛門は彼らが「屋形様思召」により「升屋平右衛門不都合ニ付、御蔵元被指除候段、御断」と、斉邦の意向を受けて升屋を蔵元商人から罷免するためにに出向いたとしている。升屋平右衛門とは、いうまでもなく仙台藩蔵元商人を務めた大坂の豪商である<sup>(20)</sup>。文化6年（1809）には「升屋札」と呼ばれる藩札の発行元ともなつていた。森と増田は、翌天保6年（1835）1月28日に同じ大坂の掛屋であつた米屋平右衛門を御用達商人とすることに成功し、それぞれ10貫文（100石）づつの加増を受けている。米屋は同年8月20日に蔵元を仰せつけられたのであつた。

万右衛門が記した蔵元商人の交代に関しては、前述した買米制度改革と関連したものだけでも評価できよう。仙台藩と升屋との関係については、文化12年（1814）に借財の返済をめぐる関係が紛糾した後、升屋が国元での財用や鉱山資源の購入権の獲得など藩財政への関与を深めていったとの指摘がある<sup>(21)</sup>。このような関係は文政・天保期にも継続しており、斉邦はそのような状況を断ち切ろうとしたということであろう。交渉に森儀兵衛を当たらせているこ

とも、同人が提唱したという買米制改革との関係を想起させる。増田と森は升屋を罷免し、代わりの蔵元商人の確保にも成功した。斉邦の期待に見事に応えたといえよう。

### 増田菊之助の奉行昇進

森とともに大坂での交渉に当たった増田菊之助（8）は、天保6年（1835）10月20日、江戸表で奉行職を仰せ渡されている。大坂での交渉成果が斉邦に高く評価されたことによるものだと考えられる。増田の出世については「誠ニ口来稀なる出世立身」と驚きを示している。

増田の履歴については別途まとめたとおりであるが、注目されるのが万右衛門とも関係の深かった、仙台藩の朱子学者・桜田欽斎との関係である。欽斎は文化4年（1807）に伊達斉義により藩の儒者となり、同7年（1810）に江戸藩邸の学問所である順造館を設立したが、文化11年（1814）年から学頭の大槻平泉が進めた養賢堂改革と対立して下野していた<sup>(22)</sup>。この欽斎と増田との関係については、天保8年8月と思われる、欽斎が増田に宛てた書状の写が伝わっている<sup>(23)</sup>。その中では増田の昇進に対して「仕官之輩」から羨望が向けられるとともに、「御若年より御勉学被成下候御益も不少と一統御嚙仕候」と、増田菊之助の出世は下級藩士の目標であり、学問が出世に結びついた成功例として評価されていたのであった。

斉邦と学問との関係については、天保5年3月25日に養賢堂に出向いた際、大槻平泉の門人である養賢堂指南役・宮崎友輔から『近思録』や『小学外篇』の講釈を受けた際、自ら講釈すべき箇所を指定したとの趣旨の記載が見られる。このとき自らも算術書を披露したことについては記録していない万右衛門であったが、斉邦の様子については「往古より無之事ニ御座候」と驚きとともに好意的にとらえていた。また、同年4月11日には、「始めて桜田周輔（欽斎／筆者注）に持講せしむ」<sup>(24)</sup>と、斉邦が下野していた桜田欽斎を招いて学問を講じさせたとの記録もある。斉邦は養賢堂の学者たちだけではなく、天保5年時点では藩との関係が疎遠になっていたと考えられる桜田欽斎をも招請したのであった。様々な学者から知識を獲得し、藩政に生かそうとする姿勢がうかがえよう。

このような斉邦の動向を考慮すれば、増田の昇進は単に大坂表での財政交渉に成功したということにとどまらず、藩士たちからの評価と同様、斉邦が増田の学識を高く評価したものであった可能性が高い。増田とともに加増を受けた森儀兵衛が関わった俵約令や買米制度改革が、斉邦の学問意識とどのように関わっているのか、万右衛門の記録から、斉邦自身の動向やこの時期の仙台藩政を考える上で重要な論点が導かれたといえよう。この点は今後の課題としたいが、一つ確認しておきたいのは、斉邦が排除した「芝多派」官僚たちの中にも学問に精通した人々が含まれているという点である。桜田欽斎の門人であった若林三郎左衛門や佐伯三左衛門、孟子の「均の理念」を援用した荒井東吾、儒学の注釈書を著している伊東太輔である。天保期の藩内の政治構造については、学識の有無や学派の違いで区分することは出来ず、共通認識を

持った人々が実践をめぐって議論するという視角から分析する必要があるといえよう。

一方、増田および森の加増・昇進に対し、批判的な意見も藩内に存在していた。万右衛門は、天保6年7月中旬ごろの出来事として、江戸藩邸と思われる「江戸御門」に張られた落文を記録している。一つは「おさな子を たまして知行 取り増田〈菊之助を云〉 しの田の森と〈儀兵衛を云〉 人ハ云なり」というものである。文化年間以来蔵元商人を務め、「升屋札」への信用が確保するだけの資金力をもった升屋の罷免については、藩内に異論や批判も多かったことであろう。その交代の中心となった増田と森について、「おさな子」（斉邦）を騙すような政策だという批判である。ここで斉邦が何も知らない幼子に隠喩されていることから、斉邦が若年であることを理由に、その政策能力に否定的な見方が藩内に存在していたこともうかがわせる。もう一首の「儉約の すへハ焼味噌 とふからし 馬鹿家老して 下かちゝまる」については、森の献策を契機に実施された10万石格への儉約令が藩主および家中関係の市場を縮小させ、江戸（および領内）の不景気をもたらしたことを暗示している。万右衛門は、斉邦が「御仁君」にもかかわらずこのような落書をされ、さらには天保4年凶作や、天保6年の大地震に見舞われる状況に納得がいかず、「佞臣」の存在にその理由を求めていた。万右衛門が言うところの「佞臣」が藩内のどの人々を対象としているのかはさらに検討が必要だが、芝多派の排除の後に藩政を主導した増田や森の政策もまた、藩内や世論の批判にさらされていたのである。

以上のような政治状況の中で、仙台藩は天保7年の天候不順と、それにとまなう天明4年以上とも認識された凶作に直面することになったのである。

### 藩主直書と藩士・一門衆の議論

天保7年（1836）8月16日、天候不順と凶作に対する危機感が高まる中、伊達斉邦の「直書」が発せられた。飢饉以前からの「四民」の驕奢や財政難、さらに連年の凶作は、登米から相続した自身の「不徳不才」によるとの自己批判をしている。その上で今後7ヶ年間の儉約令とあわせ、藩政機構内部、さらには無役の藩士や献金などで知行を与えられた有力百姓を指す「凡下扶持人」にまで意見上申を許可したのである。議論の内容は藩士の儉約や領内の町村行政、さらには「財用之儀」や「我等（斉邦／筆者注）不行届之儀」と、藩主の動向も含めた藩政全般に及んでいたのである。

斉邦自身が親政を志向しつつも藩内での議論を積極的に行わせようとしたことは前述したとおりである。ここでは天保4年を上回る凶作による危機の中で、斉邦は自らの立場を絶対視するのではなく、「国家万民之ため」となる政策について、献金が条件とはいえ領民にも開放し、身分を越えた議論を通じて藩の一体感を確保しようとしたのであった。そのことを踏まえ、飯沢常治のように斉邦に「御救助方存慮」を献策することで出入司に昇進する者も現れていたの

である。斉邦の直書が単なる号令ではなく、実際の政治過程の中で機能していたことを示している。

しかし、議論の解放により、斉邦や藩執行部に対する批判もまた活発化したと考えられる。万右衛門の記録には、天保7年11月26日に、一門衆である石川大和（宗光、角田2万1380石）、伊達東五郎（藤五郎邦実、亘理2万4353石）ほか一名が「屋形様へ御政事向」の申し入れを行ったとの記載がある。具体的には「増田主計殿御取行不訳之所」と、増田主計（菊之助から改名）による政治運営に対する批判であったという。奉行などの役職に就くことはなかったが、藩政の非常時に発言権を発揮したという伊達家一門衆が、ここでは斉邦による議論の開放という状況を背景にして藩政の表舞台に登場してきたのであった。

一門衆による批判の具体的な内容については不詳だが、万右衛門の記録から関連すると思われるいくつかの事実を指摘しておきたい。収穫皆無となった万右衛門の知行地も含め、全領内が凶作となるなかで、7月からは食糧確保のための大規模な他国米買入が行われたのは前述したとおりである。資金としては城下町の有力商人や地域有力者層からの献金があてられていた。その後、勘定奉行に登用された大町商人・佐藤助右衛門の発案により実施された、領内有力者を講主として富くじ方式で資金調達を行う万人講によって御用金が調達されていたことは前述したとおりである。その一方、天保7年9月には桜田欽斎の甥で儒学者であった桜田良佐が出入司に登用され、大坂での借財交渉に当たっている。大坂での交渉の具体像は今後の課題だろうが、同月12月4日には交渉失敗の情報が仙台に伝わっていた。結果的には升屋の罷免が裏目に出て、緊急時の資金確保に支障を来していたということであろう。一方、これに先立つ9月23日の記事では、同年の年貢については「御分領中飢民御救助」のための備蓄米とすることを、斉邦が代官衆を登城させて直接命じたという。斉邦の領民救済に対する積極的な姿勢が現れているが、一方で扶持米に依存する下級藩士層にとっては、凶作下での収入減、ひいては生存の危機を意味していた。一門衆による増田批判は、このような状況をふまえたものだったと考えられる。

### 小松新治の再登用と斉邦の意識

万右衛門の記録によれば、天保8年2月5日、出入司であった桜田良佐の屋敷に、地方行政を担当する郡奉行と代官が呼び出され、飢饉救済に関する重大な通達がなされている。今後の飢饉救済および当年の「作立」、作付に必要な種籾などの支給に必要な資金の目処が立たないため、今後はそれぞれの管轄において「世話行届」くように指示するものであった。その際、森儀兵衛や山崎源太左衛門、桜田良佐はごく簡単に慰労の言葉を発したのみであったという描写も見られる。藩財政方ではついに救済及び耕作復興の資金繰りに行き詰まり、今後の救済対応を郡方の現場役人に一任する形としたのであった。万右衛門はこのような対応について、「人

事ハ尽し」たと一定度の理解を示しつつも、窮民たちを「見殺し」にするような「世間」となると悲嘆したのである。

そのような中で、同年3月1日、当時「隠居」となっていた小松新治が、「格別御頼」によって「金石取切」担当の出入司職に復帰した。天保4年に小松を罷免した「屋形様」（斉邦）が認めた人事であり、小松へは300石が増加されるとともに、森儀兵衛と両名で資金確保を行うよう仰せ渡されたのであった。万右衛門は天保4年時点での小松の財政運営を手厳しく批判する一方、森と増田による施政については比較的冷静に受け止めていた。具体的には今後さらに検討したいが、買米制をめぐる対応など政策の相違点が存在したと考えられる森と小松の両者が、藩財政の責任者として並び立つ状況を、万右衛門は理解しがたい状況として当惑して受け止めていたのだといえよう。一方で万右衛門は、当時の藩内に小松の再登用を歓迎する「小松最眞之者」がおり、彼らの中で詠まれたという「桜花 吹ちる路に 小松植て 栄行御代の 末そたのもし」との狂歌を書き留めている。万右衛門は小松が登場しても状況が変わらないと批判的な評価をしているが、小松が天保4年12月に罷免された後も、その財政手腕に対する根強い期待感が藩内に存在していたことを伝えている。そのことが小松に再任を懇請する背景となったといえよう。

この人事と関わって、当時の伊達斉邦の心情をうかがうことの出来る2通の書簡が伊達家文書中に現存している。以下簡単に紹介したい。

一つは、宇和島藩主として当時藩政改革を成功させつつあった<sup>(25)</sup>、同藩7代藩主伊達宗紀からのものである<sup>(26)</sup>。天保8年3月12日付けの宗紀の書簡は、斉邦が宗紀に「此後御賢慮御主意」を打ち明けたことに対する「御再答」であった。斉邦が宗紀を改革の先達として評価し、積極的に交流を図っていたことがうかがえる。宗紀の書簡からは、この時期斉邦が「急之御手当御配慮」や「耕作御制導専ニ御指揮」、すなわち飢饉救済や農業復興を大きな政策課題として認識していたことが明らかになる。万右衛門が憂慮した点について、斉邦も十分に状況を認識し対応に腐心していたのであった。斉邦はそのため「近賢遠佞」と、側近に有為の人材を確保しようとしていたという。その一方で斉邦は、藩主の早世が続いたため領国に「御徳化」が行き届いていないとの憂慮を宗紀に相談していたこともわかる。これに対し、宗紀は斉邦の政治意識を「国家之大幸」と高く評価していた。その一方、斉邦が飢饉状況の中で「第一に富、第二に教」と、経済を最優先しようとする「御賢慮」を示したことに対しては、「衣食足知礼節と申如ニ而、朝夕烟立兼候而は、教も難行届理」であると理解を示しつつ、「富而無教」では「禽獸」同然であるとして、「教」と「富」の両方を交えた「今日之御指揮」の必要性を助言したのであった。

斉邦が領国の現状を踏まえながら「教」と「富」のバランスに腐心していたという内容は、斉邦が目指した施政の一端を示している。小松を罷免し、10万石格の儉約や「郡村潤助」の

ため領内の自由な米市場を前提にした買米制改革を述べた森儀兵衛や、桜田欽齋門人でもあった増田主計の登用も、この斉邦の意識を反映したものである可能性は極めて高いといえよう。斉邦の親政宣言に端を発する、仙台藩のまさに「天保改革」ともいうべき政治動向や、その中で斉邦の政治意識については引き続き考察を進めてゆきたいが、天保8年以前の斉邦は「教」に基づく施政を目指していたが、領民や家中の者たちが生命の危機に直面するなかで、「教」を後回しにしても「富」の確保を目指す政策へと転換したということは少なくとも指摘できる。小松新治の再登用はその画期となる出来事であったと考えられる。

斉邦の意識をさらに明らかにするのが、彼の実父である登米伊達家当主・伊達長門宗充からの書簡である<sup>(27)</sup>。斉邦から小松新治の再任について詳細に「御意」を伝えられた宗充は、小松が斉邦の「思召之通」に「財用ニ長」けた者であることは「衆人」も心得ており、斉邦が「已前のそ忽者被相捨」てて「ヶ様之節」に再任したことを「実感心」と高く評価していた。「已前のそ忽」とは、天保4年飢饉をめぐる小松への世論や、そのことをふまえた斉邦の小松に対する評価を指すと考えられる。実父として斉邦を気遣う気持ちが含まれていることを差し引いても、目前の政策課題に対処するため合理的な人事を行う斉邦の姿をうかがうことが出来よう。

### 増田主計の失脚

その一方で、政治的立場を失っていったと考えられるのが増田主計である。前述した天保8年8月と思われる桜田欽齋から増田宛の書簡には、増田が「御任職」以来、誹謗や「落書・張札・種々呪」の対象となるとともに、「在仙之御一門衆」から「難止御上言」を受けていたことがわかる。万右衛門の記録に記された政治状況とも合致する内容であることから、実際の増田の政治的立場を示すものだとはいえよう。さらに欽齋は、天保7年8月の斉邦直書をうけ自ら「即刻存寄之儀」を申し上げたにも関わらず、増田は欽齋の意見に対して、それ以後も何らの発言も対応もしなかったとして叱咤していた。増田が藩内で徐々に発言権を失う状況が垣間見える。その増田が江戸藩邸で切腹したのは、万右衛門の記録によれば天保9年（1838）1月18日のことであった。

万右衛門は、増田が「屋形様御一慮<sup>(カ)</sup>御思召」と斉邦の強い意向で登用されたことを確認した上で、その急死の一報に接して動揺したとも解釈できるような感想を記している。とはいえ、万右衛門は増田の死について仙台表において「不残悦候」というような反応だったことを記している。増田の失脚を歓迎するような世論が圧倒的多数を占めていたのであった。関連して、前述した中島播磨の意見書では、増田の失脚の原因について次の3点を挙げている。天保4年の藩主下向にともなう人事が増田の「申上」によるものだと評されていたこと。出入司として大坂表で蔵元（升屋平右衛門）を罷免したが、その後天保6年大地震や天保7年凶作などの「不幸凶歳」が続いて「極御難儀」に陥るなかで、増田が「衆人」から「怨」をうけたこと。「執

政」に抜擢されたものの「志を同じ」くするものがなく「独立」していたというものであった。天保5年以降の増田の政策は大きな批判を招いていた。その結果、天保7・8年飢饉に際して救済資金の確保に失敗し、人々の生命を脅かした責任者として認識され、藩政機構内部と領内の世論双方から支持を失っていたという状況を想定できよう。また、地震や天候不順による凶作という自然現象に起因する社会変動が、増田が進めた政策を結果的に頓挫させたという点は、環境変動が現実政治に及ぼす影響を考える上でも重要な事例である。

万右衛門は増田の記事と対比するように、天保9年1月28日に、小松新治がかつての蔵元商人であった大坂の升屋平右衛門方に蔵元再任と融資の依頼に出立したことを記している。万右衛門にとっては、二つの出来事が藩政の変化を示す象徴的な出来事として認識されたことを示していよう。

なお、小松のその後の動向については万右衛門の記録から確認できない。一方で天保10年4月、小松左衛門が亡父新治(11)の「負債の年賦とするの功」を称されたとの記録がある。むろん、これは小松新治が大坂なども含めた藩の債務軽減に成功したことを指すものであろう。斉邦が目前の危機に対して「教」から「富」重視へと転換する中で行われた小松新治の再登用は、一定の成果を挙げたということであろう。

### 3 危機への対処—天保9年以降の人事と藩政

#### 斉邦への期待と藩政への不信

小松新治の再登用は、万右衛門が記した「小松鼻眞之者」の存在を背景にしたものであった。これと関連して、増田が死去した後に「御国家之機密」について献策を行った中島播磨の意見書<sup>(28)</sup>があらためて注目される。禄高や家格にとらわれない人材登用、議論の活発化、士風の引き立ての必要性を主張するものであった。その主たる内容が伊東太輔の登用であったことは前述したが、その中で中島は目下の藩政の状況について「天保四年御改」の際には「人心も大に奮立」ったものの、若林三郎左衛門らを「相除」いたことでその勢いが低下していると評している。斉邦の親政が人事により行き詰まっていると主張したのであった。さらに中島は、「貞山様」(伊達政宗)が「御万苦」を労して「御開業」した「御国家」を「御中興」し、「万民之父母」として「万民塗炭之苦シミ」から開放するため、「権道」を用いるべき時期だとした。その上で、斉邦が人材登用に際して奉行衆に「御遠慮」することなく、また藩政全般において「御国家」と「其事之軽重」をはかり、「義之重き方」へ「御果断」すべきことを献策したのであった。

中島の意見書は、その中で登場する伊東や若林の立場を踏まえれば、「芝多派」の巻き返しとも評価できる動向である。一方、斉邦に「権道」を用いるべしとの主張からは、斉邦が藩内の融和に配慮し続けている状況もうかがえる。天保4年から5年にかけて奉行衆との「一和」に腐心した斉邦は、天保8年以降は「富」と「教」の両立、さらに「権道」の行使を求められるような状況に直面していたのである。

ところで、増田の失脚と中島の意見書が提出された天保9年、仙台藩ではまたしても天候不順に直面することとなった。万右衛門の記録には、斉邦が天候回復の祈願を命じたことが記される。斉邦は6月27日に瑞鳳殿、7月1日には一ノ宮（塩釜神社）に「思召之御参詣」を行うとともに、真言宗13か寺に天気祈祷を命じたという。万右衛門は、斉邦が「御心痛」して参詣を行ったとする一方、奉行衆については「心痛薄之由」と天候不順による社会の混乱に無関心だと批判する評価が広まっていたという。また塩釜神社参詣に際しては斉邦が3日間斎戒沐浴をして参詣しており、その結果天候が回復したとして「人氣能」くなり、市中に米穀が出回るようになったとも記している。天保7・8年飢饉を経た後も、斉邦は自然の統御も含めた社会の混乱を回復する力量を持つ存在として、仙台領の人々から強い期待を集めていたのである。

### 芝多対馬の復帰

天保7・8年飢饉を経た仙台藩では、他領米購入による救済実施の代償として正貨が領外へと流出し、藩札の信用不安と物価騰貴に直面していたことは前述した。小松新治の再登用も、その状況への対処の一環であったと考えられる。一方、天保9年12月には仙台北町近在の五郡<sup>(29)</sup>でも初めて買米制が実施されることになり、城下町での米穀不足を引き起こしていたという。正金確保のための買米強化は当時の状況からすればやむを得ない選択であった。しかし、天保5・6年時点で斉邦が買米制改革を通じて目指したと思われる、領内での自由な米穀流通と逆行するような政策が実施されていたのである。

一方、万右衛門は天保10年（1839）9月20日に出された藩士の借財の元延令（返済猶予）に際して、「不法之触出」として怒りをあらわにしている。万右衛門によれば、文政8年（1825）以降天保10年まで8回の「元延之御触」が出されたとして、今後家中への金融は一切無用であるとの「愚見」を記していた。藩校養賢堂の「倍合方主立」としての立場とともに、万右衛門が生活維持のため藩士相手の金融を営んでいた可能性も指摘できる。禄高5貫文の万右衛門がどのようにして資金を確保したかは確認できないが、解説1で述べた藩士層への備蓄米調べの際に、万右衛門が毎年新米と古米の入れ替えを行っていた旨の記載があることから、その際に相場を見極めて米穀販売を実施していたという可能性もあろう。藩が通達した返済猶予の目的は、知行米や扶持米を抵当にしていることが多かったと考えられる下級藩士層の救済にあ

った。しかし、万右衛門のように、そのことで逆に生活の危機に直面する藩士層も存在したのであった。

同年12月末には、もはや「御救無理」との悲観的な世論が広がる中で、「俗世間之唱」として、カタカナの「イ」の字になぞらえて「上」が「ノ」の字のように曲がっているという「御政事」への批判が高まっていたという。このような状況で「他国」にまで仙台での「御政事不相当」の評判が広がっているとも認識されていたのであった。

そのような中で、天保11年(1840)6月19日、芝多対馬が奉行職に復帰する。芝多の再任についての万右衛門の評価は手厳しい。天保4年に家中や「御下々」がその罷免を歓迎した人物が復職することに失望するとともに、「屋形様御不仕合」であると、そのような人物を用いなければならない齊邦に同情を示していた。一方で、「世上」の評価としては芝多が齊邦に「御詫」をして再役されたとする一方、その復帰で「御下々」の間に不安が広がったこととされている。万右衛門は芝多がどのような「暴虚」を行おうとも、藩札の信用回復や大坂で「御立入人」を確保することは不可能であるとその手腕を疑問視する一方、芝多の復帰は当時の奉行職に人材がなく、自らの責任を回避するため、芝多に政治運営を一任したと批判したのであった。

万右衛門ら下級藩士や領民たちは、芝多の再登場を奉行衆を筆頭とする藩政機構の限界に求めた。しかし、小松新治の復帰をめぐる齊邦の意志やその後の人事動向をふまえれば、芝多の復帰にも齊邦の意志が反映していた可能性が高い。領内経済の混乱收拾のため正金確保が最重要課題となる状況の中、批判の根強い人物を登用するという政治的決断を行ったと評価できよう。

### 奉行職復帰後の芝多対馬

奉行職復帰後の芝多の動向について、万右衛門の日記からはまず人事の動きを確認できる。天保11年7月15日には町奉行の玉虫勇蔵を出入司に転役させているが、このとき城下町では「大悦」と歓迎する声が多かったという。これは前年9月、城下町において藩札とともに高騰していた銭相場をうけて、徹底した困銭の摘発が実施されたことに対する不満を反映したものであろう。同年10月28日には佐藤助右衛門を吟味役から郡奉行に転役させているが、天保7・8年飢饉に際しての救済策で「お助け様」と称されていた佐藤の登用とあわせ、芝多が藩政機構に対する領民の評価に一定程度配慮した政策をとったとも評価できよう。一方、佐藤助右衛門の登用と同時に「芝多大夫存慮」として登用された古山七左衛門、荒井東吾、白石升は、天保5年1月の就任直後に齊邦が罷免した郡方吟味役の人々であった(白石升は除く)。芝多と関係の深いと思われる、民政家としての性格が強い人々が地方支配の要職に配されたのである。

芝多の具体的な政策については、万右衛門の記録には断片的な事実が記載されているのみである。その中では、出入司に登用した玉虫勇蔵により、江戸薬種問屋の近江屋茂兵衛との間で

砂糖などの菓種類と、領内の菓種及び他の産品との交易の交渉が行われていることがわかる。国産品を江戸で売却し、その利益で砂糖などを仕入れ領内で販売することで、江戸と領国の双方で利益確保を目指すというものであろう。政策の帰結は今後の課題であろうが、天保期には生糸や紅花などの専売が志向されたとの指摘もあり<sup>(30)</sup>、産物交易を通じて正金確保を目指したという方向性は確認できよう。

芝多の動向として万右衛門の記録からある程度追跡できるのは、芝多による大坂表での蔵元商人確保の交渉である。万右衛門の記録には、天保 11 年 9 月時点での江戸や大坂での借財交渉をめぐる風評が記されているが、いずれも芳しいものではなかった。江戸では「株柄分限之者無之、山師者計」と、名のある商人層からは相手にされず、「山師」に例えられるような資金力に疑問のある人々のみが名乗り出る状況であった。一方で、大坂からの出金は一切なかったという。飢饉以前からの累積債務に加え、天保 5 年に斉邦の意志で行われた升屋平右衛門の罷免をめぐる、大坂商人の間に不信感が広がっていたということであろう。万右衛門は江戸での資金確保に失敗した場合、もし明るる年が凶作となれば「御国之御不幸」に至ると悲観していたのである。

そのような中で、芝多が出入司以下の役人衆を引き連れ自ら大坂に出張したのは、翌天保 12 年（1841）1 月 25 日のことであった。大坂への「御土産」など総額で 1 万両ほどを投じて交渉に当たることになったという。とはいえ、その直後の同年閏 1 月には、大坂の商人たちが「新出御用立金不仕御覚悟」と、仙台藩に対する新たな融資を拒否する姿勢であるため、交渉は失敗するだろうとの悲観的な噂が藩内に広まっていたのである。一方、万右衛門は「御先代様」までは「家老」自らが借財のため交渉に出向くということにはなかったとして、芝多の動向を「大笑」だと手厳しく評していたのである。

そのような予想に反して、芝多は大坂商人・炭屋彦五郎を江戸及び国元での蔵元とすることに成功した。同年 3 月 19 日には大坂表で炭屋彦五郎を筆頭とする 5 名の大坂商人が関連する役職に任命されたのであった。蔵元たちとの交渉の具体像については、1 万両もの資金がどのように利用されたか、あるいは炭屋ほか大坂商人の事情も含め検討が必要である。とはいえ、万右衛門が記録した範囲においても不利な状況が重なる中で、蔵元商人を確保した芝多の交渉手腕については一定度評価する必要があるだろう。蔵元商人の確保という点に限れば、正金確保のため芝多を再任するという斉邦の政治的決断は的中したのであった。

### 斉邦急逝と藩政の転換

炭屋の蔵元就任により、正金確保を通じた領内の混乱収束に道筋がついたかに見えた。その状況が再度転換したのは、天保 12 年（1841）7 月の斉邦自身の急逝であった。7 月 24 日に江戸での「御卒去」の報が同月 28 日に早飛脚で到着し、すぐに鳴物停止が触れ出されたという。

斉邦の政治手腕に期待を寄せ続けたと思われる万右衛門は、これとあわせて実際には7月2日に「御卒去」との情報を記し、悲嘆している。

斉邦の死去は、即座に仙台領内の経済に反映した。仙台城下町では、同年夏からこの時期、城下町住民から合計で手形6万両あまりの正貨引替願いが出されていたという。この前提の一つが、炭屋の蔵元就任であることは確実であろう。ところが、葬儀など「御大変之御遣方」により引替が一切中止されたという。葬儀需要を見越してか白木綿の物価も上昇したという。親政を志向して藩政に取り組みながら、最後は自らの死によって、意図せざる領内の経済的混乱を引き起こすことになった斉邦の心情はいかばかりであったらうか。

一方、藩主の交代により仙台藩政は新たな局面を迎えることになる。その一つが、天保13年(1842)9月30日の芝多対馬の罷免である。斉邦を継いで13代藩主となった伊達慶壽(慶邦)が国元に下向した直後のことであった。万右衛門は、その罷免の理由についての世評を次の様に記している。芝多が「山師ヲ旨」として「出入之諸役」から金品を集め、家作や大小の刀など装飾品を「美麗」にしたこと。「松井栄蔵」のような「悪人他所者」を「師匠」として「財用」を委任したこと。古山七左衛門(当該記事では「七右衛門」と誤記)を出入司に登用し、伊達郡や越後で正金15万両を調達するという「空」を申し立てたというものであった。芝多失脚後の仙台藩政について、万右衛門は芝多の失脚後、「遠藤大蔵殿御取切ニ相成」ったと記している。天保8年から奉行職の座にあった遠藤大蔵が中心となって運営することになったのである。

芝多失脚の理由の中で挙げられた私腹を肥やして屋敷の美麗を尽くしたという点について、芝多の屋敷地の状況を、芝多対馬の子息と考えられる奉行・芝多民部常則が万延元年(1860)4月に罷免された際の状況からうかがうことができる。芝多民部は仙台藩安政改革<sup>(31)</sup>の中心となった人物だが、仙台藩士猪狩章の日記には、その失脚にともない万延元年(1860)4月26日に若林(仙台市若林区)にあった芝多の下屋敷が収公された際、「家作の壮麗言語に絶し、庭前の拵実ニ筆端ニ尽くしかた」い様子を、庭園の具体的な描写とともに記されている<sup>(32)</sup>。このことは、芝多が2代にわたって役得の確保を行ったことを裏付けているかのようにも見える。しかし、寛政期の状況として指摘されるように、私邸を役宅として用いる必要のある仙台藩士にとっては、屋敷の普請は格別に留意すべき事柄であり、知行主としての経営課題であった<sup>(33)</sup>。特に専売制をめぐる商人との関係など、何らかの不正の存在を完全には否定できないものの、そのことを即座に芝多対馬の政治的評価に結びつけることには慎重になる必要があろう。むしろ注目されるのが、記事の中で名前が挙げられている古山七左衛門と松居栄蔵の動向である。

古山七左衛門については、前述したように小松新治の意見書「古伝秘録」を受け継ぎ、「自己之勘弁」を書き加えた人物である。万右衛門の記録によれば、古山は出入司を罷免された後、

「本役」(元役)の郡奉行に復帰し、「押強ク」勤務に当たったとの評判が「人々」の間に広がっていたという。古山はなぜこのように職務に固執していたのか。その点については、古山が記した「自己之勘弁」<sup>(34)</sup>から推測できる。ここで古山は、郡奉行として実施していた耕地復興について具体的に記している。それによれば、古山は赴任地と思われる桃生郡深谷(石巻市旧河南町および東松島市)において、天保11年(1840)から奉行・大條監物の許可を得て「起返役所」を設置し、飢饉で荒廃した田地の復興に取り組んでいた。資金は「志願調達金」、すなわち領内百姓からの献金でまかなうものがあった。価値が下落していた手形(藩札)とはいえ7万両近くも資金が確保され、そのことで手形自体の相場が高騰するほどであったという。特権獲得という点以上に、復興に対する意識の高さと、古山の資金調達策の巧みさをうかがうことができる。ところが、その資金を古山が私的に流用しているという「雑説」や、政策の中心である古山への「妬心」が生まれる状況となったという。天保14年(1843)に古山は転役させられるが、古山自身は「世上の風聞」に配慮した「重役」の意向であったと理解している。古山の罷免と共に「起返役所」も廃止され、集められた資金は「御財用方」や「両替所」に流用され使い果たされたという。

その古山が行っていた桃生郡深谷での荒所開発に先行して関わっていたのが、「悪人他所者」と評された松居栄蔵であった。上州大間々(群馬県みどり市)出身で、信夫郡福島(福島県福島市)に出店していた松居は、文政6年(1823)より仙台で家中や郡村の百姓を対象に金融業をいとなむ一方、領内で自己資金により藩の買米相場より高額な価格での米穀購入を実施し、浦賀への廻米を行っていたという<sup>(35)</sup>。さらに松居は天保9年(1838)以降、桃生郡前谷地村の豪農斎藤善右衛門による荒所開発に投資していた<sup>(36)</sup>。古山が伊達郡金主を相手に行おうとした15万両の資金調達は、桃生郡深谷での新田開発の実施、そのことによる松居栄蔵との関係を前提に、屈指の養蚕地帯であった伊達郡商人から復興資金の調達を図ろうとしたものだったとも推測されよう。

古山は桃生郡深谷での事業について「五十年」がかりの開発を展望しており、7万両の資金があれば、「御当君様」(伊達慶邦)の在世中に開発を成就できると意気込んでいた。しかし、開発は中断を余儀なくされたのである。天保14年の資金転用については、同年の将軍日光参詣や、上野寛永寺の徳川家斉墓所の造営といった公儀役を果たすために不可避な状況もあった。問題は「世上の風聞」で政策転換が行われたと古山が認識している点である。世論の動向に左右される天保期仙台藩政の状況が改めて確認される。芝多らは天保4年に続き世論対策に失敗したともいえるが、そのことで地域復興策が頓挫したことの影響を考察することも、仙台藩政の歴史的特質を考える上で不可欠であろう。

一方、松居栄蔵については、遠藤大蔵が弘化2年(1845)12月に奉行を辞職したのち、再び仙台藩の「財用方御用達」に就任しており、翌3年8月には自己資金4000両を元手に作立

金を貸し付け、現物での返済を基に領内各郡で貯穀を実施する政策を提案している<sup>(37)</sup>。芝多失脚の一因ともなった他領商人の資金を活用した農村復興事業が、幕末期においても試みられていたのである。なお松居栄蔵は安政2年(1855)に死去するが、松居の墓所(仙台市太白区・長徳寺)には、「大肝入中」から寄進された石灯籠と手水鉢が現存している。松居と仙台藩大肝入衆との具体的な関係については今後さらに検討を深める必要があるが、領内の大肝入衆や、彼らが管轄する地域住民からは、松居が「悪人他所者」とは異なる評価を受けていた可能性を示唆するものであろう。

最後に、新藩主となった伊達慶邦に対する評価を確認しておきたい。万右衛門は天保13年(1842)夏頃の状況として、「御屋形様」が幼少より「病身」がちで、「養生」のための御狩や武芸御覧などの「御慰」ばかりを行っており、「下之不通用難義御救之御吟味」がなされているような様子が見られないと記している。慶邦はこのとき18歳、斉邦が天保4年に親政を宣言した時の年齢を3歳上回っていた。慶邦への否定的な評価は、斉邦に対する期待がそれだけ高かったことを示すものである。伊達慶邦については、近年その幕末政局や藩政改革への取り組みが再評価されつつある<sup>(38)</sup>。しかし、藩主への就任当初、少なくとも藩内にその能力を疑問視する認識が存在していたのである。藩主としての慶邦がこのような認識を払拭し、家中、さらには領民とどのような関係を築くのか、天保末年の仙台藩における重要な政治課題の一つとなったと考えられる。

## おわりに

本稿では、別所万右衛門「天保凶歳日記」から明らかになる藩官僚人事と、藩主伊達斉邦の動向を手がかりに、天保期の仙台藩政についての素描を試みてきた。全体のまとめとともに今後の課題を提示しておくことにしたい。

万右衛門の記録を通じて明らかになった点の一つは、12代藩主・伊達斉邦の動向が藩政におよぼす規定性である。斉邦は天保4年凶作以前から親政を志向しており、凶作による領内の同様と藩官僚への批判を契機に、前藩主の委任を受けていた芝多対馬の影響力排除を試みた。一方、斉邦の親政は官僚制の存在を前提に、藩主も含めて活発な議論を通じて実施されることが前提であった。その中で登用された森儀兵衛や増田主計については、郡村の事情に通じるとともに、増田については仙台藩儒桜田欽斎の門人でもあった。ここからは、斉邦が何らかの政治理念をもって藩政の「改革」を試みたことを推測させる。

その斉邦の政治運営に大きな影響を及ぼしたのが、この時期に頻発した自然災害であった。

天保4年凶作もそうであったが、天保6年大地震と翌年の凶作における救済策への対処の中で、斉邦は一旦は排除した「芝多派」官僚たちを再登用してゆく。目前の政策課題を踏まえ、「教」から「富」の優先へ、さらに「権道」を用いた政治運営へと転換を図ったのである。このような斉邦の軌跡を、その急逝も含め改革に燃える若き藩主の挫折と見るか、あるいは現実の政治課題に対応する中で政治家としての成長と評価するかについて、さらなる検討が不可欠であろう。

一方、この時期の仙台藩官僚層について、芝多対馬と関係の深い人々についても、学識や地方行政の実務家が多く含まれていた。斉邦の親政志向の中で排除され、万右衛門や世論の厳しい評価を受け続けた芝多対馬であったが、実は禄高や家格にとらわれない積極的な人材登用を行っていたのである。一方、親政を志向した斉邦自身も同様の人材登用を行い、さらに議論を積極的に奨励しようとする意向を持っていた。この時期の仙台藩政は知識と経験に富んだ官僚たちの議論を前提に藩政運営が行われていた。さらに、天保7年8月の斉邦直書は、献金百姓たちへも議論の場を開くものであった。その議論の前提としては、万右衛門が「世評」や「評」、さらに「私曰」という表現で記録している世論が大きな影響を与えていたと考えられる。天保期仙台藩の具体的な政策課題の一つは、寛政期から続く藩主家財政と民政との両立であったと考えられる。その上で、天保期に頻発した災害からの復興という新たな政策課題が、人材登用や議論の活発化といった動きをもたらしていたのである。そのこと自体が、固有の政治課題をふまえ新たな政治運営のあり方を模索する天保期仙台藩政の歴史的特質を示しているといえよう。今後、災害復興も含めた藩政の方向性に関する議論の発掘を行う必要がある。

万右衛門の記録には、災害に直面した人々の対応とともに、そこに埋もれた仙台藩「改革」の一端が記されていた。領民、藩官僚、さらには藩主が、仙台藩という地域の一員として災害へどのように対処し復興に取り組んだのか。その過程や政策議論の解明は、一地域の事例研究を越えて、19世紀日本の新たな社会像を考察するための手がかりとなると考えている。今後、さらに分析を重ねてゆきたい。

## 注

- (1) 齋藤鋭雄「仙台藩役職任免一覧」(『宮城県農業短期大学学術報告』26～29、1979～81)。
- (2) J.F.モリス『近世武士の「公」と「私」 仙台藩士玉蟲十蔵のキャリアと挫折』(清文堂出版 2009年)
- (3) 『仙台市史』通史編5近世3(仙台市 2004年)、43-44頁。
- (4) 前掲註(3)『仙台市史』。
- (5) 「龍山公治家記録」(『仙台市史』(旧版)10 仙台市 1956年 所収年表同年の項を参

照)。

- (6) モリス前掲注(2) 著書。
- (7) 「新沼村郁右衛門記録」(『志田郡沿革史』宮城県志田郡 1912年所収)。
- (8) 「伊達斉邦挨拶書控」(『大日本古文書 家わけ第三 伊達家文書』十、史料番号3428)。
- (9) 「伊達氏奉行連署請書」(『大日本古文書 家わけ第三 伊達家文書』十、史料番号3429)。
- (10) 拙稿①「さむらいたちの天保飢饉—仙台藩の天保四・五年飢饉と藩士・藩官僚」(『国史談話会雑誌』50 2010年予定)。
- (11) 「中島播磨意見書」(『伊達家文書』十、史料番号3440番)。
- (12) 『源貞氏耳袋』11(源貞氏耳袋刊行会 2008年)、史料番号39・41。
- (13) 拙稿②「天保飢饉からの復興と藩官僚—仙台藩士荒井東吾「民間盛衰記」の分析から—」(『東北アジア研究』14、2010年予定)
- (14) 滝本誠一編『日本経済大典』28(復刻版 鳳文書館 1992年)所収。
- (15) 前掲註(9) 拙稿①。
- (16) 代表的なものとして平重道『伊達政宗・戊辰戦争』(宝文堂 1969年)など。
- (17) 前掲註(2) モリス著書。以下18世紀末の官僚機構についての評価は同書による。
- (18) 「伊達斉邦直書控」(『大日本古文書 家わけ第三 伊達家文書』十 史料番号3431番)。
- (19) 「金穀御備立等三ヶ条之留」(『宮城県史』31所収)
- (20) 『仙台市史』通史編5 近世3(仙台市 2004年) 58-68頁。以下文化年間の升屋に関する記述は同書による。
- (21) 注(20)に同じ。
- (22) 鶴飼幸子「大槻家の人々」(『宮城の研究』5 清文堂出版 1983年)。
- (23) 『源貞氏耳袋』13(源貞氏耳袋刊行会 2008年)、史料番号23。
- (24) 「龍山公治家記録」(『仙台市史』(旧版)10 仙台市 仙台市 1956年 所収年表同年の項を参照)。
- (25) 『愛媛県史』近世下(愛媛県 1987年)、683-8頁。
- (26) 「伊達宗紀書状」(『大日本古文書 家わけ第三 伊達家文書』十、史料番号3432番)。
- (27) 「伊達宗充書状」(『大日本古文書 家わけ第三 伊達家文書』十、史料番号3433番)。
- (28) 前掲註(10)。
- (29) 具体的には不詳だが、宮城、黒川、名取、柴田、亘理の五郡ないし宮城国分、同陸方および浜方、名取南北の五大肝入区のいずれかを指すと考えられる。
- (30) 難波信雄「幕末における仙台藩の国産統制—幕末藩政改革プランの前提」(『日本文化研究所研究報告』別巻5 東北大学日本文化研究所 1967年)。
- (31) 難波信雄「幕末仙台藩の経済的構造」(石井孝編『幕末維新期の研究』吉川弘文館 1978

年)。

- (32) 「幕末・明治宮城県下見聞録（一）」(『仙台郷土研究』221、1981年)。
- (33) モリス前掲註(2) 著書。
- (34) 「古伝秘録」、前掲注(14) 書所収。
- (35) 安政3年6月「極奉上書」(石垣宏ほか編『翻刻荒井宣昭選集』今野印刷 2002年所収)。
- (36) 難波信雄「幕末における仙台藩の国産統制—幕末藩政改革プランの前提」(『日本文化研究所研究報告』別巻5、1967年)。
- (37) 仙台市史編さん室保管・大竹家文書 整理番号H577。
- (38) 『仙台市史』通史編5 近世3(仙台市 2004年)457-506頁、難波信雄「大藩の選択—仙台藩の明治維新」(東北学院大学『東北文化研究所紀要』37 2005年)



(附録1) 天保4年(1833)～天保12年(1841) 仙台藩奉行・出入司・郡奉行任免表

年	奉行	出入司
天保4年 (1833)	1 大條監物 2 高泉木工 3 福原縫殿 4 但木山城 6 芝多対馬 12月罷免 7 石田定之丞(豊前) 12月	9 林珍平 10 森儀兵衛 11 小松新治 12月罷免 12 真山八郎右衛門 12月罷免 13 長谷志津馬 12月 (※1 中目義衛門 『県史』) (※2 水野八五郎 『県史』)
天保5年 (1834)	1 大條監物 2 高泉木工 3 福原縫殿 4 但木山城 7 石田豊前	9 林珍平 1月免職 10 森儀兵衛 13 長谷志津馬 14 真山慶治 1月 7 増田菊之助 9月
天保6年 (1835)	1 大條監物 2 高泉木工 4 但木山城 7 石田豊前 8 増田菊之助 10月就任	10 森儀兵衛 13 長谷志津馬 14 真山慶治 8 増田菊之助 10月→奉行 15 山崎源太左衛門(10月以降)
天保7年 (1836)	1 大條監物 2 高泉木工 4 但木山城 九月辞任 7 石田豊前 8 増田菊之助(主計)	10 森儀兵衛 13 長谷志津馬(同年中転役か) 15 山崎源太左衛門 14 真山慶治 16 桜田良佐 8月 17 飯沢常治 9月
天保8年 (1837)	1 大條監物 2 高泉木工 6 石田豊前 8 増田主計 5 遠藤帯刀	10 森儀兵衛 15 山崎源太左衛門 14 真山慶治 16 桜田良佐(同年中辞職) 17 飯沢常治 11 小松新治 3月再任

	郡奉行
	(※3 中津川武蔵 「定留」) (※4 金須長八郎 「定留」) (※5 小野貞蔵 「定留」) 26 若林三郎左衛門
	26 若林三郎左衛門 2月罷免 27 伊東泰輔 1月→2月罷免 28 服部伊左衛門 1月 奥 29 桑嶋四郎兵衛 1月 30 岡本吉太夫 2月 就任取消 31 横沢英記 2月 南方 32 熊沢龍之進 2月 北方 33 菅井三郎太夫 2月 中奥
	28 服部伊左衛門 29 桑嶋四郎兵衛 31 横沢英記 32 熊沢龍之進 33 菅井三郎太夫 21 笠原一学 (12月カ「定留」署名)
	28 服部伊左衛門 8月転役→穰三郎様御附人 29 桑嶋四郎兵衛 8月転役→御屋敷奉行 31 横沢英記 8月転役→御目付 33 菅井三郎太夫 21 笠原一学 34 伊庭宗七郎 8月 35 鈴木善之進 8月就任 〔※6 湯目幸三郎 「定留」署名〕
	33 菅井三郎太夫 34 伊庭宗七郎 21 笠原一学 35 鈴木善之進 〔湯目幸三郎〕

(附録1) 天保4年(1833)～天保12年(1841) 仙台藩奉行・出入司・郡奉行任免表(続)

年	奉行	出入司
天保9年 (1838)	1 大條監物 2 高泉木工 7 石田豊前 5 遠藤帯刀 (大蔵) 8 増田主計 1月切腹 3 福原縫殿 隠居→3月再勤	10 森儀兵衛 15 山崎源太左衛門 (6月転出か) 14 真山慶治 (6月転出か) 11 小松新治 (同年死去カ) 18 成田才助 6月 19 浜田進 6月 20 男沢権太夫 町奉行→8月 21 笠原一学 郡奉行→8月
天保10年 (1839)	1 大條監物 2 高泉木工 7 石田豊前 5 遠藤帯刀 3 福原縫殿	18 成田才助 19 浜田進 20 男沢権太夫 21 笠原一学
天保11年 (1840)	1 大條監物 2 高泉木工 7 石田豊前 5 遠藤帯刀 3 福原縫殿 6 芝多対馬 6月再任	18 成田才助 7月罷免 19 浜田進 20 男沢権太夫 21 笠原一学 22 玉虫勇蔵 町奉行→7月 23 佐伯三左衛門 郡奉行→10月
天保12年 (1841)	1 大條監物 2 高泉木工 7 石田豊前 5 遠藤大蔵 3 福原縫殿 6 芝多対馬 天保13年9月罷免	19 浜田進 20 男沢権太夫 21 笠原一学 22 玉虫勇蔵 23 佐伯三左衛門 24 引地九右衛門 1月 25 尾崎善左衛門 5月

(備考) 「天保凶歳日記」／『県史』宮城県史31所収「金穀御備立等三ヶ条之留」  
「定留」栗原郡大肝入熱海家文書(東北歴史博物館・東北大学日本史研究室所蔵)で確認できる人事関係記事から構成した。

	郡奉行
	<p>21 笠原一学 8月転役→出入司  33 菅井三郎太夫  34 伊庭宗七郎  35 鈴木善之進  〔湯目幸三郎〕  23 佐伯三左衛門 目付→8月就任</p>
	<p>33 菅井三郎太夫  34 伊庭宗七郎  35 鈴木善之進  〔湯目幸三郎〕  23 佐伯三左衛門</p>
	<p>〔湯目幸三郎 (10月免職カ)〕  33 菅井三郎太夫 (10月免職カ)  34 伊庭宗七郎  35 鈴木善之進 (10月免職カ)  23 佐伯三左衛門 10月転役→出入司  36 佐藤助右衛門 吟味役→10月  37 荒井東吾 10月  38 古山七左衛門 10月  39 白石升 10月</p>
	<p>34 伊庭宗七郎  36 佐藤助右衛門  37 荒井東吾 1月辞職  38 古山七左衛門  天保13年9月出入司仮役  直後に罷免、再度郡奉行に復帰  39 白石升 10月死去</p>

(附録2) 天保4年(1833)～天保12年(1841) 仙台藩奉行・出入司・郡奉行就任者一覧

## ■奉行

### 1 大條 一家 4000石 亶理郡坂元

大條道直(多聞、監物、是水)

- ・文化11年5月父道英に代わり奉職。文政2年7月今公(伊達斉義)襲封し將軍幕下へ拝謁の時に従う。文政4年申継、文政4年2月権大番頭、同8月徹山公女(登米・伊達式部村幸夫人)逝去の際使いとして伊達長門を弔問する。同5年7月権大番頭を免職、権大番頭、同7年6月申次兼近習。同年閏8月権若老。『伊達世臣家譜続編』3、38-9頁)
- ・天保2年8月奉行職御用。翌3年1月奉行職就任。少老の時、藩主継家に関して功あり。同6年子なく弟を嗣子とする。同14年病により辞職。明治10年88歳没。  
(本田勇『仙台伊達氏家臣団事典』丸善仙台出版サービスセンター 2004年)

### 2 高泉 準一家 2700石 登米郡米谷

高泉景規(源三郎、右近、木工、主計)

- ・寛政6年5月桂山公に始謁。享和1年6月父の死去により継家、同2年大番頭、文化1年6月仙台城二の丸へ落雷延焼の際伊達家の霊牌を残らず搬出し賞さる。同8年12月歳首七種会定連衆を命じられる。同9年10月7日権評定役を兼務。同11年3月権少老、同月英山公(伊達斉宗)に従い江戸城登城、同14年3月鷹申継を兼役。文政2年今公(伊達斉義、以下同)襲封へ執事労あるにつき銀子5枚と精綿10屯を拝領。同3年正月評定役を兼務。文政7年今公(伊達斉義)より執事の労として銀子3枚・時服2領を賜う。同年10月19日今公始めて政務を執るとき執事の労有りとして精綿3屯を下賜。同年12月英山公遺物の掛幅を下賜。文政7年正月1日奉行職、役料含め3000石(『伊達世臣家譜続編』3 66-7頁)。
- ・知行地にて文政12年151戸、翌13年162戸焼失する大火が発生し復旧のため藩からの借入金を無利子にて貸し付けたほか、御裏林の杉を伐採し罹災者の救済を図った。天保9年10月30貫文加増されて計3000石となる。同11年正月隠居。奉行職17年を含め39年奉職。天保15年8月64歳で没。(本田勇『仙台伊達氏家臣団事典』丸善仙台出版サービスセンター 2004年)

### 3 福原 準一家 1000石 宮城郡高城

福原資氏(広三郎、帯刀、縫殿) 天保12年10月65歳没

- ・一門伊達淡路村好の二男。文化4年8月養嗣となる、文化7年4月申次、同9年7月権若老、同年11月若老兼大番頭、役料含め1000石。文化10年正月藩主の御狩に際し山奉行、同年3月藩主江戸城登城に供奉。同11年4月英山公（伊達斉宗）婚姻を掌して4月に精綿10屯および白銀5枚を賜う。同年12月奉行職。役料含め3000石となる。2度將軍に拝謁（『伊達世臣家譜続編』3 68-9頁）。
- ・文政7年7月職務精励により20貫文加増され100貫文となる。中興の祖と称される。（本田勇『仙台伊達氏家臣団事典』丸善仙台出版サービスセンター 2004年）

#### 4 但木 宿老 1500石 宮城郡吉岡

但木直行（兵三郎、帯刀、淡路、山城）

文化8年四月継家、同10年紹山公の遺物二幅対掛軸を拝領。文政1年江戸留守居。文政6年12月仙台大火の際に屋敷が焼失、金子7両3歩を給い、同7年2月罹災のため手伝を免除される。同年8月馬を拝領。（『伊達世臣家譜続編』3 102-3頁）  
文政13年3月奉行職就任、天保2年5月再任、同7年9月辞任、天保11年5月57歳で没。（本田勇『仙台伊達氏家臣団事典』丸善仙台出版サービスセンター 2004年）

#### 5 遠藤 宿老 2000石 栗原郡川口

遠藤元良（陽之進、大蔵、文七郎、帯刀、対馬）

- ・江戸留守居、天保8年8月奉行職に就任。弘化2年12月辞任。  
（本田勇『仙台伊達氏家臣団事典』丸善仙台出版サービスセンター 2004年）
- ・天保13年9月30日・奉行柴多対馬（6）罷免後「遠藤大蔵殿御取切ニ相成」（「天保凶歳日記」同日条）

#### 6 芝多 着座 2000石 柴田郡村田

芝多常熙（文之丞、主税、兵庫、佐渡、対馬）

文化3年6月継家、徒小姓頭、同4年6月大番頭として蝦夷地警備を命じられ、翌年2月800余名を率いて出発、10月に帰仙し9代藩主・周宗から紋服と銀子20枚下賜。文化6年正月申次兼近習、文化7年2月祭祀奉行、10代・伊達斉宗襲封の際江戸西ノ丸に供奉、元服および官位付与の際京都への使者として石清水社など代参。同年5月権祭祀奉行、文化10年祭祀奉行を免じ、文化11年正月権小姓頭、文化14年権小姓頭、文政1年1月免職。同年9月伊達斉宗が青根温泉入湯の際に居所の村田にて鯛を、青根温泉で塩鮎を献ず。同月用取次儉約、功により金400枚を賜る。同年2月小姓頭、同年5月英山公逝去の際特恩ありとして剃髪するが今公（伊達斉義）許さず。

同年 6 月伊達斉義初入府の際に供奉して金子を賜う。同年 8 月小姓組番頭。文政 5 年 11 月奉行職に就任。文政 6 年関東水道修治（御手伝普請）惣奉行として江戸出府、同 11 月その功として將軍幕下より時服 6 領と銀子 50 枚を賜う。同月伊達斉義より財用及郡村之事を掌することを命じられる。同年 12 月居宅火災の際斉義より銀 30 枚下賜。関東水道修治の褒賞として酒肴と時服 1 領、銀子 10 枚を賜う。同 7 年 1 月、前年の居宅火災について藩主より私的に羽二重 3 反と紙布 2 反を下賜。同月平賀出雲の居宅を賜い、2 月には俸禄 4 分の 1 の手伝を返される。同年 7 月乗馬 1 頭を賜う。9 月東照宮祭礼の際祭礼奉行を務める（『伊達治家記録続編』3 136-9 頁）

- ・天保 4 年 12 月 1 日奉行罷免、天保 11 年 6 月 26 日奉行に再役、同 13 年 9 月 30 日罷免（「天保凶歳日記」）

## 7 石田 着座 1000 石 黒川郡大松沢

石田寛直（定之丞、備前）

文政 3 年 8 月申継兼近習、同 5 年 6 月用取次兼祭祀奉行、同 6 年 9 月家督、小笠原流礼法を高野雅楽知哲に、柳生心陰流兵術を長谷川勇左衛門に学び目録を受ける（『伊達世臣家譜続編』3、148-9 頁）。

天保 4 年 12 月奉行職へ就任、奉職 37 年。嘉永 6 年 4 月 61 歳没。（本田勇『仙台伊達氏家臣団事典』丸善仙台出版サービスセンター 2004 年）

## 8 増田 太刀上 334 石

- ・増田菊之助繁育 増田八十次繁睦の子。文化 5 年父に代わって奉職、同年 12 月家を継ぐ。文政 4 年 12 月武頭、同 5 年 3 月権目付使番、同 6 月目付使番。嘗て北条流兵学を佐伯三左衛門是保（23）に、東條流兵学を木村衛守成信に、長沼流兵学を遠藤勘解由元長に学び、遠藤勘解由の没後は信玄流軍学を片平亘定広に学ぶ（『伊達世臣家譜続編』3 179 頁）

- ・天保 6 年 1 月 28 日大坂・米屋平右衛門蔵元就任の功により 10 貫文（100 石）加増、同年 10 月 20 日奉行職就任、同 7 年 12 月 15 日永代着座（「天保凶歳日記」各日条）  
「増田主計（ますだかずえ）良吏。諱は繁育、菊之助と称す。栗原と号す、性廉直、桜田欽齋に学びて才学兼達す、斉宗公の側近に奉侍し、武頭より小姓組番頭、出入司に進み、百石の加増あり。天保七年二月班を進めて着座となす、尋で国老に挙げらる、此時藩政積弊多し、主計慨然之を匡救せんとす。公亦事を委任し、諸政✓革の緒に就き、將に先世の治績を挙げんとするに当たり、会々擢臣の之を拒むものあり、遂に主計の帰国を命ず、主計素志の為すべからざるを知りて江戸邸に自刃す、時に年四十

八、天保九年正月十八日なり、江戸芝高輪東禅寺中宗法院に葬る、公深く其死を悼みて金銀章服を賜ふ（碑文）」『仙台人名大辞書』

## ■出入司

### 9 林珍平 平士 150石

- ・林珍平友道 寛政4年小姓見習・同6年4月家を継ぐ。同月公襲封の道中で奥小姓を試し、同10年勘定奉行を試し、同11年3月本役、200石。同5月京都留守居、6月兼大坂大本締、同13年6月兼知行割奉行、享和2年9月不時の公務で大坂へ、同3年4月大坂にて繰合方吟味役を試し、同年11月本役。文化1年郡奉行を試、同7月勘定所取締。同3年4月功を賞される。同5月郡奉行、役料含め300石。同7月旗元足軽頭兼近習、禄高150石に。同8年9月褒美として障泥紐を賜う。同11年4月江戸にて馬具拝領、同年11月郡奉行。同13年牡鹿郡巡視の際の功績で麻上下を賜う。文政6年3月関東水道奉行普請奉行、同年10月出入司、禄500石に。同年11月普請奉行の功により精綿7屯をたまう。同12月酒を賜う。（『伊達世臣家譜続編』4 150-2頁）
- ・天保4年時点で出入司・江戸詰、天保5年免職（「天保凶歳日記」）。  
「林子平の甥、天保12年9月70歳歿」（『仙台人名大辞書』）

### 10 森儀兵衛 平士 416石 諸士版籍 禄高416石／世臣禄 禄高516石

- ・森儀兵衛常武 文化3年父に代わり奉職、同6年正月牒役、同10月家を継ぐ、同9年4月江戸番馬上、同年7月権武頭、同月城中の饗宴にて楽屋奉行、その功により褒美を賜う。同年10月関白鷹司家への見舞使者、同家より白銀1枚下賜、信恭夫人納幣の際裁判役、紀州公より白銀1枚を賜う。同13年目付使番、文政4年辞職。同6年武頭、同年10月郡奉行。（『伊達世臣家譜続編』3 362-3頁）
- ・天保4年春 「郡村係り」として伊達斉邦へ「郡村等之義、存慮之趣、品々申出」て、藩主自ら儉約令を発することを献策（『伊達家文書』10）
- ・天保6年6月 大坂・米屋平右衛門取組を成功させる功により増田菊之助とともに禄高10貫文（100石）加増、出入司に（「天保凶歳日記」）

### 11 小松新治 「諸士版籍」小松新治 扶持高2両1分12匁5人（『仙台叢書』）

- ・文政5年大坂大本締、文政6年郡奉行、文政11年出入司（以上『仙台市史』（旧）10）
- ・天保4年12月1日出入司罷免、天保8年1月出入司再任、300石加増（以上「天保凶歳日記」）

※小松木工左衛門（小松新治の子） 「世臣禄」 大番士・禄高 356 石

- ・天保 7 年 1 月 11 日養賢堂目付、同 10 年 4 月 15 日「小松木工左衛門、亡父新治の負債を年賦とする功績を賞される（『仙台市史』（旧）10）

12 真山八郎右衛門 諸士版籍 3 貫文（30 石）／世臣禄 記載なし

- ・天保 4 年 12 月 原町御蔵にあった貧民手当の米穀を自分売買する廉で罷免（「天保凶歳日記」）
- ・「郡奉行。天保三年代官横尾半左衛門と謀りて桃生郡八反崎（中津山村）を開鑿し、北上川の迂曲線を直して神取駅を現在地に移す」（『仙台人名大辞書』）

13 長谷志津馬 諸士版籍 11 貫 618 文／世臣禄 大番士 禄高 116 石（←元々は六六石か）

- ・横山三郎兵衛二男、享和 3 年江戸番馬上、同 4 年正月小姓見習、文化 2 年 9 月命により奥に入る、同 5 年 5 月紹山公（伊達周宗）刀術を学ぶに侍す。同 5 年 8 月奥小姓、同 6 年 4 月公に学問を礎す。同 9 年 9 月家を承す。同 11 月評定所役人、役料 150 石。英山公（伊達斉宗）親しく聴訟の際精励として錦を賜う。文化 13 年 8 月二丸留守居。文政 1 年 3 年正操夫人（郷子／伊達重村側室・斉村生母：筆者注）仙台へ移る際の功績で褒美、文政 2 年 10 月 300 石（『伊達世臣家譜続編』4 297-8 頁）

「長谷次直（はせ・つぎなお）藩士。通称四郎兵衛または志津馬、人となり慎勤、初め慶邦公の御懐守より小姓頭兼物置締役にすすみ、安政四年四月二五日歿す。享年七十五（碑文）、志津馬の死後生前の功により安政五年九月二十九日禄五十石を其の子直温に加賜せらる」（『仙台人名大辞書』）

- ・天保 7 年 2 月 15 日 大橋落成するによって、長谷志津馬など賞せらる（「龍山公治家記録」『仙台市史』（旧版）10・年表）

14 真山慶治 平士 2000 石

真山慶治規輔 寛政 9 年 2 月父に代わって奉職。同年 10 月仮武頭、11 月武頭、享和 2 年 4 月仮城番、まもなく免ず。文化 1 年 10 月江戸にて仮目付使番、同 2 年正月権城番まもなく免ず、同 5 年正月家を継ぐ、文化 13 年 8 月近習、同 14 年脇番頭、文政 2 年 7 月仮小姓頭、同 5 年 6 月近習目付、同 7 年仮小姓頭。（『伊達世臣家譜続編』3 272-3 頁）

天保 15 年 9 月 16 日 奉行職（「樂山公治家記録」『仙台市史』（旧版）10・年表）

15 山崎源太左衛門 諸士版籍 録高 102 貫 613 文／世臣禄 大番士 1026 石

- ・平太左衛門と同一人物か・文政 7 年権目付使番もまもなく免ずる。同年 12 月権目付使

番、屋敷地は桃生郡飯野村（『伊達世臣家譜続編』3・275頁）

- ・父・源太左衛門郷誼 武頭、文化4年蝦夷出陣、同7年権城番、文化9年11月権武頭、同12月武頭、文政2年5月病免、同4年佐伯三左衛門是保（23）とともに封内海浜の地理を監し、巡視の地図を作製する（同前）。

16 桜田良佐 世臣禄 禄高二六石

寛政9年生、9歳で養賢堂に学ぶ。のち叔父の桜田欽齊の門に入り朱子学の研鑽に努める。文政3年江戸遊学。文政8年より佐野藩に出仕し天保6年まで仕える。天保1年伊達家大番士に登用。江戸にて北辰一刀流皆伝。天保7年8月出入司、大坂表での借財調達にあたるも、9000両余しか確保できなかった責任をとり辞職。その後再度佐野藩堀田家で家老次席。天保8年9月に仙台帰国。安政3年兵具奉行兼屋敷奉行、安政4年8月講武所指南役、その後清川八郎と交際、遠藤文七郎、中島虎之助と仙台藩尊王攘夷派を形成。文久3年8月藩内の政変で茂庭家預かり。明治2年3月仙台藩議事局議長。明治9年80歳で歿（平重道「仙台藩の勤王家桜田良佐の人物と思想」『伊達政宗・戊辰戦争』宝文堂、1969年）

17 飯沢常治 諸士版籍 なし／「世臣禄」大番士 禄高103石

- ・飯沢家 『伊達世臣家譜』および同続編への記載なし。
- ・嘉永6年12月25日町奉行（「楽山公治家記録」『仙台市史』10年表）

18 成田才助 諸士版籍 なし／「世臣禄」大番士 禄高44石

詳細不明。

19 浜田進 「諸士版籍」諸士版籍 8貫500文（85石）／「世臣禄」大番士 禄高185石

「浜田康次（はまだ・やすつぐ）藩士、通称は初め進と称し、晩に縫殿と賜ふ。字は子恭また玉民、梅園また松廬と号す、文化1年周宗公に仕へて小姓となり、奥小姓を経て小納戸役に進む、天保1年六月小姓頭に登り、職にある事五年、出でて江戸番頭となる。能く典故を諳んじ人皆推服す、天保九年出入司となり、弘化元年再び小姓頭たり、禄百石を加賜せらる、周宗、斉義、斉邦、慶邦五公に歴事すること四十余年に及ぶ、康次博く芸術に通曉し、殊に槍術は風伝流、居合は一宮流、皆其奥義を究め、旁ら書と笛を能くす、嘉永1年二月二日歿す、享年六十六、仙台北山町資福寺に葬る。（碑文）」『仙台人名大辞書』

- 20 男沢権太夫 諸士版籍 なし／世臣禄 男沢権太夫 大番士 禄高 48 石
- ・文政 11 年町奉行就任（「龍山公治家記録」『仙台市史』（旧版）10 年表）
  - 「男沢権太夫（おとこざわ・ごんだゆう）良吏。諱は眞精、権太夫と称す。新田兵左衛門の第二子、男沢勘右衛門の嗣となる。経史を大槻平泉に学び、造詣するところあり。養賢堂助教より奉行書役に転じ、評定所役人を歴て町奉行に遷り、在職十二年、恪勤周密未だ嘗て過誤あらず、偶々年饑荒に際し獄訴荐りに興り、又疑獄の年を経て決せざるものあり、眞精同僚を督励し、剖判流るるが如く、天保四年に至り、囹圄その衛を撤すること数日、実に古来未曾有の事なり、九年累進して出入司となる、十年九月二十七日歿す、享年四十七、仙台通町玄光庵に葬る（碑文）」（『仙台人名大辞書』）
- 21 笠原一学 平士 530 石 諸士版籍 511 石／「世臣禄」大番士 511 石
- ・伊達家着座・笠原家（登米郡石森）分家
  - ・笠原一学道康 文政 3 年 10 月小姓見習、同四年父五郎七郎に代わり奉仕す、同 8 年 5 月病免（『伊達世臣家譜統編』3 326 頁）
  - ・安政 2 年 芝多周防らとともに大銃製造掛任命（「樂山公治家記録」『仙台市史』（旧版）10 年表）
- ※笠原全康（十吉／幕末期の出入司、参政）の父親か（『登米郡史』上巻（復刻版 名著出版 1972 年）人物編「笠原全康」の項目）。
- 22 玉虫勇蔵 諸士版籍／「世臣禄」大番士 172 石
- 文政 1 年御小姓、天保 1 年 10 月 20 日穰三郎様御遊相手、同年 10 月評定所役人仮役、同 3 年評定所役人、天保 9 年 8 月 28 日町奉行、天保 11 年 7 月 15 日出入司、安政 2 年 12 月 4 日出入司御役御免、同 6 年 9 月 9 日町奉行、文久 1 年 10 月 28 日隠居、元治 1 年 12 月 20 日 59 歳没（玉虫久五郎「玉虫勇蔵略年譜」『仙台郷土研究』24-1 1964 年より抜粋）。
- 「玉虫勇蔵／諱は崇茂、字は子広、通称勇蔵、緑園と号す、詩書を能くし、当時の文人間に名あり、仕えて町奉行に至る。元治元年十二月二〇日没す、享年五十九、仙台三百人町保春院に葬す、玉虫左太夫はその弟なり」（『仙台人名大辞書』）
- 23 佐伯三左衛門（善太夫・是保）。 平士 339 石
- 佐伯久之丞是用の子。文化 10 年 3 月父に代わり奉職。同 11 年 7 月権兵具奉行、同 14 年 11 月家を継ぐ。同 12 年 2 月武頭、同 4 月権兵具奉行。文政 3 年 4 月今公（伊達斉義）初めて襲封の際先導をつとめる。同 5 月武頭方取締・人繰方、同 4 年 2 月目付使番、8

月免。文政6年9月権勘定奉行、同7年6月武頭。一旨流槍術を高橋丈之進、謙信流軍学を内海亘成美に、信玄流軍学を片平亘定広に、北条流軍学を大枝監物道英（1の父）、東條流軍学を芝多佐渡信憲（6の祖父）に学ぶ。（『伊達世臣家譜続編』3 425-6頁）

- ・江刺郡高寺村に知行地・屋敷地、文政12年より一関田村家の財政担当にて江戸詰、天保7年正月町奉行仮役、目付、天保9年春郡奉行「佐伯是保風俗等書上」（『伊達家文書』9）
- ・仙台藩儒学者・桜田欽斎の門人（『源貞氏耳袋』13、史料番号23「桜田欽斎より増田主計への書状」）

24 引地九右衛門 「世臣禄」大番士 30石

- ・天保四年考役、同年12月米穀自分売買貧民救済米を売却したとして牢舎、天保11年大坂借金不弁につき罷免、天保12年1月芝多対馬大坂出向の際に再役（「天保凶歳日記」）。

25 尾崎善左衛門 「世臣禄」大番士 124石

- ・『伊達世臣家譜』 尾崎家の記載なし。  
安政1年5月23日町奉行（「樂山公治家記録」『仙台市史』10 年表）

（別所万右衛門記録に登場しない人々）

※1 中目義衛門 世臣禄 93石

- ・天保5年「金穀御備立等三ヶ条之留」（『宮城県史』31）に出入司として連署。
- ・「中目安堅（なかのめ・やすかた） 藩士。通称義衛門、牧馬の事に任じて功あり、官高からずと雖も吏事に服して下僚の心服を得、嘉永五年十月六日歿す、享年七十九、仙台北八番丁江巖寺に葬る。△子寛之丞安深、仕へて出入司となり、当時能吏を以て称せらる。」『仙台人名大辞書』

※2 水野八五郎 平士 364石

- ・天保5年「金穀御備立等三ヶ条之留」（『宮城県史』31）に出入司として連署。
- ・水野八五郎定倫 児小姓、寛政2年隠居後の七代藩主伊達重村の小納戸、同8年7月免職。同10年9月目付使番、文化4年2月家督。文化7年4月近習目付、同年目付使番を掌り国用之事を省く功により白銀一枚下賜。文化8年2月物置ト役。文化14年小姓頭、役料含め500石。文政2年6月10代藩主伊達齊宗死去に際し剃髪、11月免職。子供の俊平に家督を譲るも文政5年3月同人病死につき、江戸番頭へ。役料含

め 500 石。文政 7 年正月出入司。嫡孫十之丞を家督とする。『伊達世臣家譜続編』三、405-6 頁)

- ・「水野定倫（みずの・さだとも）藩士。八五郎と称す。年甫めて十五、児小姓に挙げられ、累進して近習目付、江戸番頭、出入司、小姓頭となり、天保二年数十年間の勤労を賞して禄百石の加増あり、同十一年六月四日歿す、享年七十三、仙台荒町仏眼寺に葬る」(『仙台人名大辞書』)

※水野十之丞 「世臣禄」大番士 464 石

## ■郡奉行

### 26 若林三郎左衛門 平士 400 石

- ・若林三郎右衛門友輔 文化 12 年 4 月父に代わり奉職、同 14 年家を継ぐ。文政 3 年 12 月小姓、同五年 6 月奥に入、同月目付使番に転ずる。同年 11 月公（伊達斉義）狩猟の際山目付をつとめる
- ・天保 4 年郡奉行、同 5 年 2 月罷免（「天保凶歳日記」）
- ・嘉永 5 年 5 月 28 日 町奉行（「楽山公治家記録」『仙台市史』10 年表）

「若林友輔（わかばやし・ともすけ）良吏。通称修理、諱は友輔、字は済美、靖亭と号す、初名は鴻、字は鶴之、柳村また浣花堂と号す、通称は亀吉、後三郎左衛門と改む、慶邦公名前を修理と賜ふ、弱冠にして斉義公に仕へて小姓となり、斉邦、慶邦二公に歴事して郡奉行、町奉行となり、小姓頭より江戸番頭に累進し、政事取次を兼ね、班を進めて番頭格となり、更に大番頭に進む、資性謹厳剛直、屢々封事を上り、又有志と事を論じ、合わずして其職を黜けらるるもの三たび、幾くもなく又進用せらる、論者故に曰く、進んで政を国に為し、退いて学を家に講じ、三黜三陟去就を辞せず、志を得れば民と之に由り、志を得ざれば独り其道を行ふもの、惟若林某ありと以て其人となりを知るべし、慶邦公多年の勤労を賞して禄百石を加賜す、友輔辞して曰く、臣の微功何ぞ百石に値せん、請ふ之を以て他の功臣に加賜せよと、公其言を嘉し、賜に名工明珍作の金兜を以てす、友輔幼より学を好み、桜田虎門、志村五乗、大槻平泉等に就きて経史を学び、造詣頗る深し、殊に史学は其尤も長ずる所なり、緒余詩を善くす、其職を辞するや、僧南山、大槻磐溪、森井月艇、油井牧山、大槻習斎、小野寺鳳谷等、当世の名流と詩酒公驩す、著に皇朝名臣伝賛正統五十卷、桂林一枝五卷、正説群記百余卷、浣花堂詩鈔、靖亭詩文稿若干卷其外数種あり、官暇禅を大年寺無底禅師に説いて、大いに省悟する所あり、慶応三年正月廿四日没す、享年六十九、仙台小田原万寿寺に葬る（碑文）友輔の皇朝名臣伝賛を編ずる、尤もその精力を傾注する所にして、其稿を脱するや、之を公府に献じ、慶邦

公嘉納、物を賜うて其編摩の労を賞す、当時詩あり、曰、  
余類次皇朝名臣行状墓碑等。三十年所矣。今始脱稿。恭設薄奠。香沐致祭。詩以代  
文。

謝客下帷經幾秋。嘗嗟往事附東流。  
寒燈耿耿光將滅 逸史茫茫功半收  
孔子豈須求海外 忠臣邇見遍神州  
焚香奠酒拜黃卷 千載幽魂來享不。」(『仙台人名大辞書』)

27 伊東太輔 諸士版籍 なし／世臣禄 大番士 禄高 35 石

- ・天保 2 年町奉行(「龍山公治家記録」『仙台市史』10 年表)
- ・天保 4 年 12 月 1 日町奉行罷免、天保 5 年 1 月郡奉行就任、同 2 月罷免(「天保凶歳日記」)
- ・天保 14 年「他所町人相手ニ付、町々寄合を企金主引付、大金御借入相弁候由を流布し、内々其筋を取受相成候様、重役手前へ治定取組相決、御財用方御手段替相成候由世上申触」が不都合として訖度仰付、安政 1 年出入司、その直後に再度前述の金融を企図するとして逼塞(『源貞氏耳袋』11 史料番号 39・41)
- ・「伊東祐道(いとう・すけみち)藩士。字は子成、通称太輔、茹堂と号す、奚疑また一枝は其の別号なり、仕へて町奉行、出入司となり、常に剛直を以て称せらる、学問該博にして尤も易学に通じ、考経釈義の著あり、子女数人、長女は黒澤翠娥に嫁し、永沼柏堂は其の三子なり、安政六年八月二十三日没す、享年六十五、仙台堤町日浄寺に葬る(碑文)」(『仙台人名大辞書』)

28 服部伊左衛門 平士 107 石 諸士版籍 なし(脱漏か)／世臣禄 大番士 禄高 107 石

- ・服部伊左衛門次致 文政 7 年正月家を継ぐ、文化 7 年 5 月より評定所留付加勢、郡方高分役、越河之封人、郡方横目、赤子養育方之役人。(『伊達世臣家譜続編』4 353-5 頁)
- ・天保 5 年 1 月郡奉行、同 7 年 8 月穰三郎様(伊達慶邦)御附人(「天保凶歳日記」)
- ・天保 5 年 3 月 伊達斉邦挨拶書控「(服部)伊左衛門義者、手元にて召遣、人物之程も試候処、郡村之義委敷心得候様子ニ相見得、其方共(奉行衆／筆者注)も撰挙申聞候事ニ而…」(『伊達家文書』10 史料番号 3428)。

29 桑嶋四郎兵衛 召出 300 石

- ・桑島四郎兵衛広次 文化 7 年 6 月父に代わり奉職、同 10 年 3 月家を継ぐ。文化 7 年

牒役、同 11 年 2 月病免。文化 9 年 7 月権武頭も、故あって蟄居、同 9 月免ず（『伊達世臣家譜続編』3 210-1 頁）

- ・「桑島広次（くわしま・ひろつぐ）藩士。通称四郎兵衛、養賢堂目付より累進して郡奉行、小姓組頭、鷹匠組頭となり、尤も騎技に巧なり、文久二年六月十九日没す、享年七十、仙台新寺小路洞林寺に葬る。（碑文）」（『仙台人名大辞書』）

31 横沢英記 平士 511 石

- ・横沢英記行高 文化 4 年 8 月父に代わり仕える。同 9 年牒役、のち権武頭、同 12 年 8 月江戸番馬上、文政 3 年 6 月家を継ぎ、権目付使番。同 4 年 4 月武頭、同年 9 月目付使番、6 年 6 月道中人馬運転の功により精綿 3 反をたまう。同年 10 月関東水道修治勤勞につき時服 2 領と白銀 10 枚を賜う。文政 7 年 10 月近習（『伊達世臣家譜続編』330-1 頁）
- ・天保 5 年 2 月郡奉行、天保 7 年 8 月目付へ転役（「天保凶歳日記」）

32 熊沢龍之進 平士 320 石 諸士版籍 32 貫文／世臣禄 大番士 禄高 302 石

- ・熊沢龍之進安隆 文化 9 年 6 月父に代わり奉職、同 10 年 8 月帳役、11 年 7 月節儉のため免役。文政 3 年正月武頭。5 年閏 1 月白石城普請奉行、同年 8 月父安昔引退、安隆家を継ぎ、11 月今公（伊達斉義）に御礼。同 6 年 3 月関東水道修治の時普請奉行添役、7 年 7 月目付使番に転役。同 10 年 12 月 6 日普請奉行勤勞を賞して酒を賜う。（『伊達世臣家譜続編』3 444-5 頁）
- ・天保 5 年 2 月郡奉行（「天保凶歳日記」）

33 菅井三郎太夫 平士 150 石

- ・三郎大夫国広・佐藤林七二男、文政 2 年閏 4 月評定所留付加勢、3 年 9 月本役、文政 8 年正月郡方横目として専ら赤子養育方のことに与る。同年 2 月家を継ぐ（『伊達世臣家譜続編』4 106 頁）
- ・天保 8 年 3 月、登米郡登米邑主・伊達長門宗充（一門）領の村方での救済を、宗充と代官・白石昇（升、39）と「打合」ながら実施（『伊達家文書』10、3433 号史料）

34 伊庭宗七郎 平士 300 石

- ・宗七郎延栄 新陰流刀術を狭川新之丞将長より学ぶ（『伊達世臣家譜続編』3 496 頁）。
- ・天保 7 年 8 月代官、同 年郡奉行（「天保凶歳日記」）
- ・父・伊庭九内知恒は文化 3 年蝦夷地出兵、9 年 4 月武頭、7 月目付使番、10 年 10 月

増上寺防火、11年3月権郡奉行、12年2月郡奉行本役、同4年2月目付使番（同右書）

35 鈴木善之進 諸士版籍 8貫020文／世臣禄 大番士 禄高80石

・文政13年代官か（栗原郡一二迫大肝入・熱海家文書「定留」東北歴史博物館所蔵）

36 佐藤助右衛門

・大町一丁目古手・呉服商佐藤助五郎

・天保3年7月御番組入、天保7年8月御買入米方御用係、同11月勘定奉行・津奉行引切・両替所御救助方、天保11年正月御繰合方吟味役仮役、同年10月郡奉行・荒所起返方御用係・津奉行・鑄銭方御用兼役、天保12年2月金山方御用係（仙台市博物館所蔵・三原良吉コレクション／菅野正道氏より翻刻提供）

・天保飢饉時の他領米買い付けや万人講、松皮餅製法の伝授など実施「お助け様」と呼ばれる（『仙台市史』通史編5近世3 117-8頁）

37 荒井東吾 諸士版籍 なし／世臣禄 大番士 禄高29石

・文化9年「卑役」、天保2年2月18日「赤子教導役」を拝命、藩領南部での生活教諭にあたり、「赤子養ひ草」を著す。天保4年10月代官退役、天保5年1月27日御郡方吟味役、同年2月11日退役。天保8年8月柴田・刈田郡代官、同年11月西磐井・下胆沢郡代官、天保11年山林奉行、天保11年10月28日（南郡）郡奉行、天保12年1月25日郡奉行免職、「再三御役御免願ひ申上奉り、御役御免成下され候」（安政2年「上書」『翻刻荒井宣昭選集』）、名取郡増田（宮城県名取市）に退去し私塾経営・史籍収集を行う（『仙台人名大辞書』）、嘉永6年1月奥郡郡奉行（『気仙郡大肝入吉田家文書』3）、安政1年8月出入司（同前「上書」）、安政3年8月「三ヶ度御役御免申上奉り早速下仙 御役御免成し下され」、安政4年10月「老を以て職を辞」す。意見書21点が現存（佐藤大介「天保飢饉からの復興と藩官僚—仙台藩士荒井東吾「民間盛衰記」の分析から—」『東北アジア研究』14、2010年予定）

38 古山七左衛門 諸士版籍 なし／世臣禄 大番士 禄高三六石

・天保5年1月郡方吟味役、同年2月病氣逼塞、天保11年10月郡奉行、天保12年9月出入司も直後に罷免、郡奉行に再役（「天保凶歳日記」）

・天保11年（1840）に桃生郡深谷の荒所開発を出入司・佐伯三左衛門（23）に上申、奉行・大條監物（1）より「宜敷勘弁」として許可。起返役所を設置して推進するも、

天保 14 年（1843）に御不断改に転役、起返役所も廃止となり事業は中止に（「古伝秘録」『日本経済大典』28 所収）

39 白石升 諸士版籍 3 貫 985 文／幕末期 大番士 禄高 39 石

- ・天保 5 年 1 月郡方吟味役、天保 11 年郡奉行（「天保凶歳日記」）
- ・天保 8 年 3 月、登米郡登米邑主・伊達長門宗充（一門）領の村方での救済を、宗充と郡奉行・菅井三郎太夫（31）と「打合」ながら実施（『伊達家文書』10、3433 号史料）
- ・白石颯達（しらいし・えーたつ）藩士。諱は達、字は颯達、初諱は静、一字は子升、町堂と号し、通称を登という。幼にして孝友、長ずるに及びて学を好み、大略ありて小節に拘らず、壮にして卑役に挙げられ、郡横目より代官に転じ、天保七年の大飢饉に際し、藩権に郡吟味役を置く、是に於いて選ばれて郡吟味役となり、復た代官となり、前後施設するところ善政すこぶる多く、部民これに懐く、十一年越えて郡奉行兼津奉行となり、翌年の春部内を按検して終に病を得、与して帰る、人甚之を危めども、談笑常の如く、座を起ちて嘆じて曰く、吾未だ我が職を尽くさず、豈に徒に死すべけんやと終に言其私事に及ばず、常に清廉潔白を以て称せらる、天保十二年十月五日歿す、享年五十四、仙台北八番丁満勝寺に葬る（碑文）（『仙台人名大辞書』）

（「天保凶歳日記」に登場しない郡奉行）

※ 3 中津川武蔵 禄高不詳

- ・文政年間に財用方の考役を務め、『御財用方全体之義等品々御奉行衆被御聞届取調十ヶ条申達候留』として藩財政見積もりを提案（『仙台市史』通史編 5 近世 3 65 頁、「御財用方」は本庄栄治郎ほか編『近世社会経済叢書』（改造社 1925 年）に所収）。

※ 4 金須長八郎 禄高不詳

- ・詳細不明

※ 5 小野貞蔵 平士 136 石

- ・文政 7 年家督。
- ・小野家は 2 代藩主伊達忠宗の寛永 21 年に宮城郡小田原に 36 石を給付。父・定左衛門弘道の代には禄高 64 石、明和 6 年 5 月家督後代官、人足方横目、肴蔵役人、出入司留附を経て享和 1 年作事奉行・屋敷奉行を試される。享和 2 年 4 月本役。享和 3 年正月郡奉行、役料含め 300 石となる。勘定奉行および作事奉行、屋敷奉行をつとめ、文化 1 年 6 月出入司、役料含め 500 石。文化 10 年 2 月数年の勤勞により 70 石加増。（『伊

達世臣家譜続編』4 218-9 頁)

※6 湯目幸三郎 召出二番座 491 石

・寛政 11 年家督、文政 3 年小姓見習、文政 7 年 7 月小姓組 (『伊達世臣家譜続編』3 214 頁)

(参考文献)

禄高

- ・注記のないものは『伊達世臣家譜続編』(宝文堂出版販売 1978 年) 各家の項による。
- ・「諸士版籍」／「仙台府諸士版籍」、『仙台叢書』6 (仙台叢書刊行会 1922 年所収)
- ・「世臣禄」／「伊達家世臣禄」(『仙台藩歴史事典』仙台郷土研究会 2002 年所収)

履歴・業績

- ・菊田定郷『仙台人名大辞書』(仙台郷土研究会 1929 年)
- ・『仙台市史』(旧版) 10 (仙台市 1959 年)
- ・『大日本古文書 家わけ第三 伊達家文書』(復刻版 東京大学出版会 1969 年)
- ・『伊達世臣家譜続編』(宝文堂出版販売 1978 年)
- ・坂田啓編『私本仙台藩士辞典』(創文出版 1995 年)
- ・本田勇『仙台伊達氏家臣団事典』(丸善仙台出版サービスセンター 2004 年)。
- ・『仙台市史』通史編 5 近世 3 (仙台市 2004 年)
- ・『源貞氏耳袋』全 13 巻 (「源貞氏耳袋」刊行会 2007-8 年)



御引留、御手伝被仰付、漸当卯六月「」上納払二  
御奉行御用承被蒙 仰候段申来候事、

相「」右ニ付、御上「」痛、絶言語候「」

去年十一月「」米も、四ヶ一を以□不被相渡

御合力も御同断也、随而、嚴之御省略向三ヶ年被 仰

出候ニ付、專一御側より役々被相減候、九月「」

御小姓頭真山「」ニ而承候、是迄「」

御支配御物置御城「」罷出 御小姓頭へ伺相出

候様、廿「」

御奉行御用承被蒙 仰候段申来候事、

御触

御家中「」別而御難渋之次第、難□為忍、何

様「」之間、御吟味被成下候事ニ候処、近「」

「入を始、上野新 御廟御普請「」御

用、不少之御上納「」等ニ而、此上余ニ御吟味可

被成下様無之候処、幸当年近年ニ無之豊熟之事ニ候間、

勝手次第御家中有無役共ニ、御手伝被相止候様相成之

内、上之御引請を以、為御登石被成下、江戸売立之

上、段々可□渡下候間、右ヲ以一月「」成候様可

仕旨被 仰出候事、

但、右高割合等、都而仕様御手登之義ハ、追而吟味

可被仰渡候事、

右之通、各其心得、同役并支配有之輩ハ、支配中へも

可相通候、已上、

九月十日

石田豊前

遠藤「」

松前「」

四人御加増被相上、直々御免也、

□條道輔、「」治、清水左門、真田喜平太、右

閏九月三日於 江戸表ニ、中村左門殿

天保「」年二月中禁字被之「」觸写

(\*2/2|2)

惠 仁 家 慶 祥 朝 政「正」「忠」

綱 吉 重 齋 村 宗 義 邦 禮

寿 芝 恭 ・ 微 詮

義廣と申実名ハ被相禁候、

被相明候文字

兼 豊 嘉 祝 與 誠 「鑑」 信 方 助

「(裏表紙)

別之事ニ候間、御年限相立候へハ、訖度被相凌候間、右之心得ニ而、御年限継な□□有之哉と、無存含、聊三ヶ年ニ候間、御立行之際、相見得候様相考、吟味可申出候、

右之通、天保十四年七月十日於養賢堂耆役老人御呼出シ之上、御筆頭衆より「被相渡」

「ニ付如此、  
△三年ハ被相揚、兼役勤ニ」ニ付、

天保十四癸卯年 九□役説

- 一、彼岸二月十八日
- 一、初伏六月十八日 中伏六月廿八日
- 一、末伏七月十九日
- 一、土用六月廿三日朝
- 一、二百十□八月九日

此年春中旱也、夏ニ至り雨多し、尤六月ハ初より□続、毎日之様降雨也、土用入後「冷、日々雨天ニテ、人」死ニ可至ル凶年□心懸候程ニ候処、六

月廿八日雨晴レ、暑を催し候ニ付、一先安心之心得、乍去、土用入十日前ニ照込不申候へハ、熟作ニハ不相成候由、古人之伝有之、候間、□□之熟作ニハ六ヶ敷可有之と申唱候、然処、七月四日ニ至り、猶大暑を催、昼夜無間断、人々受雨之思をなし、三十已来之暑氣と申候、其後引続之厳暑ニ而、氣候宜敷、稲も甚々立直し、二百十日といへとも、嵐□□も無之、

中晩稻共ニ「花納り、実入□無之、氣支と申候、二百廿日頃ニ至り、少々降雨有之候、右も嵐模様ニ無之、一日二日位ニ而、又々晴天ニ相成候、誠ニ五月一雨□嵐一風と□様之氣候ニ御座候も、」

近辺ハ栗計中「奥筋ハ左もな□万作年と申唱候」無之、豊年と存候、尤百姓共も万苺ハ万苺丈、千苺ハ千苺丈ケ、御百姓と喰分過候出候年と申唱候、如斯年柄無之候へハ□石銘之七石銘と者申、御年貢ハ相納可申様無之、漸昔ニ帰り候段、銘々百姓共「難有年柄ニ御座候也、

去寅年、上野新御廟御普請御手伝被仰付、三ヶ一進退

之、御日用之義も、御指支之段ニ被為遊、至極当惑之品々出入司等申上、尤之筋ニ候へ共、此上ニも金石御繰合御借入之品江も、段々ニも多少御返濟不被相立候而者、御信義も不相立、跡々御借入も不相成候而ハ、御立続可被遊様無之、御大切之場ニ候間、深御吟味被相尽候処、何も相心得居候通、凶歳已来、人統（トウ）相減、荒地夥敷、御物成御受納高、格外相減、御遣方ハ御難渋ニ付而、猶莫大ニ相過候方より、御相続も不被為立事ニ候、右ニ付御出高ニ而、渴々ニも御間ニ合候様、天保七年来、別段之御省略も被相行、当年より三ヶ年御年限継も被仰出、一統出精吟味相尽候事ニ候へ共、不時之御物入共有之候へハ、御入渡も相出候際も不相見得候、此分ニ而ハ、往々御基本ハ勿論、当座之御立行も、千万無御心元事ニ候間、依之被仰出置候通、向三ヶ年、此上非常之御省略被遊、右御取縮を以、御取続被遊候外、早速之御手当無之、御家中ニも御手伝被召上、其上諸渡り物渡り懸りも有之、郡村町家へも御貸上等被仰付、此節一統難渋之趣、深痛ニ御思召候、多少ハ格別、御恵も被成下度程之事ニ候処、当

時之御繰合向ニ而ハ、何程吟味被仰付候共、御行届無之、御残念之至被御思召候、此所何も深奉勘弁、段々被仰出置候御趣意相守、此上ニも質素儉約專ニ仕、無用之費者、一切相省キ、御奉公取続、御相続御立直之義、御財用向役ハ勿論、御入料向ニ携候役々共ニ、一統折入吟味相尽候様可仕候、諸役所并役々をも、是迄之通被相備置度事ニ候へ共、御入料ハ勿論、御手当向御行届無之候而ハ、却而御不本意、御勤仕之者共、御覚悟も行違候事ニ候間、御氣之毒之事ニ候へ共、役所向ニ寄、諸役所并在々勤仕之役々、総而是迄之半高、其余も相減も、御間ニ合候様可仕候、右ニ付不行届之義ハ、何分御用捨も被成下候間、右御年限中ハ、易簡ヲ專ニ可仕、不取締無之様可仕候、不時御入料御遣方ハ、猶も一切被相扣、諸役所任セ御入料等之類も、段々被相減之事ニ候へ共、此上半高ニ相減、非常ニ取締、御繰合之一端ニ相成候様迄御趣意行届候様御意之事、同役并支配有之輩、支配中へも相通、役所等被相揚義、無遠慮向々早速ニ吟味可申出候、此度御取縮格

年被相觸置候処、実用之分ニ限り、為相登候義、当分

被相免候、

右之通 御城下在々共不殘、如兼而之可相觸候、已上、

天保十四年四月廿一日 壹岐

豊前

大蔵

監物

御目付中

天保十四年五月中

世上金銭不通用訳を以、質物利足揚之被 仰出候、

一、金拾兩下借貸通用 拾兩ニ壹歩之割

一、同貳拾兩下 拾五兩へ壹歩之割

一、同三拾兩下 貳拾兩へ壹歩之割

一、同三拾兩已上 貳拾五兩ニ壹歩之割

右之通無滯通用致候様被 仰出候事、右之趣御目付木

幡又七郎より聞及候由也、

但右割合被仰出候而も、質物貸人無之相聞得候、

御主之御触

累年御不如意之上、天保七年凶歳已後、別而御難渋、

其上一昨年已来、臨時之御物入共被為続 御公務并御

家中御撫育、御行届も無御心元御時節、去年 上野新

御廟向御普請并 御靈屋御建繼御修覆御用被為蒙 仰

候ニ付、御家中始一統御難渋之折柄ニハ候へ共、不得

止御手伝も為合付候処、過分之御上納高二而、去年中

御皆済可相成様無之、御代替初而之御用被為蒙 仰、

速ニ御上納相成候へハ、御勤も相立候事ニ候間、穩ニ

時々御手配も被相尽候事ニ候へ共、可被為及候様無之、

不及是非、御不都合之程も難計事ニ候へ共、御延納之

義、段々御願立ニ相成、出格之御沙汰を以、御聞済、

此度御皆納相成、此段ハ御安心ニ被 御思召、一統も

御床敷可存候間、早速為申聞候訳被 仰出候、前々と

違<sup>チカヒ</sup>、御蔵元へも、近年御不義理ニ相成居候故、際立

調達も不仕、不得止郡村町家へも、金石御貸揚等被

仰付、御公務御大切之義故、御貯之金石ハ、一字被相

登、於江戸表ニも非常之御指略、当時御借入を以、渴

々御上納被相済候へ共、跡々御相続之御見當、更ニ無

三ツ井組 京都大坂壱軒ツ、

為替御用取扱所

右之通、水野越前守殿被仰渡候由、御勘定奉行捲野土  
佐守殿被仰渡候、公儀使申出候事、

寅ノ

十一月 監物 大蔵 豊前

御触

諸士之内、養賢堂へ出席之外、宅ニ而学問仕、門弟取  
扱、教授仕居候者、四書六経近思録等之内、講釈相出  
候程、師匠ハ勿論、門弟共之内、名前取調、御用ニ入  
候段、若年寄申聞候条、来月三日迄、右之段を以書出  
シ候様可有之、尤当時門弟取扱不申候而も、前々指南  
をも仕候者ハ、是又門弟共迄書出候様可申候、右之段  
無落相達候様可被申候、已上、

天保十四年四月廿四日 数馬

別所万右衛門殿

当四月日光 御参詣ニ付、右 御成道筋四月朔日よ

り同廿九日迄、御用之外諸向継挙無之候間、其旨可被  
相心得候、右之通向々可相達候、

右御書付写、御廻状之段、公儀使相達、江戸より申来  
候条、如兼而之可被相触候、以上、

三月 監物 豊前 壱岐

御目付中

一、此度御吟味之上、家中産業養蚕為御取開 御城下  
屋敷々空地之所へ、桑苗木望次第植立候事候条、望  
之者候ハ、御郡方之内、養蚕会所へ、休日之外、  
望可被相出候、尤蚕種共ニ被下候間、前書同様相心  
得、望可申出由、佐藤助右衛門申聞候条、其心得可  
被申事、  
右兩条申来候、其心得無落可被相通候、

三月 数馬

同断

御城下大進歴々之族、在所之酒為指登之義、並諸士向  
寄之在郷町場より清酒為買登候義、被相留旨、文政十

天保十三年

十月十三日

大藏

監物

文政度之文字金銀、草字式步判、式朱銀、壹朱銀等、不殘通用停止被 仰出、右ニ持困候員數、有之俣ニ而書出候様、御触有之候所、遠国宿場等相持候旅人杯、右御触不存已前出立致、此度通用停止之金銀、為当用持參、弘方等ニ指支候趣相聞得候、右御停止之金銀共、持困候筋ニ無之、為当用之所持致候分ハ、其場所ニ而請取不苦候事ニ有之候、弘ニ請取候者ハ、最寄兩替致候方ニ而引替候共、又ハ取集置、兼而相触置候引替所へ指出、引替候共、或ハ年貢等ニ相納候共、勝手次第之事ニ有之、年貢等ニ取立候分ハ、改次第早速引替被仰渡候、尤是又別紙名前之者方ニ而、引替不苦事ニ付、執ニも指支無之様可取計候、

引替所書付

金引替所

一、本町壹丁目 後藤三右衛門役所  
一、元革屋丁 三筒屋善次郎

銀引替所

一、虫壳町 銀座

金銀引替所

三井組 扱

駿河町

一、 為替御用所

人組

一、元兩替所

一、室町三丁目 竹原屋安右衛門

一、神卷町 泉屋甚兵衛

一、金吹町 播磨屋新右衛門

一、神田旅籠丁 石川屋庄四郎

上方筋金銀引替所

一、代々同名ニ而指南之者、何代目誰ニと相知可申上候事、

一、文政三年已来 御師範并御指南申上、上候流儀ハ何様御代申上候と之義書加へ可申事、

一、流義、当時ニ至り、伝授之者無之、絶伝無心元分ハ、其品共ニ書加へ可申事、

一、在郷住居之者、右書付判突、印府を以為指登、親類同門等を以、右日限迄ニ指出シ可申候事、

一、御村勤仕之者、右同断之事、

一、江戸他国詰并御村勤之者等、伝授之次第申上、吟味延引ニ相成候分ハ、其段相届置、追而書出し可申事、

一、伝授仕居候者、文政三年已来書出不申者有之様粗相聞得、畢竟其時々行違等之訳ニも可有之、此度御吟味有之候間、何も以後無落書出し可申事、

一、伝授書出等、横折重判ニ而書出し可申事、

一、此度書出し落候而、往々伝来之訳不相知、於芸道

ハ、面々先師へ対シ、不輕義ニ候間、右之心得ニ而、書出可申事、

右之通、品々早々首尾可被成候、以上、

天保十三年 石母田勘解由

十月廿一日

古内伊賀様

御同役中様

右之通、数馬様より被相触候事、

御触

奢侈遊惰之義無之様、段々被 仰出置候通ニ候処、近年衣食之奢ニも不限、家財雑具之類ニ至迄、美麗之而巳処と申、御国製之品ニ而事足候義も、只ニ大都繁花之風儀を学ひ、他領之産、新製之品を好ミ方より、無益之金錢を費シ候輩も、粗相聞得、古来より之御国法をも取失候義有之事ニハ、甚心得違之事ニ候、此度御吟味之上、商人共へも他領産物猥ニ仕入候義、此末被相留候間、何分御国産之品ニ而、事足候分ハ、右諸事質素ニ心懸候様可仕候、

右之通 御城下在々共ニ不洩、如兼而之可被相触候、以上、

領内ニ而も、米穀を始高下も有之義ニ候間、一樣ニも成間敷候間、篤と吟味之上、為相定可申候、尤茶屋之食物も、何分下直ニ為向可申候、

但、旅籠之義ハ、宿毎ニ而書出シ、店々より可指出候事、

右之通 御城下在々共、門前端々迄不残、如兼而之可被相触候、已上、

十月十一日 監物 大蔵

諸職人并人足等雇錢、過分ニ取申間敷由、先年より段々被相触、費用錢も被相定置候事、凶歳已来人不足を見添、勝手次第之義申立、法外之費用錢を取、一統悉及難義ニ候事ニ相聞得、不届至極ニ候条、早速費用錢、以前之通引下ケ可申候、若不相改、是迄之通高費用を取候者有之候ハ、雇候者より可申出候、急度御吟味可被相懸候、

右之通 御城下在々門前端々迄不残、如兼而之可被相触候、已上、

十月十三日 監物 大蔵

一、御家中武芸を始、諸芸道之義、文政三年書出候已来、当時迄武芸等伝授相濟候諸士ハ、段々書出し置候分在之候へ共、無足之者、并凡下御扶持人・陪臣ハ、書出シ無之相見得候間、諸芸・儒学・天文・算術・神道・乱舞等、段々書出シ候へ不拘、来月廿八日迄、其形立を以、士分銘々ハ私共方へ直々書出シ、凡下御扶持人并陪臣ハ、頭々五人方ニ而取調取揃、是又私共方へ指出シ候様、各同役共始、御支配中へも、無落首尾可被申出候、

一、家業人并家業ニ無之者、伝授已上之者計、文政三年二月已来之者書出シ、且三年已来新規伝授之者ハ、一統義之根元元祖より之由来、何者何之出生、身分、何之誰ニ伝来之訳、委細ニ指出シ可申事、

一、指南仕候者、弟子有無、誰ニ伝授仕名元等調、死亡存生之訳、且伝来并同門之内同名之者有之、相紛候間、実名共ニ書頭シ、師匠書出シ、門弟者伝授之訳書出し可申事、

一、当時指南之者、門弟書加可申事、

是迄停止、此度より之停止金銀共、速ニ触書ニ応シ、既ニ持困候員数有之俛ニ書出シ候者ハ、自己之冥加ヲ弁ヒ、触渡相守リ、奇特之段可被賞候、若世上通用之義理ヲ不顧、一己之私情之迷を不悟、有之俛ニ不書出、此上於隱置候ハ、取上之上、嚴敷咎可申付候、此旨能々相心得、違犯致間敷候事、

右之趣、諸国御代官所、御預リ所、諸奉行所、私領ハ国主、領主、地頭より、不洩様為触知、停止之金銀、所持有無吟味致、所持之者為書出、御勘定所江右書付可指出候、引替遣シ方之義ハ、御勘定奉行へ可申達候、若持隱之吟味不行届等承候義も於有之ハ、面々可為越度候、右之通り可被相触候、

八月

右御書付、水野越前守殿御渡被成候由、大目付衆御廻状到来之段、公儀使相達、江戸より申来候間、御城下在々共不殘、如兼而之可被相触候、以上、

監物 大蔵 対馬

近年売買之諸品、御国産日用微細品ニ至迄、無類高直、

法外之利を貪候致方、不都合ニ付、万物直段引下ケ致売買候様、段々被相触候処、一円相改候際も無之、近頃ハ売道掟ニも不抱、売高直ニ而、一統悉及迷惑之事相聞得、諸品之内ハ、年ニより不作ニ而、稀ニハ高直之品も可有之筈ニ候へ共、如當時之、押並シ外、法外高直と申ハ、有間敷義、段々触来シ候筋を不相守、此節ニ乗シ、利分而已貪候致方ニ而、不届至極ニ候、此度ハ吟味之上、正金銀并手形之相場被相直候義ハ、別而相触候通ニ有之候間、諸品下ケ之義 御城下在々共ニ、大肝入・檢断・肝入等、稠敷可令撮当候、尤正札付ニ相成候諸品之分ハ、当分仙在共ニ、正札付ニ而、品者地元ニおゐて何分下直ニ取引可致候、此上不都合之者有之候ハ、仕入元より御吟味之上、本人ハ勿論、役付之内制導忽之者ハ、嚴之御吟味ニ可被相懸、於覺悟別重御仕置被 仰付候義も可有之候間、此旨兼而可相心得候事、

御城下在々旅籠屋共、旅籠代高直ニ付、旅人一統之迷惑之事ニ相聞得候、御他邦江相對而も、難濟事ニ有之、御隣領一躰之振合ニも取合、旅籠代品々可引下候、御

候、仕出シ屋之内、本材木町吉岡屋庄三郎、大町四丁目室屋新助、右式軒ハ料理仕出シ一篇之義ハ、是迄通被相免候、其他ハ料理仕出等ハ勿論、蒲焼茶漬売買、一切被相留候、尤年若異風之女を抱置、芸者同様之勤ヲ為致候義、堅被相禁候、

但、往還宿并、諸人為凌之、手輕之煮売ハ、御構無之事、

一、他所より御領内へ、女芸者、又ハ三味線等指南致候者、込々居候様相聞得候処、留置候義難成候間、早々御領内可相払候、尤此已後、右様之(者脱カ)罷越候ハ、往還通之外、堅留置間敷事、

右両条 御城下ハ来ル十二日、在々ハ来ル廿日迄二、訖度可相改候、役々も被相廻候間、若違犯之者於有之、本人ハ不及申、検断肝入組合迄、急度可被及御沙汰候、右之通り 御城下在々共二、不洩、如兼而之可被相触候、以上、

十月六日

大蔵

監物

御目付中

文政度已来、金銀吹直被仰付候処、当時保字金銀、壹歩銀、貳朱金等、專世上不通用ニ相(マ)相成置候、右ニ付而者、文政度之文字金銀、草字貳歩判、貳朱銀、壹朱銀等、此度不殘通用停止被仰出候間、其旨相心得、尤古金銀是迄停止之品共所持致候者、多少共有体之員數、銘々より書付其節可指出候、數度引替之義、相触候へ共、今以引替致候処不少候者、畢竟金銀持困候余力有之者共、品位宜敷と奉存候方を宝と致、隱置候故ニ候哉、人情ニおゐて無訳事ニハ無之候へ共、心得違ニ而候、金銀者世上通用を以、宝と致候事故、品位何程宜敷金銀■たり共、既ニ停止之上者、持困候者、一己之宝と致候迄ニ而、世上一同之宝ニハ不相成候、公義御制作、世上之宝たる品を、一己之私を以宝と致、持困隱置候者、心得違ニ而、触渡之趣を背、罪科不輕義ニ有之、世上之ため、品々御改正被仰出、下々痛ニ相成候義ハ、相厭候様之御趣意ニ而、誠難有時節之所、一己之迷より違犯罪科ニ蹈候者も有之候而ハ、其節ニ至リ、後悔致候而も、無程不便之義ニ付、兼而諭示候、

付、此度御吟味之上、左之通被 仰付候、

天保十三年十月九日 大蔵

一、正金銀老歩ニ付錢相場式貫文

監物

但、貳貫匁已上通用致候義ハ難成候、右より已

御目付中

下通用御構無之候、

一、老歩手形老枚ニ付同四百文

御城下在々町方□□守等之娘、歌三味線淨瑠璃等、專

但、四百文已下ニ通用致候義ハ難成候、右より

稽古致、芸事と称シ渡世、自然所々ニ相越、尤年頃之

已上通用ハ、御構無之候、

娘等ニハ不行義成義ニ相聞得、不都合之事ニ候へ共、

一、改正増印有之手形ハ、是迄之通正金銀同様通用可

是迄之義ハ不及御沙汰ニ候条、已来訖度可相改候条、

致候、

右躰之者於有之者、訖度可被 仰付候事、

一、諸上納金代も、右之割合を以、可相納候、渡し物

右之通御 城下在々并諸士寺社門前の端々迄、不洩様、

も、同様之割合を以、被渡下候事、

如兼而之可被相触候、已上、

一、自分借財并質物等之類、都而御触出候シ前之分ハ、

天保十三年十月八日 大蔵

頭方は迄之通を以、取引可致儀、前條之通ニ而、無

監物

滞通用可致候、万一内相場相立、違犯之者有之候ハ

御目付中

、御糺明之上、訖度御沙汰ニ可被及候、尤覺悟外、

重御仕置被仰付候義も可有之候間、此旨兼而可相心

近年 御城下在々料理仕出シ数軒相出、尤上方風ヲ

得候、

習、蒲焼茶漬杯と申、行灯を懸、又ハ女計を抱置、渡

右之通、兼而之通 御城下在々共、如兼而之可被相触

世致候者共も有之、夫ニハ甚猥成義共粗相聞得、不都

候、已上、

合之事ニ候へ共、是迄之義ハ御宥免を以不及御沙汰ニ

様、可相勤候、此節公義ニ而も、御改革被 仰出、專  
驕奢を被相制候御吟味ニ相見得、驕ハ町家より長し候  
間、 龍山様御代被 仰出候通、衣食住を始、万端敵  
ニ驕奢を蒙し、一統節儉を専候様、稠敷申附、御国家  
之御為候様、精勤可仕旨 御意之事、

天保十三年八月

一、屋形様、御幼少様より御垂氣、御病身勝ニ付、為  
養生之、毎日御野并武芸御覽、漁獵等ニ而、御慰計  
御引続ニ御座候、下之不通用難義御救之御吟味、相  
聞得不申候、

九月卅日夜、芝多対馬又以勤方 思召ニ違候ニ付、  
出仕登 城并宅御用共ニ、勤仕ニ不及候段、御上使近  
習目付星甚兵衛を以被仰付候事、

評日、芝多御勤仕方、山師ヲ旨トシ、出入之諸役よ  
り金銭諸品貧取り、己之堵ヲ拵、上家作持道具大小  
等美麗ヲ好ミ、御政事江不構 上之御立行無見境ニ  
も不構、諸国より金借ルト云モノヲ愛シ、高役ニ撰

挙致シ、己之為ヲ計リ、松井栄蔵□云悪人他所者を  
師匠トシ、御国家之任財用ヲ、弥増民百姓御国家之  
衰微ヲ不弁ニ付、自然外御奉行衆心付、遠藤大蔵主  
立ニ而、御役御免ニ成候と申事也、次ニハ古山  
七右衛門<sup>マ</sup>ヲ出入司と致シ、伊達郡并越後より金十五  
万兩借出候手配、空ヲ申立候義及露見ニ候事も相聞  
得、主計山田利助と云云、

芝多、古山、松江等、番頭役老人拵工へ其人沼澤孫十  
郎ト云、伊達・越後江借金引合ニ九月中遣候由也、  
右供人数岩沼迄ニテ揃と云、

右之已後、遠藤大蔵殿御取切ニ相成候後、被相出候御  
触、

去々巳申兩度之凶歳ニ付、飢渴難被為忍、三都を始、  
御借金ハ勿論、御物置金迄も被相出候上、余事之御遣  
方ハ一切被相扣、御救助之義一筋ニ、重御世話被成下  
候へ共、広太之御領内、御行届被為遊兼候間、手形御  
遣増之上、被相及丈之義ハ、御世話も被相尽候間、右  
之手形之価、段々引落、一統迷惑致候事ニ相聞得候ニ

段々引揚、九月二至り、四百文通り相場三百八十文位迄二而、不足柄、

一、上よりハ、諸事不都合商売致候共無御手入、盗人多流行、

一、九月十五日頃より、手形壺切ニ付錢三百八拾文ツ、相成り候、十月二至り、三百六七拾文位、不足ニ御座候、

九月廿日古山七左衛門、伊達、越後より御借金申立候ニ付、御郡奉行より出入司仮役被仰付候、御郡奉行より、出入司仮役ニ成候者、□役へ帰り之者無之由也、同月卅日芝多御役御免ニ付、十月初本役へ立帰り、押強ク御勤仕居候と、人々申唱候、

#### 御触

累年御勝手向、御不如意之上、近年天災相続、兩度之凶歳ニ付、上之相続ハ勿論、四民頗及困窮候ニ付、被相及丈ハ、御救助被成下候へ共、末々御撫育を始、御行届之御見当無之候ニ付、龍山様御代、去ル天保

七年、御内外稠敷御節儉被 仰出、御身廻之義迄、御省略被遊 御国家御立行之義、并文武之道不怠様、被為懸御心、既ニ御世話被成下候処、御不幸ニ而被遊 御早世、深キ思召も半ニ相成、御残念ニ被 思召候、

仍而、右思召被為繼、諸事は迄之通、御行被遊旨被仰出候、将又凶歳已来、御取箇御過分ニ相減至極御窮迫之折柄、御代替ニ付、莫太之物入ニ而、御借財ハ弥々相嵩、御当借財も、数十万両ニ及、前後御行詰候御時節、此度上野新 御廟向御普請、并御靈屋御建繼 御修復御用被為蒙 仰、御家中始窮迫之折柄、御不卑言ニハ被 思召候へ共、御公務之義ニ而、不被為得止、一統御手伝被 仰付候へ共、莫大之御上納金ニ而、被貢被遊方も無之、行末之義至極ニ無御心許被 思召候、依之御儉約御年限も当年迄ニ候処、又以明年より向三ヶ年、諸事は迄之通、嚴ニ御儉約被相行候、当時非常之御省略相成居候義ニ候へ共、御国家御危急之御場合ニ候間、此上ニも不時御入料ハ勿論、都而御入料相減候様、尚又向々ニ而、精々吟味相尽、諸役人ハいかにも廉直之者を相撰召仕、御用何分易閑ニ実事へ行届候

右之通、各其心得、同役支配中へも兼申達可被相達候、  
以上、

五月廿七日 夫々御組

大目付へ

野菜物等、節季ニ不至内、売買致間敷旨、前々御触之  
趣も有之候処、近年初物を好候義、増長致、殊更料理  
茶屋等ニ而ハ、競合買求め、高直之品調理致候段、不  
埒之事ニ候、是ハ木瓜・りんけん・さ々の類、其外  
もやし物と唱、雨障子を懸、芥ニ而仕立、室之内へ炭  
囲、火用養ヲ立、年中時候之外迄も、売出シ候段、奢  
侈を導、其曲ニ而買出し者共も、不埒之至ニ候間、已  
来もやし初物と唱候野菜類、決而作出し申間敷旨、在  
々へも相触候条、其旨存、堅売買致間敷候、尤魚鳥之  
義ハ、自然漁獵ニ而売出し候ハ格別、人力ヲ費し、多  
分之失隨を懸、潤敷仕立置、世上へ高価売出し候義、  
是又皆不相成候、若相背キ候者於有之ハ、吟味之上急  
度咎可申付候、

右之通、町触申付候間、御領ハ御代官、私領ハ領主地

頭より可相触候、

但在所之品、前々より可然上之類只今之通可被相心  
得候、

右之通可被相触候、以上、

右御書付、水野越前守殿被成御渡候段、大目付衆より  
御廻状到来之段、公義使相達候旨、江戸より申来候間、  
其心得

御城下在々不残様、兼而之可被相通候、以上、

天保十三年

五月九日

豊前

監物

丹野半右衛門殿

手形相場

八月十日頃より

一、正金壺切ニ五枚八分ニ成り、町家ニ而六枚見詰ニ  
而諸品売出ス、同月廿日より少々引揚、五枚五六分  
ニ成

一、銭ハ盆後より引揚、手形壺切ニ四百五十文より、

シ次第、正金銀無滞引替相渡候筈ニ候、増印無之手形も、引替金相立次第、漸々増印相成候間、此旨相心得、当分両様取交も、無滞通用可致候、

右之通、御城下在々共、不残兼而之通可被相触候、已上、

四月四日

豊前

対馬

監物

御目付中

△右触、式枚裂張御遣出し已後、人氣不宜、錢払底ニ成、俄ニ壹切ニ四百五十文ニ成、勿論、先ニ手形捨りニ成候事ニ相至、人氣共ニ不宜、不通用也、

天保十三年三月五日

御当君 御入部

五月十一日 諸所已上 御目見得被仰付候

同十五日 四番五番 十八日 六番七番

同廿五日 八番九番 廿八日 十番一番

六月朔日 貳番郷士 六月五日 三番諸組迄

御能見物

五月廿六日 六月三日 同七日 三箇日也

御入部已後、御手形却而下落、五枚五分已上ニ不払

五月廿六日朝着、早駕籠五日振ニ而江戸着より 上

野新御廟御普請御手伝并諸々御廟御普請御手伝被 仰

蒙候由也、

今度上野新 御廟向御普請、并御靈屋御建継御修復

御用被 仰付候、此節不及参府候段、御老中方御連名

之御奉書を以、被為蒙 仰、難有候仕合ニ被 思召候、

此旨各承知有之、右御悦、左之通可申上候、

一、屋形様ニ 詰所已上之輩、来月朔日 登城、

御憐へ付可申上候事、

一、真明院様ニ 兼而御悦申上候、同月登 城、

御憐へ付可申上事

一、栄心院様ニ

(ナシママ)

右之通相納、為替を以、仙台於御米藏被渡下度奉願候、右御入料之義ハ、御格之通御勘定所へ上納可仕候、為替米御免被成下旨、御触之趣承知仕、別而御代官迄届見届、老通指添、如此奉願候、拙者義、家内人数以下取合拾老入二而、御知行高五貫文ニ御座候、以上、

天保十二年 別所万右衛門  
十一月 重判

御勘定奉行衆

右書付之趣、首尾合米上納致段、十二月末御代官登仙之節申聞、右書付ハ、翌年正月御代官より相届、右へ裏書之上、四月中原ノ町御藏場二而 (テシママ)

正月

一 御手形相場正金壹切ニ付 手形四切五分

二月

一、手形四切五分、二月十日

頃より五切二成

三月始

一、手形四切五分より

六七分 六切迄

四月始

一、手形五切より五切式三分迄下落

一、錢御手形壹切ニ五百文位

四百六拾文より八十文迄

右ニ付諸品弥々高直ニ売候故、諸士之分立続兼申事

五月五日

御入部已後、却而御手形引下ケ

一、四 五枚五六分二成

六七月中同断

御触

御領内一篇通用之手形、天保七年凶歳引替、御備金御遣禿ニ相成、自然引替指滞候故、追々不通用ニ相成、一統悉及迷惑ニ付、種々御吟味被相成候へ共、正ニ望次第引替引替御手当早速ニハ御行届相成兼候処、此度御藏元炭屋彦五郎へも被 仰付、引替金御借之上、是迄之手形へ、同人名前ニ而、別段裏裂相張、■増印之上致遣方、右増印有之手形、南町御藏元会所へ、指出

金銀持居候株柄之者、忽千両貳百両か貳百五十迄罷成、家跡取失候者、多御座候、天保九・十年頃迄ハ、如已前之手形壹切正金壹切ニ相成可申心得ニ而、手形ニ而持居候処、十年已来月々手形下落、諸品右ニ准シ割懸ケ商売致ニ付、諸品高直、絶言語申候、我等等ハ、右難義ニ逢不申候ヘハ、一方之金銀相貯、進退之端も可致と存候処、右大難逢候ニ付、正金銀手形ニ相成、望相失申、歎ケ敷候事ニ候、

為替米首尾合

白紙切紙

磐井郡東山鳥海村

高田代貳貫七百拾七文

内何百文 当小作引

残上納何貫何百文

此物成

一、米拾三石四斗四升

内五斗 催合米引

残拾貳石九斗四升

右之通、当有物成石之内、六石七斗五升為替米を以、被渡下度奉願候間、御見届御出判相成候様被致度候、以上、

天保十二年 別所万右衛門 判

十一月

齋四郎左衛門殿

右書付、御代官江指出候ヘハ、直々御代官見届書付相出ス、右書付相添ヘ、御藏方ヘ指出ス文左ニ、

折紙重判

一、米拾五俵 但四斗五升入

此石六石七斗五升

御知行磐井郡東山鳥海村

薄衣

御藏納

但御百姓共ヘ、壹俵ニ付手形半切ツ、補呉候、十二月中相納候由ニ付、同月取納書付御代官より遣候、右ニ付米受取申候、

二御免罷成候二付、御城下者計拾四五軒も新酒屋相出候由、右之者共始、壱町壱軒酒屋共、造米を買入候二付、日々米引揚、壱切二壱斗迄之通用二相聞得申候、

在郷ハ、拾五万石御買米被仰出、外二五万石御貸上米被仰付候二付、大騒動、出米も不宜二而、何程引揚候様も相知レ不申候、

十二月諸品相場

一、米 壱斗式升より三四升迄 手形壱切二付如此、

十一月より下落、  
年明正月下落、

一、錢 五百文

一、炭 本俵より三俵壱切也 但小俵也

一、薪 (ナシママ)

一、畳表 壱切二壱枚八分より式枚迄

一、右縁布 手形四切より七切位迄

四切之品下品 無類高直也

一、正金折 御切米渡り後、年内中四切より四切式分

迄

一、綿 手形壱切二七十匁 伊丹地元不作二付日々引揚候、

一、木綿 三州金花印壱両位

一、絹糸 (ナシママ)

一、引綿 (ナシママ)

一、砂糖 (ナシママ)

一、菜種類 (ナシママ)

一、蠟 (ナシママ)

一、(ナシママ)

一、(ナシママ)

一、向後 上二而手形損御遣出し之節ハ、何程通用宜

候共、有余之分ハ、其時々正金へ無滞引替置、所持

可仕候、当時御遣出し相成居候升屋平右衛門手形ハ、

天保六年頃迄ハ、正金銀より通用宜、正金より望人

多二候処、天保七年大凶年後、両替所之手形沢山御

遣出し相成候後、不覚不知、急ニ手形下落、正金同

様ニ通用手形、四枚五枚ニ而正金へ引替様ニ相至り、

但、御領國中下直之專一ハ米と云事也、

他国手間取人足、正金ニ而相抱候へハ、右米直

段ニ売候ニ而、迎も引合不申、来年田作相扣候

段、御郡内之御百姓共申出候由也、

一炭 売切ニ八貫目也、

右ニ付流言

一、諸士は風前灯

一、町人ハ毒を食ハ皿まで

一、御百姓ハ滿れハ欠る 外略ス、

一、御城下士凡共ニ、是迄相続相備置候、大家之分ハ、

一統甚々相痛迷惑、半進証喰禿申候、中已下小舞之

士凡、手形くるひニ而、相続よしと云、日雇人足同

断、

一、屋形様御卒去ニ付、不時御入料莫太相懸り候ニ付、

町人共為替御取組致候分無渡、日々正金引揚、手形

下落、四枚売切と相成り候、

九月中、出入司尾崎善左衛門吟味ニ而、正売切手形四

十匁打、七十日延、江戸表ニ而被相渡候間、為替取組

候様、町々江八人組申談候処、莫大之折賃、世上人氣

へも拘り、如何と吟味相達候へ共、此節柄無聞入、右

之趣被仰渡、尤右為替百兩分取組候へハ、先分拾六匁

五分ニ而、御取組相成候分、五十兩被渡下候由、右取

組不申者江、不被渡下候段共ニ被仰渡、不相当之御談

と、町人共不授ニ評義、取組一切無之候ニ付、尾崎善

左衛門□□町人共為呼寄、申談候ニ付、両五六人も取

組候者有之事ニ相聞得申候、右ニ付、世間正売切へ手

形四枚半位之通用ニ相至り候、随而ハ、錢も手形売切

ニ付四百五十文より七八十文迄之通用下落、諸品高直

ニ相至り候、弥歎ケ敷事ニ而、御城下立続者、無之有

様ニ申聞候、

一、米計り下直之事ニ申唱居候処、当年作、日本國中

之違作ニ而、上方西国共米引揚候由、御國中も同断、

九月下旬より引べ、手売切<sup>(形脱カ)</sup>ニ売斗五升位之処、十月

末ニ至り、売切ニ売斗売升不立ニ御座候也、勿論手

形式百兩上納致候へハ、売町売軒売宿売本酒屋同様

申候、

世間通用 天保十二年七月

一、他国仕入之品物、金壺切之品、御手形五切を以壳通用、

一、御領国出産之品物、金壺切二付、御手形四切余壳道、

右ハ、九月ニ至り、正金壺切七切八切之通用、諸士風前之灯と申唱候、

一、屋形様、七月廿四日御卒去之由、七月廿八日御早

加藤空蔵被相下、直ニ鳴物被仰聞候、実ハ七月二日御卒去之由也、痛入奉存候事ニ候、

右ニ付、御城下表町人御手形、正金へ為替奉願置候分、当夏中より六万両余有之由、右為替金ニ被相渡候分も、

此度之御大變之御遣方ニ相成候由ニ而、一円ニ御渡方無之、日々正金相賃引揚、正金壺切江御手形四枚と、

銀壺勿より三匁位迄相出シ、通用ニ相聞得、随而者、諸品弥増之高直、正金八九匁之白木綿花印壺反、御手

形三切式朱と引揚候由也、綿ハ御手形壺切ニ七拾匁壳候由也、諸式右へ準ス、

一、八月下旬より九月ニ至り、正金壺切、手形四切と式匁五分三匁五分迄ニ通用也、

右ニ付、江戸仕入之品相下し候へハ、商人共七倍ニ壳不申候へハ、間ニ合兼候由、壺色之品出来迄相成候ニ付、先ニ休店之上、時節為見合之

者多く相聞得申候、

一、手形 壺切ニ付糸綿六十五匁、

一、芦久深茶壺斤同断、

一、米搗賃 壺俵ニ付半切也、

一、流木 半切分大割小割ニ而半切也、

一、人足日雇二日壺切、或三日壺切也、

一、〔中〕白麻壺切二百廿匁、

一、壺切ニ錢五百文より五百六十迄、

一、米壺切ニ壺斗八升

一、糸取賃百目ニ付半切、 一、織賃 壺反壺切

一、志田・遠田郡辺、壺切ニ式斗五六升、

閏正月二至、正金引替日々上り、老切四拾匁打賃二成、  
日々引揚候容子也、江戸表当地為替金一切不渡リ二付、  
如斯ニ引揚候、

泉屋忠右衛門

毎年勝手方御用至而厚御世話申上、此度炭屋彦五郎、  
江戸御国元御藏元被相頼候ニ付而者、江戸表初出張被  
下候段、深切之事ニ候、仍而玄米式拾俵被下候事、

一、大御所様〔閏正月晦日〕御逝去之由、二月二日御

泉屋六左衛門

早罷下り、同三日夜なり、「」停止被相触候、  
五十日後三月廿一日より被相明候段、重ニ被相触申

此度炭屋彦五郎御藏元ニ相頼候間、同人へも申合、御  
世話可申上候、御扶持方式拾人分被下候、

候、ゆるき鳴物也、

一、右ニ付、大番頭天童内記為御悔之、直ニ罷登リ候

事ニ、前広相済候様申渡、

天保十二年丑三月十九日於大坂表ニ

炭屋彦五郎

江戸御国元御藏元被仰付、御扶持方百人分被下候  
御意之事

泉屋忠左衛門

右同人義、不時老ケ度江戸深川出詰、

六左衛門父隠居

芝多殿へ、六月始ニ被相下候へ共、別段之分一円ニ  
無之、正金銀之切賃引揚、正金老切ニ四枚懸リニ罷成

被 仰付、閏正月十三日御先立ニ出立致候、右一件  
ニ玉虫勇藏も江戸表積リニ而、閏正月廿日夜出口致  
候、

右ニ付、頭立御物書小崎善右衛門、大坂大本ヅと成、  
芝田一日ニ出立、並物書水科与市出立、考役ニ而遠  
藤寛之丞も出立、大勢出立ニ付、大坂へ御土産、都  
而之諸入料一万兩位相懸リ可申由也、  
一、閏正月中、仙台唱ニハ、大坂ニ而新出御用立金不  
仕御覚悟ニ候間、不弁之事ニ可有之、人々噂ニ候、  
御先代様ニ而ハ、家老借財之ため、出張ハ絶而無之  
由、大笑ニ候、

一、富鬮御免、此度被仰出候銘ハ、繁栄講と被相改候  
由也、閏正月中、右会所南町之頓宮や之「」借  
受、同所へ検断六人、町人十九人日々出勤之上、鬮  
披致候、

右北目町ニ而鬮開興行、都合能、一ヶ月も被相行  
候由也、其上ニ而、在々ニも御立被成候由也、是  
又御先代様より無之、無類之御政事也、二月四日

より鬮売始申候、

一、今年頃心付ニ而、凶年前と世間風義人氣相変、別  
段ニ相成申候、殊ニ正金御手形分段碓と相立、諸物  
高直続而、商人無訳高利を貧リ不申候へハ、売リ不  
申人氣ニ相成、諸士以上立続兼候世之中ニ相至リ申  
候、一昨年頃迄、老切ニ五十貫之炭、三貫五百目よ  
リ五貫匁位ニ相成、式朱か十匁之白木綿、手形三歩  
式朱上ニ相成、正金ニ而も老切已上之売候心得ニ而、  
割ニも不抱、高直ニ売候事ニ而、諸式右ニ準シ、不  
法之人氣世間ニ相至リ候、

一、丑正月を境ニ、塩老俵老切之御直段ニ而御払ニ相  
成申候、右ニ而不足御払、流木口木品、至而下落、  
往古老切分、此節老切半分御払受候而も不足ニ御座  
候、此節宜敷者ハ、御国産向之出入司より、御役人  
并商人ニ候、

一、大内権弥、御国元御用ニ而、閏正月廿二日着、相  
出候不相応ニ被相除候、

よく吹入、夜同断、廿八日朝風止、雨降、四ツ時頃より晴天也、

一、薪木同断、不足高直也、

〔<sup>出入</sup>〕司ハ佐伯三左衛門、御目付ハ大河内源太夫也、

一、炭、御城下入口ニ而御引留、〔三十五貫目ニ〕御

一、十月廿八日被召候人数、御郡奉行佐藤助右衛門、

買上ニ罷成、御家中ニハ三十貫勿ツ、ニ、壺ヶ月壺

荒井東吾、古山七左衛門、白石升、四人也、佐助ハ宅

度ツ、御払ニ罷成、市中売出シ無之、弥増ニ高直ニ

ニ而相勤、御郡奉行当時迄之御郡奉行ハ、伊庭宗七郎  
壺人残り候、

成、正月中三貫勿壺切位不足ニ相成申候、半途之御  
政事、込入候、

右之人数、何も芝多大夫之存慮ニ相成候由相唱申候、

一、別所万右衛門、天保十一年十月廿九日、夜通碁討

一、正金壺切、此節手形式切五匁前後之由、据同様、

ニ而夜氣ニ当リ、痘之症と成、十一月中難義致、覺

乍去諸式高直、正金壺切手形四切位之相場之通ニ而、

無之症苦ナリ、十一月中生死不分候、十二月ニ至リ、

商売致御家中一統大困リ之時節ニ御座候、其後式切

医師吟味之上、同月廿日痘落、十二月中ニ快方ニ趣

半留リニ□

申候、正月中保養、閏正月朔日頃本復、

一、炭弥增高直、手形壺切ニ五六貫目位、漸買入、覺

一、芝多对馬殿、大坂御借財方不弁ニ付、直々御出張

無之高直也、其上不自由也、

之由、正月廿五日夜出立被成候、御入料ハ正金式百

一、塩御払、至而不足、夫ヶ為世間右様「」

五十兩被下候由也、右之都合ハ、引地九右衛門、内

可申様無之、騒動也、内密ニ壺俵式切余ニ売買致候  
事ニ相聞得申候、

々大坂御立入之由、升屋平右衛門分家山片小右衛門  
為打合候由、右ニ付、引地九右衛門十一月中出入司

右二付、世間人氣よろ敷罷成候処へ、上より御用達等を以、正金百両手形三百両へ御内々御引替有之候二付、世間正金引替指出候人氣二成、九月廿日頃正金壹両四両迄二不致、三両式分位之通用二相至り候、同月廿六七日頃二至り、正壹切ハ札ニ而三切式朱と下落、人氣多二よし、夫より時々刻々ニ下落、同月廿八九日頃、正印壹切札三切位ニ而、却替人不足ニ相至り申候、十月始ニ至り、正壹切札式切拾匁位ニ而望人ニなし、諸方より正金相出候由也、商人も御手形ニ而ハ売上候へ共、正金ニ而売上兼候由申出候、是ハ正金壹切手形四切之割を以、売度方より之事也、十月四日五日ニ至り、正印壹切手形式切壹朱迄下落致候、随而ハ商人共大損之者も相聞得、何程下落ニ候哉之見当無之故、世間騒動之形ニ候、

一、九月廿八日、新酒造三十石迄壹町壹軒、在々之宿壹軒被相免候事、

一、江戸より大坂表新出シ御借財之義決着ニ、児玉覺之丞等九月始罷登、色々吟味相<sup>カ</sup>尽候処、弥新出ハ不

弁之由、九月十七日夜江戸迄仕立状有之、弥以御手賄と相成候由、江戸金主之者に株柄分限之者壹人も無之、山師者計之由、大困リ之事ニ相聞得申候、乍去、大坂出金無之、上ノ「」是非御不為ニ而も、江戸御借財ニ而も不被相成候へハ、御立行相成間敷事ニ候、明年杯違作ニ候へハ、被致方有之間敷、御国之御不幸と奉存候、右之釣合ハ、御領国之者一円不相心得、正金下落、手形を好候人氣、誠以不訳リ、此末如何様ニ行迫り候哉、不案心之事ニ候、

一、御扶持方渡り、十月渡りより如凶年と、前之年六ヶ度渡りニ被相渡候、御割合之義ハ、御郡奉行登仙之上と事ニ而、如是迄之、七分之御割合ニ而、式ヶ月□□被相渡候、

一、十月七日正印壹切手形式切三匁位、望人なし、乱世同様、商人騒動、他邦仕入人なし、

一、十月廿五日より雨天、暖氣、夜大嵐、廿六日終日大嵐、洪水、所々破損多し、大橋流レ勢ニ而、町々より土俵首尾合、漸築留、廿七日同断、東風属し、雨つ

一、七月始上方筋大雨嵐ニ而、諸々痛ミ候所有之由、江戸ハくり橋辺、房川弐丈余之出水ニ而、土手押切り、百万石之所、水損土損ニ至リ候由、相聞得申候、

一、「盆中より海鳴嵐もよふニ而」、七月十九日嵐大雨ニ而出水、暮後静ニ成、右ニ而海辺つなみ同様ニ海不宜、御塩場之分大ニ損し、塩水取置も水と成、

御國中塩ニ不足致候、牡鹿湊御蔵ハ、御湊通水押場(稲カ)之由、渡波ハ同断御塩場地損多ニ而、釜一具も損シ不申所無之由也、東名・磯崎・気仙・はち上迄、

同断損し候由也、南御郡計、別而損シ不申由、

一、北上川筋登米・佐沼、気仙・東山等、水稞敷(影カ)、地損・水損相出候由、

右之嵐、稲之ためニハ時節早く、早稲出穂之分痛候迄ニ而、外無障と云、志田郡之分よほと痛、稲朽之所も有之由也、水冠候、

右荒レ後、八月彼岸迄別而之嵐雨も無之、日々炎暑、如土用中之ニ而、稲実入よく、人氣ニ大ニよろ敷御座候、乍去苗元不足ニ而、升目なく之見詰と云、

一、二百十日 七月七日天気よし、静ニ而、近年寛無之上天氣也、

一、二百廿日 七月十七日迄天氣能、静、大底御領國中米ニ成、追々出穂之分、白水不堅分も有之候得共、一円無氣支、関東辺大洪水有之段相聞得、再応相聞得、

一、大坂表御借財弁(不脱カ)ニ付、御手賄と申銘ニ而、江戸ニ而金主被相頼候積ニ而、出入司笠原一覚(ツマ)、八月末江戸迄三十日見詰ニ而相登リ候、随而ハ、児玉覚之進吟味役ニ而、考役相兼罷登候、

一、八月下旬、正金荷八駄、江戸表より被相下候、但□右金ハ、大坂表御断ニ付、米御払金被相下候由也、人氣為直之、五千両八駄ニ致、高札等被相立、御蔵方迄駄送為致候、

一、同八駄正金落着、

一、九月始より中旬迄ニ、御金荷十六駄被相下候、但都合壹万五千両来ルと云、弐万両来ルとも云、

共、手形下落通用之詮議ハ、迎も相出不申、大坂

二而御立入人調達も出来不申事二候へ共、当時之

御奉行大條・福原・高泉・遠藤・石田、無不用輩

故、其身く手払のため、芝多相出し、同人ニ為

任候事ニ相見得申候、

諸品高直無類之事也、

一、大抵此節諸品高直、相場正金壱切之品、手形四切

二売候事ニ、世間一統売人買人共ニ一底致候、

一、錢も、正金壱切ニ貳貫三四百文ニ通用ニ付、手形

二而五六百文之間と相極候而通用也、

右式ヶ条之通りニ而ハ、御家中并町家ニ而大家之者、

相統致兼候而、御国家之御難義、貞山様御開祖

已来、無並御難義御国政と恐入申候、

七月朔日土用半ニ而、嚴暑ニ成、西南隅より雷鳴、七八声、雨降出し、暮前雷鳴止、雨も晴レ模様ニ成、夜四ツ時頃星夜ニ成、二日朝晴天、日本無金□ちと云、上日和ニ成、人氣大ニよし、

○一、七月六日大坂表御借金不弁之由ニ而、成田才

輔、引地九右衛門、石田正太夫、御役被相除候

事、

一、盆前後中不天氣、冷氣、人氣不宜、此節最早中穂

出穂ニ付、大切之時節と云、

一、七月十五日、玉虫勇藏出入司、佐藤助右衛門吟味

役、柳目民三郎御目付被 仰付候、玉虫ハ御町奉行

除候ニ付、町家大ニ悦候唱御座候、

一、米壱俵三切位ニ候、錢壱切六百文より七百文迄、

一、此春中迄ハ、御手形も下落不致様、諸品も高直ニ

不相至様、御撮当御世話も有之様ニ候処、此節何ニ

も無御手入、四倍を以通用無御構、正金壱切ハ手形

四切也、

一、菓種類、玉虫之手配ニ而、御国産之藥品并御国産

物と交易之筈、江戸菓種問屋近江屋茂兵衛代相下リ

候由、是者江戸直段へ四十倍ニ而売出候様、菓問屋

へ被仰渡候由也、砂糖も同様ニ付、手形壱切ニ付三

百目余也、此等ハ江戸直段へ六七倍高直ニ売候事也、

追加

一、天保十一年正月ニ至リ、弥増金銀錢不足ニ付、正金商人共鑄錢方ニ而、高切買方引替ニ付、正月下旬正金壹切ニ手形式切ニ而引替申候、二月ニ至リ、下旬迄ニ正金壹切ニ手形式切半代ニ而引替申候、三月ニ至リ、正金壹切ニ三切半ニ而引替申候、右ニ付、諸品正金と手形ト分段相立、商売致候ニ付、都而常年之三倍四倍高直ニ売申候、吉印之白木綿壹反、手形ニ而ハ式切余、

一、畳表 壹切ニ式枚位、

一、手拭 壹本三百文已上、

一、米ハ壹切ニ式斗四升ニ売候様被相触候へ共、式斗位迄ニ通用、

一、錢ハ壹切ニ壹貫文位之通用、盆前後六百文ニ八百文広ク通用、

一、当時之人氣ニ而ハ、正金壹切之品、手形ニ而壹兩ニ売候見詰ニ而、通用ニ御座候、尤正金打賃三十五匁より四十五匁位迄、品ニより正印壹切五切位ニ売候商人心得ニ候、

土用入六月廿一日ニ候処、廿四日迄冷氣ニ而、日々雨天統、人氣不宜、尤稲草も植候俣ニ付、米引揚、壹切ニ壹斗二三升ニ不足也、廿六七八日頃、可也天氣ニ成候ニ付、少々人氣ゆるみ候、江戸表も此月始迄ハ壹兩ニ付壹石余、米日々冷氣雨湿ニ付、唯今ニ而ハ六斗余ニ引揚之由也、

芝多兵衛御近所目付

同日齋藤六之助御小姓頭被仰付候

石川伝蔵御物置ノ役

一、六月十九日、芝多対馬殿御奉行職被 仰付候事、評曰、同人ハ天保四年前、勝手次第之我儘之所行ニ付、十二月朔日御奉行被相除、御家中御下々大悦致候所、此節仙台家中無人と相見得、一旦被相除人再役被仰付候義、誠ニ以歎ケ敷、 屋形様御不仕合ニ奉存候、世上唱、御詫ニ而再役被仰付候事と申候、亦々何様之難義迷惑ニ罷成候哉、御下々大患罷有申候、たとひ芝田出勤、暴虚ヲ行候

故二御城下出し至而不足也、尤手形通用故、高値ニ売と云、正金沓切ニ四斗売と云、

一、江戸表諸国米沓石沓両也、仙台米ハ沓石余ニ通用と相聞得候、何程為御登米有之候共、上ニ而御損之事と相唱申候、

一、畳表 札沓切ニ五枚、或ハ五枚半也、不足もの、何も手形故と事也、

一、繰綿 札沓切ニ百五拾匁也、江戸表沓切ニ四百五十六匁也、

一、白木綿類 沓反式切余、当年拾反位之品 都而三倍高直也、

一、紙類三倍高直也、古紙沓切ニ三十帖位、  
料紙四十帖位、

一、石巻塩引 沓本沓貫式百文より沓切式三百文迄、

一、正金切賃 沓切ニ沓切半位、御切米正金渡リニ付  
多少有之ニ付如此、

一、正金払底ニ付、秋味塩引なし、過見当候へハ、沓本七百文位、

一、御邦内并御城下共、錢払底ニ付、九月中より御吟

味御手段被相尽候得共、弥増錢不足ニ而、諸民難義

ニ及ニ付、重ク御吟味被相懸、御城下町々不残、相

応ニ商売致候者、在々同断、御小人目付を以、家々

土蔵御改ニ九月中罷成、拾貫文より式百貫文迄所持

之分、不殘奴ニ被仰付候、御城下在々共取合候へ共、

百軒已上之由、痛入之事ニ御座候、御蔵相場代沓貫

五百四拾文ニ不馴合、其身勝手之相場、沓貫式三百

文と仕、商売仕候義不届之由ニ而、被相行候由也、

此節御救無理とや思けむ、俗世間之唱ニ、此度之御

政事、イノ字と云、如何となれハ、上ハノマカル、

一ハ真直と云、

他国ニ而ハ、御政事不相当ニ唱之由也、

天保十二年ニ至り候へハ、日々錢相場引揚、御手形沓

切ニ七百文、又ハ六百五十文より六百文、同年七月後

ニ至り、五百六十文より六百文迄、世間一統通用

罷成、去ル年奴ニ被仰付候者江対し、無抛容子ニ御座

候、天保十二年七月追加也、

二成、寒気ゆるむ、夜星、或曇り、廿八日朝天気よし、  
 厳寒也、晩方ちらく雪降、寒気つよし、夜星、曇り、  
 廿九日朝厳寒、天気能、夜星、晦日朝厳寒、天気よし、  
 晩方寒ゆるし、晩方ちらく雪降、夜曇り、十二月朔  
 日朝厳寒、天気能、昼中暖気二成ル、夜曇り、二日朝  
 厳寒、曇ル、暖気、世間氷りなし、夜同断曇り、三日  
 朝曇り、暖気、無氷り、昼頃より西風吹出シ、寒くな  
 る、晩方ちらく雪降、夜曇り、厳寒二成、四日朝天  
 気よし、西風吹、厳寒二成ル、夜星、五日六日同断、  
 七日朝厳寒、天気二成、夜曇り、ちらく雪降出ス、  
 八日朝ちらく雪降続、晩方雪晴レ、厳寒、夜星、九  
 日朝天気二成、暖気二成、夜星、十日十一日十二日同  
 断、夜東方ニ電光あり、十三日朝厳寒二成、天気よし、  
 五ツ時頃よりちらく雪降、無程晴レ、天気よし、夜  
 月好、十四日朝より雪降、一寸計、昼後晴レ、天気よ  
 し、夜月よし、雲多し、十五日天気能、夜月よし、雨  
 降ル、暁七ツ時後地震、西風吹、十六日寒気二成、  
 曇り、地震ゆへか暖気、天気よし、夜月よし、十七日  
 朝天気よし、夜星、月よし、十八日朝天気よし、暖気

二成、夜星よし、十九日朝暖気暖気二成、天気よし、  
 夜星、廿日朝曇、天気よし、晩方曇り、ちらく雪降  
 出し、夜雪降続、大雪二成、終夜降続、廿一日朝雪晴  
 レ、五六寸積ル、天気よし、暖気二大ニ解ル、夜星、  
 廿二日廿三日廿四日天気よし、〔昼中西風つよし〕、  
 夜星、廿五日朝大ニ曇り、西風、夜星、廿六日曇り、  
 天気よし、夜星、廿七日朝暖気二而天気よし、西風吹、  
 夜星、夜半後大地震、所々壁ひゞわれ二成、石灯籠頭  
 落ル、廿八日朝大ニ寒気二成、晩方暖気、夜星、海大  
 ニ鳴ル、夜海鳴、曇ル、廿九日朝大ニ曇り、雨少々降  
 ル、晩方天気、夜星、

十二月相場附

一、御蔵米 尅俵売買式切尅朱也、御蔵相場式切也、  
 但清酒造尅町尅軒尅宿尅軒、十二月十日頃被相  
 免候御触以後、尅俵式切式朱上之売買二成、  
 一、町米 尅俵五斗入式切代百文位、尅切二式斗四升  
 二商売致候様被仰出候、御城下四穀丁米至而不足、  
 富谷新町尅切二式斗三升、古川町尅切二式斗五升也、

十月廿六日朝天氣よし、寒氣、夜星、廿七日朝霜、天氣よし、昼中暖氣、夜星、夜四ツ時後雷鳴遠方ニ而四五鳴有、〔時雨降〕廿八日朝曇り、暖氣、時雨少々、晩方西風つよし、寒氣ニ成、夜星、廿九日朝大二寒シ、硯水少シ氷り、手洗氷申候、天氣能、四ツ時頃より雪少々降、追々雨ニ成、夜大二曇り、雨強ク降ル、四ツ時頃地震ス、雨不止、曉方晴レ、晦日朝雪少々降ル、夜星、雪降、十一月朔日朝雪降、昼中天氣よし、夜星、二日朝嚴寒、硯水氷ル、天氣よし、夜星、三日朝寒氣つよし、天氣よし、昼中暖氣、雨少々降、夜星、四日朝嚴寒、天氣よし、霜也、天氣よし、夜星、五日朝曇り、天氣ニ成、夜曇り、海鳴り、六日朝大二曇り、雪降模様ニ成候而、雨降ル、晩方晴レ、夜曇、星、七日朝曇り、天氣ニ成候、西風寒シ、夜星、八日朝霜、天氣能、夜星、九日朝大霜、嚴寒、昼中霰降ル、晩方雨降、暖氣ニ成、夜終夜嵐、大雨降、如春雨之、十日朝雨晴レ、大二曇り、暖氣ニ而、余リ不氣候也、天氣能、夜星、十一日朝天氣能、霜、晩方時雨、夜月能、時雨大二降、無程晴レ、四方電光夥し、海鳴り渡り、月よし、十三日朝天氣よし、晩方曇り、雪降出し、屋根白く成、暮方晴レ、夜月よし、十四日朝寒シ、天氣よし、西風、ちらく雪降、夜星、寒し、十五日朝曇り、寒氣、夜星、十六日朝霜、寒、天氣能、硯水大二氷ル、昼中天氣よし、夜星、十七日冬至（午ノ七刻）、朝寒シ、曇り、暖氣ニ成、不氣候也、夜星、曇り、曉雨降り、十八日朝時雨降、天氣よし、雲多し、夜星、十九日曇り、天氣能、夜星、廿日朝嚴寒ニ成、西風少々、夜星、西風つよし、嚴寒、廿一日朝霜、嚴寒、天氣能、夜曇り、廿二日朝霜、嚴寒、硯水氷ル、天氣よし、夜大二曇り、夜半後雨降出ス、引続廿三日朝雨大二降続、如春雨也、暖氣ニ成、昼頃雨晴レ、大二曇り、夜同断、廿四日朝曇り、雨降ル、追々霰も降ル、廿四日朝曇り、暖氣ニ而道路大二解、氷なしニ成ル、折々雨降ル、晩方ちらく雪降ル、無程晴レ、夜曇り、夜半後よりちらく雪降ル、折々晴レ、廿五日朝雪降続、終日降、晩方雪晴レ、夜曇り、廿六日朝雪晴レ、寒氣つよし、晩方曇り、夜同断、ちらく雪降ル、廿七日朝同断、霜降ル、嚴寒ニ成、終日ちらく雪降、晩方天氣

十一月十月相場

- 一、御蔵米 若林御蔵渡リニ付壹俵貳切壹朱より貳朱迄、沢山、全体之相場貳切之由也、御蔵方金代渡リハ壹切貳朱也、
- 一、四穀町共ニ、壹切ニ貳斗四升壳候様御下知有之ニ付、在々より出米無之、至而不自由也、先日中壹切ニ貳斗貳升之節ハ、出米有之由也、在々も沢山御買米ニ<sup>(マ)</sup>付、米引揚、古川辺壹切ニ貳斗五升ニ相成候由也、富谷新町ニも出米無之由也、石巻壹切ニ貳斗ニ而不足、古川貳斗五升也、
- 一、御目付方より、諸式高直壳渡御手入御吟味相成候へ共、別而下直之者相見得不申、
- 一、江戸表九月相場壹切ニ八斗五六升之由、仙台表不引合之相場ニ御座候、御買米如何程之相場ニ相成候哉、立<sup>(カ)</sup>ニため、市中高直ニ成居候、
- 一、繰綿札、壹歩ニ而三拾匁、江戸表壹歩ニ三百八拾匁ニ成、
- 一、生絹糸 札壹両ニ付入谷・志津川・岩手山辺六拾匁也、往古より覚無之高直也、
- 一、精好袴地 壹歩ニ付糸目拾貳匁之由、昨年迄ハ壹歩ニ三拾匁位也、
- 一、黒砂糖 壹切ニ付六百五拾匁、
- 一、白砂糖 天光印ニ而六百目位、
- 一、木綿白足袋 壹足五百文より貳朱位迄也、
- 一、大根 百本三百文より五六百文迄、
- 一、手拭 壹本貳百文已上、都而木綿類小袋迄、一倍已上高直也、
- 一、十月大坂綿番舟江戸下シ、兼而八十五日出シニ候处、当年綿作当候ニ付、十月三日ニ相下候由、三十年已来之熟作之由ニ而、大ニ綿直段引下ケ候由、江戸相場壹切ニ<sup>(マ)</sup> 仙台ハ札ニ而壹切二百七十五匁ニ下ル、
- 一、名取畳表 壹切ニ而三枚半位、不足、
- 一、<sup>(ハ)</sup>追畳表、壹切ニ地元ニ而三枚半四枚位、右何も正金手形札之分段ニ付、如此と云、
- 一、附木 大壹把四拾文 兼而四文位
- 一、正金壹切へ手形壹切半、貳百文位より壹切三朱迄、

御触

御家中一統御引立のため、此度重御吟味被成下、難有御触之趣、何も承知仕居候処、身分ニ付勤方仕候者勿論、文武稽古無怠様可心懸、不如事ニ在之、尤相統躰之義ハ、正ニ覚悟も有之義ニ而、衣食住を始、申迄も無之節儉可仕候事ニ候得共、諸借財も在之、相片付一時之訳ニ安シ、万一心得違之者有之、質素之心相弛、遊惰ニ相流候様之者相出候而ハ、趣意不相立、奉対上ニ而も可申上様無之、恐入候義ニ候条、御触之趣勘弁仕、相続取続候様専務ニ吟味相尽、御触之趣、訖度相守リ、奉公取続之基本相立候様、先懸而段々御触之通、御番方御備石之義、去年より向十ヶ年之見話を以、相備候様可心懸候、拾貫文已上初老俵、右已下勝手次第相備、御扶持方玄米之輩ハ、御割合被相免候節より、直々高拾貫文初老俵、右已下是又勝手次第可相備候、御蔵之義ハ小泉御蔵へ可相備、

十月朔日天気能、在々狩揚相脱候由ニ而、御城下表より者近在へ罷下り候、夜星、二日三日四日同断、五日

朝未明より雨降出シ、終日雨降ル、夜同断、追々星ニ成、六日朝天気能、暖氣ニ成ル、夜星、七日朝天気能、夜星、八日朝曇リ、終日同断、夜同断、折々時雨、九日朝大ニ曇リ、無程雨降出ス、晩方晴レ、大ニ曇リ、夜同断、九日朝曇リ、十日同断、昼後天気能、暖氣、夜曇リ、十一日朝天気能、暖氣、海鳴ル、夜曇リ、雨少々、十二日朝雨降出ス、昼中天気能、夜曇リ、時雨、十三日朝時雨降、天気よし、夜曇リ、十四日天気能、夜星、曇リ、十五日朝大ニ曇リ、昼中寒シ、夜曇リ、海鳴ル、十六日朝天気能、夜誠ニよし、暁曇リ、十七日朝大ニ曇リ、夜同断、十八日天気よし、夜曇リ、夜半後雨降出シ、十九日朝雨降続、終日同断、暮後晴レ、星夜、廿日朝晴天也、昼中時雨降ル、夜同断、時雨候、星夜、月よし、廿一日朝天気能、晩方時雨、夜星、廿二日天気能、寒シ、先達而より海荒、魚類不足ニ而なし、夜星、廿三日朝大霜如雪之、大ニ寒シ、昼中天気よし、夜曇リ、西風吹、廿五日朝大ニ曇リ、暖氣、西風つよし、

用之事ニ而、文政八酉年より当年迄拾五ヶ年ニ候処、其内元延之御触人ヶ度被仰出候、仍而子孫末世迄、御家中貸ハ決而仕間敷、分而不作并凶年之時節ハ、人々江貸候義ハ訖度不宜候、当時迄之義、上之思召、人々之気然見候ニ、可也相続之者ヲ惡<sup>ミ</sup>候之勢ニ而、凶年毎度、是非元延等、不法之御触出シ、不定被仰出候義、無疑候間、子孫為心得之ハ勿論、世人覚悟のため、愚見相記置候事、

○同月濁酒手造御免之御触

濁酒商売、御城下壱町壱軒、在々ハ壱宿壱軒ツ、被相免置候処、当八月朔日より、士凡手造被相免候事、一、錢払底、日々相場引揚候ニ付、壱切ニ壱貫百文より式百文位迄ニ成候故、八月廿九日町々十八町ニ而式拾軒、御目付方始末、御小人目付家改之上印府致、直々本人御目付処へ被召連、追々御町奉行へ被相廻候、

一、諸式高直ニ商売致候ニ付、町同心始末之上、九月廿日頃より太物屋、菓酒や、紙や、荒物屋、御町奉

行所へ被召連、高直ニ商売不都合御吟味被相懸候、続而高直ニ売候者、所々町々相聞抜候上、被召連御吟味相懸り候ニ付、商人家ニ而、三ヶ一ハ閉店仕候者相見得申候、錢ハ、九月御祭礼前より、壱切ニ壱貫五百文ニ通用致候様被相触候、右ニ付、猶更諸式高直ニ相成、右ニ付而も高直、売人御吟味被相懸、騒動ニ御座候、

十月

大番頭

右之通りニ候処、納振之義ハ御係役手前承合、相納候様可致候事、

一、惣而御知行拾里已下之輩ハ、石納可致候、痛迷惑之者ハ、金納勝手次第可相納候、但遠方之者ハ、勝手を以石納ニ仕度申出、於上ニ御世話御運送被成下候間、廻石等御世話を始め、諸向御用多ニ可相成、向寄之御蔵へ相納候而も、納糶米之義ハ、不致吟味候得者、相成間敷と彼是金納ニ取扱、於御城下御払石被成下、相納可申事、

御触出候を境ニ、仕切可申候、尤焼印等、早速金主方へ相返シ、知行物成御切米等書入之分ハ、是又早速一字明可遣候、

但本文之品々、諸士凡下御扶持人ニ限り候事ニ而、諸家中并町人百姓等之借貸<sup>カマ</sup>江無御構、雖然、諸家中町人百姓方より、諸士并凡下扶持人へ之金銭用立置候物も可有之候、右様之者ハ、本文之通始末可仕候、

一、御家中御扶助、近年引統御割合を以被渡下、一統非常ニ取統罷有ものニ聞得候間、被為於 上ニ而も至極ニ御難渋之次第、何も相心得、右之通ニて被相及様無之候処、扱又面々ニも至極ニ指逼リ候事ニ相聞得候間、深御吟味、乍聊も御割合被弛下、左之通被渡下候条、此時節勘弁仕、猶も節儉相守、何分御奉公取続候様被 仰出候事、

一、御扶持方三人分皆渡リ、右已上七分<sup>ノ</sup>之御割合ニ而、端米并在郷住居、金代渡リ、

但、御割合過不足相出候分ハ、御積渡リ、  
一、持来玄米、七分之御割合ニ而、半穀半金代渡リ、

一、御役料、玄米七分之御割ニ而、三ヶ壺米、三ヶ式金代渡リ、

一、御切米壺両已下皆渡リ、右已上八分壺割合ニ而被渡下候事、

天保十年 監物 縫殿 木工 帯刀

九月廿日 豊前

御目付中

評曰、天保四巳年大不作より、毎年当座元延被仰出、無滞貸方通用可仕、借主も信義不相失候様、毎年被仰出、其内天保八酉、同九戌年ハ、進退物成之拾ヶ壺返濟ニ相立候様、其時々被仰渡、此年ニ至リ、五ヶ年元延被仰出候義、貸人何程之痛迷惑か、絶言語ニものニ御座候、去年迄ハ通用可致旨被仰出、其上当座元延ニ付而ハ、此度之通り之御触ハ相出申間敷相心得居候事ニ相見得候所、右へ引替、五ヶ年元延ニ被仰出候義ハ、凶年中ハ折角通用被仰渡候義、御手元之御救助難被為致分、一助之御見詰ニ而、其時々程能被仰出置、当年熟作ニ付止候事、借財被払ニ立下候訳ニ相見得、驚入候事ニ候、兼而相心得候通り、御家中ハ金貸ハ決而無

当春中も被相触候通、決而御遣方等可被相扣訖ニ無之候間、新古入交、無滞通用可仕候事ニ候条、猶更此旨相心得、相場も引下ケ、早速より売出シ、一統之窶ニ相成候様可仕候、依之、当分錢相場壹貫五百文より内ニハ相払申間敷、若此上不相改、不都合之於令取引ハ、敵之御吟味ニ可被相懸候、

右之通、御城下在々共ニ、不殘如兼而之可被相触候、

九月 豊前

御触出シ 九月廿日被 仰出候

御家中一統連々及困窮候上、近年凶歳打続、犇と指逼リ候ものニ相見得候間、御引立御世話之義、御吟味被相尽候江共、上之御難儀之義をも、一統相心得候通ニ而、難被相及、乍去、此俣被指置候而ハ、已ニ供奉公も仕兼候様ニ相至リ、御家中浮沈之節場ニ及候間、深御吟味之上、上江之諸上納懸リ等ハ被払ニ立下、又ハ御取立被延下、随而ハ自分相對借財元延之義、左之通御吟味被仰付候、貸方仕候者共ハ、至極ニ迷惑ニ可存候得共、不得止御時節ニ候間、御吟味被仰付候義

ニ候条、此旨勘弁、御触之趣訖度相守、一統質素儉約之義專吟味、此末諸上納物上納之義ハ勿論、借金相重不申、重御吟味被成下候御趣意も、相立候様可心懸候、一、上へ之諸上納懸リ之分、五分壹催合不納之外、一円払ニ被立下候、五分壹催合之義ハ、重キ上納金之義ニ而、払ニハ難被立下候、

右不納之分ハ、当亥之年より向五ヶ年、卯之年迄上納被延下、六ヶ年目より被召上振之義、其節ニ至リ御吟味可被仰付候、

一、諸拝借不納之分、御祠堂金并諸向御備金之外、去年暮迄之分ハ、是又一円払ニ被立下候、御祠堂金并諸向御備金、并当年ニ至リ拝借金仕候分、是又当亥之年より向五ヶ年、卯之年迄無利足上納被延下候、六ヶ年目より被召上振之義、其節ニ至リ御吟味可被仰付候、

一、面々相對借財、并御扶持方焼印質物ニ指置、或ハ御知行御切米等書入を以貸渡置候分、当時迄之分向五ヶ年無利足元延ニ可仕候、六ヶ年目より返済之義ハ、其節ニ至リ御吟味可被仰付候、延金仕切之義ハ、

右見物人、御領国ハ勿論、御隣国辺より数百人相出候由、夥敷事ニ候、

一、錢払底ニ付、去月廿九日頃より町々御聞拔を以、十八町ニ弍拾軒、御目付方より御小人を以御改之上、直々印府相成候、大町名取屋清七持高二而、百七拾貫文有之由、何も払底之節持居候義、困錢之如行不届ニ付、不調法と被仰付、遠方出行被相留候由也、尤錢相場尅切ニ尅貫五百文を以通用可致趣、嚴ニ被相触候ニ付、弥増錢売人無之、指引ニ計通用也、此節之通用、尅切ニ尅貫弍百文位ニ有之候を、尅貫五百文と被仰出候ニ付、三百文之行違ニ相成候ニ付、米尅升ニ付拾七文高直ニ売候由、其外右へ準し、急ニ諸品高直ニ売申候、右ニ而も錢売致候者、一円無之、扱々不通用、困り入申候、

十八日朝雨晴レ、天氣ニ成、曇リ、今日より芝居興行之由也、夥敷繁昌ニ相聞得申候、夜星、廿日朝天氣よし、夜星、廿一日天氣能、廿二日廿三日同断、綿入弍

ツ着昼中暖氣なり、夜星、追々曇リ、廿四日朝大二曇リ、昼頃より雨降出ス、終日降続、夜ニ至晴レ、大二曇リ、廿五日朝大二曇リ、少々時雨ニ成、晚方晴レ、夜風、折々雨降、曉雪降ル、廿六日朝同断、みぞれ雪降ル、無程西風、天氣ニ成、大二寒氣ニ成、〔昼中〕暖氣也、夜星、廿八日朝寒シ、大二曇リ、終日同断、夜星、廿九日朝西風少々、寒シ、綿入弍ツ着ニ而寒シ、当年ハ寒サ早く成りと云、昼中天氣よし、晦日同断、夜星、

#### 御触

御領内錢払底、追々相場も引揚、諸人及難義ニ候義と相聞得候処、右ハ此節ニ乗シ、引ノ困置候者も有之故之義、其外不相見得御払錢之振合も有之候間、右ニ準シ、相当之相場を以品々売出し、万物も下直ニ売買仕候様、去月被相触候処、御触出之趣不相守、困錢等致候者共も有之、段々御始末ニも被相懸候、全体相場引揚之義ハ、手形を嫌ひ、金錢を以困置候方より、自然融通之道を塞候事ニ相見得、右手形御遣出シ之義ハ、

候、此度御触被相出候、

一、当亥年仙台之作、関東第一之作と云、

乍去、桃生郡・本吉郡を始、志田・玉造辺、御近

在迄、ウンカと申虫附二而、稲之後レ候を喰、よ

ほと不作之分相出候由ニ相聞得、最上・庄内辺沢

山ニウンカ付候而、三分作と云所も相聞得申候、

廿五日朝曇リ、東南風吹入、寒シ、夜星、廿六日朝天

気よし、海鳴ル、北東風ニ成、廿七日同断、天氣能、

夜星、廿八日朝曇リ、海鳴渡ル、北東風曇リ、夜同断、

曇リ、廿九日朝大ニ曇リ、晩方雨降出ス、夜弥増雨降、

町々錢改数軒有、

九月朔日朝大ニ曇ル、昼中天氣よし、夜星、二日朝大

ニ曇ル、三日四日五日迄同断、夜曇リ、雨降、六日朝

雨降続、晩方雨晴レ、夜曇リ、夜同断、七日朝曇リ、

八日九日同断、折々西風吹、十日朝飯後より西大風吹

出ス、晩方時雨降、夜星也、夜星、十一日、十二日同

断、十三日朝少雨降、其後晴、

屋形様御発駕ニ付、御通り筋ニ而、御祭礼渡し物相出

し候者、渡しもの銘々屋敷前ニ仕懸ケ置、入 御覽

ニ候事、全体之揃ハ、十八丁三ツニ切、過ル五日より

七日迄、三日ニ揃相済候得共、能々入 御覽二度、今

月仕懸御座候也、

夜曇リ、十四日朝曇リ、昼中雨降ル、晩方晴レ、曇ル、

夜月よし、十五日朝曇ル、昼中大西風吹、少々時雨、

夜曇リ、十六日朝曇リ、夜同断、十七日朝曇リ、四ツ

時頃より雨降出し、御祭礼渡し物大ニ増し、行列不揃、

大町ニ而見物致候処、供歩御先上郡山丹安、但御足輕

二度ニ懸ル、渡し物散乱走り通ル、肴町渡し物蛸ハ、

惣終り台神参之跡ニ成ル、外人屋へ お祐様御出之由、

御前罷通り候後、渡し物へ御礼御暇相出候物も相見得、

渡し物御宮町迄不相競、直々晩方銘々屋敷ニ罷歸リ、

提灯一円不相用候、

渡し物数、大町壱式丁目より三ツ、三四五丁目より三

ツ、国分町より三ツ、二日町・北鍛冶町より荒町・河

原町・南木町より式ツツ、其外町内寄合壱ツツ、

都合三拾式相出し候由也、

朝大ニ曇ル、新米尅切ニ式斗ニ成ルと云、昼中天氣能、  
 夜星、四日朝曇リ、晩方雨少々降、夜同断、五日朝大  
 ニ曇ル、二百廿日也、八ツ時頃地震永し、七ツ時後雨  
 降出ス、夜引続雨降ル、六日朝雨降続、晩方雨晴レ、  
 大ニ曇リ、夜同断、七日朝曉地震長し、大ニ曇ル、昼  
 中曇リ、追々天氣能、夜星、追々曇リ、八日朝大ニ曇  
 ル、昼中折々雨降、夜同断雨降、九日朝大ニ曇リ、海  
 鳴渡リ、此雨天降、三十日進ミ、七月ニ候ハ、当年  
 不熟作ニ至リ可申ニ、先ニ此月ニ至リ雨天続ニ而、大  
 ニ幸甚申候と、人々申唱候、昼中雨降出ス、晩方晴レ、  
 大ニ曇ル、正金尅切切賃、手形ニ而尅切拾匁位ニ成通  
 用之事、夜雨少々降、十日朝大ニ曇リ、雲甚々敷、嵐  
 模様ニ成、昼中天氣ニ成、南東風大ニ吹入、蒸暑シ、  
 夜大ニ曇リ、十一日朝雨降出ス、昼中天氣ニ成、此吹  
 込ニ付、山根通り洪水と嵐ニ而、栗恵み候分、落ルと  
 云、夜折々雨降、十二日朝夜同断、十三日朝同断、東  
 南風吹入、雨大ニ降、昼八ツ時頃雷鳴式声、巖敷雨降  
 続、夜弥増つよく、嵐甚々敷、出水ニ成、淀ミ橋、中  
 瀬橋、評定橋落ル、十四日朝雨、嵐つよく続、西風ニ

吹返ス、八ツ時頃雨晴レ、天氣模様ニ成、夜月よし、  
 晴天ニ成、十五日朝晴天よし、夜月よし、追々曇ル、  
 十六日朝大ニ曇、海鳴渡ル、昼中天氣能、夜月よし、  
 十七日朝晴天好、昼中時雨、夜曇リ、十八日朝曇リ、  
 晩方時雨降、夜曇リ、時雨少々、十九日朝曇リ、昼中  
 時雨降、晩方晴レ、夜晴天、月よし、廿日朝晴天好、  
 冷氣甚々敷、初而袷着、蚊屋何方も不用、錢ハ日々高  
 直ニ而、尅切手形ニ而尅貫百十文位、品物買不申候へ  
 ハ、錢売人一匁なし、夜月好、廿一日朝晴天よし、廿  
 二日廿三日廿四日同断、天氣晴天よし、夜同断、月よ  
 し、夜曇リ、

八月相場

- 一、御蔵米 尅俵下米ニ付尅切三朱也、追々不足ニ成、
- 一、町米<sup>カ</sup>今挽 尅切ニ尅斗八升也、
- 一、町米寒挽尅切ニ式斗也、御蔵米ハ式斗尅升より式  
斗式升迄、追々不足ニ成、
- 一、錢不足ニ成、尅切ニ尅貫式百文より尅貫文位迄、  
尤錢売人一匁なし、品物買候上、指引計り下り

日朝雨降続、此日

二百十日也、右之中ニ雨降、何れと云、乍去稻之分山

根堀沢迄実入ニ成、何様之嵐来リ候而も、

無障無気支と云、尤当年ハ六月中より早

稲米ニ成候年ニ而、三十年已来順候と云、

熟作之年と云、畑作へ此事結構と云、

近年覚無之順候、大丈夫之年也、

附云、深谷辺水冠リ稻、中伏より根出テ、其伏よ

リ二本二十日芽ヲ出シ、出穂致シ候由、古語ニ水

冠稻ニ鎌拵云々アリ、時節ニヨリ却而実を取ト云、

単物着用、四ツ時より雨降出シ、終日雨、少々嵐模様、

当日之印と云、右印、却而畑作等へよる敷、順候之年

ハ、惣而よく廻リ申候、暮ニ至リ猶更嵐模様、夜ニ入

雷雨之様子、雨つよく、夜半後雨晴、大ニ曇リ、廿六

日朝大ニ曇ル、昼中天气よし、夜星、曇リ、廿七日朝

天气よし、夜星、廿八日朝曇リ、昼中天气よし、夜星、

廿九日朝曇リ、昼中天气よし、夜星、卅日朝曇リ、夜

星、朝袷着、昼中帷子着、

七月相場

一、御蔵米 壹俵式切より式切半迄、米俵之上下成直

段有、

一、市中白米 壹升八拾五文より

一、町米 壹切ニ壹斗七升位、

一、他邦酒 壹升三匁五分より四匁迄、地酒一円位な

し、

一、三州白木綿 壹反壹切半位□

一、銭 壹切ニ壹貫弍百八十文より壹貫三百文迄、

一、茄子 十二而五文位、近年無之下直ニ成、

一、白瓜 壹ツ十五文より弍十三文位也、

一、手形老歩位下落、五匁位、正金壹切 切賃八匁九

匁位、随而諸式高直也、

八月朔日〔暁七ツ半過より〕日食六分半、朝天气能、

敵暑、夜星、二日朝〔俗云 朝湊焼ケ甚シ〕昼中曇リ、

蒸暑敵シ、晚方降出シ、暮方雷鳴六七、朝夕敵シ、夜

雨降続、夜半後雨晴レ、曇リ〔暁地震、長シ〕、三日

日朝曇り、五ツ時より天気ニ成、甚暑、結構と云、此頃者大暑ニ成、夜星、当年ハ蟬不足也、分而ちいゝ蟬不足、昨今米壺斗五升ニ而壺切位ニ下落、御蔵米ハ下米ニ付、老俵式切老朱位、望人なし、結構と云、八日朝晴天、天気大ニよし、暑氣、晩方曇り、霧少々、夜曇り、星、九日朝晴天、甚暑、夜星、寺小路觀世音様賑々敷、参詣多し、材木町 春日大明神祭礼日ニ付、町中水道ニ懸ケ灯行數十、并西行当リへ小提灯<sup>チヨヂン</sup>數十、角灯行仕掛、社内御入同断、国分町入口へ大提燈<sup>チヨヂン</sup>ニ而、鳥井形三丈余ニ拵、灯火數十付渡、ちり紙ニ而石灯籠等拵へ、其外拵人形数々有、古今無覚祭日ニ候、是皆人氣よろ敷相成候方より、右様之町内より奉納相出候由、参詣人夥し、夜星、十日晴天、暑氣つよし、夜星、月よし、十一日朝よほど冷氣相催し、天気よし、夜星、四ツ時過急ニ雷雨降出ス、無程晴レ、曇り、十二日朝大ニ曇ル、終日同断、晩方雨降、夜同断雨降ル、折々晴レ、十三日大ニ曇り、昼中天气ニ成、夜月能、曇り、十四日朝曇り、晩方雨少々降出ス、夜曇り、雨降、十五日朝曇り、昼天气ニ成、晩方曇り、夜曇り、十六日朝曇り、冷氣ニ成、晩方雨降出シ、夜雨晴レ、十七日朝曇り、天気ニ成〔嚴暑也〕、晩方晴天ニ成、夜月陰よし、十八日朝晴天、誠ニよし、冷氣、袷着ニ成、昼中暑氣、晩方曇り、夜大ニ曇り、海鳴渡ル、十九日朝東南風少吹入、大ニ曇り、盆前より日々出米之挽多し、日直段下落し、壺切壺斗五六升位ニ成ル、町備米御扨ニ相成候由、計リ立壺切ニ式斗、丸俵などは老俵式切と申事ニ候、是ハ他郡米も有之、下米ニ而ふけ米故、如斯下落之由也、在々稻早中晩共ニ実入ニ成候由、新米問屋く江売米出ル、壺切ニ壺斗五升之由也、夜曇り、廿日朝天气好、晩方曇り、暑氣甚々敷、夜同断、少々曇り、廿一朝曇り、昼中天气ニ成、晩方曇り、夜同断曇り、廿二日朝曇り、昼中天气よし、御領分中稲草不残実入ニ成、山根沢々迄当年ハ不残実入ニ成、人氣大ニよし、米穀日々下落、壺切ニ白米壺斗五六升、壺升ニ付八拾文位、夜曇り、廿三日朝大ニ曇り、少々雨降、昼中如土用中、嚴暑ニ成、天気よし、夜電光少シ有之、曇り、廿四日朝大ニ曇り、昼中天气能、嚴暑如土用中也、晩方曇り、夜弥増曇り、雨降出ス、廿五

雨少々降出ス、無程晴レ、大二曇、蒸暑也、夜同断、  
廿一日朝天気よし、厳暑、晩方冷風吹、夜星、廿二日  
朝天気よし、厳暑也、夜星、廿三日朝嵐模様二成、西  
風大ニ吹立、雲多し、早稲穂出揃、中稲出穂二成、大  
切之節と云、厳暑也、昼中〔四ツ時〕俄ニ雨降出ス、  
九ツ時後雨晴レ、曇リ、夜同断、大二曇リ、

六月下旬相場

- 一、御蔵米 尅俵三切より三切半迄、但米性悪敷ニ付  
如斯、
- 一、市中米 尅切ニ尅斗式升より三四升迄、出米多し、  
順候如此
- 一、大豆 尅切ニ尅斗六七升、
- 一、小豆 尅升百文より百拾文位迄、多し、
- 一、銭 尅切ニ付尅貫三百文、不足、

廿四日朝大ニ曇リ、雨少々降ル、厳暑也、無程晴レ、  
雲多し、天気よし、夜星、廿五日朝晴天、朝夕冷氣ニ  
成、昼中至極之大暑、夜星、電光少々、夜半頃より

雷鳴七ツ声〔東へ流る〕、大二曇ル、廿六日朝大ニ曇  
ル、昼中雨度々降、冷氣二成、夜同断、雨降ル、廿七  
日朝霧雨降り、大二冷氣二成、袷着、昼中雨少々降、  
終日曇リ、夜同断、廿八日朝雨降ル、終日不止、夜雨  
晴レ、大二曇リ、廿九日朝天気模様成、南風吹入、大  
ニ曇リ、夜同断、もや少々立、

七月朔日朝天気二成、昼中晴天好、冷風吹、郷六村近  
辺より焼米売数人来ル、晩方夕立雨降、虹張候、夜曇、  
星、二日大ニ曇リ、無程雨降ル、昼中曇リ、米尅切ニ  
尅斗三升二成、搗麦尅切ニ尅斗六升、小豆尅升百文位  
二成、夜雨降ル、三日朝雨降続、しけく敷候、袷着  
用也、単物ニ而ハ寒シ、夜同断、雨降、袷着、ね巻ニ  
而伏し候、四日朝雨降続寒シ、米ハ日々下落也、尅斗  
三四升尅切二成、在々田面ハ早稲花懸リ最中、稲出穂  
払位也、晩稲走り穂出穂大切之時節と云、去月〔中旬  
始〕上方辺洪水、大井川七日之川支と云、夜同断、雨  
降続、夜半後晴、曇リ、五日朝曇リ、四ツ時頃晴天、  
暑氣二成、帷子着、晩方曇リ、晩方雨少々降、夜同断、  
六日朝大ニ曇リ、帷子着、晩方雨降少々、夜同断、七

り、雨降出シ、終冷氣ニ而雨降続、晩方霧と成、暮ニ  
 至リもや立、夜大ニ曇リ、四日朝天気ニ成、単物着、  
 暑ニ成、厳暑ニ成、八ツ時後俄ニ雷雨頻ニ降出シ、晩  
 方雷鳴西方ニ四五声、虹はる、暮方雨晴レ、夜曇リ、  
 五日朝曇リ、天気ニ成、昼中雨降出シ、雷鳴四五声ニ  
 而止、終日雨降ル、夜雨降り、晩方晴レ、六日朝大ニ  
 曇リ、単物着、四ツ時頃より雨大ニ降出ス、折々晴レ、  
 降、夜同断、雨降、晴レ、時化甚々敷候、七日朝曇リ、  
 もや立、是迄引続雲東へ行、厳暑也、少々雨降ル、過  
 ル二日より北上川出水、四日五日頃九分通り出水、洪  
 水ニ而、所々麦刈置候分流失、石巻川口夥しく麦をひ  
 ろへ候由、尤石巻鑄錢場水押上ケ、一面水ニ成、鑄方  
 も相扣、一廓不残永厳寺へ引取之由也、鹿又村大巻ニ  
 而、土手切レ候由も相聞得、今以不分明ニ候、桃生郡  
 辺、一統土手出水を防キ居候由、誠ニ希成大洪水之由  
 也、  
 夜曇リ、七日朝天気よし、此月始より青蟬所々ニ而鳴<sup>なく</sup>、  
 土用入前青蟬啼初る事稀也、暑氣進ミ故か、結構なる  
 事ニ候、此日より時化晴レ候模様ニ而、厳暑也、夜曇  
 リ、九日朝晴、天気よし、厳暑也、夜月、星、十日朝  
 少シもや、土用入、辰ノ刻近年ニ覺無之嚴暑、天氣能、  
 白百合花盛、栗花落テ木ニなし、世間一統ニ相見得申  
 候、夜月、星好、夜中迄暑氣嚴敷、綿入着、又ハはた  
 かニ而寝候事也、十一日朝天気よし、厳暑也、夜月、  
 星よし、尤朝と夜ハ別而冷し、昼中厳暑、近年覺無之、  
 稻至極ニ至テ丈ヶ達と候由也、十二日朝晴天嚴暑、夜  
 月よし、十三日朝晴天、昼中入雲、晩方大ニ曇リ、冷  
 氣ニ成、単物着、夜ニ曇リ、冷氣、単物又捨着、十四  
 日朝大ニ曇リ、単物着、昼中曇リ晴レ、晴天ニ成、單  
 物着、兩三日以前より冷氣也、夜月よし、十五日朝天  
 氣よし、晩方曇リ、夜大ニ曇リ、十六日朝天気よし、  
 曇リ、夜星、十七日朝曇リ、天氣能、厳暑也、先達而  
 より秋草、桔梗、かるかや、女郎花、みそ萩、花盛ニ  
 候、今日よりつくつくよしと蟬鳴<sup>〜カ</sup>、初而俗ニなんはん  
 蜻蛉飛散ル、四十日早稻実入ニ趣と云、夜月好、青し、  
 十八日朝晴天、厳暑也、夜星、追々曇リ、十九日朝少  
 々霧降ル、無程晴レ、厳暑鈍天、蒸暑也、晩方大ニ曇  
 リ、夜同断蒸暑也、廿日朝大ニ曇リ、蒸暑、四ツ時頃

町備米、此節四切老朱ニ而老俵被相払候由、望人無之由也、入目不足と云故也、

一、白米 老升百七拾文

五六日前迄ハ、上白米老升百八拾文位ニ御座候、昨今上白米ニ而百七十文と云、

一、市中米 老切ニ老升<sup>斗九</sup>

古川町ハ老切ニ老斗五升と云、気仙、東山、桃生辺ハ八升五合位と云、

一、錢 老切札ニ而老貫三百五十文 不足、在々ハ老切ニ付老貫貳百文位不足、正金老切ハ貳貫文位也、

一、錢御払、老切札ニ老貫五百四十文

但シ六ヶ度位御払ニ候所、塩通帳等ニ而老人老切位、六ヶ敷首尾合也、町人ハ半切ツ、也、

一、古麦 老升百三拾文、搗方

不宜由也、

一、町方老切札通用、半切之見詰ニ相聞得申候、

一、正金銀老切打賃、七匁五分より八匁迄之由、

一、小豆 老升百貳三拾文、

一、大豆 老升九拾五文、但老俵三切半位也、  
老切ニ老斗六升、

一、芝居釈迦堂へ建ツ、入多しと云、追而ハ六月毘沙門ニ移て、入多しと云、

一、江戸表五月中より不雨、六月ニ至り日干之由ニ而、水老肩式匁八分位、暑当人死多と云、

廿六日朝大ニ曇リ、終日同断、夜同断、廿七日朝天气能、晴天、嚴暑ニ成ル、終日同断、晩方少々曇リ、日くらし蝉所々鳴、夜曇リ、暑気電光少々有、廿八日蒸暑嚴し、終日同断、夜曇リ、廿九日朝曇リ、天气能、嚴暑也、晩方曇リ、雨降出し、西方雷鳴三四声、夜雨降続、夜半後雨晴レ、卅日朝曇、天气よし、夜星、曇リ、引続炎暑也、右ニ付人氣よく、米穀日々下落也、白米老升百六拾文、搗麦老升百拾文位ニ成、錢ハ老切ニ老貫三百文位不足、甲子日也、

六月朔日暁より雨降出シ、炎暑、帷子着用甲子日也、  
夜雨、昼中雨晴レ、夜雨降ル、二日朝曇リ、大暑也、  
昼中天气能、夜星、西風吹、夜半後曇リ、三日朝同断、大ニ曇リ、俄ニ冷氣ニ成、袷着用、誠ニ不同之氣候な

降、晩方もや立而雨大二降ル、夜同断、夜半後雨晴レ、  
 大二曇ル、十四日朝大二曇リ、しけく敷、昼頃より  
 天気二成、暑氣催シ、単物着ニ而汗出ル、晩方冷氣、  
 夜月よし、四つ時より段々曇ル、十五日朝大二曇ル、  
 四つ時頃地震、先より〔昼九つ時頃より〕天気二成、  
 晩方曇リ、暮後雨降出シ、無程晴レ、夜大二曇リ、暖  
 気二成、十六日朝曇リ、袷着ニ而あつし、昼中天气ニ  
 成、〔東方雷鳴少々聞得申候〕、晩方雨少々降出、夜  
 大二曇リ、もや立、蒸暑〔少々〕、弥高シ、〔蚊多シ〕、  
 十七日朝もや立、大二曇ル、昼九つ時頃より晴レ揚リ、  
 晴天ニ而暑氣甚々敷、帷子着用あつし、当月初而之大  
 暑也、南風少々吹入、当月より世間麦刈蟬初而鳴、晩  
 方曇リ、東南方雷鳴微二三声、入日少シ赤シ、月出  
 赤シ、去年中日月赤きより薄く、左候へハ未申ノ方ニ  
 而電光頻ニ在、其内雷鳴二三声微ニ聞得、夜五つ時後  
 電光止、四つ時後晴天ニ成ル、月よし、十八日朝晴天、  
 日本ニ無雲と云模様也、大暑ニ成ル、七つ時後俄ニ曇  
 リ、もや立、西ノ方雷鳴数十度、暮ニ至リ、雷鳴止、  
 夜大二曇リ、夜半後ニ至リ、月よし、蒸暑二成、綿入  
 老ツニ而寝候而よし、近年之暑也、十九日朝雲、天気  
 好、厳暑ニ而、如土用中之、暮頃南西方電光少々、夜  
 雲多シ、廿日朝天气能、甚暑、昼中曇リ、八つ時頃雨  
 降出ス、暮頃雨晴レ、夜大二曇リ〔西方雷鳴大ニな  
 リ〕、夜四つ時頃霧雨降出ス、単物着冷シ、廿一日  
 朝雨続、袷着もよし、昼後雨晴レ、大二曇リ、東風身  
 ニ染寒シ、袷着用、暮頃電光、南方しけ、夜五つ頃雷  
 鳴五六声、雷雨降出ス、終夜同断、廿二日朝雨降続、  
 四つ時雨晴レ、天気二成、暑つよく、単物着、晩方曇  
 リ、雨降ル、暮方電光頻ニ有、夜五つ時頃雷鳴六七声、  
 雨つよし、夜半後雨晴レ、曇リ、廿三日朝大二曇リ、  
 雨少々降、栗花盛過キ、竹之子世間大抵来ル、厳暑ニ  
 成、晩方曇リ、雨折々降、電光頻ニ有、夜ニ入雷鳴、  
 西方七八声、雨折々降、大二曇リ、廿四日朝大二曇リ、  
 雨折々降、昼中大暑ニ成、夜星、廿五日天气能、厳暑  
 ニ成、晩方曇リ、雨少し降、夜曇リ、同断折々雨、

五月相場

一、御蔵米老俵四切半也

蚊やつり候ニ及不申由、不同之氣候ニ御座候、尤四月  
中蚊屋釣候事、近年覺不申候、廿一日朝天氣よし、裕  
単物用さむき方也、昼中天氣能、晩方曇リ、夜曇リ、  
廿二日朝雨降出ス、終日大雨降続、夜同断降、廿三日  
暁雨晴レ、曇リ、昼中天氣能、晩方曇リ、夜同断、廿  
四日朝曇リ、天氣ニ成、夜星、蚊出候而、蚊屋を釣リ  
候、廿五日朝天氣よし、晴天也、今日より积迦堂へ芝  
居建、晩方曇リ、夜雨降出ス、廿六日朝雨降続、夜同  
断、無絶間雨降続、廿七日〔入梅ニ也〕同断、雨降続、  
夜同断、雨降続、廿八日同断、雨降続、夜同断、雨降  
続、廿九日朝少々雨、晴レ、大ニ曇リ、折々雨降、晴  
レ、長時化也、裕単物着、蚊屋なしニ而もよく候、昼  
中晩方折雨晴レ、夜五ツ時頃より雨降出シ、終夜降続、  
米下直ニ成、老切ニ老斗ニ成、白米老切ニ八升五合迄、  
五月朔日暁雨晴レ、曇リ、五ツ時頃晴天ニ成、軒しつ  
くたる内、日光明照ハ、雨降之兆と云説有、右之次第  
ニ付、又々雨降り可申咄候処、八ツ時頃より雨降出ス、  
暮頃雨晴レ、夜星、二日朝〔早ク日少亦〕、晴天、無  
雲、単物裕ニ而寒シ、御近在初田植、来ル七日ニ候処、

右へ不拘、昨朔日より一統植初メ候、奥御郡并中奥辺、  
去月廿日頃より田植始候由、何も苗之育候方より之事  
也と云、終日天氣能、夜星、三日朝〔早朝日光赤シ〕、  
晴天ニ而天氣よし、終日同断、裕単物ニ寒シ、夜星、  
四日朝晴、天氣好シ、〔朝日光少々赤シ、水気兆〕、  
夜星〔月光少々赤シ、水気兆〕、五日朝〔日光少々赤  
シ〕、天氣大ニよし、途中帷子ニ而少々寒シ、家居之  
者、裕ニ而よし、単物ニ而〔少々〕寒シ、晩方曇リ、  
夜曇リ、星も有、六日朝寒シ、大ニ曇リ、晩方南風吹  
入、大ニ寒シ、夜猶更曇リ、夜半頃雨降出シ、七日朝  
雨降続、東北風、終日雨降続、夜同断、雨降続、八日  
朝霧雨降続、〔昼中雨晴レ、晩方雨降ル〕、夜雨晴レ、  
大ニ曇リ、九日朝もや少々立、昼中雨晴、大ニ曇ル、  
折々霧雨降、夜同断、十日朝霧雨降、昼中霧晴レ、大  
ニ曇ル、裕単物着用也、如昨年不氣候と云、夜同断曇  
リ、十一日朝大ニ曇リ、終日同断、晩方日光を拝ス、  
夜月入雲、大ニ曇ル、十二日朝大ニ曇リ、■夏至也、  
五ツ時頃より雨降出ス、晴レ、曇リ、雨降度々也、夜  
同断、十三日朝大ニ曇ル、明半後より雨降出シ、終日

出ス、曉方雨晴レ、

四月朔日朝晴天ニ成、天気よし、夜星、二日朝空气能、  
夜星、三日朝曇ル、寒シ、南風吹入、夜同断、曇リ、  
四日朝同断、曇リ、南風吹入、晴天よし、夜星、夜半  
後曇リ、五日朝大ニ曇ル、晩方晴天ニ成、夜星よし、  
夜半後曇リ、六日朝大ニ曇リ、初鯛来ル、大老杖五六  
百文より半切迄、夜大ニ曇リ、七日同断、曇リ、昼中  
晴天ニ成ル初時鳥所々鳴渡リ、晩方大曇リ、夜同断、  
〔拾単物着ニ成〕、八日朝大ニ曇リ、終日同断、南風  
吹入、夜大ニ曇リ、霧少々降、九日朝もや甚々敷、霧  
少々降、昼中天气よし、晴天ニ成、晩方大ニ曇リ、霧  
雨降、夜同断、少雨降、地濡レ不申、夜半後星夜ニ成、  
十日朝晴天、天气好、西風少々、晩方曇リ、夜星曇リ、  
十一日朝天气好、余り天气能引続候間、又当年も六七  
月不天气不氣候之取越成かと、人々志有者憂居申候、  
晩方大ニ曇リ、雨少々降出シ、夜同断、雨少々降出、  
地濡レ不申、晴レ、曇リ居、十二日朝天气好、雲多し、  
夜月よし、雲多シ、十三日朝大ニ曇リ、昼中天气よし、  
薄暑相催シ、夜月、曇リ、十四日朝大ニ曇リ、昼中天

気好、暮方より細雨降出シ、終夜降続、十五日朝同断、

雨降続、四ツ頃より天气成、晩方晴天也、夜月よし、

十六日朝大ニ曇リ、南風吹入寒シ、

初鮪沢山来ル、但過ル十日初鮪十二本来ル也、余り不

足ニ揚リ候ニ付、世間食人不足、仍而

此度初鮪ニ成、三本附四本附、老本拾  
九貫文位、

老本拾七八貫

之由、大鮪也、

晩方曇リ、霧雨少々降出シ、暮ニ至晴レ、夜星、月好、

十七日晴、天気よし、暑氣ニ成、晩方曇リ、夜同断、

大曇リ、十八日朝霧雨少々降、南風少々吹入、四ツ時

頃西風ニ廻リ、天气模様ニ成、晩方晴天ニ成、夜星、

月よし、暑氣相催、蚊少々出ル、十九日朝天气よし、

暑氣不相応ニ随、単物計着ニ而よし、鮪沢山来ル、鯛

相応ニ来ル、昼中如土用中之大暑ニ而、単物ニ而汗出

候様也、変暑と云也、西風つよく吹、晩方少々冷氣ニ

成、〔蚊やを初而釣申候〕夜同断、曇リ、星、廿日朝

大ニ曇、曉より雨降出ス、冷氣ニ成、拾単物着ニ成、

四ツ時頃より雨晴レ、晩方天气ニ成、夜星、冷氣故か

晩方雨降出し、終夜降続、十五日終日雨降続、夜同断、十六日雨降続、夜雨晴レ、西風吹、つよく吹出ス、十七日朝西風つよく吹出シ不止、天気よし、晩方風止、夜月好、曇リ、十八日朝曇ル、寒シ、東南風吹入、夜大二曇ル、十八日朝大二曇ル、晩方天気好シ、寒シ、綿入袷単物三枚重着ニ而寒シ、夜星、廿日朝曇リ、天気好シ、夜星、廿一日朝天気よし、晩方曇ル、夜同断、暖氣、廿二日朝曇リ、天気ニ成、昼中大雷鳴、七ツ半後大雨、暮ニ至リ雷鳴止、雨も晴レ、夜星、廿三日朝大二曇ル、暖氣ニ成、夜星ニ成、海鳴渡リ、廿四日朝もや立、曇リ、天気能、昼中南風強吹入、晩方雨降出、夜雨降続、夜半後雨晴、廿五日朝天気好、至極ニ暖氣ニ成、単物綿入式枚ニ而よし、余リ暖氣過キ候せいか、昼七ツ時頃大地震老ケ度、前後ゆるく老ケ度ツ、都合三ヶ度暫時ニ震動ス、夫より海鳴渡ル、夜星、雲、暁もや立、

三月下旬相場

一、御蔵米 老俵相对五切半位迄、

一、町米 老切ニ八升より老斗位迄、廿日後ニ至リ、奥在郷より段々米出米有之由、

一、糯白米 老切七升

但江戸表上方麦作見詰相立ニ付、米石下直ニ相成候由、

から麦ハ、老両ニ式石四斗位ニ相下リ候由也、

一、錢 老切ニ老貫四百四十文位、不足もの也、

但、江刺・東山・氣仙辺、老貫三百文位不足、

柴田・刈田辺同断、御領内錢不足、

一、四五月鮪鯛沢山ニ揚候而も、如例之下直ニ成不申候、鮪老本老切余、鯛老枚百文余、是最上へ遣シ、

正金受取候手配也、鮪ハ肴町ニ而片枚ヲ付候、

廿六日朝もや立、霧深し、天気よし、晴天、暖氣ニ而単物着ニ而もよし、晩方曇リ、夜雨少々降、大二曇リ、

廿七日朝きり降、大二曇リ、晩方雨降出シ、終夜雨降続、廿八日朝雨晴レ、大二曇ル、晩方天気、晴天ニ成、

夜星、追々曇ル、廿九日朝大二曇ル、南風吹入、大二寒く成、晩方晴天ニ成、星夜ニ成、夜半後曇リ、雨降

二月六日

十八日朝曇り、天気よし、西風吹出ス、夜月、星好、  
十九日朝天気よし、昼中雪降、晩方晴レ、夜曇ル、廿  
日朝天気好、昼中西大風吹、終日同断、暮頃より雨降  
出ス、夜四ツ頃雨晴レ、又々大風吹出ス、曉風止ム、  
廿一日朝静、天気よし、昼中風、夜星、廿二日朝少々  
曇り、昼中西風、大風至極ニ暖気ニ成、綿入袷単物ニ  
而よし、足袋脱もよふ成ル、暖気ニ成、夜曇り、夜半  
頃より西風、暴風吹起リ、所々大破、大風なり、曉風  
少々止、廿三日天気よし、西大風吹出ス、夜星、西大  
風折々、廿四日朝天気よし、西大風、夜星、廿五日朝  
大ニ曇り、天気よし、昼中雨降、無程晴レ、大ニ暖気  
ニ成、晩方西風つよし、夜星、廿六日朝天気よし、大  
ニ寒シ、西風吹、雪花吹、晩方風止、夜星、廿七日朝  
静、天気好、夜同断、星、廿八日天気よし、静、夜星、  
静、廿九日寒、静、天気大ニよし、夜星、晦日朝静、  
暖気ニ成、天気よし、昼中西風少々、晩方曇り、夜星、

三月朔日朝静、暖気、天気よし、誠ニ春静成、夜星、  
曇り、二日朝もや立、細霧降、如鮪時化、五ツ時後  
霧雨降、昼後雷雨俄ニ降、雷声遠く数声、雨降、西風  
吹、晩方雨晴、西風少々、夜曇り、三日朝寒シ、天気  
能、西風つよく吹出ス、終日同断、夜西方曇、ミそれ  
雪少々降、大風吹続、四日朝天気能、大風吹続、晩方  
風止、暖気、夜曇り、星、五日朝曇り、風少々寒シ、  
終日同断、夜星、曇り、同断、六日朝曇り、寒シ、終  
日寒シ、夜同断、七日朝曇り、寒シ、昼頃雨降、晩方  
弥増つよし、夜同断、夜半後雨晴レ、星、八日朝天気  
能、雲、西風つよし、夜月、雲、九日朝大ニ曇り、西  
風強吹出ス、晩方風止、曇り、桜花世間盛ニ成、夜大  
ニ曇り、夜大ニ曇り、十日朝大ニ曇り、躑躅岡花盛ニ  
のほり来ル、宇宙霧ニ而、遠方不及見、西風つよし、  
夜風止、大ニ曇ル、十一日朝大ニ曇ル、寒暖不同也、  
終日同断、夜暮後雨降出ス、大雨ニも無之、花盛を損  
さし申候、十二日朝大ニ曇り、雨少々降、よほと暖気  
ニ向、終日同断、夜星、曇り、十三日朝大ニ曇り、天  
気よし、晩方雨模様、夜終夜同断、十四日朝大ニ曇り、

二月相場

一、御蔵米 壹俵五切、(イ、イ) 下旬式朱式百文位迄引揚、

一、町米 壹切ニ壹斗 同九升位迄、

一、白米 壹升百九拾壹文ツ、不足

但御城下御近郡ニ御買米被仰出候ニ付、日々高

直ニ成、

一、錢 壹切ニ壹貫四百文より壹貫四百五十文位、至而不足、

但手形壹切を正金壹切ニ引替賃五百文余ニ而引

替候ニ付、札之下落を恐レ、世上錢を買込候ニ

付、自然錢相場引揚申候、右ニ付、二月七日町

々每家々ニ御小人目付を改被相出候処、其内不

正之錢買込候者有之、御始末之上、御牢入ニ相

成候者も有之事、

右ニ付、兩替所ニ而御払錢被相出候由、壹人ニ

壹切分ツ、至而首尾合六ヶ敷由、夫も錢不足

ゆへと相聞得申候、

一、真綿 壹切ニ付百式拾匁迄、

御目付中 監物 木工 帶刀 豊前

御触

旧御蔵元升屋平右衛門預リ手形、同人御蔵元御断已後、為引替兩替所預リ、新し手形被相出、一同引替引渡兼候ニ付、当分新古入交令通用、諸上納諸渡物ハ勿論、兩替所引替共、諸事は迄通金銀入交可致通用旨、去々年相触置、当分專御遣出シ相成居候処、此頃ニ至リ、右手形通用被相扣旨、虚妄之義申触候者有之、自然不用、隨而莫大之打賃等を以、引替致居候者も有之哉ニ相聞得、不届之事ニ候、右手形之義ハ、公義江御願之上、御取引相成居候義ニ而、決而通用被相扣義ニ無之候間、何も此旨相心得、弥是迄之通無滞可致通用、尤不都合之打賃等引替、勝手を計候者相聞得候ハ、其者ハ勿論、引替候者迄、嚴ニ可被為及御沙汰候事、一、此頃錢買込候者有之哉、俄ニ払底ニ相成候事ニ相聞得、是又不都合之事ニ候、所持之者不貯置、品々差出相払可申候、此上ハ買、又ハ困置候者於有之、嚴重之可被為及御吟味之事、右之通り御城下在々可相触候事、

位、白紙類下寄拾帖より七八帖、料紙四十帖位、五十枚折八十文位也、

一、錢 老切二付老貫五百三十文位、札ニ而錢売人、絶而なし、

一、正金銀引替切賃日々引揚、老切二付三匁より四匁迄ニ成ル、

二月朔日朝天氣能、西風吹出ス、寒氣つよし、八ツ後地震、弥々寒氣ニ成、夜星、二日朝嚴寒、天氣能、「昼中西風吹」、夜星、三日朝嚴寒、硯水大ニ氷ル、彼岸、天氣能、夜星、「彼岸ニ成ル」四日朝天氣よし、飯後西風つよし、曇ル、昼中少々雨降、無程晴レ、西風、天氣ニ成、夜星、五日朝寒氣、天氣よし、晚方曇リ、夜同断、夜半後雪降出シ、六日朝雪降続、三四寸程積ル、昼後雪晴レ、天氣ニ成、七日朝曇リ、寒シ、ちら／＼雪少々降、夜星、八日朝天氣よし、追々曇ル、此節手形札ニ而諸色売候事、商人相扣度由、町々相聞得、尤札ニ而錢を買込候ニ付、錢相場引揚申候、御町奉行御手元ニ而、錢買込之者遂吟味候由、御払錢も相出候、

乍去、六ヶ敷首尾合ニ而、老人前老切ツ、被相払候よし、町々錢相場引揚、老貫四百五十文よふ／＼指引計、諸式札ニ而ハ商売不仕、指引も老貫文余五百文余ニ無之候得者、札ニ而指引商売も不仕候事、

夜暖氣、曇リ、海鳴ル、九日朝海鳴リ、大ニ曇ル、寒氣ニ成、晚方暖氣ニ成、弥増曇ル、夜同断雨降出ス、終夜同断、九ツ時頃地震、十日朝雨晴レ、暖氣天氣能、少々曇ル、昼中弥増暖氣、雨降、夜同断、雨降、十一日朝細雨降続、暖氣ニ成リ、裕老ツ脱、夜雨晴レ、曇リ、月よし、十二日朝西風吹、天氣ニ成、夜月、余寒、十三日朝天氣よし、西風至極ニつよく吹出ス、終日同断、夜ニ入風止、月、十四日天氣よし、余寒、西風夥敷吹出ス、終日同断、夜月よし、風止、静、十五日朝天氣能、余寒つよし、昼中少々暖氣、南風ニ而晚方西風ニ成、夜月、静、十六日朝天氣よし、余寒嚴敷く、昼中暖氣、夜曇リ、十七日大ニ曇リ、雪少々交リ、雨降出ス、無程雪降出シ、終日降続、式三寸積ル、晚方雪晴レ、夜月、

此節正金引替、老歩二付五匁迄、切賃相出し引替也、  
右二付、大町通之商人株柄之者、大騒動也、老歩手形  
札拾匁二下落と申唱候、此末何程下落候か不知、天明  
年中札同様と云、

御町奉行物書

中井新三郎殿 岩井作兵衛殿 高橋新蔵

一、旧冬中被仰渡候趣、御城下正金銀払底二付、  
他国仕入成兼、諸人及迷惑候由、仍而他国仕入金、  
実高引替候様、右為補、来亥ノ年より三ヶ年、老万  
五千石ツ、為登米御「免」被成下候段、検断引添  
被仰渡候、容易ニ御請不仕、為替組一統ニ被仰付候  
様相違、追々為替組も被仰付候、重而中井新三郎・  
岩井作兵衛ニ、絹糸紅花問屋被仰渡、右ニ而御請致  
候様之御吟味相見得候、仍而被仰付候人数并高橋新  
蔵、一同江戸表へ罷登り、十二月中四千両銘目金借  
出し、江戸表へ備置、此方より仕入金手形指出し候  
所ニ而、右高江戸表ニ而相渡候由、右請払所、大町

長井屋源兵衛方会所ニ罷成申候、正月十一日、同廿  
日、二月朔日、同十日、千両ツ、四ヶ度へ先以切替  
之由也、老切廿四文ツ、ニ而引替之由也、其後之事、  
当時相知不申、尤為替組等一切ニ切替不相成候由、  
別而世間之通用ニ成候事、不相見得候事、当時罷登  
候人数も不相下候、吟味中之由也、

正月下旬相場

一、御蔵米 老俵四切半余、  
一、町米 老切二付老斗老升、出米不出ニ而、至而不  
足、  
一、白米 老升百七拾六文、  
一、正金銀老歩二付式匁六分、切賃老割八分也、望人  
多、取替人不足也、  
一、都而町々売物式割ツ、切賃分高直也、  
但、正金銀ニ而買候得者、式割ツ、下直也、  
一、大豆 老斗七升老切之相場、如旧冬之也、小豆同  
断、  
一、惣而紙類如旧冬之高直、初漉返紙老切ニ廿四五帖

## 天保凶歳日記 五

天保十年〜十五年  
(一八三九〜四四)

(表紙)

## 天保十年

正月朔日雨降続、道路大ニあしく、暖気二成、世間雪氷リ一円なし、終日雨降、夜同断、雨降、二日朝雨晴、大ニ曇、天気二成、春暖気、夜星、三日朝天気よし、道路よし、西風少々吹出シ、寒気二成、夜星、四日朝寒気二成、大ニ氷ル、夜星、五日朝大ニ曇リ、ちら〜雪降、如寒中之、八ツ時後天気よし、夜星、六日朝雲、如寒中、硯水氷ル、天気よし、夜曇、七日朝曇、ちら〜雪降、天気よし、夜星、八日天気よし、晩雨もよふ、夜星、九日曇リ、ちら〜雪降、夜星、夜半

後雪少々降、十日朝天気よし、西風つよく吹出ス、晩方静、夜星、曇リ、十一日朝大ニ曇ル、寒し、ちら〜雪降、夜暮後より雪細く降出シ、終夜降、壹尺余積ル、大雪也、十二日朝雪晴レ、曇ル、夜星、曇ル、十三日朝雪降ル、晩方天気能、夜月能よし、十四日朝晴、天気好、厳寒也、硯水氷ル、夜星、月よし、十五日朝曇リ、昼中天気よし、夜月、雲、十六日朝天気能、西風強、夜星、月好、追々曇リ、ちら〜雪降、十七日朝厳寒、ちら〜雪降続、昼中天気能、夜月、十八日天気能、暖気二成、夜曇リ、十九日天気よし、暖気二成、夜月よし、廿日朝寒シ、天気能、夜曇リ、雨降、暁晴、廿一日朝暖気弥増天気よし、夜月、〔風吹〕、廿二日寒気二成、曇リ、夜星、廿四日朝暖気、〔西風強シ〕、天気能、夜星、廿五日俄ニ寒気二成、朝曇ル、南風吹入、夜大ニ曇リ、廿六日朝同断、大ニ曇ル、夜同断、廿七日暁頃地震、夫より暖気、変而寒気二成、大ニ曇ル、夜同断、廿九日朝寒気、曇リ、ちら〜雪降、晩方天気よし、夜星、曇リ、廿九日朝硯水氷ル、厳寒也、天気能、夜星、夜半後地震、

寒ニ成ル、晩方曇リ、暮方より雨降出ス、昨日迄之嚴寒ニ引替、不都合之暖氣、驚人候事ニ候、夜半後雨晴レ、十九日朝大ニ曇リ、もや立、霞立、春色之有様、氣味あしき事ニ候、硯水を始、手桶水一円不氷、折々大風吹出ス、晩方ちらく雪降、寒シ、夜星、廿日天氣よし、春暖ニ成、硯水不氷、夜星、廿一日天氣よし、同断、夜星、廿二日朝曇リ、ちらく雪降、無程止、天氣能、夜星、暖氣、廿三日朝曇リ、天氣能、夜星、廿四日嚴寒、硯水氷ル、曇ル、天氣能、夜星、廿四日天氣能、嚴寒ニ成、夜星、廿五日朝硯水氷ル、天氣能、折々曇リ、夜同断、廿八日暮方より雨降出ス、少雨降続、廿八日朝大ニ曇リ、雨少々降続、暖□、夜曇リ、廿九日同断、天氣能、晩方曇リ、暮後雨降出ス、大雨ニ成、晦日朝同断、終日降続、道路大ニ悪し、夜同断、雨降、暖氣、春雨如二月之、

十二月相場

- 一、御蔵米 壹俵金四切式朱位、
- 一、町米 壹切ニ付壹斗式升ニ被仰付、其以来出米□之、

尤御城下近在五郡へ、御買米初而被仰付ニ付、猶更米不足ニ成、先達而中壹切ニ壹斗壹升之節より、右之定ニ成、搗屋「ツ、分、郡買之由也、

一、糯米 壹切ニ付此頃より壹斗壹升ニ成、大ニ不足也、

一、清酒 他国酒之積リニ而、五升壹切位之割也、

一、小豆 壹升百「拾文位、

一、大豆 壹切ニ付壹斗七升、不足、

「(裏表紙)

、其同断、

一、同 式百俵已上より三百俵下迄 正米六拾俵ツ、  
其余金代渡リ、

一、同 三百俵已上より五百俵下迄 正米八拾俵ツ、  
其余同断、

一、同 五百俵已上より正米百俵ツ、其余金代渡リ、  
右、何レも持来御扶持方并御蔵米有之輩江ハ、右持  
来之渡高取合、正米渡リ致之義、一統へ不同無之様、  
渡リ方可申候、

一、御神領御仏供料皆渡リニ而、三ヶ壺正米、三ヶ式  
金代渡リ、

一、御切米石三ヶ一渡リニ而、三ヶ壺正米、三ヶ式金  
代渡リ、御扶持方等指添之輩へハ、渡リ高取合、分  
高二応、金穀御積渡リ、

一、御合力扶持、六分壺ノ御割合ニ而、三ヶ壺正米、  
三ヶ二金代渡リ、

一、在々直渡リ、御扶持方一宇金代渡リ、  
以上、

十二月朔日朝曇リ、硯水不氷、天氣よし、昼中雨模様、

八ツ時後雨雪交リ降、晚方方雪降、夜同断、雪降、五  
六寸程積ル、夜半前雪晴レ、星夜、二日朝天氣よし、

硯水氷ル、昼中暖氣、雪大ニ解ル、夜星、曇リ、三日  
朝硯水不氷、天氣よし、夜星、又ハ曇ル、四日朝硯水

大二氷ル、天氣よし、西風少々吹出ス、夜星、大寒之  
セいか、嚴寒ニ成ル、五日朝誠ニ嚴寒、天氣能、晚方

暖氣、夜星、六日天氣よし、嚴寒、七日八日九日天氣  
よし、嚴寒、夜同断、星、九日もや、不氣候と云、十

日朝嚴寒、曇リ、昼中ちらく雪降出ス、晚方弥増雪  
降、夜同断降続、夜半後晴レ、一寸計積、十一日朝曇

リ、ちらく雪降、昼中天氣能、夜星、十二日天氣よ  
し、少曇、夜月、十三日朝天氣よし、昼中雪降出、晚

方晴レ、雪積、一寸二不滿、夜星、十四日朝天氣よし、  
此間嚴寒、覺無之、飯次之内ニ而、めし氷ル也、夜星、

十五日朝天氣能、一昨日頃より町米壺切壺斗式升二下  
ル、夜星、追々曇ル、十六日朝雪降出ス、嚴寒也、終

日ちらく雪降続、夜同断、十七日朝同断、夜同断、  
乍去雪積不覺、式寸計、十八日朝天氣能、嚴寒、急緩

二成ル、西風大二吹出ス、終日同断、嚴寒也、夜星、西風寒シ、廿五日朝西風、嚴寒、天氣能、西風弥口大風二而、老番丁石森喜左衛門所火元二而、御宮町類焼、痛入候事二候、夜星、西大風不止、廿六日朝暖氣二成、硯水不氷、昼中西風つよし、天氣よし、夜星、廿八日朝曇リ、硯水不氷、終日同断、夜星、又曇リ、廿九日朝大二曇リ、硯水不氷、暖氣二成、晚方雨雪交リ降、夜同断、四ツ時頃晴レ、大二曇ル、

此度御扶持方玄米渡御割合

御扶持方

実渡リ

一、式拾五俵迄皆渡リ

一、実渡リ十五俵已上より六拾九俵迄ハ正渡リ御積リ

渡リ、

一、実渡リ七拾俵已上ハ、正米六拾俵迄を限り、其余

金代渡リ、

但、右之内実渡式百三拾九俵渡リニ限り、正米八

拾俵ツ、余金代渡リ、

御蔵米

一、実渡リ廿五俵已下 皆渡

一、実渡廿五俵以上四拾九俵迄 正米廿五俵ツ、其

余金代渡リ、

一、実渡リ五拾俵已上より九拾九俵迄 半穀半金代渡

リ、

一、実渡リ百俵以上より式百俵下迄 正米五拾俵ツ、

余金代渡リ、

御役料之渡リ

一、実渡リ廿五俵以下 皆渡リ

一、実渡リ廿五俵以上より五拾俵迄ハ、正米廿五俵ツ

、其余金代渡リ、

一、実渡リ五拾俵已上より百俵下迄 正米三拾俵ツ、

其余金代渡リ、

一、同 百俵已上より百五拾俵下迄 正米四拾俵ツ、

其余金代渡リ、

一、同 百五拾俵已上より式百俵下迄 正米五拾俵ツ

暖氣、西風強吹出ス、雨模様、暖氣二成、少々雨降、  
 夜星、西風吹、つよし、二日朝天気よし、寒氣二成、  
 夜星、三日朝嚴寒也、天氣能、昼中暖氣、雨降、終日  
 同断、夜星、無程雨二候、五日朝雨より雪二成、ちら  
 く降、昼中大風甚々敷、夜風止、星、五日朝天気よ  
 し、嚴寒ニ而硯水氷ル、昼中雨降、夜星、曇リ、六日  
 朝霜如雪之、昼中嚴寒天氣よし、夜星、折々曇ル、  
 六日冬至也、朝曇リ、天氣よし、曇リ、晩方もや少々  
 立、夜星、或ハ曇リ、雨降、大ニ暖氣成、七日朝雨晴  
 レ、雲多し、大ニ暖氣二成、足袋不用と、よる敷冬至、  
 後刻如此不氣候二候、天氣よし、□方大風、暖氣、夜  
 星、同断暖氣、■八日朝曇リ、少々寒氣二成、昼後ち  
 らく雪少々降、曇ル、夜星、曇リ、ちらく雪少々  
 降、嚴寒ニ成ル、九日朝嚴寒、ちらく雪少々降ル、  
 硯水大ニ氷ル、終日同断、夜五つ時頃地震、星、月、  
 夜半頃大風吹出ス、地震ゆへか、少々寒氣ゆるみ、十  
 日朝嚴寒ニハ無之、寒氣成、風少々、天氣よし、夜月、  
 十一日朝寒氣ゆるし、天氣よし、世間氷なし、暖氣也、  
 夜月よし、雲、十二日朝かすみ立、至あしき氣候なり、  
 暖氣成、天氣よし、夜曇リ、月よし、雨少々降、十三  
 日朝天気よし、暖氣、西風吹出シ、ちらく雪少々降、  
 昼中天氣よし、夜月よし、西風大ニ吹、十四日朝天気  
 よし、風あり、暖氣、夜月、風あり、十五日朝霜如雪  
 之、よふく嚴寒ニ成、硯水氷ル、天氣能、昼中曇リ、  
 暖氣二成、夜月、雲、暖氣二成、十六日朝又々暖氣ニ  
 而、不氷、天氣曇リ、世間無氷リ、夜同断、曇リ、十  
 七日朝暖氣、足袋不用、曇リ、晩方雨降、夜同断、大  
 ニ暖氣、雨少々降出ス、夜半後西風大ニ吹出ス、十八  
 日朝少々寒ニ向、西風つよし、天氣二成、晩方西風少  
 々、夜曇リ、或ハ星、十九日朝霜、甚寒ニ成、硯水氷  
 ル、天氣能、暖氣成、夜月よし、寒シ、廿日朝霜、硯  
 水氷ル、天氣能、夜月、嚴寒成、廿一日朝霜、嚴寒ニ  
 成、天氣よし、九ツ時寒入なり、夜月よし、廿二日朝  
 霜、天氣よし、硯水氷ル、嚴寒也、小川ニ薄氷リ張ル、  
 ちらく雪少々降ル、西風吹出ス、夜星、夜半頃より  
 ちらく雪降、一寸計也、廿三日朝天気よし、誠ニ嚴  
 寒ニ成、昼中大風吹出ス、夜星、四ツ頃より曇リ、ち  
 らく雪降出ス、暁雲晴レ、廿四日朝天気よし、嚴寒

一、町米老切ニ老斗老升

一、餅米白米ニ而老切ニ九升位迄ニ相成□不同有、

十一日朝時雨降雪降ル、無程雪晴レ、曇リ、昼天氣ニ成、西大風吹出ス、夜月、雲、十二日朝大ニ曇リ、昼中西風吹、時雨、夜曇リ、時雨降、十三日朝曇リ、至

極氷リ候、五ツ時頃より終日雪降、晚方西風、夜曇リ、

十四日朝天氣よし、大霜也、小春也、夜曇リ、月、十

五日朝天氣よし、昼中時雨降、夜曇リ、星、十六日朝霜、天氣よし、昼中俄ニ雪降、晚方晴レ、寒氣つよく、

氷ル、夜雪ちらく降、星、十八日朝大ニ寒シ、嚴寒

ニ成、天氣よし、硯水初而氷ル、昼中暖氣ニ成、雨降

ル、夜同断、雨降ル、追々大風ニ成、十九日朝雲、天

氣よし、暖氣之方也、夜星、又大ニ曇リ、

### 御触

御家中御知行之輩之内、当水旱損皆無有之、皆無取合八分三リ三毛以上、并青立老扁ニ而も、右高已上引方之分ハ、当年限リ水旱損同様、御用捨高ニ被成下候条、

当月中ニ御村改相請、右証状指添御用捨願、来月中御

勘定所へ可相出候、雖然と、引方ニより御合力金被下候分、并五分老之積被下候金之義共、此時節難被及候

ニ付、右ハ去年之通り不被下候、

右之通、各其心得、同役支配中へも、無落可被相触候、以上、

十月朔日 監物 木工 縫殿 帶刀 豊前

廿日朝雪降出ス、無程止、追々時雨降、折々晴、夜同

断、時雨続、廿一日朝時雨、追々晴天、夜曇ル、大風

ニ成、夜半風止、廿二日朝晴天ニ成、夜星、寒氣ニ成、

廿三日朝霜如雪之、大ニ寒、天氣よし、夜星、廿四日

霜、天氣よし、夜星、廿五日朝霜如雪、天氣能<sup>カ</sup>し、

夜大曇リ、夜半頃雨降、海鳴、暁より雪ニ成ル、廿六

日朝ミそれ雪降、昼頃時雨ニ成、夜大ニ曇リ、雨少々

降、海鳴渡リ、廿七日朝大ニ曇リ、終日同断、夜星、

廿八日朝大霜如雪之、嚴寒なり、天氣好、夜星、廿九

日霜、天氣能、夜星、晦日朝大霜、硯水氷ル、天氣能、

嚴寒也、昼後暖氣、夜星、或曇リ、十一月朔日朝曇リ、

「 「 「

十月相場

- 一、御蔵米 尅俵御上相場三切半ニ而、相對売買五切、
- 一、町米新 尅切ニ尅斗より尅斗貳升迄、
- 一、同 古 尅切ニ七升五合より八升迄、不足、
- 一、新白米 尅升百九拾文
- 一、大豆 (ナシママ)
- 一、小豆 尅升百三拾文より百五拾文位迄、
- 一、大麦 売買なし、
- 一、小麦 (ナシママ)
- 一、木綿類高し、花印之千草尅反四匁五分位、
- 一、富印之千草染出しなし、
- 一、〔糸〕 綿尅切ニ貳百目、右ニ付木綿打返し流行、夜着布団之古綿よろ敷所取出し、真綿ニ為打□
- 一、棧留嶋木綿 尅反貳十匁より已上、下品之古□稀成引揚と云、
- 一、手拭尅反拾三四匁也、
- 一、大根尅本六文より八文位迄、当年ハ作当り也、去

年之大根より尅本ニ而尅本半位太サ也、

一、餅米尅切貳白米七升也、

一、酒 最上酒鑄錢方へ參り候品

尅切ニ尅切ニ三升五合より四升迄

地酒 隠し新酒五升位

一、町々商人、他国仕入金ニ而致シ、御国中手形札ニ而売候ニ付、再仕入相成兼、木綿太物を始、古手商売之者仕入口休候ニ付、大町通右之品物なし、直段不都合ニ高直也、菓種、小間物同断也、手形札正金ニ引替賃、尅切ニ八拾文より百文位迄ニ付、右切賃品物へ割懸、高直ニ売方候故、御領分中買人迷惑、絶言語事也、

一、手形札と正金、去年迄ハ同様ニ通用致候処、當時ニ成候へハ、手形札百兩と正金七十兩八十兩位之行違通用也、此上手形計リ御遣申出シ、正金無之候間、弥増手形相場下落可致、左候ハ、不通用可相至、歎ケ敷事ニ候、

一、十月十日已後より、米少々安直ニ相成候、御蔵米尅俵貳切貳朱程、

し、追々曇り、十四日朝大ニ曇り、夜同断曇り、時雨折々、十五日朝曇り、時雨折々、夜同断、十六日大ニ曇り、時雨同断、折々降、夜同断、当年ハ此節不天氣、近年覺無之事ニ候、十七日朝大ニ曇り、天氣模様、夜大ニ曇り、月頭候、十八日朝寒シ、大ニ曇り、海鳴、曇り勝之せい、剛霜不降年也、寒氣つよく、綿入老

時雨降、廿八日朝同断ニ而曇り、時雨降、夜同断、時雨降、廿九日朝大ニ曇り、初雪降出シ、八ツ時後迄降続、九月中十月節也雪降候事、近年ニ覺無之候、晩方雪晴レ、天氣ニ成、夜星、大ニ寒シ、卅日朝大霜如雪之、氷大ニはり、雲多し、急ニ寒氣ニ成、昼中時雨多し、夜同断、

つニ而ハ昨今暮しかたし、初而之大霜ニ而、屋根白く見得、井戸はた小桶へ水入置候氷初而はり、終日寒氣、曇り、夜同断曇り、十九日朝霜如雪之、初而之大霜也、天氣よし、大ニ寒シ、夜月よし、廿日朝霜、天氣よし、晴天なり、晩方曇り、時雨降、夜曇り、星、廿一日朝曇り、終日同断、夜同断、廿二日朝もや立、きり降、追々天氣ニ成、夜曇り、廿三日朝天氣、風大ニ吹、晩方曇り、夜曇り、廿四日曇り、追々天氣よし、晩方曇り、夜大ニ曇り、夜半頃より雨降出シ、廿五日朝雨降続、昼後雨晴レ、晩方天氣ニ成、夜曇り、或ハ星、廿六日朝大ニ曇り、昼中天氣ニ成、夜星、夜半後暴風甚々敷、折々吹出ス、廿七日朝雲、西風つよし、昼中風止ミ、大ニ寒シ、時雨折々降、曇り勝ニ成、夜同断、

十月朔日天氣よし、雲多し、夜星、曇り、二日朝大霜、天氣よし、至而寒氣つよし、綿入式ツ着用也、夜星、雲、三日朝大霜如雪也、大ニ寒シ、天氣よし、夜星、或曇り、四日朝霜、曇り、西風吹出ス、天氣ニ成、夜星、曇り、五日朝大霜如雪之、天氣能、西風少々、夜曇り、六日朝雲、昼中天氣よし、夜大ニ曇り、七日朝曇り、雨降出ス、晩方時雨、夜大ニ曇り、西風ニ成、つよし、八日朝時雨降、西風吹出ス、昼中時雨夥し、夜雲、星、九日朝霜如雪之、雲、天氣能、晩方大ニ曇り、夜星、月よし、十日天氣よし、**晩方大ニ曇り、夜月、夜半後大ニ曇り**、昼中より曇り、晩方大風吹出シ、夜同断、大口□星、夜半頃より曇り、暖氣、雨降出ス、

相成可申覚悟二而、右之高直之米、世人喰居候得共、余リ之高直二候間、永々ハ引続可申間敷、誠ニ恐敷年柄ニ御座候、山根付之村々、去々年凶年より甚敷実入無之、凶年之所数ヶ所相聞得申候、何様ニ取都リ候年ニ候哉、不案心之事ニ候、御郡奉行惣毛之後ニ外、決着ハ付申間敷候、終日雨降続、「嵐模様」夜同断、雨降続、四ツ時頃より雨晴レ、大ニ曇リ、或ハ星ミ得ル、廿六日朝晴天ニ成ル、四ツ時頃より大ニ曇ル、終日同断、夜曇リ、廿七日朝少々霜、天気よし、曇リ、七ツ時頃少々地震ス、此日暖気也、乍去綿入着也、夜曇リ、「星ミヘル」新米不天氣ニ而、市中不出申、在々より出米不足ニ而、御城下直段御蔵米壹俵六切位、小売壹升貳百三拾文位也、新小麦壹升百貳三十文、大豆壹升百五拾文位也、盜賊流行、右様ニ高直之米ニ而、町々小前騒キ立不申、尤糧も喰不申、不訛油断之人氣ニ御座候、町々諸士共ニ、粥ハ喰候所御座候、夫も一日ニ壹ヶ度位也、世間新流民甚多し、帯刀之流民も相見得申、可恐々々、

廿八日朝水霜、「出入司ニ男澤権太夫、笠原一学被仰付候、佐伯三左衛門御郡奉行、玉虫勇藏御町奉行」、寒シ、雲多し、天気よし、晚方大ニ曇リ、夜曇リ、星、八ツ時頃地震、廿九日朝曇リ、天氣能、昼中曇リ、夜同断、雨少々降、曇リ、

九月朔日朝大ニ曇リ、雨模様也、折々雨降、夜同断、雨降、二日朝雨少々降、終日雨降、夜同断、暁晴、三日朝大ニ曇リ、終日断（同脱カ）、夜雨降、四日朝大ニ曇リ、終日同断、夜曇リ、五ツ時頃西風大風吹出ス、終夜吹、五日朝大風吹続、天気よし、折々西風大ニつよく吹、夜星、六日朝天氣よし、雲多し、時雨模様、夜星、七日朝水霜、天氣能、夜曇リ、八日朝大ニ曇リ、嶋浜至而不漁なり、昼中雨降、折々晴レ、夜雨降ル、九日朝大雨降続、昼中雨晴レ、晚方天氣ニ成、夜星、追々曇リ、十日朝大ニ曇リ、夜雨つよし、十一日朝雨晴レ、大ニ曇リ、終日同断、晚方雨、夜同断雨降、無程晴曇リ、十二日朝天氣ニ成、晴天誠ニよし、晚方曇リ、夜同断、大ニ曇リ、十三日朝曇リ、時雨少々降、夜月よ

天氣よし、晩方曇り、夜同断、

此日、尼寺向荒井迄田地見致候処、三ヶ二可也実入ニ相成候、其内五分実入、三分実入と申ニ而、十分之実入ニ無御座候、右ノ内下穂よふく、白水入と相見得候、三ヶ壺ハ青立皆無、其内ニも壺穂ニ四五粒位白水入之分も相見得、至而稲草若く御座候、霜まへ参リ不申候ハ、半作ニ御座候容子ニ御座候、天保四年よりハ、少々もよく可有之哉、扱気味不宜事候、又々近日此所田地見可申、八月廿二日再見致候処、実入ニ相成候分ハ、最初見候通りニ而、実入なく其内ニ壺穂ニ四ツ五粒位実入相成候分も相見得、白水ニ而実入之分も有之、用立不申容子也、

十日朝大ニ曇リ、昼中雨降出シ、夜同断雨降、十一日朝同断雨降、四ツ時晴レ、昼九ツ時頃より又々雨降出シ、八ツ時後晴レ、天氣ニ成、暖氣ニ成、夜月、雲よし、十二日朝晴天ニ而天氣能、終日同断、夜星能、十三日朝晴天ニ而天氣能、西風つよし、(昼中袷着、晩

方綿入着)、夜月よし、十四日朝晴天ニ而天氣よし、暖氣、袷着用、晩方曇リ、夜同断、雨降出シ、十五日朝雨晴レ、曇リ、綿入着、昼中晴天ニ成、暖氣ニ成、無雲、天氣大ニ好、夜月大ニ好、無雲、十六日朝袷着、天氣、晴天無雲能、晩方曇リ、夜大ニ曇リ、雨降出シ、十七日朝雨降続、袷着、昼中雨晴、晩方天氣ニ成、夜曇リ、十八日同断、寒冷ニ成、綿入着、袷ニ而ハ暮シ兼申候、終日曇リ、夜同断、雨降出シ、十九日朝迄雨降続、綿入着ニ成、終日同断、夜ニ成雨晴レ、大ニ曇リ、廿日朝雲、天氣模様ニ成ル、新米所々出ル、壺切ニ九升位ニ御座候、昼中天氣よし、夜曇リ、廿一日朝大ニ曇リ、地震ス、弥増曇リ、晩方雨降出ス、夜同断、雨降続、夜半後晴レ、廿二日朝雲、天氣模様ニ成、寒シ、綿入着、手先凍ゆ、昼中天氣よし、晴天也、晩方寒冷也、夜星、廿三日朝天氣よし、晩方曇リ、海鳴渡リ、夜雨降、廿四日朝雨降続、海鳴渡ル、終日同断、夜同断、雨降続、海鳴ル、廿五日朝雨降続、御城下米売買、六升より七升五合壺切ニ通用、在々も不残壺切ニ六升位より八升位迄也、新穀出盛ニ候ハ、下直ニ

成、秋冷氣、綿入着、又ハ裕着也、日々当作悪敷事ニ、  
世間風聞騒し、大底天保四巳之年位ニ成間敷と申唱候、  
三分四分ニ成候得者よろ敷、在々御城下共ニ申唱候、  
扨心支之事情、昼中天氣よし、綿入着、裕着也、夜曇  
リ、四日朝曇リ、昼中同断、寒シ、晩方出候雲ニ而雨  
降、夜同断、雨降続、曉迄雨晴、五日朝雲多し、天氣  
ニ成、四ツ時頃より等西風甚敷吹出シ、右ハ誠ニ稻作  
之障リ之ものニ御座候、是切ニ而実入も無之、困り入  
候事ニ御座候、終日西風不止、晩方風止、夜曇リ、雨  
降出シ、雲ニ而無程雨晴レ、

#### 八月相場

一、御蔵米 壹俵売買六切式朱位迄  
其内五切式朱より六切式三百文多し、  
一、越後米町々江御払、壹切ニ壹斗壹升、他人へ為売、  
一、市中売買白米 壹升式百文、或ハ式百五十六拾文  
迄、

一、大豆 壹升 (ナシママ)

一、小豆 壹升百七拾文

一、酒 壹升四百文より五百文位迄、他国酒也、不足  
物、

一、茄子十二而八九文より式拾文位迄、日々高直ニ成、  
一、木瓜一円なし、

一、青大豆壹把式拾四五文より三十文位迄、

一、たはこ常年三倍増高し、東山たはこ壹切ニ三十四

五本迄、

一、錢壹切ニ壹貫五百三十文、

一、宮城野鈴虫一円不生、天保七年も同断也、

公義御献上同断ニ而、御献上なし、

六日朝寒シ、綿入着出し、雲多し、天氣なり、昼中西  
風吹出ス、夜雲多し、寒シ、七日朝同断、朝雲多し、  
拾并羽織ニ而も着致不申候得者、寒く相成申候、今七  
日 御巡見衆 御城下江御泊リ也、右ニ付、昨日よ  
り肴町ニ而肴御買上ニ罷成、市中売買誠ニ不足也、

昼中天氣能、夜星よし、八日朝雲、天氣能、夜星よし、  
曉頃より曇リ、九日朝もや立、きり降、四ツ時頃より

候処、大底立出穂ニ而、花かけ最中也、夫ニ今市辺見物之処、少々出穂近ニ候、利府辺も同断、出穂進ミ、至極苗元多ニ而、丈ケも致、其内実法候分、所「一」見得、可也見詰も相立候容子也、沢々ハ出穂後レ候哉も相ミ得候、此所五六日暑氣ヲ折候事ニ相聞得候、夜猶又東南風吹入、雨降出ス、終夜不止、廿一朝同断、雨降続、終日不止、晩方雨晴レ、雲西北ニ行、大ニ曇リ、夜折々星見得、夜半後大ニ曇リ、廿二日朝寒シ、大ニ曇リ、五ツ時前地震ス、霧降ル、昼中大ニ曇リ、夜同断、廿三日朝同断、五ツ頃雨降出ス、終日降続、夜同断、折々晴、廿四日朝雨降続、単物ニ而、又ハ裕着、焼米売数人参り候、此節模様ニ而も、凶歳ニハなり申間敷見詰也、無程雨晴レ、大ニ曇リ、七ツ時頃天気模様ニ成、日光を拝、静なる二百廿日なりと云、夜大ニ曇リ、廿五日朝曇リ、五ツ頃より天気模様ニ成、晴天ニ成、雲多し、水雲しきりニ立、夜曇リ、少々星見得候、廿六日朝晴天ニ而天気よし、御近在此節花かけ最中也、所々より花納も少々有之由也、朝夕冷氣、単物ニ而寒く相成候、昼中東南風吹入、寒シ、入雲甚し、晩方曇リ、薄暑ニ成口間、稲実入之所、遂吟味候処、速ク植候分実入無心元、粃花懸候得共、口をくひ不申、花納り兼候様子ニ有之、尤彼岸近ニ成候間、右稻之分実入ニ不相成候得者、四分ニも仕揚兼候事ニ而、誠不案心之年柄ニ御座候、夜曇リ、裕着也、廿七日朝大ニ曇リ、大底世間壺切米壺斗壺升通用ニ相成居候、其外八百屋もの諸式高直也、昼中曇天、蒸暑也、八ツ時後雷鳴、西ノ方より上天辺四五声有、式三声巖敷候、雨つよし、夫より晩方大ニ曇リ、さらく雨ニ成、夜同断雨降ル、廿八日朝雨降続、終日霧雨降続、夜同断、廿九日朝降続、綿入着、又裕着、越後米壺切ニ壺斗壺升ニ而、町々相続也、終日雨降続、折節霧雨ニ成、夜同断、雨降続、海鳴渡、晦日朝雨降続、折々東南風吹入、雨止ミ、大ニ曇ル、八ツ時後日光拝ス、晩方大ニ曇リ、夜同断曇リ、星少々ミ得ル也、八月朔日朝大ニ曇リ、折日光拝ス、南東風ニ廻ル、大ニ曇リ、夜同断、二日朝晴天ニ成、天气能、彼岸なり、御国中不実入稻、三ヶ式有之見当也、昼中単物着、暑ニ成、晩方曇リ、夜弥増曇リ、三日朝雲近し、天気ニ

へ行、昼中厳暑成、帷子着、単物着、七ツ時頃雨降、虹張ル、無程雨晴レ、曇リ、此日御国中出穂過半可成と云、右を以、中・晩稻、筒口迄稲先出シ居候得共、冷氣不天氣ニ而出穂ニ成兼居候間、五分出穂と云、尤十日より今日迄、大法之御祈祷 一ノ宮ニ而百両、龍宝寺・定禅寺・千手院三ヶ寺ニ而五十両ツ、御入料下リ、快晴御祈祷被成候由ニ候、夜雲多し、如昼中厳暑也、大ニ曇リ、十三日朝同断、曇、単物着、昼中厳暑也、帷子も着、御分領中出穂「 天氣と云、出穂半分ニ而も何キ花懸リ居候由也、暮方雨降、無程晴レ、大ニ曇リ、月不見得、十四日二百十日也、朝雨少々降ル、西風吹、無程止、曇リ、雲東へ行、風少し有、昼中天氣能、雲多し、静也、誠ニ結構之式百十日と、人々申唱、安心と向詠ニ御座候、相庭出穂払と云、近頃ニ覺無之静謐也、夜雲同十五日朝晴天、よふく晴「 様無之晴天と云、朝冷氣ニ成、人々安心を唱候、昼中天氣よし、雲多し、東へ行、単物着、帷子着、夜月、雲多し、十六日朝天氣能、厳暑之増様成、山田土佐守筆頭、社人惣躰自分入料を以祈祷 神靈御告、あしたより晴天之段相達置候由、其日より快霽ニ成ルと云、天明之度ハ、右御執行之御祈祷相応シ候ニ付、老貫文御加増被下候由、其法術を祈候由也、此度ハ如何様被成下候哉、昼中厳暑、晴天、雲多し、「在々焼米売リ参リ候」、夜同断□夜半頃より曇リ、雲東へ行、急雨強降出シ、暁七ツ時前晴レ、雲多し、十七日朝日光を拝、五ツ時頃曇リ候者、雲東へ行、暑氣あり、単物着、或ハ帷子着、昼中「天氣ニ成、又」大ニ曇リ、晩方もや立候、南風少々吹入、夜同断、大ニ曇リ、十八日朝大ニ曇リ、袷着、又ハ単物着、昼中天氣よし、厳暑、帷子も着用也、此日白露、八月節也、冷風折々吹、身ニしむ、八ツ時後西方ニ而雷鳴五六声、静ニ有、入雲ニ成、晩方大ニ曇リ、霧降ル、夜雨降、晴レ、大ニ曇ル、直ニもや立、大ニ曇リ、十九日朝曇リ、大ニ曇リ、もや立、此節ニ而も、御領内中出穂出揃ニならぬ也、至極大切之時節也、昼中天氣能、晩方曇リ、夜月、追々曇リ、廿日朝同断、大ニ曇リ、単物着、暑氣有、四ツ時頃より東南風吹入甚敷、霧少々、折々降、晩方迄吹入、此日小田原辺田地見致

小毎之者知人之所へ無心、半切壺切ツ、為取替、聞立候得共、根元不足之正金ゆへ、取替呉候者無之、至極難義之世間ニ相成候、痛入候事ニ御座候、

夜同断雨降続、無晴間、晦日朝雨降続、海鳴渡り、昼中雨少々晴レ、折々雨降、晚方晴、大二曇リ、夜同断、大二曇リ、少々□見得、又曇リ、

七月朔日朝晴天ニ成ル、雲東へ行、人々大二悦、

屋形様三日斎戒被遊候ニ而、一ノ宮へ御参詣被成候事、晴天ニ成候ニ付、人々人氣能、少々米も店ニ而出ス、

白米壺斗百七拾文ニ出ル、単物着、又ハ折ニハ帷子着候者も有之、折々曇リ、夜大二曇リ、二日朝大二曇リ、

単物又ハ裕着、又々雨降りと、人々大二氣支候、晚方大二曇リ、□東南風吹入、此日小田原辺田地見致候処、

稲□至而若し、本はらみ致候田も無之、半月以上も後レ候容子也、御町へ芝居始而興行、至而見物人不足之

由也、今日桃生郡より田作之模様申来候処、早く植候所ハ、晚稲子ニ而も本はらみ由也、夜同断、大二曇リ、

三日朝霧雨降出ス、終日同断、折々晴も曇リ、夜同断、

四日朝雨天続、折々雨晴、晚方急雨強降ル、朝より雲東へ行、模様大二よし、夜星、雲、夜半後又□曇リ、雨降出ス、五日朝雨降、終日同断、夜雨降続、同断、

裕着、又ハ綿入着、六日朝雨降続、御蔵米壺俵五切位之通用ニ而不足、小豆ハ壺升百七八十文位、大豆壺升百文余ニ相成、至而不足也、終日同断、夜同断降続、

七日朝同断、旁降続、右不氣候ニ付、世間「一」与不申、大困リ、御蔵米壺俵五切余、町々相對に白米売

買、白米壺升式百三拾文位由、御払米者人頭ニ而被払下候ニ付、不足之分買候分、高直ニ而買候由、込入り

候事ニ候、折々雨晴、夜同断、夜半後より星見得申候、雲東へ行、八日朝天気よし、雲なし、朝之内冷氣なり、

昼中天气よし、単物着、星催ス、夜星、夜半より曇リ、九日晝より雨降出ス、寒シ、終日同断、暮方雷鳴式声、

静ニ有、雨晴レ、大二曇リ、冷氣ニ成、夜星、或ハ曇リ、十日朝大二曇リ、寒シ、綿入着、米相場世上引揚、

七八升切ニ成、折々雨降、夜同断、雨続也、十一日朝大二曇リ、寒シ、「入雲」也、終日同断、夜曇リ、

十二日朝雲多して天気模様、少し日光を拝「一」東

外参り不申間敷□論罷有候人多し、夜曇り、廿二日朝  
 寒シ、袷着、昼中天气能、単物着、袷着、天气能、冷  
 氣ハ誠ニ凶年と云、乍去、半作ニハ参り可申斗相唱申  
 候、晩方綿入着、人々不熟之作ニ落着、大ニ患憂なり、  
 夜曇り、同断、蚊も不足、蟬も一円不鳴、廿三日朝大  
 ニ曇り、袷着、或ハ綿入着、昼後少霧降ル、夜同断、  
 廿四日同断、冷氣なり、鈍天なり、終日同断、夜同断、  
 霧降、廿五日朝雨降、袷着、如斯ニ不氣候ニ付、世間  
 粥之賄相用候所も有之候、出穀不足、舟ニ乗り候相場  
 ニ而、何様ニ天气相成候哉、取揚次第万民生続候見詰  
 ニ而、恐入候事ニ候、昼中折々雨、晴レ、夜大ニ曇り、  
 廿六日朝大ニ曇り、昼中雨降、終日同断、夜雨降続、  
 廿七日朝雨降続、此節茄子不成長、日々不足、先達而  
 中より高直ニ而、拾ツニ而廿文程、木瓜ハ十五日前沢  
 山ニ相出候処、此頃之雨天ニ而、蔦揚り、弥増不足、  
 高直ニ而、尅本四五文也、至而ちさし、五月迄之氣候  
 と□□、此節之氣候不宜訳か、諸菜夷入不申、誠ニ頼  
 不少之事、「」終日雨、夜同断雨降続、右様不氣  
 候ニ而 屋形様至極御心痛被 思召、今廿七日 瑞  
 鳳殿へ 思召之御参詣御座候事、却而御奉行衆ハ心痛  
 薄之由唱ニ御座候、七月朔日ハ 御直々 一ノ宮江思  
 召之御参詣之由也、真言派之寺十三ヶ寺江、不氣候直  
 リ止雨之御祈祷被仰付、昨今取立申候、  
 廿八日雨降続、東南風吹入、寒シ、綿入着、又袷着、  
 終日雨降続、町々米搗屋ニ而、尅粒も売不申、在々よ  
 り出米一円無之、騒動ニ而小前之米買人翔走り之由、  
 粉なやニ而粉なく売不申、糶も売不申、大困リニ而、  
 御払米願指出候由、大困リ之世之中ニ相至リ申候、夜  
 「蚊モ不足」同断、雨降続、海鳴り渡り、廿九日朝同  
 断、雨降続、綿入着、又ハ袷着、右不氣候ニ付、此頃  
 より白米尅升ニ付式十文余直段引揚、尅升百五十文ニ  
 成候、右ニ而買人計、売人無之、其内小毎之者喰兼候  
 者騒動ニ付、御払米相願候得者、町々越後買米有之候  
 を、検断手前ニ而半俵、或尅俵位ツ、分限ニより被  
 相払候処、此後他国米仕入不申候而者不相成候ニ付、  
 正金銀ニ御払請□、検断相請候処、 上ニ而諸事手形  
 計之御通用「」、御払米計正金銀ニ無之候得、不  
 被相済、余り御不相当之事ニ而、小前大ニ難義、仍而

過ル七日、成田才助出入司金石取切ニ被 仰付、濱田  
進本役出入司ニ被 仰付候、引地九右衛門ハ考役ニ而、  
九十石御役料被下置、列御証文預リ主立次被下置候事、  
夜星、蒸暑、寝かね候程と云、十一日朝大暑、鈍天也、  
天氣よし、嚴暑ニ成、晩方西南方雷鳴静ニ七八声、暮  
頃迄有、雨一円不降、暮後より電光有、夜半頃西方電  
光数多し、大ニ曇リ、月光不拝、十二日朝大ニ曇リ、  
雷鳴故か、暑氣薄ニ成候、天氣能、曇リ、晩方弥曇リ、  
冷氣ニ成、夜八ツ過より雨降出ス、十三日朝大雨終日、  
冷氣ニ成、降続□同断、強雨降続、〔北東風強吹出ス〕  
十四日朝雨晴レ、北東風大ニ吹出ス、大ニ曇リ、終日  
同断、夜同断、五ツ頃より雨降出ス、夜半過キ晴レ、  
十五日朝大ニ曇リ、袷着、晩方綿入着、冷氣、夜同断、  
大ニ曇リ、四ツ時頃より雨降出シ、十六日朝引続雨降、  
袷着、綿入着、蚊多し、蟬一円不鳴、昼中雨晴レ、青  
蟬所々鳴、晩方雨降出ス、人々困リ入、上方筋、江戸  
共ニ不氣候ニ□冷氣、穀物引揚候由申来ル、江戸ハ去

月廿日より廿五日迄大地震、十六ヶ度騒動、手桶水こ  
ほれ候由也、京都五条之橋洪水ニ而落候由、古来稀成  
事ニ候、夜雨降続、暁つよし、十七日朝雨晴レ、大ニ  
曇リ、四ツ時より天氣ニ成、暑相催し、帷子着、七ツ  
時頃より曇リ、冷氣ニ成、袷着、大ニ曇リ、夜同断、  
四ツ時より雨降出、十八日朝寒シ、綿入着、冷氣続、  
大ニ曇リ、昼中折々雨少々降、単物着、夜曇リ、月光  
を拝ス、十九日朝曇、天氣よし、単物着、帷子着、晩  
方冷氣、袷着、土用過キ竹子〔又々追而生し〕、喰申  
候、土用中青梅ニ而、昨今熟梅ニ成、梅干諸々ニ而拵  
申候、誠不案心、不熟之年ニ候、夜大ニ曇リ、雨少々  
降、廿日朝大ニ曇リ、袷着、昼中□雲ニ而、雨少々降  
出ス、雷鳴七ツ時頃少々有、虹張ル、天氣模様ニ成ル、  
秋之草花、桔梗、かるかや、女郎花咲初候由、稻ハ遣  
之不申候、秋之草花進ミ、夏之草後レ候ハ、凶年之兆、  
何レ当年ハ熟作暁と不仕見詰也、夜星、月折雲、夜半  
後寒シ、廿一日天氣好、朝寒シ、袷着、呼吸息甚ミ得  
ル、雲多し、唯霜冷と云、昼中天氣能、単物着、如斯  
ニ天氣能、寒シと云ハ、誠ニ不氣候之兆ニ而、半作之

供連等之義、一統格外ニ省略致、減少之趣、銘々目付御目付へ相届候様可被致候、尤衣類等随分僉服を着し、召連候家来共衣類、見苦敷候共不苦候、都而無益之費を省き、武備非常之手当專一二心懸可申候、以上、右之通り可被相触候、以上、

戊四月 右御書付水野越前守殿御渡被成候由、大目付衆御廻状到来之段、公儀使申来候、

廿九日土用入（丑之二刻）朝寒シ、呼吸息見得ル、天氣よし、雲、裕着、綿入着也、至而不氣候なり、昼中日光を拝ス、寒シ、天氣よし、寒ク相成ニ付、又々雨降と云、夜星、雲、六月朔日朝呼吸息見得ル、綿入着、裕着、昼中単物着、□南風吹入、大ニ曇リ、暮方より強雨降出、□□同断、二日朝寒シ、綿入着、大雨降続、人々覺無之寒氣と云、此頃夜中蚊屋なしニ而よしと云、終日同断降、夜降続、暁雨晴レ、三日朝大ニ曇リ、寒く、呼吸息ミヘル、綿入着、裕着、世間風邪之人多しと云、終日同断、夜同断、〔海鳴渡ル〕四日朝同断、寒シ、呼吸息見得ル、大ニ曇リ、昼□日光を拝ス、無

程曇リ、裕着、夜曇リ、星折々見□、五日朝大ニ曇リ、呼吸息見得ル、裕着、綿入着、誠心支之土用中ニ御座候、当年ハ竹の子出払ニ成ル、右計たのもしと云、昼中大ニ曇リ、少々蒸暑ニ成、晚方晴レ模様、夜星計ニ而、大ニ晴レ、無程大ニ曇リ、六日朝晴天ニ成、土用入已後初而天氣よし、呼吸息ミヘル、昼中裕着、或ハ単物着、或帷子着之者も有之、暑氣ニ成ル、終日天氣よし、晚方水雲□□暮後曇リ、夜大ニ曇リ、七日朝少々霧雨降ル、裕着、呼吸息ミヘル、昼中天氣ニ成、冷氣ニ而裕着、又ハ単物着、夜大ニ曇リ、霧少々降、少々蒸暑之氣味、八日朝天氣よし、昼中初而之暑氣、宿々ニ居候者、単物着、道路様子もよし、晚方日くらし蝉鳴、夜星、追々大ニ曇リ、九日朝大ニ曇リ、呼吸息薄ク見得ル、昼中天氣能、大暑ニ成、西風少々、晚方曇リ、土用入初而之大暑、帷子ニ而発汗と云、夜曇、八ツ時過雷鳴遠く五六声、曇ル、十日朝曇リ、朝より大暑ニなる、人々初而安心暑氣と云、土用入五六日迄ハ、凶年かと患、米も尅俵三切半已上ニ而、望人多ク候処、昨今米望人無之、尅俵三切余ニ而、望人不足也、

置、売買致間敷候、只今迄も町人共仕入置候分ハ、当年ニ限売買致、来亥ノ年より、可為停止候、

閏四月

右御書付、水野越前守殿御渡ニ成候由、大御目付衆御廻状「」之段、公儀使相達、江戸より申来候間、御城下在々ニ不残、如兼而之可相触候、以上、

五月十九日 監物 木工 縫殿 帯刀 豊前

五月相場

一、御蔵米 壹俵三切壹朱より貳朱也

一、市中米 壹切ニ壹斗四升より五升迄也、

一、麦 (ナシママ)

一、小豆壹升百八拾文位、

一、中甸菱刈蟬鳴キ、日暮蟬も鳴、

一、土用前竹ノ子生ス、

一、御宮町為御引立、大角力并芝居、別市御免被仰渡、

右角力五月十六日十七日頃より場所移「」廿日

廿二日興行角力大当リ、其後雨天続ニ而、喰倒レ候由也、

公義御触写

大目付へ

近来質素儉約之義取失ひ、専外見を能之心懸、奢ケ間敷族も有之哉ニ相聞得候、右風儀ニ有之候得者、おのつから勝手向不如意ニ相成候而、勤向并武備之心懸、家中領内手当迄も、心底不相訳様ニ可相成哉ニ候、常々質素ニ而も不如意ニ候者ハ不及是非、儉素之義を心懸、不行届ニ而不如意之義而已、相歎候ハ、一己之不觉悟ニ而候、享保年中被 仰出候通、衣食ハ勿論、嫁娶之規式饗応并普請、其外道具類及び供廻リ等迄も、堅相守、専儉素相用ニ而、下々風口手本、弥厚く可被相心懸候、

未八月

右之通、天明七未年相触候処、近来忘却致、衣食住共奢侈相募、又ハ供連等之外、外見を鏝リ、自然困窮ニ及ひ候族も有之哉ニ相聞得候、殊ニ此度 西御丸炎上ニ付而者、莫大之御入用ニ而候、公儀ニ而も格別御儉約被仰出候事ニ候得者、何茂厚心を用、来々子之年迄三ヶ年之間、嚴敷省略可被致候、且又右年限中ハ、

晩方大ニ曇リ、夜同断、十一日朝大ニ曇リ、少々きり  
 降ル、「」終日同断、寒シ、袷着、或ハ綿入着、  
 夜同断、十二日朝同断、寒シ、南風吹入、終日同断、  
 夜同断、大ニ曇リ、十三日朝大ニ曇リ、寒シ、世間蚊  
 やいらぬと云、昼中天气よし、南風吹入、大ニ寒シ、  
 晩方曇リ、夜同断、大ニ曇リ、十四日寒シ、大ニ曇リ、  
 八ツ時頃霧雨降出し、晩方雨降、夜同断、十五日朝雨  
 降、つよし、終日同断、夜同断雨降不止、在々水不足  
 二而、雨こへ祈禱有之由、相聞得申候、十六日朝もや  
 立、雨、同断降続、八ツ時頃雨つよく降、其後雨晴レ、  
 暖ニ成、「」雲多し、星ミヘル、十七日  
 朝雲多し、天气ニ成、もや立、大ニ曇リ、又天气よし、  
 雲未申之方江行、北風吹入、又東南風ニ成吹入、晩方  
 大ニ曇リ、袷着、夜同断、雨降、無程晴レ、大ニ曇リ、  
 十八日朝大ニ曇リ、雨少々、晩方天气好、夜大ニ曇リ、  
 十九日朝大ニ曇リ、霧少々降、昼中大ニ曇リ、晩方雨  
 降出シ、夜終夜雨、廿日朝大雨降続、「四ツ時地震□  
 増降出シ」終日同断、夜雨、夜半晴レ、大ニ曇リ、廿  
 一日朝大ニ曇リ、終日同断、夜曇リ、廿二日朝もや立、  
 昼中天气よし、晩方曇リ、夜曇リ、廿三日朝同断、終  
 日同断、夜同断、夜半後霧雨降、廿四日朝同断雨降、  
 終日降、夜雨降、廿五日朝雨降続、四ツ時後晴、大ニ  
 曇リ、晩方蒸暑、雨晴レ、夜曇リ、無程霧雨降、廿六  
 日朝雨降続、至而不氣候、薄暑也、終日同断、夜雨降、  
 廿七日朝雨降続、当年作毛不熟之見詰ニ成、氣候至而  
 不宜、寒シ、終日雨、夜雨つよく降、廿八日朝雨晴、  
 大ニ曇リ、寒シ、八ツ時頃日光を拝ス、雲切間ニ成、  
 夜星、雲、寒シ、  
 大目付へ  
 櫛、笄、簪、煙管、又ハ煙草入、紙入金物之外、無益  
 成類之品々、金銀用候義停止之旨、前々相触候趣も有  
 之候処、近年猥ニ金銀道具相用、并売買「」  
 由相聞得、如何様之事ニ候、已来百姓町人、右躰之品  
 二、金銀用候義、決而不成候、主人或ハ出入屋敷よ  
 り賞請候、亦ハ持伝杯ニ候共、銀箸類一切持申間敷候、  
 右ニ付ハ、武家要用之義ハ、是迄之通、其外武家より  
 誂へ候分ハ格別、都而金銀道具相用候品、内証ニ而拵



日朝雨晴、大ニ曇ル、無程東」

「降出ス、

終日同断、夜雨降続、如雨湿之、廿六日朝雨降出続、  
昼九つ時後よりしのく、天気ニ成、晩方晴天ニ成、夜  
星、廿七日朝天気よし、晩方曇□夜大ニ曇リ、廿八日  
朝霧降ル、明半時後少々地震ス、昼後天気ニ成、所々  
時鳥鳴渡申候、鯛も三四日前より来ル、不足也、夜曇  
リ、廿九日朝曇リ、夜同断、晩方曇リ、同断、八ツ時  
後雷鳴少々、雨降少々、大ニ曇リ、夜曇ニ成、

閏四月朔日朝天気よし、綿入、単物着、向暑ニ成、天  
気能、昼中南風吹入、夜星、二日朝曇リ、天気よし、  
晩方曇」

「出ス、終夜同断、三日朝雨晴、

天気ニ成、朝ニさむし、昼中向暑、天気よし、夜星、  
四日朝大ニ曇リ、四ツ時頃より天気ニ成、九ツ時過よ  
り西大風吹出ス、暮後迄不止、夜星、西風つよし、夜  
半頃より雨降出シ、北風ニ而五日朝雨降続、五ツ時後  
西北風つよく、雨も少々晴模様ニ成、此日四ツ半過キ  
より晴天ニ成、天気ニ成、

屋形様 御下向、御着城なり、夜星月、六日朝天気よ

し、日光赤シ、日干之証と云、夜曇リ、星、月光赤シ、

日干之証と云、七日朝晴天、天気よし、向暑、袷、単  
物着、人々日干ニ而、作物可然、人氣よし、初而大暑  
□相催、人々単物袴枚着用、暮方より袷単物着、夜月、  
夜半頃大ニ曇リ、八日朝大ニ曇リ、五ツ時雨降出ス、  
終日雨降ル、夜同断、夜半後北風吹出し、雨晴レ、曇  
リ、九日朝同断、北風さむし、綿入着、大ニ曇ル、夜  
同断、九ツ時後地震長し〔両度也〕、十日朝天気よし、  
寒シ、天気能、夜月〔光〕赤シ、夜七ツ時前地震長し、  
十一日朝曇ル、寒シ、袷、綿入着、不氣候也、浜々不  
漁ニ而、肴不来、天気能、夜月光赤シ、星、曇リ、十  
二日朝曇リ、日光赤シ、天気よし、夜月光赤シ、曇リ、  
十三日朝曇リ、単物着、天気よし、晩方南風吹、大ニ  
曇リ、雨模様ニ成、夜同断、大ニ曇リ、海鳴渡ル、十  
四日朝海鳴渡リ、雨模様、鯛少々来ル、昼頃より雨模  
様晴レ、天気ニ成、単物着、晩方袷着、夜月よし、夜  
半後より又々曇ル、十五日朝大ニ曇リ、地震少シ、海  
鳴リ、寒シ、昼中天気よし、単物着、夜月よし、十六  
日朝霽、天気よし、四ツ時頃少々地震、弥増天気よし、

入)、夜月よし、十五日朝曇り、天気よし、南風大吹入、鮪不来、晩方曇り、夜猶更曇り、十六日朝天気二なり、晴天也、薄暑を初而催、夜「」月夜、十七日朝天気能、(西風、追々南風二成)、夜曇り、月少々赤シ、(水気含之兆、可畏々)、夜半後大二曇り、十八日朝南風二而寒シ、大二曇ル、晩方弥曇り、夜暮より雨降出ス、十九日朝雨、終日降続、夜同断、追々雨晴、大二曇り、廿日朝大二曇り、五ツ時後天気、快霽、天気よし、東南風大二吹入、七ツ時後雷鳴蔽敷、暮頃も雷鳴止、夜大二曇り、折々星、雷光致し、

#### 四月相場

- 一、御蔵米 壹俵三切半式百文位ニ而世間通用  
却而三月中より引揚候、
- 一、手拭 壹反拾式匁位、てぬくひ壹本百三拾文余、
- 一、木綿類高直一倍也、綿同断壹箇三兩式歩余也、
- 一、大豆 壹切ニ式「」
- 一、四月末麦作至而あしく、壹斗分半作之見詰也、
- 一、稲作苗起としと云、

一、世間盜賊多し、火付も多し、  
一、生麩なし 壹升三百文半

一、閏四月中、金ヶ瀬駅ニ而烏巢自然落候処、能見候得者、白鳥二羽雛有之候ニ付、不思議珍敷おもへ、領主片倉候へ上覧相願候得者、シロカラスハ和訓不宜、以「」 覧相扣候由也、右ニ付、香具師共買取、拾式文ツ、ニ而為見物ニ致候由也、右様之物生候故か、白石町數十軒焼、本陣并米蔵迄焼失すと云、和漢古今凶兆と云、

一、同月鶴巻住人四ツ倉勘兵衛御預之鶴巢籠り、雛壹羽生レ 屋形様御覧并諸人見物ニ参候者数百人、吉兆と云、

廿一日朝曇り、無程出雲ニ而、晴天ニ成、折々雲、夜星、廿二日西風少々、曇り、雲多し、空气能、夜星、廿三日天気よし、晴天、夜星、廿四日晴、天気よし、昼中より曇、七ツ時頃雷鳴(起り、暮前)甚し、雨降出ス、夜ニ入り遠雷鳴、雷光夥し、終夜雨降ル、廿五

屋所々五六軒懸ル、夜星、寒シ、流星多し、四日朝霜、寒シ、天氣好、南風吹入、大二寒シ、綿入、袷、単物、羽織着、足袋を用ル程なり、夜弥増曇リ、寒氣二向、夜少々雨降、五日朝□少々、無程晴レ、大二曇リ、寒シ、夜同断、寒、大二曇ル、

三月十六日

西ノ丸御焼失、御普請御老衆「」大奥向共ニ御手伝 □州様

尾張様

右同断、御手伝 松平加賀守殿 松平越中守殿 酒井

左衛門尉殿 小原大膳大夫殿

右同断、在国罷居候ニ付、御奉書を以 松平肥後守殿

酒井雅楽守殿 松平隠岐守殿

「」泉守殿 松平下総守殿

右同断、御手伝被仰付候 井伊様

○御殿女中持道具、全体御焼失、二十

万両余と云唱ヒ、江戸中御殿向ノ衣裳

御買上ニテ、品切ニナルト云、

西ノ丸炎上ニ付、如願式万両上納被仰付候事、松平讚岐守殿、其外諸大名衆、願之上上納金奉願候由、江戸藏前十人衆へ七万両上納金被仰付、同町々へも地面へ上納金割付、大坂へも同断ニ而、大凡式百万両余之寄金ニ可相成由、西ノ丸ノ御普請落成ハ、八拾万両ニ而出来候由、百式拾万両之御得ニ相成候唱也、

六日朝寒シ、大二曇ル、晚方雨少々降、暮ニ至リ晴、夜大二曇リ、少雨折々降ル、七日朝曇リ、寒シ、夜星、八日朝天氣よし、南風吹入寒シ、晚方大二曇リ、夜同断、四ツ時後より雨降出シ不止、九日朝大雨降続、終日同断、夜ニ至リ雨晴レ、定禅寺焼失、星、月、十日朝「」天氣ニ成、寒シ、夜月、十一日朝霜、天氣好、暖氣ニ趣、綿入式ツゆかた着用ニ而、不寒候、夜ツマ夜月、星を見ル、十二日朝大霜、天氣好、曇リ、其後昼中大ニ曇リ、「雷鳴二声」八ツ前雨少々降、無程晴レ、「曇リ」、南風吹入、夜月、十三日朝大霜、寒シ、天氣よし、南風吹入、夜月よし、十四日朝水霜、天氣よし、初鮪売出ス、老本代式<sub>レ</sub>文、昼中天氣よし、「南風吹

而赤と云、

(朱書)

『日月光赤、日干之兆と申唱候処、土用入日々雨天不  
氣候を見レハ、日月光赤キ処、水気含之兆と相見得、  
可畏候也、人々追年為心得、相記置候者也、』

十九日朝霜、天氣よし、南風吹入、晩方曇リ、夜雨降、  
暖氣二成、暁雨晴、廿日朝天氣よし、西風少々吹出、  
晩方風止、曇リ、寒冷なり、夜大ニ曇リ、廿一日朝曇  
リ、昼中天氣よし、南風吹入、寒シ、夜曇リ、廿二日  
朝天氣よし、寒シ、朝飯後西風甚々敷吹出ス、晩方風  
止、夜星、廿三日霜、天氣よし、西風折々つよし、

此日福原縫殿殿、御奉行職被 仰付候、御同人隱居退  
役相「ママ」仰付ニ付、進退式千石之高ニ被成下、  
老人ニ付、火地場ママ出勤御名代等被相免候由ニ候、随而  
ハ、当主主税、江戸詰御近習御申次ニ候事、

夜星、静、廿八日朝天氣よし、昼中西風、又南風、夜

星、廿五日霜、天氣よし、昼中南風、夜星、廿六日朝  
霜、天氣よし、南風吹入、晩方大ニ曇リ、暮方少々雨  
降、無程晴レ、大ニ曇ル、夜同断、大白星之辺、九つ  
頃流星多し、如秋之、両度出火有、廿七日朝霜、西風  
少々、薄暑之氣味を催シ、綿入拾ニ而よし、世間「

」桜開、初盛ニ成、晩方曇リ、雨降ル、夜同断雨、  
無程晴レ、大ニ曇リ、廿八日朝雲、天氣二成ル、西風  
つよし、廿九日霜、天氣よし、西風つよし、暖氣二成、  
世間桜花真盛、

一、三月十日江戸西御丸焼失、御殿之女中大死と云々、  
一、仙台并在々共ニ、凶年已後、他邦米買金ニ出候故  
か、金銀不足、御手形計通用、他邦并江戸為登金等  
之節、諸々手配之上、五兩ニ而三兩ニ而も引替候所、  
老切ニ付拾文位切賃ニ成、誠ニ以困り入候程金銀不  
足也、

四月朔日朝天氣よし、静、南風吹入、夜星、二日朝雲  
リ、天氣よし、西風吹、夜星、三日朝天氣よし、静、  
南風吹入口寒□、躑躅岡桜花盛、見物人不足、花見茶

廿一日朝曇り、南東風吹入、夜同断、曇り、廿二日朝  
大ニ曇り、ちらく雪降、終日同断、未申風吹入、夜  
同断、ちらく雪降、暁晴レ、星、廿三日彼岸、朝  
気能、昼中ちらく雪降、夜月、廿四日朝天気大ニよ  
し、大霜、夜星也、廿五日朝霜、天気よし、手洗水大  
ニ氷ル、四ツ時頃より東南風吹入、晩方曇り、夜同断、  
九ツ時後地震ス、大ニ曇り、廿六日朝大ニ曇り、昼中  
南風吹入、晩方雨降、無程雪ニ成ル、夜雪大ニ降ル、  
海鳴、廿七日朝雪晴レ、大ニ曇ル、夜同断、廿八日朝  
天気能、昼中西風つよし、八ツ時後雪降出ス、折々晴  
レ、夜雪大ニ降、夜半後星、廿九日朝天気よし、西風  
少々、四ツ時頃西北之方雷鳴巖敷、一声、夜星、晦日  
大霜、天気能、夜星、

三月朔日大霜、天気■、春寒ニなり、夜星、二日朝大  
ニ曇り、雨少々降ル、五ツ時より弥増雨、終日同断、  
晩方雨晴レ、夜大ニ曇り、南風吹入、夜半後西風ニ成、  
雲吹払、星ミヘル、三日朝未申方より風吹出ス、天気

よし、西風廻ル、つよし、春寒也、夜星、四日朝天気  
よし、西風つよし、夜星、五日朝〔霜〕天気よし、東  
南風吹入、晩方曇り、夜同断、六日朝大ニ曇り、寒シ、  
昼中小雨折々降、晩方曇り、暖気ニ成、夜大ニ曇り、  
七日朝暖気、大ニ曇り、昼中天気能、暖気ニ成、夜星、  
曇り、八日朝雪降、終日降続、夜同断、十日朝同断、  
海鳴巖敷、大嵐之模「」、「晩方雪晴レ、天気ニ  
成、夜曇り、十一日朝天気よし、寒冷なり、夜曇り、  
十二日朝大ニ曇り、終日同断、南風吹入、夜月、曇り、  
十三日朝雨、雪交り降、寒シ、世間中梅花盛ニ成、桜  
かた花付、昼中雨雪晴レ、晩方曇り、夜同断、十四日  
朝同断曇り、晩方天気能、夜星、月、十五日大霜、天  
気よし、静、夜月、十六日朝霜、みなどやけ曇り、無  
程天気よし、西風つよし、無程止、静、夜月よし、十  
七日朝霜、天気能、昼中西風「」、「風ニ成、北  
ニ番出火<sup>ラヒケ</sup>、シ、終日大風、日光赤シ、夜晩方大ニ曇  
り、ちらく雪、風花ニ散、夜大風、日光誠ニ赤シ、  
星、月よし、夜半後風止、十八日朝霜、天気よし、静、  
日光赤し、西風少々、夜月赤シ、人々気ニ付、日干ニ

右主計殿ハ、屋形様御一慮<sup>カ</sup>御思召、御撰挙被成  
下候義、此節僂忽ニ急死之義、筆紙之至当ニ哉、不相  
当ニ哉、相訳リ兼、待後論ヲ、  
廿日四ツ時より雨降ル、晩方晴レ、五ツ頃大ニ風、曇

一、正月廿九日出立ニ而、小松新治大坂へ罷登リ候、

二月相場

此度登リ之儀ハ、古御蔵元升屋平右衛門、又々御蔵  
元御立入ニ致、金子借受手段之由也、

一、御蔵米 壹俵三切三朱ニ而御蔵場渡中通用、  
一、市中米 壹切壹斗三升、或壹斗四升、

十一日朝雨降続、東南風吹入、〔南ニ成、西ニ成、北

但在々米不足ニ而、引揚候由、旧臘壹切ニ壹斗  
六七升之所、壹斗四升ニ成候由、〔 〕 壹

ニ成、混雜之日和也〕、大嵐、浜々破舟多、晩方晴、  
西北風ニ成、夜大ニ曇リ、十二日天気ニ成、未申風吹  
入、夜星、十三日天気よし、〔朝ちらく雪降ル〕、  
西風、晩方寒し、夜月、十四日朝天気よし、西風終日

斗四升五分位も、大坂表米壹石銀百匁、麦壹石  
百五十匁之由、覺無之相場之由也、仙台始隣国  
不残、壹切ニ壹斗四升位平均之相場也、可畏事  
也、

吹出ス、八ツ時頃雪降出ス、地面白し、晩方雪晴レ、

一、小豆 壹斗百式十文

風止、夜月、曇リ、夜半過キ雪降、暁より大雪降出ス、  
十五日朝大雪降、九ツ時頃より雪晴レ、西風吹払、晴  
天ニ成ル、終日西風つよし、夜、十六日朝天気大ニよ

一、御郡中へ三千九百五十兩御貸上、又々被仰付、御  
返濟夏年貢引取候様、御代官へ被仰渡、銘々相働申  
候、御逼迫、誠ニ恐入事ニ候、

し、夜月、十七日朝空气能、晩方曇リ、夜同断、暁よ  
り雨降出シ、■十八日終日同断、暮前より雨晴、大風

一、御拵大豆壹俵式切壹朱也、但百石已下〔有役〕計  
相拵ニ成ル、

ニ成、夜同断、十九日天気よし、東風折々吹、夜同断、

一、氣仙浜赤鯛大獵漁ニ而、拾疋角七拾文位之〔 〕、

嚴寒也、終日ちらく雪降、夜同断雪降少々、夜半後  
 晴、曇り、三日朝天気よし、嚴寒也、昼中天气成、雲  
 多し、夜星、又ハ曇り、四日朝天気よし、西風少々、  
 昼後曇り、雨降少々、夜同断、星、  
 五日朝同断、ちらく雪降、少々、昼中天气よし、夜  
 星、六日、七日、八日同断、天気よし、夜星、静、九  
 日朝天気よし、曇り、晩方ちらく雪降、夜同断、十  
 日朝天気よし、無程曇り、ちらく雪降、終日同断、  
 暮後より夜中ちらく雪降、十一日朝二寸五分計、当  
 寒二度目ニ雪積り候、無程西風吹出ス、「」天  
 気よし、夜星、十二日朝天気よし、「」曇り、嚴  
 寒也、十三日朝天気よし、晩方大ニ曇り、夜同断、嚴  
 寒也、十四日朝天気よし、嚴寒、終日硯水氷り、夜月  
 よし、十五日天気よし、嚴寒、明半時舒ク地震、昼中  
 曇り、夜月よし、海鳴、暁大ニ曇ル、十七八日十九日  
 天気よし、夜星、雪、西風少々有、廿日廿一日廿二日  
 同断、天気よし、暖氣ニ成、夜星、廿三日朝大ニ曇り、  
 昼中雨降ル、無程晴レ、夜中星、廿五六七日暖氣、天  
 気よし、折節曇り、夜星、廿八日天気よし、夜星、西  
 風ニ而嚴寒ニ成、硯水氷ル、廿九日天気よし、昼中嚴  
 寒、硯水氷り、先頃中之暖和二引替寒シ、夜星、同断、  
 二月朔日天気よし、寒強シ、「硯水氷ル」、夜同断、  
 二日朝霜、天気よし、西風吹、昼中より春暖ニ成、晚  
 方大ニ曇り、夜同断、三日晩雨降出ス、明半頃よりみ  
 それ雪ニ成、四ツ半時頃雪晴レ、天気ニ成、夜曇り、  
 四日朝曇り、静也、初午、昼雨降、晩方雨氣、雪ちら  
 く、夜星、五日朝大霜、天気よし、西風、夜星、六  
 日天気よし、春暖、西風つよし、夜星、七日朝霜、天  
 氣能、夜月、八日朝大霜、天気よし、夜星、九日天気  
 よし、夜星、十日朝曇り、夜中雪降、ミそれニ成、夜  
 雨、  
 一、増田主計殿、正月十九日江戸勤番「」而急病死  
 之由、御飛脚正月末到来（実正月十八日切腹之由ニ  
 相聞得申候）、正月廿三日嫡子三郎助急登り致候由、  
 右病氣ニ付而ハ、仙台表不残悦候候事ニ相聞得候、  
 屋形様、いか計御当惑、奉察候事、

曇ル、晩方天氣ニ成、夜西風吹出シ、夜半後風つよし、  
寒氣ニ成、廿九日朝西風、天氣よし、敵氣つよし、夜  
西風、星夜、晦日朝少々暖氣、曇リ、夜ちらく雪降、  
或星、

兵衛、南町檢断今野九郎左衛門兩人罷下リ、拾兩ニ  
拾九俵五分ニ買取候由、右之諸懸リ、入料運賃等、  
沢山ニ相懸候事相聞得申候、

十二月廿五日相場

一、天保四年已來、元延ニ相成居候自分通用之借財、

一、御蔵米 壹俵三切半より三切三朱迄、

但、十二月分跡渡リ、廿一日より廿五日迄渡リ

候ニ付、如此下落、

此度之觸出ニ付、御扶持方玄米御焼印預之分、切金  
又八年賦高二而、大半相片付候由、年賦八十ヶ年位  
之相場ニ相聞得申候、五年六年七年貸金引続、通用  
之者江、別而過金ニ相成候ニ付、五ヶ一以上請取候  
分相聞得、御知行之分ハ御代官取立持参之上、金主  
借主兩人ニ而、御代官へ参リ、返済一決之上、御代  
官相渡し、其内金主除キ書付ニ而、見詰相渡候分も  
御座候、

一、市中米 壹切ニ付壹斗四升、昨今沢山ニ出ル、

一、糯米 壹切壹斗壹升、上品ニハ無之由、

一、鴨 壹羽三朱位、不足もの、

一、近年寒暖不同、作之豊熟も不訊候ニ而、定觀不  
決也、

一、江戸御借財ニ付、為御登米三「」 近年内ニ

「天保九戌年」

被相登候ニ付、如斯之高直ニ成、

天保九年正月元日、朝天氣好、四ツ時頃よりちらく

一、御国内御扶持方渡リ并町方「」 喰<sup>カ</sup>米ニ、於

雪降出ス、八ツ頃雪晴レ、無程雨ニ成、道路大ニとけ、

越後表、一嶋次郎八方より式万俵四斗三升入以上、

暖氣、夜星、或曇リ、ちらく雪降、「西風つよし」、

御買取之筈相濟候由、右買人ニ佐藤助右衛門手代太

或晴、星、二日朝西風、天氣よし、硯水氷、西風立、



一、市中出米 壺切ニ壺斗六升ニ而不出候ニ付、壺斗五升ニ 相場揚候而も、一円不出ニ而、町々小味騒動在之、少々も持居候者、来春上リを待売払候事ニ而、遠田、志田辺、壺切ニ壺斗四升位之通用、名取も同断、大困リニ候、十日頃不出ニツキ、壺切ニ壺斗四升ニ成、少し出米有、

一、白砂糖不足、光印壺切ニ六百目位、黒砂糖金壺切ニ九百目位、覺無之高直、不覺候也、

一、大豆 壺切ニ式斗壺升、不足

一、小豆 壺升百式拾文より百四拾五文位迄口不足、

一、大小麦無売人、

一、水油 壺切式式升式合

一、魚油 五百六拾文壺斗買、

一、在々より直買八升入魚油式切以上、不足ニ而無品、

一、錢 壺切式壺貫五百六拾文据リ、

十一日冬至、天氣よし、嚴寒、夜星ニ成、「  
」

「  
」よし、硯水大ニ氷リ、嚴寒也、晚方雲口暖氣ニ成、氷リ解る、夜星、月、追々曇リ、夜半後より

弥増曇リ、ちらく雪降出ス、十四日朝大雪ニ成る、

北東風ニ而細か成雪、無晴間降出ス、六寸程積、晚方

晴レ、夜大ニ曇リ、十五日朝曇リ、夜同断、十六日朝

天氣よし、嚴寒、終日硯水氷リ、夜星、十七日朝同断、

大寒、終日硯水氷リ、夜星、十八日朝嚴寒、終日硯水

氷リ、天氣よし、「夜星」、十九日同断、朝寒シ、天

氣よし、夜星、廿日より廿三日迄同断、寒氣、天氣よ

し、晚方暖氣ニ成、雨降ル、夜曇リ、廿四日同断、暖

氣ゆるみ候、夜星、廿五日天氣よし、夜星、

天保八年十一月より来年分米買入金調

十月末

一、七切壺朱也 米三俵

山田久米之進より買

十一月

一、式拾切也 山田久米之進より米八俵

買入

十一月玄米渡

一、九切三朱也 本田市左衛門より

米三俵買

西風強シ、十二日朝霜、天気よし、折々曇リ、夜月、或ハ時雨、西風強シ、晩ニ至風止、十三日朝曇リ、西風、天気よし、夜月、静也、十四日朝大霜如雪、大ニ曇リ、夜月、十五日朝大霜、天気大ニよし、静成、晩方曇リ、夜月、時雨、十六日朝霜、曇リ、夜海鳴リ、曇リ、星、十七日朝大霜、天気よし、西風折々吹、昼中雪ちらく降、無程止、天気よし、夜星、西風、十八日朝曇リ、天気よし、夜星、十九日朝天気よし、夜星、廿日天気よし、「八ツ半時地震」夜同断「」

天気よし、廿二日同断、西風折々「」

八ツ半後地震、夜星、廿四日「」

夜星、廿五日冬至、寒シ、天「」

夜中時雨、暁星、廿六日朝雨、氷リ「」

無程雨止、西風暴風甚々敷吹起リ、諸々急破損多し、終日同断、夜同断、町家諸士屋敷寝不申候、終夜同断、廿七日朝口暴風止、天気よし、乍去風暄と止不申候、終日風、夜ニ至リ風止、星、廿八日朝静、天気よし、寒シ、夜星、廿九日朝霜、天気よし、夜星、

十二月朔日朝大霜如雪、天気よし、硯水氷リ、昼中暖氣、夜星、二日同断、三日同断、大霜如雪、天気よし、暖氣如春、桜梅追々花咲、夜星、四日朝曇リ、暖氣如春之、夜星、曇リ、五日朝雨降、終日同断、暖氣、雨降ル、夜星、六日朝暖氣、大ニ曇ル、無程雨降出シ、終日降続、夜同断雨、七日朝同断、雨降、昼中雨晴レ、大ニ曇リ、夜同断、或星、夜ニ成夜明より寒を催し、道路少々氷リ、八日朝ちらく雪少し降、曇リ、天気ニ成、夜星、寒氣ニ成、九日朝大霜如雪之、嚴寒趣、昼中地震ス、揺リ長し、大ニ曇ル、夜曇リ、五ツ時後ちらく雪降、十日朝、当年初而之雪降ニ而、地面白妙也、三分位積り候、天気よし、嚴寒ニ□□夜星、

十二月相場

一、御蔵米 老俵二日渡リ三切式朱より三朱、日々「」セリ上、老俵壹両、或ハ壹両式百文位迄ニ成、六日ニ至リ、濁酒手造一円被相留候御触在之由也、十日渡リ老俵三切三朱より壹両迄、江戸表此節壹両ニ四斗已上之相場直付也、

申候、上米ハ壹斗五升位ニ、市中問屋□大町辺町家  
振合ニ而、米買入ニ付、猶更不足、仍而御知行米買  
入吟味致候所、是以上米無之、自然米直段引揚、不  
都合之年柄ニ御座候、右も沢山ニ被為御登米有之、  
酒田越後米御買入、御扶持方等渡リニ被相廻御吟味  
故、日々米不足ニ成、高直ニ成候、

御触

一、諸給人知行之内、無仕付并当荒共水旱損同様用捨  
被成下候、雖然引高二寄、御合力金被渡候分、并五  
分壹之積被下金之義ハ、此御時節難被為及候ニ付、  
右ハ去年之通不被下候、

一、引高役、時節後ニ相成候間、御用捨高二相成候輩、  
当無仕付、当荒水旱損之分共ニ、当年ニ限り、一統  
御代官役不相請御用捨被成下候条、御藏方承合、十  
一月中願可指出候、

右之通、各其心得同役并支配中へも可被相廻候、以上、

西十月晦日 高泉木工

十一月江戸相場 壹切ニ壹斗三升より四升迄

同 仙台相場 壹切壹斗六升据リ「」

但江戸表御払米林金三郎指配ニ付、同人壹両□□

「」

一、屋形様御蔵入御領分中ニ而四「」年御出

高二相成候由、五分以上之御物成「」と申事

二候、乍去諸給所之分、五分以上之所至而不足、江

刺、東山、宮城、黒川辺計、其外五分ニ至リ不申候、

無仕付多、其外荒作、十月以後壁落ニ而、弥増年貢

引方多ニ相成、困入申候、御蔵入ハ御代官銘々働ニ

致候間、非常ニ取立候へ共、給所江ハ御蔵入過候分

割廻シニ相成、臨時引方多く相至リ申候、右様相働

候而も、十一月中御代官御役所替、拾壹人御座候、

○江戸御借財為返済、十一月中迄ニ拾七八艘石ノ巻御

積立御座候、其上十月より扶持方渡リ、当新米ニ而

御取立被相渡候間、日々米直段引上ケ、壹切ニ壹斗

六升、据相場と相□、米不足、直段引上ケ申候、

十一日朝大霜、(マツ) 大氣よし、晩方西風、夜星、月、時雨、



一、諸芸・同稽古料 去々年迄皆渡リ之分皆渡リ、

一、紅裏料・小物料 三ヶ式渡リ、

一、諸役人御合力 皆渡リ、

一、在々諸役人旅扶持路銭 皆渡リ、

一、骨折金・補金・御利潤之類・年之暮手当等 半高

渡リ、

但凡下役之分皆渡リ、

右之通、当分被相渡旨、木工殿被仰聞候条、其心得

支配之内右之輩へ可申渡候、以上、

天保八年十月朔日 勘解由

大槻民治殿

一、十月十一日夜津々浦々津波押寄、諸々浜々痛相出

ル、天明凶年以後ニも津波有之由、其節よりハ少々

不足と云所も有之、沢山と云所も有之由也、「」

沢山ニ水引、夫より直ニ如山浪塩押「」恐敷

事ニ相咄申候、四度程出入指「」御塩場

相損し有之候、

十月十日米相場

一、新米 町相場壹切ニ付壹斗三升「」半月計

下落、

一、白米 壹斗百三拾文、

一、他邦酒 壹升四匁より四匁五分五厘迄、

一、御蔵方より玄米并御扶持方金代渡し、去年中より、

米壹俵分金四切を以被相渡候処、当十月渡リ米壹俵

分三步、代百九拾三文ツ、被相渡候事、玄米渡リハ

当五月中被相渡候ニ付、月割ニ而被相渡、其上相場

迄引下リ被相渡候段、痛入候事、

一、大根壹駄百本ニ付壹貫百文より壹貫四五百文迄、

当年も高直也、去年より買人不足、細キ大根壹本七

文より九文十文位也、糧ニ喰候人々不足、錢廻し悪

敷、買人も不足之由也、右ニ而高直也、

十一月朝雲、昼中天气よし、夜星、十二日朝大霜如雪、

天气よし、夜曇リ、十三日朝大ニ曇リ、昼中天气よし、

夜星、月、十四日朝霜、天气大ニよし、夜月、十五日

朝霜、天气よし、曇リ、夜月よし、十六日朝天气よし、

右之通り

酉ノ十月朔日 豊前 帯刀 木工

〔三〕  
(朱書)

一、凶年凌備穀之義、四民一統可心懸趣、并御家中土  
凡知行物成、又ハ玄米御扶持方等「」上之御蔵  
二相備置度者ハ、仙在向寄之御蔵「」様共ニ、  
天保五年被 仰出候処、其後「」凶作ニ付而者、  
備薄之輩多ク、甚及「」得、自今訖度覚悟致、  
諸事不相弛様心懸、雜飯等を相用、面々無油断、物  
成備相増候様可仕候、尤知行物成米為替を以、仙台  
御蔵へ相備置度輩も候ハ、勝手次第願可申上事、

〔四〕  
(朱書)

一、旧御蔵元升屋平右衛門預リ手形、同人御蔵元御断  
已後、当分兩替所御引請ニ而、被相行候義、天保五  
年相触置候通、右手形為引替、此度兩替所預リ新  
手形被相出候、乍去、一同引替行届兼可申候間、新  
古入交、無拋別金通用諸上納諸渡リハ勿論、兩替金銀  
共ニ諸事は迄之通通用可有之事、

〔式〕  
(朱書)

一、去年凶年ニ付、御酒屋之外酒造方、御城下在々共  
一切被相禁置候処、濁酒商売計、御城下ハ壺丁壺軒、  
在々ハ壺宿壺軒、被相免候間、御町奉行、御郡奉  
行、御屋敷奉行承濟を以、可令商売候事、  
但、濁酒士凡手造之分も、被相免候事、

〔式〕  
(朱書)

一、糶商売も被相明候条、御城下在々共如前々之、  
可令商売候事、  
右五ヶ條之通り、御城下不残在々共ニ不残、如兼而之  
可被相触候、以上、

天保八年十月朔日 木工 「」

御触

一、去年凶作ニ付、一統御擬越作物被相減置「」  
相定通可被渡下様無之候ニ付、当分左之通被相減候、  
一、出入司・御町奉行 公義使遣料三ヶ式渡リ、  
一、公義使・御郡奉行 御合力扶持三ヶ式渡リ、  
右兩役之外、御合力同様被下候御合力扶持之分皆渡リ、

夜同断曇リ、時雨、暁晴レ、八日朝西風つよし、天氣  
二成ル、夜曇リ、九日朝同断、夜曇リ、十日朝暖氣、  
曇リ、西風強シ、夜同断、

御触

〔朱書〕

一、御家中知行物成米等飯米之分、去年二限り、為替  
米御免被成下候処、此末共ニ勝手之輩、在々向寄之  
御蔵場へ相納、御城下於御蔵場、為替米御免被成下  
候間、勝手次第願可申上候

〔朱書〕

一、去年凶年二付、知行取定仙之輩ニ限り、十里以上  
遠在ニ而も、知行所より米雜穀為替為指登候儀、当  
分被相免置候処、当時より前々之通被相留候事、

〔朱書〕

一、去年凶年二付、御家中士凡旧諸上納懸リを始、諸  
拝借金等、其外相定諸上納物拘来不足等ニ而、不納  
之分共ニ、去年中年延ニ被成下候分、当年より御割  
合通可被召上事ニ候得共、兩度之凶年ニ而、一統分  
而困難之次第、深痛被 思召候、依之当年之義ハ、

右御取立物不殘御用捨被成下□、来年「□」上  
納物懸リ之分、不殘一口ニ相集、知行分□之輩、十  
分老御引留地を以、濟切迄被召上、御利足分ハ御用  
捨被成下候、右之内、是迄より過納ニ相成候分も候  
ハ、其時々被進下候、右様格別之御吟味被成下候  
而も、自今及不納輩於有之ハ、嚴ニ御引留地を以被  
召上候条、此旨一統相心得、覚悟を相改、質素儉約  
相守、御奉公取続候様可仕旨被 仰出候、

諸役所倍合金利息を以、其役所之相続仕居候分、  
難相立候間、当分元金之四十ヶ老、於 上被補

下候事、

〔朱書〕

一、玄米御扶持方之輩、追々御割合弛「□」節より  
前條同様割合を以被 召上候事、

〔朱書〕

一、自分相對借財之義ハ、不失信義様返済可仕候、雖  
然、凶年打続、一統困難ニ指逼候事ニ相聞得、返済  
相及兼候者も可有之候間、金主も厚致勘弁、無利息、  
又八年賦等ニ而も仕、双方立行候様可致事、

十九日朝向綿入式着也、天氣よし、西風ニ成、晩方曇リ、夜同断、廿日朝天氣、水霜、天氣好、昼中曇、夜同断、廿一日朝水霜、寒、天氣能、終日同断、夜星、廿二日朝■〔初而〕霜、大ニ向寒、天氣よし、晩方曇リ、夜同断、廿三日朝水霜、曇リ、昼中天氣大ニよし、夜星、廿四朝水霜、天氣よし、晩方東南風吹入、夜大ニ曇リ、廿五日朝雲、四ツ時頃より大ニ曇リ、雷鳴〔数十声〕上天并、南方嚴シ、雨降ル、八ツ時頃天氣ニ成、無程曇リ、雨降、晩方雨晴レ、夜星、

過ル廿日頃より、在々町場古川、吉岡新町辺へ、小芝居願之上御免ニ罷成、御城下表若者共、右之役者相下り候事在之、衰候ニ付、御免之事ニ候、

一、東山御知行所より、廿日不作之申聞、式分通り之引方也、中毛三免、下毛三免五分呉レ遣ス、青立もよほと有之候、

廿六日水雪、霜、天氣よし、終日無類之天氣よし、夜星、廿七日朝水霜、天氣よし、夜星、廿八日朝大ニ曇

リ、五ツ時頃より雨降出シ、終日大雨、引続夜暮半より俄ニ西風励敷吹起リ、暴風ニ而吹夥シ、星夜ニ成、大暴風、曉六ツ時頃止ム、廿九日朝雲、或ハ西風折々有、昼中雲多シ、夜同断、

十月朔日朝雲、昼中西風つよし、天氣能、夜星、

此日より、御救助一切被相揚候、町々御払米も被相揚候、金勝寺之御救小屋も被相揚候由、濁酒屋ハ壱町壱軒ニ被相免候由、

一、御邦内凶年ニ付、志願調達金も朔日□被相請候段御触出し□由、

二日朝曇リ、晩方雨降出シ、夜弥増雨、三日朝雨、終日、夜同断、夜半後雨晴レ、星、夜四ツ頃曇リ、天氣よし、西風少シ、夜星、誠ニ寒、霜降ル、五日朝霜如雪之、当年初而之大霜、野菜物不殘倒レ、道路も氷リ張、天氣よし、夜星、六日朝寒氣、霜如雪、天氣能、無類之天氣なり、夜星、夜半後曇リ、時雨、七日朝同断、時雨、五ツ時後晴レ、雲<sup>マモ</sup>リ、天氣ニ成、折々時雨、

方」有、無程雨晴レ、大ニ曇ル、夜同断、五ツ時頃雨降、無程晴レ、西風吹、五日期西風少々、天氣大ニよし、西風つよし、格別寒氣を相増候、夜星、六日期霜、天氣よし、終日暖氣を相増候、夜星、曉大ニ曇リ、七日朝大ニ雲居、終日同断、夜同断、少々雨降、八日期同断、曇リ、雨少々降、終日同断、夜折々雨晴レ、晩方より大雨ニ成、九日期同断大雨、夜同断、曉雨晴レ、十日朝大ニ曇リ、終日同断、夜行雨降、

九月十日頃相場

一、新白米 尅升百八拾文、

一、新玄米 尅切ニ付尅斗式升より尅斗五升迄、日々

下落、尤在郷ニ而ハ、高直之内ニ相払度、青米ニ而  
搾売リ出ス、仍而問屋く仕切不申、内貸ニ買候由、

来年ハ弥増米不足ニ成可申候、米沢山ニ而、当時ニ  
沢山売リ出し候事ニハ無之、直段高ニ泥ミ出米之事  
二候、

一、粟、尅斗五十文より六七十文迄、在々ニ而糧ニ喰  
ニ付、直段下ケ不申由也、無程直段引揚、六七十文

より百文迄、

一、此節御城下町々アキ家多し、破損家多し、在々ハ  
中奥迄、猶更明家死亡退転多し、目ノアテラレ又有  
様也、御城下流民多し、寒ニ向ゆへ、横死多し、

十一日朝大雨降続、終日同断、夜同断、海鳴渡ル、北  
東風吹入、十二日期同断、大雨降続、海度々鳴渡、北  
東風吹入、終日大雨、晩方北東風甚々敷吹入、夜雨式  
雨、少々晴レ、北東風吹入、海大ニ鳴渡ル、夜半後雨  
晴レ、大ニ曇リ、嵐模様、海鳴、右ニ付十三日 御発  
駕延引候と、人々大ニ見合セ申候所、暮後御出立ニ成、  
此嵐ニ付、世間米又々高直ニ成、十三日期北東風甚々  
敷吹入、嵐大ニ曇リ、  
屋形様御発駕、御登昼中折々少雨、夜同断、大ニ曇リ、  
十四日期同断、晩方少々雲晴レ、夜大ニ雲晴レ、星月、  
無雲、綿入着、暖氣ニ成ル、十五日朝大ニ曇リ、昼中  
少々雨降、夜月、十六日期肝、昼中天氣よし、暖氣、  
単物着、夜星、月、十七日期雲、昼中天氣、晩方雲、  
夜同断、十八日期大ニ曇ル、終日同断、夜同断、向寒、

并真字式歩判指出シ相成、引替所迄道法相添候分ハ、  
金百兩ニ付壹厘、銀五分ツ、割を以、諸入料被下候  
処、向後ハ道法遠近ニ不抱、古金百兩ニ付拾兩ツ、  
御手当□成下候間、古金不貯置、当十月限り引替可  
申候、若其上ニも貯置候者於有之ハ、敵敷御沙汰ニ  
可相成候条、其段兼而為心得、御料私領地頭、急度  
可被申付候、 七月

八月下旬相場  
一、御藏米壹俵 午ノ年米六切壹朱位、未ノ年米五切  
半より六切積迄、売人不足、買人不足、尤昨今羽州  
表へ、米買ニ問屋共罷越候分も有之、  
上ニ而も越後米着岸送り、海上迎舟御足輕上乘ニ為  
被遣候、

廿二日朝雨降、昼中雨晴レ、大ニ曇ル、終日同断、夜  
同断〔雨降〕、大ニ曇リ、廿三日朝大ニ曇リ、同断、  
暖氣ニ成ル、追而天氣よし、晩方雷鳴式三声計、急雨  
降、夜星、廿四日朝水霜、昼中天氣大ニよし、夜星、  
廿五日朝天氣よし、南風吹、追々雲、夜星、廿六日朝  
雲、天氣よし、夜星、廿七日朝霧降、大ニ曇リ、昼中  
天氣よし、夜星、夜半過キより大ニ曇リ、廿八日朝大  
ニ曇リ、無程天氣よし、雲多し、晩方南風吹入、大ニ  
曇ル、夜同断、廿九日朝大ニ曇ル、晩方南風吹入、雨  
模様、夜同断、晦日朝大ニ曇ル、夜同断、雨降、無程  
雨晴レ、

一、当新米、青米ニ而町々問屋出ス、壹切ニ八升より  
壹斗式升迄、追々下落、  
一、石ノ卷ニ而鑄錢密吹□□向唐仙通宝試吹候由ニ而、  
四文せん、百文せん吹候由、当月始数人御始末ニ相  
成、被召捕御牢入ニ成候、  
九月朔日朝俄ニ立直シ、天氣ニ成、晴天也、裕着ニ而  
寒シ、裕単物着、終日暖氣、晩方海鳴渡リ、曇ル、夜  
星、雲、二日大ニ曇ル、終日同断、夜同断、海鳴ル、  
三日朝同断、曇リ、霧雨降ル、四ツ時過天氣よし、暑  
ニ成、単物着、夜星、雲、四日朝大ニ曇リ、無程天氣  
ニ成、八ツ時頃俄ニ曇リ、急雨降、雷鳴式声〔西北之

八月十五日朝西風、曇、暖氣、袷着ニ而アツシ、四ツ時頃より天氣よし、晴天也、單物着ニ而アツシ、昨日之嵐、稻作へ格別ニ障リ候様子ニも無之、今日田地見致候へハ、稻之花懸ケ居候分、相見得申候、晚方雲多し、水雲立、夜曇リ、夜半過キより雨降出ス、十六日朝雨降、袷着、冷し、終日雨、夜同断、夜半後雨晴レ、大ニ曇リ、十七日朝同断、追々天氣ニ成、追々曇リ、夜星、或曇リ、十八日朝晴天、晚方曇リ、夜同断、十九日朝同断、天氣よし、夜曇リ、追々星、廿日朝天氣よし、水霜、昼中終日晴天、無雲、夜星、雲リ、一ノ宮江新米 御献納

廿一日朝大ニ曇リ、寒冷ニ向、南風吹入、大ニ曇リ、晚方雨、

### 公義触

世上通用金、慶長以来度々吹替ニ付口者、自然金位異同有之義者勿論之事ニ候間、兼而悉最上之位ニ吹替之御趣意も有之候へ共、不容易義ニ付、此度金位之通、新規判金吹立、壹枚ニ付金五両通用之積リ被 仰出候

間、銀・錢共ニ兩替小判壹歩判式朱金同様之割合ニ相心得無滞通用可致候、

一、五両判吹立并小判壹歩判をも位を上ケ吹立被 仰付候、右ニ付而者、金子之員数相減候間、世上融通金相増之為、小判壹歩判をも、壹兩ニ付五分目方減吹替被 仰付候条、兩替是迄之通相心得、無滞可致通用候、右引替日限等之儀ハ、追而可致沙汰候、一、式朱金通用之儀ハ、是迄之通相心得、式歩判之義も、壹朱金同様、追而通用停止可被 仰出候間、兼而其旨可相心得候、

右之通、国々追々触出者也、

天保八年

七月十八日

(追記)

「大目付へ

古金銀、其外口替方并引替所之義、当西十月迄、是迄之通被指置候段、去申ノ十月中被相触候処、<sup>(朱書)</sup>「追々引替相渡候へ共、未残分不少ニ有之、勿論」右引替方ニ付而ハ、諸雜費等可相懸訳を以、是迄古金

入分三ヶ二、無手入等出穂無之、不用立分三ヶ一二相見得申候、夜曇、十日朝夜雨大ニ降続、十日朝北東風、嵐、五ツ時後雨晴レ、大暑ニ成、晩方冷氣、夜月、雲、

十一日朝地震、曇リ、夜同断曇リ、十二日朝同断、曇リ、昼中天气よし、暑薄ク、拾着ニ而よし、当年ハ残暑不足也、夜俄ニ曇リ、雨降、無程晴、星月夜、十三日二百廿日也、朝晴天、無雲、拾着ニ而寒シ、誠ニ静なり、昼中段々曇リ、晩方大ニ曇リ、夜曇リ、至極ニ曇リ、雨降出シ、十四日朝大雨ニ成ル、四ツ時頃より東風吹入、嵐模様ニ成、弥増雨つよくなり、八ツ時頃より辰巳風甚々敷、大嵐ニ成、世間倒木倒家夥シ、恐入候大荒なり、暮□未申ノ方江風廻リ、辰五ツ時頃西風ニ成、雨晴レ、月雲ニ成、終夜風吹、暮方より単物着之暑ニ成ル、大嵐ニ而、市中米并雜穀直段、少シ引揚申候、

#### 八月相場

一、御扶持方米三人分四人分壹俵渡リ之内、二日より八日迄 半俵ツ、正米渡リ、九日十日と御役料并玄米等、八月 渡リ之分、四ヶ一正米渡リ、十一日よ

り十七日迄御扶持方 麦半俵渡リ、十八九日と御役料并玄米四ヶ一麦渡リ、御扶持方多し人右へ准し渡リ、

附リ、御近在国分、名取、田作不宜候へ共、よき所も有之由ニ而、米直段日々下落、白米壹升 式百文より式百三十文位迄、俵ニ而買人なし、  
「 米壹切ニ付 御蔵地米七升五合位、他 国米八升五合位迄、日々下落ニ向、  
一、他国酒不足ニ付、壹升半切位也、  
一、御国酒ハ、御酒屋式軒ニ而売候所、上之所ハ壹升半切、水入之所壹百三十文ツ、誠ニ恐入候高直なり、夫々人々喰居申候、  
一、麦 壹切ニ付壹斗、  
一、小豆 壹升七拾文より百文迄、新古ニ而、  
一、二百廿日大嵐ニ而、倒木数多在之候へ共、田作ニハ格別障リ無之、尤人並ニ植仕付進候分、稻不残実法リ候故なり、此頃御領分一統ニ相聞得申候、  
八月廿日  
一、

よし、夜星、追々曇ル、廿五日朝ミなどゆけ雲多し、  
よほと冷氣、裕着、又ハ綿入着ニ而よし、□物計ニ而  
ハ寒し、昼中無宜ニ而、歩行不苦候暑成、晩方晴天ニ  
成、夜星、或曇リ、廿六日朝大ニ曇リ、今朝芋沢村よ  
り焼米売参リ、稻穂之実入よきを持参致し、世間焼米  
出候噂相聞得候、酒なし、「  
」食くわせ候へ共、  
酒為呑候所絶而無之、市中売酒不足ゆへ也、尤高直也、  
昼中天气よし、晩方雨降、無程晴レ、夜五ツ時頃より  
雨降出し、つよし、夜半後雨晴レ、廿七日朝日光を拝  
ス、五つ時頃より雨降出ス、昼中大ニ曇リ、暮半頃星  
夜、無程雨降出シ、つよし、廿八日朝雨つよし、終日  
降、雨多ニなる、晩方不晴レ、大ニ曇リ、夜同断、或  
ハ雨降、廿九日朝大曇リ、五ツ時頃より急雨つよく降  
出ス、此節稻出穂花かけ時、至極之時節、毎日毎日の  
不天气ニ成、誠ニ心支不宜事候、志田郡辺ハ、当年ニ  
限り出穂さへすれハ、直々実入之年ニ而、順候なるへ  
しと云、晩方雨晴レ、夜大ニ曇リ、晦日同断、西風吹  
出ス、無程風止、小風ニ成、昼中天气よし、□曇リ、

一、昨今米下直ニ相成、御城下「  
」切ニ七八升  
也、尤八百屋売・肴売、屋敷内より壺升式□五十文  
程ニ内証買流行也、

八月朔日天气よし、雲多し、「  
」星、静成、二  
日天气よし、晴天なり、南風吹入、夜星、

三日二百十日也、朝誠静なり、晴天ニ而、雲有、東開  
テ、西大曇リ也、四ツ時頃より至極ニ曇リ、昼頃より

雨降出ス、一円無風、夜同断雨、四日朝雨降続、昼中  
蒸暑ニ而雨晴レ、晩方雨降、夜同断降続、五日朝同断、

雨降続、昼中北東風弥増つよく、少々出水有、晩方嵐  
つよく、雪ニ至リ、嵐雨止、夜星夜ニ成、六日朝天气

よし、晴天なり、五ツ時より雲起リ、四ツ時より大ニ  
曇ル、晩方雨降出シ、夜同断、

御近在所々水冠り多し、稻懸最中之分、稻「  
」  
事御座候、水無程引、

七日朝晴、天气よし、雲多し、昼中天气よし、暑ニ成、  
湿気模様也、夜星、八日朝大ニ曇リ、終日同断、裕着、

冷氣也、夜同断、九日同断、大ニ曇リ、雨降、  
昨八日、苦竹辺田地見致候所、実法之稻三ヶ一、不実

中大暑ニ成、天氣好、夜曇リ、八日朝大ニ曇リ、もや立、五ツ半時後しのく、天氣ニ成、大暑ニ成、天氣よし、夜星、月、追々曇リ、九日朝大ニ曇リ、鈍天也、大暑也、夜曇リ、十日朝同断、鈍天也、暑也、夜曇リ、十一日朝大ニ曇リ、大暑也、蚊至極多し、蠅誠ニ不足、在郷共ニ同断、八ツ時俄ニ急雨少シ、直ニ晴天ニ成ル、南風ニ成、晩方或曇リ、夜同断、十二日朝大暑、大曇ル、七ツ時頃雷鳴、東南ニ而七八鳴、静ニ候、晩方弥増曇リ、蒸暑、夜大ニ曇リ、蒸□、十三日朝大ニ曇リ、蒸暑ニ成、天氣よし、夜曇リ、十□日朝大ニ曇リ、昼中雨降、人々沢山雨降候へハ、畑ものニよしと相願□無程雨晴レ、好天氣ニ成、西風つよし、しきりニ吹、晩方風止ム、夜好月夜、十五日晴天、西風吹、昨今朝夕冷氣を催し候、夜星明、十六日朝同断、天氣よし、昼中大暑、夜月、十七日朝同断、天氣よし、御領内中早稲出穂揃中、晩稲はしり穂ニ出ルと云、直々廻リ見候へハ、早稲ニ而飛穂出申候、終日晴天なり、夜月、水雲、十八日朝雲多し、天氣よし、厳暑也、昼中折々雨、聊ツ、兩度降、霧を吹候位ニ而、直く上天氣、晴天ニ成、夜同断、月夜、十九日朝晴天、上天氣也、厳暑也、過ル三日大時化嵐以後、土用明キ、晚□□日々暑氣甚々敷、袷着用老日も無之、秋氣ニ成、残暑、却而土用中厳暑なり、此五六ヶ年覺無之候、夜星、又ハ曇リ、八ツ時後少し地震あり、廿日朝大ニ曇ル、地震ゆへか、格別秋冷相催、晩方ハ帷子ニ而寒シ、夜曇リ、冷し、廿一日大ニ曇リ、單物着、袷着ニ而もよし、昼中鈍天、入雲ニ而模様あしく、夜大ニ曇リ、夜明より雨降出ス、廿二日朝雨、土用明キ後初而永降模様之雨降出也、冷風ニ而、袷着、綿入着、又單物着ニ而もよし、終日降続、七ツ時頃より雨晴レ出シ、雲ニ成、夜曇リ、夜半頃より月夜、廿三日朝天氣よし、冷氣、單□ニ而冷し、上天氣ニ而、此近年之無キ程也、晩方又々雨降□シ、夜同断雨、夜半頃より雨晴レ、雲、廿四日朝晴天ニなり、朝夕昼中共、先達而中より格別ニ暑衰ヒ、冷氣ニなり申候、稲穂出穂之事も、当年八田植後レ候分、又ハ野草引分ヶ悟<sup>カ</sup>り候分「カ」不宜、出穂揃ニハ參リ不申、至後レ候分も御座候、朝飯後曇リ、昼九ツ時頃より晴天、結構之氣候成、單物着ニ而

二成不申、大困り入候、夜同断、大曇り、雨、又或星出ル、四日朝大ニ曇リ、雲丑寅より未申ニ行、昼中天気もよふ成、晩方雲り、夜同断、五日朝大ニ秋冷□催し、寒シ、裕着、又綿入着、天気もよふ、晴天ニ成、四ツ時頃晴天ニ成、少し暑氣不足、秋風甚し、雲東へ行、南風吹候、冷風なり、俄快晴之模様ニ成、人々安堵之思を致候、世間此間之冷氣引続ニ付、米直段引揚、壺切四升又ハ五升入ニ而、無心買ニ相成候、夜曇リ、又星、俗ニ云、ナンハン蜻蛉出ル、

一、七月米渡リ御扶持方渡リ「」玄米ヲ渡リ、玄米御役料渡リ共、如常月之一日より十日迄、玄米ハ十一日より十四日迄、六月渡リ俵半高残りを御米不足ニ付、又半高被相渡候、残分米着次第、当月十五日後ニ被相渡候由也、仍而割合三人分四人分、六月式俵渡リ之由、六月中壺俵被相渡、残壺俵七月渡リ、其内半俵ツ、計リ立を以被相渡、大ニ人氣ニ拘リ申候、

一、肥後米五升壺切也、他邦米酒田・越後壺切五升五

合、白米四斗五合位ニ而壺切、此頃直段引揚申候、

一、さくつ 壺升□□文位、又ハ七八文也

一、新麦 壺切ニ八升□□升五合位迄、七月「」

直段引上カル、

一、大豆 (マ)

一、□豆 (マ)

一、他邦酒壺盃百「」文、土用後大暑ニ而落酒ニ相成、至而不足、七月始又々買入ニ、酒屋共酒田辺

へ出張之由、当時仙台中逼迫也、

一、荏水油 式升壺切也、

一、魚油 壺切ニ四升、

一、茄子 他邦種ニ而茄子多し、地元長茄子不足、十

ニテ三拾文五十文位迄、誠ニ高直也、

一、木瓜 壺本五文位より七八文位迄、同断、

一、薪炭共ニ高直也、盆松も例年より高し、

一、かちか瓜、壺ツ式拾文より四拾文位□、

六日朝雲「秋冷、冷シ」、四ツ時頃より晴天、無「

」帷子或単物着、夜星、七日朝冷シ、雲多し、昼

少シ冷氣ニ成、廿二日朝少し冷氣相催、大ニ曇ル、格別冷氣相催候、単物着、或袷着之者、少し有之候、冷氣ニ成候故、人々氣持あしく、夜同断曇ル、廿三日朝大ニ曇ル、雲南西より東北へ行、四ツ時頃霧雨降、冷氣なり、単物着、当年も凶年ニ至ル哉と、人々大ニ憂、喰物貯之吟味ニ取立候者、所々相見得候、乍去、喰物麦等来年分候ハ、他人押寄セ、奪取り可申勢ヒニ候、仍而ハ、後難を憂、容易買入不相成、此節麦等買入、

人ニ頼置候而「買入人之喰料ニ不用立候、□□」無之、前後進退窮し候時節ニ御座候、夜同断曇リ、廿四日朝曇リ、昼中天氣ニ成、星相催、単物、又ハ帷子着、晚方南風吹入、冷氣也、単物着、大ニ曇ル、夜同断、或星、廿五日朝大ニ曇ル、もや少し立、単物着、昼中鈍天、帷子も着、七ツ頃西北雷鳴二三声有、右故か、弥増曇リ、夜同断、廿三日朝同断、曇リ、もや立、単物着、四ツ時頃嚴暑ニ成、帷子着、八ツ半後雷鳴三四声、上天ニ而鳴渡リ、其後弥増曇リ、夜同断、「○電光□し」廿七日朝大ニ曇リ、鈍天なり、雷鳴ゆへか、冷氣少し相催候、袷并単物着用致し、昼中

帷子着「曇リ、夜同断、雨少し降、廿八日朝同断、雨少し降、冷氣、単物又ハ袷着、昼中単物着、大ニ曇リ、折々日光を拝ス、東南より雲大ニ入、夜同断、大ニ曇リ、夜中雨降、廿九日朝大ニ曇、雨降、或ハ晴レ、東南風吹入、嵐模様ニ成、単物着、昼中南風巖敷吹入、尤入雲甚シ、海鳴渡ル、大時化、嵐もよふ也、夜同断、夜半頃より雨降出ス、蒸暑也、

七月朔日朝雨降、蒸暑也、昼中弥増入雲ニ而、嵐もよふ甚々敷、終日氣味あしく、暮半頃地震ス、同断嵐模様、終夜吹荒し候、二日朝同断、雨降、五ツ時「晴レ、入雲多し、昼中天氣単物着、暑成、弥増入」昨今桔梗花咲、□ら蟬多し、晚方雨降出ス、夜同断、後ニ大雨、「三日朝東北風はけ敷、大嵐、肝をつふし候程ニ御座候、五ツ時少前雨」夜半ヨリ初り、七八鳴、キヒシクナシ、冷氣、袷着綿入口単物着ニ而寒シ、雷鳴後、大嵐止、海鳴リ渡、雨つよく不止、九ツ時頃雨止、大ニ曇リ、雲未申江行、単物着、暑ニ成、如前書之荒候而も、睨と天氣

一、他国酒、老盃百五拾文ツ、此節下落百四拾六文位、御国元酒絶而なく、御酒屋式軒ニ、内証酒少シ売出ス、百三十文ツ、

六月十八日大番組衆より即口罷出候様御触出シ、麻上下着ニ而罷出候様申来リ、罷出候所、被仰渡候趣左ニ、

(\*1)

去年大凶作ニ付、飢寒ニ至リ之者ハ、頭々より申出次第、金穀を以、夫々御救被成下候へ共、此節と相成候而ハ、一統ニ而指迫リ候体、深痛「に被思召候」、急渴凌之一助ニも相成候様、御手当被成下度、取立御吟味も被相尽候へ共、累年御不如意之上、近年相続不作、去年之儀ハ、類も無之、非常之大凶作ニ而、至極御窮迫被為至、兎ニも角ニも被遊方も無之、誠ニ聊ニハ候へ共、非常之御指略を以、御金被下置候旨 御意之事、

一、万石以上 金式両式步ツ、  
一、千石以上 金式両ツ、  
一、三百石以上 同老両式步ツ、

一、百石以上 同老両ツ、

一、百石下 同三步ツ、

一、諸組士進退無高 式步式朱ツ、

一、凡下御扶持人進退無高下 同老步ツ、被下置候、

六月十六日 老役「 」「麻上下ニ而御呼出之上、被仰出候事、

十六日朝雲多し、「 」「終日曇リ、夜同断、十七日朝大ニ曇リ、蒸暑也、甚暑也、夜雲多し、

夜五ツ時土用入

十八日朝雨多し、鈍天なり、蒸暑也、呼吸息不見得、四ツ時頃大ニ曇リ、霧少し降、無程晴レ、上天気、大暑ニなる、夜星、十九日朝雲、上天気、大暑也、昼後折々雨、雲東へ行、夜星、四ツ頃大ニ曇リ、暁七ツ時又々雨、俄地面濡レ候迄なり、雲東へ行、是ヨリ末、湯をつかへ候「程」厳暑なし、厳暑也、廿日朝大ニ曇リ、雲東へ行、無程雨降、或晴、終日同断、夜□、廿一日朝雨晴レ、大ニ曇ル、大暑引続なり、鈍天、蒸暑、晚方雲入置、雨降出ス、無程晴レ、夜大ニ曇「 」「

降、六日朝もや立、霧降、昼九ツ時頃より照ニ成、ゆかた着、七ツ頃西北方雷鳴、五六声静ニ有、無程雷雨つよし、七ツ半時後雨少々晴レ、大ニ曇リ、入梅中□如クニ、甚々湿し、夜雨、七日朝雨晴、大ニ曇、裕着「夜同断、九日雨少シ、大ニ曇リ、昼中雨、九ツ時後西北之方雷声五六鳴、静ニ有、雨強シ、夜大ニ曇リ、折々雨、十日朝霧、或雨、遠方不見得□曇、昼中数度雨降、又晴、夜同断、曉頃地震、十一日朝霧降、単物着、又ハ裕着、大ニしける、人氣大ニ悪シ、昼五ツ頃上天、雲東へ行、中天雲西へ行、転雨、大ニ曇ル、今朝之地震之訳か、昼頃より少々晴天ニ趣キ、八ツ頃上天気、雲多し、星ニ成、帷子着、世間裕着之者無之、人氣大ニよし、夜星、雲、九ツ頃晴天、星、十二日朝天気よし、雲多し、星ニ成、畑「も」の「」よりも天気ニ成、大ニ生を相増、田ハ猶更之事ニ相聞得申候、昼中大暑、帷子着、人氣大ニよし、晩方曇リ多し、夜星、月よし、十三日朝天気よし、雲多し、曇リ、雲東へ行、昼頃迄昨日より冷氣、単物着、帷子ニ而冷し、無程天気ニ成、暑相催、八ツ時後又々曇ル「」帷子着用霧降、無程雨晴レ、或雨、七ツ半時頃虹張ル、夕虹簾ヲヌクト云古語之通り、天氣ニ成、夜大雨、或ハ曇リ、雲東へ行、夜半□□雲晴レ、十四日朝快晴、晴天、日木ニ雲なしと云如ク、上天氣なり、昼中雲多し、暑氣つよし、晩方雲晴レ、夜月、星、十五日朝晴天、雲なし、上天氣甚暑也、夜月、或雲、蚊多し、螢不足、

一、木瓜・さゝけ、此月始より商売ものニ相見得申候、  
一、から麦、岩沼辺三斗位之由、長町辺搗麦耆斗已上之由、何も「金」せん不通用、不廻リニ付、如斯、  
一、六月渡りも半高渡り「」、  
一、玄米渡りも、五月より月「」十月迄ニ、月々渡り「」も月々都合ニ而渡り、大痛迷惑ニ相聞得申候、  
一、新麦刈取、在々ニテ食候ニ付、穀物直段下落ニ成候由、御払米上段組買人「」ニ付、相進ミ不申由、さくつ耆升七八文ニ成候「」此節ニ至リ、世間人氣安心ニ定ル、

当酉年諸苗木不生ニ付相場高直

喰候也、深谷鹿又辺、独丈馬ヲひき、人々喰候事、

一、稲苗二ツカミ式百把ニテ金□朱也、苗一元三本ヨ

リ四本マテ植候へハ、耆反分江百把位ニテ間ニ合候

見詰也、例年之半高内ニテ、間ニ合セ候而如此、種

粃ヨリ植拵候テモ、此直段ニ揚不申候由、苗買求メ

ナリカタキ御郡ニテハ、稗ヲ植候事、稗種耆切ニ九

升位之通用也、遠田辺ハ追々種蒔之分、右苗成生之

植ニテ、田植ニ取立之手配ナリ、余御郡も同断、

一、畑芋種 耆ツ五文ヨリ六文位□□

一、茄子苗 耆本三文ヨリ四文以上迄、

一、木瓜種 一粒錢五分より耆文迄、苗、

一、カホチヤ苗・ヘチマ苗、耆本七八文ヨリ十文以上

迄、

一、毛虫不足□□ 無しと云、

一、石巻・渡波辺、□人之肉を切取、煮焚致食候事実

正ニ相聞得、驚入候事ニ□□ 候、旧冬より当冬

迄之間也、右ニ付御代官都沢寛太夫、人食人共□□

□□ 候へハ、空腹ニ付無抛喰候事ニ□□ 之者申

出候由也、死人葬候を起し、又横死共ハ肉を剥、相

六月朔日朝雲多し、晴天ナリ、ゆかた着、帷子着、晚

方曇、夜同断、雨、□□ 朝雨つよく降、単物着、

蒸暑也、無幾度ト照□也、炎暑也、晚強雨、夜同断、

夜半雨晴、星、或ハ曇リ、夜中単物、或綿入着ニ而寝

ル、昨年ニ覚無之暑気なり、三四日之暑気ニ、畑作立

直シ候、世間此節より初而蚊やをつり候□相聞得、私

家など蚊や不釣と而も、いまたよる敷候、夏至ハ去月

廿日ニ候処、夏至後当時頃迄蚊や不釣居候節、誠ニ稀

ニ候、尤去年さへ、当時より前ニ蚊やつり候、螢も一

円生シ不申候、当時糞虫も沢山ニ生き不申、□□ 一

気候ニ候、

同三日朝炎暑、単物惣身多□□ 大曇リ也、雨降

度々なり、西風なり、晚方少し冷氣ニ成、夜同断、雨

降、又晴レ、四日朝冷氣ニ成、袷着、又ハ単物着、昼

中雨降、梅雨中之如し、東風吹入、折々晴レ、夜雨降、

夜降、五日朝雨降続、袷着用、晚方晴レ、大曇リ、夜

螢初而出ル、蚊多シ、大曇ル、麦刈蟬所々鳴ク、夜雨

一、五月八日朝雨晴レ、大ニ曇リ、□程雨降ル、或ハ  
 雨晴レ、又々強ク降出ス、昼七ツ時頃辰巳之方より  
 上天、南之方へ雷鳴式三声有、無程雨晴レ、夜曇リ、  
 九日朝晴天、西風、天気よし、暑ニ成、雲多し、夜  
 月、星、十日朝裕着、天気誠好、無雲、人氣よし、  
 麦豊作と云、夜月、星、十一日朝無雲、天気よし、  
 夜月、星、十二日朝無雲、天氣能、晩方曇リ、世人  
 単物着候人多し、夜大ニ曇リ、十三日朝猶又大ニ曇  
 リ、折々霧降、晴て鈍天、夜霧、大ニ曇リ、十四日  
 朝大ニ霧降ル、晴レ、曇天也、夜同断、折々月星、  
 又雲、十五日朝雨降、無程晴レ、大ニ曇リ、南風吹  
 入、夜雨強シ、八ツ頃より雨晴レ、西風吹、十六日  
 朝晴天ニ成、寒シ、天氣大ニ好し、夜月、星、十七  
 日朝曇ル、裕着、昼後西南と東北ニ而雷鳴二度、夫  
 より弥増雨ニ成、夜雨つよし、十八日朝雨天、寒シ、  
 終日雨降、晩方雨晴、夜雨降、或晴、大ニ曇リ、十  
 九日朝雨晴レ、大ニ曇リ、寒シ、晩方雨、夜弥増雨、  
 廿日朝引続雨、昼中晴レ、大ニ曇リ、或天氣ニ成、  
 夜星、月、雲、廿一日天氣よし、曇リ、昼中〔南風  
 吹〕少し雨、無程天氣ニ成、風西ニ廻ル、夜星、月、  
 廿二日朝晴天ニ成、昼中単物着ニ而もよし、裕着、  
 八ツ半時雷西北ニ而一鳴有、巖敷候事ニあらず、七  
 つ半「 」「迄又々雷鳴、二□鳴、同断ニ而夜暮  
 半頃より南方雷」 「有、星、廿三日晴天、  
 天氣よし、単物着、裕着、小鯛大ニ来ル、晩方大ニ  
 曇リ、夜同断、廿四日霧降、昼中少々天氣成ル、晩  
 方曇リ、夜同断、□五日朝雨降、四ツ時後雨晴レ、  
 昼後天氣ニ成、単物又ハ裕着、夜星、廿六日晴天、  
 天氣よし、昼中南風吹入、裕着用、又単物ニ而よし、  
 夜星、夜半より大ニ曇リ、廿七日朝霧降ル、無程雨  
 降、終日同断、夜同断雨つよし、廿八日朝雨晴レ、  
 五つ時前より晴天、雲なしと成、暑ニ向、世間並單  
 物着、夜星、廿九日天氣よし、雲多し、昼中暑氣相  
 催、当年初而之暑氣なり、既ニ木ノ葉、或ハつた葉  
 したれ候様ニ見得申候、一統ゆかた着用、夜星、曇  
 リ、卅日朝大ニ曇リ、昼中蒸暑氣、昨同断之 暑氣  
 也、鈍天也、大ニ曇ル、或星ミへね□□後地震つよ  
 し、星ミヘル、

ツ、鑄錢可申候、吹方之儀、江戸上座後藤三右衛門支配金座人之差配を以、請候運上之義、老ヶ年拾万貫ニ付五千貫文ツ、右金座へ為相納候様可「」、領内錢払底ニ而、四民難義ニ付、御免之事ニ候間、鑄錢通用之外、近国江錢ニテ売出候儀ハ、可為無用□事、

一、四月廿六七日頃、御扶持方所御役人一部、他国御買入米升数相減、諸渡リ相渡候義、御目付大河内源太夫聞拔を以、御小人始末ニ相成、原ノ町俵仕直し御請人駄賃取勘太郎被召捕候、右之始末初リハ、市中渡リ米払米之由ニ而、塩釜へ駄送、三駄往還ニ而付出候を、御小人見捕、其上ニ而段々御吟味ニ相懸リ、右甚太郎被相捕、其後御蔵守兩人被召捕、御牢入ニ相成候、其後引続米 俵仕懸リ御役人横目高橋順治、御役人上田周助、坂本清兵衛、駒出小出駒之助被召捕、揚屋入、其後加藤榮之丞、高玉覚蔵、村岡松之進〔無異儀□進上候由〕被相捕、揚屋入之由、御役人千田清之進、八甫谷兵記嫡子善左衛門兩人も、揚や入之由、引張り多也、米買入塩釜より兩人被召

捕、御糺之買□老俵 八切半ニ而納リ候段申立、無異儀直々被相進候由也、御升取三人、御牢入ニ相成候由也、

一、四月中旬より下旬迄、越後辺ニテ御買入相成候米八千俵、御雇船十艘ニテ無事着、寒風沢へ着岸、直ニ塩釜揚之上、御城原ノ町へ駄送相成申候、

右ニ而よふく町々諸士共ニ御救助間ニ合候事、松前大廻シ□□早ク着岸ト云、御足輕上乘被相付候、越後一島<sup>(44)</sup>ト申者も、陸直リ罷下リ居申候、

一、五月中越後表御買入之米陸駄送ニ而、福嶋より阿武隈川下ヶ、藤場揚之由、御役人御足輕扱人被相下候事、

一、五月六日入梅 同七月初田植

一、五月十日頃新麦〔六角ト云〕売揚ニ出ル、七升老切ト云、在々人氣よしと□

一、六月渡リ御救助方三人分四「願之上、五月十七八日御取越を以、一俵ツ、被渡候事、

雨晴レ、天氣ニ成、曇リ、晩方西風、上天氣ニ成、暖氣ニ而單物着ニ成、夜星、月、暖氣、十八日朝天氣よし、畑作麦出穂多し、夜星、十九日曇リ、少し雨降、四ツ時頃初雷、三声あり、星ニ成、大ニ曇リ、八ツ時頃南方雷鳴少し有、無程暑ニ成、天氣よし、夜星、廿日朝天氣よし、西風、寒シ、昼中天氣よし、西風有、夜星、廿一日朝寒シ、天氣大ニ好、夜星、夜半頃より曇リ、廿二日朝大ニ曇リ、五ツ頃より雨降出ス、終日曇リ、又雨降、夜雨降、或晴レ、時化模様、廿三日朝大ニ曇リ、霧降、寒口、夜同断、廿四日曇リ、夜同断、廿五日曇リ、八ツ頃天氣様ニ成、夜星相見、曇リ、廿六日曇リ、鈍天なり、夜同断、廿七日同断、廿八日同断、昼後天氣ニ成、晩方鈍天なり、夜星、廿九日もや、昼中天氣ニ成、夜大ニ曇リ、世間病人死人多し、少し疫流なり、

五月朔日大ニ曇リ、昼中天氣、晩方鈍天なり、夜雲、二日鈍天、晩方雲入、夜雨、三日雨降続、夜同断大雨、夜半頃より至極ニ海鳴リ渡リ、晩七ツ頃雨晴レ、四日

朝西風、天氣よし、四ツ頃より西大風吹ちらし、夏風也、晩方風止、夜暑、五日朝曇リ、天氣よし、節服ニ而者寒シ、「昼中少々雨降」、鈍天ナリ、夜曇リ、六日〔大枝也〕、朝大ニ曇リ、晩方天氣ニ成、夜月星、七日朝大ニ曇リ、鈍天、昼中暑、天氣ニ成、よふく裕單物着ニ而よし、晩方雨少、夜曇リ、夜半より大雨也、

#### 珍事ニ付認置候

旧大番組於出奔先

自遂出家致居候

清野又右衛門

其方儀、先年重キ不届有之、御吟味中出奔、重科之所為御糺明之上、訖度被 仰付候へ共、旧罪御赦免之義、日光御門主様より再応被 仰入候御趣意有之、御吟味之上、格別之義を以、罪被為宥、無御構被 仰付候事、

#### 公義御附札

書面鑄錢願之儀、領内出銅を以吹方之儀へ、不被及御沙汰ニ候、砂鉄を以、七ヶ年之間、老ヶ年拾万貫文

一、流民所々倒死有、御檢使なし、取仕舞多し、  
一、他所清酒壺盃百五拾四文、八軒ニ御払相濟候所、  
買人不足、

一、糧ハ当時コヲ骨根カトフト云、能拵候へハ無障と  
申大流行、中奥辺、右ニ而一助ニ致候トコロハ、粥  
ハアタリ候由、御城下辺より用、

一、在々稻種糲漬候分、過半朽候而、生不申候由ニ而、  
騒動致候様、年々糲不熟ゆへ、右様朽ニ而、弥増不  
足之種糲、不足ニ相至リ、困入候事ニ候、

一、四月八日、九日、御近在苗代見物致候所、苗生至  
而不宜、種蒔候而も半分生候所も在之、又ハ三ヶ壺  
位生候所も在之、又ハ絶候所も在之候、

一、味噌 市中売壺切ニ三貫百五十匁  
一、醬油 壺升三百廿四文、右式口昨十一月より直段  
被相定、

一、ところかて大流行

一、世間諸口具売流行

一、**疱瘡流行** ■■■

一、四月十四日頃、時鳥鳴ク、

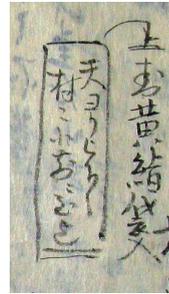
一、四月十五日、初鮪揚ル、十六日沢山ニより、  
壺本五六百文ニ成、

一、同十九日、初雷、式三鳴、夫より天氣ニ成、

一、四月十四日深谷鹿又へ罷下候処、道中深谷御郡入  
候へハ、赤沼村別段ニ衰エ候様、絶言語申候、種糲  
朽、三ヶ一程萌立申候、苗代常年三ヶ一程手入相見  
得申候、高城へ入候へハ、人家所々ニ倒レ居申候、  
尤アキ屋多ク御座候、人面赤ク、喰物なし、小野村  
十七八歳女子共、伝馬夫役相勤申候、田起十ヶ一も  
無之候、広淵之間六十六文ニ而、軽尻江乗候所、馬  
江くつをはかせず、馬子もわらち不用候、右買錢御  
座候へハ、右を以藁煎大豆ニ而も買喰候由、焼めし  
をくれ、よふく、広淵駅へ着致候、倒レ家アキ数知  
不申候、鹿又辺、百姓家アキ家数多候所、何モ死ニ  
絶候由、田地一円手入無之、目ノアテラレヌ事、荒  
地見得渡申候、

十三日より十五日迄上天氣、暖途同様之天氣也、十六  
日南風吹入、晩方曇リ、夜雨降、十七日朝雨、四ツ頃

(図1)



(図2)



右之通り、大坂騒動一件、廻し申来り候由ニ而、留置候、町家大坂便リニハ、一円右様之儀不申来候、尤大坂ニ而ハ、最早ハ廻舟通用留、陸道通用留嚴敷由也、

四月一日朝霜、天気よし、「」夜曇リ、二日朝曇リ、天気よし、夜同断曇リ、三日朝曇リ、夜雨降、終夜降続、四日朝雨引続、晩方少し雨晴レ、夜雨少降、曇リ、五日朝もや立、曇リ、昼中天气よし、曇リ、夜同断、六日朝前天气よし、曇リ、昼寒シ、夜同断、小雨、七日朝大ニ曇リ、天気よし、晩方曇リ、夜同断、八日朝大霜、天気よし、晩方西風、夜星、九日朝大霜、天気よし、南風吹入、晩方静、夜星、十日大霜、天气大ニ好、夜星、静、十一日朝霜、天气大ニ好、常年三月十日頃時節之様ニ而、昨今天氣定り候容子なり、桜

花盛なり、夜星、十二日、昨今無雲、上天气なり、朝霜、晩方大ニ曇リ、夜月、

四月相場

- 一、去々年古米 老俵九切より拾切式朱位迄
- 一、他国御買入 去年米 老俵七切より八切半位迄
- 一、御知行取江御払米他国新米ニ而四切定御直段
- 一、古白米老升三百六拾文より八拾文迄 市中搗屋々々ニ持居候、買人不足、
- 一、他国米 老升三百式三十文
- 一、糯米白米 老升三百七拾五文より四百三拾文位也
- 一、大豆 老升式百八文 市中搗屋之店ニ有之、
- 一、小豆 老斗式百五拾文より七拾文位迄
- 一、銭相場 老切ニ老貫五百文
- 一、荏水油 老切ニ式升式合
- 一、魚油 老切ニ三升八合位
- 一、小麦 老切ニ七升位
- 一、麻疹流行、拾四五年來ニ而流行也
- 一、疫病所々ニ有、当時大流行ニあらず、

而 中興 神武帝御政道之通り、寛仁大度之取扱  
等致遣、年来驕奢淫逸之風俗を、一洗相改、質素ニ立  
戻り、四海万民、いつ迄も 天恩を難有存、父母妻子  
をも無育し、生前之地獄を救ひ、死後之極楽成仏を眼  
前ニ見せ遣し、 堯舜、 天照皇太神之御時代ニ  
復しかたく候共、中興之気儀に快復して、立戻り可申  
候、此書付、村々一々為知度候へ共、多之事ニ付、最  
寄之人家多き所之神殿江張置候間、大坂より廻シ有之  
番人共ニ為知さる様に心懸ケ、早々村々え相触可申候、  
万一番人共ニ眼付、大坂四ヶ所之奸人共江注進いたし  
様子ニ候ハ、番人を不残打殺シ可申候、若騒動起り  
候を承りながら、疑惑致、駈付不申、又ハ遅参ニ及候  
ハ、金持之米金ハ、皆火中之灰と相成り、有天之宝  
を取失ひ可申候、跡ニ而必我等恨、宝を捨る無道者之  
陰言カケを不致様可致候、其ため一同ニ触為知候、尤是迄  
地頭村方ニ有年貢等ニかゝり候諸記録・帳面類ハ、  
都而引破、焼捨可申候、是徳之深キ慮ある事ニて、人  
民を困窮為致不申積候、乍去此度之一挙、当朝平将門、  
明智光秀、漢土之列禮、朱儉忠之謀叛に類し候と申者

も、是非有之道理ニ候へ共、我等一同、心中天下国家  
を篡盗ウハエいたし候欲念より起し候事ニハ、更ニ無之、  
日月星辰之神鑑ニ有之事ニ候、鎮る所ハ、湯武、漢高  
祖、明太祖、民を吊、君を誅して、天罰を執行之誠心  
のみニて候、若疑敷覚候ハ、我等之所業終る処を、  
爾等眼を開て看ヨ、

但、此書付、小前之者江ハ、道場・坊主・或医師等  
より、篤と読聞を可申候事、若庄屋、年寄、眼前之  
謂を畏レ、一己ニ隠し候ハ、追而ハ急度其罪可行  
候、奉天命致天討候、

天保八丁酉年 月 日 某

撰河泉播村々

庄屋年寄百姓并小前百姓共え

上封黄緒袋入 (図1)

天ヨリ被下候

村々小前ニ至迄

(図2)

「太神宮御弘大麻 安田市太夫」

役人共、万物一体之仁を忘れ、得手勝手之政道を致し、江戸江廻米をいたし、天子之御在所京都へハ、廻米の世話も不致のみならず、五升三升位の米買に下り候者共を召捕杯致シ、実ニ昔葛伯と云大名、其農人之弁当を持運ひ候小児を、殺候も同様、言語道断、何之土地ニ而も、人民は徳川家御支配之者に相違なき所、如是隔を付候ハ、全奉行等の不仁ニ而、其上勝手我儘之触書等度々差出シ、大坂市中遊民計を大切に心得候ハ、前にも申通り、道德仁義を不存、拙き身分ニ而、甚以厚ケ間敷不届之至リ、且三都之内、大坂の金持共、年来諸大名へ貸付候利徳之金銀并扶持米等、莫大ニ掠取り、未曾有之有福に暮し、町人之身ヲ以、大名之家老・用人格ニ被取用、又ハ自己之田畑・新田等を夥敷所持、何不足なく暮し而、此節の天災天罰を見ながら、畏も不致、餓死之貧民乞食をも敢而不救、其身ハ膏梁之味とて、結構之物を喰ひ、妾宅等へ入込、或ハ揚屋・茶屋へ、大名之家来を誘引参り、高価之酒を、湯水を呑も同様に致、此難渋之時節ニ、絹服をまとひ候かわら者を、妓女と共に迎ひ遊ひ、平生同様ニ遊樂ニ耽

り候ハ、何等之事哉、紂王長夜之酒盛も同事、其所之奉行諸役人、手に握居候政を以、右之者共を取べ、下民を救候も難出来、日々堂島の米相場計をいぢる事ニ致、実ニ禄盜にて、決而天道聖人之御心ニ難叶、御赦しなき事と候、蟄居之我等、最早堪忍難成、湯武之勢、孔孟之徳ハなけれども、無拠天下之為と存、血族禍をおかし、此度有志之者共申合、下民を悩し苦しめ候諸役人を、先誅伐致、引続驕ニ長し居候大坂市中之町人共を、誅戮に行ひ可申候間、右之者共穴蔵へ貯置候金銀錢等、諸蔵屋敷内ニ隠し置候俵米、又々分散当致シ遣候間、摂河泉播之内、田畑所持不致者、たとひ所持致候共、父母妻子家内養育難出来程之難渋者江者、金米等為取遣候間、いつニ而も、大坂市中騒動起りと聞伝候ハ、里数を不厭、一刻も早く、大坂江向駟付カマ可参候、面々江右金米を分遣し可申候、武王之鉅橋鹿台之金粟を、下民江被与候趣意ニ而、当時之飢饉難儀を相救遣し、若又其内器量才力等有之者ハ、夫々取立、無道之者共を征伐致候、軍役をも遣ひ可申候、必一揆蜂起之企とは違ひ、追々年貢諸役ニ至ル迄軽く致、都

三月廿二日、大條監物殿、江戸表より下着

公義より凶年二付、金弍万兩御下ヶ金相弁候由、右之御願、旧冬被相登候事ニ相見得申候、天明凶年之節ハ、十万兩御願ニ而、五万兩御下ヶ金拝借相濟候事ニ相聞得候所、此度ハ、天下弥増之不通用凶年二付、弍万兩相濟候由也、

一、公方様御宣下も、此度大坂表大塩平八郎之騒動ニ付、当冬ニ相延シ候由也、

一、酒田浦ニ而、伊藤屋伝助より買米之由、三月廿一日五百石積舟老艘、寒風沢へ着岸、酒舟三百石積老艘同断着岸、銘々何も北海大廻し着也、

大塩平八郎大坂騒動之節、同人存慮張紙之次第

山城国西城郡田辺村百姓九郎兵衛方江張候書付写

四海困窮せは、天禄永く絶んと、小人国家をおさめしめは、災害并至ると、昔の聖人深く天下後世、人の君、人之臣たる者を、御誠被置候故 東照神君も、鰥寡孤獨に於ハ、尤憐ミを乞へきを、是仁政之基と被 仰置候、然ルに、此二百五十年來、太平之間に、追々上た

る人驕奢とて、おこりを極め、大切の政事に携候諸役人共、賄賂を公に授受とて、贈賈いたし、奥向女中之因縁を以、道德仁義もなき拙き身分にて、立身重き役に経上り、一人一家を肥し候工夫のみニ智術を運らし、其領分知行所之民百姓共江、過分之用金申付、是迄年貢諸役の甚しく苦む上ニ、右之通、無体之義を申渡、追々入用嵩候故、四海困窮と相成候ニ付、人々上を怨まざるものなき様に成行候へ共、江戸表より諸国一同、右之風儀に落入、天子足利家以來、別而御隠居御同様、賞罰之柄を御失ひ候ニ付、下民之怨、何方江告愬とて、訴る方なき様子乱候ニ付、人々の怨氣天に通し、年々地震・火災・山も崩れ、水も溢より、色々様々の天災流行、終ニ五穀飢饉に相成候、是皆天より深く御誠之難有御告ニ候へ共、一向上たる人、心も付す、猶小人奸邪之輩、大切之政事を執行、只下を脳し、金米を取立る手段計ニ相懸り、実以、小前百姓共の難義を、吾輩如き者、草葉之蔭より常に察し、怨候へ共、湯王・武王之勢位なく、孔子・孟子の道德もなけれハ、徒に蟄居致候処、此節米価愈高直に相成、大坂之奉行并諸

盛後レ候、無程雨降、晩方晴レ、曇リ、夜月、又曇ル、十七日朝天気よし、曇リ、西風強し、晩方雨少し降、寒シ、あられ降、夜月、又ハ雨降、又ハみそれ降、雪も降、至而寒、十八日朝天気よし、西風つよし、雪霜解け、雫たる、昼中西風つよし、天気よし、寒シ、夜曇リ、十八日朝曇リ、至極ニ寒シ、昼

中花曇リ、少々雨降、夜同断、十九日朝大ニ曇リ、昼中雨吹入寒シ、晩方雨、夜終夜雨降、廿日朝雨少々、暖気ニ向、夜同断、夜半後西風つよく、寒気ニ成、雨晴レ、廿一日朝大曇リ、寒シ、霜、天気よし、夜星、廿二日朝寒シ、昼中曇リ、昼中少シ雨降、夜曇リ、夜星、九ツ時より西風大風甚々敷、破損多し、九ツ半頃、車地藏湯屋より出火口而、両隣類焼、向吉田忠次、并南隣角南側類焼、夫より二拾人町引通シ類焼、躑岡法華寺御材木 蔵不残類焼、誠以目を驚し、肝を冷し、恐入候事ニ御座候、御材木幾千程数を不相知、一字焼失、 青山様御植立之大木杉木、蔵東不残焼、畑之青麦、葉赤ク焼候而降リ申候、二十人町之内、石屋之分七軒、萱屋根之間ニ狡<sup>疾之</sup>リ

焼ケ残り居候処相見得申候ニモ、宜屋根ハ、大風之節残り候事ニハ六ヶ敷ものニ相見得申候、御城下在々付火ニ而、大火之所相聞得申候、困入候人氣ニ候、此度之火事も、湯屋南隣ニ搗米在之、同所ニ而米拾五俵圍置候を目当ニ、付火致候もの之由、在々も同断也、恐敷世ノ中ニ成行申候、

廿三日朝天気よし、引続大風ニ肝をひやし居候也、昼ニ至リ、漸風止、夜静なり、星、廿四日朝天気よし、静、暖気ニ向、晩方曇リ、夜雨大ニ降、廿五日朝同断、昼霧雨ニ成、昨今よふく、桜花盛ニ成、当年ハ寒気勝ニ而、花開キ兼、数日間取、至而花不宜年ニ候、桜花も同様也、夜雨、廿六日朝雨、昼後雨晴レ、夜星、廿七日朝天気よし、霜降ル、昼中南風吹入、天気よし、夜曇リ、廿八日西風、大曇リニ、大ニ吹出ス、暖気、西方虹張ル、昼中天气ニ成、晩方曇リ、夜雨少々、廿九日朝大ニ曇リ、五ツ時より雨降出ス、四ツ時頃みそれ、雪沢山ニ降、晩方雨ニ成、夜曇リ、同断、晦日朝霜、天气ニ成、晩方曇リ、夜星、

大坂表大變、昨日四日申來リ之写

一、当二月十九日朝五ツ時出火、天満・天神東「」

「」夫より船場・今橋へ渡リ、鴻池、□五

平五嶋甚、高麗橋筋、中橋より東堀迄、三ツ井、岩城不殘、道修町不殘、平野町、浜路町不殘、瓦町南ハ東町より北迄不殘、東ハ馬場迄東西御役所ハ御無難、誠ニ以軍之備ニ而、鉄炮・石火矢を仕掛、拔身之鎗、長刀、凡五百人計軍勢ニ御座候、死人幾万人數しらす、鎗先二首を突立、御城外大手ハ數箇之人數、鉄炮石火矢之類、昼夜御手当ニ御座候、船場浜路町ニ而、死人幾人ともなく御座候、中々ケ様之恐敷事、前代未聞之事ニ而、市中橋切落候よし也、今橋、高麗橋、思案橋迄切落し申候、右大将分不揃今以手廻リ居申候、御城代、南御奉行所境、尼ヶ崎近辺之諸大名ハ、天王寺、或ハ守口、皆夫々陣□□橋者昼夜人馬之声すさま敷、漸廿日夜亥ノ刻、火鎮り申候、併右之騒動故、市中夜廻リニ御座候、仍而右之段為御知申上候、以上、

酉ノ二月

京屋

六

一、佐藤助右衛門、御勘定奉行被 仰付候事、町人より出テ、詰所ニ被仰付、奇妙之仕合、金之威「」

一、四日朝寒シ、昼中天氣よし、西風少々強、夜星、

五日朝大二曇リ、夜同断、夜半頃雨降出ス、六日朝

雨、昼中より天氣二成、夜星、雲多し、七日朝天氣

よし、西風有、夜星、同八日霜、昼中春暖、上々天

氣能、夜曇リ、九日同断、天氣よし、晚方曇リ、夜

同断、小雨降、十日朝大二曇リ、昼中折々雨、夜雨、

十一日朝春雨、昼中雨晴レ、天氣二成、雨不足と云、

同日ハ余リ暖氣過キ、綿入壺ツ面々ぬき候様ニ候、

夜同断、曇リ、夜半月、西風二成、寒シ、十二日朝

霜、西風、昼中天氣よし、風南ニ廻ル、夜星、十三

日朝霜、天氣よし、夜月、追々曇リ、十四日同断、

昼頃より雨降出シ、夜同断、少々雨降、十五日雨晴

レ、曇リ、世間桜花一ツ咲之所有リ、釈迦堂辺萌立

候、開咲気色なし、桜本盛、少し過キ、至而後レ年

ニ御座候、夜曇リ、十六日朝寒シ、右ゆへニ至而花

但、拙者儀、考役仮役・御救助方引切、去年十月廿一日被仰渡、引続相勤罷在候所、同十二月九日右仮役被相除候処、□宛行揚、右高被下置旨、此度相濟候ニ付、如斯、

右之通被渡下度候、已上、

二月廿五日 別所万右衛門

右之通、十八日勤仕候分、壹切半・百九十弍文、被渡下候事、

一、持来御知行高五貫文ニ取合、御切米五両、御扶持方七人分高、御役料御指積を以、去年十月廿一日より同十二月九日迄之分、

但、拙者儀、考役仮役・御救助方引切、去年十月廿一日被仰渡、引続相勤罷在候処、同十二月九日右仮役被相除候所、右高御役料御指積を以被渡下候旨、此度相濟候ニ付、如斯、

右之通被渡下度候、已上、

二月廿五日 別所万右衛門

右金合、金半切・百三十八文被渡下候事、

三月朔日朝天氣よし、南風吹入、夜星、二日天氣能、南風吹入、晩方曇り、霧雨降、夜同断、三日朝ちらく雪降ル、昼中雨降、西風、晩方天氣、夜星、三月二日御役料渡并玄米渡り、若林御蔵ニ而、他国米着之分被相渡候事、

三月朔日 小松新治隠居之儀、格別御頼ニ而、出入司被仰付候、尤金石取切此御時節、御大切之場、何分心配相勤候様、先年被相除ヲ、屋形様既ニ御認<sup>カ</sup>ニ而、被相頼容子ニ御座候、老人ニ付、出仕御免<sup>ツマ</sup> 御免<sup>ツマ</sup>三百石隠居料被下置候、森義兵衛ハ右へ加り、相勤候様被仰渡候、

飯沢常治ハ、常式方出入司一扁ニ被仰渡候由ニ候、誠ニ歎ケ敷、不訳リ之世間ニ御座候、

此節狂歌

桜花 吹ちる路に 小松植て

榮行御代の 末そたのもし

此歌小松最眞之者申出候由ニ而、たとひ小松出候迪も、よき手段<sup>ツマ</sup>逢<sup>ツマ</sup>と無之、私之見詰ニ御座候、

晩より雪降、十五「余降積、晩方

雪晴レ曇リ、夜星、「夜月

星、寒シ、「り、道路氷リ、「

ちらく雪少し降、追々天気よし、晩方大ニ曇リ、夜

雪降、四ツ時頃雪晴レ、月夜、暁雲、十八日朝曇リ、

ちらく雪降、大ニ寒シ、追々天気よし、夜星、十九

日同断、廿日春色相催、暖気ニ向、晩方曇リ、南風吹

入、廿一日朝天気よし、昼中雨降、晩曇リ、夜星、風

立、夜つ後西大風強シ、暁風止、廿二日天気よし、西

風吹不止、昼後雪降出ス、夜同断ニテ風吹、星ニ成、

廿三日朝天気よし、風吹、ちらく雪降、寒シ、夜星、

廿四日朝天気よし、晩方曇リ、夜星、廿五日朝天気よ

し、春色相催ス、夜星、廿七日廿八日天気よし、西風

吹、夜星、廿九日天気よし、暖気、西風吹方、寒し、

夜星、

一、二月渡リ御扶持方、残半高廿六日、廿七日、廿八

日、三日ニ被相渡候、**相對売取**初日二日渡リ川内御

蔵ニ而被相渡、三日目渡リ原ノ町ニ而被相渡ス、原

ノ町御蔵他所米、新老俵相對八切也、川内渡リ老俵  
八切位、

二月

一、在々切取強盜多し、或ハ家内皆殺し、米穀之類少

々盜取候者も諸々相聞得、牡鹿、深谷辺、山根付御

郡、犬猫之類食事ニ致候義、実事ニ相聞得、歎ケ敷

世間ニ候、沼ニかと根食事ニ致候、御郡中種籾不足

之処多し、種籾在之候而も、食事品無之、作立六ヶ

敷容子ニ相聞得申候、

一、仙在共火付多し、焼失諸方ニ相聞得、心痛ニ候、

随而者盗人至極ニ多し、

一、二月渡リ半渡ニ付、世間御扶持取、至極ニ騒動ニ

相及候ニ付、別而御吟味之上、急御首尾合ニ而、二

月廿六日より廿八日迄、不足分被相渡、初日二日と

**五人分迄**五百目渡リ迄川内御蔵渡リ、六日、七日渡

リ原ノ町御蔵渡リ、

一、御合力骨折金取合五両之割

候条、見殺し之御見当ニ御吟味相濟候由「」、歎

ケ敷世間ニ御座候、

二月渡り八人分□米老倭渡り、「」 残分ハ

御割合通り三月中「」 渡候由也、右ハ他国米到来

引延ニ付、無抛も如斯ニ罷成候事ニ相聞得申候、頼ミ

すくなき世間也、

一、仙在上金すすめ、上達之者数多在之、名字御免、

又ハ御知行被下、組拔、御番外土等ニ成候もの、町

人百姓相聞得申候、其内最初御貸上金不被進下見詰

二而、直々上金ニ指向、御賞ニ成候もの相見得候、

諺曰

此度御升身ニ付、御祝儀御能番組

一、公羽 一、仙在 荒田弘見 一、開口

初日目

なりあかりの 此人口車ニ

一、高砂 一、忠度

御家柄ハ

一、居喰

二日目

忠臣ハ上り下り 郡村の為ニハ わるくすると

一、通小町 一、芦刈 一、夜打曾我

御徳料

一、不「」

三日目

百姓心ハ 御国家ハ

一、山姥 一、一、猩々乱

九日朝ちらく雪降、昼中大西風吹、夜星、十日朝天

気よし、晩方曇り、夜雨降、十一日朝曇り、四ツ時よ

り天気よし、風立ニなる、昼九ツ時頃より「未申より

大風」、所々破損多し、夜同断、九ツ時風止ム、西北

風ニ成、ちらく雪降出ス、十二日彼岸、天気よし、

西風寒シ、晩方曇り、夜ちらく雪降、十三日朝同断、

大ニ寒シ、昼八ツ時後雨ニ成、七ツ時雪降、暮より西

大風敵敷、吹出シ、四ツ時頃雪降出ス、其後大風止、

雪降出、暁雪晴レ、十四日朝天気能、寒気強シ、□□

「」計積而有、夜星、月夜吉、夜半後大ニ曇り、

登米、江刺、東山、亘理辺ニハ、種籾在之容子也、

○正月中旬頃御用之儀ニ付、御郡奉行、御代官登仙致

一、正月元日立春、正月節

候様御首尾合ニ而、同月中一字登リ揃居候所、二月五日、出入司桜田良佐宅へ罷出候様御首尾合ニ而、

一、二月十二日彼岸

老統罷出候処、御郡奉行ハ老人立御談相濟、御代官

初伏六月十四日 中伏廿「

」

一統老座ニ罷出候所、飯沢常治開口ニ而、段々御救

一、廿六日朝天気よし、夜星、「

」

助を始、当作立之儀、厚ク御吟味も被成下候所、當時ニ罷成候而ハ、金穀共御逼迫ニ而、御手配ニも御

「曇リ、夜同断、暖気也、夜雨少々

行届ニ候間、何分扱切乍御苦勞、骨折相働キ、飢民

降続、廿八日 朝雨晴レ、大ニ曇リ、西風強吹、寒暖

無之、無仕付田無之様、相勤候様致候、段々調を以

不同、寒ニ向、夜ちらく雪降、廿九日朝天気よし、

被申聞候筋も相見得候へ共、迺も御手筈御行届可被

寒気つよし、夜星、卅日天気よし、寒風つよし、夜星、

遊候様無之候条、銘々及丈世話行届候様可致、尤右

二月朔日朝天気よし、硯水氷リ、寒気強シ、夜星、二

ニ付而ハ、御郡奉行へも打合談置候間、同人方承リ

日朝嚴寒也、昼中天气よし、晩方曇リ、夜同断、八ツ

合可相勤旨相談有之由也、右へ続、森義兵衛ハ、何

後雪降出シ、三日朝大雪降ル、晩方晴レ、夜星、四日

分御苦勞ニハ候へ共、御行届ニ相成候様、被相勤候

天気よし、夜星、雨降、海鳴渡リ、五日朝大ニ曇リ、

様致度申談候計、外山崎源太左衛門ハ、一言之口添

夜五ツ頃より西大風ニ而、雲吹頭し、晩より晴天ニ成、

も無之、桜田良佐ハ、大ニ苦勞至極と申計ニ而、引

六日天気よし、夜星、七日天気よし、暖気、夜星、八

取候事ニ御座候、右ニ而勘弁致候へ共、当「」相

日朝天気□し、晩夜寒、夜雪降出ス、

候間、此上飢民「」至候共不及□「」

曉曇り、廿三日夜「 」「雪降出シ、終日降、昼七ツ時頃雪暖シ、夜大ニ曇リ、星「 」「ミセニ向折「 」「解たる、廿四日朝天気よし、道路不氷、夜星見へる、天気よし、夜星、

一、乞食非人押もらへニ而困り入、尤さくつをもらへ直々如香煎之喰申候、「 」「金勝寺御助ケ小屋入之非人文を殺し喰候由、模「 」「石ノ巻も同断ニ申唱候、

米買人不足ニ而下落、御蔵米壹俵貳兩位ニ売買、其以

一、白大豆 壹切ニ付「 」「升

下ニ而も通用聊相聞得候、他所米壹切ニ付八升ニ而、

一、黒大豆 壹升貳百四五十文位、

佐藤助右衛門売出候、此節他所米買口へ立金ニ不足、

一、油 壹切ニ付貳升三合位、

佐助迷惑、右ニ付セリ売、前金受取度、為替組共へ米

一、魚油 壹切ニ付四升五合より五升迄、

拾俵ツ、売切手相渡ス、拾俵金拾三兩ニ而、半金納

一、錢 壹切ニ付壹貫五百文、

「 」「三月越後米着岸ニ而、上金之上一字相渡候由也、

一、濁酒 壹盃八拾文より九十文迄

一、他国酒壹盃百五拾文ツ、、壹町壹軒、酒屋八軒ニ而売出シ申候、買人不足、四斗樽壹丁三四日ニ而売

米喰延候外無之事、  
一、綿高直ニ而、壹切ニ貳百六十匁位、是より引上ケ

候由也、

一、大根高直、壹本十七八文より廿三文、大之所五十

二唱也、

文位迄、午房、にんちん、セリ之類迄、都而八百屋

一、木綿反物類、都而高直、吉印千草黄壹反十式匁位、

類常年之ニ増倍高直也、

一、紙類 惣而常年倍高直也、

一、在々切取剛盜所々相聞得申候、御城下もたひく

一、御領内御郡中種粃之御吟味、旧臘より在之、此節

右様之類相聞得、昼中も小盗人多し、

出入司吟味專ニ相聞得申候、宮城、志田、遠田、迫、

## 天保凶歳日記 四

天保八年〜九年  
(一八三七〜三八)

(表紙)

天保八年正月「

「春色催

し、道路悉<sup>(カ)</sup>解、夜ニ入電光頻ニ有、曇リ、星、二日朝氣よし、猶又道路解流、春色、晚方大ニ曇リ、雨模様ニ成ル、夜少々霧、三日朝大ニ曇リ、暖氣ニ向、八ツ頃より暴風起リ、夜四ツ時後漸風止、折々風吹、星、四日朝寒シ、天氣能、晚方曇リ、如寒中、ちらく雪降、夜同断、ちらく雪降、五日朝硯水氷り、寒シ、天氣よし、夜雲多し、六日朝天氣よし、嚴寒也、夜曇リ、星、七日朝天氣、風、嚴寒、夜曇リ、八日朝雪降

出シ、終日降〔〇四〇計〕、夜「」也、

正月三日桜田良助大坂より下着ニ付承リ候へハ、〇公義も矢張金穀御逼迫ニ付、大坂諸司代矢部駿河守殿、江戸表へ被相下、御相続向金石御吟味、諸々上金取上被仰渡候由、尤昨年柄<sup>(カ)</sup>諸国不作、諸大名互ニ難渋ニ而、大坂表豪家共ニ金子不自由之事ニ相聞得候、誠ニ天下之難渋ニ相聞得、驚入申候、

九日朝天氣よし、雪大ニ解ケ、夜星、十日朝天氣能、暖寒ニ向フ、夜月、十一日朝雲、天氣よし、晚方曇リ、夜雪降出シ、十二日終日降続キ、夜同断雪、十三日同断、雪降、八ツ時後雪晴レ、夜星、雲多し、十四日朝天氣よし、春雪ニテ解、積不申候、暖氣ニ向、硯水不氷、夜月、寒シ、十五日朝曇リ、昼天氣よし、夜星、十六日、十七日、十八日同断、十九日天「」

「夜星、〔八ツ時地震ス〕、廿日朝「」氣よし、「」朝曇リ、

昼中天「」夜星「」夜星、

半分、上品之分一円無之、「」候、

一、米相場此頃少しゆるみ、御蔵米壹俵八切位ニ而貰候由、是八月迫ニ成、金せん不足之方より、売人進ミ候ゆへと申「」在々米之下直ニ成候ハ、御年貢金ニ付、売人進ミ候ゆへと相聞「」人ハ錢なしニ付、無訳ケ直段下ケニ相成候、其内牡鹿辺米喰人不足ニ相成候ゆへ、米自然ニ余リ、夫ゆへ下直ニ成と云人も御座候、都而御城下より在々飢渴ニ至リ、道路死人沢山ニ相聞得申候、所ニより牡鹿、本吉南北、深谷、西岩井、三迫、名取山根付、国分山根辺、道路之死人大からず喰「」所相聞得申候、□城下此節□ハ右様之者相見得不申候、

○押詰餅搗之所、誠ニ不足、家ニ四五升「」段二候、

一、濁酒ハ造リ不申候、

□所買入御買□□盃百五拾「」人不足也、

尤「」一通リニ而水少シ割□□味ニ御座候、

一、町々大家ニ而も、此節百両之金子持居候所、不足

ニ相見得申候、皆他所へ米買金ニ相廻リ候ものと相見得申候、右も上より嚴ニ御貸上、志願調達被仰付候□如此、可歎也、可心得也、可恐也、啼々、

(裏表紙)

「

追々可「」

此節夜中独歩□行さみ「」人雇ニ而行々致候世ノ中ニ相至リ申候「」他領之「」

「」相聞得候、

十一日朝天氣よし、夜「」

ちらく雪少し降、昼中天氣、夜星少々、「」

後雪降出シ、十三日朝雪、無程晴、「」

八ツ半後雪降出シ申候、少々ツ、終日降、晚方晴レ、

大坂へ御蔵「」

十四日朝天氣よし、嚴寒也、夜星、

十五日朝嚴寒ニ而天氣能、此日万人講、躑躅岡江小屋

懸ケ御作事ニ而、御補理興行相成申候、晚「」

「」關取付候名前、第壹番三百兩取、栗原郡肝

入、第貳番国分町「」

第三番 いせ「」

如番付売候触廻リ申候、右講人数へ被下候料理ハ、吉岡「」三郎、室屋新助等江、五百人前程被仰渡、

此「」布着用、御料「」迄御覽

被成下候由、誠「」痛入之御取行也、

此日、増田主計殿永代着座ニ被 仰付 伊達「」

上「」

夜中海鳴、曇リ、十六日朝曇リ、ちらく「」

「」る、十八日、十九日、廿日嚴寒、折々ちら

く「」夜星、同断、廿一□嚴寒、晚方大二曇

リ、夜同断、雪降出□寸五分計積「」廿二日

朝雪降り、終日同断、此日初而之大雪積リ也、前夜よ

り取合三寸計積リ候、夜雪降、廿三日同断、夜雪晴レ、

廿四日天氣よし、嚴寒□夜星、廿六日同断、天氣よし、

廿七日天氣よし、晚方大曇リ、寒氣ゆるみ、今日より

硯水不氷、尤雨降もよふニ成、夜ニ入みそれ雪降、廿

八日朝同断、昼頃雪降止、「」晚方雨晴レ、

夜星、廿九日朝氣よし、寒氣ゆるみ、硯水不氷、○

中店常年之半分位ニ「」候由、晚方夜「」

国分町、大町芭蕉辻「」不足「」

合不申由ニ候、諸式商「」

十二月六日より、天神下金勝寺へ流民御救小「一旦上様方御使者を以被相頼候事ニ候間、「」同所ニ而御粥売方之上、被下□候事、右ニ付伊藤「」被仰合ニ行違候へ共、「」可申様無之□□金□「」米百五十俵相出候由也、日「」度ツ、薄粥「」矢張飢渴ニ至リ候様ニ付、昼中ハ町方屋敷廻リ「」助ケ小屋ニ入候ものハ、余所ニ不出様ニ付、「」日ニ三ヶ度□下候由、尤「」「」耆人□積り、右ニテハ不足、心「」

十二月十一日 石「川」平八郎京都表へ「」登リ被仰付候「」揚類質入□売払之ため持参之□罷登ニ「」良佐大坂表不受ニ而、沢山金□借受も不相出「」大坂へ借金方も兼而、罷登リ候由也、

十二月八日晚飯沢常治殿より御用之儀候条、早速ニ被罷出候様被仰渡候ニ付、直ニ罷出候処、松平山城守殿江□□御買入之儀、御使者早坂昌右衛門を以被頼入候分、十二月「」五千俵程、御同人様御領分越後ニ御「」御下「」先ニ御都合相成居候処、此節御金繰無之候、右日限「」御座候へ共、

一旦上様方御使者を以被相頼候事ニ候間、「」被仰合ニ行違候へ共、「」可申様無之□□金□「」場違を始、不相当之相場「」右ニ事よせ、「」談仕、上様御頼ハ相立候而も、役人手元米直段不引合之「」之趣被申談候間、承知仕候上、翌九日御使者「」談打合之上、触合分ケ「」条を以、伺達「」無異儀旨被仰渡「」

九日九ツ時後書状到来、式通左□  
別所万右衛門殿 慶治  
御手前義、越後へ被相下候儀、被相扣候条、「」  
十二月九日

御手前義、考役仮役御救助方引切之処「」罷在候、以上、  
十二月九日  
右之通り申来、供人数仕度等仕候分、相扣、過分「」  
「」仕候、痛入候事ニ御座候、何度被相除と申儀、

「続、晩方雨晴」 「廿五日朝□□」  
「暖気、天気よし、夜星、」  
廿六日 「夜星、廿七日」  
「天気よし、暖気、夜星、廿八日」 「」  
「三人ニ而 屋形様へ御政事向」 「増」  
田主計殿御取行不訳之所被 「」  
「同日夜角田へ被相下候、残」 「」

十二月相場十五日後

□、御蔵米壹俵 「より九切迄」 「」  
「」 「」

一、同壹切ニ□五升より六升迄、在々ハ 「」 「」

一、新米壹升五合八升 「、在方ハ六升五合位」 「」

「」 「」  
廿九日朝寒シ、天気よし、夜星、ちらく雪降 「」

一、大豆壹切ニ壹斗式□□位迄、壹升式百文余也、 「」 「」

一、小豆ハ壹升式百文位迄、 「」 「」

一、わらひ粉此節□宮町へ一手問屋 「」 「壹斤百」

八十文 「」

一、錢壹切 (ナシママママ) 「」  
十二月朝雪降、昼後雪晴□天気よし 「」

一、大根□下々組 「」 「壹本十七八文より廿式文」  
「」 「」

「」 「誠ニ高直也、」 「」  
「」 「」

「」 「」  
「」 「」

一、十一月廿六日 石川大和殿 伊達東五郎殿 「」 「」

「施米施金仕候様被成下候ニ付、施米  
等多」  
「出入司手前共金繰不足、大騒動之由、」  
「分限之者共、大肝入同道ニ而  
被相登」  
「御貸上□御用之」  
「他所御買米口」  
出入司心配事ニ相聞得候、右ニ付万  
立ニ、為替組・融通組、御郡中御  
限之者頼母子加「取進メ方也、  
一、屋形様御内意之由、御救助金三万両」  
御近習医師別所玄□宅」  
徳藏へ相任候処、右徳藏事四晩」  
伊三郎宅へ無心申入、無出金」  
一、厳ニ申談候由、露頭ニ及、徳藏之事」  
被仰付、中川□左衛門ハ御へ切、内々他ニ」  
被仰渡、当時「□味中相聞得」  
御不足故之儀、恐入候事ニ御座候、  
一、他所御買入米不足ニ候へハ、来」  
方并御払米共「之由、扱心痛之」  
二口峠へ、追々積候へハ、道路□自由」  
自ラ御国入、米不足、人々死生之へも揚り」  
相聞得申候、  
一、世間流民多し、御城下門前端々」  
寺参多し、死人多し、□小人御俚使」  
河原小屋之類仕まへニ入料壺切余相」  
十六日朝暖氣、「  
曇リ、十七日朝不氷、大ニ曇リ、晚方不」  
十八日朝少し道路氷□□氣よし、「  
朝大霜、道路少々氷リ、寒氣ニ向、昼」  
降止、廿日朝もや立、如春三月始頃」  
春色を催し、至而不宜、「儀少々有」  
天氣ニ成、夜風甚し」  
よし、夜星、廿二日朝寒」  
暖氣ニ成、夜星、廿三日朝天氣よし、「  
追々「、廿四日朝大ニ曇リ、四ツ頃より□□

十一月朔日迄ニ、上方京都辺へ中井新三郎、大黒屋□  
「」、佐藤嘉右衛門、小谷新右衛門、菊地三九郎  
五人罷登リ「」受参リ「」被「」、見届  
人御物書高橋「」罷登候、

「」暖氣、夜星、五ツ頃より大風甚々敷、  
七ツ後より「」  
○十二月四日、大坂表桜田良佐より御借財不訳「」  
破「」

一、廿六日朝大ニ曇リ、「」至リ降出シ□□  
「」終日ちらく雪降、夜同断、廿七  
日朝雨少「」廿八日朝曇リ、寒、  
晩方天气能、夜「」九日「」西風、天  
氣よし、夜星、

風止、十日朝雪降、二寸計、天氣「」  
「」□夜星、十一日朝「」雪降、天氣□  
「」雪降、夜雪引続降、十二日朝  
雪式「」雪晴レ、大ニ曇リ、  
ちらく雪降、終日降、日光を拝ス「」  
十三日朝風吹、天氣よし、夜月、大風吹、「」  
「」此日又々もや、却而暖氣ニ成「」

十一月朔日朝霜如雪、天氣よし、夜星、二日朝霜、天  
氣よし、夜星、三日朝大霜、天氣よし、先日中より暖  
氣ニ成ル、夜星、雲多「」四日朝霜「」  
昼中折々時雨レ、天氣よし、曇リ、夜同断、時雨多し、  
五日朝時雨、大ニ曇リ、夜曇リ、大風折々つよく、寒  
□、六日朝霜、天氣よし、寒シ、夜星、七日朝暖氣相  
「」□、夜星、八日同断、夜星、九日「」

「」事、  
一、江戸表も米穀不足、諸国ニ而米穀勝手次第買入□  
十一月初、稻子沢利兵衛、錦織伊三郎兩人、三万両ツ  
、六万両高ニ御貸上金被仰渡候、十一月十二日頃御「」

十月廿日

右之趣ニ付、十月廿一日真山慶治宅へ罷出候所、

一、考役仮被仰渡候事、

大槻民治様 真山慶治

物書遠藤半太夫を以、「勤方之儀ニ真高」御救助

左之通被仰渡、致承知、明廿一日四ツ時、私宅へ病氣

引切被仰渡候、勤方之儀、大番頭、脇番頭承リ

押而も罷出候様可被成首尾、此段申進候、以上、

「合」相勤候様申談御座候、御救助新大番頭石母

十月廿日

田勘解由、泉田<sup>(ママ)</sup>佐土殿之由ニ御座候、右御役、

上達金窺、出金工夫之考役也、可恐也、

真山慶治様 大槻民治

左之通、別所万右衛門申聞候間、此段申進候、以上、

十月廿日頃相場相對

十月十九日

一、御藏米老俵拾切式朱迄□也、

尚以、右万右衛門義、算術指南役ニ有之候所、右諸

一、糯米老升相對老朱也

生扱ニ有之候間、此段「□□」

一、十一月朔日迄ニ、万人講頼母子可取立、すすめ人

拙者儀、御用之儀在之「□□」出入

為替組、融通組四人ツ、四手二分レ、御領分中ニ

司より申来候段被仰渡、承知仕、出宿仕候所、途中ニ

直々□罷下リ、加入致候様ニと罷下リ候、老本拾両

而持病之積捌発し、腹痛等甚々「□□」兼候間、此

かけ、式千五百本鬮ニ而、寄金式万五千両也、内老

段相達申候、以上、

万両ハ 上へ納メ、老万五千両之内、六百両ハ老番

十月十九日 別所万右衛門

取付鬮、式番五百五十両鬮、五十両ツ、下リ、十番

百□、鬮五十□揚也、

昼中天氣よし、夜時雨、十八日朝天氣よし、大霜、昼中曇リ、夜星、折々時雨、十九日朝曇リ、昼中天氣よし、夜星、廿日朝天氣よし、霜少し、暖和也、夜星、廿二日朝曇リ、昼中天氣、夜ハ曇リ、折々時雨、廿三日同断、昼中天氣よし、夜星、九ツ頃より七ツ頃迄西大風強吹出シ、大ニ曇ル、廿四日朝□降、廿五日朝大ニ曇リ、天氣よし、終日寒氣ニ而、如霜之少雪不解、夜星、同断、追々曇リ、

一、当年非常之大不作ニ而、御家中相对借財之分、来暮迄、元利共ニ当座元延ニ被成下置方ニ候而も、此節柄勘弁、何分是迄之通り通用可仕、借主ニても不失信義候様□可仕旨、先達而被相触候通りニ候処、金主々々之内ニハ、面々米引当を以貸渡、或ハ払米等之始末を以貸渡候由ニ而、渡リ米被引取、為夫ケ飢渴体ニ相至リ候者も在之哉ニ相聞得、内実無抛筋合等相談有之、通用致候者も可有之やニ候へ共、已ニ飢渴体ニ至リ候者江ハ、夫々御吟味之上、御救助も被成下候程之義ニ而、渡リ米指留、右体ニ為相至

リ義ハ、甚以不相濟事ニ候条、被渡下候金石ハ、不残借主方へ可被相返候、

右之通御支配中「」相触候、以上、

十月十三日

別所万右衛門殿 「民治」

左之通り真山慶治申聞候間、其心得可有之候、以上、

十月十九日

大槻民治様 真山慶治

養賢堂算術指南役別所万右衛門義、明十九日四ツ時御用之儀在之条、御蔵御用所へ罷出候様、首尾可被成、此段申達候、以上、

十月十八日

猶以、御奉行衆御指図之上、前書之趣申進候条、此

「」共ニ申付候、以上、

別所万右衛門殿 民治

左之通り、真山慶治申聞候間、其心得可有之候、以上、

人相頼置候事、

一、辻壳蕨粉餅喰走り多し、右ニ付喧嘩打擲ニ而騒動多し、

一、錢壺切ニ付壺貫五百六十文程ニ也、

一、菓子類何ニ寄らす小ク不□候、

一、御城下御払米、上中下三段ニ分限相訳り、上段之者ハ壺升式匆ツ、壺人へ壺盃壺日積リを以御払被成下、中段之者ハ、壺升百六拾文ツ、下段之者ニ

ハ壺升九拾六文ツ、を以、御払被成下候段、相触□

「払米ハ、佐藤助右衛門他所□買求候米も、御払ニ相成候ゆへ、右様ニ高直ニ被相払候由也、当時御家中へ御払米ハ、式切半ニ而壺俵被相払候事、

一、御家中家内人数、大番頭々ニ而御聞届御調相成候事、其内私家内ハ、一円御聞届ニ不相成候、是ハ、素より御払米不被成下御取調ゆへと相聞得申候、

一、十月初旬、大町芭蕉辻東北角ニ而、老乞食壺人餓死ス、同人連立候四才計之子供ハ、壮健ニ而居候ニ付、屋敷主真山勇吉とやら申者へ被下候由也、此節より、諸方ニ乞食、非人、餓死之者相聞得申候、

一、在郷何方ニ而も、上作之分壺束式升位と見詰候所、

壺升もよふく合付ニ付、一統見詰違大騒動、右ニ付日々米高直也、

一、十月十五日頃より、志田・遠田郡辺、古米四五升壺切ニ相對売致候、新米六七升壺切之売買ニ而、大困リニ御座候、

十一日朝寒シ、曇リ、終日同断、夜星、十二日朝大霜、

昼曇リ、天氣能、曇リ、夜月、十三日朝大霜如白雪之、道路水大ニ氷リ、昼中天氣よし、晚方寒シ、夜月、此日より北目町江芝居興行相成候、蒙御免三太夫・鈴木

屋忠吉、見物人相応ニ而、千枚余札売候由ニ相聞得申候、右之芝居辺ニハ、乞食非人餓死体之者数人相見得、不訳り興行之事ニ候、

十四日朝大ニ曇リ、甚寒シ、「同断、海鳴□」朝霜、終日曇リ、晚「夜同断時雨□□」大ニ曇リ、時雨也、終日降、夜

同断、暁晴レ、西風少し、十七日朝天氣ニ成、先頃より暖氣之方ニ成ル、無氷、

取より米穀、御郡奉行通帳を以、御定之駄賃、宿繼

才料付を以、為相登候儀、又ハ其身勝手を以、自分

二人馬を以引通シ為相登候儀共ニ、当分御免被成下

候条、委細之儀者、向々承合首尾可被申候、且当物

成米、并自分困穀等、備米之分ニ限り、在々向寄之

御蔵場へ取納、御城下御蔵場ニ而、為替ニ被渡下度

輩、勝手次第願可申上候事、

右之通、支配中へ被相触候、以上、

十月 主計

右之通り被仰渡候間、其御心得可被申候、

十月 数馬

別所方右衛門殿

十月初相場

一、御蔵米売俵 金七切より八切以上迄、合対売

御蔵相場へ

但右様直段引揚候儀江、此度去月廿三日三人分

迄御割合渡リ被仰渡候ニ付、是迄渡リ米ニ而引

続居候もの迄、買米之積リニ相成候ニ付、世間

米不足ゆへ如斯、

一、当田作も、九月初頃迄ハ毛直リ之事ニ申唱候所、

此節田地見、歩刈致見候へハ、合付皆無ニ相至リ、

自然直段引揚候由、在々売切ニ五升より七升位迄也、

一、小豆売升百八拾文位

去月御割合売「」拾文位を以、其後ニ至

リ直段引揚「」月末迄小売「」大小豆

店へ出し置候分も一字取仕舞、一円無之相至リ、

直段引揚申候、

一、大豆売升百三拾文位、

一、蕨粉売斤百九拾文、

但シ、右も去月中迄売升ニ而百四拾位ニ候処、

当時ハ売斤ニ而右直段也、売斤ハ三盃位ニ御座

候、

一、大根百本売駄三朱位ニ此頃引揚申候、日々引揚、

十日頃百本売切程、

一、世間小盗人夥シ、心支御座候、

但、壁を切、錠を破リ、味噌を取、或ハ草履下

駄迄取候由也、私杯ハ、八月末より夜廻リ人売

高田代貳貫七百拾八文 内拾文新田

内

一、貳貫六百九拾文

一、四百廿三文 善地壹貫文二付

五石九斗銘

一、五拾文 下毛

一、三百七拾三文 青立皆無

一、六百七文 銘下壹貫文二付

五石四斗五升銘

一、百廿四文 下毛

一、四百八十三文 青立皆無

一、七拾文 惡地 五石三斗銘

青立皆無

一、壹貫貳百九十文 無名

一、拾文 下毛 青立皆無

一、壹貫貳百三十文 青立皆無

一、貳百七拾三文 小黒瀧拾貳切銘

青立皆無

一、八拾文 銘下拾切銘

青立皆無

右之通り相改書上仕候、以上、

右村肝入

伊藤茂輔

御触

一、当作毛非常之大不作二付、御家中士凡末々迄一統

可及難義、此節之一助ニも相成候様、御城下之

面々ニ限り 御城下最寄之内、御指支無之場所ニ而、

小柴立細雜木之分ニ限り、勝手次第被下候間、山所

之義ハ御山方并山林方承り合、合対(マツ)を以取方可致

候、別段之義を以、斯御吟味被成下候間、猥ニ成義

等無之様致候御事、

十月

主計

右之通支配中へ可被相触候也、

十月

数馬

別所万右衛門殿

一、此節 御城下出穀不足二付、面々可及迷惑ニ候

条、知行取之輩ニ限り、拾里以上遠在ニ而も、知行

者も候ハ、知行取ニも不限、士凡一統江金石御積を以御救助被成下候間、右御救助願ハ、親類組合吟味仕申上、頭々手前ニ而も折入吟味、実事飢渴ニ相至候分計、精々吟味相懸可申達候、万一不行届之儀等在之候而ハ、不相濟候事ニ候間、此旨訖度相心得、強一二吟味、飢寒之者無之、御救助之御趣意も相立候様可相勤旨被 仰出候事、

九月廿三日 詰所已上登 城之上被仰渡候、

右之趣、同役并支配在之輩ハ、支配中へ可被相廻候、  
一、当年ニ限り、五分壺催合不被相上候由、被仰渡候事、

一、当年ニ限り、青立、皆無、水損皆無共ニ、前書之通御免也、

一、他国仙台餓死ニ而、馬牛を喰候由申唱在之、殊ニ御国元人氣不穩、右両条なため之ためか、御吟味之上、北目町へ芝居御免ニ被 仰付候、随而者、土瑠理<sup>(マツ)</sup>稽古・よせ之類共ニ、御免ニ被仰出候、誠ニ以不訳之御事ニ候、

廿六日朝天氣よし、昼七ツ頃地震ス、夜星、暖氣ニ成、廿七日大ニ曇リ、〔雨降〕暖氣、夜雨降出ス、廿八日雨降続、海鳴、終日雨降、夜同断、夜半晴レ、曇リ、廿九日曇リ、昼中同断、夜同断、卅日朝曇リ、夜同断、星、

十月朔日朝曇リ、昼中氣よし、夜星、二日朝雨、昼時雨少し降、至而寒ニ向申候、三日同断、夜星、四日同断、道路水溜リ氷ル、夜星、五日朝寒シ、道路水溜リ少し氷ル、天氣よし、昼中時雨吹方、晴レ、夜星、六日朝霜少し、天氣よし、晚方曇リ、夜同断、夜半頃雨降、八日朝迄雨降、五ツ半頃晴レ大ニ曇ル、昼頃より天氣ニ成、夜曇リ、夜半雨降、九日朝雨遠ク、晚方天氣、夜星、十日朝大ニ曇ル、

東山御知行所より不作願申来リ候事  
九月廿六日

天保七年東山鳥海村別所万右衛門様御知行本  
地新田不作御田地見入高調書

但右御割合渡り之内、正米ト金代ニ而御積渡リ、

来暮迄 当座元延被成下候、

御切米御割合左之通り、

附、金主々之者ハ、借財段々年延等被成下〔候ニ

一、壹両以下皆渡リ、壹両以上拾両以下迄三ヶ式渡リ、  
拾両以上半高渡リ、

但、壹両以上拾両以上共ニ、為御割合之、過不向

付〕、返済と不申受罷在、一入及迷惑、無抛事ニ  
可存候へ共、此節柄諸人難儀之程を深勘弁致、何  
分是迄之通り通用可仕候、借主々々も、右之間ハ  
篤と勘弁之上、諸事心を用ヒ、不失信義様可心懸

相出候分御積渡リ、

候、

一、部屋住料持来進退、御割合之通り被渡下候、

右之通、御家中士凡兼而之通り可被相触候、以上、

一、御知行水損等ニ而五分壹之積被下金ハ不被下候、

九月廿二日 監物 木工 豊前 主計

一、御家中士凡、当年ニ限五分壹御用捨被成下候、催

大番頭 江戸番頭 出入司 御城番

合米御知行取玄米取之輩ハ、当年分御扶持方御役料

御町奉行 御不断頭 御給主頭 御名懸頭

取之輩ハ、来年分御用捨被成下候外、諸上納懸リ并

御郡奉行 御目付 御武頭 御勘定奉行

諸拝借金等も、元利共年延式被成下候、右ニ付而者、

相去御足輕頭

当十一月進リ五分壹ハ不被下候、

一、御家中相對借財之分、当時より向壹ヶ年ハ於

当作毛、追々非常之大不作ニ相至リ、御家中士凡、下

上ニ諸拝借金等上納被延下候ニ准シ、取引可仕旨、

々迄飢渴ニ相至リ候者も可相至哉ニ付、頭々折入吟味

去年十月中被相触置候処、当年大不作ニ付、一字御

相懸候様、於 御前ニ被仰含候通りニ候処、是迄士凡

用捨被成下候事ニ候間〔知行ハ勿論、御割合被相懸

知行取等、難渋之者へも御払米被成下候処、此末共ニ

候面々、猶更取続兼候事ニ候間〕、相對借財之分も、

引続御払米被成下、右ニ付而も取続兼、渴命ニ相及候

被成下候へ共、御扶助米等ハ、只今迄之通り可被渡下  
様無之候ニ付、左之通り御割合を以被渡下候、

割合渡リ、  
但品々右同断、

一、士凡御扶持方式人分迄皆渡リ

一、持来玄米御割合左之通、

一、式人半分より拾四人半分迄御積渡リ

一、拾俵下 皆渡リ、

一、三人分九俵渡リ

一、拾俵より百俵下 御積渡リ、

一、四人分拾俵

但、右御積渡リ之内、正米者金代と取合御積  
渡リ、

一、五人分拾壹俵

一、百俵以上三百俵下 四分之御割合渡リ、

一、六人分拾貳俵

但、右御割合之内正米ト金代ニ取合御積渡リ、

但右御積之内正米ト金代と取合御積渡リ

一、三百俵以上四百俵下 三分五り御割合渡リ、

一、七人分拾四俵

但、品々右同断、

一、七人半分拾五俵

一、四百俵以上六百俵下 三分之御割合渡リ、右品々

一、八人分十七俵

同断、

但右御割合之内正米金代取合御積渡リ

一、六百俵以上 式分五り御割合渡、

一、九人分拾八俵

但、品々右同断、

一、拾人分拾九俵

一、拾五人分より廿四人分迄 四分五り御割合渡リ

御役料御割合左之通り、

一、廿五人分より五拾人分四分之御割合渡リ

一、御役料玄米渡リ高、百俵以上式分五り、百俵下并

但右品々同断

持来進退ニ無構被下候御役料御扶持方之分、三分之

一、五拾人分已上三分五り、百人分已上式分五り御

御割合渡リ、

十七日朝雲、天氣よし、東照宮御神事番相詰候、帰リ  
ニハ行列なし、御足輕尚々宿元へ帰リ、御儉約ゆへな  
り、夜曇リ、暁より雨降、十八日朝雨降続、強雨也、  
昼七ツ頃雨晴レ、晩方雲、夜星、十九日朝曇リ、昼中  
天氣よし、晩方大ニ曇リ、夜同断、廿日同断、夜曇リ、

廿一日朝曇リ、昼中天氣よし、少々時雨、夜星、廿二  
日朝如雪之霜、天氣よし、夜曇リ、

一、岡本又右衛門、御勘定統取被仰付、佐藤助右衛  
門手元ニ被相付候、

右ニ付、又右衛門酒田へ出張、米買ニ罷下リ候、右  
米ハ、町家御払米并諸士御払米ニ被相向候由、此節  
米買金町々諸方へ割付、調達嚴ニ被仰付候、勿論此  
節日々他国米駄送相成申候、右ニ付、町々追割調達  
金被仰付候、大騒動也、

一、世間清酒一切程なし、濁酒同断ニ候へハ、在郷町  
辺少シ見ヘル、

廿一日朝天氣好、時雨模様なり、折々時雨レ、夜星、

廿二日朝霜、如薄雪降り、昼中天氣よし、夜星、雲、  
廿三日朝曇リ、五ツ頃より雨降出ス、終日降、夜同断、  
廿四日同断降続、海鳴渡ル、晩方雨晴レ、夜大ニ曇リ、  
廿五日朝曇リ、追々天氣模様ニ成ル、昼頃大ニ曇リ、  
晩方天氣よし、夜星、廿六日天氣よし、

一、廿三日 御領内中米融通、売買被相免候段被仰出  
候事、

一、同日、御郡中御百姓より年貢取立之分、御分領中  
飢民御救助ニ被下置候間、右を備ニ仕、在々末々之  
御百姓等飢渴之者無之取扱可申旨 屋形様御直々御  
座之間ニおいて、御代官共列座ニ而被 仰付候事、  
金銘之分ハ (ナシシママ)  
一、同日、御郡奉行御代官共ニ、来秋迄定居被 仰渡  
候事、

当作毛追々大不作ニ相至、御家中士凡下口迄、来新石  
迄取続之程、至極無御心許被 思召候、依之向々江も  
悉御吟味被相懸、士民飢渴ニ不相至様、別而御吟味可

之田作之稻穂、大抵五ヶ一位空粃有、稻半分先之方米  
二成、下之方白水二而、実入二相成、遠目ニハ一字実  
入ニ相見得申候、夜星、大二曇リ、五日朝水霜、曇リ、  
昼中天氣よし、晩方東南風吹入、大二曇ル、夜同断、  
六日〔当日飯沢常治御救助方存慮申上候ニ付、出入司  
被仰付候、御救助係リ被仰渡候事〕朝大二曇リ、北東  
風吹入、嵐もよふ、至而寒シ、昼天氣よし、晩方入雲、  
曇ル、暮後猶更曇リ、夜風立、七日朝天氣よし、晩方  
大二曇リ、夜猶更曇リ、

同日、佐藤助右衛門御勘定奉行仮役被 仰付候、御救  
助方引切口精之由也、御勘定所御役人中、其身町人成  
揚之支配ニ相成候由ニ而、何も無抛、氣之毒と申唱候、  
是皆此凶年ニ付、他所より買米差配仕居候ゆへ也と申  
事ニ候、御蔵方へ出勤なし、同人宅勤之由、援<sup>(ママ)</sup>るし被  
下候事ニ見得申候、

八日朝天氣よし、北風甚し、夜曇リ、九日朝水霜如雪  
降し、天氣よし、晩方曇リ、夜弥増曇リ、十日朝同断、

五ツ頃雨降ル出ス、同日桜田良佐出入司ニ而、児玉寛  
之丞考役一同、大坂表へ凶年非常御借財御借受ニ罷登  
候事、折々雨、晴レ、晩方雨つよし、夜同断、十一日  
朝雨晴レ、大二〔 〕風西へ廻ル、天氣よし、夜星、  
雲有、十二日朝時雨、天氣よし、時雨もよふ、寒シ、  
夜大二曇リ、十三日朝霜多し、天氣よし、夜大曇リ、  
雨少々降ル、

一、屋形様九月朔日以後川狩、木ノ革取、御野等致ニ、  
御出馬御座候、是ハ御近在之御田地 御覽□を 御  
兼と事成事ニ御座候、御供廻リハ御鎗壺本計□、御  
当毛なく、御儉約ニ而、御供廻り甚々被相減候由事、  
十四日朝雨降、四ツ頃晴、大二曇ル、夜星、十五日朝  
天氣よし、如春暖し、夜星、十六日朝大二曇ル、夜曇  
リ、

御城下ハ米売米直段下落、壺俵五切半位と云、いかよ  
ふ訳ニ而下直ニなり候哉、勘弁致候へハ、世間買人不  
足、売人進ミ候ゆへと存候、誠ニ不訳之事ニ候、

天保七年七月十八日美濃国大雨大雷辰天上之儀  
申来候写

一、十八日申刻頃より大雨、大雷ニ而、雷落、雷降ル  
如し、長江村真言宗慈応寺、雷火ニ而焼失、境田村  
江雷落数不知、古池 龍天上致、大垣 御城之内清  
水御門、清水井戸屋形之蓋之くさりきよふさん成も  
のニ而、さなき有之候処、被卷上ニ哉、行方不知、  
又たる井と関ヶ原之間、野上村ハ立場也、此下村家  
数八百軒程之所、老軒も無之河原ニ相成、死人百四  
拾人、半死七拾三人、其余皆々怪我人ニ而、老人も  
無事成人無之、往来之旅人被卷揚、遠山江落、死之  
者も有之、其外岩手村之辺、伊垣村と下村ハ、池ニ  
成候由、誠ニ言語難延事共也ト々々

右八月中飛脚を以申来候由也、追々承り候へハ、右書  
立より穩成事也、  
九月朔日朝天气よし、寒シ、八ツ頃雨甚シ、無程晴レ、  
夜星、二日朝大霜、屋根少し白し、当年初而之中霜也、  
定而畑作少々障り可申哉、田作りも同断と存候、追々  
承り候へハ、大霜ニ而そは江大ニ痛候由、田作等へも

障り候事ニ候、夜星、三日朝水霜、昼中天气よし、暖  
氣なり、昨日桜田良佐、児玉覚之丞兩人、七拾日見  
詰大坂登り被仰付候、同日荒町糶や室一字印府相成、  
世間一統濁酒被相留候、濁酒造懸リ之分、来ル七日迄  
ニ売払候様被仰渡候由ニ御座候、所々隣国羽州秋田辺、  
酒田津より買入米、諸人相談懸リ御座候由也、乍去「会  
所出立」ニ而大混雜也、御郡中物持、割付同様調□□  
「□□」、大体一郡千兩位之積也、右も不寄、其内  
羽州江近隣御郡村々御買入候由也、夜星、

九月二日御役料渡し、一字渡リニ被仰渡置候処、米不  
足ニ付、渡り高之内半米半金ニ被渡下候事、

一、世間山谷辺鄙之御郡等、不食ニ而餓死之者相聞得  
申候、

一、気仙辺老切五升位、白米売買也、他国米買方吟味  
手配有、御城下表并御郡方御代官等、他国買方ニ而、  
御隣国羽州酒田辺人ヲ遣申候、

九月四日朝天气よし、此節宮城郡中田地見致候処、上

一、六人半分 式 式 式 式

一、七人分 式 式 式 式

一、七人半分 式 式 式 式

一、八人分 式 式 式 式

一、九人分 式 式 式 式

一、拾人分 式 式 式 式

一、九月朔日 糶室荒町を始御領国中被相留候、随而者濁酒嚴敷被相留候、

一、同日より、御役所不時御賄、定御賄被立下候分、一円粥ニ罷成候事、

一、九月二入、市中隠し酒、清酒老盃百三拾文より百五拾文位迄、最上より買入之酒之由、塩釜辺無清酒、焼ちう二而造り直シ酒有リ、壺盃半壺朱也、

八月廿二日、大ニ曇リ、昼中天气よし、折々雨、時雨

模様ニ而晩方東方ニ虹ミヘル、夜星、廿三日朝水霜、

天气よし、夜曇リ、星、廿四日水霜、少々寒シ、綿入

単物重着手足凍寒く、昼中天气よし、西風強吹出ス、

晩方風止、夜星、雁、菱喰おひたし 敷来ル、廿五日朝水

霜多し、日光ニ而解、瓦より水ノ露落ル、昼中天气よ

し、綿入単物重キ、晩方大ニ曇ル、夜〔七ツ後地震少

し〕、同断、星ミヘル、廿六日朝大曇リ、昼中天气よ

し、夜星〔七ツ後地震少シ〕、廿八日（マ）天气よし、朝水

霜少し降、四ツ時後又々地震少し、八ツ時頃西北方ニ

而雷鳴之弱、其後曇リ、夜同断、星、廿九日朝大ニ曇

リ、昼中天气よし、晩方西風□し、雨少し、夜二入時

雨降、曇リ、又星、

一、廿八日御役替、御近所目付星甚兵衛、御目付横沢

英記、御郡「」伊庭宗七郎、鈴木善之進、菅井三

郎太夫、御屋敷奉行桑嶋四郎「」

穰三郎様御附人添役服部伊左衛門、御揚屋ヰり役岡

本吉太夫被 仰付候、

御仕法、御国家御危急ト申御時節ニ候得者、容易之御吟味を以、斯被 仰出候儀に者無之、諸事御改革之思召に向、別而役々江御用係リ被仰付候処、全体者何も相和し、心を同合セ相勤候様ニ無之候而者、難被行、遂事と被 思召候間、御用係而已不相任置、役々一統吟味可仕候、尤御用係之者よりも、及相談御国家之御為大切と奉存、何分出精可相属候、御用取扱之儀も、必是迄之仕来等江不拘事、少々相弁安き様心を用ひ少々相弁安き様心を用ひ可相勤候、委曲者 御直書を以被仰出候通ニ候間、末々之役人迄、御省略之儀ニ付而も存付之儀者、少も不相憚可申出候、

一、江戸諸役々御宛行物、役々寄不同も有之様ニ候処、渴々取続候程迄可被相減候、  
一、不時御取越之為、拝借金等御吟味難被成下儀者、是迄之通ニ候処、此已後者上々様御遣金等之類迄、一切御吟味難被成進候条、其向之役々、右之心得ニ而取拵候様可仕候、  
一、是迄御利潤金、倍合金等之類被下候分者、此末一切被相扣候事、

此度御割合米渡之通

十月 十二月 二月 四月 六月 八月

一、御省略、当年より向七ヶ年、歳ニ被相行候間、何も粉骨を碎□□、御年限中睨と御仕法相据相談、御取直之驗、相見得候様可仕候、

一、三人分 貳 壹 貳 壹

一、諸役人、人数相減、又ハ兼役等ニ仕、諸役所之内

一、三人半分 右同断

二ハ、相禿可然分者、向寄之役所江相附、欠持等ニ可為仕候、

一、四人分 貳 貳 壹 壹

一、諸役人、人数相減、又ハ兼役等ニ仕、諸役所之内

一、五人分 貳 貳 貳 壹

二ハ、相禿可然分者、向寄之役所江相附、欠持等ニ可為仕候、

一、五人半分 右同断

一、諸役人御役料分限高、並御合力金等も、可被相減候、

十月 十二月 二月 四月 六月 八月

一、諸役人御役料分限高、並御合力金等も、可被相減候、

一、六人分 貳 貳 貳 □

候、

△金代引

段、誠ニ痛被 思召候、全体御出高を以、御遣料江被  
指向候儀ハ、御繰合之根元ニ候処、御出高より御遣方  
相過、殊ニ近年御物成御出劣之上、御買米ハ市中御買  
計ニ相成候故、御不足を可被相補様も無之、追年何を  
以御相続可被遊との御見据無之、加之、当年も夏中よ  
り引続不気候ニ而、此上何程之不作ニ可相至哉、至極  
無御心許、甚御危事ニ被 思召候、仍而此度非常ニ御  
省略 御直書を以 被仰出候通ニ在之、此末御物成御  
出高を以、御遣方御間ニ合候様可仕候、公辺御務向之  
儀ハ、為其御儉約被遊候儀故、是迄之通被指置候難然、  
御外聞ニ不拘義ハ、何分吟味可相尽候、御内証之儀ハ、  
都而是迄御遣方之半高見当を以、成たけ其余も相減候  
様可仕候、勿論此節之儀、何程之 御事欠も被遊御  
用捨候間、公辺御務之外ハ、格例等へ不相泥、根元之  
組立等よりして相直、諸事改革、万端便利を専ニ  
吟味可仕候、  
一、御家中身持并儉約等之儀ニ付而者、天保四年 品  
々被 仰出置候通りニ候処、其心得共右趣意之程相  
守候者有之容子ニ不相見得、被相濟事ニ被 思召候、

自今不相守者於有之、嚴ニ御吟味可被相懸候条、向  
々何分御趣意相守、身分を慎、質素儉約をいたし、  
御奉公取続候様可仕候、  
一、御省略之儀ハ、都而諸役人勤方ニ有之事ニ候間、  
御入劣ニ可相成義ハ、被 仰出を不相待、無遠慮可  
申出候、  
右之趣、支配等へも得と申含、一統和熟之御仕法、速  
ニ行届候様、出精可相勤旨被 仰出候事、  
式通□□  
此度非常之御省略被 仰出候、付而ハ、一役所切役頭  
ハ不及申、其後所々ニ主立被指置候者を始、末々之役  
人迄今度被 仰出候 思召を、得と勘弁仕、 大御  
前様御身廻之儀者は迄之通、其他者は非是迄之半高、  
其余も相減、御間ニ合候可仕様被為遊 上候而も、万  
事御不自由等之儀者被遊御堪忍候儀者勿論、此上にも  
御身ノ廻等を始、非常之御省略被遊候間、諸事渴々相  
弁候迄取縮可申候、省略之程ニより、末々之者者難押  
極、或者遠慮仕、相省キ兼候類も可有之候処、非常之

差迫候方故之義とハ存候へ共、畢竟漸々法制之弛ミ候方故、右様之風俗ニも至リ候哉と存候、仍而自今ハ、政事向宝曆以前之御先代様御法世ニ復可申付候、此末何も御覚悟を致、身分之程を慎、犯法之罪を不受様、訖度心懸可申候、此上ニも犯候者有之節ハ、不及是非、當時之人情ニ而ハ、覚悟外と存知候様之咎茂申付候様ニも可至候、此旨支配末々迄、得心得候様可致候、犯罪之義ハ、我等心中所難忍候へ共、為国家之、不及是非、我等事、御先代様之如キ德才無之、御政法と

而耳復候と申ハ、実ニ恥入事ニ候、我等不省之儀ハ、此上何分学問修行致、漸々ニも德才磨候様可致候、一統も猶又文武之道を励ミ、礼儀廉恥之風を心懸、行状を正しく法令を守、我等心底を汲分、俱ニ質素儉約を致、面々業道怠リ不申様可致、諸士身持儉約之儀、并郡村町家取扱等之儀迄、品々天保四年役々江申付置候通りニ候之所、聊も届候様ニ不相見得、実ニ歎ケ敷義ニ存候、仍而此度ハ頭々ハ勿論、末々之役人中迄、我等存慮之程深勘弁、是非行届候様、踏込精勤可致候、国家如斯、形勢誠危急之場ニ至候間、重役之者ハ勿論、

以下無役之面々ニ至迄、国家万民之ためと存付候義ハ勿論、財用之儀、又ハ我等不行届之儀取付も候ハ、無遠慮頭々江可申出候、若事入組候義ニ而、我等へ直々申聞度存候者ハ、直々も承リ可申候、凡下扶持人たり共、同様之者ハ、是又頭々江可申出候、其内大義ニも懸リ程之儀も候ハ、猶又奉行中自前ニ而直々も承リ届可申聞候、乍繰言、国家万民のために候間、無遠慮申出候様致度存候事、

此度御直書被 仰出候ニ付、御奉行衆御添書

式通被相渡候写

累年御勝手向御不如意之上、天保四年大不作ニ付、御借財莫太ニ相嵩、御財用御立行之程、千万無御心許被思召、去々年非常之御儉約被 仰出置候通ニ候処、去々年ハ作毛相応ニ候へ共、去年ハ地震、并洪水ニ而、不時之大御物入、其上作毛も至而不宜、御物成等、各外相減、渴々御借財等を以、被遊御相続候処、御借金年増倍合、三都御借財、当時新古七拾万兩程ニ相疊、既ニ数多之御家臣御救助可被遊候様無之体ニ相至候

財も、広大ニ嵩、財用繰轉と指支候義ハ、難相事ニ候、右之所へ、当年も不氣候ニ而、如何様之不作ニ可至哉も難量、実ニ国家難立場ニ至候、仍而猶又此上ニも当年より向七ケ年、非常之省略可致旨、此度申付候、委細之儀ハ、奉行中可申談候、省略之儀も、段々是迄も申出、我等分高直も減、非常之義迄申付候へ共、其基末々届候容子ニも不見得、氣之毒之至リ候、畢竟省略取縮と申ハ、人情不好事故、自然難取行者と見得候、此度ハ右様ニ而ハ難濟候間、是非申出ス趣意届候様、役々踏込吟味可致候、実ニ国家之立と不立之境ニ候間、末々之役人中迄、此所ニ眼目を付、一統相扣、精勤可致候、勿論是迄之通り、紙上文面而已を以、唯々欠合、其役所切、用筋之筈計合セ候心得ニ而、取扱候事ニ而ハ、迎も実事届兼可申、以来右様之義ハ相止、縦令他役所等之者たり共、成丈熟談相合等も致、吟味を尽可申、役頭支配之間、迎も右之心得ニ而、折入候義互ニ口上ニ而も、演達し、是非実事届候様、吟味可致候、此義御省略筋ニも不限事ニ候、誠ニ非常之義ニ而、取扱候面々難儀之程、察入候事ニ候へ共、国家難濟場ニ臨ミ、不及是非候、如斯ニ省略行候茂、国家上下立行之ため之義、申迄も無之事ニ候へ共、国家上下立行候へハ、面々も相立、国家不立節ハ、面々も難立事ニ至候間、此義ハ末々之役人中迄、猶勘弁精勤可致候、雖然、此度之省略之義、何ぞ不服之筋有之者ハ勿論、又ハ行届申間敷と存含ながら、取扱居候事ニ而ハ、難被行義、尤右様ニ而者、面々も難立事ニ至候間、其段無遠慮可申出候、於我等も、身廻りを始、例ニ而召使候人数、并衣服飯食より、凡而之器物等ニ至迄、猶更此上ニ而茂非常例外之儉約取縮も可申付候、且又前書申達候通り、我等身不背ニ而、君役ニ居方より、自然政態相弛ミ、驕奢怠慢之風、弥増被取加立、天災も頻リニ相続、四民困窮指迫、当時ニ至リ候而者、礼義廉恥之風、聊も無之様ニ而、其内ニハ法外之挙動を、却而其身之手柄之様ニ、実心より覚候者も粗有之哉ニ聞得、誠ニ歎敷風俗ニ存知候、是旨帰ル所ハ我等老人と、不徳不才故之義と存、諸々如斯風俗故、国家之世俗何様之義致度とも、我等及兼之程迎も、末々迄届可申見詰無之、於此段ニ、殆勘弁工風も致見之一統困窮

八月廿日於 御前、桜田良佐出入司被 仰付、御財用  
取切森儀兵衛一同ニ被仰渡候上、五百石高御役料被仰  
付候事、

天保七年八月十六日被 仰出  
御直書写

詩狂

俗風一 衆難一之一

○患々タル諸人 又憂餓死

少々タル救助 露命難続

○近年凶作 早速惑米

所々翔走 士凡求米

求米不得 士凡死亡

悪哉悪哉 転変反復

○今年凶作 世人恐之

当座元延 金錢不通用

年々凶作 貧者困之

手段尽果 非常掠物

患諸三章一章四勺二章章八勺

於 御座之間ニ御一門衆并諸所已上迄  
被召出、御読被遊候上御書付被相渡候  
由也、

我等事、不徳不才ニして、登米より出、御家相続致候  
故、家督以来、猶更政事弛ミ、士凡追々靡薄ニ成、廉  
恥ニ心を失、奢侈ニ自然困窮致、農工商も法令ニ背キ、  
業道ニ怠、凡而我佞勝手而みを計候、奢侈ニ流、追々  
難渋ニ至候処、是全我等不省ニ而、政態を失候故之儀  
と存、奉对御先代様へ、恐入義、下々江对候而も、恥  
入事ニ而、深心痛、此事ニ候、然ルニ、去ル天保四年  
大不作ニ而、段々不行届之上、財用向犇と難渋ニ及候  
処、又候昨年之不作ニ候へハ、經濟頻ニ傾キ候より、  
政態も弥増相弛ミ、四民ハ殊更難渋指迫たり、自然法  
外之処置ニ及候者も聞得、歎ケ敷存、何分吟味を尽し、  
上下立行候様致度、寢食を不安、令心痛候、然ルニ、  
兼而不如意之所江、連年之不作、随而者、莫大物成減  
シ候上、色々手当等入用相掛り、為夫か、大坂表等借

老穂籾百三四拾より五十位迄御座候、尤色黄色ニ而、  
 平上作ニ相見得申候、持参のもの承り候へハ、山根  
 通より持参致候間、上之所ニハ無之、平地仲通りハ、  
 右よりもよる敷申聞候、最上ニ而者、此月始迄白米  
 老斗百拾文之所、仙台之騒キニ付、老升百廿四文程  
 ニ相成候由也、勿論去々年最上餓死之節、最上へ米  
 不遣ニ付、仙台へ越米仕候儀、敵敷穀留、番所道中  
 へ相立、老盃ニ而も持参之者江、取廻之上打擲ニ及  
 候由、仍而山中を撰ミ持越候所、難所ニ而〔二口御  
 境迄〕米老升へ駄ちん五十文位之割ニ相懸候ニ付、  
 矢張御当地売買之米直段ニ相成候由也、酒ハ老升式  
 百文之由、下直ニハ候へ共、途中駄賃甚々敷相懸リ  
 候ニ付、御当地へ持参候へハ、老升倍四百文位ニ相  
 当り候由也、右之通り最上上作ニ付、此月始より、  
 御当地天保四年立越之人々、世帯を畳ミ、日々式百  
 余人ツ、立越候由也、其内大勢立越、日々四百人余、  
 御境罷通り候由、右ニ付最上表之米直段、引揚候事  
 ニ御座候、誠ニ仙台之不氣候不作恐入、悲歎罷在申  
 候、

一、上方筋綿大不作ニ而、三倍之直段  
 一、御当地不作ニ而、かちか瓜一円不出、丸漬も不出  
 候、  
 一、鈴虫八月朔日 公義御献上も、不生候ニ付相止候、  
 今日十五日も、鈴虫一円不生候、  
 一、白瓜盆中見候所、兼而七ヶ位之所五十文位、市中  
 八百屋売持参致不申候、是も不生也、  
 一、稲子虫当時青色ニ而、老寸式分位生居申候、はた  
 おり虫、こふるき不生候、蠅ハ平年之六ヶ一位相生  
 し申候、  
 十六日朝大ニ曇、霧降、四ツ頃雨降出シ終日、夜中迄  
 降続キ候、夜七ツ時より西風ニ□、直ニ雨晴レ、十七  
 日朝西風強シ、曇リ、昼中曇、天気、晩方曇リ、夜同  
 断、八ツ後星夜、十八日朝水霜、天気、晴天也、夜曇  
 リ、星、十九日朝天気よし、五つ後より大ニ曇リ、夜  
 同断、大ニ曇リ、

此節舟塩釜辺へ着、御手段之廻り候之事ニ候、

一、大町壱丁目山田屋新兵衛、魁テ施米相始申候、

但、米不足ニ付、此節町々御払米之所へ都合致、

肴町ニテ町中五日分 御払被成下候、通帳之盛付

代新兵衛相払、面々口持參為致、惣体江五日分之

施米致候積リニ候、大町住居ニ付、大壱弍丁江ハ、

十日分施米致候由、米不足ニ付如斯之取行、如右

之例ニ而施米致候者、北鍛冶町辺并諸町へ相見得

申候、何も米不足ゆへ、如斯也、

十日 日岸<sup>(彼岸)</sup>、朝天氣よし、雲、世間一統同様青立皆無

之儀決定、人々凶年之見詰、睨と見据申候、今日東山

御知行より青立皆無之見詰、地肝入より為申登候、同

所も壱切ニ付米九升之由也、晩方曇リ、夜同断、十一

日朝ニ大ニ曇リ、夜雨降、暁晴レ、十二日朝大ニ曇リ、

晩方雨降、夜終夜雨、十三日朝雨降続、八ツ後雨晴レ、

大ニ曇ル、暮頃より雨降、其後嵐、南東風吹入、雨強

し、八ツ後風雨より吹通シ、星夜、七ツ頃地震ス、寒

シ、袷単物重着、十四日朝天氣よし、少し曇、西風吹

出ス、晩方風止、夜星、霜降りと相成ル、十五日朝水

霜少々降、天氣大ニよし、少々曇リ、袷単物重着用す

ル寒様也、昼中天氣よし、晩方夜曇リ、夜中少し雨降

ル、

一、昨日大町日野屋藤兵衛より六月十二日之書状、京

都表より相届候所、六月始より日々之雨天、六月五

日、六日、七八日と四日之大雨ニ而、美濃近江大洪

水、去年閏七月七日御国元之洪水同様ニ而、近江湖

水定水より壱丈余之出水、江州八幡町々江半分余水

付、近江より京都表、大坂等之通用、十三日頃相留

リ居候由、大<sup>(天カ)</sup>王寺より河内之方見渡候へハ、原一

面白海之如クニ相見得候由、京都ハ右之振合より格

別之洪水ニハ無之、九日より十二日迄四日土用中よ

り敵敷暑氣ニ而迷惑、右ニ付米も少々下落方ニ而、

近江米壱石百廿四五匁之所、壱石ニ付百七八匁相成

候由也、尤稲草ハよる敷、照込候へハ、可也作之由

申聞候、

一、今十四日 最上より稲穂三穂遣候所、風聞之通り

之上作と相聞得、大三穂之由、不実割粃壱ツも無之、

を持参候故、壹升ニ五十文ツ、駄ちん相払為背負候  
故、高直ニ成候、

五日朝天気よし、雲多し、寒シ、袷着単物又ハ綿入着  
用也、昼中暑気ニ成、晩方雲多し、夜同断、星夜海鳴  
渡ル、六日朝寒シ、大ニ曇リ、御近在之稻花かけ計ニ  
而、一穂も実入なし、□□まくも相見得不申候也、晩  
方弥増曇リ、夜雨降り、暁止、

七月中旬頃、他所米穀買入之義、南町検断今野九郎右  
衛門相達候由ニ而、中井新三郎等四人被仰付候跡江、  
同月末小谷新右衛門、佐藤嘉右衛門兩人、都合六人之  
高二被仰付候、七月中米買方江罷越候者共、坂田<sup>(酒田)</sup>本間  
所より、式万俵買候手配相成候由、唱御座候、八月四  
日頃御町方可也暮候もの共、御町奉行宅へ御呼出候上、  
他所御買米相弁候ハ、金子調達、小舞相救可申旨被  
仰下候、御割付調達被仰渡候、式十兩位より段々相  
納候、御請仕候也、数十人ニ付、名前相略ス、

○御近在米穀不足ニ付、仙台為登共ニ村留申合、一切

不相登候、

此月始、菊田<sup>(増田カ)</sup>主計殿、金穀取切并御政事方、当法ニ不  
拘、宝曆年中以前ニ相復シ、御取締方被 仰付候由  
也、

七日朝暁前より海悉鳴、東北風、大ニ曇ル、去月廿九  
日田地見致置候所、九日目ニ再見致候所、廿九日ニ見  
候節花懸居候稲花、終ニ候而、実入ニ不相成、空糶ニ  
而口を閉居申候、是ハ暑気無之、不気候ゆへ、花懸リ  
候而も実法不申事ニ、同所御百姓共申聞候、其内壹枚  
之田之内、五穂六穂位ハ、白水入候稻も稀ニ御座候、  
是ハ分ニも付不申候、尤此後幾日天氣能候共、実入ニ  
成候事者無之見詰也、真ニ餓死ニ至リ可申と、悲歎ニ  
而罷帰リ申候、夜星、海鳴渡リ、夜半頃より大ニ曇リ、  
八日朝大曇リ、袷単物着、昼中天氣ニ成、雲多し、海  
鳴ル、夜雲、又星、辻ニわらひ餅売所々ニ始ル、九日  
朝寒シ、雲多し、昼中天氣よし、袷着用、夜星、

水戸様、南部ニ而めのご糧御買入、舟ニ而為御登之由、

七月卅日

私云、右御触ニ而、町々御払米九月切之御手配も相見得、上ニハ来出秋迄、町々御救助之米石無之訳、粗相聞得申候処、恐入候事ニ御座候、よしや御払米続キニ而も、尅切ニ九升位江米買ニ而、喰続キ之小舞無之、歎敷事ニ候、仍而借家之者、大底最上・秋田へ越し候由也、

七月廿六日牡鹿郡渡波ニ而集会、内海土地之者より預リ質相返ス、右ニ而も少々打破リ候段相聞得申候、米無心ニ入候ニ付、任其意米呉候由、是も同断打破候事ニ相聞得、集会人数百余人余、早鐘搗相集リ候由也、  
一、在々御小人目付、御目付方ニ為相下シ候清酒蜜売所ニ而始末ニ成候由相聞得申候、

二日朝天气よし、暑も御座候処、昼後より俄東北風ニ相成、寒風相催、袷ニ而寒き方、いまく降候模様ニ成、尤嵐もよふニ御座候、今日いせ堂下辺、田地見致候所、出穂無之、恐入候事ニ御座候、当年始而當時頃

出穂無之田を見申候、誠ニ凶年ニ可在之、天保四年之凶作ハ、凶年ニ無之ものニ相見、昼夜心痛ニ御座候、晩方雨降、夜同断、終夜降、綿入着、三日朝雨降続、夜同断、四日朝雨降続、右ニ而御百姓喰候分、稲実法申間敷候、終日降続、暮方ニ■ニ至リ雨晴レ、星夜ニ成、曉迄水しつきたる、

八月五日

一、御蔵米 尅俵五切尅朱より六切式朱迄売買、  
一、餅米 尅升式百廿五文位、  
一、白米 尅升式百文位、  
一、大豆 尅切ニ付式斗三四位 不足、  
一、小豆 尅升百八拾文より式百文位、  
一、世中米穀売買往行、如軍敗之、  
一、世間辻々江わらひ餅辻売相見得申候、八月六日頃

前後始ル、

一、最上小<sup>(天山カ)</sup>山酒尅盃百文位 但地元ニ而尅升式百文  
二売候、最上道筋へ番所を立、通用之米酒等一円遣  
不申、其所取廻シ持主打擲ニ及候故へ、山路奸道<sup>(ママ)</sup>

大患ス、夜引続雨降、九ツ時後雨晴レ、大ニ曇リ、海鳴リ、夜四ツ時地震ス、ゆるし、廿九日朝大ニ曇リ、御家中御知行取、御払米七百人以上在之由、廿五日御払、廿六日迄ニ御払相成候由、為替致候者ハ御払なし、町々屋敷持ニ而も、困無之者ハ、願之上御払被成下候也、昼中天气能、秋暑ニ成、単物着、雲多し、此日苦竹辺江田地見致候所、昨年後レ年より、又々後レ候事、二十日余ニ相見得、出穂無之分所々相見得、出穂之分三ヶ一又ハ五ヶ一位也、其内雨朽ニ相成、腐候苗穂を引拔候而見候へハ、無力も無音<sup>カ</sup>拔申候、福田町辺ニ参候へハ、五分通り出穂、又ハ出穂濟之由も希<sup>マレ</sup>ニ相見得、花かけ居候所、何も黄色ヲ帯候花ニ而、た々朽穂在之、実入ニ相成候穂者一円無之躰ニ、痛入候有様ニ候、百姓共も天气計を待居候事ニ候へ共、日岸ニて近く迎も、実入不申見当に御座候、福田町辺飯買可申様無之、大困リ、銘々引割麦飯ハよる敷分ニ而、**素麵**そはねり等之食事ニ相見得申候、尤近村米無心沙汰人多しと云、迎も凶年と落付申候、世上蚊やつり不申候、雁も集候由也、心痛恐入申候、夜大ニ曇リ、折々霧降、

卅日朝大ニ曇リ、昼頃少々日光を拝ス、暮後霧降、五ツ頃雨降、暁七ツ頃より東南方雷鳴二三声静ニ有之、当年ハ雷東辺ニ有、雨強シ、八月朔日朝雨、誠大切之花かけ候節雨ニ而、百姓之飯料も無之罷成可申、大凶年ニ可在之、昼頃より天气晴レ、晩方於天氣よし、夜星、

一八月渡 七月廿九日より八月五日迄御取越渡リ

御町方江被御触候

青山五左衛門殿

物書

同役御中

高橋新蔵

此節在々より出穀一円無之、諸人及難儀諸人居候事ニ候処、他領より雑穀食物ニ罷成候品、商手筋を以買方、御国入御免被成下候、弥買方取組候ハ、御境入等之義ハ於 上ニ御世話可被成下候間、御隣国等へ枢機有之取向申度との義ハ、前以青山五左衛門方へ委細申出、指賦り之上、取向候様、御町一統へ早速ニ可被申渡、御町奉行衆御断候、以上、

朝雨降、折々晴レ寒シ、袷着、海悉鳴ル、夜同断雨降、  
畑作へ嵐悉さわり候由也、蒲生辺破舟多、海ふくれ有、  
右嵐二付、御城下市中米壺切ニ壺斗七升、白米壺升百  
十九文ニ相成候由也、廿一日朝雨、晴レ、風西廻リ、  
雲多し、四ツ前東北風ニ而、晴天ニ成ル、無程曇リ、  
東北風ニ廻リ寒シ、夜同断、

二十二日二十十日也、大ニ曇リ、袷着、寒シ、よふ  
く早中晩稲出穂致候由、壺式分通り出穂也、天保四  
年凶年より稲出穂相後レ申候、晩方弥増寒シ、夜中蚊  
一円無之、雨降、廿三日朝雨降続、袷着寒シ、四ツ頃  
雨晴レ、大ニ曇リ、少々暖、単物着、夜同断、八ツ頃  
雨降、廿四日朝雨寒シ、大切之時節右様ニ而、誠ニ以  
凶年と人々大ニ憂也、夜同断、雨強シ、廿五日朝同断  
雨、此節右様ニ雨降、凶年無疑と云、左候ハ、巳ノ  
年より過分ニ大変と云、質や質不取、世中金せん不足、  
御家中御扨十七日、廿五日、来月五日之日並也、御扨  
壺ヶ度置願可相出候由、尤度々吟味之上、能々米不足  
之諸士等ニ無之候へハ、御知行ノ分御扨不被成下、至  
極ニ迷惑之儀ニ候、町々壺人ニ玄米壺盃積御扨、検断

手前ニ而御扨ニ付、少々荒物売ニ而も御扨不被成下、  
誠ニ喰兼候ものへ、検断見詰ニ而御扨ニ相成候間、世  
中之猶予ニも不相成、御惠之不足なる御扨米ニ御座候、  
世間壺俵米四切以上之由、至而不足也、御扨米ハ、拾  
俵廿三切也、此度御扨ニ而、三切被相触候、廿五日昼  
七ツ時頃より雨降、日光を拝ス、暮ニ指懸リ、雲東へ  
行、暮後星底ニ見得ル、夜深程星夜、水霜降、十六日  
朝水霜解ケ候訳か、屋根々々よりしつく落候、此日白  
露也、天気よし、雲多し、誠秋之最中之如くニ而、袷  
着用也、推而単物もよし、人々稲作へ実入無之、秋暑  
之終身ニ微し、驚入申候、他国米買入之儀、中井新  
三郎、岩井作兵衛、佐藤屋助五郎、錦織万右衛門四人  
江被仰付候、右ニ付、国分町検断米川十右衛門等同道  
ニ而、岩井作兵衛等昨日出立之事ニ承リ申候、夜曇リ、  
追々雨降、廿七日朝小雨、袷着也、睨と凶年も落着候  
容子也、或説ニ、江刺郡等金成広トヲ辺稻実入ニ相  
成候由、伊具郡も同様之由申出候人御座候、弥右様な  
れハよし、実説不相訳候、同日同夜引続雨、廿八日朝  
雨引続、世間凶年決定、天明之飢饉より増ニ成可申卜

候、米不足ゆへなり、清酒も同様ニ而、さひし候事

二御座候、

十一日朝雨、海鳴ル、追々霧ニ成寒シ、昼後天氣、暑  
二鳴、夜霧降、四ツ後星、曇ル、十二日朝曇ル、四ツ  
頃天氣暑ニ成、八ツ時頃霧降、七ツ半風吹入、雨降、  
暮後雨強シ、電光有、雷鳴少々東南ニ聞得申候、十三  
日朝曇リ、昼中天氣よし、暑ニ成、早稲折々出穂、中  
稲も其模様、晚稲筒拵致候段相聞得申候、夜月夜、十  
四日朝雨、昼中天氣ニ成、雲多し、晚方大暑、暮後曇  
リ、四ツ後さへル月夜、十五日朝晴天、大暑、四方無  
雲、当年初而之空也、帷子着、単物着、袷ハ着不致、  
暑也、夜無雲、月夜、天氣かたまり候模様也、四ツ時  
後雲少シ有、十六日朝同断、無雲晴天、朝夕よほと冷  
気也、右暑氣ニ而稲出穂進ミ可申容子也、人々世間誠  
ニ大慶満足之思致候、四ツ時頃より曇リ、晚方猶又曇  
ル、夜四ツ後霧降、十七日朝霧降ル、蒸暑也、暁半時  
少々地震ス、折々小霧降ル、晚日光を拝ス、折々有、  
晚方もや霧ニ而、遠山不得見、南東風吹入、弥増曇ル、  
夜東風、

一、御家中御知行取江計、十七日より日並を以御払被

成下候段被相揚候、家内人数取調之上、大番頭御聞

判相受、御払通帳指添、御払被成下候由之事、

一、十八日より、町家ニ而老人ニ付玄米壺盃ツ、割合

を以、町々壺軒ツ、売人被仰渡被相払候事、大町壺

式丁目ハ山田屋新兵衛、国分町ハ菅原屋治兵衛等也、

十八日朝東北風甚々敷吹入、折々急雨変リ降出シ、大

嵐ニ御座候、天保四年八月朔日同様ニ御座候、雨少シ

ふき、晚方程弥増はけし、八ツ半時頃所々立樹吹キ倒

レ、土蔵瓦吹落候、茄子木瓜等悉ク吹倒レ、大痛ニ候、

大根も同様痛候、田作等痛入ニ有之候、暮前少々嵐静

ニ御座候、右之嵐ニ而、御城下屋敷之竹吹折レ候、嵐

ニ而竹之折レ候事ハ、往古より聞伝へ不申候、誠ニ以

恐敷嵐ニ御座候、暮ニ及風未申ニ廻リ、弥増静ニ成、

五ツ時頃風止、大二曇リ、雨も不足ニ成ル、十九日朝

大二曇リ、雲動回リ、青蝉鳴、折々雨ニ而、蒸暑也、

九ツ時後静、地震也、蜜雲也、雨降ル、夜同断、廿日

一、江戸表ニ降り候、此頃相下候、人遣し見候、白毛ニテ長一尺余、短キ式三寸、中頃太ク跡先なく、両方細ク成ル、潤沢在リ、折々半白黒も在之、又黒キ毛計も在之由、黒キハ至而不足、大抵白毛也、松葉ノ落候様ニ降り事ニ申下候、毛ハ往古より降事在之由、天明三年凶歳之春も降り候由申伝、同年留ニも在之、何レニ天氣衰、陰陽不和ニ至リ候時節、天地ニ氣毛を蒸シ出シ候ものニ相見得申候、其頃ハ何時も凶年也、可畏事也、毛色ニヨリテ凶年之厚薄も在之哉、未相知候事、

七月相場

一、御蔵米被相立候御相場 壹俵式切也  
相对売買之儀、三步式朱より壹兩近迄

御城下

一、市中米 金壹切ニ付式斗壹升也、一円四穀町へ出  
米無之、

一、餅米 同断壹斗六升

一、大豆 五月末御払大豆壹俵壹切三步五リニ而、

式千俵御払相成候分、問屋中御払受候ニ付、右大豆

ニ而、当時御城下とふふ屋等相用居候、当式斗五六

升ニ而通用ニ相聞得候、

一、小豆 壹升百式十文位 不足、

一、黒大豆 壹升八十八文 不足、

一、銭 壹切ニ付壹貫五百七十五文 又六十文之所多し、

一、黒川志田郡之辺、壹切ニ付壹斗六升、其内壹斗三升通用故、御城下直段被引下置ニ付、尚更出米無之、餅米ハ、壹切ニ付壹斗六升故、出米有之候、在々ハ糯沢山在之由也、

一、石巻壹切ニ付壹斗壹式升也、遠島辺ハ下白米壹切ニ付八九升之由、不足ニ而通用ニ相聞得申候、中奥、奥御郡共ニ壹切ニ付、大抵壹斗式三升通用ニ相聞得申候、当時江戸表より高直ニ御座候、諸式天明之凶年より高直ニ御座候、七月九日寺小路観音ハ不氣候凶年之様ニ無之、人々参詣群衆夥く御座候、濁酒等被相禁候御触ハ無之候へ共、世上商売一円無御座

夜星、廿八日朝天气能、雲多し、暑氣つよし、■宇宙  
無水気模様二成、昼中初而之大暑二成、人々安気相催  
ス、雲西より東へ行、南風吹入、晚方曇る〔○青蟬鳴  
と云人アリ〕、夜同断、猶又曇リ、廿九日朝より雨降  
出ス、蒸暑也、五ツ半時頃雨降晴レ、大曇リ、雷鳴二  
声有、四ツ頃日光ヲ拝ス、暑氣二成、晚方折々雨、大  
曇リ、夜同断、

七月朔日 朝雨降、寒シ、終日雨、夜同断、二日雨、  
寒シ、夜同断雨、

一、御蔵米相对売買 老俵三切半位ニ而不足、  
一、市中御払米ハ老升八拾八文、相对売買ハ老升百四  
拾文ツ、不足ナリ、  
一、茄子十二而三拾五文位、木瓜十五文位、

同三日朝引続雨降、真之凶年と人々思、落着申候、夜  
ニ至リ雨、四日朝雨晴レ、大曇リ、海鳴リ渡ル、風西  
廻リ雨降、夜同断、

六月十九日江戸表へ毛降り候由、色白ク長短有リ、長  
キハ老尺余リ、走白馬ノ毛ノ如ク候由、又京都御畿内  
五ヶ国、去月中大洪水ニテ、淀川数日舟通用留リ居候  
由、右ニ付、綿朽度々、直段引揚候事ニ相聞得申候、  
天明之凶年前 チシマ

五日朝同断雨、夜同断、同六日朝もや立、微ニ地震、  
大ニ曇ル、早稲走り穂出穂ニ見得候、其内ヒルロヨリ  
出穂ニ無之、横脇ヲ破ル出穂多しと云、誠ニ困リ入候  
不氣候ニテ、覚無之候、昼中折々雨止、又降、夜同断、  
但シ蒸暑、同七日朝蒸暑成、大曇リ、四ツ頃より天気  
能、雲多シ、大暑也、夜星、雲多シ、八日朝天气能、  
誠ニ秋ノ最中之模様也、七ツ時冷氣、海鳴、大ニ曇ル、  
夜小雨、霧降ル、九日朝大ニ曇ル、冷氣、御払米買人  
夥シ、諸士も買候由、家内八人江米老升五合売ニ付、  
不足之由ニ而、欠合等在之、大騒動困入り候事ニ候、  
尤搗米や一ヶ所々江打合、寄り合売候事ニ候、終日大  
曇リ、折々霧降、夜同断、十日朝大曇ル、寒シ、昼中  
霧もや少々降、夜大ニ曇ル、雨降ル、

山ニ至リ候処、川崎伊達織部殿七百人余引留、御扣相成候様御吟味被成下候間、登山相扣候様被申談、

粥等為喰ニ而、十九日朝御城罷登候事ニ候処、其節山入ニ而も時之声、騒立候ニ付、承リ候へハ、柴田刈田よりも、千人沢へ右之趣ニ而推寄セ候由、直々其場所へ出張、被相留候而、十九日八ツ時頃早馬驅馬ニ而、織部殿御城下迄被相登、其段言上相成候由、名取富田富沢長町辺ハ、茂庭吉之助家内之者相留候由、是ハ三百人之由、是又當時吉之助共御小姓ニ付、御小姓頭十九日之内三ヶ度達指出ス、

一、国分白髭山も流木御伐木相成ニ付、雨天之由ニ而、国分山根通之者、同日頃白髭山へ押寄候、是ハ留候人も無之由、山□□共ニ流木伐方人足寢居萱小屋へ、出入候より火を付焼払候ニ付、人足共手足焼たゝれ出走致候由ニ申唱へ、上ニ而もとく々被相扣致事ニ候へ共、出入司方ニ而、是迄伐木賃代御払之金子無之、御延引相成ニ付、自然御伐方相成居候事ニ申唱候、

一、玉造郡辺、苗黄色ニ而、植候まま也、此上日和引

続候而も、米ハ取兼候由見詰之事ニ、万民覚悟を極メ、米之買方計仕事致候由也、

廿五日朝大ニ曇リ、寒シ、昼前天氣ニ成蒸暑、折々小雨降、雲多し、茄子木瓜不育、少シ茄子壱ツ四五寸位五六文、木瓜ハ九寸位八九文位ニ而不足、五穀菜果共不熟、飢饉ト云年柄ニ御座候、誠ニ諸品高直なり、御蔵米老俵相對通用三切余也、市中ハ一昨廿二日四千俵御払被下候内、金子不寄ニ付、式千俵御町方へ御払被成下候処、拾俵五兩之御相場也、小舞ハ老升八十八文ニ而、老升買相続致候由、是も市中日雇不足、手間取又ハ商無之、米買ニ困リ入候由也、錢老貫五百七十五文老切ニ而、当分据居申候、夜大曇リ、折々雨降、尤寒シ、廿六日朝大曇リ旁々降ル、単物着ニ而寒シ、夜霧降、寒シ、此頃青蟬処ニ而鳴と云、廿五日承リ候、同日朝秋草、野萩、白百合、桔梗等花咲、栗ノ木花所々盛木ニ有、茸類初茸、松茸、相嵩(カ)しめし、おりめき等不残沢山ニ相出候、朝夜秋冷也、

廿七日朝大ニ曇リ、暑シ、霧降ル、昼頃より蒸暑成、晚方天氣ニ成、雲多し、折々電光有、既ニ大暑ニ成ル、

時盛ニ咲アリ、市中町々小舞之者ハ、御払米四千俵、先達而在之候を、ひろひかへニ致、老升八十八文ニ而、下白何分入買用居候内、誠ニ以行先不定、一統難義申事ニ候、江戸を始、西国共ニ右之氣候之由申来リ候、流木切方、白髭山并南八千人沢、両所江御百姓願上ニ被相止候、茄子、木瓜、ささけ之類一統不作、当時木瓜少ク、老本五六文、茄子ハ猶更不足高し、諸士屋敷之茄子ハ多分雨ニ而かれ申候、大根蒔も雨天ニ而相後レ申候、世上金談金通なし、夜同断、霧雨降続、十七日朝同断、霧雨降続、袷か綿入着、寒シ、何時幾日晴レ候と申無見詰、米無心多シ、最上南部ハ日干之由承リ申候、江戸西国御元同様ニ申来リ候、昼後霧晴、大曇□、夜同断、十八日朝霧雨降、袷ノ綿入着寒シ、晴レ候模様一円なし、世上米之相談日々囂し、夜曇リ、十八日朝大曇、綿入着、寒シ、四ツ頃より暑相催、単物着、南風ニ成、少々晴レ模様ニ成、晚方日光を拝ス、暮後五ツ時星所々ニ拝ス、九ツ時後よき月夜ニ成、人々天氣と大悦す、十九日朝曇多シ、南風快晴、人氣ニ大ニよろし、袷か単物着、晚方大ニ曇リ、夜同

断、二十日朝同断、大曇リ、昼中袷着、折々日光を拜ス、萩花咲、竹ノ子盛ニ生ス、同日追々町々より願上、米式千俵御払米相出候由、矢張老俵式切之相場ニ而、老升八十八文ニ商売致可申由、廿一日大ニ曇リ、同断、廿二日同断、昼後暑を催ス、諸人押而帷子単物等老枚着ニ成、家ニ居候もの、袷着者多し、日光明クなり、折々雲、暮ニ至リ曇リ、夜星、又曇リ、廿三日朝大ニ曇リ、昼中天氣能、日光を拝ス、冷風東南風吹入、単物着、推而帷子着、夜大ニ曇リ、廿四日朝大ニ曇リ、少々霧降ル、四ツ時より雨降、九ツ時頃晴レ、南風吹入、天氣能、暑□成、暮前雨降、寒シ、夜星月、暁より曇リ、一、柴田郡之内、千人沢ト云所ニ而、流木御伐木相成候所、此所先年天明之凶歳ニも此所ニ伐入、不氣候ニ相成候由銘々聞及、名取郡山根五ヶ村之者共、村々より御伐木被相扣被下度、願書指上候所、御下知無之、其内日々雨天を歎ケ敷思、村々人頭老人ツ、右千人沢へ推寄セ、伐方人足下山為致候吟味相成、六月十八日米と小鍋老人ツ、御百姓老人背負、登

ミヘル、凶年ノ兆ト云ハ誠也、可畏之兆ニ候、晩方大曇リ、夜同断、七日朝同断、四ツ頃より日光を折々挿ス、八ツ頃天気ニ成、麦刈蟬鳴、上天、雲東へ行、中天氣、東より雲西北へ行、単物着ニ而土用見舞ニ通行、内ニ居候ものハ、袷ニ而暮し居候、晩方曇リ、夜同断、八日朝霧雨降り、袷綿入着、寒シ、此節御蔵場ニ而米望人多し、耆俵式切半位也、晩方霧降、暮後より雨降出シ、終夜降続、九日朝同断降、□綿入袷等着、昼中少晴レ、大曇リ、十日朝雨終日降、夜同断、折々晴レ曇リ、十一日霧降り、寒シ、綿袷等着、蟬等一切不鳴、天保四巳ノ年凶年よりも不氣候、恐入事ニ御座候、世上町大家ニ而ハ、少々粥相用ル所有、夜同断、世上米売人一円なし、十二日朝雨はれ、日光を挿ス、氷しつくたれ、無程雨降出ス、四ツ時過ギ雨晴レ、日光を挿ス、折々雨降、昼頃より雨晴レ、西風ニなり、暑を催し、単物着用、内ニ居もの袷着挿ス、則暖氣ニ成、雲多し、世上町々より天氣祭りと号し、<sup>ゴラ</sup>老若男女はたかふんとしはかりニ而数人出行、神社仏閣挿礼廻リ之山伏兩人<sup>タノミ</sup>頼ミ候而、辻々ニ而ほらの貝を為吹、ヤ

アノと声を立歩行ス、大町五丁目より一組天狗御旅搗之躰、南町一組ハ豊年俵積候所躰、二日町ハ蟬ノ止リたる躰、荒町ハ頭上江たい<sup>カ</sup>をカブリ極星之躰、皆何も扇子団ニ而アツノノト唱テ、往還ヲ通行致候、十二日晩方曇リ、西風也、夜半頃迄蒸、暑曇リ、十三日朝雲多し、風西廻リ、単物耆枚着冷シ、袷着之者もあり、呼吸之息キ見得不申薄シ、昼中同断、晩方弥増曇リ、暮より雨降出シ、終夜雨降、十四日同断雨、夜同断雨、十五日同断、四ツ時後少シ雨晴レ、大曇リ、無程雨降出ス、夜同断雨降続、十六日朝寒シ、雨降続、世上粥ヲ用ユ、極内々ニ而ハ心痛致居候へ共、人々人氣をたやか油断なり、稲草ハ雨天故、矢張早く植候ハ、もて速ク植候も、少々直リ、今日より暑ニ成候ハ、少々夫喰致可申、百姓之見詰、唯々天氣を待候而已なり、乍去一円天氣ニなり候模様一円相見得不申様、夜ハ蚊も不足、蠅も不足、蟬一円鳴キ不申、土用入以後、半を過ぎ候へ共、青蟬等一円なし、竹ノ子ハ唯今生、世上盛ニ食事ニ致候、海辺土用浪不足故ニ、鮪鯛漁在之由、栗ノ花ニ早キハ赤ク成、木ニ付不落、速キハ当

十八日「」十九日終日雨、廿日朝雨晴レ、大曇  
リ、綿入着「」、折々雨、廿二日廿三日雨降る、  
廿五日廿六日「」、此節在郷より出米不足、卅  
一間米壺俵式切「」、売買、土用前暑無之ニ付、  
苗植候また□□、

一、廿日頃より廿五日迄毎朝霜降り、昼九ツ時過キ少  
し日出□、無程曇リ、折々雨降ル、綿入単物着用、  
冷気寒ク、弥々飢渴之夏なり、廿六日朝霧、昼より  
晴レ、晩方晴天、夜星九ツ時後曇リ、廿七日朝霧、  
昼中四ツ前より天気よし、雲追々晴天、南風吹入、  
世間一統単物着人氣大ニよし、引続晴天祈居候、其  
内ニハ袷着候者も御座候、一説ニ廿五日昼九ツ時少  
々地震ありて、快晴ニ趣き候由申者も御座候、一円  
相見得不申者少々ニ、廿七日天気ニ相至リ候、世間  
式切半ニ而米望人多ニ御座候、夜星、夜半頃より曇  
リ、廿八日朝大ニ曇リ、昼後天気ニ成、晩方曇リ、  
夜同断、廿九日朝大ニ曇リ、昼前より好天気ニ而、  
暑ニ相成、晩方曇リ、晦日朝大ニ曇リ、寒シ、袷着  
又単物着用也、晩方弥増曇リ、綿入着、夜雨、一昨

日頃御城下四穀町へ米四千俵御払相成候、拾俵式拾  
切之相場ニ而、搗屋壺軒ニ付式十俵余ニ相聞得、白  
米壺升八十八文ニ而払候様也、

六月朔日 引続雨、東南風吹入、綿入着、夜同断、二  
日同断、世間人氣至極ニあしく、金談通用□く不取都  
リ也、尤米壺ヶ年分貯置候家々、殊ニ不足よし也、持  
合ニ而も其身計喰居可申様無之見詰ニ而、此節米掛所  
々相見得申候、三日朝雨晴、大曇リ、晩天気ニ成、夜  
曇リ、四日朝天気よし、人々大悦、但シ寒シ、袷単物  
等着、晩方曇リ、弥増寒シ、五日朝大曇リ、寒シ、八  
ツ頃より少シ晴レ模様、袷単物等着、世上不作ニ可相  
至、評論夥し、ヲヒタ、シ 麦刈蟬、先頃より鳴キ候へ共、至而  
不足、昨今声なし、螢ハ此頃ニ至リ沢山ニ相見得申候、  
竹子昨今少し出申候、

一、初伏六月八日 中伏六月十八日 末伏六月廿「八  
日」

六月六日土用入（未之三刻）朝大ニ曇リ旁雨降、袷着  
綿入着、呼吸之息之ミヘル、古説ニ土用中朝呼吸息キ

雨晴レ、天氣ニ成、夜星□、右雷鳴ニ而天氣ニ成候  
容子、廿三日朝天氣よし、晴天、廿四日天氣よし、  
晴天也、夜曇リ、廿五日朝雨、終日降、夜同断雨降  
続ク、廿六日朝雨晴、大ニ曇リ、無程雨、夜同断、  
廿七日天氣よし、廿八日朝雨、廿九日同断、卅日朝  
雨、日光、昨日より暑ニ成、此節田植盛也、

一、白米 九拾五文老升、此頃引揚候由、  
一、錢 老貫五百七拾文  
一、鮪当年ハふそく、不来  
一、鯛同断  
一、田植ハ五月七日頃大体御領國中植終リ候、  
一、神社仏閣茶屋濁酒売、右ニ而人々<sup>カ</sup>楽ミ候様子ニ  
相成申候、

一、五月朔日曇リ、二日雨、梅雨模様、三日朝■少し  
雨、晩方天氣ニ成、此日雷鳴有、屋形様御着城也、  
四日天氣能、ゆかた着、五日朝より暑氣つよし、□  
「<sup>カ</sup>」を以、天氣終日よし、七ツ時後地震、  
夜「<sup>カ</sup>」六日朝寒シ、綿入着、地震「<sup>カ</sup>」  
「<sup>カ</sup>」雨雷鳴有、夜同断、八日朝天氣、  
大ニ曇「<sup>カ</sup>」九日朝天氣大ニよし、□頃日光笠  
を<sup>カ</sup>顯「<sup>カ</sup>」

一、御酒屋式軒御払酒、御勘定奉行判受之上、老人前  
五升ツ、御払相受候由、老盃廿弍文、銘酒廿五文也、  
町家之者杯へ相談之上、老盃五十文ニ買候由、腰折  
レ酒なら不入也、

五月九日 夏至也  
十一日雨晴レ、大曇リ、十二日雨、十三日雨、昼後  
雨晴レ、天氣よし、十四日天氣よし、晩方より曇リ、  
十五日大ニ曇リ、都而寒シ、綿入単物着用、世上苗  
不長、五月節句前之通り之由相聞得候、海ニ「<sup>カ</sup>」  
不漁也、此節御近在麦刈始リ、実入よしと云、  
一、十六日雨少し降、晴レ曇、十七日曇リ、暑ニ成、  
一、糯米 老升百弍拾文上「<sup>カ</sup>」  
一、大豆 市中老切ニ四斗□也、  
一、五月玄米渡り、御蔵相場拾俵弍拾「<sup>カ</sup>」

一、同廿八日 昼八ツ後地震「」

去年六月廿五日以後つよき地震「」様也、□□

廿九日少々地震 苗耆寸苗生よしと云、

一、廿九日 鮪揚ル、「鯛も揚ル、鮪より鯛直段安シ」、

御城下丁々触売□し、耆本耆貫五百文位之由、無程

西風雪代水出、一円不来、折々雨降、雨晴レ候へハ、

其時之西大風□□鯛も不来、

一、四月朔日 天氣よし、綿着用ニ成節相応、吹方寒

シ、二日東南風吹入、三日雨、

四日風、天氣よし、同五日同断、

八日天氣よし、晚方雨、九日終日雨降る、十日西大

風、天氣よし、十一日十二日曇り、小雨降、十三日

曇り、時鳥世「」曇り、晚方□□「」雨□

同断、十四日雨「」入梅雨之如し、

相場 四月十五日

一、四月渡り御蔵米 拾俵二付「」

但二月渡りより御役料渡り不足、他御俵「」

御米不足「」買人多ニ而、二月渡り米直段

引揚、耆俵式斗「」式百文位之売買也、御

蔵米相場より市中売買直段引隔候間、右売買直

段式俵切耆朱ニ相見得候間、右を御蔵相場ニ

相懸候由、同所御役人申出候由、右様ニ而弥米

高直ニ相成候間、為相扣候由之吟味も在之、十

五六日頃迄米直段御蔵相場を以相立不申候、市

中在□買ハ、耆俵式切耆朱之内ニ而相払申候事、

誠ニ込入候御法ニ而、諸人迷惑致候事、

一、市中米耆切二付式斗五升、出来不足

一、世間金談不通用二付、非常之無心、或ハかたり同

様、金通取行之諸士、困難之人々多し、

一、四月十六日時化模様、十七日朝天氣「」昼

あつし、八ツ後雷鳴四五声□、其後「」夜

雷雨つよし、十八日朝雨「」、大ニ曇□無程雨、

鮪不足也、十九日晴レ、大ニ曇り、折々雷、廿日同

断、廿一日天氣よし、星、廿二日大ニ曇り、昼後雨、

雷鳴敵敷、五七声東北より東南辺ニ終ル、七ツ時後

下落二付如斯

市米出米少々有、

御城下町家御払米ハ被相止候へ共、米不足ニ無之、在々ハ何方も米不足之由、三本木通三斗式升尅切通用致候所、此月ニ成、尅切ニ式斗八升ニ引揚申候、塩釜辺ハ尅切式斗五升ニ而、出米無之、御払米等ニ而も相願候ニ付、尅切ニ式斗三升ニ直段引揚申候、

御城下門前端々数軒御座候濁酒、尅軒造ハ軒数被相減、八幡町ハ九軒之所五軒、寺小路ハ五軒之所三軒と被相減、右減高之濁酒屋ハ、二月三日迄ニ仕込酒売払候様被仰渡候事、

二月朔日頃、荒町糶室被相明候、但シ「  
」ニ  
月四日 御城下在々共濁酒「  
」次第被相免候事、  
一、在々蜜造之<sup>(カ)</sup>分、御郡横目、又ハ脱石「  
」致  
分、尅駅尅軒之濁酒屋ニ而為売「  
」大肝入方ニ  
而預候様御首尾合「  
」事、

廿一日朝天気よし、西風強シ、終日吹、夜同断、廿二

日天気よし、廿三日暴風強シ、晩方・夜、猶又強吹、  
廿四日朝風止、天気よし、東南風少し吹入、廿五日天  
気よし、東南風吹入、廿六日同断、廿七日朝曇リ、昼  
後天気よし、南風吹入、廿八日朝曇リ、昨今大二暖気  
ニ成、梅ハ盛り過キ、桜ハよほと折含、廿九日同断、  
夜ニ地震、東南風吹入、卅日朝大二曇リ、無程雨降出、  
夜地震、

一、三月朔日雨降、夜同断、二日朝大二曇リ、昼後天  
気、西風ニ成、三日大二曇「  
」戻、夜同断、  
四日朝雪降、地面白シ、無程雨ニ成、北東風終日、  
雪降ル、夜雪降ル、五日朝雨晴レ、大二曇リ、昼中  
天気よし、晩方東南風吹入、夜大二曇リ、夜中雨、  
六日朝雨、四ツ頃より雨晴レ、寒シ、世間桜花若木  
一ツ咲致し、晩方雨、夜曇リ、追々星、七日朝大霜、  
天気よし、

一、三月十一日頃躑躅岡桜盛「  
」右へ風吹、  
一、同廿一日 初鮪拾尅本、肴町「  
」分ヶ売ニ成  
ル、

御用之儀候条、明七日昼四ツ時、評定所へ罷出候様可  
被致候、

五月六日

右之通り申来候ニ付、親類窪田嘉右衛門評定所へ為名  
代指出シ候所、床頭を以印府相成候酒、印府切取之上  
「 右受達し仕候へハ、直々御町同心半左衛門  
老入、嘉右衛門同道ニ」 「 罷越、前段印府切取罷  
成申、夫より自由致し」 「 桶酒ニ相成申候、」

正月十八日天気よし、十九日昼頃より雪降、夜「

「南東方電、稀々敷雷鳴五六声」 「

其後月夜、廿日朝天気よし、硯水氷口、寒相増申候、

廿一二日朝天気よし、春色相催し、東南風吹入、

一、廿六日天気よし、東南風吹入、春暖相催、廿七日

西風ニ成、空气能、夜星、廿八日朝大曇り、八ツ時頃  
よりちらく雪降 出ス、晩方大雪ニ成、夜同断、廿

九日朝雨ニ成、大曇り、春雪ニ付解候へ共、下地面雪

ニ成、昼後天気ニ成、夜星、

二月朔日朝天気よし、寒シ、日岸也、二日朝天気よし、

三日四日天気よし、東<sup>(カ)</sup>南風吹入、夜曇り、五月初午、

朝大曇り、五ツ頃雨初而降り、四ツ後雨晴レ、昼後天

気よし、東南風吹入口、十二日雨終日降、十三日雨晴

レ、天気、十四日天気よし、晩方東南風吹入、十五日

朝より雨降ル、夜同断、十六日朝曇り、無程大風、西

風吹、近年ニ覚無之、屋根かわら吹飛し、所々禿家多

し、破損<sup>フヒタ</sup>夥し、晩方風止、夜星、月、十七日天気よ

し、「 十九日東南風吹入、夜曇り、十九

日「 俄ニ暴風吹入、七ツ後ちらく

雪降「 雪降、地面白く見得ル、廿日

朝雪「 よし、四ツ頃より雪大造ニ

降、七ツ頃晴レ、曇「

二月米相場

一、拾八切五分也 御蔵米拾俵ニ付如斯、「此義」旧

冬御知「行」取為替米被相渡、御

役料六分五リ半高渡り、彼是ニ而

渡り米沢山、世間金セン不足ニ付、

買入人無之、旧冬式拾切余之分、

御尋之趣承知仕左ニ申上候

一、拙者儀、手造酒持合之儀、御触出シ前濁酒山門造仕置候所、無程手造も被相禁候事ニ承知仕候間、聊ツ、相用、困置所持仕候事ニ御座候、他より無心等被致候儀ハ勿論、他へ遜遣候儀、一円無御座候、兼而市中酒売之酒相用候へハ、疝氣ニ障リ、腰痛甚敷、歩行も相成兼候様ニ罷成候間、無扨も右酒困置、相用候事ニ御座候所、手造被相留「」義ニ而ハ、夫々窺ニ而も相達、御指図之上持合候共、可仕儀無其儀、持合ニ而、如斯御糺御用多ニ罷成候段□□奉存候段、可申上候様無御座候、

右之通ニ御座候、已上、  
天保七年正月十六日 別所万右衛門 重判

右之通御書相達相濟、夜四ツ半後帰宅致候、右ニ送遣し御取扱ニ相成申候、酒ハ御小人目付印符之俣付而、被指置事ニ御座候、

二月四日御城下在共ニ濁酒手造当分被相免ニ付、二月

八日右印府之酒被相明候様致度、勘弁相伺之文左之通り、

拙者儀、御触出前手造酒仕候分困置候所、去月十六日印府罷成候所、壺桶ハ所漬ものこやニ指置、壺桶ハ木類□□置候所、同所ハ錠鍵も無之所ニ付、昨夜犬等相入、爽合候所、右桶江□□容子ニ在之候者、印府ニ相障り不申、右ニ而心付候へハ、錠鍵無之所□指置(〇)近き所ニ而」心得違之者在之「」を開き候様之義在之、此上御吟味□□義ニ而ハ、無扨奉存候間、右式桶壺ツ桶江相入、錠鍵し御座候所ニ指置致候間、別而印府罷成候様御首尾被成下度、相伺申候間、何ニも御指図被成下度相達申候、以上、

二月八日 別所万右衛門

右達、男沢権太夫受取置候段と申聞、其後一円無沙汰ニ御座候、

(朱書)

『此義五月六日 別所万右衛門殿 男沢権太夫

玉虫勇藏

も被相勤候事ニ候へハ、少分之御在合酒ニ而、御同心  
もいかゝニ候間、御一同不仕「 右戻」  
と申聞候間、待居候所、いつれ「 届被成下」  
「 来三日御一同可被下と申候間、並御小人連立、直  
々只野半七郎宅へ参り申候、御小人目付ハ、脇道参り  
申候、暫時間取、御目付佐伯三左衛門参り候、夫より  
御小人並組頭指引ニ参り、其上ニ而御問合ニ罷成、昼  
七ツ時頃煙草老ふく計之間、御聞届ニ相成申候、夫々  
申上候ニ付、御書指出候様被申聞候間、口書左ニ、

一、拙者儀、手造酒持合候儀、委細申上候様御尋之趣、  
承知仕、右造酒之儀、御触出候前、山門造仕置候所、  
無程手造も被相禁候ニ付、聊ツ、相用、囲置所持仕  
候事ニ御座候、他より無心被致候而、遜遣シ候儀可  
有之哉、御尋ニ御座候所、他より無心被致候儀も無  
之、遜り遣候儀一円無御座候、市中酒売之酒相用候  
へハ、兼而疝氣ニ障リ、歩行(カ)も相成兼候様ニ罷成  
候間、無扨も右酒囲置、相用候事ニ御座候由、手造  
被相留候儀、数月右酒持合候事ニ而、「

被相達、御指図之上持合候共、可仕儀無其儀、持居  
候而□□御糺御用多ニ罷成候段恐入、不調法至極ニ  
奉存候、余ニ可申上候様無御座候事、

天保七年正月十六日

立紙

別所万右衛門 重判

右之通り、直々指出候へハ、右御書直々御奉行衆大條  
監物殿江、御目付より被相達候事ニ相見得、右御返事  
来五ツ後ニ参候所、御町奉行江御首尾合相成候間、直  
々御町奉行へ相廻し候様申来候由ニ而、御町奉行より  
も同心三人、火の丸之御羽織先付ニ而、受取ニ参り候  
間、直々御町奉行所へ罷越申候所、締り見兩人、組横  
目□□ニ而、無「程」御取合ニ御座敷へ罷出候所、御  
町奉行「(男沢権太夫カ)」、御記録玉虫勇蔵、御目付川村主  
馬之助立入、「 御町奉行御尋ニハ、造酒持合之  
儀、被申上候様御談□□間、委細御目付之者江申上候  
通り之趣申上候而、御聞濟ニ相成申候、仍而御書指出  
候様  
被仰渡候間、御書左ニ、

## 天保凶歳日記 三

天保七年（一八三六）

（表紙）

断、七日朝雪晴レル、大曇り也、□□雨雪降、八日終日みそれ雪降、夜同断、九日朝みそれ雪降、夜中不氷候、十日同断、朝□□、十一日天気よし、夜曇り、八ツ頃より雪降、十二日朝雪降、追々天気能、十三日朝より天気よし、十四日ちらく雪、終日降、夜同断、十五日天気よし、夜八ツ頃地震、十六日朝天気よし、十七日同断、

（見返し）

天保七丙申年

一、雨水正月中五日也

□、彼岸二月朔日

一、初伏六月八日 中伏六月十八日 末伏六月廿八日

天保七申正月元日朝みそれ、昼中天气能、東星、二日三日四日五日同断長閑也、六日朝大ニ曇り、四つ時頃よりちらく雪降、段々□□リ、晩方大雪降、終夜同

正月十六日朝五ツ時頃、御小人目付三人、並小人老人、都合四人罷越、御目付只野半七郎より改之由、酒買込候由相聞得候間、右入置<sup>カ</sup>候様之所、見届ニ参り候様被申付候段申聞候間、直々見候様可致申訳ニ付、漬もの類屋辺見候へハ、濁酒山門造式桶少々ツ、囲置候を見出シ、不訳リ之由申聞候間、御触出候前囲置振合之段申談候へハ、無御異儀由ニ候へ共、印符仕候由ニ而、式桶へ御小人目付印符致参り懸り居候、親類庄子源五郎へ相渡、受取持参致候、夫より半七郎御同道ニ而、御連立仕候様申聞候間、御一同可被成申聞候間、仕度仕候所、一ふく□煙草可被召上、御余人とも違、御役

人ツ、幾組も相下り、思ひ「」震、

主立御役人、御小人老人同道ニ而、「」

数百人密酒造売咎人「」(裏表紙)

御政事ニ相聞得候、右も御升借「」

勤方も不相立事ニ御座候、此末幾人咎人相「」

相知レ不申、尤諸士屋敷「」共ニ、御城

下ハ造酒手造り至極ニ不足ニ候、其内ニハ、右様殿

重元糶、密々売致候ものも相聞得、手「」置等

無之、御役々へ候、

右之条々、細ク御手入、昔古無之御仕法、新御奉行

「」心付ニ申唱候事、

一、造酒殿敷被相留候「」哉、米下落、式切尅

朱ニ而尅俵米□無□候、市中米尅切□斗五升余、在

々同断下落也、

一、廿一日寒□シ、昼中天气能、夜五ツ時後地震、星

夜、廿三日嚴寒、天气よし、廿四日「廿」五日同断、

廿六日頃より少々寒弛「」候、天气よし、夜同断、

廿七日廿八日廿九日同断、卅日夜五ツ時後、少シ地

一、怪我馬 三拾貳疋

右之通り、未ノ十月朔日御届ニ相成候事ニ候、

一、十一月三日より「十一月廿七日迄兩度之□

「天雪ニ而寒□等在之、尤大

雪ニ而「右雪より

多し、

一、十二月朔日朝天氣よし、夜ちらく「

「つよし、ちらく雪降「

「程止、夜「昼九

ツ後地震、其後少々ゆ「

「天氣よし、五日六日同断、七日□□

「夜「八日朝ちら

く雪終日降、夜星、九日朝天氣能、昼中解、少々

寒ゆるみ候、十日十一日同断、天氣能、十二日朝硯

□不氷、曇り、寒氣ゆるみ、道路解ル、十三日同断、

十四日朝大ニ曇り、夜同断、ちらく雪降ル、五ツ

頃□氣よ□、此頃硯水不氷、十六日より十九日頃迄

同断、天氣よし、廿日朝硯水氷リ、寒明キ、却而氷

リ而、昼中ちらく雪降る、夜星、寒し、

一、□ケ度之元延ニ御触出シ候、不作ニ候へハ、毎年

も元延「等」之御触相出候ものと、相見得候間、向

後子孫末代御家中貸金相扣可申事、

### 十二月相場

一、金貳拾貳切五分 御藏米拾俵 追而出入司下知、

□場也 貳拾切也、

一、市中米壺切ニ付貳斗五□之、此頃ニ至リ貳升直段

下ケ申「

一、糯米 市中壺切ニ付貳斗より貳斗貳升迄、不足も

の、

一、白米搗屋売 壺升ニ付三文ツ、下ケ也、

一、此節仙在共造酒并壺町壺軒御免酒屋、嚴敷御手入

在之、御小人同心毎日毎日町家相改、咎人御城数十

人相出候、諸士之「四五「所々被

召連、御聞届相成候人「人両

リ、五ツ頃より雪降出、弥増降、廿七日朝五六寸程雪積、雪降不止、北東風なり、暮後ニ至リ雪晴レ、星夜、廿八日天気よし、夜星、廿九日朝ちらく雪降、昼中天气、夜同断、

(\*2/1-37)

一、七拾三万三千五百廿二石七斗三升

内老「万六千」五石弍「斗弍升」田村左京大夫□

一、土橋并街道破損 千三百九拾ヶ所

内四十老ヶ所 右同人分

一、十一月十七八日、江戸為御登米、石巻ニ而御積立、

一、居家土蔵厩流失潰家 弍千四百十六軒也、

五艘罷成候由、一ノ関村「」御積合ニ付、三千

一、関堤土手埋樋水門押切 九千八百廿ヶ所

石少余之穀高御積立ニ成候由、跡舟拾艘計修覆手入

内六拾九ヶ所 右同人分

致候様被仰渡候而、当時造作致候由、「」

一、川欠破損 四千百六拾三ヶ所  
内七ヶ所 右同人分

此節北上川、氷リ川ニ罷成居候間、来春之事可相致

一、川除土手并涌出破損 千弍百拾ヶ所  
内六十四ヶ所 右同人分

シ候、尤当年ハ、四万五千石余之御年貢御手取之由、

一、田畑川欠 三千七百四拾ヶ所

左候へハ、去年豊作ニ而、八万七千石余之御年貢納

内廿三ヶ所 右同人分

リより、半高位ニ相当リ、御買米も去年ハ廿万「俵

一、屋敷場水押欠崩 弍千百三十八ヶ所

余御」買上「」当年八万六千俵余之事ニ

一、村々困糶雜穀流失其外諸木大小根返リ之分 数多

「」御積立不足ニ可

二候間、数不知、

在之候事「」

一、船流失 九拾五艘

御領内不作并破損「」

一、溺死 弍拾七人 内男廿三人

御高本地新田取合百五万「」

女四人

三日朝天气能、昼天气より「十五日硯水氷ル也、夜同断、「」」「ニ寒シ、

日朝同断、昼中天气、夜ちらく雪、廿朝<sup>(ママ)</sup>「」、天气よし、夜五ツ後□地震す、雪多し、

夜暮ニ至リ雪、夜□□「」より合セ「」

大ニ氷、端よりなる、□「」、「此

一、十一月十六日晚より、国分町へ御国上瑠璃稽古寄

年十一月二日夜雪大增ニ降、□木々之上ニ雪「

セ御免ニ罷成、取立申候、新伝馬町江ハ、儀太夫寄

「て在之、十五日西風ニ而、初而木々之雪落候、

セ御免ニ而、興行致候、此節酒之「」等ニ而□

近年覚無之、木々之上雪積ニて御座候、夜曇リ、ちらく雪降、

「」右齟齬致、上留理御免「」  
「」立町・肴町「」  
「」密造商売致候者御座「」  
「」尤上より之御手入、古昔ニ

一、増田菊之助、十月廿二日於江戸表ニ御奉行職被

無之事ニ候、「」

仰付、十一月 日 日出立、十一月十三日仙台着仕候、

誠ニ□来稀なる出世立身ニ御□候、

一、御家中之士凡御扶持方取、并御知行取、并町家迄、

一、十一月廿一日朝大雪なし、地震ニ而寒之ゆるむと

十一月朔日より御払米被成下候段被仰出候事、士ハ

も□、昼中弥増道路解け候、夜ニ入□少シ降、夜半

朔日十五日老俵ツ、也、進退へ不拘候事、

後氷リ、廿二日朝霜降御座候、昼中冬至中より寒気

一、十六日朝天气よし、先頃中より寒ゆるみ候、夜月、

ゆるみ候、昼中ちらく雪降り、夜同断、廿三日朝

十七日朝寒シ、昼中天气能、来月十八日朝寒シ、昼

多し、廿五日天气よし、夜星、廿六日朝天气よし、

中解、夜ちらく雪、折々降〔西風強し〕、○十九

寒□、昼中道路悉解候、東ノ方大ニ曇リ、夜猶又曇

一、十一月四日 御城下老町老軒之酒屋六尺こが下だ  
る式三本ツ、御切払被仰渡、御小人目付立合見届  
候由、来年造方相成候節ハ、上ニ而御かけ直シ、被  
下事ニ被仰渡由、在々ハ御郡横目立合、見届ニ而、  
同断切方為致候御首尾合相濟候事、

世評ニ云、疑心多人を左様不被存、過怠之御取行、  
困り入り候と云、米沢ニ而たか切之例ハ、今時お  
そしくくと云、尤向列段々、

一、百文錢、杓月末江戸直段より所々ニ下り相見得申  
候、老文目方五匁より六匁迄、疑錢「」可相出  
候由、文錢六七文ニ而、細工相出し候由、世評御座  
候所、最早南部より似合セ百文錢相出候由、沢山世  
上へ□廻「」、是ハ「」通用、六「」  
「」文ニ御座候、手形を遣「」  
「」ニ而も不通用ニ而、「」  
公義ニ「」 「承り候所、此度  
ハ増而百文せん之事ニ候「」 「通用「」  
「」なく、弥通用ニ相成候ハ、寛永之銅せん「皆」  
百文せんニ可相成「」

此節、清酒老盃六拾文より七八拾文迄之内、密壳致候、  
其内ニ当秋ニ成、新酒密造多ニ相見得申候、手作酒も  
被相留□後、諸方御始末ニ成候もの相聞得申候、此節  
老俵式切式三朱ニ而、造方致候へハ、正生酒老盃五十  
文位より上ニ揚候由ニ御座候、

一、御城下ハ老町老軒□而、持残候清酒ハ、御酒屋式  
軒之内へ相廻シ候様、御首尾合之上、数十軒相廻シ  
候もの御座候由、尤相廻し候所ニ而、御酒屋ニ而風  
味致、上品三十五文位、中品老盃三十文位ニ御買取  
相成候由ニ相聞得申候、

一、十一月六日朝天氣好、硯水氷リ、寒シ、夜五ツ後  
迄零たる、七日朝硯水氷リ、寒シ、大ニ曇ル、昼後  
天氣よし、夜曇リ、星、八日朝天氣よし、折々雪降、  
晩方天氣よし、夜ちらく雪降、九日朝ちらく雪  
降ル、終日同断、夜同断、十日朝ちらく雪降、  
大ニ寒シ、夜同断雪降、十一日朝天氣ニ成、ちら  
く雪降居候、夜同断、十二日朝天氣能、夜月、十

凡共ニ勝手次第被相免候所、十月廿日より嚴ニ被相  
触候趣、銘々勝手次第濁酒手造被相免候分、一切被  
相留候段被仰渡候、但町老町老軒、在々老宿老軒ハ、  
被相免候由ニ被仰出候事、

一、十一月朔日朝天気よし、夜星、二日朝曇リ、晩方  
猶又曇リ、暮頃より雪降出シ、終夜降、三日朝雪積、  
老尺程、北東風ニ而雪降不止、気味よく降ル、此日冬  
至、未ノ二刻入 雪ハ四ツ頃晴レ、大曇リ也、無程日  
光を拝ス、雪解〔霽トナル〕、夜ニ入り同断、夜半後  
又々曇リ、雪降出シ、五六七寸程降、四日朝雪晴レ、  
天気よし、晩方より大ニ氷リ、夜星、曇リ、硯水氷リ  
候、五ツ半時後地震ス、五日朝大ニ氷ル、天氣好、

(追記)

「代相場

老切ニ老貫五百六十文据」

未十一月玄米渡り相場

一、 拾俵ニ付「」 尤玄米「」

端米□米

被相渡ニ付、  
世上払米多し、

但去月末より御家中之士凡御知行取御扶持方□者  
迄、□米□迄御払米被成下旨被 仰出候、尤御町  
方「」 御吟味之上、御払被成下候由ニ而、  
其町之内老俵宛 上ニ而御借受相成、同所ニ而御  
払被成下候由、 御家中ハ切紙届判ニ而、願差出  
候を以、御払被成下由ニ候、

一、大小麦 御城下搗屋売一切相見得不申、  
一、大豆ハ老切ニ付式斗八九升より三斗迄、  
一、小豆ハ老斗百文余 不足もの、  
一、糯米も不足もの、老升百文余之由、  
一、荏水油老切ニ付三升七八合ニ引揚申候、魚油引揚  
候由、

一、十月廿二日増田菊之助於江戸表御奉行職被 仰付  
候由、是迄勤番出入司方ハ、此度罷登リ山崎源太左  
衛門、直々御勤番相登候由ニ御座候、

一、御役「料」玄米六分五り渡り、端米共一字米渡り、  
一、御切米壹両下皆渡り、壹両壹歩「以上より八」分  
已上之積渡り、

但、進退三貫文下ニ渡リニ相成候分ハ、御積リを  
以被渡下候事、

一、御家中士凡当五分壹催合米、諸難洪金百石ニ壹文  
之割被相上候分計被召上、外諸拝借金御元利共ニ上  
納被延下候事、

一、御家中相对借財も、当時より向壹ヶ年於 上ニ諸  
拝借金被延下候ニ准シ、取引可仕候事、  
右之通ニ御座候、以上、

十月廿六日 監物 山城

(追記)

「此御触出ニ付、十一月末ニ成候へハ、去々年元延金  
其内十月廿四日新貸金共元延ニ被仰付、千万不通用  
痛入候事ニ候事、」

松本出雲殿 大條監物

一、当作毛不熟ニ付、御物成金穀莫大之御出劣ニ付、

御家中御扶助米等、御割合被相懸被渡下候儀を始、  
別而相触候通りニ候所、右ニ付御擬作物迎も、相定  
候通り可被渡下様無之候間、当時より向壹ヶ年左之  
通被相減候、

一、出入司・御町奉行、公義夫遣料半高渡り、

一、公義夫御郡奉行御合力扶持、三ヶ式渡り、

一、諸役人御合力金、式両以下皆渡り、式両以上壹歩  
下之者、積を以式両被下、式両式歩以上八分之割合  
を以被渡下候、

一、稽古料皆渡り、

一、紅「裏料」、小物料、八分之割「を以被渡下」候、

一、骨折金、鋪金、御利潤金之類、年暮ニ御手「当」  
金等、都而半高渡り、

一、在々諸役人、旅扶持路せん八分之割を以被仰下候、  
右之通被相渡候間、其心得右之輩へ可被申渡候、

十月廿五日

一、十月四日之御触ニ、濁酒ハ 御城下壹町壹軒、在  
々ハ壹駅壹軒、被相殘候由、尤銘々濁酒手作ハ、士

一、十〇日朝大霜、道路水溜り氷り、天気よし、無雲、夜さへ月、五ツ頃地震ス、

○度々地震在之せいか、此年冬ニ至リ、大風絶而無之候、世上金せん不通用咄なし、

一、十七日朝天気よし、無雲、霜□雪之吹方時雨模様ニ成、夜四ツ後地震、七ツ後迄三ヶ度有、十八日朝雲多し、昼より天気よし、夜曇り、「」天気よし、七ツ頃時雨、雷鳴六七声有、夜星、寒氣ニ成、夜半後ちらく雪降、廿日「」大ニ曇り、ちらく雪降、四ツ後天気ニ成、夜星、廿一日朝□霜、寒し、硯水初而氷り、如寒中之也、天気よし、夜星、「」朝硯水不氷、寒氣つよし、夜星、廿三日朝道路大ニ氷り、寒シ、天気よし、曇り、硯水不氷、晩方大ニ曇り、暮前より雪降、暮に□断晴レ、星夜、廿四日朝天気よし、霜、寒シ、夜星〔風有〕、廿五日朝「」よし、五ツ半後大ニ曇り、西風つよし、夜中暴風甚し、明達ニ至リ風止、天気よし、静也、夜星、静、廿七日朝天気よし、静、夜星、静、寒シ、世中風邪流行、一軒ニ而も満足之人無之候、江戸も

同断之由、夜星、廿八日朝天气能、夜星、廿九日天気よし、晩方曇り、夜大風不止、晦日朝風止、天気よし、夜雨降、

( \* 2 / 2 - 36 )

一、当作毛不熟ニ付、御物成御取箇莫大ニ相減、其他地震洪水ニ而、御城下始、仙在共ニ諸々大小之急夥敷、大造之御入用も相懸り、去々年凶年ニ而、御相続向至極ニ御難洩被致候上之義ニ而ハ、御家中御扶持方米も、常年之通りニ可被相渡様無之、御割合被相懸候条、何分万端取縮メ、来新穀迄、如何様ニか取続候様可仕候事、

一、御扶持方半人分より三人分迄皆渡り、三人半分より五人半分迄六分五り、五人半分より百人分迄六分五り渡り、端米者一字米渡り、

一、持米玄米六分五り之割合を以、端米「之分」一字米渡り、

但、両条之内、進退三貫文下皆渡、「三」貫〔文已上〕ニ而も、割合之上「三貫文下之渡高」ニ相成候分ハ、御積渡り、

「軒、在々は」老宿老軒宛被相残、其外一切被相止候、若違犯之者令露頭候ハ、其者ハ不及申、組合迄可為曲事候事、

附、御酒屋ニ而も、御用酒之外、一切造方商売共ニ被相留候、落酒等相出候ハ、於上御買上相「成候」

一、御一門衆、大身歴々、御家中老統清酒造方為仕候儀、一切被相留候、

一、是迄御免之清酒屋共、令所持候残酒者、於上御買取相成候間、不残御酒屋へ可相廻候、

一、是迄御免之濁酒屋共、令所持候残酒、御城下ハ来ル十五日迄、在々ハ前文之趣承知之日より、日数

七日之内、訖度売払可申候、

一、濁酒士凡手造之分、是迄之通り被相免候条、造方何分減少可仕候、

右之通り 御城下在々共ニ、諸家中、宿守、百姓、町人、寺社、門前之者等迄、訖度相守候様、橋々迄早

速可被相触候、以上、

未十月四日 監物 木工 山城

一、十月八日朝大霜如雪之、昼中天「る、夜曇リ、九日「 「天気よし、 「雨、

夜星、十「 「時雨終日降、夜「 「大曇リ、昼頃西南風、温和成、夜曇リ、口日朝大曇リ、八ツ頃雨降出し、夜四ツ後雨晴口、又々雨、十

三日朝雨、四ツ後晴レ、晩方天氣能、夜曇リ、十四日天氣よし、西風ニなり「 「、昼曇リ、少ツ、

時雨、又ハ日光拝ス、夜曇リ、四つ頃大地震永し、無程少地震、半刻過キ又地震、七ツ口頃迄七ヶ度地震ス、

震ス、

一、十月米御蔵相場、拾九切五分拾俵二付、相对売買、

老俵二付式切半式百文より式切三朱迄、此頃ニ至リ、又々直段引揚ケ申候事、

一、荏油并魚油類、日々高直ニ成申候、荏水ハ老切三升八合位ニ、

一、在々式斗式三升老切之所より、下直之所無之候、

一、大黒屋儀兵衛  
 一、佐藤助五郎 一、松屋茂兵衛一、佐藤屋嘉右衛門  
 一、山(岩カ)井作兵衛 一、伊藤儀兵衛 一、小西利右衛門  
 一、沢口安左衛門  
 右(マ)人為替組  
 八幡 大町 一、佐久間五郎左衛門 一、寫屋新八  
 大町 一、大黒屋惣兵衛 大町 一、小西屋源八  
 大町 一、伊勢惣五郎 同 一、  
 同 同 一、京屋弥兵衛 同 一、百五拾両 升屋徳助  
 同 同 一、名取屋清七 南町 一、小西利右衛門  
 南町 一、堺屋長四郎 国分町 一、小谷新右衛門  
 二日町 一、錦織又吉 二日町 一、錦織  
 一、鍛冶町 御宮町 一、百両 三浦忠兵衛  
 一、菊池三九郎

木町

「」両日野屋仁兵衛 一、菊田屋又兵衛  
 一、  
 右融通組

右之外、三拾七人とやら、五拾人とやら、其町々検断  
 宅へ呼出し之上、百両前後御用金被 仰渡候事、右ハ  
 十月九日、十日頃也、

一、拾月朔日、大曇り、晚方天気二成、夜曇り、二日  
 天気二成、晚方曇り、夜同断、三日朝雨、時雨もよ  
 ふ、夜星、四日朝時雨、四ツ頃天気よし、八ツ頃時  
 雨、西風つよし、無程止ム、夜星、雲、五日朝曇り、  
 初雪也、八ツ「」 一、天気能、暮半後地震、星夜  
 「」六日朝 雲「」 一、夜星、七日朝「」  
 「」頃雨、晚方晴、夜星、

(\*1)  
 一、当作「毛不熟」、米穀払底「に付」、御酒屋「の」  
 外御城下在々共、清酒屋不残被「相」止候間、「新  
 酒」作方ハ勿論、濁酒商売茂 御城下「は」壱町壱

但「

「委細児玉寛

之丞同様之御文言ニ付略ス、

三升市中相場也、

老升八拾八文ツ、搗屋商売被仰渡候、老切ニ付式斗

立冬也

一、十六日朝雨晴レ、天気よし、夜雲、月、十七日朝  
天気よし、夜曇リ、十七日朝雲多シ、吹方猶更、曇  
リ、夜雨、少々暖気、七ツ時頃地震長シ、十八日朝  
雨晴レ、大ニ曇リ、無程雨折々、晴レ、夜星、海鳴  
ル、十九日雨、天気よし、夜星、廿日天気よし、晚  
方曇リ、夜大ニ曇リ、夜半頃雨、廿一日雨、四ツ頃  
地震、弥増雨、夜同断、四ツ頃地震、其後雨晴レ、  
好月夜ニ成、晩頃より曇リ、廿二日明ケ半頃地震也、  
天気口成ル、夜星、廿三日大霜、天気よし、晩方大  
ニ曇リ、夜月、廿四日霜、天気よし、此頃無之天気  
なり、夜星、廿五日朝正曉地震長シ、暖シ、昼中天  
気、此頃ニ勝シし、夜星、

一、去月より御城下御払米ハ、拾九切五分之御相場、

三升市中相場也、

一、石巻ハ老切ニ付老斗六七升、塩釜同断、右へ釣合

ニ而、遠田、志田、深谷共ニ相聞得候、「

米不足ニ而、役方ニ而も出米なし、深谷小野在々ハ、

志田・遠田、米之有所へ参リ、「

「喰料相調  
候様、「

一、廿六日朝天気よし、寒シ、四「

廿七日朝霜、天気よし、静、夜星、廿七日「

気よし、晩方大ニ曇リ、夜同断、廿八日朝大ニ曇リ、

雪そらの如くニなり、晩方より雨降出し、夜引続雨

少し晴レ、廿九日朝雨晴レ、大ニ曇ル、無程雨、終

日降、夜同断、

一、廿六日、為替組拾人、考役四竈勝三郎宅へ為呼寄、

振舞御座候、廿八日、為替組并融通組等、両替所□

四ツ時御呼出シ御座候、

一、中井新三良 一、錦織伊三郎 一、寺村庄蔵

九月朔日朝天氣二成、雲多し、夜同断、二日同断、三日四日折々時雨、朝夕寒シ、綿入袷重着、五日朝し水霜、五日六日朝天氣よし、西風、朝霜、天氣よし、夜星夜、

御掛屋  
米屋平右衛門  
御藏元被 仰付旨、御意之事、  
御扶持方は迄被下置候取合、百五拾人分被下置候事、

一、九月七日朝大霜、屋根如薄雪也、当秋初而之霜也、

米屋平右衛門

右二付田作落付也、去々年より閏月在之分、後レニ而霜来り候、上方筋も追々不作之容子ニ而、米も引揚、綿なと猶更引揚候事□、八日天氣好、夜曇リ、

此度御藏元被 仰付候二付、御召御帷子 被下置旨  
御意之事、

御掛屋手代

佐野幸助

九日朝大ニ曇リ、昼中少時雨、西風強シ、大ニ寒シ、夜同断、追々星、十日朝天氣よし、「 」「 昼西風、夜星、雲、十一日朝大霜、天氣よし、夜同断、十二日朝天氣よし、雲多し、霜は兩日之霜ニ「 」「 葉不残「 」「 しほむなり、十三「

此度主人御藏元被 仰付候二付、御扶持方は迄被下置候御取合、式拾人分被下置候事、

米屋五兵衛

「星、十四日朝大霜、昼中雲多し、夜曇リ、十五日朝大ニ曇リ、五ツ頃雨、終日降ル、夜同断也、

右同断二付、是迄被下置候へ取合、拾五人分被下置候事、

大坂元

柴田権弥

天保六年八月廿日、於大坂、森儀兵衛左之通り申渡シ候、

為御加増、御知行老貫文被下置候旨  
御意之事、

一、御払米ハ、搗屋へ被相渡、小舞へ老式升ツ、売払、此節在々より出来ハ、問屋へ相出候分者、搗屋不相払、小前へ問屋ニ而直々売払候「」仰渡ニ付、小舞ハ二重ニ御払相受候へ共、中より上之者「」払米可受様無之、大迷惑也、右ゆへ、此節御蔵俵ハ、□俵三切余迄売買致候由、不足也、

一、山栗沢山なり候よし、乍去玄米不作ニ付、糧ニ喰候由ニ而、老升五十五文より三十八文迄、

十七日朝天気好、雲終日、夜同断、五ツ時地震、其後曇リ、十八日朝大ニ曇リ、綿入着、寒シ、昼後天気よし、夜曇リ、十九日朝大曇リ、昼中天气よし、夜曇リ、廿日天气好、静、夜同断、廿一日朝天气よし、雲、西南風強シ、吹方程曇リ、夜ニ入雨降、夜降、廿二日朝雨晴レ、大ニ雨多し、終日同断、夜大ニ曇リ、七ツ時後兩度地震ス、廿三日朝雲、追々天气よし、地震ニ而此頃ハ天气ニ成と云、夜星よし、廿四日朝天气よし、此頃ハ朝夕世上綿入ニ単物重着ニ成申候、夜曇リ、廿五日大ニ曇リ、終日同断、□

頃雨追々降出ス、夜大ニ「」雨「」  
 式三鳴少々有、  
 一、廿六日□大雨、「」  
 「五ツ頃雷鳴少々、  
 式鳴有、雨強ク降り、四ツ頃より雨強シ、星夜ニ成、  
 雲多し、廿七日朝 天气よし、追々曇リ、しけく敷、夜同断、七ツ時より少地震、廿八日朝天气よし、  
 大ニ曇、しけくし、寒シ、夜ニ入雨降、九ツ時後雨晴ル、廿九日朝天气よし、しけくし、寒シ、昼中折々度々時雨、夜曇リ、時雨、卅日朝大曇リ也、  
 夜雨時雨模様なり、四ツ時少地震、引続雨降り、追々晴レ、

(追記)  
 「一、八月相場  
 一、十俵ニ而式拾切也 若林御蔵渡リ  
 一、拾九切五分 原ノ町御蔵渡リ  
 一、拾九切七分五り 四穀丁搗屋御払相場  
 右ニ付白米老升、搗屋ニハ八十八文ツ、売ニ付、小舞迷惑ニ申候、相对売買老俵式切半位也、不足也、「

「時節相応暑也、此日、小田原辺田地見致」  
 「遙田作毛直り毛稻之分実入ル、豊後稻之分  
 実二分通ニ而、随而不宜、此通り天氣続ニ候ハ、  
 四分以上作毛ニも可相成候哉、去々年よりハよほと  
 よく□□凶年ニハ至リ申間敷見当ニ御座候、とふか  
 天氣続を奉祈念候、暮頃西風強シ、夜星、雲多し、  
 三日朝大ニ曇リ、拾ニ而寒シ、昼中天氣よし、夜星、  
 四日天氣よし、西風強シ、五日朝雲、五ツ半後地震、  
 去月十九日夜之地震同様、よほとつよし、晴ニ成、  
 八ツ後東南風ニ成、夜ニ入大ニ曇リ、夜半頃より雨  
 降、六日終日雨、夜半迄雨降、八ツ頃より雨晴レ、  
 大ニ曇リ、七日朝より大ニ曇リ〔海大ニ鳴ル〕、昼  
 頃晴天ニ成、西風ニ成、夜星、八日朝晴天也、西風  
 つよし、夜星、九日朝天氣よし、昼後西風つよし、  
 夜星、雲、十日晴天、四つ後地震、単物着、無程九  
 ツ時前地震ス、夫より東南風ニ成、大ニ雲ニ成、晚  
 方天氣能、夜星夜也、十一日天氣「」、雲多  
 し、夜月、東北風ニ成、四ツ時前地震、其後星夜ニ  
 成、海悉鳴り、十二日朝晴天、水霜降、尤寒し、地

震ニ而晴レと云、終日静也、夜月星也、十三日朝曇  
 ル、水霜降ル、綿入着ニ而よし、昼中静天氣よし、  
 夜曇リ、十四日朝大ニ曇リ、よほと寒シ、袖ト単物  
 着用也、四ツ頃雨降出シ、終日、夜同断降続、十五  
 日朝同断雨、昼後暖シ、大ニ曇リ〔地震「」  
 分〕夜同断、十六日朝大ニ曇リ、昼中折々雨、夜大  
 ニ曇ル、四ツ頃より晝迄地震強弱取合五ヶ度間候、  
 尤四ツ頃雷鳴北方ニ「」  
 「  
 一、八月相場「」  
 一、若林渡リ 朔日より五日目迄 拾俵ニ而貳拾切  
 御蔵相場  
 原ノ町渡リ 六日七日目渡リ 拾俵ニ付拾九切  
 五分同断、  
 一、市中米老切ニ付貳斗之相場ニ相立候へ共、上より  
 □指支ニ而、老切ニ貳斗三升ニ而、問屋ニ而在々よ  
 り受取候由、  
 一、白糯米老歩ニ付老斗也、右を以腰懸茶屋ニ而□□  
 「」餅搗、売候由、老升より□七□位出候由也、

神之御告ニも可在哉、其翌日大洪水ニ而、御城下

ハ勿論、大河原、槻木、岩沼辺大洪水相出申候、

右之「心付□而、「と申仁、去

々年之大不作兩年ニ兩度「之「

「火氣之立候を見ル由、不審ニ心得居候所、無程

大雨、日□不止事ニ相成候、仍而即考候所、火氣盛

ニ而火事之年、火氣立ニ而、世ニ調火種之立候時ハ、

火種ニハ立候、氣ニ火花散リ候か、実之火種火花な

し、火氣立候ハ、水氣之迎、洪水之驗と相見得候間、

席ニ記置候事、

一、搗やく、ニ而、老人江壺盃ツ、下白米ニ而売、御

払米引続被払下候ニ付、小前人氣よし、此節市中米売

切ニ式斗五升ニ成、御払米ハ壺升六拾六文を以売買被

仰渡候ゆへ、壺盃半盃ツ、買置候諸士も在之由、御払

米相受候搗や小前ニ売不申、其身困置候もの之、御

宮町を始、所々御始末ニ相成候者、五七軒相聞得候、

御町奉行所へ被相出、御しかり被申含上ニ被相帰候由

ニ御座候、

覺

一、市中出穀不足ニ付、段々不少之御払米被成下候へ

共、洪水後猶更出穀無之、一統及難儀之事ニ相聞得

候間、御扶持方米引当致、貸金候者、来月渡リニ限

リ、金代を以返濟相請<sup>ウケ</sup>、米ハ借主江可相渡候、若

勝手を以、米ニ而及返濟候者も候ハ、右米直々於

御蔵払ニ相立米□致、郡在候様、貸金仕候者共へ可

被申含之事、右之趣、支配切御扶持方取之輩へ計、

最前ニ可被相通候、以上、

右御触、閏七月廿九日卯ノ刻、養賢堂へ御呼出し之上

被仰渡、御書付被相渡候、仍而同日直々御用達共へ相

廻候事、

一、八月朔日朝大曇リ、四ツ頃より日光拝ス、其後又

曇リ、蒸暑也、此日名取郡山根岸通田地見致候所、

去月十七日一見致候節よりハ、遙田作毛直リ、毛稻

分三四通作ニ相見得、豊後毛ト唱候無毛稻、既ニ一

円と申程実法無之、去々年よりハよく相直リ見得申

候、大根甚高直也、夜星「二日朝」

江戸御門江落文張之由、式首

○おさな子を たまして知行 取り増田(菊之助を云)

しの田の森と(儀兵衛を云) 人ハ云なり

○儉約の すへハ焼味噌 とふからし

馬鹿家老して 下かちゝまる

屋形様御仁君ニテ、如是落文等、千万氣之毒、恐入□

「候、其上御代後、去々年当年迄之不作氣候、

天怒ニ御遇被 遊候段、いかよふの事ニ可在之哉、倭

臣下ニ在ゆへ□、残念」 「歎罷在」 「

也、

一、廿四日朝曇、冷氣」 「世上凶年ニ成

候哉、去々年より少し米出テよきかと疑居、此節ニ

御座候へ共、至極不穩候、五ツ時晴天、八ツ時頃急

ニ雷雨如く降出シ、無程雨止、晴天、暑ニ成、夜星、

又曇リ、又星、七ツ頃地震、無程雨降、廿五日朝大

曇リ、五ツ頃より雲多シ、天気よし、国分町旅籠屋

ニ而ハ、最上商人等ハ、米持参ニ無之候へハ、数人

ハ宿致兼候由申断候事、四ツ頃より雨、八ツ前晴レ、

地震少しス、天氣好、夜星、廿六日朝綿入着、水霜

寒シ、袷ニ而もよし、無雲晴天ニ而、袷着」 「

也、夜星、廿七日朝大ニ曇リ、無程雨降出、綿入着、

寒シ、夜同断、雨強シ、夜半過ぎ雨晴レ、西風ニ成、

廿八日朝西風つよし、五つ後西風少々止、終日少々

西北風単物着、夜星、廿九日彼岸、朝天氣よし、

一、桜田欽齋先生、当月鎌崎入湯、帰りニ岩沼駅ニ珍

説御聞候由、当月六日、岩沼駅南ニ当リ槻木辺ニ相

見得、如鍋鑄空に浮見、火氣相見得候ニ付、岩沼駅

中槻木ニハ鍋鑄も無之筈、定而大出火ニも可在之哉

と評義致、人皆一見致候所、其刻早足ニ而来ル諸士

耆人見当り候ニ付、人皆問尋候ニハ、向方ニハ槻木

辺より御出ニ無之哉、見得候火氣ハ、槻木之出火ニ

ハ無御座候哉、扨不審之火氣揚候事御座候と承り候

へハ、其諸士答申たるハ、あれこそは水迎と申氣之

立候ニ而、洪水ニ候間、右へ逢<sup>アエ</sup>不申様ハ、我ハ

御城下へ罷越ニ而候と申、早足ニ而□通り候由、

先生之御咄ニ、其諸士道理明なる人か、又ハ竹駒明

成申候、

一、閏七月米相場

小泉御蔵渡リ 一拾五切五分也 拾俵ニ而如此

若林御蔵渡リ 一拾六切也 同断

右ハ御蔵相場ニ候所、一円相對売無之、推而無心売御座候分、尅俵式切尅朱より三切位之由、是「」不足也、御上より御払米ハ、町々検断へ手当被相渡、検断より小舞搗屋へ御払相成候ニ付、借屋店借之者、尅式升ツ、買方仕、去々年より騒動不致候、酒不足之由也、尤尅升六拾六文ツ、「」売買被仰渡候由、下白□候へ共、至而此節「」然よく相聞得申候、

一、洪水後、紙直段引揚「」

一、同 油同断、

一、大豆并小豆、時化ニ而不作ニ相成、直段引揚申候、

一、大豆尅升 五六拾文ニ而不足也、

一、小豆尅升 八九拾文より百文迄

一、代相場 尅切ニ付尅貫五百六拾文

一、大小麦在郷之売人なし、

一、閏七月廿日頃より、市中米尅切ニ式斗八升也、御蔵米自分売買式切半より三切迄也、右ニ而至而不足也、

一、糯米小豆等至而不足也

閏七月中

一、津輕様洪水流失田畑人家多相聞得、去々年不作ニ相聞得、水冠多ニ而青立也、白露降、実入り見詰無之由、

一、松平越中様御在所勢州桑名大不作、

一、真田伊豆守様信州松代江六月中□降り候由、

一、太田肥後守様御在所遠州掛ヶ川大火之事、

一、松平肥前守様御在所肥前佐賀、御二ノ丸一字御焼失之由、

一、松平越前守様御父子様共ニ一同御死去之由、

右日本国中之変事と申聞候、

月十七日、名取郡大年寺下通り、田地見致候所、是ハ御近在ニ希なる大後レ、大不作也、此節実法穂不足、花咲□□也、其内花かけ仕まへ、粃口くわぬ分多く相見得、尤昨今朝ニ水霜降、暖気薄く成、裕単物重着と相成候へハ、よき実法ニハ相成間敷、左候へハ、名取北方去々年之田地見よりあしき様ニ御座候、名取南方よる敷事ニ、百姓相咄申候、如何様ニ而如斯ニ後レ候事と相尋候へハ、五月廿五日頃より植方仕、後レ候ゆへと申事ニ候、十八日、小田原辺より苦竹御蔵迄、田地見致候所、是又名取辺と同様、折々中稻実入之所も在之候へ共、大抵此節花咲最中ニ而、朝夕之冷氣并昼中も暑薄ニ而、実入無覚束、百姓共相咄、去々年同様ニ申聞、扱心痛之事ニ候、尤見分も致候而不宜候、

右田地ハ、八月朔日より再見致候へハ、格別毛作相直リ、凶年ニ□相見得不申、大不作と申年柄之様相見得申候、去月十七八日頃より同十四日之間、天氣相

応ニ付、如斯ニ実法ニ相成候ものニ相見得申候、

一、十八日夜明後□□八ツ時頃大地震也、六月廿五日以後之強き大地震なり、棚等ニ揚ケ置「」少□落申候、其後少し曇リ「冷氣弛ミ、裕着也、暁ナル五ツ時地震、至而弱し」、十九日朝天氣よし、雲暁方大ニ曇リ、暮刻急雨強シ、九ツ頃晴レ、八ツ半時始、夜□少し弱ク地震、永ク闇、廿日二百廿日也、朝曇リ、紬単物着、「昼静、天氣好」、晚方少々雨、又ハ大曇リ、夜月、七ツ頃大曇リ、廿一日大ニ曇リ、晚方雨、夜ニ入九ツ頃東南風強ク吹、雨風強シ、廿二日朝同断、□雨強シ、世上是ニ而、弥増田畑毛不熟、不実法ト恐歎致候、町々壺盃式盃米買なひて申候、右吹荒、昼ハ八ツ半頃より止、風西廻リ、七ツ時頃日光を拝ス、晚方天氣よし、夜月、廿三日風西廻リ、天氣よし、単物計着ニ□汗出ル、田之辺後候稻、悉花かけ居相応、是ハ朝夕之冷氣ニ而、用立不申、米ニならぬと云、夜月、

一、閏七月十七八九日同断天氣よし、朝夕裕単物重着、昼中単物羽織着、帷子とても不被着、暑氣ニ相

八月七日

一、閏七月七日、東北風晩方より引続吹、少雨強ク降候故、四ツ時頃弥増出水ニ而、大橋落「」中程三わり「」橋板付候処、其上ニ大町納め之土俵少し□合候、角五郎木橋、木少し残申候、淀見町六七軒家所々残、一字 流申□、大工橋元明神社内くつれ流、同所迄之往還道場欠崩レ、町屋壱軒流失致候、大橋手前吹抜御殿坂上ニ而半板通迄水附申候、御蔵□備より水ハ相入不申候、栗佐権五郎屋敷家作等少シ流失致、残土蔵等を始、損候俣ニ而残り候、右□所向側并南通り窪地之所、四五軒流失致候、川内中瀬御大工町御小人屋敷、川前近く不残流失、御味噌蔵近辺ハ残申候、折々残候家も相見得申候、大橋根将監殿横脇石垣式ヶ所崩レ申候、御花壇并御厩下、地窪之所不残家流失、御小人家屋敷也、橋へ不残流失也、昼頃ニ至リ、水壺丈余引申候、死人等多し、五軒茶屋ハ、御洗足場、赤壁屋敷地面并家作一宇流失、紙漉町若生酒屋同断流、其外流失家多シ、暮前ニ成リ雨晴レ、東北風吹入、大ニ曇リ、夜同断、

大ニ海鳴り渡り申候、

一、閏七月十日二百十日也、朝雲、段々天気もよふニ成、五ツ頃日光を拝ス、青蟬鳴リ、雲西廻り虹、よき天気模様ニ向、至極静なり、人々結構之二百十日と云、昼中晩方迄度々雨降候へ共、天気よし、一円風なく、夜好月夜、四ツ頃より雲多し、十一日朝曇リ、五ツ頃より終日雨降、夜折々晴雨、十二日朝より終日雨降、袷単用、十三日朝大曇リ、四ツ頃ヨリ天気よく、折々少曇リ、夜ニ入月夜□大ニ曇リ、暁七ツ頃より雲晴レ、十四日朝晴天、天気大ニ好し、朝袷着也、夜月、(閏七月十五日白露)十五日朝雲多し、袷単物式枚着用、追々天気好、夜曇、十六日晴天也、朝袷着、昨日白露、八月節く之訳か、今朝水霜降、此日水冠之田作一見ニ廻り候所、半分も実法り申候「」由わけ合、此上如□様ニ相成候共、<sup>(カ)</sup>十より米被相出可申様無之、苗元不足、なや壺□拾□月十七「」迄在之候、穂先長キ所式百余、粒短キ所百五十六粒「」もの等在之候、何レニ去年半作と相成候ハ、上と申仕揚なるへし、閏七

一、別段御引留地、有無役共ニ五貫文以上七ヶ匁、五貫文下八ヶ匁、御割合被弛下候事、

一、諸向御備金之類ハ、当年より向三ヶ年御利足計被召上候事、

一、是迄無利足年賦金之分ハ、当年より向三ヶ年ニ上納被延下候事、

一、諸難洪金、百石匁之割を以被召上候分ハ、是迄之通り被召上候事、

一、上江之諸上納物等、前条之通、格別御用捨被成下候上ハ、自分相对之借財も、去々年八月元延御触出

し已前、進退等引当之分ハ勿論、□而借財元利共ニ元延ニ相成居候分ハ、右ニ准シ貸人ハ借人賦相痛様、

何分ニも勘弁仕、借人共も信義を不相失様、程能取引可仕候事、

右之通、如兼而可被相触候、以上、  
未七月廿八日 監物 木工 山城

御目附中  
右「」御受「」

一、閏七月三日、森義兵衛并児玉寛之丞、石川平八郎、

七日「」ニ而大坂へ罷下り候事、

右御触之趣、触合之分、三浦富治等八月四「」奉伺候へハ、大番頭衆被相伺候、

大條監物様 松岡「主」水

私祖三浦富治義、去□年八月より御焼印引当、自分借貸之分、元利取引之間、振合之義ニ在之、委曲別紙之通り伺申出候間、否御指図罷成候様仕度「」相達申候、以上、 八月十五日

松岡主水殿 大條監物

右之通被御申聞、承知致候、当十月迄ハ、御年限中之訳ニ有之、此度「」返済約定之者、金代ニ而相返

候様申渡候□、全体之被 仰出へ拘り候義ニ無之候、八月渡り米ニ而相返候様、申合置候者ハ、金代遣米引

取候様申渡候訳ニ在之候、且貸借利足之儀ハ、式ヶ年分無利足ニ相成候訳ニ候間、是又御心得可被申渡候、

以上、

不宜模様ニ成、夜同断、四ツ半頃聊地震ス、二日朝同断曇リ、単物着、暮方地震ス、右ニ付曇「

雷鳴五六声、西「」と発鳴、雨暮頃ニ至り晴レ、夜曇リ、

「レ、三日朝蒸暑ニ成、日光を拝ス、夜四ツ時頃急ニ大雨也、無程「

御触出し

入、晩方霧降、単物着、夜「

一、去々年大不作ニ付、御家中士凡共、諸上納懸り、

五日朝大ニ曇「

諸拝借金等、年延被成候分ハ不及申、相定諸上納

熱シ、折々晴、夜雨、六日朝雨降出シ、四ツ頃より

「物」成不足等ニ而不納之分、去々年中年延被成下

猶又強シ、八ツ頃より東北風弥吹出シ、風雨甚々敷

候所、当年□御割合通可被召上事ニ候へ共、段々相

交リ強シ、出水おひたゝしく、夜ニ入猶更「

痛候折柄、御割合通被召上候而ハ、取続兼候事ニ可

震動し、所々立木吹倒レ、近年覚無之、去々年八月

有之候、仍而非常之御指略を以、此末諸上納揚、左

朔日より三倍風雨共ニ強シ、七日朝より前夜ニ同断、

之通被成下候、

東北風吹入、雨も同様強シ、屋敷中何方も時化入、

一、新七ヶ年賦、当年より向三ヶ年御元金御割付被延

所々古木立木等吹倒レ申候、終日不止「

下、御利足計被召上候事、

○暮前雨晴レ、風不止、海鳴ナリ、夜同断五ツ時星見へ四ツ時

一、古七ヶ年賦、当年被召上候御元金、壹ヶ年「分」

星見得、曇リ、人々凶作之思決定致、憂居候、此

は、当年より向「三ヶ年」ニ御割合被召上候事、

節中稲出穂揃、晩稻三ヶ一余出穂と云、右江此度之

一、右七ヶ年賦、御利足盛揚置、御「元金」皆納之上、

水冠り、大変ト云、

八ヶ年賦被召上候分ハ、御払「に被立下候」事、

八日朝曇リ、日光を拝ス、無程大ニ曇リ、折々雨、

一、一統御引留地、有役八ヶ一、無役六ヶ一、五貫文

夜大ニ曇リ、九日朝曇リ、昼頃より雨降り、七ツ前

下有役九ヶ一、無役七ヶ一、御割合被弛下候事、

一、廿二日、廿三日東南風吹、綿入拾着、大曇リニ而不雨、世上凶年之模様ニ相心得騒動之兆アリ、裏家・店借・横<sup>(カ)</sup>丁<sup>(カ)</sup>辺、米無心之者相見得申候、同日夜終夜雨、廿四日朝大ニ曇リ、四ツ頃より天氣之模様ニ成、昼後天氣能、雲多し、単物か帷子着用之暑ニ成、暎と晴レニハ無之候、一日ニ而も日光を拝候へハ、心よく覚候、此節早稲出穂揃ニ成、中稲仕付早之所々はらみ致候、至極大切之時節ニ御座候、乍去□晴ニ而より之暑氣并七八月竹の子と不生等ハ、去々年より聊氣候よろ敷候と存候、同日昼七ツ頃より大ニ曇リ、霧降ル、単物か帷子着、昨日迄よりハ少し暑氣ニ御座候、夜同断、八ツ頃より少し星見得、廿五日朝もや之様ニ而曇リ、明半頃より晴天之模様ニ成、暑も厳敷様ニ而、自然晴天ニ成、人々大悦仕候、廿六日猶又天氣よし、厳暑也、夜同断、廿七日昼七□雨少降ル、虹張ル、夜蒸暑、廿七日晴天、曇リ、近合也、七ツ頃より東南風「」曇ル、夜「」曇リ、廿八日朝大ニ曇リ、

一、

一、廿日頃、米不足願之上、搗屋共願申上候ニ付、拾五切壺□を以、望次第御払被成下段被仰渡、町々檢断手前ニ而取調、廿六日搗屋手元へ被相払被相渡候所、<sup>(ヤ)</sup>程御払ニ相成、不足之事候、尤此末望次第、何程ニ而も被相払候段被仰渡候事、右ニ付大ニ人氣よし、白米壺斗六十六升ツ、売候様、御下知在候事、

一、廿八日、去々年凶年ニ付、施米を諸□救式江心を用候者共、御町奉行宅へ御指紙式百八人之由、夫々御賞被成下、惣御賞払之事、

一、廿八日、在々救民之者も、夫々御藏御用所ニ而御賞払ニ罷成候事、大底式百兩□人分、御扶持方被下候積リ、御帷子地壺反より五反「」被下候事、

一、廿九日朝大ニ曇リ、昼頃より厳ニ相成、結構也、

閏七月朔日朝右同断、大曇リ、昼後より晴天ニ成、厳暑ニ成、八ツ後西北方ニ而雷鳴七八ヶ度、厳敷無之候、夫より如近年東南風吹、雲大ニ入懸、曇リ、

一、南風不足、定西風、実「吹、十五日地震後、西風強く、不足二成、

一、十五日朝晴、天气能、「無雲晴天之様二

成を拝ス、昼頃より大ニ曇リ、八ツ頃ニ至リ俄懸ケ曇リ、大雨降、即雷鳴嚴敷、四五鳴「西よ

り明ニ成、大急晴ニ向、近年之氣候ニ御座候、最初

雨降出シハ、西風嚴候所、晴レ□ニ成、東北風ニ成る、是ハ至而少し吹申候、無程日光明ニ而、晴天ニ

成、雷鳴東へ廻リ三四鳴、静なり申候、如斯容子氣催、十五六七ヶ年先ニ御座候□□心元申候、右ニ而

も当作ハ七八分之作、無心元見様ニ御座候事、「此氣候ニ而」甚万人安心之事ニ候、

一、十六日朝雲多シ、五ツ半頃より日光指ス、朝夕夜

冷氣ニなり、昼中残暑嚴し、九ツ頃□曇リ、東南より雲を入、九ツ頃静なる地震、夫より西風廻候、夜

曇リ、拾七日雲多し、昼後より大雨振出シ、夜中降続候、暁七ツ頃より袷着之冷氣ニ成、十八日朝雨細

かニ成、袷着、大ニくらし、終日降、夜同断、十九

日終日昼夜細雨ニ而降続、人氣不穩、蚊不足、蟬一円なし、朝ニ綿入着、呼吸息ハ不得見候、廿日朝迄

雨、綿入着、昼頃より雨晴れ、日光を拝、蟬鳴く、

大ニ曇リ、袷着ニ成、夜ニ入少々雨降、廿一日朝大曇リ、海鳴り渡り、嚴綿入袷着、辰巳風ニ成、此節

南部出水ニ而、北川上洪水□山目町迄水ニ付、土手切多し、

此日限頃、世上心「当年青立之田作之事覚悟

致、困穀等心懸候、乍去、□々「違、在郷御百姓共「共ニ高直ニ目を「一切売不申

容子ニ御座候、「より白米壺升ニ付、代拾<sup>(カ)</sup>文ツ、直段「事ニ相聞得候申候、御城下門

前々々之米搗や、売米無之、勿論市中出米ニ拵米ニ而、至而不宜由ニ相聞得申候、其上至而不足ニ相聞得申候、

一、日野屋藤兵衛、江州より一昨日着ニ候所、上方筋暑氣も強ク、相応之氣候ニ而、早稲出穂近来ニ無之、

上方辺富士山參詣多ク在之由ニ御座候、尤稲株不足ハ、白川より手前計ニ而、上方辺苗元不足と申事無

之由ニ御座候、

而雷鳴二声少々有、其後猶又快晴之容子、四日朝  
天氣能、單物又ハ帷子着、暑氣二成、四ツ頃曇リ、  
五日より土用中残暑之様ニなる、六日同断、昼頃よ  
リ七ツ頃迄西風、大風吹、夜蒸暑二成、七日朝少々  
雨降、無程晴レ、曇ル、大暑也、先頃中冷氣ニ而、  
苗上葉かれ少しくせ出候分、兩三日之暑氣ニ而直ル  
と云、

一、三日蟬、土用入、十日頃より初鳴、至而不足也、

ちぬら蟬、麦茹蟬も鳴至る候事、不足也、日暮蟬ハ  
六月廿八九日頃より鳴、是又不足也、蚊も不足也、

一兩日前之暑氣より「」なり申候、

一、七月節句前□□より秋草「桔梗」、カルカヤ、女  
郎花、朝見蓮等花咲、栗ノ花所々「」

菽大抵同シ、唯笋土用前出テ終リ、土用中出候分「

」、

一、八日天氣好、雲「」晚方冷「」大ニ曇

リ、九日朝五ツ時頃地震中位「」曇リ、昼頃

少□晚方日光、雲多シ、夜蒸暑也、十日天氣好、雲  
多し、朝氣、昼頃より大暑也、十一日冷氣、大ニ曇

リ、昼頃より急雨、七ツ頃より冷氣甚々敷、袷着、  
蚊不飛出、夜同断、十二日朝冷氣、單物着、曇リ、  
五ツ半時中地震ス、人々驚、無損破、夫より暑二向、  
暑二成、晚方少冷シ、十三日雲多シ、昼中大暑也、  
十四日朝冷氣之方雲多シ、先頃より雲氣薄シ、大暑  
也、此日屋敷内ニ而シモカン蜻蛉飛を見る也、尅疋  
なり、

一、七月十四日七月節也、

七月中市中出米不足、尅切ニ三斗三升

御藏米ハ尅俵尅切三朱、代百文位ニ通用、餅米不足、

一、新麦作相応ニ而、から麦ニ而式俵尅切と云、

但し黒川、加美郡地元相場也、右ニ而調申候由

ニ候所、売人不足、追而不氣候ゆへ、日々直段

引揚、一円見不申事、

一、苗至而もて不申、元薄之年ニ而、去々年之苗模様

ニ似合申候、少々もて候様之分、両虫付、稲□くせ

付後レ、植候分ハ、苗植之ままニ而、少シ長く延ヒ  
申候事、

子着、晩方曇り、廿四日朝大曇り、五つ頃より雨降、七つ時後少シ晴レ、天気ニ成、雨降り、袷着用、晩方単物着、一昨頃より冷氣也、

一、初伏六月廿二日、中伏七月二日、未伏同廿二日

#### 追加

一、大地震後、大洪水有事、往古よりためし多シ、其後火事有と云、此度逆も、洪水迄ハ同断也、貞山様御逝去翌年大地震、寛永十四年之由、其後大洪水両度と云、「一」正徳二年大地震、大洪水有之年、寛政五丑年大地「一」

一、六月廿五日辰四刻、土用入、朝大曇ニ冷氣ニテ、袷着用、又ハ単物着用之者半アリ、尤朝之内呼吸イキ息少々ミユルナリ、昼九ツ時より雨降相止、昼七ツ時後、雨少シ晴、大地震五六動、当時之人無覚大地震と云、据エ釜湯六七分目迄ユレコホル、道路之人、不能歩行、土蔵不残損破ニ及フ、或壁ワレ、或ハ鉢巻落、或ハ腰瓶破ル、家作曲リ、又ハ損シノタメ、

戸障子不明也、普請丈夫程破損多し、小家又ハ破家之類無大破、所々石垣之分石抜、破損多し、所々怪我人多し、諸々銘々家々破損計無限リ、御城辺御蔵不残破損、石垣之分所々大破、「寛政五丑年正月七一」一四十三年前正月七一」震、御破損之調ニ、大略御上向同断と云、

#### (欄外追記)

「東北南部より西南ハ箱根マテ（欄外）閣ト云也」

同夜八ツ時後地震二三動アリ、廿六日暑厳、帷子着、昼夜ニ而四五動アリ、廿七日「一」もや、昼中大暑、少々地震、夜星、廿八日大ニ曇リ、単物着、四つ頃より雨度々降、風西廻リ、冷氣なり、袷単物着、廿九日「一」綿入或袷着、東南風ニ而、至而冷氣なり、尤雨又ハ霧降り候、

一、七月朔日快晴、単物か帷子着、暑ニ成、晩方曇リ、冷氣ニ成、二日同断、冷氣、袷単物着、三日霧雨降、冷氣、一円蟬等鳴不申候、三日朝大ニ曇リ、霧降、四ツ頃日光少シ相見得、着用単物也、八ツ後西北ニ

ささけ売出ス、卅日迄雨、是か単物着、又ハ綿

入着用也、

一、六月朔日ニ至リ雨晴レ、単物着、又帷子着、四日雨、寒シ、不氣候也、木瓜・さゝけ初売出申候、茄子ハ不出申候、二日より四日迄大ニ曇リ、綿入着、寒シ、

一、同五日曇リ、東南風此兩日前より日々吹、寒シ、綿入并給単物着用、去年之節よりよほど後レ候也、扱心支ニ候、六日終日大ニ曇リ、東南風吹、猶又寒シ、綿入着、昼頃より少し雨、「霧」降、晩方雨つよく降、夜同断、七日朝雨降続、終日夜迄雨降、八日朝雨、四ツ時頃少し雨晴、晩方雨降、夜同断雨、一、九日朝「」晴レ「」曇リ、綿入或□単物着、十日十一日十二日十三日大曇リ、折々雨「」単物着、

一、六月渡リ□場

卯月二日

一、拾五切五分 若林御蔵渡リ

相對売買拾七切

一、拾五切也 原ノ町御蔵渡リ 以上

同九日頃より

一、白米 壹升六十八文ツ、  
一、白糯米 七十三文□不足

一、同十三日朝雨、晴レ、五ツ時頃よりしのく、日光共単物着、西風ニ廻リ候、諸人快晴ニ而大悦也、帷子着用之者有、十四日同断、

一、同日麦荊蟬鳴、或麦刈蟬六月五日より鳴候由申者も御座候へ共、雨天ニ而類聴人至而不足なり、

一、十五日朝大曇リ、拾着、昼後日光有、単物かたひら着、十六日朝大曇リ、霧降、昼後蒸暑也、十七日朝雨、昼後晴、日光有、十八日雨、十九日同断、終雨降、廿日晴レ、曇リ、「」也、単物かたひら着用也、殊之外しけく敷、万□か□れ候、昼頃より日光「」星□□着用、晩方西風□吹、冷氣ニ成、夜曇リ、廿一日大ニ曇リ、給単物着、冷氣□成、晩方天氣、暑蔽敷成ル、廿二日廿三日大暑、単物帷

四月之鮪、老本五百文迄ニ下落□後、一円「」

帷子着用ニ候、

廿二日天気少シよし、晩方雨、廿三日大ニ曇リ、晩方晴レ、夜雨、廿四日同断雨、袷物、寒シ、時節後レ之上、不氣候也、漁も不獵也、追々五月節旬前後、鯛沢山揚リ、老疋百四五十文以下迄売買申候、鮪も参リ、是又老本老朱内ニ御座候、五月中旬ニ至リ、ひらめ沢山参リ候、

一、五月「廿」六日〔○昼八ツ□雷□七ツ頃迄〕、□雷声西北方より西南方迄六七鳴御座候、右ニ付少々冷氣相催、同日夜雨天ニ相成〔○無程晴レ〕、廿七日朝もや甚々敷、大曇リ、昼頃より日光有、単物着用、晩方猶更冷氣ニ而、暮後大ニ曇リ、雷鳴ニ天氣損シ候事ニ申唱候、

一、五月十二日より五月節ニ入、同日ハかたひらニ而もよし、

一、五月廿六日、為替組・融通組両替所へ御指紙、罷

一、五月十四日入梅、同日晩より雨ニ而、十五日終日大雨、綿入着用也、

一、米ハ日々揚リ、玄米渡リ〔御蔵相場〕拾五切、相場ニ而売買十七切位ニ御座候、追々又々揚申候、麦ハ出穂致候、

一、五月十一日頃、御国産陶焼、加美郡湯倉へ両替所

為替候所ニ付御破談被仰渡候事、一統申唱、大悦ニ相聞得申候、尤此末式拾之者へ、御酒等被下候而、御用金被相頼候儀も、被相扣候段、出入司申出候由ニ「」

より金八百兩被相渡候由ニ候、疋と不致候、

一、五月廿四日五日、□用中同様、俄ニ大暑□相成、

一、五月廿七日夏至也、廿八日九日頃より〔木瓜、

一、三月八「寒除、天氣大二好、

一、同十二日曇リ、終日もや之如き湯氣登リ、遠山不

見得、暮半頃より雨終夜降、十三日朝雨晴、大曇リ、

右雨ニ而麦作へ打参リと云、十三日終日雨、夜ニ入

晴、大二曇リ、十四日曇リ、足袋着用之寒ニ成、

一、四月渡リ米、拾俵ニ付拾四切也、市中出米不足、  
搗屋共休ニ付、拾五切五分迄売買出ル、  
一、四月十一日、初鮪来ル、老本八貫三百文ニ而、問  
屋前売候由、中魚也、聊到来ニ而、□来七月より浜  
「漁、近来ニ覺無之肴不足也、  
一、万日堂「参詣なし、雨天故也、十五日  
少々在し、乞食多ク聞得申候、

一、三月中迄、浜々魚漁不足、高直也、覺無之程不獵  
也、

一、三月末、町家へ花見遊山見物被相留候段、并絹布

相用候儀、ゆるみ被「不申段嚴ニ被仰渡、三

味せんも嚴ニ被相留候段、町々檢断へ被仰含、檢断

より銘々申渡ス、

一、四月朔日、躑躅岡花、最早盛と云、屋敷大盛也、

二日 三日 四日引続雨降、花盛中□雨ニ而、見物

人□し、四日夜より五日昼中大風ニ而、落花ニ成ル、

六日暖氣ニ成、朝ニ霜、寒シ、寒暖不同也、八日夜

雨、九日終日降ル、十日西風強シ、十一日天氣よし、

十三日十四日終日雨、十五日朝晴レ、

一、「同月」御内々ニ而、四竈勝三郎取扱、中井新三

郎、岩井作兵衛兩人へ七百兩、佐藤屋助五郎へ六百

兩、御貸上金被 仰付、直ニ相納候事、

一、大豆御払、三月晦日迄原町ニ而津方廻シ有役之者

へ拾俵拾切を以被相払、不捌之由、

四月十六日より川内御蔵拾俵拾壹切を以、是又御払  
被成下候事、

一、四月廿一日、石川平八郎大坂大元被 仰付「御

役料百石高也、柴田權弥同役交代也」、考役も如是

迄兼役ニ被 仰付候事、

立なし、御城下中井戸水不足、湯屋休候所在之事、

一、正月廿八日、森儀兵衛・増田菊之助兩人、此度大

坂表懸や御用米屋平右衛門取組、御用達相附候御賞

二付、御加増拾貫文ツ、被下置候事、外兒玉覺之丞、

石川平八郎、兩人翌々日老人分老兩ツ、御加増被

成下候事、御物書尾崎金之助

(欄外追記)

○右御加増二付、七月頃江戸表

ニテ御次へ落文之由、

○おさな子を たまして知行 取増田

しのだの森ト 人はいふなり 不評判・…・  
(ママ)

一、廿九日夜 御小姓頭望月此面、御人多ニ而、御役

御免ニ罷成候事、

一、廿九日「 小姓組番口被 仰付

一、熊谷「 「姓口被仰付、是迄御近習目付也、

一、二月十五日、増田菊之助江戸登り、

一、

一、今十六日迄無雨雪、麦作あしと計、一円売之無之、

一、紙日々高直ニ成ル、料紙老切五十五状位也、先年  
より覺無之事、

一、二月渡り米、拾俵ニ付拾三切、御蔵相場也、通用

拾四切迄、 ○大根、春ニ成猶更高直ニ成、老

本拾文位也、南大根ニ而如此、

一、二月廿日、「日岸也」八ツ後少シ雨、雪ちらく

降、暮後晴レ、星夜、廿一日朝大霜、大曇り、四ツ

時地震一動アリ、

一、廿二日□雪少降、道路下駄を用、廿三日朝晴レ候、

廿「 「日曇り、南風、夜ニ入四ツ後ちらく雪降

出し□廿五日朝大雪降ル、昼頃より雨ニ成降、終日

降続、夜ニ入晴レ、廿六日朝曇り、天気ニ成、晩方

大二曇り、夜少々雪降、又晴、廿七日朝より終日雪

降り、海鳴渡ル、

一、三月三日朝より昼頃迄ちらく雪降、晩方西風強

シ、

朝硯水不氷、夜月、笠を□、<sup>(十七日)</sup>「朝天氣よし、

夜月、十八日朝天氣よし、ちらく雪少しふり申候、

風花之モ様也、十九日朝天氣よし、硯水大二氷リ

候、廿日朝天氣よし、夜曇リ、廿一日朝天氣よし、

昼頃より曇リ、八ツ頃より雪降り、夜同断降続キ、

廿二日朝雪晴レ、天氣よし、廿三日同断、大寒シ、

西風有、廿四日同断、廿五日同断、川々堀々又々氷

リ、大寒「」と云、廿六日天氣よし、同断、

夜雪ちらく降、大風又々、廿七日天氣よし、廿八

日廿九日同断、卅日同断、

一、金、諸町至而□売少、町々商不足、地金店々尚又

□、

一、秋味塩引至而不足、高し、石ノ巻魚同□、するめ

も高し、壺把此頃ニ至リ、よふ壺把百文位、数の子

壺俵式切半位、追々揚候もの、近年ニ無之高直也、

鯉節不足もの、大二高し、氣仙辺郡、かつうふし・

するめ、御代官共買兼候事申聞候、糯米不足、押詰

二成、塩引・数ノ子、少々下直ニ成候、

一、天保六乙未年 一、彼岸二月廿日

初伏六「」一日 未伏「」二日

一、未ノ正月元日天氣よし、夜星、二日同断、三日同

断、夜よりちらく雪降、四日同断、雪降、八ツ頃

より晴、西風少し吹、夜星、五日より十七日迄無雪、

雨折々、強風吹、十七日夜雪降、十八日同断、晩方

雪晴レ、十九日夜雨少し降、廿日天氣よし、春暖ニ

成、

一、三日御野初、案内迄御出陣、一騎打伊達式部殿、

石川駿河殿、大條監物殿、片倉小十郎殿、高泉木工

殿、福原縫殿殿、石田豊前殿、松前主水、富田主計、

後藤孫兵衛、御小姓頭、御近習、御申次□三人、御

目付米山休右衛門迄御座候〔都合廿六騎也〕、至而

御人数不「」百錠つるひ討御座候、

一、七日節分、八日立春也、

一、正月廿九日夜雨

一、二月朔日暖氣、二日同断、三日寒シ、夜雪少々降、

四日朝寒ニて、度々暴風吹、雨雪一円不降、北上川

を始、川々水ナシニ而、ひらた舟通用不相成、御積

- 一、廿一日朝雪晴レ、天気よし、よふく／＼聊除之程雪降、当日初而硯水氷り候、夜曇リ、夜半後雪ちら
- 「降、廿二日」寒シ、硯水不氷、天気
- 「晩方ちらく／＼雪降、夜同断、廿三日朝天気よし、夜」星、廿「四」日朝天気、風強シ、
- 夜星、廿五日朝天気「能」夜星、夜半後少々曇ル、
- 一、廿六日朝曇リ、昼頃よりちらく／＼雪降、暮後晴レ、夜星、雪、夜半後又々雪降、廿七日朝雪、当冬聊雪初而降候也、終日ちらく／＼降来、晴レ、又夜半後甚降、廿八日朝同断、雪降、無程晴レ、硯水氷ル、天気よし、夜星也、廿九日朝天気よし、夜星、卅日天気よし、夜同断、
- 一、十二月朔日朝天気よし、夜星、二日朝天気好、飯後少々風、夜星、三日朝天気よし、寒気近来ニ覚無之、強寒と申唱候、夜星、四日朝天気よし、晩方ちらく／＼雪降、夜星、夜半頃大風、五日朝天気よし、夜星、
- 一、六日朝天気よし、昼中道路とけ、夜星、七日朝天気よし、夜星、八日朝曇リ、ちらく／＼雪聊降、八日朝天気よし、九日同断、九日十日十一日同断天気よし、夜四ツ時雷鳴西ニ有、十三日朝ちらく／＼雪「」
- 中解ケ過、ゆるみ「」夜星、十「四日」天気よし、十五日天「」
- 一、当年八十一「月」廿四日より在々川々氷リニ成、舟通用相成「」自然御石舟為御登、相休居申候事、
- 一、十二月米相場、新米拾俵ニ付拾三切也、
- 一、同 古米拾俵九切五分、
- 一、代相場 壹貫五百三十文据リ、
- 一、糯米 壹切ニ三斗式升ニ而不足もの、
- 一、黒大豆 壹升五十文位、
- 一、小豆 同断、
- 一、大豆 壹切ニ付五斗限リ、
- 一、十二月十六日寒、九之詛大ニゆるみ、口路解、毎

一、御手伝の来ル迄  
引張るものハ  
元延 井戸替かへニ  
一、上手うそを  
つくものハ  
齒磨売と  
御家老  
一、教て上よりあしく  
するものハ  
祖母ならし子と  
御家中  
博奕打と  
大番組  
一、なんぼ金をくれても  
はたかニなるものハ  
法華宗と  
御貸上  
ものハ  
置側□□  
一、今日ハ今日、明日ハ  
明と喰せてはかり  
役人へ  
置ものハ  
隣の□□  
一、くわせそふて  
追ちらすものハ  
金主  
一、三日置ニ  
替るものハ  
疱瘡□□  
御触  
一、昔から□と云て  
直らぬものハ  
御米嶽之焼抜ケと  
御買米之相場  
一、する事為事  
毎月くひ違ものハ  
いすり之口と  
出入

一、十六日朝大霜、天気よし、夜月、十七日朝天気大  
二よし、夜曇り、月、十八日朝大ニ曇り、昼中小雨  
度々降、夜大ニ曇り、十九日朝寒シ、空气能、晩方  
大ニ曇り、小雨、暮方より雪降、夜ちらく、降所  
白し、廿日朝雪ちらく、晴、天気よし、曇り、無  
程ちらく、雪終日降、夜同断、  
一、十五人芸、御宮町へ移り、大入を打、同所ニ而大  
入希成と云、  
一、国分町ハ、御猿廻し寄セ立、小畑や甚助宅へ、  
上瑠理(ママ)稽古之「  
国上瑠理立、  
」ニ男□同断立、二日町御  
一、十一月十五日、「(志村カ)」篤治 御師範役被 仰  
付、御役料金五拾両被下置、番頭格 被 仰付候、  
御小姓頭一同詰居、  
肯山様御代中、遊佐四郎左衛門御役ニ初而之役也  
と 申候也、其節ハ御政事迄被相加候事ニ相聞得  
候へ共、此度ハ若老支配之事ニ相聞得申候、

一、御知行取之輩、諸上納懸リ在之、一統御引留地并別段御引当地を以、有無役割合被相立候、

当老ヶ年有役十ヶ一、無役九ヶ一、御引当地を以被相上候、

一、諸難渋□百石ニ老両之割を以、被召上候分ハ、是迄之通り被召上候、

一、前書之通り、諸上納物御用捨被成下候而も、自分相對借財、段々指置リ、当暮一同ニ返済ニ而ハ、立凌兼候者可有之、色々御吟味被成下候をも、空敷相成候儀ニ候間、金主之至極迷惑ニ可奉存候へ共、去年八月凶年ニ付、元延御触出以前之分ハ勿論、都而借財元利共ニ元延ニ被「  
」去年八月元延御触出候以後之借財ハ、約定之通り、訖度返済可仕候、若理不尽之指滞リ在之候ハ、於上ニ御取立被成下候間、其時々質物所へ可申出候事、

但、仙在住居之諸士、并凡下御扶持人ニ限り候事

二而、諸家中并町人百姓等之貸渡ニハ無御構、雖

然、諸家中并町人百姓等より諸士并凡下御扶持人

へ、金銀用達置候も在之、右様之者ハ、本文之通

始末可仕候、

右之通、如兼而之急ニ早速可被相触候、以上、

十一月二日 監物 木工 縫殿 山城 豊前

一、十一月六日朝天氣よし、晩方曇リ、折々西風強シ、夜星、七日朝ちらく雪、寒シ、天氣よし、昼中西風つよく、「折々ちらく雪降」、夜星、八日朝天氣よし、夜曇リ、九日朝霜、天氣よし、晩方少時雨、夜星、十日朝天氣よし、西風吹、夜星、十一日朝大霜、堀々大水リ、天氣能、夜星、十二日朝天氣よし、「  
」昼中西風甚つよし、晩方止、夜星、十「

」朝天氣よし、五ツ時地震、却而暖氣ニ成、晩方曇リ、夜同断、星、又々四ツ時立町出火、十四日朝大ニ曇リ、時雨少シ、又々暖氣、氷なし、昼中天氣よし、晩方大ニ曇リ、夜星、雲多し、暖氣春の如ク、足袋を不用、十五日朝少々寒氣、大ニ曇リ、昼天氣能、夜月、

仙台名物なぞ

一、十一月玄米新拾俵ニ付拾三切也、

一、同 古拾俵ニ付去々年米拾貳切也

去年米拾壹切也、

一、大豆 市中四斗九升より五斗以上迄

一、市中米壹切ニ付三斗七升也 上三斗五升迄引揚、

一、〔新〕清酒壹盃五十文より七十文位迄、此節古酒不足也、新酒ハ味あしく品多く候、

一、大根壹本上拾貳文、中七八文、下五六文、下々惣下ケニ而如斯、

一、十一月朔日、朝天气能、大二寒、夜星、二日朝天

氣よし、晩方曇リ、昼中暖氣、暮より雨、八ツ後晴

レ、三日朝曇、天气よし、夜曇〔西風つよし〕、四

日朝曇リ、昼中尚又曇リ、夜星、五日朝天气好、霜、

昼中夜迄西風つよし、星、

火急ニ元延被仰出、先々ニ而御下知之齟齬致、

上向キ諸事見当無之、人氣不定ニ相成申候、

、(\*1)

一、御家中士凡、去年大不作ニ付、旧諸上納、諸拝

借相納懸リ諸拝借金等、年延ニ被成下候分ハ不及申、

相定諸上納物成不足等ニ而不納之分、当年一字夫々

可被召上候事ニ候処、近年御家中一統及困難ノ上、

去年大不作ニ付而者、猶更相痛候折柄、当年熟作と

ハ乍申、右之通り一字被召上候事に而者、当諸上納

取合、上納高大造ニ相嵩、去年之凶作よりも難復躰

之輩も在之事ニ相聞得候、被為於 上ニ置候而も、

連々御不如意之上、去年凶歳ニ付而者、犇と御指「逼

り、別て」嚴之御儉約も被 仰出候程之「御」時節

ニ候へ共、面々困難之次第も候様、相凌被 思召候、

非常之御差略ヲ以被 仰出、此度諸上納物等左之通

リ被弛下候、

一、新古七ヶ年賦金、元利共当壹ヶ年分元金被延下候、

一、諸向御借金を始、都而之拝借金、元利共二当壹ヶ

年御取立被延下候、

前々自分借財返済之事被仰出候ニ付、御次詰之輩、  
病人多之段 屋形様御耳ニ達し、追々御吟味相直リ、

右之通り申聞、致承知候、玄米渡り之分共ニ、当暮より返済相受候訳ニ候間、其御心得首尾可在之候、以上、

十月廿六日

養賢堂御備金倍合御預之候分、貸渡返済振之義ニ付、別所万右衛門伺被申聞、別紙之通り相達候処、玄米渡之分共ニ、当暮返済之訳ニ、左衛門殿被仰聞候間、其心得可有之候、右之趣、倍合御用達共ニハ、万右衛門より申達置候様可在之候、為心得、役々連名ヲ以申渡候、以上、

十月廿七日

民治

遠谷善左衛門殿

同役衆中

芳賀善四郎殿

同役衆中

別所万右衛門殿

守屋万輔殿

同役衆中

森 篤藏殿

同役衆中

右之通り、諸向御備金返済相濟候ニ付、自分相對金も、当十一月玄米渡り并当十二月中渡りより、如申合之返済申受候事、仍而、世上金主之気然よる敷義、面ハ立不申、不叶と申事、借人も相心得候様ニ相至り、其内ニ元延金年賦も可相成心得居候ものハ、去年之凶作より迷惑ニ相心得申候、如斯ニ返済被仰出候へハこそ、此度之為替組上達御用も相弁候へ共、年賦ニ被仰出候ハ、一切相出申間敷、世上之評義ニ御座候、

一、酒屋ハ、御城下ハ壱町壱本、在々ハ壱宿壱本、此末被 相免候事ニ被仰出候間、壱本之酒屋株直段引揚申候、右酒屋御免後、市中米五升位引揚、当時三升五升より七升迄ニ御座候、其上不足相成申候、過ル十九日、酒屋懸過分米買候もの、菊田屋又兵衛、若生や<sup>(ヤ)</sup> 兩人ニ御座候間、御聞抜余ニ過米買候の由ニ而、印府ニ罷成候段承り候、

一、い藤屋伝左衛門  
 一、菅原屋治右衛門 一、三十兩也 錦織屋惣之丞  
 一、相原屋喜之助  
 一、門脇屋 一、百兩也 菅原屋喜兵衛  
 一、末家南町  
 一、佐藤屋  
 柳町 河原町  
 一、相澤屋 一、西村  
 一、針生屋  
 一、八百屋与兵衛 一、岩間や  
 一、  
 一、  
 一、養賢堂御教育料金等、為倍合之、被相預ケ置候而、  
 銘々手元ニ而御家中へ貸付之分ハ、去年大違作ニ付、  
 如一統之老ケ年元延ニ罷成居候処、此頃承リ候へハ、  
 諸向御備金御預ケニ相成居、貸付分御切米御扶持方、  
 御焼印より当十二月渡りより申合之通を以、返済申  
 受、御知行御代官始末ニ而貸付之分、当十二月右役

手元より取立金受取、玄米御焼印江貸付之分ハ、返  
 済振耽と之儀、承リ不申候処、養賢堂御備金御預ケ  
 之分ハ、尚又前段之通りニ返済申受候儀ニ可有之奉  
 存候へ共、触合候間、惣金ニ御吟味、御指図被成下  
 候様仕度相達申候、以上、

十月廿三日 別所万右衛門

中村左衛門様 大槻民治

右之通り、養賢堂倍合方御用主立別所万右衛門申聞  
 候処、同所御備金貸付之分、玄米渡りハ、来月分よ  
 り返済相受、御扶持方御知行当引之分ハ、当十二月  
 渡りより返済相受候訳ニ可有御座候哉、触合ニ居候  
 而者、返金取引之間指支候訳相見得候間、返済振之  
 間、御吟味被成下度、此段相達申候、以上、

十月廿三日

猶以、来月玄米渡り日合無御座候間、御取詰御吟味  
 被成下度、此段共相達候、以上、

大槻民治殿 中村左衛門

一、此節江戸表米相場、老両六斗より七斗位迄引下り申候、

一、十月廿一日、片平丁升屋敷二而、老役人兩人、

兩替組横目老二人而、為替組并融通組ニ上達金被仰渡候、

一、千貳百兩也 中井新三郎 一、七百兩 伊藤儀兵衛

一、五百兩 沢口安左衛門 一、同 岩井作兵衛

一、五百兩也 佐藤嘉右衛門 一、三百兩也 小野茂兵衛

一、同 錦織伊三郎 一、百兩也 寺村正藏

一、貳千兩 佐藤屋助五郎

右為替組

八幡町

大町

一、三百兩 佐久間 一、三百兩 嶋新

南町

一、貳百兩 小西 一、百廿五兩 安達

一、四百五十兩 京弥 一、三百兩 菊三

南町

同

一、貳百兩 堺長 一、百廿五兩 升徳

一、貳百五十兩 小谷 一、貳百兩 大惣

大町

大町

一、百兩 いせ惣 一、貳百兩 久清

二日町

錦織

一、五百兩 錦織 一、三百兩 又吉

大町

一、貳百兩 小源

御宮町

一、三十兩 三浦 一、三十兩 日野仁 〆拾七人

右之外ニ、三十七人組ニ而被仰付候分御座候、来五六

月御返濟と申事ニ御座候、右様之儀

徹山様御代中ニ在之由、相聞得申候、在々も同様ニ

被仰渡候事、右三十七人組名前

一、 三条屋運藏 一、 伊勢屋惣助

一、 伊藤傳三郎

一、六拾兩 石川屋善七 一、五十五兩 大坂屋新七

一、七十五兩 保原屋新七

一、五十兩也 長谷川屋加藏 一、 渥美や甚作

一、 山田屋新兵衛

一、七十五兩 刀屋茂兵衛 一、 恵比主屋三郎助

町二而、菊田屋又兵衛、四斗壺切之割を以、三百俵買申候、南方ハ、穀町二而若生屋 壺切四斗五合ニ而買申候、右二付、三斗八升直段引揚申候、在々、志田郡ハ四斗四升売買、遠田郡ハ四斗式升売買ニ御座候、右之釣合ニ而、御城下直二付、一円中揚なし、

一、十一日朝天氣好、晩方曇リ、暮より雨折々、晴レ、星夜降続、十二日朝天氣大二好、暮後雨、終夜降続、十三日朝大二曇リ、雨晴レ、追々天氣よし、夜星、風強シ、十四日朝天氣大二よし、昼中曇リ、折々時雨、夜月、八ツ後時雨、十五日朝天氣能、夜月好、十六日朝天氣能、暖氣、夜同断、月、十七日朝天氣よし、夜雲、十九日朝天氣能、昼中雨降、晩方晴天よし、折々時雨、夜同断、十九日朝曇リ、昼中天氣よし、夜月、廿日朝天氣よし、雲、夜星、氷り寒シ、夜中風強シ、八ツ時止、

一、十月十九日夜より初而拾五人芸初り、国分町小畑

屋甚助宿ニ而、興行致候事、  
一、十月十九日、御奉行衆御寄合之上、よふく清屋<sup>(ママ)</sup>御免之儀相濟、御城下ハ壺町壺本、在々ハ壺宿壺本ニ御免被成下候段、翌廿日向々へ御首尾相廻リ申候、右二付、米ハ惣引揚申候、

一、十月廿一日朝五ツ時、御町奉行宅へ為替組并両替所融通組御呼出之上、調達金被仰渡候事、

一、十月廿一日朝大霜、天氣よし、水氷り、晩方・夜折々時雨、廿二日朝大寒シ、ちらく雪初而降ル、無程晴、天氣よし、晩方少々ちらく雪降、夜雪、廿三日朝霜、天氣よし、暖氣、夜星、廿四日朝甚々天氣能、夜星、廿五日朝天氣よし、更ニ夜星也、

一、廿六日朝雲多し、昼中天氣能、曇り勝、暖氣之方暮後西風吹、夜星、寒多し、廿七日朝霜、天氣よし、夜星、廿八日朝寒シ、大曇り、昼中天氣よし、夜星、廿九日朝天氣よし、水氷り、夜ニ入無程雨、九ツ時西大風甚々敷、八ツ後雪降、卅日朝雪風、四ツ後雪晴レ、西風、曇リ、日光有、

り雨、晩方曇り、暮方少シ雨、夜ニ入晴レ、電甚シ、追々星、三日朝天気よし、暁地震ス、昼過キ俄ニ曇リ、八ツ後雨、日光有、虹張ル、西風吹、〇〔七ツ頃雷声、五六鳴有〕、夜雲、星夜、雨風甚し、電折々有、小嵐なり、四日朝同断、西風甚シ、昼天氣好、雲多シ、夜星、五日朝大ニ曇リ、昼中天氣能、夜折々時雨、星、四ツ後雷声有、

御蔵元被指除候段、御断ニ在之候事、

一、六日朝大曇り、八ツ後雨、夜同断雨、海大ニ鳴渡ル、七日朝雨、昼頃より晴レ、日光有、晩方又雨、夜同断、西風甚敷吹、八日朝晴レ、大ニ曇リ、風強シ、晩方天氣好、夜星、九日朝天氣好、晩方少々時雨、夜雲、十日朝天氣能、暖和、晩方曇リ、夜同断、

一、十月六日、出入司森義兵衛、増田菊之助、考役児玉覚之丞、石川平八郎出立ニ而、大坂表御蔵元へ出立致候、右一同刈田忠太大坂御穀横目ニ而、老ヶ年番ニ出立、考役等ハ加籠被相留、乗懸リニ而出立、大混雑也、尤大坂御穀横目老人、江戸表深川御穀横目老人、同蔵入同所小役人兩人へ高橋権左衛門・渡部茂兵衛・蟹江長兵衛へ、新キニ過と此頃被仰付、諸事御手段替と相聞得申候、御勘定奉行ニ而中目義三郎罷登リ、御横目□村岡松之進罷登、御屋敷べりと相聞得候、

一、十月渡り米相場

一、龍ヶ崎米、蒲生ニ而四斗五升、俵ニ俵シ直シ之分被相渡候処、三斗八九升より四斗三升位在之由、尤地米取合、三色程米入込居候由、右御直段拾俵ニ付金三両之相場、七日め渡り川内御蔵渡り同断、右ニ而買人望無之、

此段、屋形様思召之上、升屋平右衛門不都合ニ付、

一、市中米、当年米上之所、三斗四五升ニ而、沢山出米在之、買人不足、市中新米ハ十日前三斗四五升ニ而、売買相成候処、廿日頃迄ニ下落、老切ニ四斗余ニ相成、問屋ニ而ハ、在々より老駄持来り候者へ、金老切位内渡致候而、店へ積置申候、十九日頃二日

一、九月御役料渡し、一円米渡し、近年御役料一円米渡し等無之候処、龍ヶ崎米御下シ被成、其上在々ニ而御買米沢山被登ニ付、御米多ニ而、金子不足之御繰合ニ付、一字米渡リニ相成候事、然ニ米御下シ方も被相止ニ付、舟老艘銚子迄罷登リ候を、空舟ニ而被相戻候事、

一、十六日朝曇リ、昼中天氣よし、夜月、十七日朝天氣好、大霜なり、十八日朝曇リ、昼南風励敷、雲吹入、夜ニ入同断雨、十九日朝暖氣、大曇リ、西風はけし、昼過より雨、夜引続雨、廿日朝引続雨、夜同断、八ツ頃晴、暖氣、綿入老つ着用也、

一、志田松山郷老人共、覚無之熟作ニ而、稻穂揃見事ニ而、兼而引方いた候し場所ニ而も、十ヶ一程之引方在之、夫レも疫病人抔之持高之由申来リ候、尤当座向老切老俵ニも可相成哉申事候、

一、廿一日朝雲、西風、昼中天氣好、夜曇リ、大二海

鳴リ、廿二日大曇リ、少々寒向、無程雨降出し、終日降、夜同断、廿三日朝雨晴レ、大曇リ、西風ニ廻ル、飯後晴天ニ成、風はけし、夜星、廿四日朝大ニ曇リ、昼後天氣ニ成、風多し、夜星、廿五日朝寒シ、天氣大ニ好、夜星、

一、当年ハ去年より大根高し、大之茎七八文位、大根大之所、此節拾文位ニ在之候、生来覚無之高直也、栗ハ山一切無之、里前も不足ニ候、売ものニ無之候、紙も甚々高直也、此節餓死揚リか、諸式高直、下直之もの覚不申、困り入り申候、此節古川辺新米老切ニ付四斗位と申候、

一、廿六日朝寒シ、大霜也、昼中天氣よし、夜星、廿七日朝雪之如く霜降、天氣よし、夜星、廿八日朝霜、天氣よし、夜星、廿九日朝霜、天氣大ニ好、夜星、

一、十月朔日朝雲、天氣よし、昼後少し風、晩方虹ミヘル、少々時雨アリ、夜星、二日朝曇リ、四ツ頃よ

軒ニ御免被成下候而、荒町ハ糶屋一字御免被成下候  
由ニ候、其後世間酔人多し、尤士凡手酒造、勝手次  
第御免ニ罷成候事、

御触持廻リ

一、去年中、御領内大不作ニ付、飢渴躰ニ相至リ候者  
共、御救助被成下、町方寺社門前端々宿守等 被成  
下、御普請向キ江被召仕候所、追々米穀致融通、且  
無程新穀出盛ニも相成候ニ付、仙在共四民御救助を  
相場候段、被相触候事、

八月下旬

一、此節、上清酒至而不足ものニ候、直段ハ自然ニ下  
落、推而壺盃百文位ニ候得共、去年造之酒世上売払  
ニ相成、在々より為登候分も、一円無之、当年新酒  
造出来六ヶ敷、直し酒計ニ候、  
一、芋類沢山ニ生シ、商売多し、  
一、九月朔日朝大ニ曇リ、晩方雨、夜同断、二日朝天  
気大ニよし、三日朝天気よし、晩方曇リ、夜星、四

日朝雨降、八ツ後寒シ、夜星、雲多し、五ツ後雨降、  
四ツ頃晴、南風はけし、七ツ頃風止、曇リ、夜二入  
星、五日朝天気よし、西風ニ成、晩方止、夜星、海  
悉鳴リ渡リ、

一、六日朝天気よし、終日よし、秋中之上天気也、夜  
雲、星、七日朝天気よし、夜星、八日同断、九日朝  
天気よし、昼後南風大風ニ成、晩方止、暮後雨ニ成、  
折々晴レ、十日朝曇リ、昼中西風、天気よし、夜月、  
雲多し、

一、十一日朝天気好、雲増、寒也、夜同断、十二日朝  
天気よし、雲多し、夜曇リ、海鳴渡ル、十三日大ニ  
曇リ、暖気ニ成、七ツ頃より雨、暮後引雨、夜中猶  
更能、十四日朝雨晴レ、大ニ曇リ、夜同断、十五日  
朝大曇リ、昼日光あり、夜曇リ、

一、御酒屋岩井徳治、内々無心ニ付、酒売候者、御徒  
目御始末ニ相成候義、六月頃ニ相聞得候処、此度右  
一条埒訴ニ付、右徳治今十三日、御日数牢入ニ罷成  
候事、

御中奥半途

是賢君ヲ御吟味被相扣候ヲ云ナリ、

一、八月十五日、「大崎」八幡御神事ニ付、八幡町老軒屋敷ニ付、濁酒元糶三升より五升迄御免ニ相成、荒町石垣屋より龍宝寺へ相廻シ、夫より銘々相受取、酔人多し、

一、八月十五日過キ、白米老升、新古共二六十五文より九十位迄、不同也、日々下落し致候、

一、八月十六日朝大二曇り、昼中少々雨、無程晴レ、大二曇り、夜同断、折々雨、十七日朝大二曇り、折々雨、去年之時化もよふト成、夜同断、十七日朝同断、夜同断、十八日朝同断、終日雨、夜同断、十九日朝同断、夜同断、廿日朝同断、四ツ過少々地震ス、終日曇り、夜同断、

一、廿一日朝天气模様ニ成、雲、昼中ニ至り晴天ニ成、夜雲、廿二日朝大二曇り、終日同断、夜同し、廿三日朝大曇り、昼後天气よし、夜星、「裕」着用、冷

し、夜半後大二曇り、廿四日朝同断、昼中之天气よし、晩曇り、夜同断、夜半度々急雨、廿五日朝大二曇ル、無程雨、夜同断、四五日前より世上蚊や不釣候、

一、廿六日朝同断、雨終日降、夜雨晴、大曇り、廿七日朝大曇り、無程雨、終日降、夜猶又大雨折々強降、廿八日朝雨晴レ、大曇り、日光有、雫ノタル内日光有、雨と云俗語ニ因テ、無程大雨ニ成、又無程日光ニ而雨降、昼頃雨晴レ、風西廻り、天气ニ成、夜星、廿九日朝雲多し、少々雨、昼後天气よし、無程雨、晩方天气よし、夜星、卅日朝天气能、晩方曇り、夜同断、雨少し、

一、八月中米下落致候処、雨天勝ニ付、在郷業事マコニ後レ候訳か、又ハ仙台江米為登、扨ニ相成候セイか、一円出米無之、町々問屋米不足ニ而、五升三升程直段引揚、老切ニ付式斗四五升ニ相成、至而不足なり、乍去、当年米豊作と申ニ付、一円騒キ不申候、

一、八月廿八日、名酒造御免之酒屋錦織伊三郎、并菊田屋又兵衛、新穀造御免被 仰渡、濁酒ハ老丁老

三日朝天氣よし、雲、米ハ日々下落致候、終日曇リ、夜同斷曇リ、月光不顯、夜半後大雨、十四日朝引続大雨、昼半頃晴レ、七ツ頃天氣二成、雲多シ、夜月夜、雲多シ、十五日朝大雲、天氣二成、水雲立、無程曇リ、七ツ頃雨、暮後晴レ、夜大ニ曇リ、月光不見得、此時化三十日先ニ候ヘハ、去年同様ニ騒キ可申候事、後レ候ニ付結構也、

#### 八月相場

一、御藏米尅俵 若林御藏渡尅切七分、原ノ町御藏在々御買上米尅切六分迄、右ニ而望人なし、原ノ町米尅切半ニ相払度度、望ム人無之、弥増下落候、  
一、新麦上精 尅切式斗三升程以下、式斗四五升迄  
一、小麦 尅切ニ付三斗三升余  
一、新小豆 尅切ニ付三斗余、尅升五十文位、書上、此尅升百拾文也、  
一、古大豆 尅切ニ付四斗位、新尅切ニ付三斗五升也  
一、市中米 尅切ニ付式斗式升より式斗八升位迄、白米尅升九十式文

一、酒〔尅盃ニ付〕八拾文より百拾文位迄、但シ上酒不足也、

一、錢尅切ニ付尅貫五百三拾文位、

一、〔古〕ちうねん并菜種共ニ、尅切ニ付式斗式升位、

一、世上公事訴訟多し、御町奉行三人ニ而可然申唱候、

当五年落文無之処、此頃御城中張紙致候由、

仙台之七半途

一、屋形様御下向半途

龜ヶ岡御祭事半途

諸役人半途

是別段ニ諸役被仰付跡形なしを云

在々御普請半途

追廻打鞠半途

餓死半途

是ハ当年米下直、屋形様御下リ人氣直リヲ云、

少々地震、廿四日朝曇リ、昼中残暑難凌、夜星、廿五日朝雲、昼中暑気強シ、夜星、

一、廿六日朝雲、天气能、昼暑強、東南風多シ、夜星、

廿七日朝曇リ、昼中暑、七ツ前急雨、無程晴レ、曇リ、夜同断、暁雨、廿八日朝小雨、大二曇リ、足駄不用、終日曇リ、夜同断、大曇リ、廿九日二百十日也、朝曇リ、もや強シ、一円風悉なし、静なり、四ツ頃晴天、昼後西北ニ而雷鳴巖敷、俄ニ曇リ、雨半刻余降、西方雲薄ク成、日光明リ、七ツ半頃北西方雷鳴、大二曇、暮より雨少々ツ、終夜降る、

一、世上、早稲米出来、夫喰ニ成、石ノ巻ニ而ハ、廿日頃問屋場相出候処、古米より珍敷せいか、高直ニ而、老切ニ付老斗六升ニ而売買、古米ハ米性悪敷ゆへ、式斗より式斗三四升と云、新小豆も売買ニ相立候事、

一、日干之年ニ付、諸方地火多し、在々中新田百五十余、前沢同断、伊達駅等悉相聞得、御城下三澤殿を始、夏中七八ヶ所出火候、

一、八月朔日、朝大二曇ル、無程小雨、終日降、夜同断、二日朝引続小雨、袷着、冷氣也、昼中折々晴レ、

永時化もよふニ成、終日小雨降、夜雨晴レ、所々星見得、大二曇リ、三日朝無雲、天气能、夜星、四日朝天气よし、暑気強シ、夜星、夜半後曇リ、五日朝大二曇リ、蒸暑也、四ツ半後暑気強シ、南西風はけしく吹、嵐模様、六日朝天气能、大暑、八ツ時雷鳴甚シ、少々雨、夜曇リ、七日朝風ニ而、巖敷嵐もよふ、雲多し、暮ニ至リ西風ニ直リ、雲吹返シ、嵐もよふ相止ミ、月夜、雲多し、八日朝天气よし〔暑気強シ〕、無雲、西風、又ハ北風終日強シ、暮後月夜、雲多し、暑気強シ、夜半後大二曇リ、小雨、九日朝小雨降、冷氣、袷着物着、昼中雨晴、雲、暑ニ成、

夜大二曇リ、夜半後雨、当年以後之大雨、十日、二百十日之鎗か引続大雨、終日不止、袷着用、夜同断雨、

一、十一日朝引続大雨、袷着、夜同断、永雨ニ而不止、十二日朝引続雨、永時化模様、明半時少々晴、大曇リ、七ツ頃又々雨降、暮後晴レ、夜星、雲多し、十

七月中旬相場

一、御蔵米尅俵 新式切半、或ハ式切尅朱也

古式切三朱、或ハ式切式朱也、

但、米性合ニよりて不同有、売人も錢不足ニ付、

夫々不同ニ相払、

一、白米尅升 九拾文より百式拾文迄、

所ニより、又ハ其町ニより不同有、

一、搗屋御免被成下、御払米尅切ニ付尅斗八升を以、

分限ニより割付ニ成、上白米百廿五文 中百廿文

下百拾五文ヲ以出

一、あつき尅升百三拾文より百六十文

不足ニなり、

一、まめ尅切ニ付三斗五升、或三斗升、

沢山有、

一、麦 玄米 直段同断

一、糯米 尅俵式切半也 原ノ町御蔵ニ而七月始

御払有

一、餅米 尅升百五文より百三十文迄

一、茄子十テ五六文、木瓜尅本四五文、至而直高也、

一、あふら 尅升四百八十文

一、魚油 八升樽尅切前後也、下りもの、

一、錢 尅切ニ付尅貫五百三十文

一、十六日朝大ニ曇リ、無程雨、昼後晴レ、八ツ時天

氣よく、晩方又曇リ、夜同断、九ツ後半刻位置位ニ急

雨、三四ヶ度降りてハ止、降りてハ止、十七日朝天

氣よし、格別冷氣ニ成、袷単物着、嵐模様、昼帷子

着、風少々有、夜雲、十八日朝袷単物着、嵐模様、

天氣よし、暑、雲、夜星、十九日冷氣、曇ル、昼後

天氣能、雲、夜同断、廿日朝曇リ、五つ半頃天氣よ

し、昼中暑氣強シ、夜同■り、

此日、小田原辺田作、出穂無之相見得、尤日干ニ而、

二本田分四五分之作ニ相見、先達而出穂揃と相認候

分、いつくニ候、

一、廿一日朝曇リ、無程雨降、単物着、西方山根にて

雷鳴遠く、七八声有、雨晴レ、蒸暑、曇リ、折々少

々雨、夜同断曇リ、廿二日朝無雲、天氣能、一段冷

氣相増、袷単物着、昼暑ニ成、帷子着、雲、夜星、

廿三日朝冷氣、雲、昼中暑氣ニ成、夜曇リ、五ツ後

六月廿四日田辺三藏より相廻候

若老衆御順達写

此度、学問一統御引立被遊度被 思召ニ付、諸士之内、養賢堂ニ出席、外御手前共宅々ニ而、学問修行仕候者、四書、六経、近思録等之内、講釈相成候程之門弟共名前取調、来月中旬迄ニ、一統可被御申聞候、新ニ取扱之内ニも、右書講釈相出候程之者も候ハ、是又取調、可被御申聞候、以上、

六月廿一日

松本出雲

桜田周輔殿

一、六日朝冷氣、天気よし、昼中大暑、晩方風冷し、冷氣ニ成、夜星、夜中より至極ニ海鳴渡り、七日朝大二曇り、冷氣ニ成、昼後大暑、天気よし、夜月、海鳴、八日朝天気よし、至極大暑也、昼中曇り、少々雨降、夜星ニ而曇り、四ツ後雨降り、茄子・木瓜之下土ぬれ不申所有、九日朝曇り、五ツ過好天気ニ成、大暑、八ツ半頃急雨、七ツ後二雨晴レ、曇り、蒸暑シ、夜星、曇り、十日朝雲、五ツ半頃大暑、天

気好、八ツ半時急雨少シ降、即晴レ、夜星、

一、七月九日、国分郷六村より焼米売ニ来ル、水不足と云、

一、七月十一日朝無雲、天気よし、大暑也、夜星、夜半後大曇り、八ツ半後大雨、晩迄降、大二地面水、十二日朝曇り、此節地面干割レ、式分三分位往還迄われ候、田地ハ勿論ニ相聞得申候、仍而畑作茄子・木瓜を始、諸品日々高直ニ成、大困リ也、乍去、近年雨年ニ而、難儀致候訳カ、雨こへ等之事一円心付願望なし、暁半頃より大雨、五ツ頃晴レ、又無程雨降、四ツ後晴レ、昼九ツ後天気よし、七ツ頃戌亥風甚々敷吹、暮方不止、星夜ニ而、夜半後曇り、十三日朝冷氣、袷単物着用、大二曇り、昼中単物着、天気よし、夜雲、十四日朝冷氣、袷着用、雲、昼天気よし、夜雲、昼中より袷単物着用、汗不出、よほと冷氣ニ也、十五日朝雲、単物着、昼中大暑ニ成、雲有、風有、夜曇り、九ツ後風甚々敷吹出ス、暁雨、盆前より魚漁一円なし、但鮑計来ル、

併朝并夜冷し、此節一雨降り候へハ、御分領中稲出穂ニ相成候へ共、日干ニ付、出穂致兼候容子也、去年ハ雨年ニ候分ニ田地之水かわき候処、当年ハ日干年ニ而地水かわき不申、別而干かれ候田も無之事、廿八日朝天気、無雲、天気よし、厳暑也、夜同断、星、廿九日朝無雲、大暑也、夜星、朝夕共暑甚シ、

一、七月朔日朝天気よし、大暑、夜星、夜半頃より海殊ノ外鳴渡り、二日朝曇リ、同断、海鳴追々止、終日雲日ニ成、夜同断、五ツ半時後少々霧降、無程止、三日朝大ニ曇ル、昼暑成、天気よし、夜星、又曇リ、四日朝曇リ、五ツ頃より天気晴明、大暑難凌成、夜星、屋敷々々大根不生、野菜かれ候様ニ候、五日朝雲、少シ冷氣成、昼大暑、晩方冷氣、夜同断、星、此節 上ニ而、去年中餓死困ニ、御町方御買上ヶ罷成候うんめん并干うんとん、するめ、葛粉、わらひ也、御損金之上、被相払候事、

○四日 七月節也

一、七月三日、米搗屋被相明、米壺升八拾文ツ、商売致候様被仰渡、若売兼候ハ、其段可申出旨被仰渡候処、一統迷惑、弥売兼候ハ、搗屋御判紙被相揚候御吟味之由、騒動ニ御座候、

(挟紙)

「天保八大豊作を祝て

調大

月見から頂戴に成

大豆と米

」

一、別紙之通、此度若老衆より被仰渡候ニ付、各様御見分書出可出、勿論追而御改御見分ハ不申、上覽も可在之哉と被存候間、為御心得、前以致御通達候、且又御面々何書講釈相成候ものも御吟味、来月九日迄之内、私方へ被仰聞候様致度奉存候、右之趣、社中之衆へ左之内向寄御通シ被下度候事、

午六月廿七日

桜田周輔

御出席役中

二曇り、十五日朝天気よし、大暑也、昼中雲有、雷鳴西方しきりニ有、雨度々少々ツ、降、右ニ付晩方曇り、夜同断、

一、十六日朝大ニ曇り、少々冷氣ニ成、朝飯後大暑、四ツ後より晩方迄折々雷鳴、雨折々降、夜ニ入雨、十七日朝雨晴レ、大ニ曇り、蒸暑シ、雷鳴折々雨、晩方晴レ、夜ニ入星夜ニ成、九ツ後地震ス、十八日朝天気よし、大暑也、九ツ時頃より雷鳴嚴敷、少シ雨、七ツ前雷鳴止、夜少シ雲、十九日朝天気よし、大暑也、昼頃より雷鳴、暮迄少シ雨、夜電光、雲、七日頃より冷氣ニ成、廿日〔此日ヨリ龜ヶ岡新御宮御下ヶ方始リ申候〕、朝天気よし、朝之内冷氣弥増、五ツ頃より大暑ニ成、八ツ半頃より雷鳴、少々雨、暮前止、夜雲、七ツ過キ冷氣、桔梗花咲、藤はかま、野菊同断、

一、廿一日朝冷氣、朝天気よし、大暑ニ成、少々暑衰ル、八ツ後雷鳴ニ而、七ツ頃止、晩方曇り、夜尚又曇り、廿二日朝大ニ曇り、四ツ頃より天気よし、大暑ニ也、雷鳴少々有、夜星、暑氣先日中より朝夕冷

氣相催し候、尤諸方ニ而早稲出穂揃と申候事、廿三日朝曇り、雨ふらんとおもふ、四ツ後晴天ニ成、大暑ニ成、東南風起ル、夜星、廿四日朝もやニ而霧降、冷氣也、大ニ曇ル、四ツ後大星ニ而、晴天と成、南風はけし、夜星、廿五日朝冷氣、大ニ曇り、少シ霧降、昼頃止、其後天気ニ成、蒸暑シ、南風はけし、夜少し曇り、

一、廿六日庚申、朝天気よし、雲有、五ツ半後大暑ニ成、風なし、夜同断、星明かり、一、早稲出穂、花懸ヶ、中稲・奥稲元はらみ、御分領中同断と云、右ニ付、諸々米下直段、弥々下落、式切半位也、江戸ハ先達而ハ代百文ニ三合七勺ニ而、道路倒死多しと云、此節ハ米少々下落といふ、蓮花開、

一、此頃ニ至リ、日干年と云、畑作別揚、雨なきため縮ミ、野菜不宜候、大根土用蒔より以後、一円生ヒ不申候、世上雨待申候、暑嚴敷候へ共、暑氣厭ヒ候口上申候もの老人無之、結構々と計申唱候、

一、廿七日朝、無雲、天気よし、大暑難凌なり候、乍

き事成、

上酒多し

但道中途中流民死亡多き所ハ、凶年ハ違無之、當時

流民御城下ニ而制導役四人在しめ、何か之手先之由、

見当次第召連レ、芭蕉之辻より北ハ大法寺へ相入、

南ハ下川原へ相入候由ニ御座候、兎角流民途中死倒

レ候へハ、流行之疫癘ニも相成候事、被禁事ニ相見

得申候、流民ニハ、盗人多し、困り入候、

一、巳ノ年新米廿五切半也、御蔵米拾俵ニ付如此、辰

ノ年以前古米廿五切也、

但シ去年米、去々年米、又大古米取合致候ニ付、米性

至極あしく、俵拵方もあし、尚又下直也、

一、白米壹升 百式拾文 六月十九日、百五文ツ、上

困米売を以御触在之、

一、麦 玄米 直段同断、

一、大豆 壹切ニ付式斗五升迄、

一、小豆 壹升ニ付百四拾文迄、

一、小麦 壹升四拾五文位

一、酒 壹盃百文より百三十文位迄、

但シ下酒之分、土用指懸落酒ニ成、

一、魚油 石ノ巻無近年〔鱒しひ〕大獵ニ付、下直ニ

成、

一、荳油 壹升四百八十文

一、醬油 壹升百廿文位下直ニ成、

一、

一、錢 壹切ニ付壹貫五百三十文

同十一日朝天氣大よし、但シ夜中八ツ時頃より朝五ツ

頃迄毎日冷氣也、四ツ頃より大暑ニ成、九ツ半雲集リ、

大雷声、急雨ニ而、七ツ時前雷納リ、雨止、立町江雷

落と申事ニ候、虹見得在之、天氣ニ成、夜月夜、十二

日朝冷氣、時化晴レ、無雲、宜天氣也、〔大暑也〕夜

好月夜、十三日朝好天氣、大暑也、二三日以前より青

蟬鳴、ちいち蟬もなく、七ツ時頃西方雷鳴有、其後自

然曇リニ成、夜大ニ曇リ、もや、〔○十四日土用入也〕

十四日朝もやニ而曇リ、四ツ頃より大暑、日光明、八

ツ頃より雨再三降、雷鳴有、晚方暮ニ及雨晴レ、夜大

夜同断、

一、六日朝大ニ曇リ、四ツ頃より天気ニ成、晩方弥増よし、夜ニ入大ニ曇リ、尤暮後寒シ、七日朝大もやかかり、単物ニ而寒シ、四ツ時晴、大ニ曇ル、八ツ時地震少シス、九ツ頃日光有、七ツ頃雷声四五声、西北方ニ而あり、弥増曇リ、晩方少シ雨降、無程晴レ、夜曇リ、八日朝もや、曇リ、昼頃「」暑強ク、当年初而帷子何も着、大暑と云、折々雨強ク降、夜月夜、九日朝少シ曇リ、晩七ツ時頃より寒故、朝袷着、明半後雨降、無程晴「」同断、晩方星ニ成、明ル八日より暑至而薄シ、夜月、夜少シ雨、十日朝曇リ、「」もや有、昼暑厳敷、夜上月夜、

#### 六月渡り相場

一、去年十二月ハ勿論、当正月迄ハ、米高直ニ而、尅俵尅兩三朱位売買、御知行米ハ五斗入尅兩半位迄売買致候処、二月渡り御米、世ノ中金銭不足、買人無之候せいか、但しハ天明年之凶年時節と人氣違候而、

人先ニ進ミて、半年分位之困致候分相みち候ニ付、買人無之か、日々下落、此節米望ミ人無之、忒切尅俵之相場也、尤御知行米、在々困置候分ふけ米ニ相成、糶の如く相成、すたり申候、右へ御百姓付乗り、下直之向も、皆すたり候より、よく可在之訳を、地頭をたまし■、忒切ニ忒斗位為売、金もふけ致候心得之者、沢山ニ御座候、尤御城下為登置候御知行米も、多分ふけ米、糶ニ相成すたり申候、渡り米も、此節わたり候、御一門衆并松山等より困米之由ニ而、去年米御買上、忒切ニ忒斗五六七升位ニ、七八百俵ツ、御引取被成候分ニ付、俵もハ勿論、大ふけ米、又ハ入目不足ニ而、困米ニも不相成、臨時ニ直段下落ニ御座候、尤去年古米なれハ、尅俵忒切三朱位迄通用ニ御座候、不訳り之凶年ニ御座候、乍去、雨天勝不天氣、当夏作「」ハ大違作ニ而、所々より種も無之所相聞得、大麦ハ、実入去年より至而あしく、苗元より赤ク成、困米去年米ハ大ていふけ損シニ相成、いかよふニ落付候哉、不訳り候、此節之様成凶年ニ而、凶年之役すこし候ものならハ、心安

是日夏至也

一、十六日朝大ニ曇リ、霧少し降、四ツ頃より段々曇リ晴レ、天気ニ成、夜星、十七日朝天気よし、暑ニ成、単物帷子着用也、夜月、星夜也、十八日朝きり少々降、大曇リ也、昼中天气能、東南風吹入、晩方曇リ、夜同断、十九日朝曇リ、昼頃より天気よし、東南風大ニ吹入、弥々曇リ、夜ニ入星、月夜、廿日朝曇リ、昼中天气よし、晩方大ニ曇リ、夜猶更深ク曇リ、此日頃より菱刈蟬鳴ク

一、廿一日朝大ニ曇リ、昼頃より晴天ニなり、暑も増、夜星、廿二日朝曇リ、無程天気、晴天ニ成、大暑ニ成、麦刈蟬所々ニ而鳴ク、晩方曇リ、夜半過キ雨、廿二日朝少々雨、曇リ、寒シ、終日小雨、夜ニ入同断、廿四日朝同断、晩方晴レ、大曇リ、夜同断、廿五日朝霧降、寒シ、四ツ時過キ晴レ、無程雨降、雷声少々在之、無程晴、日光、晩方晴天、夜星、茄子初而此前より相出ニ而、一ノ宮上納成、

此日頃より日々□蟬鳴り、

一、廿「六」日朝大ニ曇リ、昼中天气ニ成、晩方曇リ、夜同断、廿七日雨、昼後晴レ、大ニ曇リ、夜五ツ時雨、「□□」朝大に曇リ、五ツ半時より雨、八ツ時後雷声十鳴□上在之、雨又強ク、暮ニ至リ雷鳴止、夜雨、廿九日朝晴レ、大ニ曇ル、昼頃より雲晴レ、七ツ時頃より晴天ニ成ル、夜星、夜同八ツ時後雷鳴二声、巖敷在之、其後大ニ曇ル、晦日朝大ニ曇リ、五ツ時頃迄霧降、追々晴レ、七ツ時より雨降、晩方晴レ、夜大ニ曇リ、九ツ後少し雨降、明ケ晴レ、六月六日初伏 同十六日中伏 七月七日未伏

一、六月朔日朝天气能、終日晴天、夜曇リ、「六月節也」二日朝曇リ、日光あり、世俗曰、軒ヨリシツクタル中ニ、日光明ナル時ハ、其日ホトナク雨フルト云、此日即シツクノタル中ニ、日光有故カ、七ツ前より大雨降、夜同断、三日朝大雨終日不晴、夜同断、四日朝より晴レ、大ニ曇リ、無程雨、又晩方晴レ、大曇リ、夜同断、五日朝曇リ、昼少々晴レ、晩方雨、

一

一、白米 壹升之段(直脱カ)なし、搗屋御免ニ無之、仍而直段なし、

一、白餅米 壹升

一、麦 壹升

一、小麦 壹升

一、酒 在郷酒ニ而、壹盃新酒造百五拾文位より百廿文迄、

御城下御酒屋岩井徳治郎、手違ヒニ仕込候ニ付、

落酒ニ相成候ニ而、落酒とか願之上、壹盃六十文

ツ、相払申候、兼而之廿式文位ニ下酒と申事也、

一、醬油 壹升百三十文より百六十迄

一、小豆 壹升百八拾文より九十位迄

一、大豆 壹切ニ付式斗五升位

一、米下直ニ相成候ニ付、□他共ニ濁酒「并」清酒等

沢山ニ而、御手入ゆるへ候、清酒ハ在々よりあ「

「荷等へ」「沢山持登り申候、

一、「切ニ付壹貫五百三十文より五十文

迄

一、五月六日朝大二曇リ、晚方霧降、夜ニ入雨ニ成、

七日朝雨晴レ、大二曇ル、晚方日光有、夜大二曇ル、

八日朝雲、天気よし、折々雨、入梅初日なり、夜ニ

大二曇リ、九日朝大二曇リ、四ツ頃より終日雨降、

夜同断雨、十日朝雨、五ツ半頃晴レ、日光有、無程

雨降、四ツ後雨晴、大二曇ル、夜ニ入同断、十一日

朝大二曇リ、昼頃天気よし、夜半星、追々曇リ、十

二日朝大二曇リ、晚方霧降、夜曇リ、十三日朝天気

よし、暑ニ成、晚方曇リ、昼中東南風吹入、夜ニ入

大二曇リ、十四日朝曇リ、昼中天気よし、夜五ツ頃

月をへ候、其後大二曇リ、七ツ頃もや、十五日朝天

気よし、晚方雲、夜ニ入大二曇リ、少し霧降、

此頃肴不來候所、浜辺地引も不引之由、鯉少し引候

由、石ノ巻辺引続大獵ニ而、地元小舞錢取多、一助

ニ相成候事、

十五日龜ヶ岡御祭事御普請御取ほこし、焼捨候様被

仰出候事也、

シ、羽織着流シ、昼中北東ニ而、大雨終日降、夜同  
断降、九ツ時頃より海鳴リ渡リ、廿二日朝同断降、

「 「 「 「七ツ時後 「 「雨晴レ、大ニ

曇リ、尤 昼八ツ 「 「雷声微ニ兩度アリ、夜ニ  
折々少し雨、廿三日朝大ニ曇リ、しけくし、四ツ

時より西風吹、九ツ時西風大ニつよく□□吹払、天

氣ニ成、暑氣を催ス、星夜ニ成、廿四日朝曇リ、日

光あり、晚方尚又曇リ、夜同断、暖カナリ、廿五日

朝大ニ曇リ、日光有、八ツ後東北風ニ而雨、夜同断

雨ニ而、東南風頻リニ吹入、

一、廿六日朝寒シ、大ニ雨、終日降続、夜同断、七ツ

時晴レ、廿七日朝もやニ而、大ニ曇ル、昼頃より漸々

ニ天気よし、星ニ而夜星、廿八日朝天気よし、夜曇リ、

廿九日朝大ニ天気よし、晚方曇リ、夜尚又曇リ、

一、五月朔日朝曇リ、「東南風吹く」、八ツ前より天

氣ニ入、夜曇リ、二日朝天気よし、曇リ、四ツ頃よ

り宜敷天気ニ成、夜星、三日朝曇リ、霧雨降る、不

止、夜同断雨、夜半雨晴レ、四日朝空气能、四ツ時

西風強シ、世上小旗吹裂ケ、鮒吹さけ候、夜ニ入、

五ツ過キ雨、五日朝西風、天氣能、帷子式枚着用之

者一円無之、単物之上ニ帷子着用、夜ニ入曇リ、

一、在々苗不足ニ生立、困リ入候事ニ候、五ツ半時よ

り雨降、終日不止、夜ニ入此節しちへ竹子出ル、

一、五月朔日ばん、此節御家中存慮書等 上書取次、

尤夫々 「 「御近□見付矢野甚左衛門也、御役

御免ニ罷 「 「ニ而、御家中存慮申上候、

遠路不 「 「由ニ而、力落ニ御座候、

忠信ニ 屋形様□付、終上ノ間御奉行衆より、そ

ねみを受候事可被在哉、

一、当年ハ田植候へハ苗直ニ根付、一段苗生進申候、

例年ハ田植候へハ、翌日なかれニ而より根付候ニ付、

七日位ニ而根付と云、当年ハ葉かれなしと、御國中

申唱申候、

一、五月玄米渡リ、相對より拾俵ニ付式拾五切也 御

蔵相場同月下旬式切三百文迄通用有之、古米ハ式切

半余也、右ニ而市売払惣而去年米なし、

而、百弍三十位ニ而売候事、高直ニ付  
売レ不申候事ニ候、

一、御払噌味マゴ 老切ニ付拾老貫五百匁

但右味噌へ、当春中搗合ニ付、耳味不足、喰

悪し、

一、市中味噌 老切ニ付テシマゴ

一、焼ちう酒老盃 老番三百文位

老弍番合弍百五十文位

弍三番合百八十文位

一、御知行米困候人、此節ニ相至リ、米不替損シ相出、

古米より至而悪敷、損失之品相聞得候、老切ニ付弍

斗位迄、

一、諸品下直之品無之、常年同然ニ候、但シ所々神事

五節句等ニ、道路ニ酒酔人無之、又ハ「」々道

路ニ死人在之、凶年之様ニ候、

一、米「」ニ相成候ニ付、世上糧并粥等喰候家々

不足ニ候、此上御分領中濁酒大ニ流行也、

一、世上時「疫」「」流行、死人多し、

一、老切ニ付錢老貫五百三十文据リ、五十文迄

一、十一日朝天氣大ニ吉、四ツ頃西風大ニ吹、八ツ後

止、天氣弥よし、夜さへ吉、十二日朝天氣能、寒シ、

吹方同断、夜月よし、十三日朝大ニ曇リ、寒し、昼

中暑、世中疫病多く、死人多し、夜同断、十四日朝

もや立、大ニ曇ル、寒シ、東南風吹入り、八ツ頃恰、

単物着、夜同断曇リ、十五日朝東南風吹入、雨降ル、

五ツ頃雨之上、風吹入、無程大雨ニ成、終日降続、

夜ニ入晴レ候、回マゴハ天神下願行寺也、乞食三千人

余と云、参詣人近年より多し、十四日ハ釈迦堂辺、

近来之群集なり、

一、十六日朝雨晴レ、寒シ、昼前より西風つよし、夜

月夜、十七日朝天氣よし、静禪、夜に入大ニ曇リ、

十八日朝大ニ曇ル、昼中より雨、夜同断、十九日朝

雨、大ニ寒シ、終日雨、夜ニ入同断、廿日朝寒シ、

雨折々晴レ候へ共、雨降続、夜同断、右永雨ニ而、

麦畑過半倒レ申候、実法ニ障リ候容子也、

四月廿日頃、麦之穂御近在大抵ニ出揃也、麦花咲所

々ニ有、

一、四月「廿」一「日」朝雨降続、尤綿入単物ニ而寒

四ツ時天氣ニ成、雲東へ行、東南風甚々敷、七ツ後  
東南風止、曇リ、夜ニ入同断、十日朝天氣大二よし、  
四ツ後西風強シ、昼後南東風甚々敷吹入、雲西より  
東へ行、變風也、昨今朝五ツ前地震アリトテ私ハ覺  
不申候、夜ニ入西風少し、

四月渡リ米相場

一、三拾切也 御藏相場米拾俵之直段

市中売買撰米ニ而、老俵三切式百文より三切老朱迄通用、□月中ハ撰米致候者無之候処、「一」ニ相成、諸方米多ニ而、錢なし、望人不足ニ而、日々下落、在々古川辺老切ニ付式斗位迄、此節ハ仙在共御買人なし、

一、白米老升

一、餅米 老升百五拾文 但シ去年中より品上品ニ而

撰米之内、是も日々下落致候由、

一、大豆 老切ニ付式斗五六升

一、同 老升七拾文位

一、小豆 老升百四五拾文位

一、大麦 老切ニ付老斗三升 右も品極上ニ而、去年中之売買品より一倍よし

一、小麦老升 六十文より七十文迄

品々撰品也

但、右品々当年相成候方より撰品ニ而、中揚と下品ハ、望人なし、仍而尚又直段下落ニ相聞得

申候、

一、生酒老盃百三十文より百五十文位迄也、

但、是ニ相成ニ付、御城下酒腰おれニ相成ニ付、此月ニ至リ、百五十文之品、百三十文位ニ売捌申候、御城下酒ハ、土用持越之儀ハ不相成ものニ相聞得申候、「一」月始ニハ、百三十文位之所、上直段ニ而百拾文位通用ニ成申候、

一、荏水、水油不足、百四十五文より百五十文迄

一、魚油 (ナシママ)

一、さくつ 老升拾文より十三文位迄

但シ馬ハ草畜ニ相成、段々虫喰ニ相成ニ付、下落ニ成候、

一、紙ハ弥增高直ニ成候、但シ去暮より当春高し、

冬高二成ル、

一、醤油老升 四月より百五十文百六十文ニ成ル由ニ

尤此春中雨皆小雨なり、鮪ハ引続キ来ル、十本ニ付  
三百文位、夜ニ入同断雨、

座候、

一、廿二日 屋形様南方御野御出、堂形家業人并矢崎  
甚右衛門門人等、御野御供被召連候由、御帰リ松  
ノ木壇通り、西神明宮東北角江、御仮家相立、同所  
ニ而繰夫 御覽被遊候、矢崎門人三人、堂形家業  
人五人、目印三ヶ所江相立候、三ヶ所迄也、右三丁  
所目印相越候矢、堂形之内ニ而四五本射抜申候、但  
シ矢数老人ニ付七本ツ、也、  
廿四日朝引続雨、昼より晴レ、曇リ、鮪不足ニ而、  
老本四百五十位成、夜曇リ、廿五日朝大ニ曇リ、昼  
頃より雨、八ツ時日光、又々雨、暮ニ至リ雨晴レ、  
夜雨、

屋形様養賢堂為入、講釈被為聴、諸芸 御覽被遊候、  
其節七経相濟候、指南役之内、宮崎友輔、近思録之内  
章、相問悦<sup>(カ)</sup>之上へ小学外篇<sup>(マ)</sup> 章、御直々  
御章割を以 御好講釈被為聴、往古より無之事ニ御

一、廿六日朝雨、昼晴レ、八ツ時天氣、夜星、廿七日  
朝大ニ曇ル、東風少し在之、終日同断、夜ニ入同断、  
鮪少来ル、廿八日朝大ニ曇リ、晚方雨、夜ニ入同断、  
廿九日朝曇リ、夜同断、晦日朝曇リ、折々小雨、  
一、四月朔日朝雨、寒シ「 「雨晴レ、九ツ時  
後西風吹、雲、夜ニ入星、二日朝天氣能、夜ニ入星、  
三日朝天氣よし、昼頃より曇リ、東南風つよし、八  
ツ後少し雨、夜ニ入折々大雨、はらくと雷雨しと  
く降り、四日朝雨晴、大ニ曇ル、昼中雨、夜同断、  
夜八ツ時後大ニ海鳴渡リ、五日朝雨晴、大ニ曇リ、  
折々小雨、夜ニ入同断、  
一、六日朝もや立、五ツ時後天氣能、昼中西風多し、  
雲多し、夜星、七ツ頃天氣よし、「〇海鳴渡リ甚シ」  
昼より東南風励敷吹込、晚方大ニ曇リ、暮後霧降り、  
夜半後雨、八日朝雨、四ツ頃より東南風はけ敷吹込、  
尚又雨つよく「〇むし暑シ」、終日降続、夜ニ入同  
断、九日朝雨晴レ、大ニ曇リ、昨日より少々寒シ、

辺小桶水氷ル、寒シ、天気能、四ツ頃より東南風吹、  
此余一ノ宮御祭礼渡シもの相止、晩方東南風甚々敷、  
殊ノ外寒シ、暮後より雨降、夜半より星二成、

一、十一日朝大雪降、寒シ、海鳴リ渡リ、桜花つほみ  
所々ミ得ル、雪降懸、四ヶ年先卯ノ年、三月十七日  
昼後雪降、十八日朝二試見ルニ、壺寸余留リ、右暫  
時二解、同日晴天と成、其年作毛中ノ下也、此度之  
雪大ニ多シ、十一日朝より大雪、四ツ半頃迄降続、  
九ツ時頃より〔北東風甚々敷〕雨二成、七ツ半時雨  
晴レ、西風ニ而曇リ、萱葺屋根ハ積雪不足、芝家瓦  
屋根ハ雪十二日迄有、十二日朝西風甚シ、寒シ、曇  
リ、朝飯後天気よし、昼中草履道二成、夜ニ入星、  
十三日朝ちらく雪降、世見□□家屋根白く一面ニ  
なり候、天気よし、無程解、〔西風甚し〕、芝屋家  
ハ十四日朝飯迄雪有、十四日朝天気よし曇リ、寒シ、  
西風強シ、晩方天気よし、風吹、晩方曇リ、寒シ、  
暮ニ至リ曇リ晴レ、月夜見ル、十五日朝霜、〔井戸  
辺小桶氷リ張ル〕、天気よし、寒シ、昼九ツ前少シ  
地震、弥増天気よし、東南風吹、追々西風、夜ニ入

月夜、無曇リ見事夜也、寒シ、井戸辺小桶「」  
一、十六日朝天気「」曇リ、八ツ過後晴天、

夜月夜、静、十七日朝少霜、天気能、昼中暖気、所  
々屋敷方、桜盛、夜ニ入星、九ツ過キより曇リ、七  
ツ過キ雨、十八日朝雨、終日降、夜ニ入同断、東北  
風折々吹、八ツ後晴レ、十九日朝天気、晴天也、無  
風、静、夜星、廿日朝少霜、天気能、昨今躑躅岡花  
真盛、人々遊山多し、花見茶屋一円相懸不申、吹ぬ  
さしの定茶屋之所、去年八九月より相究置候処、春  
ニ成壺軒相置、外ニ松竹屋忠助、茶漬茶懸リ、梅林  
等ハ酒壺盃百五十文ニ而、焼酎入、内々ニ而売候事、  
一、廿一日朝天気能、昼西風強、此日弘法大師千年  
忌之由ニ而、龍宝寺ニ而、真言宗之和尚不残集、大  
曼荼羅執行、参詣見物人寺内ニ余リ、大勢群集致候、  
餓死年とハ相見得不申候、乍併世上酒なしニ而、静  
二候、此日大ニ暖和也、面々衣装売つツ、初而ぬ  
ぎ候、八ツ時過キ、初鮪来ル、壺本肴町問屋ニ而、  
五貫文ニ売買候由、廿二日朝天気能、四ツ時後東南  
風つよく、晩方曇リ、夜ニ入四ツ後雨、廿三日朝雨、

世ノ中桜花過半開、西風強シ、夜ニ入星、廿二日朝  
大ニ曇ル、霜、昼後西風強、晚方曇リ晴レ、星夜ニ  
成、廿三日朝西風、天氣能、寒シ、夜ニ星、廿四日  
朝天氣能、昼後南西風吹、暮ニ至リ西風ニ成、夜ニ  
入止、少シ雨、廿五日朝大ニ曇リ、夜霜尅ツ暖氣ニ  
成、西風吹、夜ニ入静、

一、廿六日朝天氣能、終日静、夜ニ入同断、夜半頃よ  
り曇ル、海鳴リ、廿七日朝大ニ曇リ、昼頃より暖氣  
ニ成、南風吹、七ツ頃よりさらく、雨降出シ、夜四  
ツ過迄降続、終夜少シ降、廿八日朝風西廻リ、大ニ  
曇リ、海鳴リ少シ止、暖氣ニ成、草履道ニ成、(〇  
綿入袷着物)、終日曇リ、夜ニ入同断、廿九日朝  
天氣能、寒シ、四ツ頃より西風甚々敷吹出し申候、  
夜ニ入星、静、卅日朝天氣能、少霜、四ツ頃より曇  
リ、日光拝見候へ共、東風ニ而鬱々敷候、夜ニ入星  
静、

世中疫せん多く、死人多し、  
一、三月朔日朝寒シ、小霜、天氣能、花曇リ、西風吹、

夜ニ入星、二日朝少々曇リ、天氣能、静、夜ニ入同  
断、三日朝霜、寒シ、手洗鉢等井戸之辺、小桶之水  
悉氷ル、天氣能、昼東南風、夜星、四日朝寒シ、霜、  
天氣能、少々手洗水氷リ、昼東南風吹、夜星、五日  
朝霜降ル、寒シ、天氣能、四ツ頃より東南風吹入、  
七ツ頃より雨、夜九ツ過迄降、

一、三月三日、白山宮御神事、去年去々年より、却而  
參詣人尅倍多し、但茶屋へ客来不足、  
一、三月初旬ニ至リ、四穀丁江在々より、米売出多ニ  
而下落、尅切尅ト三四升、錢餓死ニも候哉、買人不  
足ニ付、尚又溢レ候様ニ候、奥在郷ニ而も、米ハ下  
直ニ相成候事ニ相聞、不沢之凶年ニ候、

一、三月六日雨晴レ、天氣能、昼西風、夜ニ入星、七  
日朝霜、天氣能、昼頃曇リ、東南風、夜ニ入星、「八  
日」朝霜、天氣能、東南風少々吹、晚方曇リ、夜四  
ツ頃より雨、九日朝雨晴レ、大ニ曇ル、所々種蒔桜  
開く、はつ咲なり、肴猟浜々不足、十日朝霜、井戸

買人無之事

但シ大豆へ米取替被相渡候間、望次第願可申出  
旨ニ而、御取替被下候分へ米尅俵大豆尅俵ト金  
尅切分、三十八文ツ、被相渡候事、

一、御知行米五斗入三切三朱位

但シ御蔵米ニ而も、御知行米ニ而も、金代不足  
之せい可望人無之、直段下落ニ御座候、尤此度  
御蔵米尅俵三切半売買之事ニも相聞得申候、御  
城下へハ米在之候共、在々ニハ米無之、却而直  
段高直と申事御座候、乍併尅切ニ尅斗式三升売  
買ニ相聞得申候、

一、酒尅盃正生「 十文より百五六十文迄、至  
而不足ものニ而、直段不足」 御払酒ハ尅  
盃廿五文ニ御座候処、兼而之並酒位ニ而、医師證状  
相添相達候上ニ而、五合ツ、御酒屋式軒之内ニ而被  
相払下候事、

一、濁酒尅盃五十文ツ、在郷ハ諸方表立候様ニ売買  
致候而、御城下トハ大違ニ御座候、尤二月始、海辺  
獵師酒御免之御触被出候、石ノ卷杯ハ、山門造尅盃

八十文、塩釜などハ、内々ニ而濁酒納候へハ、尅盃  
百文位ニ売、大ニ不同之事ニ而、困リ入候事ニも候  
事、

一、錢尅切ニ付尅貫五百式拾文 すわり候、

一、あふら尅切ニ付三升式三合程 弥引揚もの

一、小豆尅升式百四五十文、

一、大豆尅切ニ付 市中式斗又ハ

式斗尅式升ニ売候由ニ候、

一、餅米白米尅升式百文余ニ候、

一、魚油 引揚もの

但、去年不作ニ而、都而畑作もの相止メ、麦作

ニ相直シ候義、御領分一統ニ付、菜種、からし、

胡麻、藍、麻、当年別而不足ニ候間、日々引揚

可申見当ニ候、

右ニ付、魚油も不足ニ候、此頃十五浜ニ而鯨取り

候由、油四五ヶ樽も相出候由、八升入尅切三朱位

ニ承リ申候、

一、二月廿一日朝天氣よし、風なし、霧降、少寒シ、

村百姓取扱、御救助罷成度存慮、御奉行衆石田定之丞殿御宅へ罷出、八日晚、九日曉迄、品々相達候処、存慮御聞取ニ不相成ニ付、被相除候事、此節御城下受払之御郡奉行、横沢英記存慮相達候江、御下知相濟、二月<sup>(ママ)</sup>日熊沢龍之進・岡本吉太夫、御郡奉行被仰付、吉太夫ハ、御城下受払被仰渡候事、右ニ付御郡方吟味服部伊左衛門ハ、若林等之吟味同意ニ付、此節病氣相達、宅御用迄引候処、同役共添心ニ付、当時病中ニ御座候、南方扱横澤英記、北方扱熊澤龍之進、中奥扱服部伊左衛門、奥扱桑嶋四郎兵衛と相成申候、御郡方吟味役古山七左衛門被相除候事、右ニ付、荒井東吾并四釜勝三郎病キ相達候而、白石升計勤仕罷在候事、追々菅原市十郎、右吟味役被仰付候事、尤白石升ハ、東山御代官中取都金穀在之、罷下り相片付候都合在之、病キ不申達候風唱も御座候、二月十日、菅井三郎太夫御郡奉行被仰付、中奥へ被相下候、服部伊左衛門江御内意在之由ニ而、押而本服致候ニ付、御城下受払ニ被相廻、岡本吉太夫ハ、御郡奉行被相除候事、

一、江戸表出火、焼失〔七日七ツ時〕神田作間丁火元、九日丸内松平伯耆守様火元、十日浅草火元、十一日水戸様御屋敷火元、右ニ而江戸本町通りよる敷町場計ニ而、十二七分通類焼之事ニ承リ申候、御大名様御屋敷、数軒焼失、屋形様御屋敷も、小引町御屋敷一字焼失、并御上屋敷も、北東隅通り北御長屋を始、奥年寄長屋、御留主居長屋、御作事長屋等焼失、御殿ハ無御別条、古来稀成大焼ト申事ニ御座候、

右ニ付、公義より大坂表へ、三十万両御用金被仰付候由、相聞得申候、仍而ハ、大坂表へ金配ニ罷下りへ相成候所、引地九右衛門等、右ヲ申分ニ相立、罷下り可申唱ニ御座候、

一、大御前様ニ

二月渡り米相場

一、金三拾七切五分 川内渡り古米拾俵ニ付如此

一、同三十七切七分五り 原ノ町新米渡り同断 望人

能、昼大風吹、夜ニ入同断、風止、蛙声ヲ発ス、

二月朔日より、荒町糶屋不残、先以被相明候段、正月廿六日被仰渡候事、但味噌仕入者、時節ニ付而者御吟味と相聞得候、追々荒町之内へ、式軒古株之者へ、糶むる御免被成下、諸士ハ直頼ミ糯米壺斗遣候へハ、糶壺斗四升ニ而遣候仕、先米壺升ニ付十三文ツ、相渡、御町方ハ検断書付ニ而、糶屋へ相渡候由ニ候、

一、六日朝天气能、春暖も様ニ而静力なり、霜降、東南風励敷終日吹、夜半頃より西北風厳敷吹出シ、七日朝雪風甚々敷、終日降、暮後雪晴レ、風甚々敷相成、寒シ、八日朝天气能、大風ニ成、道中通松吹倒レル、暮ニ至リ風止、夜中星ニ而静、九日朝天气能、暖気ニテ東南風吹、昼頃より風強吹、晚方曇リ、夜二星、十日朝天气能、風西廻リ、寒シ、四ツ時より雪風甚々敷、終日之内四五度晴降ニ成、暮ニ至リ雪晴レ、夜星、西風吹、

一、十一日朝大霜、天气能、静、四ツ時より大風、夜

ニ入静、星、十二日朝天气能、東風吹、寒シ、夜ニ入同断、〔〇十三日朝東南風厳敷、雨強ク、大時化ニテ暮ニ至リ雨晴レ、夜曇ル〕、〇十四日朝雪風、四ツ時過キ雪晴レ、西風甚々敷候、夜ニ入星、十五日朝天气能、東南風、春暖なり、夜同断、

一、屋形様江、御家中 上訴数人と相聞得候、奥御口主を以、御近所目付へ申入、同人へ御切ニ而出会、直々上訴へ指出候へハ、直「々」御披見ニ相入候由、別而矢野甚左衛門忠心ニ付、取組拵候よしト云、

一、十六日朝東風、天气能、夜ニ入星、十七日朝天气能、東風ニ而晚方曇ル、夜ニ入少々雨、十七日朝大ニ曇リ、春暖甚シ、昼中西風、夜ニ入同断、十八日昼天气能、西風甚し、十九日寒シ、西風、夜ニ入同断、廿日朝天气能、西風甚し、夜ニ入風少シ止、星、

一、二月十一日、〔若林三郎左衛門、伊藤泰輔、御郡奉行被相除候品ハ、金子被相渡被下候由〕、〇御郡

為、不被為得止候ニ付、御身上之儀ハ、何分被遊御難渋候而も、此節之御撫育ハ勿論、御行末御上下之御安堵之端をも被相開候様被遊度、深被為思召立被仰出候事ニ候条、何も此旨を奉敬承、都而御儉約之御仕形等江不相泥、此度之被仰出候之基思召、能々可被相行、御国家穩ニ立行候様、各忠勤可仕旨御意之事、

○支配在之輩ハ、支配中へも相通、今日登城不仕輩江ハ、同役類役より相廻リ、御預御給主御足輕在之輩、右へも申渡候様可在之事、御自筆写ハ、士以上江計拜見可為仕候、以上、

一、正月御知行取、催寄ニ而米買之儀被相留、尤御知行米為相登候事も、被相留候様被相触候、是ハ在々米不足、御城下米沢山之方ニ付、右之御吟味ニ相成候事、御知行米、旧冬為登可申分、延引之者ハ、願之上ニ御指図在之事、

一、正月十九日、真山慶治出入司被仰付候、直々江戸勤番被仰付、林珍平へ交代被仰渡候事、

一、正月十七日、白石升、四釜勝三郎、古山七左衛門、荒井東吾、御郡方吟味役、御奉行衆ニ而被仰付、直々四人之者出入司ニ而、考役役儀被仰付候事、尤勤方ハ、如以前被相待候間、為見合相勤候様御座候事、

一、正月廿八日、伊東泰助、服部伊左衛門、桑嶋四郎兵衛三人、御郡奉行被仰付候、右御郡奉行登仙と□

一、正月廿六日天氣能、夜ニ入同断、廿七日朝寒シ、少々曇リ、暮より雪降、夜深更雨ニ成、廿八日「朝」雨、寒シ、昼中天氣よし、西風吹、夜ニ入同断、廿九日朝天氣「」晴天也、夜ニ入同断也、

一、二月朔日朝大霜降、曇ル、昼中天氣能、夜ニ入同断、二日朝天氣能、西風大ニ吹、御城下内草履道ニ而、屋根北通り雪消、夜ニ入同断、風大ニ吹、四ツ頃より雪風ニ成、三日朝雪風止、天氣能、四ツ頃より西風大ニ吹、夜ニ入同断、四日朝風止、曇リ、昼頃より天氣能、静、夜ニ入同断、五日朝大霜、天氣

一、手段等、規式之類、此度相減□□ニも心付次第相減可申事、

一、国元ニ而、我等供人数、門外并野山、在々出馬共  
二、当分川内老篇位之供人数ニ而可然哉と存候事、

但、野山川狩等之節も、大所不相立、昼所も相扣、

小休等臨時ニ見計、承前以相定置申間敷候、駕籠  
入前付并相用、茶弁ニ而、間ニ合セ候様可致候、  
供之者ハ、番頭以上ニ而も、一統自分并当、先ハ  
腰付様之物ニ而、間ニ合可申事、

一、榴ヶ岡・杉山台等ニ而、武術視候節も、大所不相  
立儀ハ、前段之通り可致候事、

一、作事方之儀者ハ、年限中ハ雨もり之外、手入見合  
七置可申事、

一、馬相減候儀者、相成申間敷候品ハ、家中面々馬術  
稽古、弥不行届ニ可相成候間、是迄之通り指置不申  
ハ、相成間敷存候、

一、文武両道取扱之儀ハ、是又是迄之通り指置可申事、

但、是迄文武共ニ引立不申、諸藝人召遣候ニも  
不自由ニ存候、此上取扱相弛候ハ、猶更衰ニ

相成可申哉と存候間、此節別而若年寄から申付  
候間、制導為致可申と存候、

一、向々一統儉約も、右に随可申付事、

右へ御奉行衆御添書

累年御不如意之上、去年御国元大不作ニ付、四民御救  
助のため、去冬より当老年、御内外稠敷御儉約被 仰  
出候処、尚又御下向之上、被遊御吟味候へ共、右分之  
儀ニ而ハ、此節之御撫育を始、末々御公務御救助共ニ  
御行届二者、千万被 御心許被 思召、殊ニ御蔵元御  
借財ハ、莫大ニ相嵩、万一御返済御滞相出候様ニ而者、  
御信義も不相立、実ニ 御国家之安危、此節ニ止リ、  
甚御大切之御事ニ候也、只今迄之姿ニ而者、御儉約  
之制も不相立候ニ付、此度別段被為 思□立、御家一  
篇之儀ハ、当時より向五ヶ年、拾万石御身持被 仰出、  
委細之 御自筆御書立之通可被遊、御儉約旨被 仰  
出候間、御一門中始、一統 上之御分限を見当と仕、  
何分質素儉約を相守候様可仕候、 御分限迄期被 仰  
出候儀ハ、大小之御家中無抛可存哉候へ共、御国家之

去年大不作ニ付、此末財用向、嚴ニ儉約不致ハ、相成

間敷候処、向々吟味計ニ而ハ、逆も実事行届間敷候間、

我等内存、非常儉約不申出候ハ、相成間敷、兼而心

ヲ碎、工風も致居候処、段々是迄之儉約通りニ而者、

諸事組立其促ニ致置候間、只々取縮のみを、嚴ニ相加

エ候方より、実事間ニ合兼、向々不服のみ相生シ、不

行届ニ相至リ候哉と存候、仍而者、根元之組立条目を

相省、此時節境ニ、非常之儉約相行、追々共国務も行

届候様ニ致申度、仍而者、左之ケ條之通り、嚴ニ儉約

相行候様申付候事、

一、従是向五ヶ年、内証向拾万両之身持ニ相定、諸事

儉約可申事、

一、右年限中、江戸并国元共、奥方・女中、是迄之半

高位ニ被相減可申事、

但、大御前様御側廻リ之女中ハ、是迄之通り可被

召仕候事、

一、年限中、国元大所相禿、我等膳部も奥方仕立ニ而

相廻シ可申候事、

但、側廻リ之当番之者も、氣之毒ニ候へ共、当分

昼出八ツ出ニ而、出勤可申事、

一、江戸大所ハ相禿候義も相成間敷候間

大御前様并我等、天性院殿、共ニ当分同所一同調理

致、諸役人詰高、何分相減、間ニ合候様可致候事、

但、

大御前様江ハ、老女手前ニ而 思召ニ相入候様

御増菜、日々調理指上可申事、

一、我等衣服之儀、去秋中一通儉約申出候通りニ候処、

此以後ハ、如何様垢付候共、厭候儀ハ無之間、成丈

ハ着替不申、着用可申事、

一、膳部之儀も、去秋中一菜ツ、と申渡候処、右一菜

も此節先ハ念を入候様ニ而、我等本意ニハ無之候、

根元一菜ニ致候上ハ、何分籠菜ニ而よき事ニ候、縦

令奥仕立ニ候共、右之趣意ニ可為致候、此節我身飽

食ニ安シ居候も、難忍候間、日ニ一度ハ、粥用可申

候、

附、休所燈等も、是迄よりハ相減、式三ヶ所ニ而

も間ニ合セ可申候様、是等之儀者、小細之事ニ候

而も、我等手元之事ニ候間、□□可致と存候、

し、暖和也、夜ニ入曇リ、

一、脱穀巖ニ被相禁候処、御領内大不作ニ付、他領連も同様不作ニ付、脱穀相犯候者在在之候ハ、諸家中共ニ始末人ニ高之多少ニよらず被下置候事、右之通、如兼而之不残可被相触候、

天保四年十二月 山城 縫殿 木工 監物

一、同十六日朝雪降、晩方雨ニ成、夜ニ入曇ル、十七日朝大霜降、追々天気よし、夜八ツ後風吹、十八日朝天气能、春色を催ス、昼中無曇リ、暮ニ至リ大ニ曇リ、少々雨、十九日朝曇リ、夜ニ入同断、風吹、廿日朝曇リ、西風少々吹、寒シ、道路氷リ、昼後雪降、晩方晴、暮ニ至リ西風甚々敷、雪ちらく降、五ツ頃より夜明迄大風引続吹、

正月十二日雨水正月中也

彼岸二月九日也

正月十二日  
屋形様御詠二首

天津宮 霞染ても 国人に

及はぬ春を 見るそ苦敷

民をおほふ 袖しなけれハ 米の来て

霞の衣 我にかさなん

誠以難有御詠ニ而、感涙たてますり由、何も申事ニ候、

一、同廿一日朝大風止、天気よし、寒シ、昼前より終日大風、夜ニ入風止、少し曇リ、廿二日朝小霜、天气能シ、夜ニ入曇リ、廿三日朝曇リ、寒シ、四ツ頃より雪降、七ツ後雨ニ成、夜九ツ頃迄降続、海鳴る、廿四日朝大ニ曇ル、少々暖ニ成、海鳴止ム、四つ前より雨、大風終日吹、夜ニ入、九ツ頃風止、廿五日朝天气よし、西風少々吹出ス、折々風、夜ニ入同断、

天保五年正月十一日 御自筆写

奉行中へ

## 天保凶歳日記 二

天保五・六年

(一八三四〜三五)

(表紙)

## 天保甲午年日記

一、正月十二日雨水、正月中也

一、二月九日彼岸

初伏六月六日、中伏六月十六日 未伏七月七日

一、正月元日朝天气能、寒シ、昼頃西風吹、年礼人不  
足也、昼大ニ道路解、八ツ半頃より道路氷ル、夜星  
夜、二日朝天气能、西風甚々敷、硯水氷リ、寒シ、  
四ツ頃より七ツ頃迄道路解候へ共、七ツ過直ニ氷、  
終日ちらく雪降ル、積リ不申、西風引続吹、氷リ  
甚々敷候、夜ニ入西風止、星夜也、身ニしみ寒シ、  
三日朝寒シ、昼道路解候、星夜、四日朝大ニ寒シ、

天氣よし、夜ニ入同断、五日朝寒シ、天氣よし、夜  
ニ入同断、四ツ頃迄道路不氷、

白氣西ノ方ニ而立、昼九ツ時後と云、

一、正月六日朝大ニ曇ル、硯水不氷、昼頃より雨降、  
晩方ミそれ雪降、暮後晴レ、夜ニ入曇リ、七日朝道  
路氷、天氣能、夜ニ入同断、八日朝硯水氷ル、天氣  
よし、夜ニ入同断、九日朝寒シ、天氣よし、夜ニ入  
曇リ、十日朝大ニ曇リ、硯水不氷、昼頃より雪降り、  
七ツ時過キ雨ニ成、暮前より海悉ク鳴リ渡ル、暮前  
東風強ク、折々吹、夜ニ入折々風強ク、雨降り、夜  
明雪ニ成、

一、正月十一日朝迄海鳴リ渡リ、北東風ニ而雪降候、  
昼中雨ニ成、雪ニ成、西風と成、海鳴リ止リ、十二  
日朝晴、天氣ニなり申候、雲有、天氣よし、〔○此  
日より格別暖ニ成〕、夜ニ入道路一円不氷、十三日  
朝同断曇リ、昼中雨雪折々降、夜ニ入雪壺寸計降、  
十四日朝曇リ、道路不氷、終日雨、雪降、夜ニ入同  
断、十五日朝晴天ニ成、少々雪有リ、大ニ暖氣ニ成、  
道路至極ニあし、四ツ頃より八ツ後迄初而青色を催

ひかたく、飯めしに炊たきませ交しませて食しよくしてよし、効かうのうさ能しる左しるに記  
す如し、

一、第一風ふうしづ温ぬるを去ぬ 目めを明あきらかにし、脚かつけ氣けにて足あしの  
いたむニよし、痔ぢの病やま淋ひりん病びやうによし、小せう便べんを通つう利り  
し久ひさしくふく敷服ふくすれハ中ちゆう風ふうを患うれいひず、此外かうのうかづ効かうのうかづ能かうのうかづ数かうのうかづ多かうのうかづ  
あり、

### 製法

塾ところ老らうを大だいごんかてのやうにきさみて、口くち水すいにてよく煮に、  
一日いちにち一いつ夜や水すいに浸ひたし置おけハ苦味にがみぬける、浸ひたし水すいたびくと  
りかへれば猶なほよし、

但たゞシ、ところをきさみて生なまのうちうちに手てニてよくも  
ミ、其水そのみづを布ぬいにて絞しぼり、別わかの桶おけにあけ置おけバ、下したへ居い  
つく交まじをぼんニとり、干ほしあけれハ、白粉くわくとなり、葛くわく  
の代かわりニ用もちゆ、

飯めしに炊たきには、米こめより先まづにところを入いれ、少すこ煮にて後のちニ  
米こめを入いれ、常つねの如ごとく炊たきへし、

○又またところを薄うすく小口せうこうに切き、能よく煮にて流な水かに六む時とき計けいり  
ひたせば、苦味くみぬける

天保癸巳年仲秋

「裏表紙」

山相見得申候、

一、十二月晦日より、八ッ塚光寿院ニ而、寺内へ三間  
二十七間□小家、藁ふきニ拵、施宿致候、尤壹日ニ  
粥壹度ツ、も施、其外世間廻リ貰候、百生続候様之  
事ニ候、指当百人近ニ相集り、其内ニハ、貰候席ニ  
盜致候ものも在之、夫へ始末ニ及事も相聞「」  
近所迷惑之事ニ御座候、

一、十二月廿八日、長谷志津馬出入司被仰付候事、考  
役児玉覚之丞被 仰付、直ニ大坂登リ被仰渡候事、

一、却而凶年ニハ、其年内□かてめし并粥等喰候而も、  
銘□も被食身体ニも無障「」翌年二月と相成候  
へハ、惣而かてめし并粥等、糝と「」不申、押  
而喰候へハ、病を生スのミ、折節味あしく候、右之  
「」内へ繰合、食事可申候事、

大御前様御詠「」天保□□正月(五年カ)

去年ハ陸奥乃方、なへてたなつも「」ら吹「」  
「」きこゆるに、民の飢患思ひやりて、いか「」  
もまほしけれと、女の身「」心にまかせられず、  
た、園の内の玉垣に終日頼ミ奉りて、  
神もまた あわれみ給へ 古里の  
民やすかれと いのる心□

大「」若けれと、さかく敷、ミつからまつりこ  
として、蔵を開き、民をにきわし、人の心や「」  
しと聞て、

撫子の 若葉の露の たみくさに  
かかる恵ミを 聞そうれ敷

(挟紙・木版)

「本邦にてところを糧に 食する事、古昔より久  
し、中華にても草藪とて 飢を救事、諸書にミへ  
たり、禁忌もなく、民用に利ある事、挙てかそ

も在之候様相聞得申候、廿五日兩人并佐藤弥藏、引地九右衛門、名取郡三本塚祐善院五人、御町奉行西大條四郎宅へ被召捕、油井祐善寺、揚二入二成、

一、十二月廿六日終日曇り、夜二入同断、廿七日朝曇り、追々天気よし、夜二入同断、廿八日朝曇り、朝飯後雪ちらく降、八ツ時晴レ、又暮後ちらく雪降、廿九日朝硯水氷り、天気よし、夜同断、卅日朝曇り、ちらく雪降申候、昼道路大二解、雪雨と成降、暮後雨晴、西風甚敷、道路氷ル、○廿七日寒明後「」并寒中より寒気強、分而夜分寒強「」

十二月廿九日、長谷志津馬、出入司被 仰付、丹野惣吉御記録より御町奉行被 仰、其外拾六人御役替有、一、十二月廿八日頃、手桶売切レ候由、晦日ニ至リ売人□□なし、既ニ□□気ニ而不仕入故之事ニ相聞得、諸品売切候事ニ相聞得申候、一、十二月始、餅米売切ニ売斗内ニ売買致候事、四穀丁へ十二□下旬ニ相成、在々より附出し沢山、銭餓

死ニ而、買人無之、下之米売切ニ売斗三升迄売買致候由、銭ハ売切ニ売貫五百文迄と成、

一、当年大不作ニ付、当時より来売ケ年別而重御儉約之儀被 仰出候ニ付、年始歳暮并御用初、其外卯□□御評定始、出席始等ニ付被下物、一切被相扣、出席之席江長鮑指出、惣躰御祝義、謁一通リニ仕候様被 仰出候、且年始御規式ニ付、御盃頂戴、御流頂戴者、被成下候筈之段、縫殿殿被仰聞候之間、各其心得同役并支配中へ□□被相申渡候、以上、

十二月廿三日

出雲方

一、廿四日大雪、宇津□辺五尺余積リ候由、福島辺売丈余之由ニ而、近年之雪よるニ御座候、右ニ付、御領分在々流民大二死スと云、尤御郡方江無披露、直々村役付「」之由、痛入候事ニ御座候、御郡奉行江被 仰付候趣、一円相届不申、死人大ニ在之由、歎ケ敷事ニ御座候、一、当年柄、御城下辺、米之餓死より、金錢之餓死沢

聞拔を以、始末相成候由、所持之米御知行米、御蔵米三十俵余、改之上印府ニ相成、二日老夜御目付宅へ差扣居、御詮議之上、不調法ニ而被相達候、

一、同十九日、小嶋縫殿之助始末候由、河原町錦織伊三郎、米穀買入候由ニ而、被召捕、直く御牢舎被仰付候事、松屋茂兵衛も買入之義ニ而被召捕候へ共、廿一日無異儀被相返候、荒町斎藤屋作左衛門も牢舎、二日町高橋屋喜右衛門同断、すはら敷事ニ御座候、何も買込米也、

一、十二月中旬、濁酒元糶等在之より、御城下表へ持参、諸方江振売、諸々濁酒大ニ流行、老斗計造、六百五十文より老貫文迄ニ成、

一、濁酒売御始末ニ相成候ものも相聞得申候、  
一、十二月十六日頃より十九日迄之間ニ、御町奉行男沢権太夫宅へ、錦織伊三郎、佐藤屋助五郎、中井新三郎、岩井作兵衛四人、老人宛呼出し、老人前五千両ツ、御借受被成度、調達被仰付、御返済ハ、大坂表より金子御借受を以、被相返候段共ニ、御意

之由を以被申談候事、

右御請致候もの、老人も無之、当時もめ合中も、

一、十二月中旬より、御城下米ゆるみ、少々下直之氣味合也、是ハ御知行取、折角為登米致候ニ付、兎角分配ニ相成候方より之事と相聞得、在々ハ此節却而騒動ニ相聞得申候、十二月廿日、石ノ巻御穀舟主惣体、舟老艘ニ付五拾両ツ、拝借不訳り、一統御城下表江罷登相願候、是も石ノ巻餓死同様ゆへ之事ニ相見得申候、少しも株柄之者ハ、施米并助ケ方ニ、上より被仰渡、大騒動ニ相聞得申候、

一、十二月廿二日夜五ツ半頃、出入司真山八郎右衛門、御役御免被仰渡候、廿三日朝(マ)番之御組油井源五郎被召捕、御町奉行小嶋縫殿之助男沢権太夫宅被引取、脱石方別段御役人小原安右衛門も、同様ニ被召捕候、右何も米買方在之口由、真山八郎右衛門も加リ候ゆへ、被相除候事ニ評判御座候、右米買方之儀ハ、原ノ町辺ニ而、貧民為御救御置ニ請取立候含ニ而、買方も仕候由ニ候へ共、其内自分売買仕候事ニ

前段之御触、天明之通被仰出候事、

一、芝田、小松被相除候以後、御城下中人氣大ニゆる

み、米石之沙汰薄ク相成候へ共、自然米直段引揚、

御蔵米壹俵四切三朱位之通用、御知行米五斗入四切

壹式朱位、此節買候へハ、随分四五位被買候様ニ

御座候、乍併金錢不通用不足ニ而、買人も別而無之

候、小豆ハ壹升式百四十文位、麦壹切ニ壹斗位、白

糯米ハ壹切ニ七八升位、玄糯米壹切ニ壹斗位、玄米

壹斗壹升位、生酒壹盃百文より百五十文也通用、濁

酒元壹斗造り四五百文より拾匁迄、内々ニ而売買致

候、壹盃五十文位、

一、十二月十一日市中米壹斗三升、糯米壹斗、相場被

相立候段、御首尾合御座候へ共、売人無之、在々米

直段引揚り、如斯ニ被仰渡候事、相見得申候、

一、十二月十六日朝暖、天気よし、昼道路大ニ解、如

春之悪路ニなり、夜四ツ時頃少し氷り、十七日朝ち

らく雪少シ降、夜硯水不氷、明また雪晴、天気よ

し、夜二入雪少し降、十八日朝硯水不氷、天気よし、

夜二入同断、十九日朝硯水不氷、尤道路も悉不氷、

天気よし、八ツ半頃大ニ曇り、暮半頃より細か雪降、

廿日朝迄引続降、五寸位積り候、硯水不氷、引続雪

降、四ツ時より雨と成、又晩方雪と成、凡而当年之

雪解かゝり降申候、夜二入雪晴、西風甚々敷、折ふ

し吹申候、

一、十二月十九日 石田定之丞 御奉行職 被 仰

付候 御公使

一、十二月廿一日朝晴、天気なり、硯水不氷、折々暴

風有、廿二日同断、天気能、廿三日朝硯水大ニ氷ル、

曇ル、昼頃よりさらくと細か雪降出シ、夜二入折

々北東風こぢ甚々敷、終夜降積、廿四日朝壹尺余積留り、

終日北東風不止、雪降続、暮後ニ至り雪晴レ候へ共、

大ニ曇り、廿五日天気よし、夜二入曇ル、

一、十二月十四五日頃、十番之御番組、医学館御用ニ

付、仮役引地直之丞、御小人目付兩人、御用之由ニ

而、御目付小嶋縫殿之助宅被召捕、直之丞米売買之

一、貳百石以上 三両

一、百石以上 貳両貳歩

一、五十石以上 貳両

一、三十石以上 壹両貳歩

一、三十石以下 壹両

一、諸組士 進退高下ニ不拘三切ツ、

凡下御扶持人 進退高下ニ不拘壹歩判ツ、

右之通被仰渡、御領内一統難有仕合ニ奉存上候事、

右被下金、突切書付、大番頭より十二月八日五貫文下

之者へ計被相渡、翌九日御蔵方ニ而被渡下候事、五貫

文以上万石迄ハ、同九日大番頭宅ニ而、突切被相渡、

翌十日御蔵方とニ而被渡下候事、尤突切受取、御寄を

以、承次第頭々江罷出、受取候様、御蔵方へ之張紙ニ

而、別而不相触候、在郷住居之者ハ、罷登り次第、被

渡下候事ニ而、右兩日ニハ不被相渡候事、

十二月八日 御前御用ニ而、御郡奉行当時より来秋迄

銘々扱候御郡へ罷下り、定居之上、御百姓共耆人ニ而

も無飢渴世話致候様被 仰付、同月十一日銘々罷下り

候事、此節御代官ハ、御郡奉行支配ニ被仰渡候、難有

思召ニ御座候、

評ニ曰、御思召ハ誠ニ以難有候へ共、御郡奉行不氣

量之仁計ニ御座候間、御思召行届兼可申と申事ニ

候、

一、十二月十一日朝嚴寒ニ而曇ル、追々天気よし、夜

ニ入同断、十二日朝寒シ、天気よし、夜ニ入同断、

十三日朝嚴寒、天気よし、夜ニ入少々寒ゆるみ候、

十四日朝嚴寒、天氣能、夜ニ入少々寒緩ミ、十五日

朝嚴寒、昼七ツ時よりちらく雪降、暮ニ至リ大雪、

夜八ツ頃迄降続、暖氣ニ付雪不積、五寸計降、同七

ツ半頃雪晴レ、

一、十二月上旬、道路倒死之者、其屋敷主、五人組為

立合、別而故障之筋無之候ハ、其断申達、直々御

人足、寺へ相葬候様被相触候事、是迄ハ、倒死在之、

其屋敷主相達、御俚使申受、御改候上、御指図次第

相葬候へ共、此頃寒氣ニ而、数人倒死在之候ニ付、

而ハ、来年も凶年、其上对馬之家中同様と申居候共、被相除候ニ付、くらすみ(ヤカ)より出候心晴と、一統申事ニ相聞得、同日昼七ツ時、地震ニ而、寒気つよく、新役ニ相成申候人氣之者、格別之事ニ御座候、御城下中之よろこひ、初而見申候、左候へハ、芝田・小松之行、民をしみだけ、私欲之取行、絶言語申候、可慎可畏、

一、十二月朔日七ツ時、伊東泰輔、御町奉行被相除候

事、

但 (ナシママ)

之儀ニ付、十一月廿八日出勤、

翌日より病氣相達、直ニ退役願相出候処、縫殿殿

御宅へ、朔日御昼時頃、親類御呼出し之上、格別

上之御撰挙を以、重役をも被 仰付候義を不顧、

直々前ニ退役願等指出候儀、心得違之段被 仰含、

退役願被相返候由、無間も七ツ時被相除候相聞申

候、乍併御町方大ニ力落ニ相聞得申候、

一、十二月二日夜、大番頭より御手前共御用之儀在之

条、未明三ツ明半時より四ツ時迄之内、**罷出候趣罷**

**出候様**定仙之輩、麻上下心懸、罷出候様可被下候、

尤幼少、其砌御村勤仕候者、麻上下心懸、四日八ツ時迄ニ可罷出候、

別所万右衛門殿

数馬

三日罷出候へハ、数馬殿被仰渡趣

一、此度凶歳ニ付、被遊御下向、御家中模様をも被為聽候処、一統難渋之上ニ而、小進微禄之者ハ、一入

指逼之趣、難 御忍悼被 思召、御救助之儀ハ、

先達而被 仰出、飢寒ニ至リ候体之者ハ、頭々等申

出候次第、金穀を以、夫々御救被成下候へ共、猶又

御家中一統取続之一助ニも被成下度、別段ニ御金一

万兩被相出、乍聊御恵被成下候条、何分相凌候様可

仕旨 御 意之事、

右御金御割合被下高

一、万石以上 金七兩弍歩

一、千石以上 金六兩壹歩

一、五百石以上 四兩弍歩

一、三百石以上 三兩三歩

よし、昼七ツ半過ぎ、西ノ方より地震一ヶ度有、弥増寒成、弥増寒向、夜ニ入曇ル、三日朝嚴寒ニ成ル、天氣能、氣候直り申候、是皆芝田と小松ヲ誅罰之印ニ而、人氣大ニよろこひ直り候ゆへ、氣候も順候ニ相成候段申候、四日朝甚寒、天氣よし、夜ニ入星夜ニ成、五日朝嚴寒、曇ル、昼過より少々雪降、暮後尚又降続、三四寸も降、

一、同六日朝雪降、硯水不氷、四ツ過ぎ雪晴レ、西風甚々敷、晩方静、夜ニ入曇ル、六日朝寒シ、昼道路大ニ解、天氣よし、夜ニ入曇り、段々嚴寒、八日朝霜大ニ降、冬以来之嚴寒、曇ル、昼頃より暖ニ相成、弥増曇り、暮後より雨、終夜降、道路共ニ不氷、九日朝晴レ、暖、不氷、曇ル、寒ニ入十二日めニ候へ共、寒九ノ雨カト云、夜ニ入ニ西風ニ而、寒氣ニ成、十日朝道路氷ル、昼中寒シ、暮後ちらく雪降り、寒氣強シ、

一、十一月廿八日、大條監物殿、病氣相達候由承り申候、此一件、江戸対馬殿登之節、屋形様御下りニ無之候共、指支無之由申上候を、芝田下り後、大條

引立上ケ、御供仕候、屋形様御下向被遊候ゆへ、右釣合ニテ、病氣被相達候由ニ聞得申候、

一、十二月朔日七ツ時、御首尾合ニ而、夜五ツ時頃御近習目付熊谷作右衛門を以、芝田対馬殿宅へ上使御奉行衆宅思召ニ被相違候儀ニ付、此後出勤ハ勿論、宅御用共ニ指扣候様被 仰付候事、

評ニ曰、晦日御前江、福原縫殿殿、高泉木工殿被召候ニ而、しはらく御用談在之、夫々濟候後下宿候、大條監物殿宅へ、縫殿殿御立寄、夜四ツ半過、同所御帰り、夫より縫殿殿長門殿へ御立寄、朔日朝ニ御引取被成候由、彼是芝田対馬勤方不引合御吟味ニ而、前段御役御免ニ被 仰付候事ニ申唱ヒ候、

一、右同日七ツ時、御首尾合ニ而小松新治御呼出ニ付、親類指出処、出入司勤方不相当ニ付、御役御免被仰付候事、

右兩人、御役御免之事、二日朝御城下中市中之童子迄承り、及大ニ悦、是ニテ来年ハ豊作ニ可相成と、安心致、尤 屋形様御下り被遊候而も、其俣ニ勤居候事ニ

一、御小姓頭三人 御医師 御奉行衆飾弓式組外如意  
なし

以上、

(朱書)

『評ニ曰、常年御上下御行列三ヶ一位也、』

但シ拝見人大町通り兼而 御上下之四五ヶ一より不足、尤御足輕御旗元等、疲足之者多シ、静過キ候程森々然と致し、御供立無勢ヒ、

右之通、 屋形様実 (347) 御思召ニ而、御下り被遊、四

民御救助之御世話共被成下候段、御国民一統難有奉存上候処、当時執権之御奉行衆、并出入司之小松新治等、諸事小商人之腹中ニ而取計候間、四民 御思召之通りニ行届申間敷、此段歎ケ敷奉存候、

此日 御前御用ニ而、御奉行衆始登 城之由承リ申候、

一、廿六日朝西風甚シ、雨交リ、虹見得ル、曇リ候へ

共、日光有、不定不訳之天気なり、暴風止、雨甚シ、

又風も加不止、夜ニいたり雨止、大風なり、有星

廿七日寒、辰初刻、暁七ツ半頃より大風ニ交リ、ち

らく雪降、終日降ル、夜不止、寒氣弥増つものり、

昼中も少し硯水氷ル、道路いまた上氷リニ而、歩行

六ヶ敷候、廿七日朝大風止、天気よし、硯水大ニ氷、

道路も氷、寒中之様ニ御座候、廿八日朝寒シ、昼中

風なしニ而道路解ケ、晩方ちらく雪降、風少々有、

夜中星夜、廿九日朝硯水大ニ氷、天気よし、昼少々

解、風なし、夜ニ入星、卅日朝大ニ氷リ、天気よし、

昼暖氣、道路解過ニ候、夜五ツ時より西風強ク、雨

交リ、終夜不止吹、右ニ而少々寒シ、

一、黒川郡、加美郡山路江、餓死草と申、此月中生ス、

其形うとニ似ルよし、評ニ衣 コロモコケ 苔ト云草、兩年ニ

生ス、是凶年之兆ニと申伝、右郡竹ノ実も悉生シ候

由、是又餓死之兆ニ申伝候間、来年も凶年ニあるま

しきやと、村内之人々大ニ氣支、騒動之事ニ御座候、

当年之凶年ニ付、生シ候事ニ候哉、来年之凶年ニ付、

其凶年兆ニ生ジ候ニ哉、いまた相決兼申候、待後評、

一、十二月朔日朝風吹、硯水氷リ、西風ゆへ、寒迄天

氣能、昼後西風強ク、七つ頃より雪降、五つ頃晴レ、

六分計降積ル、二日朝寒氣ニ而、西風少々有、天氣

思召、依而ハ、当時より来老ケ年、御内外別断之  
 稠敷被遊 御儉約候条、此旨何も相心得、御大切之  
 御時節ニ候間、心付之義ハ、聊無遠慮、存寄之旨申  
 上、一統心力を尽し 御国家御静謐ニ立行 思召相  
 立候様、精勤可仕旨 御意之事、  
 右式卷、一日被仰渡候事

一、十一月廿一日、朝曇、道路不氷、暮後西風暴風、  
 折々吹、折々雨降、廿二日天気よし、折々暴風吹、  
 曇ル、昼曇ル、夜同、廿三日朝霜、空气能、道路氷  
 リ、寒氣ニ向フ、昼夜静ナリ、廿四日朝大霜、天気  
 よし、廿五日朝大霜、みなとやきなひ多し、曇リ、  
 昼八ツ半頃より雨降、夜九ツ時迄降続、夫より西風  
 甚々敷吹、遅く星夜ニ成ル、風尚又甚シ、  
 一、屋形様今廿五日 御着城、昼九ツ時岩沼御立、曉  
 七ツ御供揃也、  
 但当作二付、御自身御世話被成下度 公義御願  
 被為濟、過ル十五日江戸御出立ニ而、十伯り十一、  
 昼二時御着也、

御行列左之通、初見之上ニ而相記、御茶弁為  
 御持なし

- 一、御足輕御鉄炮十錠 一、同御弓拾張
- 一、御簾元御鉄炮拾丁 一、御簾元御弓五張
- 一、御長柄拾鎗 右何茂五人目立切有
- 一、御疋馬老疋 一、御挾箱三組
- 一、御持筒鉄炮三錠 一、御飾弓掛丁二通
- 一、御簾長持老棹 一、右御竿フタ式組
- 一、御勝手御長持老棹 一、御具足入式櫃
- 一、御太刀小道具入式棹 一、大中小御鳥毛鎗
- 一、蠟虎皮投鞘御鎗一組 一、御宝鎗三本
- 一、御台笠 老 一、御長刀 老
- 一、御徒組 一、定御供 一、御小姓
- 屋形様 御馬ニ召、御小姓御側 一、御鍵  
廻り如意なし
- 一、御引馬老疋
- 一、御騎馬御供三人御鷹匠頭 御供御人数と  
 御目付兩人
- 一、同勢供 至而不足

一、御領内当年大不作之次第、段々申上、猶又此度芝

多対馬罷登リ、委曲相達 御聴、飢渴躰ニも可至者可有之哉、深御痛被思召、既ニ 御下向をも被遊

御自身御世話も被成下度被 思召、此段ハ当時御吟味中ニ候処、一統取続之義、御手当も可有之事ハ候へ共、御家中御家中小給之者を始、下々之者ニハ、

四民共ニ立続之程、無御心許被 思召候、依而

御身廻リ之義、御不自由ハ少も不被遊 御厭、只<sup>ヒタスラ</sup>管

御救助之義を 思召、嚴ニ御儉約、別而被 仰出

御召物等、向三ヶ年非常ニ御取縮被遊、右御入溜金江、御物置金、御小遣金并微々之御遣殘金共に御足加、老万千三百両有之候ハ、頭々ハ勿論、近隣組

合等迄も、人を用居、速ニ可申出、夫々御吟味之上、御救可被成下候被為、於 上斯迄被為懸 御心力を、

頭々等等閑之義在之候而ハ、不相濟事ニ候間、篤く奉勘弁、□下々江も、折入申諭、御下々迄思召之程、相届候様可仕旨、 御意之事、

若老 御旗奉行 大番頭 出入司

御小姓頭 御申次

一、御国許、当作毛不熟之次第、段々申上、此度芝多

対馬出府申上候趣、委曲被為聴候処、既ニ天明卯年凶災ニ均敷大不作之由、随而ハ、御年貢金穀過分ニも出劣リ、秋中之御見当莫大之御行違ニ相成、殊ニ

累年不時臨時之御物入相募、御勝手向連々御不如意之処、非常類外之大不作ニ付、御邦内四民取続之程、

千万被 御心許被 思召候、右ニ付而ハ、当時迎も

嚴之御儉約中ニハ候へ共、猶又 上々様御身廻リ御不自由、聊不被遊 御厭、 御上下此節之患難俱ニ

御忍被成下、御召物を始、御膳部御菜数迄も万端被遊 御省略、 御公務之外、他所之御合力金穀一切

被遊 御断、 御城中を始、御作事向等御修復之分、急破之外被相扣、諸役所人数任御入用見当、金之類

半高又ハ其向々ニより、右以下迄ニも被相減、不時之御入料一切御遣方被相止、御蔵元を始、大造之御借財、当年ハ御返済一円被成 御断、却而不少之御

新借、厚被御頼、別而之御借金并御物置金等被相加、渴々ニも四民御救助之義、専一二御吟味被成下度被

大番組ニ被仰渡下ヶ條同断之事、

同十八日、詰所已下諸役人、耆人耆役被呼出、同断被仰渡候事、

同日、大番組へ銘々被呼出、揃之上ニ而、大番組直々読渡式卷共御意之事 右ハ江戸表ニ而被 仰出候 一万千三百両、四民御救之御文面へ、少し御指略之御文面也、 外耆卷ハ、御國中御静謐之心付も候ハ、銘々可申出旨被仰出候 御意之事、

一、当凶歳ニ付、面々為凌、文政三年ニ被備下候程、御挽方相成居候を、士凡定仙并在郷住居之輩、御知行玄米御扶持方御切米石共ニ、真高三四ヶ一宛、左之通り被渡下候事、

正月 三月 五月 七月

但四俵以下之者、段々耆俵ツ、被渡下候、

一定仙知行取之輩、并玄米御扶持方等之者ニも、飯米行当り無抛者候ハ、頭々折入遂吟味申出候ハ、是迄之通り年内中「」可被渡下候、

一是迄被渡下候者残分、前條之割合を以可被渡下候事、

右之通、各其御心得可被申聞候、以上、

十一月十五日 木工 縫殿 山城 対馬

落文

一、御奉行 藪目

評ニ曰、にらみ所諸事見当か違フ

一、大番組 盲目

万事不■見得故、取次手□□無指図

一、出入司 近目

よふく近所利ハ見得候へ共、遠所利ハ決而不

見得故、多万人ヲ殺

一、郡奉行 俄盲目メクラ

役目なしむゆへ、救民よしあしも、きみわるく

云事ならず、少シもいこく事ならず、

一、御町奉行 眇スガメ

助曰、眇能ク見ルトス云云、むたへに株柄を

見立、上金并御国産非常之手段多シ

十一月十八日 大番組宅四ツ時御呼出之上、直々

被仰渡

一、広島米 九十三匁 一、肥前米 八十八匁

一、地新米 百匁位 一、白米小売百三十七文

一、金 六拾三匁也 一、銭壹貫文九匁壹分より五り迄

右之通り、先達而迄ハカ、米ニ而九十四匁三四分ニ、

肥後米百式拾匁前後ニ御座候処、西国作方宜敷ニ付、

此節ニ相成下落ニ相成、如斯ニ而大幸ニ御座候、

仙台日野藤様 大坂より

伊勢ニ而十月十一日相場

一、新正米 金拾両ニ付 四斗壹升入拾七俵半也

一、大麦 金壹両ニ付 六斗五六升

一、油 壹両ニ付 壹斗六升五合

一、銭壹両ニ付 六貫八百五十文

一、小豆 小売壹升ニ付五十文より六拾文迄

一、小麦 壹両ニ付七斗五升より八斗迄

一、糯米釣合下直拾両ニ付廿壹切前後也、

一、山中地出米紙類壹割余高直

柿ハ串柿、当年在中村外村柿沢山ニ出米仕候、

近年ニ無之下直ニ御座候、廻り五寸平式寸位之

柿□文ツ、也、

右之通り、例年より高「 「美濃尾張伊勢近

江、八分九分之作ニ御座候而、人氣よろ敷御座候、以

上、

一、十六日朝雨晴レ、風西廻リ、曇リ、暖氣ニ而、前

日迄雨降ニ付、当月上旬ニ降ル雪、并日影之氷り不

残解ケ失、春暮之様子ニ候、尤道路あしき事、はる

の如し、又々無氷也、日夜月食(マゴ) 有、星夜ニ而、

十七日天氣能、朝西風強シ、終日吹、夜ニ入静月夜、

十八日朝霜、道路少シ氷、天氣よし、夜ニ入尚更月

夜ニ成、十九日朝大ニ曇リ、霜降、少々寒シ、昼頃

より雪雨交降、暮後雨ニ成、終夜降続、廿日朝晴ル、

天氣よし、暖氣なり、

一、江戸勤番者、催合等半石半代ニ被仰渡候処、芝田

対馬殿登リ以後、半代之分八斗之相場を以相渡し候

ニ付、一統大ニ不服申下シ候、

十一月十六日、詰所已上壹役被 召出被仰渡次第、

右ニ而も、拾俵取揃買候事ハ、六ヶ敷、壹貳俵

ツ、之相對売ニハ、四切壹朱余迄通用ニ相聞得、

先書御触之相場在之ニ付、米を持候者ハ、米之

無之者へ、拾俵かし、其者人「一」ニ付、金

拾兩借用と申様ニ通用致、歎ヶ敷御政事御座候、

一、小豆壹升百六拾「一」文迄、不足物

一、胡摩油壹切ニ六盃、是又不足ニ而よふるニ調兼申

候、

一、麦壹切ニ付 壹斗 (マ) 位 不足物

一、大豆壹切ニ付壹斗七升、是ハ相応ニ在之事、

一、胡摩壹切ニ付三升

但シ、当年ハ胡摩と□豆、甚々不足ものニ相聞

得申候、

一、清酒壹盃、水不入ニ而百文より百三十文迄、内々

ニ而売買通用ス、

一、わらひ粉、壹切ニ付拾袋迄、但貳百五十め入、評

定河原ニ而製法被 仰付、壹日ニ

(ナシママ)

一、錢壹切ニ付壹貫廿文、

一、大根壹本並し拾五六七本位、

但、十月末ニハ壹本八九文位ニ相成候処、十一

月始より糧問屋之内、南御近在へ振合致、大根

買レ奉願上、長町橋南ニ而、御近在より買ニ出

候大根無落買入、来春之糧ニ困候由、右ニ付臨

時高直ニ相成、勿論売人一切相出不申、甚大根

ニ不自由致候、隨而午房にんちん同断高直ニ不

自由ニ候事、

天明三年之凶年ニハ、御城下より濁酒内々ニ而売買も

致候ものニ相見得候処、此度ハ御政事嚴敷、一円ニ売

買なし、

十月十四日大坂表諸国米相場

一、かゝ米壹石ニ付八拾五匁 一、筑後米九拾壹匁五分

壹分

但しかゝ米ハ下米ニ付、平年右米を以相場相定候

由、兼而高直之節ハ、壹石ニ付七拾匁限りニ候へ

共、此節格別之高直ニ相聞得申候、

一、中国米 百壹匁 一、「肥後」米 百六匁五分

寒等ニハ不相成様、厚御吟味被成下候、依之此旨何  
レも奉承知、安堵仕、質素相守、御奉公疎之儀無之  
様、在勤可仕旨 御意之事、

一、同九日晚着、御小人等飛脚を以、当年大不作ニ付、  
四民御救 屋形様御下向被遊度 公義江御願被相  
出、御下知次第御下向之趣、申来り事

一、同十一日朝寒、硯水氷リ、天氣昼前よし、八ツ頃  
より曇リ、夜八ツ時頃より大雨降、十二日曉八ツ時  
過キ又々雨ニ候処、弥増暖氣ニ而、同日朝飯後迄春  
雨之氣色ニ御座候、昼後晴レ申候、尤足袋不入と申  
様ニ相成、終日暖氣、夜ニ入同断、至極之不氣候ニ  
而、心支致し候事、尤十二日夜雨しつく引続たり、  
一円ニ氷リ不申、十四日朝暖、四ツ時頃より西風、  
八ツ時雨晴レ、曇リ、

一、御城下糧問屋三軒ハ行渡、小西屋源八  
糧品ところ、葛セ前セ「」大根、午房、にんち  
ん等也、尤大根右問屋ニ而「」欠候由ニ而、  
市中結付大根、一切出不申、老本直段十五文位ニ成

候由、

一、九月下旬上より相場定被相触候趣、

御米蔵 拾俵ニ付三拾切也、

市中米 壹斗七升ニ而壹切也、

金壹切ニ付 錢壹貫五百五十文、

右之通りを以、通用致可申、高直ニ通用之者無之不

及沙汰由、御奉行衆御名前ニ而被申渡し候事、

左様ニ御触候へ共、一円承知致、通用之者無之、夫ケ  
為、市中不通用、兩品共ニ売人無之、米ハ□々江町方  
より入込、壹切ニ「壹斗壹升より」壹斗三升位迄、餅  
米ハ「九升五合より」壹斗壹升位迄、無心買致候故、  
御百姓居ながら高直ニ売候故、大ニ悦、極内々売買致  
し、仍而弥増市中へ売出無之、小舞騒動ニ御座候、尤  
当年柄、餅米ハ当リ候へ共、道中筋不残糲之商売計御  
座候ニ付、格別餅米入候方より、直段引揚候事ニ相聞  
得申候、

十一月始相場

一、御蔵米新古共 拾俵ニ付四拾切程

十月

三浦忠兵衛殿

主口

同人ニ承り候へハ、上達金之替り自分入料ニ  
而買置候事ニ御座候、

右様御町方江も、夫々被仰渡候類、ところ「」

問屋松屋茂ニ被仰付、諸糧問屋大坂屋新七等ニ被仰  
付、すは「」事ニ御座候、町人女糸綿取方被仰  
渡、右差配人并商道元入付候様、株柄之者上納金同  
被仰達、諸士計御救之御手段無之候事、

一、五日朝曇り、道路氷ル、昼後少々時雨降、夜曇ル、  
六日朝寒強シ、曇、夜ニ入星夜、道路弥氷ル、七日  
朝天気よし、大ニ氷リ、当冬ニ成、初而硯水等悉ク  
氷リ、寒強シ、八ツ頃より嚴寒ニ成、猶曇、暮前よ  
り雪降り、五ツ頃より雪少しちらく〜と降、八日朝  
もちらく〜降り、式三寸計降、同朝ハ硯水氷、五つ  
頃晴レ、折々西風有、星夜、九日朝寒強シ、天気よ  
し、硯水氷、昼暖シ、十日朝寒シ、硯水氷リ、天気  
よし、少々雲、

一、十二日夜、芝田対馬江戸より下着致候事、見詰之  
通三十日ニ着也、

写

十月廿日於江戸、右老人老役御呼出ニ而被 仰出候、  
一、御国元、当年大不作之次第、段々申上、尚又此度  
芝多対馬罷登リ、委細相達 御聴、飢渴ニも可及者  
も可有之分、深ク御痛被 思召、既ニ御下向をも被  
遊御自身御世話をも被成下度御思召ニ候へ共、御公  
務之儀、右様ニも被為成かたく、是非ニ不被為及候  
処、一統取続之儀、御手当も有之事ニ候へ共、御家  
中小禄之者を始、下々者ニハ、四民共ニ立続之様、  
無御心元被 思召候、依之、御身廻リ御不自由ニ口  
も、不被遊御厭、只管ニ救助之儀思召、嚴之御儉約、  
別而被 仰出、御召物等向三ヶ年「非常ニ御取」縮  
被遊候故、御入金江御物置御小遣、并漸々之御遣残  
金をも御足加へ、金壹万千三百兩余被相出、四民御  
救助被成下旨、委細之儀ハ、於御国元被 仰出、飢

○右百石迄三ヶ二渡り、追々米被相渡候事

一、御役料玄米、六分壹り之割を以、四ヶ壹米渡り、  
残分金代渡り、

一、部屋住料、六分壹り之割を以、金代渡り、

一、米金代を以被渡下候分、御金繰御逼迫ニ付、時相  
場を以、難被渡下候条、当分拾俵ニ付金拾五切積を  
以被相渡下候事、

一、御切米者、先年より五分壹、御役金を以被渡下候  
処、当年右御役金御差略を以、壹両以下皆渡り、壹  
両以上之輩、三ヶ二渡ニ被成下候事、

○

一、出入司、御町奉行、公義役遣料半高渡り、

一、公義役御郡奉行御合力御扶持方、六分一之御割合  
渡り、御郡奉行御合力扶持、一円金代渡り、

一、諸役人御合力、五両以下無御渡り、五両以上三ヶ  
一渡り、

一、稽古料、紅裏料、小者料等半高渡り、

一、骨折金、溜金之利潤金之類、年々暮御手当金等、  
一切不被下置候事、

一、在々諸役人、旅扶持路せん三ヶ二渡り、

十月廿五日 木工 縫殿 山城 対馬

一、十一月朔日朝雪さらく少降、寒成、天気よし、

二日朝霜、天気よし、玄米并御扶持方六分壹り、壹  
俵之金代壹切五分也、御割合御触ニ付、世上大ニ困  
り入、分而指懸候而之御触ニ付、玄米取大迷惑、尤  
右ニ付尚又世上米不足ニ相成候事、昼頃より曇り、  
七つ半頃より雨少々降、暮頃よりみぞれ雪降、一寸  
五分計降り、五ツ時より雪ニ成、三日朝雪晴レ、大  
ニ曇り、五つ頃より降る雨、夜ニ入晴レ、四日未明  
天気よし、四つ頃よりちらく々と少々雪降、晩曇り、  
寒シ、

一、御町方小前人頭難渋之者之内、老人、或十五才以  
下之者無人頭之内ニ而、普請人足ニも相出兼候条、  
機も不心得者ニ限り、為御救、御近在ニ而田螺拾方  
為致、人頭壹人ニ付日々五升を限り、壹升ニ付廿三  
文ツ、御買上相成候間、右差配人申渡候事、但委  
曲之儀ハ、受払所承合可申事、

一、廿二日大霜ニ而曇り、四つ頃より大雨引続、夜半過キ晴レ、廿三日未明無雲晴天ニナル、廿四日天氣能、大霜也、廿五日曇り、もやきみ合、暖ナリ、無霜、同夜九つ半過キより急雨、

一、廿六日朝小雨、西風甚り敷候処、暫時風止、雨降ル、暖氣也、昼九ツ時雨晴レ、晴天ニ成、八ツ時後大風ニ成、七ツ時大地震ニテ長シ、無程少々地震、又少間ニシテ聊地震、其後西北之方ニ而雷声一鳴アリ、夜ニ入星ニナル、暁七ツ過キ少シ地震ス、廿七日曇り、少々暖氣、寒ニ向フ、昼中少雷声アリ、同夜九ツ過キより雨、廿八日引続雨、暖氣也、右雨同日并同夜中降続、廿九日朝晴レ、曇り、昼頃より天氣よし、星夜ニナル、夜半頃より天氣ニ而、夜明ケ前ちらく、雪少し降、少々寒シ、

一、諸士知行物成米、当水損青立多ニ而、一円諸物成所務不仕者、進退高知行人数ニ応シ、知行所向寄之村ニ而、米石買調、御郡奉行通帳を以、御城下并在々住居之所へ相廻シ候儀、無余義分ハ、願之上ニて、

知行取ニ限り、当分御免可被成下候、

当作毛不熟ニ付、御家中御扶助米御割合を以被渡下旨、先達而被相触候処、追々類外之大不作ニ付、御取箇過分ニ相減、秋中之見当諸事莫大之御行違ニ相成候処、一統渴々ニも取続候様被成下度、猶又御吟味之上、左之通御割合被相懸被相渡候条、何分此上別而覚悟相改、分限高取締、万端取縮相凌候様可心懸候事、

一、御扶持方、半人分より三人分迄米皆渡り、  
一、三人半分より五人分迄六分壹り以上、御積を以米渡り、

一、五人半分より百人分迄、六分壹り之御割合を以、  
貳拾人分迄米渡り、

一、貳拾人分より五拾人分迄、三分二米渡り、  
一、五拾人分より百人分まで半高米渡、残分ハ何も金

代渡り、

一、持来玄米、六分壹り之割を以、百俵已下三ヶニ米渡り、百俵以上ハ三ヶ壹米渡り、残分金代渡り、  
拾俵ニ而十五切渡り、

雨少し、晩天氣よし、寒し、

九月十一日十三日、播州路一揆発起、多加郡東丹波より人数凡五万人発起、龍野辺より岸野、大門市場、国かね見、土足ニ而所々ニ而米屋、酒屋式三軒宛つぶし、十三日夜天ヶ崎神寺迄来ル所ニ而、大庄や小庄や式三軒相つぶし、右ニ付所々より姫路御早番ニ而届候故、御役人三百人余出張、御先事へ取懸り候ニ付、三人被切、三拾人纏懸、在馬様、毛利様、姫路様より御人数被相出、尤大坂よりも御人数被相出候由、

一、十九日朝寒シ、曇ル、霧降る、不雨、廿日雪、天氣よし、廿一日朝天氣よし、昼少々時雨、晩方曇り、

一、当月中旬口御城下町人小舞之者為御救、御城下中三ヶ手二分ヶ、道橋御普請被成下、壱人ニ付玄米壱升ツ、被下置候事、尤普請相成候屋敷前之者も、壱盃位ツ、手当遣申候事、

亀ヶ岡御神祭方ハ、十五日頃より米式升「被下」ものへ、米大豆と壱升ツ、式升高ニ被下、壱升ツ、被下候者へハ、一日置ニ米大豆と壱升ツ、被下候事、

十月中旬之相場

一、古玄米壱俵 金壱切半より壱両式百文迄

御蔵場ニ而相对売買也

但御蔵相場ハ廿八切五分、金代渡りは廿三切と御直段被相立候へ共、右ハ一切不抱、内々売買仕候事、

一、新米金壱切ニ付壱斗八升

一、同糶 壱切ニ付壱斗七升 不足物

一、新米壱升 百四拾文位

一、錢壱切ニ付壱貫五百式拾文より四十文迄 不足物

一、金銭不通用ニ而、借金元延致、米ハ受取候へ共、

小遣ニ大入り之事ニ御座候、

一、諸式下直之品、一切無御座候、但し所々戸棚しちりん等損、膳わんの払物、ちかね店ニ相見得申候、

両日ありと云、

一、江戸廻御屋敷中勤番之者、半石半代を以御扶持被相渡、余り在之者ハ、直々 上へ売立候様被 仰付候由申来り候事、

一、肥後米 (ママ)

一、九日大霜、天氣好シ、御町方往還地窪之所ニ而、道路悪敷所可申出、右御町方小舞借家等、置土為致、右骨折ニ、米尅斗、代四十被下、御救被成下候趣、御触御町方被相廻候事、

一、十月十一日朝大霜、天氣能、昼暖和、晚曇り、十一日同断、風西廻り、十月渡り御蔵相場、拾俵ニ付廿八切五分ニ相立候事、今日芝田対馬殿江戸出立、三十日見詰罷登り候由、右ハ八月中出入司林珍平罷登、交代致候ニ付、 屋形様御国許違作之儀、被為 聴候処、諸事不束ニ付、御請不訳り申上、 御不興饗ニ付、尚芝田対馬心得之筋ニ申上、右ニ付対馬罷登候様被 仰渡、罷登り候申唱候、外ニも財用之用事ニ付罷登り候由申候、先も在之罷下り候処ニ而、是非相知シ可申事、

一、此度江戸表より 屋形様御思召ヲ以、御国許大變為見届、(ママ、佐々木) 佐々木布伊織被相下候、専唱御座候、途中ニ而芝多対馬ニ出人足ニ付、脇道致、ごふら木前伊織実家之中村日向屋敷着致候由、諸事聞届、十月下旬罷登候事ニ、人々相唱申候事、 屋形様実事不申上由ニ付、如此御取計也、

一、十三日大霜、昼暖氣、晚曇り、五ツ頃月輪あり、其内星あり、九ツ時過キ火事ニ而、火鐘合凶打、火事一円不見得、追々承り候へハ、河原町辺之由、一、十四日未明引続雨、四ツ時迄時雨、九ツ時より西風甚敷、急風なり、よほと暖氣也、夜ニ入大風、曉七ツ時少風沈り、十五日朝風立、天氣能、

去月廿八日、江戸近宿去 (幸手) 手町百姓集会、弐千人余ニ而、同町株式之者三十軒程打破ル、米穀買メ之沙汰なり、

一、十六日朝寒シ、大曇り、ちらくくと雪初而降ル、晚方晴レ、十七日天氣よし、寒シ、大二而曇り、時

一、御小姓組、定御供之内、百石以下之輩も、常々勝手次第僕不召連共不苦候、

一、是迄詰所以上之内、千石以上之輩ニ限り、夫令止、御貸人被貸下候処、前条之通り被相減候ニ付、当分御貸人可被成下候事、

八月十三日 木工 対馬

一、九月廿九日晦日と、酒屋共、生酒諸方へ売払候義、廿八日中御奉行衆御一統之諸家来、中間等諸方酒屋廻り、酒買込候ニ付、十月朔日限りニ残酒御買上ニ可相成と察し、右ニ付酒屋共無油断持酒無之様心懸、右両日之内ニ、大体売払申候、去ながら、限日より御買上候事と、御首尾合致候儀、天明三年も残酒十月ニ御買上ニ罷成、御酒屋へ被相渡、御酒屋造方被相休候事ニ銘々諸留在之由、大騒動ニ御座候、米ニ而拵候菓子一切ニ被相留候、但渴命凌ニも可相成分、糯并焼餅、たんご之類計、被相免候事、

一、十月三日未明雨、昼前晴レ、大曇り、夜ニ入雨晴、

七ツ頃大雨、四日未明より晴、風廻りニ成、折々時雨、五日天気能シ、暮前より雨、夜ニ時雨、

一、九月中限りニ而、雜菓子其外売買被相禁御触出ル、

十月初穀問屋相場ニ而売買なし、

一、新米式斗 壹切半 一、大豆三斗 壹切分  
直段

一、糯米壹斗九升 同 一、搗麦壹斗 百文

一、小豆壹斗 百文 一、小麦壹斗 七拾文

一、から麦壹升四拾五文 一、油種壹切ニ付式斗

一、代相場壹貫六百文

右之通ニ候へ共、売一切無之、相對売ハ遙ニ高シ、壹俵三切三朱位、

一、同六日大ニ暑し、昼九つ時より折々雨、七つ頃氷降、引続時雨、七日未明曇り、折々風、曇ル、

一、八日未明曇、天気よし、御近在大根等野菜高直ニ付、御百姓小錢廻り、大町一丁目「古」手物小商売

々二而勝手次第米穀相調、御郡奉行通帳を以、在々住居之所へ相廻し候儀共二、当分御免被成下候条、委曲ハ向々受取首尾可被申候、

右之通御城下在々共二不残、如兼而之可被相触候、以上、

八月十五日 对馬

一、御城出穀不足二付、諸士進退高人数二応し、在々二而勝手次第米穀相調、御郡奉行通帳を以、御城下并在々住居之所へ相廻候儀共二、当分御免被成下候条、先達而被相触置候処、最早新穀出盛之節二も相成、且進退知行米為相登候義等も、夫々御免被成下候間、右買方之儀、一切被相止候事、  
右之通御家中不残可被相触候、以上、

九月四日 对馬

一、夏中連日不氣候、作毛不熟之模様二付、世上一統米穀高直、諸人及迷惑事二相聞得、当時諸事先規之通り被 仰付置候二付而ハ、又々不被相略候様二も

被成下候様二而者、御奉公取続兼候者も可在之、此段ハ尚御吟味之上、追々可被仰出候処、指当リ供人数之儀ハ、兼而之通り召連二而者、夫丈ヶ之雜費も掛り、早速及迷惑候条、当分左之通被 仰付候、  
一、御一門衆始、大進曆々之輩、常々供人数等、此上省略致候儀、不苦候、尤兼而乘輿之輩、勝手次第卜別行不苦候、狭箱ハ常々二而も入用之節ハ為持可申候、

一、内証共二召使之男女、成丈ヶハ減少可被申候、  
一、諸所以上之輩、常人数左之通り可相心得候、

若年寄大番頭以上

番頭格以上

侍式人

侍式人

鎗持忝人

鎗持忝人

草履取忝人

草履取忝人

詰所以上

大番組等

侍老人

右ハ千石以上之者共、上

草り取老人

下式人或ハ一僕不召連候

但只今迄兩人二而連候輩、或一僕召連候儀勝手次第可為事

共不苦候事、

金子持居候ものハ、咎人之様ニ被取拵、痛ミ迷惑ニ相成、借金沢山難渋之人々ハ、大悦ニ而、粥も不食善政ノ事ニ相成申候、

一、千五百兩也 錦織伊三郎

大ニ揃持居候者老入無「」

一、同廿六日時雨、晩天氣よし、星氣ニにたり、夜入雨、廿七日未明時雨、尤も曇り、

此節市中相場

一、御蔵米老俵 三切代貳百文

一、四穀町市中一円なし、其訳ケ、古川辺ニ而老切ニ

老斗七八升之米、御城下貳斗老升之相場、持参致候

御百姓一円なし、

一、白米老升 相对相場百貳拾三拾文位、

一、餅米老升 不足揚 百五拾文位、

一、大麦老升 八九拾文位

一、大豆 六拾文位

一、小豆 百貳拾文同

一、小麦老斗七拾五文位 粉も同断

一、銭老貫五百八十文 老切也 此頃より相場摺マツル、

一、大根老本廻り九寸老尺位之所、地元ニ而八文九文

位、御城下より人々参り、御近在之大根作りへ無心

調ニ付、如斯ニ高直ニ相成候由、此節大根売持参致

候大根、少し大キ所、黄者老本ニ而廿五文と申出候、

何レも当年ハ老「」買付間敷候、

一、廿八日曇り、不雨寒、風西廻り、廿九日朝時雨、

五ツ後天氣よし、追々天氣ニ成、晦日同断、天氣よ

し、単物綿入拾三ツ着ニ而よし、足袋相用、朝夕頭

巾相用候事也、奥山々江雪降り、白クミヘル、来月

朔日より、酒屋より残酒御買之由ニ申唱、酒屋共に

なへ桶ニ而、夜中迄諸方江はこひ相頼、又ハ売渡し

老盃之酒四拾文五拾文迄売候事、

一、十月朔日朝曇ル、夜ニ曇ル、少暖カナリ、二日未

明より天氣甚よし、少暖カナリ、

一、御城下出穀不足ニ付、諸士進退高人数ニ応し、在

由二而、御町奉行伊藤泰輔宅へ御揃、前二而罷參候  
処、此年柄二付、町家小舞二御救被成候二付、御入  
用江も上「」致候様、係り檢断青山五左衛門、  
紺野徳五郎、皆川善右衛門、「米」川十右衛門四人  
を以、嚴重二被仰談、御町奉行ハ一間置二被相扣、  
檢断共談振り并銘々御受振見届被成候由、尤割付高、  
調達御受不仕候へハ、罷下り候義指支候由二而、朝  
五ツ時御指紙二而、夜四ツ時過キ迄被相扣候ものも  
在之由、相聞得申候、

一、三百兩 小谷新右衛門 一、二百兩 小西利右衛門  
一、二百兩 寺村庄藏 一、二百兩 大黒屋惣兵衛  
一、二百兩 松屋茂兵衛 一、千兩 錦織屋伊三郎  
又治  
一、二百五十兩 沢口安左衛門 一、二百兩 佐藤屋加右衛門  
右八人、九月廿四日・廿五日両日ニ、御談之上被 仰  
付候事、

右之前ニ、八月 (マ) 日御町奉行御直々別段御用被  
仰付候、人数四人在之候、右四人ハ檢断無引添、御  
町奉行直支配ニ被仰渡候由之事、

(欄外追記)

「 四人名前

中井新三郎

岩井作兵衛

佐藤屋助五郎

錦織伊三郎

一、中井新三郎 一、岩井作兵衛

右兩人江、千五百兩上達被 仰、志願相望候様被申談  
候へ共、一円無望之由申上ル、右高御受不仕内ハ、下  
宿指支候由、嚴ニ御談ニ付、御受致、先以兩人ニ而早  
速ニ貳百兩上達致候事、右四人「別段」御用ハ、去月  
中被仰付置候へ共、前書拾貳人一同、九月廿五日ニ上  
達金被 仰渡ニ付、御町方一統金子取調候処、九月下  
旬町家何方ニ而も貳百兩と遊金持居候処無之、指略心  
配も及兼、大家之町人ニ而も、士之金持へ無心、又ハ  
在々之得意先金持之金子借用ニ、飛脚相下シ申候、誠  
ニ金も餓死スト相見得申候、尤此度之御政事、少シも

二元延ニ相成候而者無抛可存、仍而一旦元金計被延  
下事ニ被相触候へ共、前段之通りニ而、不得止利足  
共ニ被延下候条、此節之儀何レも勘弁仕、委曲ハ先  
達而被相触候通り、借主之者信義を不相失様ニ仕、  
金主之者も不通用ニ不至様、何分心を用候様可仕候、  
右之通、早速ニ可被相触候、以上、

九月十四日 木工 縫殿 山城 対馬

一、御家中知行取之輩之内、当水損青立皆無取合、八  
分三り三も以上、并青立ニ而も八分三り三も以上引  
方之分ニ限り、当十月中迄ニ御村改相受、右証状指  
添、御用捨願、当十一月御勘定所へ可被相出候、兼  
而青立皆無之方を以、御格之通り御用捨可被成下候  
処、当年ニ限り、青立皆無八分二り三も已上之者へ  
も、五分一御使金、催合石ハ水旱損皆無之者同様ニ  
御用捨被成下候事、

委曲之儀ハ、御勘定所可受合事、

右之通、各其心得同役并支配中へも可被相触候、以上、  
八月 木工 縫殿 山城 対馬

大目付より

一、老朱銀吹立、追々出来ニ付、老朱金相止候間、持  
合候者ハ後藤三右衛門役料并江戸、京、大坂其外在  
々ニ而、当時吹直シ金銀引替、御用勤居候者之内よ  
り指出シ、段々引替可申候、尤引替相濟候迄ハ、是  
迄之通り無滞通用可致事、右引替金之儀、小判式歩  
判老歩、式朱金等を以引替可申候、焼老朱ニ而も極  
印相分候分ハ、無代ニ而引替可遣候条、其旨可被相  
心得候事、

七月

右書付、水野出羽守殿御渡候由、大目付御廻状到来、  
公儀使相達、江戸より来り候間、御城下在々可被相触  
候、以上、

八月 木工 縫殿 山城 対馬

一、同廿二日 風雲西廻り、未明曇ル、折々時雨、  
一、同廿三日 四日風廻り、天気よし、  
一、同廿五日 天気よし、今日御町方別段御用被仰付候

搗合

大町同断

一、貳百俵余 中井新三郎 (ナシママ) 刀屋茂兵衛

一、(ナシママ) 山田屋新兵衛 (ナシママ) 名取屋清七

一、貳百五拾俵 大黒屋惣兵衛

一、三拾貳俵 日野屋藤兵衛

一、(ナシママ) 得可主屋三郎助 (ナシママ)

一、(ナシママ) 佐藤屋助五郎 (ナシママ) 小西屋源八

一、六十七俵 松屋茂兵衛 (ナシママ) 大黒屋新蔵

一、(ナシママ) 菅原屋清右衛門 (ナシママ) 大丸屋三蔵

一、(ナシママ) 大和屋弥兵衛

一、十五日終日天気よし、風西廻りニ成、十六日昼迄

晴天、晚方大曇り、少々雨、暮後ニ至り風西廻り晴

レ、十七日少々曇り、風西廻り、折々時雨

一、十八日朝大霜なり、天気よし、夜ニ入雨、十九日

暁雨、朝曇り、晚方晴レ、星夜ニナル、廿日天気大

ニよし、風西廻り、暮後大曇り、七ツ後、廿一日未

明大雨、風東南廻り、海鳴り渡ル、八ツ過キより風  
雨廻り、暮より雨降り、折々雨

今日東山御知行所より飛脚参候処、同郡ハ鳥海村辺ハ、  
種夫喰も無之程之不作ニ而、天明三年より遙ニ不作之  
事ニ、同郡老人相咄候由、尤私之知行田代貳貫七百十  
八文之内、苗代地七十七文之外、一字皆無青立ニ而、  
中毛下毛六百六拾四文程ニ申聞、大込りニ御座候、尤  
東山辺穀類一切不食、御百姓数十軒ニ在之、人色青ク  
在之由申聞、家内五人六人ニ而、稗老俵位持居もの、  
よき分ニかそへ申候、

一、年賦等ニ而、玄米御給方質物所より留り之分、此  
度不残被明下候ニ付、訴候者、年賦金一切受取不申事、  
一、当作毛不熟ニ付、御家中士凡知行并御扶持方等進  
退引当借金、元金計来暮迄当座元延成下口、去月中  
被相触置候処、連々困窮之上ニ候へハ、借財自然相  
嵩、利足計も不少之者、多分ニ相聞得候、仍之利足  
共来暮迄当座元延ニ被成下候、金主方之者、元利共

対馬殿半年番江戸勤番ニ被 仰付置候処、此度金穀方  
騒動ニ付、登御免ニ罷成 縫殿殿交代登ニ被 仰付候  
事、

一、十三日曇り、東北風也、夜ニ入海鳴り止、星夜ニ  
成、十四日未明より晴天、此日東三番丁、北め丁通  
ニ餓死人初而倒レ聞得申候、五人組ニ而仮葬、御徒  
め付御検使也、在々ニハ折節先日より相聞得候、

八月下旬江戸表近在米相場附

一、江戸 尾口「米」四斗 一、うつ宮 五斗弍升  
仙台米四斗八升 金壺両ニ付如此

外同断

一、越後 五斗 一、水戸 三斗  
一、米沢 三斗五升 一、会津 四斗五升  
一、最上 四斗四升 一、伊達 四斗  
一、三春 三斗五升 一、南部 四斗  
一、秋田 四斗 一、仙台 八斗四升

八月十四日大急ニ国分町有石御改書出し

一、三拾八俵 伊勢屋半右衛門 一、七俵 戸倉屋七兵衛  
一、廿俵大豆四俵 小川屋六兵衛 一、八俵 いせ屋才藏  
一、貳百七拾三俵ならや八兵衛 一、拾六俵菅野屋喜兵衛  
一、□麦 ■壺俵

一、五拾六俵 小谷屋新右衛門 一、五俵 西村次右衛門  
小麦十五俵

四斗入

一、六百俵 い藤民助 一、廿弍俵 小畑屋太兵衛  
麦十六俵 御■米三俵

一、廿五俵 山崎平藏 一、拾壺俵 保原屋信七

白米弍斗入  
麦五斗

一、拾五俵 大坂屋新七 一、九俵 佐藤屋半藏  
白米壺俵 白米壺俵余搦合

一、拾三俵 木皿十三郎 一、白米四俵 菊地平三郎  
白米壺俵余搦合 麦弍俵  
寒搦壺俵半

一、八俵 長谷川屋加藏 一、六拾俵 藤原甚左衛門

一、三俵 横山屋清三郎 一、六俵 佐藤屋三郎兵衛

一、廿三俵 伏見屋長兵衛

町人等迄、粥又ハ雜穀等相用候様、心懸可申候、此節士凡共、縦飯米賄在之者ニ而も、右之通り心懸ケ候へハ、穀物費ニ無之、全体窮屈ニ不相成候儀ニ候条、面々主人ハ不及申、下々等迄一統右之通り相心得、訖度可相守候、

右之通 御城下在々共、不残可被相触候、以上、

八月十二日 木工 縫殿 山城 対馬

若老衆

村田陽之助殿

大番頭

石母田美濃殿

同

松田主門殿

御小姓頭

濱田進殿

外略ス

各支配、并又支配之内、士凡共ニ兼而貸方致候者、返濟ニ引受候米有之者ハ、此節諸人迷惑を勘弁、払米ニ致候様可申諭旨申談置候処、面々御趣意之趣承知致、

払米致候心得之者ハ、直段俵数面付ニ取調、且何様申

含候而も、承引不致者ハ、面々申立振、委曲老人前毎書調、明日中迄ニ可被申聞候、以上、

八月十二日

一、当作毛不熟ニ付、穀物甚不自由、一統及迷惑之事

ニ相聞得候ニ付、御城下在々共ニ、糶室屋当分一切被相留候、若令違背候ハ、其者ハ不及申、組合迄

厳ニ可及御沙汰候事、

右之通、御城下并寺社門前端々、不相洩様如兼而之可被相触候、以上、

八月廿六日 対馬

一、九月十二日海鳴、引続曇り、不気候ニ付肴一円位

なし、

在々糧取方御世話ニ而騒シ、是も御財用方米不足ニ致

置候ニ付、此節御救助ニ指支候方、対馬殿、小松等、無扨吟味ニ相見得候事、

一日同断、海鳴り少々、雨降、晚方晴、東北風甚し、  
此日朝飯前より御■■■小人兩人ツ、町々酒屋へ罷  
越居、五日頃御小人目付老人被参り、右酒屋之残酒  
相改候事、此度ニ而忒度め也、尤残酒之積りニ而、  
米をこがへ入置候哉、御疑心在之、被相改候由相聞  
得、悉手隅入候事也、可被迹事、

一、当作毛不熟ニ付、仙在共市中出米無之、四民及難  
儀候事ニ相聞得候、御救御手当之儀、夫々御吟味被  
相懸、如何躰ニ而御行届可被遊候処、此節困置候米  
穀、志願之上差上度者ハ、仙在共ニ早速ニ可申出候、  
御救助之御見当在之上ハ、聊上之御繰合等ニ被相  
加候訳ニハ、曾而無之哉、金ニも御手当御手厚ニ被  
成下候訳ニ候間、此旨勘弁仕、志願有之者ハ、早速  
ニ可申出候事、

右之通 御城下在々共ニ、不残如兼而之可被相触候、  
以上、

九月十五日 木工 縫殿 山城 対馬

一、穀物買置、令ハ切候段、後日於露頭ハ、訖度致可  
被仰付候旨、前より堅被停止旨、段々雖被相触、近  
年穀物問屋外分限宜敷者を、米師と称し、穀物買置  
ハ売之同類申合、相場甚引揚、其身ニ利潤貪、諸人  
痛申様之儀無之様、段々相触候処、ハ売等不相止、  
近頃ハ役々之者改相入候を恐、町人百姓共、諸侍或  
寺院之土蔵等を借受、困石仕候由、粗相聞得、心得  
違之段、不届至極ニ候、此節米穀甚扠底ニ候間、弥  
前々より被相触候通り、石物所持之者ハ、士凡共飯  
□□外、余慶之石物、早速扠ニ可相出候、此上ニも  
困置候段相聞得候ハ、以来諸士并諸寺院共、役人  
指遣為相改、御穿鑿之上石物預主不及申、背候者共、  
訖度可相改御沙汰ニ事、

右之通 御城下在々共不残可被相触候、以上、  
八月十二日 木工 縫殿 山城 対馬

一、当夏中より霖雨、且不氣候ニ在之候処、当年之儀  
者全躰節後レ、尔今作毛善悪不相決候処、米石甚高  
直ニ而、諸人及迷惑之由ニ候条、飯米為余慶諸侍并

之不殘被相止候間、新酒造方ハ勿論、商売訖度可相止候、若違犯有之段、令露頭候ハ、其者ハ不及申、組合共之曲事可被 仰付候事、

附、諸士輕キ者迄、藥酒相用候者、或婚礼取援等指立候義ニ付、酒入用之□□御勘定所へ申出、御勘定奉行聞判を以、御酒蔵より可相渡候、右始末ハ、御勘定所可承合候、

一、御一門衆、大進歴々之輩共、酒造方為仕候義、可為無用候、只今迄為造方仕候殘酒之分ハ、相用候儀ハ格別之事ニ候、夫共ニ紛敷義無之様、訖度申付候事、

一、有来酒屋共、今令所持候殘酒、当年中訖度可売払候、其心得候商売彝と可被相止候事、  
右之通、御城下并在々寺社門前端々迄、如先而之可被相触候、

八月十五日 木工 縫殿

一、当御用馬御見立、毎年之通り九月半頃、博労共ニ相登候節、来月朔日二日兩日、右馬共筋改仕候事、

御城下不殘売馬之分、乗馬共ニ、三才より七才迄追廻へ被相上候様仕度由、御厩頭相達候段、若老申聞候間、各其留可被申候事、

八月十六日 山城

一、同六日朝霜降、萱屋根白シ、秋初而大霜也、昨今綿入拾单物三枚程着用也、天氣能、せてんなり、  
一、同七日曇り、海大ニ鳴ル、夜半過より雨、八日同雨降ル、

昨今御触ニ行違在之、穀物買方被相禁候由被仰出、御郡奉行通帳召上ニ成、其内御知行出物成ハ、通帳ニ而為登候事よく、御知行所へ先々買置候分ハ、為登候之よし之事□□、先日之御触三十日も不<sup>スギ</sup>過キ内、又被相禁、忽変り也、差計之御政事、何を証拠ニ安心可為被成候哉、込り入候事御座候、

一、九日未明雨晴□曇り、四ツ時より晴天ニナル、東風入、雲甚シ、

一、十日入雲甚シ、降る、曇り、夜ニ入海鳴甚シ、十

右を備主へ金代を以被相返候事ニ相聞得申候、直段拾六切之割返改取合五百文余ニ而、売払候事ニ候、当月中旬後、米搗老俵ニ付百五十文之所、百文と相成、其他人足百文ニ而召使候様、「一」ニ罷成申候、大工并職人儀も、一円無細工、米之買方計心勞ニ御座候、御蔵方御路せん渡り式斗式升を以被相渡候事、

一、九月朔日終日雨、一昨日地震不氣候ニ成、二日朝寒シ、曇り、昼過より天気よし、寒し、綿入着用、此後引続なり、三日四日曇り、東風なり、五日大曇、綿入ニ而寒し、北東風甚し、綿入拾単物着、

米穀高直ニ相聞得、四民可及迷惑候、依之濁酒造方御城下在々共ニ、早速より被相禁候条、訖度可為相止候、尤頭々主人々より、稠敷可申出候、若違犯之者令露頭候ハ、其者ハ不及申、主人も同様之可為曲事候事、

一、濁酒や共、是迄所持致候残酒、御城下ハ来ル十

七日迄、在々ハ前書之通承知之日より七日之内、訖度可売払候事、

右之通、御城下在々共ニ不残、諸家中宿守百姓町場寺社門前之者等迄、訖度為相守候様、端々迄早速可被相触候、以上、

八月十日 木工 縫殿 山城 対馬

御目付中

右之通被仰渡候間、其御心得御同役へも可申達候、以上、

一、此節 御城下出穀不足ニ付、尚々可及迷惑候条、知行取之輩、知行所向寄之御蔵場へ有石上納之上、右取納手形召上、御城下於御蔵場ニ為替を以可被渡下候、俵数等之儀ハ、御心繰次第之事ニ候間、向々可承合候事、

八月十四日 木工 縫殿 山城 対馬

当年作毛不熟ニ付、穀物甚不自由、飯料も及迷惑事ニ相聞得ニ付、御城下御酒屋之外、市中酒や、如前々

我か田にばかり 水を引なり 御奉行衆

音を出して すましかほして すます鹿 若老衆

取次ばかり するハ御役目 大番頭

米味噌の 一商あきなひに 世をおへる 出入司

我身おしめは 下を恵ます 御郡奉行

定張の 鏡かくもる 世の中ニ 御町奉行

神も仏も いのりたてなし 惣士

一、ところ堀方、并蕨根穿方、御請人兩人被仰渡候、

南方ハ沢口安左衛門、北方ハ菊田屋又兵衛、十八町

へ、右両所製方心得之者可申出由、被仰渡候事、

但、右両所を以、御城下宿守等御救之ため、御取

立之由也、

一、此節風唱ニ、来年も不作難計と、御百姓共申出候

品ハ、奥在種籾無之二付、南方之種、北へ持参二付、

土地不習レ候故無覚束、御百姓一統食物なしニ付、

働キ不丈夫ニ在之、其上御年貢強ク御取立相成可申、

左候へハ、弥増人氣あしく「一」候、三ヶ條之不

揃二候間、不作見得渡り居、其上ニ氣候あしくハ、

両年之飢饉と相成可申、扱氣之毒之唱と御座候間、

相記置候事、

一、いかよふ相考候而も、上ニ此節米不足ニ候間、

不安心ニ御座候、御触ハ下々さわかぬよふニ御手当

御受合之御触ニ御座候、実事ハ扱々大入り也、新穀

ニ而来年出作迄ハ、睨とくわれぬ見詰也、

一、廿七日曇り、同日考役引地九右衛門、大坂へ罷登

り申候、廿八日天気大ニよし、星夜なり、夜九ツ時

地震、永々敷有、夫より段々曇り、廿九日四ツ時頃

より雨、夜二入折々雨、**此日考役**但廿八日、黒川郡

山田村・小野め、成田、大平、北目大崎、松坂村等、

田地見致候処、中通り五六分作毛ニ相見得、山岸通

り何レも相立立(マツ)、半分位之頃、三四分之作と相見

得、御近在より余程よし、尤富谷新町ニ而ハ、米不

足ニハ候へ共、一統粥を不用、此新穀出候を給候事

ニ而、人氣御城下とは大違ニよき方ニ御座候、

廿九日、御町方備籾老万俵之分、式俵三俵と備置候

者へ、被相渡候、其内分限ニ付、大俵備置候分、見

詰を以其店子江被相渡、残りハ小舞へ検断手元売払、

但払米二仕候分

右之通、聊之殘米ニ御座候間、追々臨時之備ニ仕候心得ニ而罷在候処、昨夜品々被仰渡候間、御指図次第、何時ニ而も相払候様ニ仕度、数俵持合之様御聞及ニ相成候上、払米之儀被仰渡候江引違、聊之払米ニ而、無抛仕合ニ奉存候、尤外ニ困米隱置候様御見詰相請候而者、此上奉恐入、歎ケ敷義御座候間、早速ニ有米御見届被成下候様仕度、此段共ニ相達置申候、以上、

八月廿四日 別所万右衛門

右之通相達候へハ、払米不足ニ候間、今少相払候様、御帳役相勤候ニ付、別所秀治江数馬殿御談ニ付、拾四人へ御廻り候分可相減候由、御答之由、亦々被仰渡候ニ付、左ニ相達候有之、御卷ニ相成候事、

拙者儀持合米、飯米之外壳払、郡在致候様被仰渡候ニ付、各米真高并引配之分、払米共ニ取調相達置候処、尚又飯料取縮、何分過ニ相払候様被仰渡、承知仕候と、別納先達て相達候通り、至極ニ取縮相達候儀ニ而、此

上取縮、過ニ相払候而ハ、御年来骨折持合之飯料、備薄ニ罷成、無抛仕合ニ奉存候へ共、扱又被仰渡候御趣意、違背仕候様ニ而、恐入奉存候間、如何様ニ而飯料真高之内ニ而、指略仕候而、忒拾俵之高ニ而、相払候様可仕候、尤直段之儀ハ、何程ニ而も、違乱無御座候間、御指図被成下度、此段共ニ相達申候、以上、

此義、芝多対馬御役御免之訳か、追々共ニ無御沙汰ニ相成様ニ相成申候事、

八月廿五日 別所万右衛門

一、廿五日 水霜、天氣よし、単物并袷着  
一、廿六日 終日曇り、此頃児玉覚之丞、郡村ノ役ニ而廻村、登仙之咄し、中奥并奥御郡ニ而、萩ノ根も堀尽し、餓死之者六拾人余在之由、銘々郡村之備糶御蔵、此度開口候へハ、ぬか等之類偽之俵数ニ致候由相聞得候、

狂連歌

かかしかと 見れば人なり 闇の夜に 御一門衆

不足二付、非常二郡在之「」

備候分、

之者騒動静メ候心得ニ相見得、对馬殿より大番頭

内

々之者、当面為御知候事□在之、尤御奉行衆より

一、四拾俵

人数左二、

三番 赤井忠治 三松田多三郎 五栗村助七郎

但、拙者義家内上下二而拾老入ニ御座候間、粥等相用、壹ケ年渴々間ニ合候見詰、

五番 太田新左衛門 六黒澤万右衛門 十別所万右衛門

一、拾俵

七番 鈴木大輔 八黒田万右衛門 三西條長右衛門

但、次男矢野七右衛門家内上下二而三人ニ御座

二番 □塚□左衛門九内海三左衛門 「三」今村市四郎

候処、幼少二付、拙者儀家内引受、後見世話仕

□番 真山孫一 二富嶋「」 四山「」

候者飯料分、

三番 萱場東右衛門 八峯岸権左衛門 十小嶋「勇」右衛門

一、貳拾俵

二番 上遠野貞五郎

但、本家実兄別所秀治□飯料足「」仕度、

右之外二も、貸し方致候間得在之者へハ、同様

常年相備置候分、

可被相談候事、

一、拾俵

当不作二付、世上米穀払底二付、拙者義所持之米、飯

但、親類并兼而出入召使同様二而、助呉候様申聞候者数人御座候処、何も非常行当之節、分願

料之外相払、郡在仕候様、品々被仰渡、委曲承知仕候、

□仕、世話仕候分江引配之見詰、取縮之上如斯、

拙者当時持合米引配見詰左二、

都合八拾五俵

一、米九拾七俵 当時持合之御高

残

但、文政八年以来、年々新古米入替、飯料二相

一、拾七俵

尾張様御代官等、三日路之所故、此節伊勢宮材木為引出、被相下□□義、御役人出張、御制導被成候へ共、百姓共無聞入ニ付、兩人切殺、其上ニ而百姓止り、御吟味ニ被相懸候由、

同日頃、尾張様御領之内、木曾海道福嶋御番所近所、宮ノ越御百姓山へ「」処、前段被切殺候騷動承り申候、夫より御手入相成、集会候上、

八月十一日白川様御料須賀川宿ニ而、御百姓共集会、山へ入、何も飯料無之、困窮より事起り候事ニ相聞得申候、

一、東昌寺門前菊田屋又兵衛、門前式拾四軒へ米壺□ツ、呉レ候由、是ハ又兵衛東昌寺之土蔵へ、八月渡り御蔵米困置「」由「」人々相唱、既ニ始□ニ相成候容子ニ付、東昌寺より門前并「」之内御改被下度、御用「」達候由、世上ニ而又兵衛打破レ候様、広ク相唱□付、門前へ米壺□□呉候、人氣相なため候事ニ相聞得、素より恵金人柄ニ無之趣、□□相聞得申候、

一、廿四日曇、八ツ頃より晴、 晩夜片平数馬殿より

即刻御指紙ニ付、直ニ罷出候処、御牒役兩人□□度、米穀払底ニ付、持合米在之由、御奉行衆「」

「」間、飯料之外、願置相払候様、「」

「」「」実兄本家引下「」

「」趣、御上「」可在之「」

「」御奉行衆御聞及之上、被仰聞候間、追而「」

「」役人「」被指向候事ニ而、御身分之程も無

拋□而、我等「」不吟味ニ相至り、勘弁も相立

不申候条、右様ニ御指略少しも相払候様、又以被仰

談候間、拙者所持之米ハ、此節買入候訳ニも無之、

文政八年來年々新古と入替備置候事ニ而、別而過之

分無之候へとも、粥等相用候間、右之分拾俵も相払、

御趣意相立候様可仕相達候へハ、御役料等不足ニ候

間、今少「」様申談候ニ付、御用人御一同被

下、今夜七つ時ニ而、迷惑ニハ可在之候へ共、板蔵

御改被下度相頼候へ者、向役ニも無之、右様ニ相成

兼候由ニ而、何レ夜深候間、真高引配、明廿四日朝

五つ時迄ニ、相達候様被仰渡、九ツ時後引取申候、

但、誰御奉行衆セン鑿被致候事ハ、上之御蔵之米

- 一、大豆売升
- 一、小麦売升六十式□ 売人不足
- 一、大麦売升 八拾壹 □□不足
- 一、くたけ米 売升七拾五□□
- 一、銭売買六百文 売切二付「□」
- 一、門「□」 「茶や豆腐無之、こんにやくを如□」
- 「腐切てん□ニ致売、
- 一、郷六千売升式拾文
- 一、河原町売洗□売升ニ付九□文より百文迄、
- 一、かほぢや者「□」 拾四文「□」
- 「□」
- 「□」
- 此節貸人不足「□」
- 直段、猶事「□」 「食物「□」
- 凡而高直也、
- 一、侍屋敷□宿守妻并子供等、米売之無心日々有、
- 一、下「□」 下女給金なし、喰事ニ而奉公致度願所也、「□」
- 一、世上大所へ入小盗大流行、「□」 「番人□
- 様、右ニ付盗人在之、及沙汰「□」 「相聞得申候、
- 一、評定所御吟味ニ可被相懸、喰物盗人ハ、下役共詮議見詰ニ而、直々追払候由、相聞得申候、
- 一、田作少しも宜敷所ハ、番人揃置□由、番人付置不申候へハ、夜ニ入稻穂を被盜候由、
- 一、玉造郡山根辺ハ、此節<sup>ハラヒ</sup>「□」 「等穿敷「□」 「松木の合皮を取、餅ニ搗食候由、是ハ喰「□」 「と申咄御座候、
- 一、御奉行衆□月十三日より徒ニ而歩行、御一門衆ハ□月廿日過より徒ニ而歩、詰所已上鎗なし、上下三人也、
- 「□」
- 「□」
- 一、廿二日廿三日曇り、折々雨降ル、此節「□」 「御町「□」 「御下ヶ被下、御家中御知行遠「□」
- 「□」
- 「□」 「大井宿町人「□」
- 一、六月中、米買入候由、御同所御百姓共頼無下「□」
- 一、申唱、同日頃神事祭礼「□」 「二事起、右□十七間相「□」

計、来暮迄当座元延に被成下候、付、金主に候の者、此節柄の儀に候間、諸人不迷惑様、何分「心」を用、貸借之通用是迄通にて、聊不通用之儀「無之様二可仕、借「主に候者も、信義」不取失様可仕候、御焼印引当之分ハ、金主方江引当置、其時々被渡下候、金石「計」借主方へ、不残可指遣候、

世間米穀不足不出ニ付惠売或施人

一、大町五丁目「右衛門、持合米尅升より五合迄、八月始頃 売出ス、大二群集、四五日売相止、

一、東照寺門前□□田屋善兵衛、持合之米を所々尅升より五升尅兩日売、

一、塩釜佐浦屋富右衛門、七月中米五升、或金子尅朱位ツ、塩釜中へ相施ス、外七濱中江金尅□□式朱迄無残施ス、

一、八月二至り、御宮町中へ、仙岳院ニ而米「

施、御宮町中拾四軒、施不相受もの之由、

一、八月十一日、伊藤民助、国分町中表や難渡之者へ、

所々援ニ白「升ツ、呉座包致、施之由、尤名前なしニ而、引方致候□□諸方不行届之所、数多相相聞得申候、

一、八月十九日、御家中御知行取「今」泉御蔵ニ而、進退高ニハ不抱、尅俵ツ、正山様御土産「

「被下候事、跡「上「由、御

扶持方よりハ不被下候、「望次

第「御蔵ニ

而、被相渡候事、右備米御町「宛「

「応シ、町並ニ割付候事「手前へ被相渡

「前ニ而、町内之株柄之土蔵□入置候

上、最初出金ニ応シ、相渡、尤小前之「も、

割合相渡候事、

一、九月廿「曇り、裕着、昨日より米引揚申

候、

一、市中米 尅切ニ付式斗

一、同白米尅升 百四文「

一、小豆尅升 百式拾文

又八百文位「

一、当作毛不熟二付、文政三年被備下候粃、此度望申  
出次第、御吟味之上、被渡下旨被 仰出、先日一統  
被相触候処、無間も世上米払底ニ相成、先以定仙御  
知行取之輩へ計、老俵宛、明十九日被渡下二付、右  
米受取、□□手我等宅ニ而、即刻被渡候様、幼少・  
長病・病「」慎等之者、名代差出置候由、其他定  
仙之もの共□罷出受取候様可被申候、以上、

八月十八日 大番頭

何之誰殿

一、此儀「」

(\*1)

一、当作毛不熟二付、御家中士凡「始、下々」迄、「来  
新穀迄取続之」程、至極無御心元被 思召候、依之  
向々を「も」重ク御吟味被相懸候、四民飢渴躰ハ不  
相至様、救助御手当御見当も相立候処、右二付而者、  
「左」之通り被成下候条、上之御世話「而已不」相  
抱、一統覚悟を改、猶も質素儉約、訖度相守、先日  
も「被相」触候通、餽喰雑飯專可相用、内々者男女

人数、又相減候哉、御届ニも諸事取賄、相凌候「様  
可」心懸候、

一、士凡御扶持方、米「三貫」文以下ハ、一円米渡し  
被成置、三貫文以上同七分五厘之御割合を以、式十  
五人分以下、一円米渡り被成下中、五人分以上ハ半  
穀半代ニ而可被渡下候、

一、御蔵米并御役料之義ハ、八分之御割合を以被渡下、  
百俵以下ハ半高、米百俵以上ハ、三ヶ一被相渡、三  
ヶ二金代ニ而被渡下候、

但、右之内ニハ、進退高ニ応し、半穀半代、又ハ

三ヶ一、三ヶ二ニ被渡下候者割合過不足「不相当  
之」分又遣候儀も、実飯料丈ヶ米ニ而被渡下、其

余之分ハ、「金代渡り」ニ被成下輩も可在之候、

一、御家中士凡、当老ヶ年五分老催合米計ニ「被召上  
外」、旧諸上納懸り并拝借金、元利「共」当老ヶ年  
「上」納被延下「候」条、老通り御吟味被成下候而、  
御知行取、并蔵米「御」役料、御扶持方、焼「印引」  
当借財在之者、数兩之義ニ候間、御知行御扶持方等、  
士凡共ニ付御廻、引当借財之分ニ限り「借金」元「金

味も相聞得申候、

水戸様ハ去月「頃江戸表ニ而、忒万俵御買被

成候由、御国□へ被相下候事ニ相聞得、其後江戸ハ他  
国へ米石津出留ニ相成候由に候、

一、十四日未明より晴レ、天氣能、単物着、八つ時よ

り雨、夜ニ入晴、大ニ曇ル、同日「」つ時、検断

手前ニ而、御町方先年備置候忒万俵下ケ被下候旨被

仰渡、尤右ニ而不足致候ハ、又々御手当被成下候

間、騒動不致候様、嚴ニ被仰渡候、右ニ而十五日ニ

至り、町方搗屋へ米買人、よほとゆるみ候事、

一、十五日曇り、同日名取郡田地見致候処、青立皆無

之地多し「」敷所ハ、三ヶ一実法之由ニ、花

かけ候□稲姿も相見得、若稲ニ御座候、

一、十六日曇り、天氣、入雲甚し、夜ニ入雨、昨十五

日、御町同心并肝入検断「」株式之所へ無断入、

板蔵等見分、過石ハ売出候様申渡ス、米不足ニ持合

候者へハ、株式不似合由を以、被申含候事、

一、十七日「」より雨、十八日大曇り、夜ニ入

雨、十九日強く雨、

一、二十日未明より晴レ、天氣能、此間之天氣ニ付、

夜ニ入曇ル、

(\*1)

一、当作毛不熟ニ付、世上米穀払底、一統難儀之事ニ

相聞得、御家中之内、御扶持方取輩江ハ、当月渡り

置迄も、常式之通り、無御減少被渡下候処、「知行

取之内ニハ、遠在知行有之輩は、一入」早速飯米」に

可指迫、仍而」知行取在仙「之輩ニ限り、文政三年」

御入部之節被下候粃、御挽方相成「居」候を、早速

可被渡候、尤、新穀出盛ニ相成候ハ、物成半ハ勿

論、市中も忒円出米無之事、在之間敷、先以当座凌

相成候様被仰下、禄高二而俵数在之者ハ、何分跡々

備ニ致置候「様心」得、不取失様、俵数相減申出候

様可仕候、被相渡俵数等之儀ハ、申出候由、其節御

吟味之上、可被渡下候「事」、

八月十四日

猶以、知行取之外ニも、品在之、飯米無之、尽渴命

ニも相至り候程之者ハ、申出次第御吟味之上可被渡

下候事、

此節ちうろ拔葉大根、例年より三倍高直也、くきな  
壺株式文余也、尤原ノ町之者咄中ニ、大根ニテモ食  
つゝき申度候間、売不申由と申聞、尤之事ニ候、茄  
子ハ拾ニテ拾文余也、昨日も小田原通り、田地「

「後、壺分と相見得申候、尤一昨十日「

「被相渡候、四穀町へ五百俵ツ、此度「

二而、此末如何様願申出候共、御払米被成下かたく、  
仍而此節式千俵ハ、搗屋計へ相払候様御下知之由、

右搗屋御城下中式百軒余相聞得申候、大底拾俵五合  
ツ、壺人へ売候由ニ相聞得候、昨十一日御奉行衆御  
出候、出入司、御郡奉行、吟味役迄、惣御寄合也、

一、十三日、前夜より海鳴り、未明より終日雨、蔬菜  
壺株式文位也、国分御代官御吟味ニ、大根蔬菜共、

売方相扣、扶持食ニ為致候様、肝「 「申渡り候  
趣、相聞得申候、昨今芝居役者早速ニ引去候様、嚴  
之御首尾罷成候事、尤御郡々ハ勿論、御城下ニ而も、  
他所者世帯杯、引去候様御首尾合在之由ニ而、町々  
夫婦子供召連、通路之事ニ候、兼而最上者、国分町  
山形屋藤左衛門宅へ、拾人余〔旅人〕相入、昨晚相

詰、懸合之由、雖然と、留メ不申「 「相聞得、

是も米無之故ニ相聞得申候、昨日けちくわんニ付、

団子買候者有之由、是ハたん子ニ何分すめしを丸テ、

きなこくるみ候由也、町家并屋敷方、盗人相入候所、

所々始り候、次之大小へ計相入由也、御祭礼渡もの

「当分為見合候様、昨日被仰渡候事、搗屋江男女子供

立入、搗米仕、搗休居候□、壺盆或ハ五合ツ、買居

候由、夫も群衆如市と申候ニ付、渡りハ拾四切五分、

町方へ御払米〔八月九日〕式文、後ハ拾五切之相場、

此末御払被成下、今日より壺切ニ付式斗□升ニ相成

候へ共、余出米無之候、仍而「 「濁酒被相留

候事□肴ハ下直ニ候、是ハ服中「 「相成候ニ付、

自然買人不足と相見得申候、肴町「 「ほんめ相

分迄「 「是ハがちめめし致候ニ付、糧ニ売レ

候事ニ相聞得候、今朝番頭片平数馬殿より、米無心

ニ用人被□候間、御蔵相場拾四切五分を以、無抛も

壺俵売遣申候、諸方之無心廻り入申候、

屋形様御登城之節、最上上ノ山御城主松平大隅守様、

御直々米御無心ニ付、是□少々も不被遣相成間敷御吟

騷動之萌有、雖然、騷ケハ弥々不通用ゆへ、小舞之

者よい作と申唱居候段、御百姓共申聞候事、尤御奉

行衆方、天明三年凶作之留記録為見合、御吟味之由、

去月末より相聞得申候、盆前出穂之分、一円不実、

盆後之分実法と云、此節より、人之家ニ而食事被振

舞候事遠慮ニ而、銘々内ニ而食事致、其後他行也、

一、四日天気よし、綿入袷着、四ツ頃より単物着、西

風強ク吹申候、野辺へ出見候へハ、西風之為か稲一

円花かけ不申、早稲ハ実入候へ共、中晩稲、ミヤキ

国分ハ一円実法不申、尤三日、四日朝水霜降候間、

右之為花懸ケ不申哉と申百姓も御座候、此頃より百

姓も、凶年と申事心付、覚悟之容子ニ御座候、乍併

稲草之青キニ付、もしや実入候哉と違候容子ニ而御

座候、私之見当ハ、疋と□□事「」付申候、八

月渡り在郷住居之者ハ、金代渡りニ相成候、

(朱書)

『○此稻九月四日見候へハ、八月中実入と相見得所ニ

ヨリ式三分相出申候、如是年「」ク実法候

者也、』

一、五日曇「」雨降、綿入、袷着用、晚晴曇

リ、夜亦同シ、六日同断、綿入、袷着、

秋分八日也

一、七日八日朝寒シ、昼後天気能、静、夜ニ入無雲、

水霜様之露落、

一、九日天気よし、此節古川・三本木通用米相場、壱

切式斗四升也、世上御城下中町人迄飢饉凶歳ト云事

ヲ知リテ、大騷動ナリ、米買人、屋敷を始、諸方江

無心、大底壱俵式切位之売買也、其内壱切三朱も有、

○小松新治、如何様之心得違ニ候哉、かゝる不作を

見なから、一昨七日石ノ巻川口あしく、為見合置候

舟七艘、出帆為致候事、此俵大体壱万六千俵程也、

其内ニ大豆少々有、外壱艘ハ、当月四日出帆也、御

国元ニ七月式艘、此度壱艘引□置、七艘ハ為登申候、

仍而聞人之大驚、小松并上ノ方「芝多ナリ」大うら

みニ御座候、

一、十日より十二日迄天気能、十二日ハ東風よほと有、

一、晦日 朝晴レ、五ツ半時より曇リ、日光有、風南

東廻リ、七ツ前暮前晴レ、暑氣甚敷、曇ル、

金成より手前、田作大抵相応ナレトモ、金成より先々至而あしく、分而上下伊沢植へまし也ト云、尤御近在早中晩稻共ニ、穂半分実法、其本下花かけ居申候、其内いまた出穂無之分、谷村木下杯ニ有、是ハ

見当ニ不入容子ニ而、銘々覚悟致候へ共、何レニ御國中飯「」詰立、

廿八日、大番頭より御用之義、罷出候様申来リ候

ニ付、四ツ時罷出候処、御牒張天野助兵衛を以、

被仰「談」候趣覚

一、連日不気候ニ付、市米出米無之、世上一統難儀ニ付、追々御払米被成下候儀ハ、何レも相心得居候通りニ候処、兼而御扶持方引当ニ貸金致置候者、御扶持方渡り米、夫々約定通り、金主方江可引取候儀ハ勿論之事ニ而、異乱無之訳ニ候へ共、此節柄、米穀聊ニ而も郡在相成候へハ、御上下之助ニ相成候事ニ候条、此旨を宜敷勘弁致、来月渡□□借主之者、望次第金代を以返済を初、米ハ借主方へ相渡候共、又

ハ弥米ニ而返済ニ引取候ハ、御蔵場ニ而払米相立

候共、何レニ米穀郡在致候様、何分心を用候様、金

主方へ可申含候事、

右之通、御奉行衆被仰渡候由を以、被仰渡候事、

別所方右衛門殿

数馬

一、八月朔日未明より雨、蒸暑也、東風ニ而昼頃迄折節晴候処、昼後より東北風至極ニはけしく、雨□け

しく、鳥飛事も不叶程ニ候処、暮後暫時風聊静ニなり、「」西風甚々敷吹立、夜四ツ頃雲吹頭し、

星夜ニなる、八月渡り五日□渡仕舞申候、端米より

金代ニ而渡り、右へ足合尅俵御払相成候事ニ候、

一、二日未明より東西雲多く、晴天ニなる、朝五ツ頃

より西風、大風ニ而、八ツ過迄吹、雲出止、其後少

シ雨、夜ニ成曇、八ツ後星夜、寒シ、同日より芝居

御免ニ而、天神へ立、十四「日」迄興行、無訳止、

見物不足、

一、三日曇り、朝寒氣、袷綿入着、昼単物着、天氣能、夜星夜、東ノ方電アリ、此節在々凶作之見詰ニ而、

キ迄シキリニアリ、大雨降ル、

一、廿一日雨、五ツ時前雷声五六声アリ、終日大雨、

右雷声ニテ、却テ不気候ニナル、夜ニ入雨降続、

一、廿二日雨、朝五ツ時地震、昼七ツ頃雨晴レ、夜ニ

入星少ミヘル、此日九ヶ所止雨御祈禱終日也、壺ヶ

所百切ツ、被下候事、

廿三日白露也

一、廿三日天气好、朝寒ク裕着用、曇リ、風西廻リ、

一説ニ、雷ニテアシクナリシヲ、地震ニテ雨晴レル

ト云ナリ、

一、廿四朝夕曇リ、昼中天气能シ、

一、廿五日雲多し、風廻リ、天气能し、

此時早稲花納リ、中晚稲出穂ニハ無之候へ共、大抵

出穂スト云、上下伊沢「」富田、富沢村、

大倉村、晚稲出穂一円無之ト云、

同日昼七ツ時□雷声七八声、西北ノ間ニアリ、弥増

曇リ多し、○蓮実一円不実、花咲直シ黒クナル、

「凶」年兆ト云、

一、廿六日未明天气能、雲散乱、昼九ツ時より南「東」

風烈敷、暮ニ至リ弥増烈風、夜ニ入止、蒸暑ナリ、

一、廿七日曇リ、折々雨、風西廻リ甚敷、むし熱し、

帷子着、八ツ時過雨、明前晴、

(朱書)

『此節黒川郡ニテ麦三斗式升金壺切ニ地元ニテ買、』

一、廿八日未明晴 当年晴候節ハ、何時ニテモ水雲立、

廿三日地震ニテ晴候時計、無水雲「」ニ揚

ルと云、単物着用、風□廻リ、

(朱書)

『御』払「米濟」口以後、壺切ニ□斗老升壺切、白

米老升七拾壺文を以売買候様被仰渡ニ付、在々ヨリ

一円出米なし、古川三斗式升壺切也、此日初而四穀

ニテ、百駄余出米アリト奉行所達出ル、』

一、廿九日二百十日 朝天气能、雲多し、風西廻リ、

終□日光□拝□、昼頃より南「東」風ニナル、暮後

より大ニ曇リ、霧降ル、夜ニ入雨、

二、問屋相場白米尅升八拾四文ツ、売、御払米ニ付、  
却而尅文ツ、高直ニナル、小舞之者、御払米ニ而、  
却而迷惑之事ニ申唱、<sup>(出)</sup>□入司小松新治を大ニ怨ミ  
候事、

一、七日朝晴レ、袷着、五ツ半時過キ大雨、

一、八日、九日大曇リ、九日昼後西南之間より出雲甚  
敷、星ニ成、大雨四時ニ降、晴天ニ成、月光ヲ拝ス、

一、十日朝曇リ、少シ有、星ニ成、夜半より大雨ニナ  
ル、

一、十一日大曇「」折々雨、稲草生よろ敷と、百  
姓始申唱、六月中尅米、又ハ粃貸付候数多相聞得申  
候、

一、十二日より十四日迄大曇リ、霧雨折々有、入雲多  
シ、此時早稲穂出ル、中稲も少シ出ルト云、

一、十五日大曇リ、朝寒シ、袷着用、風西へ廻ル、五  
ツ時頃より雨、昼八ツ時雷声アリ、雨晴レ、風西廻  
リ、

一、十六日晴、「」ス、折々日光アリ、晩曇リ、  
夜雨、

此日より九ヶ所ニテ「止雨御祈」禱被 仰付候事、  
廿二日迄一七ヶ日也、

一、十七日同断ニテ、昼八ツ時大雨ニテ、天氣ニナル、  
夜ニ晴レ、

一、十八日天氣よし、星ニ成、単物帷子不着、

一、十九日 二百十日也 未明より終日雨、夜ニ入晴、  
曇ル、

此日、御町方江御払米五千俵、上より御尅被下、先  
日拾俵拾六切ニ而御払米ニ付、小舞迷惑之事ニ而、  
御恵之御払ニ無之段相唱ニ付、此度之五千俵ハ、拾  
四切ニ而、若林俵御払被下、白米尅升七拾文ツ、相  
払候様御下知之所、右ニテ弥増大笑、出入司失作ニ  
相聞得□候、世上 夥<sup>フヒケ</sup>敷米石ニ付、大□<sup>サ□キ</sup>也、同日

一ノ宮江、片倉小十郎御名代□下ル、出入司小松、  
森兩人下ル、御郡奉行ハ、加茂明神へ御膳献上ニ下  
ル、

一、廿日未明より晴、暑ニ成、入雲ニテ天氣よし、曇  
ル、此節御國中稲半分出穂ト云、夜ニ入、五ツ頃よ  
り電シキリニアリテ、五ツ半時過キ雷声、四ツ時過

折々鳴ト云、

一、十七日昼過より大雨、此雨ニテ北上川大出水、石ノ卷□水止ルト云、

一、十八日・十九日天気、□曇、寒シ、袷着、是時粟ノ花盛り、少し過キ栗ノ木ニ花付テアリ、秋ノ草花、萩・桔梗・カルカヤ・女郎花・蓮、何茂花咲、土用盛ノ白百合花、盛夏ノ草花後レ、秋ノ草花悉ク進ナリ、

一、二十日より廿二日迄暑、折々曇ル、

一、廿三日廿四日東風甚敷、曇ル、

(朱書)

『此節ノ雨天より米穀不足、騒動ニナル、米壺俵切三朱ヨリ式切位売買ナル、右ヲ以不足ナリ、』

一、廿五日昼後より大雨、袷綿入着用、廿七日迄引続

大雨、此「雨ニ而」北上川大洪水、涌谷・登米・佐

沼・古川・三本木□面ニナルト云、青木沢御普請ニ

テ、桃生却而水損多シ、青木沢普請崩レ埋ルト云、

是普請ノタメニ大ニ所々水損アリト云、

(朱書)

『一、市中売、「白米壺升」白七十壺文、大豆五升五十文位、小豆壺升七拾式文也、』

一、廿八日未明より晴天、

一、廿九日朝水霜降、夏菊花霜焼ニナル、昼より曇ル、

一、七月朔「」より三日迄東風、曇リ、折々小雨、

単物着用、三日夜ニナリ、西風ニ廻リ、雨、世中飢

渴ノ憂アリ、

一、四日大曇リ、単物着、此節青蟬一切鳴キ不申、蚊

モ不足ニナリ、昼七ツ時、西ノ方少々雷声アリ、袷

単物着□、寒クナリ、夜中雨、

一、五日終日雨、夜ニ入晴レ、夜七ツ頃又雨、綿入着

用、

一、六日終日霧降、袷綿入着、夜ニ入雨、此日御町方

江二千俵、□<sup>(拾カ)</sup>俵ニ付拾六切ヲ以、御払米アリ、

此時市中米三斗式升ノ相場ニテ米不出ナレトモ、搗

米屋ニテ壺升七拾壺文ツ、ニ売出候処、右御払米、

拾六切ニ相成候ニ付、諸懸り取合、壺切ニ式斗六升

天保凶歳日記

天保四年（一八三三）

天二付、七月迄打続ニ付□□、乍併日「」キ故

「」不生萌と云、

初伏六月朔日、中伏同十一日、末伏七月二日

（朱書）

『六月渡り御蔵相場、米拾俵ニ付拾四切五分也、渡り

中不氣候、騒動ニ無之、拾五切五分位ニ而売買相成候事、』

五月廿日頃より木瓜売、

一、六月四日土用入、初而大暑也、

六月朔日頃より茄子売、

六月三日迄冷氣引続、

一、五日ヨリ七日□□暑、引続天氣能

一、八日ヨリ十一日迄暑引続、曇り有、此節青蟬初而

鳴ク、麦茹蟬モナク、青蟬声、冷氣ニテ甚カナシキ

音ナリ、

一、十二日東風甚敷、曇ル、

一、十三日昼雨、夜ニ入晴レ、

一、十四日、十五日東風曇り、日光ありて寒シ、袷着、

一、十六日、晩雨、朝ハ水霜降ると云、青蟬不足也、

（表紙）

「」天保四癸巳年凶歳ニ附

土用入ヨリ同五甲午歳

作毛氣候并天氣附

同六年不作同七年凶

年同八年不作同九戌年

天保四癸巳年田畠不熟

不氣候ニ付日記

正月元日雨水 正月中也 前年冬寒強シ、雪春迄二三

四度降

正月廿七日彼岸

麦作二三月迄至而悪シ、四月ニ至り、雨繁キニヨリテ

立直シ、青麦ナ□トモ、北方御郡ニ而ハ、式ヶ年分取

ル云、南御郡ハ壹ヶ年半分取ルト云、其□ハ引続之雨

又氣候「」段々ニ直リ  
右ハ角せん鑄せん  
ニ付候ものニ相見得候事、  
如此下落也、

「(裏表紙)

餓除「法」

大豆五升陶洗三遍蒸シヨ、皮ヲ去「」子三升  
「」一夜ヒタシ、一扁蒸シテ麻子口開、時皮ヲ取  
去、二色能「」如餅ニ丸メ、甑ニ入テ、初夜ヨ  
リ夜半迄「」寅「」ヨリ出シテ、明日昼「」  
「」粉ニスヘシ、此粉ヲ「」食シテ、一切外  
之物ヲ喰ヘカラス、初一度、飽等江食スレ□四十□日  
餓ヘス、四十九日過キテ食スレハ二百日餓ス「」  
日過キ食「」二千四百日餓ス、若口中渴□麻子湯  
可飲、若又如常食セント思ハ、冬葵子三合粉ニシテ  
「」湯ニ煎シ出シ、サマシテ可呑、右之藥如金ニナ  
リテ「」便ニ下ルヘシ、其後常食事進ンテ、少モ  
「」ナシ、冬葵子ハ藥種店ニアリ、

以、拝借被成下候事、

品々同断

右之通り拝借被成下候分、当年より向拾ヶ年賦御割合、御知行登米御切米御扶持方を以可被召上候、銀札受取候儀ハ、御勘定所承合、右遣出しニ付、不相分儀□出入司承合可申候事、

(朱書)

『但シ銀札御遣方相止候ニ付、十ヶ年賦返納払ニ追而相成候事、』

四月十三日頃

一、諸上納諸拝借□一円上納払ニ被延下、自分借財も

元延之儀ニ被 仰出候間、何□改メ相続仕、別而質

素ニ仕、取直シ御奉公可仕旨

御意「」

四月下旬

一、銀札壹枚 代壹貫拾文 一、同壹枚 米八升

右之通り御定ニ御座候へ共、一向ニ錢無之、尤米石

木綿都而之品物「」ニ而求メ可申様無之趣、代

無心之上、少し被買申候迄也

同

一、町方一向錢無之由ニ付、家々御小人同心等相入、

困錢在之者ハ早速ニ払方被仰渡候事、一、銀札壹枚

代九百九十文 一生「」銀壹枚貳分五り、

右之通り被仰出候而も、世上甚以不通用、米石共ニ相出不「」弥増諸人飢渴ニ及候ニ付、四穀丁ニ而御

払米、壹升ニ付代八百八拾文を以、五合ツ、壹人前へ

四月廿一日より御払被成下候事、

一、六月六日頃より米相場少シ下ル、玄米壹斗貳百文

より貳百五十文迄、其外ハ前段之通り也、此以後少

々ツ、□□引下ケ申候事、

深谷鹿又村ニ而相「」

一、天明三年大凶年、人民餓死多□

同四年四月五月 米相場金壹切八升

右四年も不作ニ而、壹切ニ米貳「」四五升

同五年も不作ニ而、□切ニ米貳斗七八升

同六年も不作ニ而、壹切ニ米貳斗二三升

同七年「」月中壹切ニ米壹斗七八升

餓死八年々々不作ニ而、大餓死ニ成 錢壹切三貫五百文、

中村日向殿 平賀藏人殿 遠藤対馬殿

出入司ハ

田中勘左衛門 渡部助左衛門 平源左衛門

鈴木次太夫 藤村平治

一、去暮はかき相出候唱ニ而、世上不通用、質貸等希

ニハ在之候へ共、代貸計ニ而、諸人甚以迷惑候事、

一、鑄錢、本吉郡大嶋ニおゐて、先以公儀江ハ被相

隠候分ニ而、柳町三浦屋御受方ニ而、ふき方相成候

由風聞在之、代相場段々安ク相成候事、

一、三年十二月、御分領中御百姓町人共、内証宜敷者共<sup>(カ)</sup>

□貸上金被 仰付、遠郡之者「」宿ニ

相登り居、上金之方御取立ニ相成、押詰迄ニ不相濟

分ハ、□暮中段々被相登候事、

一、四年二月八日より、御本丸江新御役所被相立□職

人出勤、御賄被立下、諸役人等泊り番在之、御取立

「」

右ハ去年中風唱之はかき、弥被相出候由ニ而、御拵方

相成候由、右ニ付世上弥不通用、錢等甚以引揚ケ、市

中錢買可申用無之事、

一、同三月十九日晚、御飛脚到来、はかき鑄錢相濟候

由申来り候由、右ニ付弥増ニ世上不通用、此節米相場

一、□麦壹升百九十文

一、白米壹升貳百拾文 一、餅米壹升百九拾八文

一、玄□壹切分六升五合

一、小豆壹升百六十八文 一、大麦壹升百八拾貳文

一、大豆壹升百貳拾六文

右之通りニ而、直段ハ相立候へ共、市中一円無

之、餅米計在之由之事、

一、同四月十日、諸所以上御呼出し、はかき御遣方被

仰出、同月十四日より段々御遣方相成候事、

被仰出別紙

四月十日頃

一、御家中士凡御知行、壹貫文ニ付貳兩宛之積を以、

拝借被成下候事、

但持来候通り取計、拝借被成下、御役料ハ被相

除候事、

同

一、玄米御切米、御扶持方へ壹貫文ニ付金六切宛積を

二付、銘々俵ツ、被相渡候、四人分ハ此月三俵渡  
リ之月ニ在之候、

右渡リ懸リ、三月六日より

一、三人分四人分迄、三人引張ニ俵俵ツ、被相渡候、

右ニ而惣高俵俵斗五升ツ、渡リ、

一、五人分より拾人分迄、式人へ俵俵ツ、

一、拾壹人分より廿人分

合ニ而被相渡候事、

六月渡リ 二日より十一日迄

一、拾人分より拾九人分迄 米俵俵ツ、

大豆俵「」

右之割合を以被相渡候事、

四月分御扶持方渡リ懸リ、同廿二日大豆五升米五升之

御割合ニ而被渡下候、右残分五月十三日米俵升、大豆

五升並シニ百人分迄被相渡、五人分以上ハ米式升ツ

、右残分同月廿三日原ノ町御蔵ニ而、三人分へ五升

「」分へ六升五合以上ハ百人分迄直シ八升ツ、被

相渡候事、

一、四人「」 一、俵斗五升

一、五人分以上 半俵ツ、

ノ

四人分御焼印三年分渡リ俵紙調

一、八月分ハ、端米一円被渡下候、右渡リ懸リ分、六

切半相場を以、残分銀札五枚ツ、同四年四月廿八

日被相渡候、

一、十月渡リ真高式俵之内俵俵米渡リ、残俵俵金ニ而、

壹切五百文兩度ニ渡リ、

一、十二月渡リ真高三俵之内米俵俵、残式俵之内金俵

切正月十五日被相渡、残渡リハ不相知候事、

一、天明四年春以来、尚更人心不宜、其上火事繁ク相

出候へ共、其場所へ御火消等一円相出不申事、

一、天明三年十一月十日、芝多佐渡殿願之上、御奉

行御免ニ被仰渡、同廿八日大立目下野殿、石田豊前

殿御隠居願相濟、右兩人ハ御茶弁俵ツ宛拝領、下屋

敷へ取移相成、

当年より御奉行 秋保外記殿 大町将監殿



- 一、大麦 同 貳百文
- 一、小麦 同 百五十六文
- 一、糯同 三百八拾文
- 一、大豆同 百六十八文
- 一、小豆同 貳百拾文
- 一、さくつ同 貳拾七文

六月廿八日

- 一、銀札内相場 七拾文

七月二日

- 一、正金壹歩二付 米六升五合

六月十二日己ノ月より七月十八日迄、此月天氣能、又折節雨降、田畑共ニ甚宜敷、七月十七日二百十日なり、此日中ニも宜敷、玄米正金壹切ニ壹斗壹升より壹斗三升迄、右ニ付米沢山ニ相見得申候、稲作ハ早稲・中出・奥出、何も華飛申候故、此日より甚人氣相直リ申候、鑄錢ハ未夕睨と吹立不申候、錢未夕逼迫<sup>ヒツハク</sup>ニ可御座候、

乍併錢吹方なて角ニテ、仙台通室ト改メ、此頃所々ニ相見得申候、銀札壹歩札壹枚八拾文より九十文迄、諸方至而不通用ニ御座候事、  
右之旧記、仙台大町<sup>チシマ</sup> 店主人相伝置候ニ付、後世子孫凶年之節、為心得写者也、

天明三年十月ヨリ同四年六月迄、御扶持方被

相渡候調

但シ「 四人分之人記録也、

十月渡り金穀を以被相渡候事

御蔵米

- 一、三人分より九人分迄 米壹俵 金壹切ツ、
  - 一、拾人分より拾九人分迄 米貳俵 金貳切ツ、
  - 一、貳拾人分より廿九人分迄 三俵 金三切ツ、
  - 一、三人分より五拾人分迄 五俵 五切也
  - 一、五拾人分より百人分迄 拾俵 拾切也
- 右之通、先以被相渡候所、追々段々割合を以可被相渡

日向  
外記

御目付中

六月廿日

一、米六升五合 正印壹切ニ付如此

一、麦 壹斗貳升

一、錢 壹貫四百文

羽書相場

一、貳百文より百八拾文迄

一、銀札壹枚分江米壹升

代百文

(朱書)

『○五月廿六日頃相場

一、銀札壹枚 代七百文 御蔵相場

同六百文 市中相場

一、玄米壹升 三百廿文程

一、大豆 同 百六十五文程  
一、小豆 同 貳百廿文程  
一、糯 同 三百七拾文程  
右之相場ニ而も、銀札ニ而ハ一切売不申、甚以当惑致候事、』

六月廿二日

一、銀札内相場 壹枚百廿文より百拾文迄

右ニ付、市中至而不通用ニ付、諸土方ハ餅屋或煙草屋髪付や江罷越、右代呂物相調候ニハ、銀札相出シ、御免相場七百文ニ御座候間、右之相場を□相納□致、色々ねたれケ間敷「市中商売糲と相休申候、此節他所へ商人立越、所々ニ出店相出シ申候、

一、石卷鑄錢、未吹出無之候□□

(朱書)

『○六月初相場

一、玄米壹升 三百六拾文

大高六右衛門 安達屋与四兵衛

川原町

東海林屋与兵衛 船山屋多郎兵衛

安齋屋利右衛門

五月廿六日

一、玄米壹切二付 五升五合

一、同壹斗二付 拾五口拾壹枚

一、搗麦壹升 百九拾五文

一、から麦同 九拾文

一、錢壹切二付 七百元

此度士民為御救之、銀札御遣出シ被仰出候段、公儀被為免候上、御遣出シ被遊候義ニ而、遂御遣不被遊候へ者、不罷成候事ニ候処、此頃ニ至リ、米穀始錢一向商売不仕、何も及困難候ニ付、多分ハ格別、不致商売義ハ、甚不都合至極ニ候、依之相触候へ共、達而通用相開候由も不相開候ニ付、此度町家等へ改メ被相入、御吟味被相懸候義ニ御座候処、是迄之形弘方致候者、稀

ニ在之候へ者、買人之内理不尽之義も相聞得、大勢集會申匄、或ハ過分之銀札を以、諸物令買方、且莫大之銀札相出シ指引申懸候者も在之様相聞得、是か為、町家之者甚及迷惑候義も相聞得、通用妨ニも相及候条、右体不都合之義無之様可仕候、

一、米穀反物類、銀札貳両ニ限り、木綿等三分ニ限り、過分買方当分可相扣候、若江戸・他国へ相越候輩、并冠婚喪祭之類、不得止致買方之儀在之候ハ、前以頭々へ其品相達、聞判之上引替所へ申出、得差圖買方可仕候、若不都合之所「」可被仰付候、

一、困穀仕間敷由之義ハ、段々相触口通之處、猶又困穀、困錢仕、通用差留置候者「」人組合等、敵敷可令撮当候、勿論右之類心付候者候ハ、密訴可口口候、右困穀錢被相出候上、直々訴人へ可被下置候、

右之通、御城下在々不殘早速相通可被申候、以上、

五月十八日 對馬

將監

一、小豆壺斗 百六十文

四月廿七日

一、玄米壺俵 七切五分

一、錢 九百文

右ハ御蔵相場、市中錢至而不足ニ付、御国産会所より  
錢買人十六丁壺丁ツ、御遣シ被成、御払被下置候、但  
羽書ニ而ハ米一向売買無之候、此年坂田・最上より穀  
物参リ申候、

五月朔日より十五日迄

一、玄米壺俵 八切也

一、最上白米壺升 三百卅文

一、小豆同 貳百文

一、下り酒壺盃 百六十文

一、濁酒同 七拾文

一、くたけ米壺升 百六拾文

一、こぬか三拾文ニ 壺升ニ付如此

一、錢 六百元

此時売方相休申候、然ハ錢至而市中払底ニ成リ、右羽  
書札、始ハ十五匁札壺枚三百六十文位ノ処、段々下直  
ニ相成、内々売買不仕候、

一、銀札引替、正金百兩ハ銀札百廿五兩分を以引替候  
事ニ候処、他所出入之者引替金ニ限り、銀札百五兩  
へ正金百兩被渡下し、引替一統之割合式割五分為相  
出候而ハ、諸懸リ相過候条、売物高直ニ可相成、諸  
人相痛候所、高直ニ至候而ハ、何も相痛候義ニ令吟  
味、割合式割被減下候、右之趣出入司へも申渡候条、  
各為心得如此候、以上、

四月十九日 日向

玉虫十蔵殿

五月十八日朝

市中米錢払底ニ付、処々家さがし廻リ

小西利右衛門 大丸屋三蔵

真壁屋市兵衛 真壁屋利三郎

二日町 八幡堂

へ差出し、本当札江引替候様可仕候、尤似札拵致候者在之候ハ、訴可申出候、為御褒美金壹歩之札百枚可被下置候、万一隠置、後日頭候ハ、組合迄曲事ニ可相行候、

一、両替所之外、自分相對を以、内々ニ而札金子取替仕間敷候、正金遣被相留候心得、正金令通用候者、

猶在之候ハ、訴人可申出候、御糺明之上曲事ニ可被仰付候、訴人之者為御褒美、金壹歩之銀札百枚可被下候、

一、米穀を始、商売物相場引上、或ハ穀物引置候体之儀、皆仕間敷候、万一心得違之者在之、商売物引、相場妄ニ引上ケ、世上はか為ニ不通用之一端ニも令致候様ニ而ハ、重キ不屈式候間、御糺明之上訖度御仕置可被 仰付候、

一、他領之者共、御領内逗留之内ハ、銀札可相用候、  
雖然、往來之旅人遣方之分、前之ことくたるへき事、  
一、他領葉売之類、御領内片通之者共、右之者より金銀を以買取候儀、被相禁候、銀札ハ勿論、錢ニテ商売之分、正金江引替罷越度由申出候共、引替相渡申

間敷候、若違犯之者在之、引替相渡候手配致、及露頭候ハ、肝入檢断等迄、急度御仕置可被仰付候、  
一、銀札紙色違イ、或ハ御印形片寄候故、御薄ク候故、又ハもめ損シ移墨在之候共、御印之内さへ正ク候ハ、少々義ハ通用不苦候、切損等相出候分ハ、引替所へ差出し、引替可申候事、

右之通被相定候間、急度「」様、御城下在々共  
二不殘、早速可被相触「」  
四月十日 對馬

將監  
日向  
下記  
右之通被仰渡候間、其心得同役之御支配中へも可相触候、

四月十九日  
一、玄米壹俵 七切五百文  
一、錢 羽書ニ而壹貫拾文  
一、白米壹升 貳百六拾文

四月朔日より十日迄

一、米老俵 七切也

三四月悪風殊之外大流行、人多死、老軒之家ニ而も、十人之家内有者三四人ツ、死、右ニ仍而長持・桶木棺桶ニ相入、寺へ送ル、又ハ町通り御屋敷方屋敷前ニ死居候者多ク御座候、仍而犬、鷹之ゑしきに相成申候、尤宜敷屋敷前なれハ、右死人菰かむり相頼、小泉川原江遣申候、酒代式百五十位遣申候、尤小泉川原ニ而かゆ頂戴致候人、老万式百人位、毎日いたゞき申候、然ながら、毎日死候人六七拾人位ツ、御座候、御城下在々広しと申せとも、老軒之家ニ而病人無之内ハ無御座候、仍而明店多相出申候、

一、此度銀札御遣方被 仰出候ニ付、右遣方通用等之儀、左之通可相心得候、

一、銀札遣方之義、銀十五匁札、七匁五分札、三匁七分五り札、三段被相出、御城下ハ同日より正金遣

一切被相留候間、右銀札を以、無滞通用可仕候、在

々ハ来ル

錢ハ是迄通通用可仕候、

一、引替所ハ両替所へ被相附、両替所柳町へ被相移候間、猶同所ニ而引替可申候、正金百両へ百廿五両分割合を以、銀札相渡申候事、

但、銀札を正金へ引替候節も、右割合を以引替料相出シ可申事、

一、正金遣方被相留候事ニ候へ共、他所仕入金等之類、是非正金を以通用不致不叶分、是又御引替成下候間、前條同様 御城下在々共ニ、右両替所へ可申出候、勿論右正金引替不叶分、諸所以下之面々其身書付、詰所已上之輩ハ家来書付、百姓町人ハ其所之肝入檢断書付、右金子入用之品々為書印、両替所へ可指出候、無余義分、御吟味之上引替渡し可被下候、

一、他領仕入商売物之内、呉服、木綿、古手、糸綿、菓種、五品之外、他領入部、一切被相留候、尤他領へ参詣を始、他所之神社へ参詣之義ハ、当分是又一切被相留候、

右銀札通用之儀、紛敷札等相出候ハ、早速御引替所

一、来ル十六日 惣御町之者急渴之者ニ被下候事、 一、錢 壹貫貳百五拾文

一、同 十七日 諸士・宿守へ被下候事、

一、同 十九日 寺社門前・拝借屋敷地住居之者、諸 二月十一日

組 一、壹切二付 米八升

一、廿日 追々申出候宿守共、早々より被下候事、 一、錢 壹貫百八拾文

右日限之通り、初度被下、次ハ十一日目ニ右<sup>(ママ)</sup>准を以 此節、羽書急速相出候唱ニ御座候間、如斯、

被下候事、揃刻限明半時五ツ時より御取立ニ相成候事、

出役之者左之通 三月十日

一、御町同心床頭 壹人ツ、 一、米 九升五合 一、錢 壹貫貳百三拾文

一、御町横目 壹人ツ、

一、並組 五人ツ、 三月十四日

内兩人御用係リ之者南北へ十人組兩人ツ、 一、米壹俵 六切壹貫四百四拾五文

右之外、米はかり立候者四人ツ、南北へ八人并下働 一、白米大古壹升 貳百四拾文

之者之義ハ、御用係リ之者於手前、人柄并物馴たる者 一、白米壹升 貳百貳十文迄

吟味可差出候事、 一、こぬか壹升 三拾文

一、小豆 百六拾文

一、大豆壹升 百貳拾文

一、餅米壹升 貳百廿五文

一、錢 壹貫貳百四十文

正月廿九日

一、御蔵米壹俵 六切

一、二白 八升五合

被相触候事、』

(欄外朱書)

天明四甲辰正月廿八日 此年閏正月有

『正月十日 姫君様別段之思召を以、御手当罷成候段

一、米壺切ニ付 九升より壺斗迄

被 仰出、先以渴命ニ相及候者計取納、出入司橋本

一、同白 壺升 百六拾八文

平八郎へ相出候様被相触候事、』

一、餅米壺切ニ付 八升五合より九升迄

(欄外朱書)

一、同白壺升ニ付 百七拾八文

『○玄米渡リ懸リ候分御割合ニ而、先渡リハ米壺俵、

一、大豆壺切ニ付 壺斗五升より式斗迄

大豆壺俵と被相渡候事、

一、小豆壺升 百文

但、右大豆ハ、最上より御買上ニ相成、四五ヶ

一、麦壺升 百五拾文

年以前之物之様ニ在之、甚以不宜事、』

一、錢 壺貫式百三拾文

(欄外朱書)

『○宿守其外町屋極貧之者、渴命相凌兼候者江ハ、姫

正月廿五日

君様より正月十一日より白米三升宛、十日置ニ壺

一、白米 米壺升 百七拾文

ケ月ニ九升宛被下置候、

糯 百九十文

但、壺人者へハ壺升五合限り、三ヶ度ツ、被下

一、錢 壺貫式百拾五文

置候、』

一、ほし葉壺つら 七拾五文

(欄外朱書)

『○正月廿七八日頃より、市中ニテ米穀共ニ去年中よ

姫君様、窮民御救之義、弥以明十六日御取立ニ相成候

り自由ニ相求候様ニ、少シハ相成候事、』

処、初度被下日限并御修法左之通、

一、ほしば 貳拾五把

一、同壺つら 六拾文

一、清酒壺盃 七拾貳文

一、新酒壺盃 五拾文

一、錢 壹貫貳百六拾文

当年飢渴ニ付 屋形様より為御惠之、御旗元へ中山、御小人へ御浦林浦ツ、キ、御足輕へ鶴明銅山 被下置候事、

十二月廿日

一白米 壺升 百六拾文

糯 百七拾文

(欄外朱書)

『○御切米渡リ、廿三日より廿七日迄惣御家中半高渡リ、余ハ代ニテ被相渡、先渡在之者ハ、残分半高被相渡候、御勘定所代相場壺貫百九拾文、市中壺貫貳百三十五文也、』

(欄外朱書)

『○安倍清右衛門弟同氏惣兵衛、八百兩上金仕、右ニテ御切米渡リ御間ニ合候由風唱ニ候事、』

(欄外朱書)

『○此節倒死人、首縊リ人、川流等所々在之、世上大騒動也』

(欄外朱書)

『○御合力渡リ真高之三ヶ一、御指積真高四ヶ一渡リ、廿一日より被相渡候、渡リ後レ正月五日より被相渡候、』

(欄外朱書)

『△十二月廿九日夜 姫君様輕者共ニ当分御手当粥被下候、宿守并寺社門前、且拝借地之者、凡下御扶持人借屋等江被下候、御町江ハ至極窮迫、実ニ及渴命之者計壺人、正月十日迄御町奉行橋本平八郎宅へ書出候様被成度候所、何様ニ被相通候ハ、早ク不残相通可申、日向殿御談在之由、一丁触ニ而相通候方 可然申達候、右之件、尤御姫様より被下候訳ニ付、右之御触ニ限、御奉行御名前無之』

へハ、衆義<sup>アチ</sup>区々ニ相成、却而取行之者滞ニも相成候而ハ、不宜候間、先達而御町方一統之来年備穀買方申渡置候高橋彦惣、日野や卯兵衛、安倍市郎次、日野屋仁兵衛等江被相渡置候間、御領内并他領等より買穀之手便、存寄等も有之候ハ、彼是私意を不指挟、右之者共へ令助力、何分思召之相立、乍恐も御安堵被遊候様、

一、十二月二日より玄米若林御蔵ニ而、十一月分被相渡候、尅俵渡リ、此節御蔵相場五切三百文ツ、  
一、十二月五日より御扶持方三人分相渡リ、三人尅俵被渡下候、但シ八月分渡リ懸リ之分、

何も随分力を尽、一日たり共渴命相凌、專

一、新米尅切ニ付 尅斗五升

上之御本懐ニ有之候条、此旨勘弁仕、出精可相勤候事、

一、白米 尅升 百三十六文

右之通被仰渡候事、

一、麦尅升 百弍十文

天明三年卯十月廿七日

一、大豆尅升 七十文

前文之通被仰渡候間、御通達仕候、以上、

一、尅切ニ付 弍斗

一、小豆尅升 九十六文

一、十月分御扶持方渡り懸り、十一月廿三日頃より以

下ハ代ニ而弍朱ツ、五人分以上ハ米尅俵ニ付四切

十二月十七日

八百文より尅貫文迄、五切百五十文ニ相納候者も有

一、古米尅俵 川内御蔵 五切五百文

之由、市中相場ハ尅斗弍升ニ而不足物、

一、尅切ニ付 八升五合

一、十一月廿九日より白米尅升百三十弍文と成、大豆

一、白尅升 百四十文

弍斗弍升、小尅ハ尅升ニ付七拾五文、小豆ハ尅升ニ

一、麦尅斗 百三十六文

付九十六文、

一、小豆尅升 百文

ク怨ミ相舎居、困米可有之と、猥リニ過分之申懸を以申合候儀ニ候哉も難計候へ共、清右衛門義兼而米穀金錢取扱之義ニ付而ハ、一統之難義も不顧、奸巧之所置、不法之御城下所行も在之、ケ様之怨ミ相懸候義ニも可在之候条、困米等在家明証も有之、其外奸巧之所置、御城下米穀払底為致候事跡も在之候ハ、可申出候、双方御引合、嚴重ニ被遊御糺明候へハ、衆人之怨、疑心も無之、明白ニ被相解候、最早御詮義ニも被相懸候間、集会之者并誰ニ不寄、前書之次第有之候ハ、御町奉行評定所御役人へ可申出候、此節相怨居、後日ニ集会於有之ハ、其咎本人よりも可被重候条、此旨早々相触廻シ、心付在之、面々ハ申出候様可仕候事、右之通り、御奉行衆被仰渡候間、其心得兼而之通り早速相通シ、宿より御用前へ相戻シ候様可有之候、此旨御町奉行衆依御改、如此候、已上、

十月十九日 相澤庄右衛門

米川十右衛門殿

御国内、当凶作ニ付、四民一統可及困難と屋形様日夜御安シ不被遊、窮民之義精々御評義、御寢食不被遊御安シ、被為尽 御心力候義、姫君様御窺被遊、至極御痛被遊、彼是思召被為尽候へ共、御女性様之御事故、御身廻り御分外御取縮被遊、せめて右を以忝人たり共渴命ニ至り候者、御救被成下度被 屋形様へ御相談被 仰上、至極御難渋之御時節ニハ被成御座候へ共、姫君様御仁恕之思召、無御余義御聞濟被為遊、御金千兩御拝領被遊候ニ付、右御金我等共へ被相渡候間、何分取計ヒ 姫君様思召相建候様、一統之御恵ニハ行渡リ兼候へ共、縦一夫一婦一日たり共渴命相凌候へハ、姫君様御本懐之義ニ候条、此段我等共取計 御仁心を押広メ上候様、粉骨を尽可相働旨被仰出候、如斯一夫一婦之義迄も、恐多も 御心力被為懸候義、堪感銘之難有事共、縦此上至り死候共、一日も生延御恩沢誰か可忘上様無之事ニ候条、此旨何も令勘弁、惣御町之者共へ、右思召之趣逐一可申含候、扱又御金ハ其方共江可被渡候処、先以米穀不令買方候而ハ、右取行ニも相成兼候事ニ候所、右買方等之儀ハ、主立之者無之候

吟味、段々ハ無之、御手伝も被相延候へ共、累年御窮  
迫之上、当年莫太之御手伝も被相止、其上大不作二付  
而ハ、金穀御出高ハ各別相減候へ共、常式御相續さへ  
可被相立様無之御時節、御扶助御救之御手当等迄、十  
方二行届可申様勿論無之候へ共、此節不被遊御救候而  
者、御任も不相立候条、何分御救も成下度、御吟味  
候へ共、今年之義ハ、御国本ニ不限、他邦共凶作二候  
へ者、御買穀之義も十分ニ可相成兼候条、各別之思召  
を以、御物置聊備金被相開、江州御知行所等二而、御  
買穀相成、御国元江被相下、微禄之者并輕キ御扶持人  
等、末々之者、右を以飢渴をも相凌候様被成下、且又  
御公務之外ハ、他所へも御合力金穀共被成御断、御  
内証向キハ被御打捨、御扶持方渡リ等を始、何分ニも  
渴命相凌、来新穀迄取続候様可仕候、其中ニも極貧ニ  
而可及飢渴者ハ、渴命願等申出候ハ、役々直々致見  
分、実ニ渴命難相凌者ハ、名前書立、役々直々罷出、  
夫々順々を以可申出候、上ニも御窮迫之御時節、ケ  
様之被尽御心力御手当成下候義、役々も致勘弁、配下  
へも宜敷可申諭候、縦及渴命、又ハ根元理合有之願之

筋二候迎も、集会強訴等理不尽之所置ニ至リ候而ハ、  
其事ニ而重キ御咎メも被仰付候事二候条、此段心得違  
無之様、可申諭候事、

右之通、御奉行様より被仰渡候由、白石三弥様、橋  
本平八郎様御立合ニ而被仰渡候事、

天明三年 大町壱弍丁め検断

十月廿日 米川十右衛門

(欄外朱書)

『十月廿一日 此度中村日向被相下、安倍清右衛門へ  
悪口申匄、不都之御触出ル 』

一、米穀払底二付、去月十八日・十九日、大條内蔵人  
様宅へ数人一同願ニ相越、或ハ中瀬川原江大勢集会、  
其上安倍清右衛門宅へ押込、悪口申匄、理不尽之所  
行有之候二付、夫々召捕候所、其内ニハ侍も相交リ、  
誠ニ如何程及渴命二候迎も、上をも不恐憚所行、  
犯科重々之至リ候、扨又渴命一通リニ而ハ、大勢ケ  
様之所行同意可致様無之、兼而安倍清右衛門奸巧深

一、不作致候年柄ハ、とふからし無之ものニ候間、飢渴之後候ハ、商売物ニ他所より調可申事、  
一、年々雨降之節ハ、塩不足成物ニ候間、可心懸事、

十月五日相場

一御蔵米壹俵ニ付四切と代五百文

但若林御蔵米也、原町ハ三切九百文迄

一餅米壹切ニ付 九升

一白米壹升 百五十文

一古玄米壹切ニ付 壹斗

同白米壹升 百廿八文

一新米壹切ニ付 壹斗三升

一白米壹升ニ付 百拾弐文

一大豆壹升 五十九文

一小豆壹升 七拾文

一、十月廿三日、芝田佐土様於御屋敷、安部清右衛門

御詮義有之、茂庭周防様へ本御預リニ相成候、御詮義罷歸り否、御囲之内へ御入被成候由、尤安倍清右

衛門 屋敷より、家来之者直々御牢舎致候事、

一、御制禁之内、濁酒造り方致、御牢舎致候者、十一月二日被相場候、罪付之義□中迄不相知候、糶室ハ被相場不申候、

一、十一月二日、豆腐壹丁ニ壹軒ツ、被相免候事、

御町奉行

当年御領内一統大不作ニ付、米穀払底故、飢渴ニも可相至哉と、一入 御城下ハ取騒キ、町人体大勢集会、理不尽之所行も相聞得候処、誠ニ以上ヲ不恐、軽・貧共ニ廻り不法之致方、他邦江も御外聞ニ相成、此段ハ重ク御吟味も在之事ニ候、ケ様之所置ニ至リ候へハ、畢竟米穀払底故、事起リ候哉と被 思召候、然ル処、何も可相心得居、上ニも過分之御損も在之、打続誠ニ御公務も難相調程之御時節ニ付、今年御家中一統重キ御手伝被 仰付、永久之御基本ヲも可被相立御吟味ニも候処、天災とハ乍申、天下一統之不作□而、御領内計ニも無之、公義ニも米穀御不足、諸国一統不通用ニ在之段、飢渴之趣ハ、所々相聞得候、此節御基本御

二候、年柄至而出廻り、諸物共ニおそく、稲未青  
ク御座候故、うむし米も漸少シ出申候、尤御払  
人前ニ付玄米売升か、白米ハ五合ツ、外渡リ方  
無之候、仍而惣体甚迷惑致候、每かり内之者相出  
し、飯米五合売升ツ、買集候故、大心支也、昔よ  
り不聞得故、記置也、』

(行間朱書)

『△諸々預リ屋敷并拝借屋敷、門前端々渴命ニ付、御  
払米成下度達シ出ル、何も代五百文位ツ、被下候  
而、親類組合江渴命不仕候様世話可仕被仰渡候  
事、』

当世曾我通人と申二言

よせ落書長文ニ而有之、又ハ歌等種々

あさましや 富士より高き 米相場

火の降江戸江 砂のふるらん

貧州米高郷下痛村

本高妻子置去りのなみた如来

くうやくわつの町人御作御丈売升并貧する尊者など申  
落書有、

右江戸中捨明店令開帳者也、

高さにや 此裏店の 戸を明て

つき米買に 出し世の中の あわれの待布子売ツある  
もの置吹きて、早すき合ニ附ニけり、

米高倉院の御宇ニ、油の高直大納言をして、小町人に  
歌よめとありければ、

腕の中 はけしき波ハ かわらねと

米喰人の 内そゆかしき

とよみければ、いとしき歌成とて、しんこづ食集くれ  
るなり、

世の中 砂をにせよと 降砂を

毛砂横砂 あしき事砂

毛灰降 神代もきかぬ 米直段

かゆくハなへに 水きれるとハ

開帳

十月十八日

(行間朱書)

『△十月十九日、今年大不作ニ付、品々下々取騒キ、不都合之儀ニ付、且格別之思召を以、御物置御備金被取開、江州御知行所等ニ而穀御買方被遊、被相廻、御扶持方等渡し被相備、右様も深キ思召在之、御吟味成下、品々書立を以、日向殿御筆頭、御奉行衆惣列座ニ而 被仰渡候事、右ニ付何も麻上下ニ而御礼ニ罷出候事、』

(行間朱書)

『一、十一月十八日頃、米穀至而段々高直ニ相成リ、御蔵米ハ尅俵ニ付金五切五百文位也、夫も不足もの也、十二月始ハ尅俵五切位ニ御座候処、弥増引揚申候、玄米御扶持方も、至而不渡リニ而、十一月玄米百俵 請取高之者、十一月末ニ貳俵相渡リ候、十二月ニ至リ、貳俵相渡リ、十二月十六日ニ大 豆貳俵渡リ申候、右之順を以、高下ニより尅

俵又ハ三俵と申様、米被相渡候、御扶持方取も、

尅俵或貳俵三俵と、十月分当月分を被相渡候、當時町直段尅切ニ付尅斗、或ハ九升五合位也、』

(行間朱書)

『大豆尅升八拾文程、小豆尅升百貫文、白米尅升百四十八文より百六十迄、餅米白米百八十文位迄、一・二ノ迫辺ハ、尅切ニ付米尅斗三升位、大豆ハ貳斗三四升也、』

(行間朱書)

『△米払底ニ付、町々御払米九月廿日より御払方、三ヶ所へ相売候、十九日迄尅ヶ所ニて御払方相成候様ニハ込合不申候へ共、忽うり払ニ相成候とて、買付うれ不申、何も致方無之、買兼候者ハ、餅或つみ入など、一飯ノ代ニ買候而給候由、多ク相聞得申候、只ノ騒動ニ無之、前代未聞之事ニ候、尤白米尅升九拾文、無心買ニハ百文余ニ在之、此間うむし米少々相出候由、尅升白米ニ而八拾八文位

一、米三升ツ、

右同断

同

佐藤屋権平

右四人ニ而八幡堂不残引申候、

安達屋与十郎  
同 与四兵衛

一、代三百文ツ、

右同断

同

庄子屋与兵衛

一、代五百文ツ、 栗原仁右衛門

右八幡堂坊主町中嶋町其外近隣之宿守不残引申

一、代貳百文ツ、

右同断

武者屋万右衛門

候、

南木町

一、代貳百文ツ、

右同断

船山屋太郎兵衛

一、味噌三升ツ、 船田惣右衛門

右柳町壺丁不残引、

同

一、代貳百文ツ、

同

山田屋弥七

右飢渴ニ付、濁酒御停止ニ相成候処、間々清酒在之、  
雖然と壺盃五拾八文六拾文ニ而、輕キ御方御難儀之上、  
内々ニ而濁酒作り売致候者在之、壺盃廿貳文、もろミ

荒町

一、味噌三升

荒町壺丁不残引申候、

吉田屋太助

八幡堂

一、代壺貫文ツ、

佐藤屋源兵衛  
い藤屋仁兵衛

二商売致候処、後ニハ余リ広ク相成、依之御町同心右  
酒相改候上、被召捕候者、大町貳丁目横丁常盤屋孫右  
衛門、大町五丁目大和屋弥兵衛、右兩人御町奉行屋敷  
へ参り、夫より直々御牢舎仕候、荒町ニも四五人被召  
捕、是も御牢舎致候由、名前不相知、追而相記可申事、

木町老丁不残引申候、

一、代八百文ツ、古木市兵衛

同

一、味噌老重 日野屋仁兵衛

国分町老丁目不残引申候、但出入之者へハ老歩之所も在之、

右同断

一、代五百文ツ、奈良屋八兵衛

一、代弍百文ツ、及川屋武兵衛

右同断、出入之者へハ八百文之所も在之、

右同断

一、代三百文 真野屋利兵衛

一、代弍百文ツ、相澤屋治兵衛

右同断

右同断

一、代三百文ツ、森屋佐治兵衛

一、代四百文ツ、安倍清右衛門様

右同断

北材木町不残引申候、十月五日騒動後二御座候、

十九軒

一、弍百文ツ、嶋屋清右衛門

一、代三百文ツ、雁金屋七兵衛

賀川屋権六

右同断

右ハ出入之衆へ計、

川原町

国分町検断

一、米老俵 借家当年中 斎藤太郎左衛門

一、大豆五升ツ、安部屋利右衛門

川原町老丁不残、始り八月廿五日

無宿賃

一、味噌老重 西郡屋万右衛門

川原町不残引申候、

一、米式升・麦壺升宛 日野屋新三郎

大町壺式丁目、肴町壺丁目へ計、内米三升と麦

壺升引候処も在之、

一、代三百文ツ、 長井屋源兵衛

大町肴町壺式丁目

一、代三百文ツ、 長井屋五郎兵衛

大町■式丁め、肴町式丁目計、

一、代式百文ツ、 長井屋源右衛門

大町三丁目より壺丁目、肴町壺丁めより下八軒

迄、

一、代式百文ツ、 福島屋文右衛門

大町肴町式丁目拔々

一、代百文ツ、 菊池久左衛門

石川屋権十郎

高橋屋平七郎

佐藤屋助五郎

右四人、大町壺式丁め計、

肴町式丁目

一、代式百文ツ、 長井屋惣五郎

右肴町一丁目不残引申候、

一、代式百文ツ、 可丸屋又兵衛

右同断

本木町

一、代四百文也 安部市郎治

いせ屋平三郎

針屋長十郎

小笠原屋利右衛門

浅野屋清兵衛

右五人ニ而四百文、木町壺丁江不残引申候、然

シ壺人ニ付八拾文之割ニ而、色々張紙ニ而悪事

申伝候、

北材木町

一、代百文ツ、 石川屋幸八

十月廿日相場、壹貫七百文、九日より十七日迄、白米

壹升百弍拾文 同廿日

古米壹分二付 壹斗壹升

白米壹升 百拾弍文

新米壹分二付 壹斗三升

白米壹升 百〇八文

大豆壹升 五拾弍文

新「」 四拾八文

小豆壹分二付 壹斗七升三合

同壹升二付 六拾七文

麦壹歩二付 壹斗三升八合

同 壹升 八拾五文

蒸麦 右同断

引錢覚

大町壹丁目

一、代弍百文宛

高橋彦惣

大町肴町共二壹弍丁目裏店不残引申候、他町出入之衆へハ、米五升八升位、其外後々引錢致候

事、

一、代弍百文宛

右同断

川村屋長兵衛

一、代三百文宛

大町肴町壹弍丁目へ引申候、

田中屋勝助

一、代百文

大町壹弍丁目、肴町壹丁目計、

中村屋安兵衛

一、百文宛

得可主屋治右衛門

中村屋十兵衛

堺屋長四郎

大黒屋惣兵衛

岡田屋勘兵衛

近江屋源右衛門

右六人、大町壹弍丁目、肴町壹丁目へ拔々、

共へ被引渡、八月ニ利潤金勘定、何も当分ニ利潤可令得益候、尤右買方修法等之儀ハ、追々吟味可申聞候、以上、

十月九日

(欄外朱書1)

『△八月廿四日、当作毛大不作、飢饉之模様、最早相聞得候ニ付、廿日頃より米穀直段過分高直ニ相成候上、世上一統一向と申程払米無之、所々無心買二、漸尅式升ツ、集買致候、白米尅升八十八文九拾文位ニ無心買致候、所々町蔵改相入、所々少しハ米相出候由也、無類之払底ナリ、粥糧雜飯等相用可申品ニ御触出ル、』

(欄外朱書2)

『九月十五日、当不作ニ付、当年御手伝御免成下、  
一、当年中御吟味之上、御手伝可被 仰付旨、御奉行衆御列座ニ而、将監殿被仰渡候由、有書物、右ニ付頭々江惣体罷出、御礼申上候事、』

(欄外朱書3)

『△九月十九日暮頃より、北尅番丁木町通り角阿部清右衛門屋敷前へ、諸人大勢相集、長屋塀等うち破、大騒動ニ候、同夜四ツ頃ニハ、御月番大町将監殿御宅へ、若老衆大條蔵人、古田舍人并御家老衆ハ惣体、出入司御目付等御物頭、組頭共兩人御呼出シニ而罷出居、御吟味ニ相見得申候、取しつめ之ため、御目付御歩目尅番丁へ被指遣候、八ツ時分御目付兩人引取、退散仕候段申達候事、清右衛門屋敷塀不残、長や所々打破り、門扉も打破、内証も郡々ニ打破候由也、翌日より三四日、見物人群衆をなし候由、仙台輪中ニ而如斯、前代未聞之事也、打破候時、人勢音（付脱カ）す鳴リ夥敷方ニ而、小田原辺迄聞得申候、二三千人集り候由唱也、』

(欄外朱書4)

『○十月初、御城下在々迄、御徒目付、御小人目付等被相廻、困穀被相改候事、』

殿同所へ罷出、被申合候処、同夜五ツ頃より安倍  
清右衛門屋敷へ押込候事、

(行間朱書)

『○九月末、二日町大黒屋清七ニテ、米御売方被相立、  
忝人ニ付玄米壹升宛御払被下、直段七十五文ツ、此

節市中相場

一、白米壹升八十六文ヨリ九十式文迄、

一、金壹切ニ付 玄米壹斗三升

一、大麦一升 百五文

一、から麦壹升四十七文

一、白大豆六十式文

一、小豆壹升六十八文

此節清濁酒、納豆、元糍、豆腐、御分領中御停止、』

天明三年御触留 此外数多御座候事、

一、当年

御城下米穀甚払底ニ付、諸人至極及迷惑ニ、日々東  
西令奔走、穀物買求候外無他事、面々産業も至兼、

御町方之者等、別而令困難候処、御領内当作毛非常  
之凶作ニ在之候得共、明年之儀ハ猶更払底之義、見  
渡り候事ニ而、前以不被相備候而ハ、御町方輕キ物  
等、餓死ニも可相至と、此段猶我等共甚不安事ニ候、  
仍而面々遂吟味、此度相達御吟味之上、当新石於在  
々ニ壹万石之高ニ買方為致候様被仰渡候、右買方、  
其方共ニ申渡候間、買金等之義ハ、何分其方共指働  
キ、右穀高令買方、惣御町之者共、明年饑渴相凌候  
様備相立居候ハ、何も安堵之事ニ候条、此旨令勘  
弁、御買穀等へ不障候様、居入吟味、令買方候様可  
申事、

但、右金買方之穀、其場所次第之事ニ候へ共、先  
ハ石ノ卷迄川下ケ、於同所御役人改相受、蒲生・  
塩釜之内へ相廻シ、

御城下令引着候ハ、其方共ニ右穀可相渡候間、  
御町横目并其町検断等立合、右石高改相受候上、  
面々取仕舞置、来二月より八月迄、毎月割合を以、  
惣御町之者へ、時相場より少分ツ、も下直ニ相払、  
右金代老丁切、於検断方其時々取集メ、直々其方

1 天明三癸卯年凶作留

年不詳

(表紙)

天明三癸卯年凶作留

附録

一貞山様御代

寛永十四丁丑年 大凶年

同 十八辛巳年 大凶年 大餓死有

家康公薨以後廿二年後也、此年塩モナク、人々難義、鈎カキノ煤スヲ取、塩ノ代ニ喰フト云、

一、宝曆六年凶年、此年東照宮御祭礼渡シ物尅ケ年相  
休、同七年・八年兩年渡しもの出ル、

但宝曆貳年三年有渡物、同四年休、同五年・六

年ト渡物可在之所、凶年ニ付休ニナル、

一、天明三癸卯年大凶作ニ付、渡しもの願之上、銘々  
屋敷前ニ仕懸置、為見候事、此年国民衰ヒ候ものニ  
相見得、同四年、五年、六年、七年、八年、寛政元  
年、同貳年ト七ケ年休、寛政三年ニ至リ、凶年後初  
而渡しもの出ル、

是年万民御祭礼渡し物在之由ニテ、御城下中大群集  
ノ由相聞得申候、尤世華ウツ一変シテヨシト聞得申候、

其後天明七年江戸并御近在飢饉ニテ、公儀ママテ御救米  
等被下候事ニ相聞得申候、尤天明三年ハ渡しもの、当  
年ハ不作ニ付、来年へ被相延候由、先々ニ被仰渡候、  
町より願ニ付、屋敷前へしかけ置、為見候由也、随分  
見物人大勢群衆致候事、

○一、同年五月末、信州浅間山焼崩レ、諸国へ石砂灰  
降、仙台ニも如雪降、甲州辺ハ洪水ニ而、田地相  
廢レ、死人数百人有之由之事、

○一、夏中より雨降続、御分領中米穀払底ニ付、八月  
末より一統騒キ、九月十八九日大條内蔵人殿へ大  
勢願ニ罷出、其後中瀬川原江相集候所、右内蔵人

- 一、行間の追記については「」内に記し、原本に従って本文中の適切な箇所に入した。ただし分量が多い場合には、煩雑さを避けるため適宜「」でくくった上で（追記）としてまとめた箇所がある。
- 一、割書で記されている部分については「」でくくり、一行で記した上で、原本の表記に従って本文中の適切な箇所に挿入した。
- 一、原史料の抹消箇所については抹消のように示し、直後に訂正後の記載を本文にそのまま挿入した。塗りつぶされて判読できない箇所については、字数に応じて■などのように示した。
- 一、職業や身分、身体等に関する卑称や賤称を原史料の表記のまま使用している。これは事実に基づく客観的な研究に資することを目的とするものであり、これらの呼称や差別を容認するものではない。

\*追記 東北大学リポジトリへの掲載に際して、出版後に確認できた範囲での誤読について修正を行った。

(二〇二〇年七月一日 佐藤大介・記)

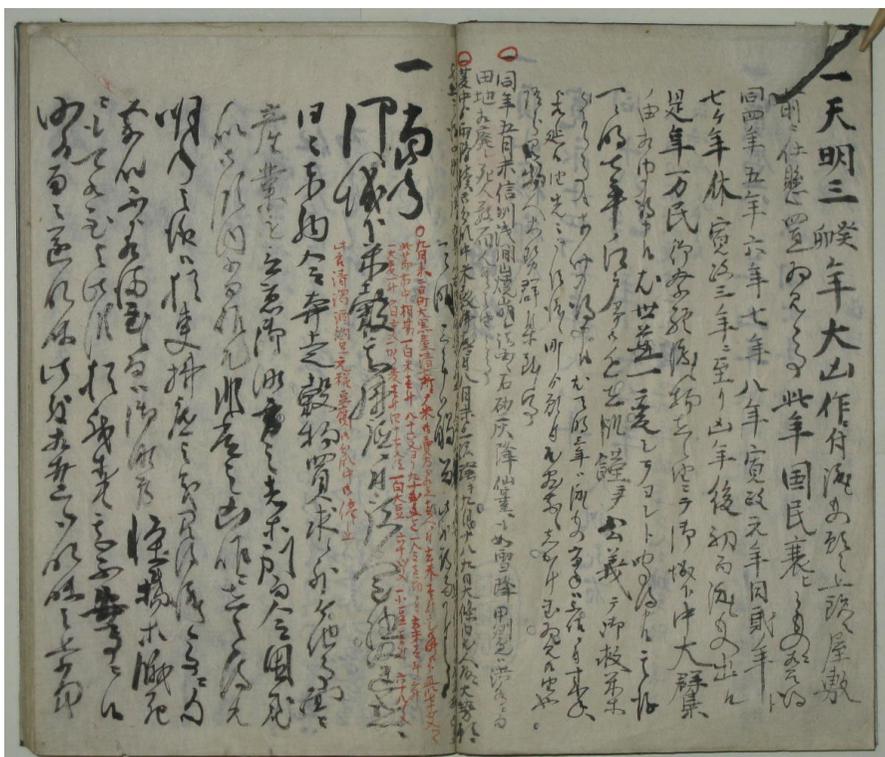
## 凡例

- 一、収録史料の冒頭に、原題あるいは内容により表題・年号（和暦および西暦）を示した。
  - 一、漢字は原則として常用漢字を用いた。
  - 一、助詞として用いられている「与」、「者」、「江」を除き、変体仮名や合字については原則として現行の仮名に改めた。
  - 一、本文には適宜読点「、」および並列点「・」を付した。
  - 一、欠字は一字あけとし、平出・台頭については原則として二字あけとした。
  - 一、文意の通じない部分や、文字の異同がある部分についてはその右側に（ママ）を付し、疑問のある部分には（カ）を付した。
  - 一、誤字・脱字の可能性がある箇所についてはその右側に（ ）で示した。
  - 一、原本の破損で判読できない部分は、字数に応じて□□で示した。字数の不明なものについては「 」で示した。なお関係史料から欠損部分が判明する箇所については、冒頭に注を付した上で出典「 」内に補記した。
- \* 1 「玉虫崇茂日記中の天保飢饉記事」阿刀田令造『郷土の飢饉もの』（斎藤報恩会 一九四三）
- \* 2 『源貞氏耳袋』1～15（「源貞氏耳袋」刊行会編 二〇〇七～八年）
- 例）1巻の史料番号一より引用した場合 ↓\* 2 / 1—1
- 一、本文と区別すべき部分は「 」でくくり、原則として傍注で種類を示した。朱書きの部分は『 』でくくり（朱書）と傍注を示した。

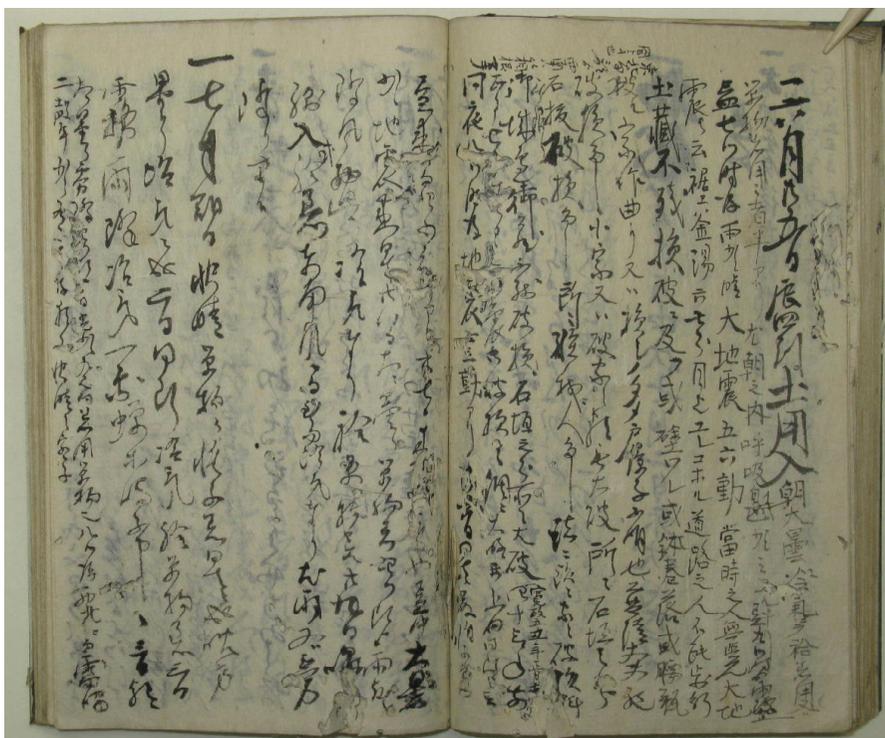
# 目次

凡例

史料 1	「天明三癸卯年凶作留」	1
史料 2   1	「天保凶歲日記」一	28
史料 2   2	「天保凶歲日記」二	74
史料 2   3	「天保凶歲日記」三	140
史料 2   4	「天保凶歲日記」四	183
史料 2   5	「天保凶歲日記」五	246



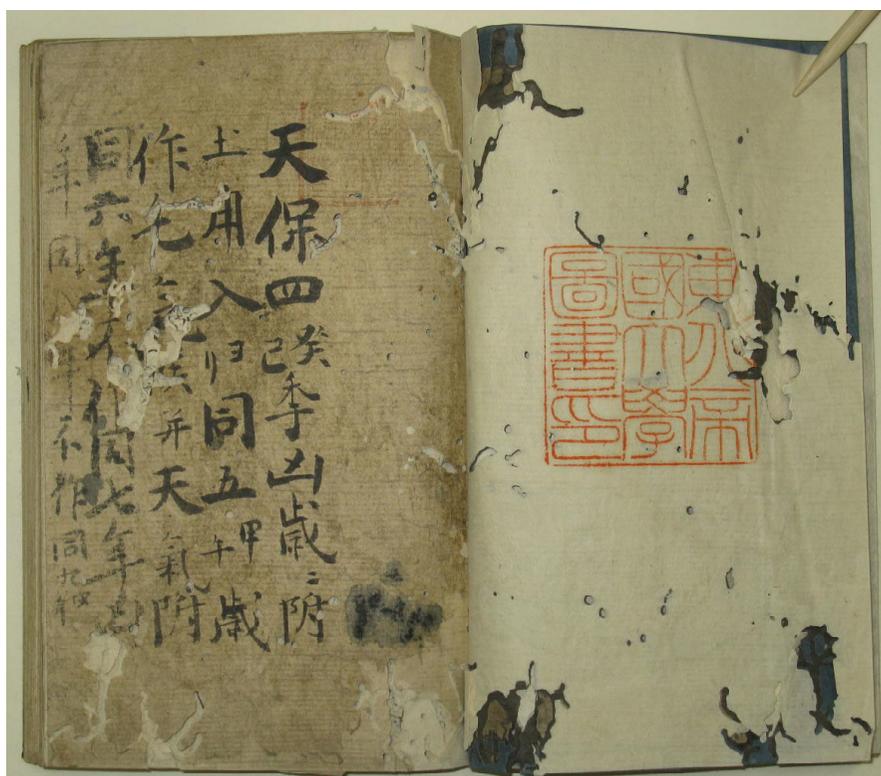
『天明三癸卯年凶作留』天明3年飢饉記事の冒頭部分



『天保凶歳日記』天保6年6月25日 大地震の記事



別所万右衛門記録『天明三癸卯年凶作留』



別所万右衛門記録『天保凶歳日記』



東北アジア研究センター叢書 第38号

『18〜19世紀仙台藩の災害と社会 別所万右衛門記録』史料編

# 別所万右衛門記録

佐藤 大介 編

18～19世紀仙台藩の災害と社会 別所万右衛門記録  
(東北アジア研究センター叢書 第38号)

---

2010年2月26日発行 非売品

編著者 佐藤 大介  
発行者 東北大学東北アジア研究センター  
〒980-8576 仙台市青葉区川内 41  
印刷 東北大学生生活協同組合 プリントコープ  
〒980-8579 仙台市青葉区荒巻字青葉 6-6  
工学部中央厚生会館

---

ISBN 978-4-901449-64-9